

# 相模原市地域防災計画

## 資料編

(令和5年5月修正)

相模原市防災会議



# 相模原市地域防災計画（資料編）

## 目 次

### 1 防災会議・災害対策本部

- 1-1 相模原市防災会議条例……………【危機管理局】資 1-1
- 1-2 相模原市防災会議運営要綱……………【危機管理局】資 1-3
- 1-3 相模原市防災会議委員名簿……………【危機管理局】資 1-4
- 1-4 相模原市災害対策本部条例……………【危機管理局】資 1-6
- 1-5 相模原市災害対策本部職員の任命に関する規則……………【危機管理局】資 1-7

### 2 連絡先一覧

- 2-1 市……………【各局・区】資 2-1
- 2-2 県……………【危機管理局】資 2-5
- 2-3 指定地方行政機関……………【危機管理局】資 2-7
- 2-4 指定公共機関……………【危機管理局】資 2-8
- 2-5 指定地方公共機関……………【危機管理局】資 2-8
- 2-6 公共的団体……………【関係各局】資 2-9
- 2-7 自衛隊……………【危機管理局】資 2-9

### 3 情報の受伝達

- 3-1 神奈川県防災行政通信網構成機関及び回線系統図……………【危機管理局】資 3-1
- 3-2 地域防災無線設置場所……………【危機管理局】資 3-2
- 3-3 防災行政用同報無線（ひばり放送）設置場所……………【危機管理局】資 3-9
- 3-4 広報車両及び広報区域……………【財政局、危機管理局、市民局、消防局】資 3-23
- 3-5 火災・災害等即報要領の直接即報の基準……………【危機管理局、消防局】資 3-24
- 3-6 放送を活用した避難勧告等の情報伝達申し合わせ……………【危機管理局】資 3-26
- 3-7 避難情報文案……………【危機管理局】資 3-30
- 3-8 相模原市火災警報規則……………【消防局】資 3-32
- 3-9 相模原市防災行政用無線局管理運用規程……………【危機管理局】資 3-33
- 3-10 相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱……………【危機管理局】資 3-37

### 4 避難・受入れ

- 4-1 避難所及び救護所一覧表……………【危機管理局、健康福祉局、各区役所、教育局】資 4-1
- 4-2 広域避難場所一覧表……………【危機管理局、環境経済局、教育局】資 4-7
- 4-3 一時避難場所一覧表……………【危機管理局、各区役所】資 4-11
- 4-4 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション一覧表……………【危機管理局、各区役所】資 4-43
- 4-5 広域応援活動拠点等一覧表……………【危機管理局、総務局、消防局】資 4-45
- 4-6 後方医療機関一覧表……………【健康福祉局】資 4-46
- 4-7 救援物資受入れ拠点一覧表……………【環境経済局】資 4-46
- 4-8 学校給食施設及び炊き出し物品保有施設一覧表……………【教育局】資 4-47
- 4-9 多数遺体収容施設一覧表……………【市民局、健康福祉局、各区役所、教育局】資 4-50

## 5 物資・復旧資機材

- 5-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表……………【危機管理局、各区役所、教育局】資 5-1
- 5-2 防災用備蓄資機材一覧表……………【危機管理局、健康福祉局、都市建設局、各区役所】資 5-6
- 5-3 水防倉庫一覧表……………【消防局】資 5-38
- 5-4 緊急遮断弁付受水槽設置状況表……………【関係各局】資 5-39
- 5-5 飲料水兼用貯水槽一覧表……………【危機管理局】資 5-44
- 5-6 防疫活動用備蓄機材一覧表……………【健康福祉局】資 5-44

## 6 緊急輸送

- 6-1 市保有車両一覧表……………【各局・区】資 6-1
- 6-2 緊急輸送道路路線図……………【都市建設局】資 6-3
- 6-3 市指定緊急輸送道路……………【都市建設局】資 6-4
- 6-4 県指定緊急輸送道路……………【都市建設局】資 6-8
- 6-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場……………【こども・若者未来局、環境経済局、教育局】資 6-10
- 6-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場……………【危機管理局】資 6-10

## 7 危険物施設

- 7-1 危険物施設数一覧表……………【消防局】資 7-1
- 7-2 火薬類取扱事業所数一覧表……………【消防局】資 7-2
- 7-3 高圧ガス取扱事業所数一覧表……………【消防局】資 7-2
- 7-4 液化石油ガス取扱事業所数一覧表……………【消防局】資 7-2
- 7-5 毒物・劇物事業者数一覧表……………【健康福祉局】資 7-3
- 7-6 放射性物質取扱事業所数一覧表……………【危機管理局】資 7-3

## 8 災害警戒区域等

- 8-1 重要水防区域一覧表……………【危機管理局、都市建設局、消防局】資 8-1
- 8-2 河川水位観測所……………【危機管理局、都市建設局、消防局】資 8-3
- 8-3 城山ダム放流警報施設位置図……………【危機管理局、相模川水系広域ダム管理事務所】資 8-5
- 8-4 市が管理する雨水調整池等……………【都市建設局】資 8-6
- 8-5 流域貯留浸透施設一覧表……………【都市建設局】資 8-9
- 8-6 異常気象時の通行規制区間について……………【都市建設局】資 8-10
- 8-7 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表……………【危機管理局】資 8-11
- 8-8 防火地域、準防火地域指定状況一覧表……………【都市建設局】資 8-11
- 8-9 孤立対策推進地区一覧表……………【各区役所】資 8-12
- 8-10 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設……………【関係各局】資 8-14

## 9 災害救助法

- 9-1 災害救助に係る神奈川県資源配分計画……………【関係各局】資 9-1
- 9-2 応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画……………【都市建設局】資 9-6
- 9-3 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書……………【健康福祉局】資 9-10
- 9-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程……………【危機管理局】資 9-13

## 10 被災者支援

- 10-1 住家及び市有建物の被害調査実施要領……………【財政局】資 10-1
- 10-2 相模原市令和元年台風第19号に係る宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業  
実施要綱……………【都市建設局】資 10-3
- 10-3 相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例……………【健康福祉局】資 10-5
- 10-4 相模原市小災害見舞金支給要綱……………【健康福祉局】資 10-8
- 10-5 相模原市風水害り災者住宅改良資金利子補給要綱……………【健康福祉局】資 10-10
- 10-6 生活福祉資金の概要……………【健康福祉局】資 10-12
- 10-7 被災者生活再建支援金の概要……………【健康福祉局】資 10-13
- 10-8 生業資金の融資制度……………【環境経済局】資 10-15

## 11 協定等（情報収集）

- 11-1 無人航空機による情報収集等に関する協定書(総合警備保障株)……………【危機管理局】資 11-1
- 11-2 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書  
(町田市、(特非)クライシスマップーズ・ジャパン)……………【危機管理局】資 11-4
- 11-3 大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書  
(（公社）隊友会 神奈川県隊友会県北支部)……………【危機管理局】資 11-6
- 11-4 無線機器の貸与に関する覚書(相模原市役所アマチュア無線クラブ)……………【危機管理局】資 11-12
- 11-5 無人航空機による情報収集等に関する協定書による活動協力に関する協定書  
(株AIRWOLF)……………【危機管理局】資 11-13

## 12 協定等（広報）

- 12-1 災害時における放送等に関する協定書(株ジェイコムイースト)……………【危機管理局】資 12-1
- 12-2 防災行政用同報無線放送の再送信に関する協定  
(株ジェイコムイースト相模原・大和局)……………【危機管理局】資 12-3
- 12-3 災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株)……………【危機管理局】資 12-8
- 12-4 防災への取り組みに関する協定書(グーグル株)……………【危機管理局】資 12-10
- 12-5 災害時における放送要請に関する協定(横浜エフエム放送株)……………【危機管理局】資 12-12
- 12-6 災害情報等の放送に関する協定書(株エフエムさがみ)……………【市長公室】資 12-14
- 12-7 災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書(株エフエムさがみ)……………【危機管理局】資 12-15
- 12-8 災害時における放送要請に関する協定(株テレビ神奈川)……………【危機管理局】資 12-17
- 12-9 避難所等の情報提供に関する協定書  
(ファーストメディア株、三井住友海上火災保険株)……………【危機管理局】資 12-18
- 12-10 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書  
(相模原市印刷広告(協組))……………【市長公室】資 12-19
- 12-11 地域貢献型広告に関する協定書(東電タウンプランニング株神奈川総支社)……………【市長公室】資 12-21

## 13 協定等（消防）

- 13-1 東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定(東京消防庁)……………【消防局】資 13-1
- 13-2 神奈川県下消防相互応援協定(神奈川県内市町)……………【消防局】資 13-5
- 13-3 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領……………【消防局】資 13-7
- 13-4 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定  
(東京消防庁、山梨県内関係市町、富士五湖広域行政事務組合)……………【消防局】資 13-11
- 13-5 相模原市と上野原市との消防相互応援協定(上野原市)……………【消防局】資 13-14

13-6	相模原市と都留市との消防相互応援協定書(都留市) ……………	【消防局】	資 13-17
13-7	町田市と相模原市との消防相互応援協定(消防団)(町田市) ……………	【消防局】	資 13-18
13-8	八王子市と相模原市との消防相互応援協定書(消防団)(八王子市) ……………	【消防局】	資 13-21
13-9	相模原市と清川村との消防相互応援協定書(消防団)(清川村) ……………	【消防局】	資 13-24
13-10	相模原市と道志村との消防相互応援協定書(消防団)(道志村) ……………	【消防局】	資 13-26
13-11	相模原市と上野原市との消防相互応援協定書(消防団)(上野原市) ……………	【消防局】	資 13-28
13-12	災害時における相模湖遊船協同組合の協力に関する協定(相模湖遊船(協組))	【消防局】	資 13-30
13-13	災害時における津久井湖遊船協会の協力に関する協定(津久井湖遊船協会)	【消防局】	資 13-32
13-14	災害時におけるコンクリートミキサー車を活用した協力に関する協定 (西東京相模生コンクリート(株)、(株)関戸運輸) ……………	【消防局】	資 13-34
13-15	災害時におけるコンクリートミキサー車を活用した協力に関する協定 (第一コンクリート(株)、湘南第一運輸(株)) ……………	【消防局】	資 13-36
13-16	災害時におけるコンクリートミキサー車を活用した協力に関する協定 (関東宇部コンクリート工業(株)、(株)ユーキャリア、(有)三多摩生コン輸送) ……	【消防局】	資 13-38
13-17	大規模地震時における相模原沈殿池の使用に関する覚書(横浜市) ……………	【消防局】	資 13-40
13-18	大規模地震発生時における高所監視に関する協定書 (ザ・ハシモトタワー団地管理組合) ……………	【消防局】	資 13-41
13-19	消防活動の協力に関する協定書((一社)神奈川県建物解体業協会) ……………	【消防局】	資 13-42
13-20	宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書 (公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団) ……………	【消防局】	資 13-44

#### 14 協定等(医療・衛生)

14-1	救護所における災害時医療救護活動に関する協定 (一社)相模原市医師会) ……………	【健康福祉局】	資 14-1
14-2	災害時における医療救護活動に関する協定 (公社)相模原市病院協会、(公社)神奈川県看護協会相模原支部) ……	【健康福祉局】	資 14-3
14-3	災害時における医療救護活動に関する協定 (公社)神奈川県柔道整復師会相模支部) ……………	【健康福祉局】	資 14-5
14-4	災害時における医療救護活動に関する協定((公社)相模原市薬剤師会)	【健康福祉局】	資 14-7
14-5	災害時における医療救護活動に関する協定((公社)相模原市歯科医師会)	【健康福祉局】	資 14-9
14-6	相模原市災害医療コーディネーターの派遣に関する協定書 (一社)相模原市医師会) ……………	【健康福祉局】	資 14-11
14-7	相模原市災害医療コーディネーターの派遣に関する協定書 (学)北里研究所北里大学病院) ……………	【健康福祉局】	資 14-13
14-8	災害時における入浴支援等に関する協定 (神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合相模原支部) ……………	【健康福祉局】	資 14-15
14-9	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書・協定実施細目 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会) ……………	【健康福祉局】	資 14-17
14-10	災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書・協定実施細目 (神奈川県葬祭業(協組)、(一社)全国霊柩自動車協会) ……………	【健康福祉局】	資 14-23

#### 15 協定等(応急・復旧)

15-1	災害時における応急復旧活動に関する協定書(神奈川県土木一般労働組合相模原支部、相模中央建設組合、相模大野建設組合、相模原総合建設組合、津久井建業組合)	【危機管理局】	資 15-1
15-2	災害時における応援に関する協定(相模原建築保全事業(協組)) ……………	【危機管理局】	資 15-3

15-3	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド(株)相模原支社) ……………	【危機管理局】 資 15-5
15-4	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (神奈川県、(一社)プレハブ建築協会) ……………	【都市建設局】 資 15-7
15-5	災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(一社)全国木造建設事業協会) ……………	【都市建設局】 資 15-9
15-6	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(一社)日本木造住宅産業協会神奈川県支部)	【都市建設局】 資 15-11
15-7	災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(一社)神奈川県建設業協会) ……………	【都市建設局】 資 15-13
15-8	災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(一社)神奈川県建築士事務所協会) ……………	【都市建設局】 資 15-15
15-9	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(一社)日本ムービングハウス協会) ……………	【都市建設局】 資 15-17
15-10	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(公社)神奈川県宅地建物取引業協会) ……………	【都市建設局】 資 15-19
15-11	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(公社)全日本不動産協会神奈川県本部)	【都市建設局】 資 15-21
15-12	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会)	【都市建設局】 資 15-23
15-13	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書 (神奈川県、県内救助実施市、神奈川県電気工事工業組合) ……………	【都市建設局】 資 15-25
15-14	災害時における応援に関する協定(相模原市電設協会) ……………	【財政局】 資 15-27
15-15	災害時における応援に関する協定(相模原造園(協組)) ……………	【都市建設局】 資 15-29
15-16	大規模災害発生時における占用許可物件の応急復旧等に関する覚書 (東京電力(株)相模原支社、東日本電信電話(株)東京事業部、東京ガス(株) 湘南導管ネットワークセンター) ……………	【都市建設局】 資 15-31
15-17	大規模災害発生時における占用許可物件の応急復旧等に関する覚書 (神奈川県企業庁) ……………	【都市建設局】 資 15-34
15-18	災害時における応援に関する協定・協定細則 (一社)相模原市建設業協会) ……………	【都市建設局】 資 15-36
15-19	災害時における応援に関する協定書・協定細則 (相模原市津久井地区建設業連絡協議会) ……………	【都市建設局】 資 15-39
15-20	災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書 (一社)神奈川県測量設計業協会) ……………	【都市建設局】 資 15-42
15-21	災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書 (神奈川県地質調査業協会) ……………	【都市建設局】 資 15-44
15-22	災害時における設計、調査等の応急対策業務に関する協定書(神奈川県建設 コンサルタント協会、(一社)建設コンサルタント協会関東支部) ……………	【都市建設局】 資 15-46
15-23	大規模災害時における建設機械器具等の支援に関する協定書 (一社)日本建設機械レンタル協会神奈川県支部) ……………	【都市建設局】 資 15-48
15-24	災害時の給食施設におけるガス器具緊急保守点検及び修繕に関する協定書 (公社)神奈川県LPガス協会相模原支部・津久井支部) ……………	【教育局】 資 15-50
15-25	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定 (一社)地域環境資源センター) ……………	【都市建設局】 資 15-53
15-26	緊急時における凍雪害対策に係る協定書 (相模原市建設関連団体連絡協議会) ……………	【都市建設局】 資 15-55

15-27	凍雪害対策に関する協定書 (相模原市建設関連団体連絡協議会) .....	【都市建設局】	資 15-56
15-28	被災建築物応急危険度判定等に係る協力に関する協定書 (神奈川県建築物震後対策推進協議会、神奈川県建築会議) .....	【都市建設局】	資 15-57
15-29	災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定 (神奈川県土地改良事業団体連合会) .....	【環境経済局】	資 15-59
15-30	電気自動車を活用した災害連携協定(日産自動車㈱、神奈川県日産自動車㈱、 ㈱日産サテリオ湘南、日産プリンス神奈川販売㈱、 東京電力パワーグリッド㈱相模原支社、㈱ノジマ) .....	【環境経済局】	資 15-61
15-31	災害時における復旧支援協力に関する協定 (㈱日本下水道管路管理業協会) .....	【都市建設局】	資 15-68
15-32	宅地防災等に関する協定書(㈱地盤品質判定士会) .....	【都市建設局】	資 15-70
16	協定等 (応急給水)		
16-1	災害時における応急給水に関する協定書(県北管工事(協組)、相模原市管工事 設備(協組)、津久井管工事(協組)、相模原市管工事協会) .....	【健康福祉局】	資 16-1
16-2	応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁) .....	【健康福祉局】	資 16-3
16-3	公益社団法人 日本水道協会神奈川県支部災害総合応援に関する覚書 (㈱日本水道協会神奈川県支部) .....	【都市建設局】	資 16-4
17	協定等 (燃料)		
17-1	災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書 (㈱神奈川県L Pガス協会相模原支部) .....	【財政局】	資 17-1
17-2	災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書 (㈱神奈川県L Pガス協会津久井支部) .....	【財政局】	資 17-5
17-3	災害時における燃料の供給の協力に関する協定 (神奈川県石油商業組合相模原支部) .....	【財政局】	資 17-9
17-4	災害時における燃料供給の協力に関する協定 (神奈川県石油商業組合津久井支部) .....	【財政局】	資 17-11
18	協定等 (物資)		
18-1	災害時における生活必需物資供給の協力に関する協定書 (相模原市防災設備(協組)) .....	【危機管理局】	資 18-1
18-2	災害時における段ボール製品の調達に関する協定 (東日本段ボール工業組合) .....	【危機管理局】	資 18-4
18-3	災害時におけるドラム缶の供給等の協力に関する協定書(日鉄ドラム㈱) .....	【危機管理局】	資 18-6
18-4	災害時における物資の輸送等に関する協定(㈱神奈川県トラック協会) .....	【財政局】	資 18-8
18-5	災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川県倉庫協会) .....	【環境経済局】	資 18-10
18-6	災害時の物資の配送等に係る協力に関する協定書(旭フォークリフト㈱) .....	【環境経済局】	資 18-12
18-7	生活必需物資の調達に関する協定書(相模原市商店会連合会) .....	【環境経済局】	資 18-14
18-8	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (相模原商工会議所) .....	【環境経済局】	資 18-16
18-9	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(4町商工会) .....	【環境経済局】	資 18-19
18-10	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (神奈川つくい農業(協組)) .....	【環境経済局】	資 18-22



18-11	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (相模原市生活協同組合運営協議会) .....	【環境経済局】 資 18-25
18-12	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (株エーコープ関東) .....	【環境経済局】 資 18-29
18-13	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (株クリエイトエス・ディー) .....	【環境経済局】 資 18-32
18-14	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (株ファミリーマート) .....	【環境経済局】 資 18-35
18-15	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (株スーパーアルプス) .....	【環境経済局】 資 18-37
18-16	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (マックスバリュ東海株) .....	【環境経済局】 資 18-39
18-17	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(株カインズ)	【環境経済局】 資 18-41
18-18	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(株ローソン)	【環境経済局】 資 18-43
18-19	災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書 (神奈川県牛乳流通改善協会) .....	【環境経済局】 資 18-45
18-20	災害時における蓄電池の貸与等の協力に関する協定書 (株スマートパワーシステム) .....	【環境経済局】 資 18-46
18-21	災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書(株大真)	【環境経済局】 資 18-50
18-22	災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書 (有)トータルサービス) .....	【環境経済局】 資 18-55
18-23	災害時におけるペットの飼養管理に係る物資の提供等の支援に関する協定書 (イオンペット株) .....	【健康福祉局】 資 18-60
18-24	災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書 (相模原市職員生活(協組)) .....	【総務局】 資 18-62
18-25	災害時における物品の供給に関する協定(相模原事務用品(協組)) .....	【危機管理局】 資 18-64
18-26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株ゼンリン) .....	【危機管理局】 資 18-66
18-27	災害時におけるレンタカーの協力に関する協定 (一社)神奈川県レンタカー協会) .....	【財政局】 資 18-70
18-28	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (株赤ちゃん本舗) .....	【危機管理局】 資 18-72
18-29	災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書 (イオンビッグ株) .....	【環境経済局】 資 18-76
18-30	災害時における段ボール製品の調達に関する協定(株東鈴紙器) .....	【危機管理局】 資 18-78
18-31	災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等 に関する協定(佐川急便株、日本G L P株) .....	【環境経済局】 資 18-81
18-32	災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等 に関する協定(西濃運輸株、日本G L P株) .....	【環境経済局】 資 18-83
18-33	災害時における畳の調達に関する協定書 (「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会) .....	【都市建設局】 資 18-85
18-34	災害時における飲料水等の調達に関する協定書(株八洋) .....	【環境経済局】 資 18-89

## 19 協定等(福祉・ボランティア)

19-1	災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の協力に関する協定書 (福)相模原市社会福祉協議会) .....	【健康福祉局】 資 19-1
19-2	災害時における相互協力に関する協定書((福)相模原市社会福祉協議会、 (公社)相模原青年会議所、(公社)津久井青年会議所) .....	【健康福祉局】 資 19-2

- 19-3 災害時における要援護乳幼児への育児支援の実施に関する協定  
(相模原市私立保育園園長会)……………【こども・若者未来局】資 19-4

## 20 協定等（廃棄物）

- 20-1 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書  
(（一社）相模原市建設業協会)……………【環境経済局】資 20-1
- 20-2 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書  
(（一社）神奈川県建物解体業協会)……………【環境経済局】資 20-3
- 20-3 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書  
(神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会)……………【環境経済局】資 20-5
- 20-4 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書  
(（公社）神奈川県産業廃棄物協会)……………【環境経済局】資 20-7
- 20-5 大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書  
(相模原市環境事業(協組))……………【環境経済局】資 20-9
- 20-6 大規模災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書  
(津久井環境事業(協組))……………【環境経済局】資 20-11

## 21 協定等（施設等）

- 21-1 災害時における消防ヘリコプター活動拠点としての使用に関する協定書  
(神奈川県)……………【消防局】資 21-1
- 21-2 災害時等におけるヘリコプター臨時離着陸場等としての施設の使用に関する協定書  
(（学）帝京大学)……………【危機管理局】資 21-3
- 21-3 災害時における施設等の使用に関する協定書  
(（一社）全国警備業協会研修センターふじの)……………【消防局】資 21-5
- 21-4 災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書  
(富士急行(株))……………【危機管理局】資 21-6
- 21-5 災害時における施設等の使用に関する協定(株東急スポーツオアシス)……………【総務局】資 21-8
- 21-6 災害時における施設等の使用に関する協定(（独）国民生活センター)……………【総務局】資 21-9
- 21-7 風水害時における避難場所としての施設使用に関する協定書  
(株上野原カントリークラブ)……………【危機管理局】資 21-11
- 21-8 災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定書  
(（一社）藤野観光協会)……………【危機管理局】資 21-13
- 21-9 災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定書  
(学校法人シュタイナー学園)……………【危機管理局】資 21-15
- 21-10 災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定書(アパホテル(株))……………【危機管理局】資 21-17
- 21-11 災害時における施設の利用に関する協定(（社福）東の会)……………【危機管理局】資 21-20
- 21-12 災害時の帰宅困難者一時滞在施設の開設に係る協力依頼に関する覚書  
(神奈川県)……………【危機管理局】資 21-22
- 21-13 災害時における臨時避難所等としての施設等利用に関する協定  
(（独）国民生活センター)……………【危機管理局】資 21-24

## 22 協定等（地方公共団体等）

- 22-1 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目(九都県市)……………【危機管理局】資 22-1
- 22-2 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定  
(関西広域連合、九都県市)……………【危機管理局】資 22-7

22-3	21 大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目(21 大都市)……	【危機管理局】	資 22-10
22-4	21 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書(21 大都市) …	【健康福祉局】	資 22-16
22-5	21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書 (21 大都市) ……………	【健康福祉局】	資 22-20
22-6	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール (21 大都市) ……………	【都市建設局】	資 22-26
22-7	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定 (神奈川県内市町村) ……………	【危機管理局】	資 22-29
22-8	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定 (神奈川県、県市長会、県町村会、県土地家屋調査士会) ……………	【財政局】	資 22-32
22-9	県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定(県央地域市町村)……	【危機管理局】	資 22-35
22-10	県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書 (県央地域市町村) ……………	【環境経済局】	資 22-37
22-11	災害時における相互応援に関する協定書(町田市) ……………	【危機管理局】	資 22-38
22-12	災害時における相互応援に関する協定書(上野原市) ……………	【危機管理局】	資 22-40
22-13	災害時における相互応援に関する協定書(八王子市) ……………	【危機管理局】	資 22-41
22-14	銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定 (銀河連邦を構成する市町) ……………	【市長公室】	資 22-43
22-15	健康危機発生時の衛生研究所等の相互応援に関する協定書 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市) ……………	【健康福祉局】	資 22-45
22-16	九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項 (九都県市) ……………	【危機管理局】	資 22-48
22-17	災害時相互協力に関する申合せ(国土交通省等) ……………	【都市建設局】	資 22-49
22-18	国道 413 号の強靱化に関する協定(山梨県) ……………	【都市建設局】	資 22-51

## 23 協定等 (包括協定)

23-1	相模原市と株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化 包括連携協定書(㈱セブン-イレブン・ジャパン、㈱イトーヨーカ堂) …	【環境経済局】	資 23-1
23-2	相模原市とイオン株式会社との包括連携協定書(イオン㈱) ……………	【市長公室】	資 23-2
23-3	相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定書 (相模原市自治会連合会) ……………	【市民局】	資 23-3
23-4	相模女子大学及び相模女子大学短期大学部と相模原市との包括連携に関する協定書 (相模女子大学、相模女子大学短期大学部) ……………	【市民局】	資 23-5
23-5	青山学院大学と相模原市との包括連携に関する協定書(青山学院大学) ……	【市民局】	資 23-6
23-6	麻布大学と相模原市との包括連携に関する協定書(麻布大学) ……………	【市民局】	資 23-7
23-7	学校法人和泉短期大学と相模原市との包括連携に関する協定書 ( (学) 和泉短期大学) ……………	【市民局】	資 23-8
23-8	学校法人女子美術大学と相模原市との包括連携に関する協定書 ( (学) 女子美術大学) ……………	【市民局】	資 23-9
23-9	桜美林大学と相模原市との包括連携に関する協定書(桜美林大学) ……………	【市民局】	資 23-10
23-10	北里大学と相模原市との包括連携に関する協定書(北里大学) ……………	【市民局】	資 23-11
23-11	東海大学と相模原市との包括連携に関する協定書(東海大学) ……………	【市民局】	資 23-12
23-12	横浜国立大学と相模原市との包括連携に関する協定書(横浜国立大学) ……	【市民局】	資 23-13
23-13	学校法人多摩美術大学と相模原市との包括連携に関する協定書 ( (学) 多摩美術大学) ……………	【市民局】	資 23-14
23-14	東京家政学院大学と相模原市との包括連携に関する協定書 (東京家政学院大学) ……………	【市民局】	資 23-15

- 23-15 法政大学と相模原市との包括連携に関する協定書(法政大学) …… 【市民局】 資 23-16
- 23-16 相模原市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定(日本郵便株)… 【市長公室】 資 23-17
- 23-17 損害保険ジャパンと相模原市とのSDG sの推進に向けた包括連携協定書  
(損害保険ジャパン株) …… 【市長公室】 資 23-21
- 23-18 学校法人國學院大學と相模原市との包括連携に関する協定書  
(学)國學院大學) …… 【市長公室】 資 23-23

## 24 協定等 (その他)

- 24-1 災害時の動物救護活動に関する協定書((一社)相模原市獣医師会)…… 【健康福祉局】 資 24-1
- 24-2 災害時における所有者不明動物の救護活動に関する協定書  
(学)麻布獣医学園) …… 【健康福祉局】 資 24-3
- 24-3 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書  
(独)住宅金融支援機構)…… 【健康福祉局】 資 24-4
- 24-4 相模原警察署使用不能時における施設使用に関する協定  
(神奈川県相模原警察署)…… 【危機管理局】 資 24-6
- 24-5 相模原北警察署使用不能時における施設使用に関する協定  
(神奈川県相模原北警察署)…… 【危機管理局】 資 24-7
- 24-6 大規模災害発生時等における帰宅困難者への対応に関する覚書(東日本旅客鉄道株  
(横浜支社、八王子支社)、小田急電鉄株、京王電鉄株) …… 【都市建設局】 資 24-8
- 24-7 損害保険ジャパン株式会社、株式会社DeNA SOMPO Mobility、株式会社ディー・エヌ・エー  
及び相模原市による災害連携等の検討に関する協定書 (損害保険ジャパン株、  
株DeNA SOMPO Mobility、株ディー・エヌ・エー) …… 【財政局】 資 24-13

## 25 その他

- 25-1 防災関連条例・規則・規程・指針・計画・要綱・要領・マニュアル等一覧【各局・区】 資 25-1
- 25-2 相模原市の災害記録 …… 【危機管理局】 資 25-8
- 25-3 東海地震事前対策計画 …… 【各局・区】 資 25-16

# 1 防災会議・災害対策本部



## 1-1 相模原市防災会議条例【危機管理局】

〔 昭和39年3月12日 〕  
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 昭和41年3月14日条例第10号 昭和45年3月30日条例第4号  
昭和46年6月24日条例第23号 昭和49年10月9日条例第37号  
平成元年6月30日条例第28号 平成11年12月22日条例第31号  
平成24年10月1日条例第38号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、相模原市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相模原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項について、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(組織等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者
- 6 前項の委員の総数は、50人以内とする。

(昭49条例37・平元条例28・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者及び学識経験を有する者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月14日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年3月30日条例第4号)  
この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年6月24日条例第23号)  
この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和49年10月9日条例第37号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月30日条例第28号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第31号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月1日条例第38号)  
この条例は、公布の日から施行する。



## 1-2 相模原市防災会議運営要綱【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市防災会議条例（昭和39年相模原市条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、相模原市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認める場合、その他やむを得ない事情により会議を招集することができない場合は、書面の配布及びその他の方法で会議を開催し、議決することができる。

5 会長は、前項の規定により書面による会議を開催し、議決をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(部会)

第4条 会議は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会議の委員及び条例第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命された専門委員のうちから会長が指名する。

(専決処分)

第5条 第2条の規定にかかわらず、会長は次に掲げる各号について、専決処分することができる。

- (1) 相模原市地域防災計画資料編の修正
- (2) 相模原市地域防災計画地区防災計画編の修正
- (3) 事前に会議から承認された事項
- (4) その他、会議が処理すべき事項のうち軽易なもの

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、遅滞なく会議にその旨報告するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、防災事務主管課が処理する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、昭和39年9月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

### 1-3 相模原市防災会議委員名簿【危機管理局】

(令和5年4月1日現在)

No	区分	機関の名称	職
1	会長	相模原市	市長
2	会長代理	相模原市	副市長
3		陸上自衛隊第4施設群	群長
4		関東地方整備局相武国道事務所	所長
5		関東運輸局神奈川運輸支局	支局長
6		関東農政局神奈川県拠点	地方参事官
7		相模原労働基準監督署	署長
8		横浜地方気象台	台長
9		県央地域県政総合センター	所長
10		厚木土木事務所津久井治水センター	所長
11		神奈川県企業庁相模原水道営業所	所長
12		相模原市警察部	部長
13		相模原警察署	署長
14		相模原南警察署	署長
15		相模原北警察署	署長
16		津久井警察署	署長
17		日本郵便(株)相模原郵便局	局長
18		東日本旅客鉄道(株)橋本駅	駅長
19		東日本電信電話(株)東京事業部東京西支店	支店長
20		東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	支社長
21		東京ガスネットワーク(株)神奈川西支店	支店長
22		日本赤十字社神奈川県支部	事務局長
23		中日本高速道路(株)八王子支社 八王子保全・サービスセンター	所長
24		福山通運(株)相模原支店	支店長
25		小田急電鉄(株)相模大野駅	相模大野管区長兼駅長
26		京王電鉄(株)相模原管区	管区長

No	区 分	機関の名称	職
27		神奈川中央交通東（株）相模原営業所	所長
28		（一社）神奈川県トラック協会相模原ブロック	ブロック長
29		（一社）相模原市医師会	会長
30		相模原市消防団	団長
31		相模原市自治会連合会	副会長
32		（一社）相模原市建設業協会	専務理事
33		（特非） 男女共同参画さがみはら	代表理事
34		（社福） 相模原市社会福祉協議会	理事
35		相模原市立小中学校校長会	役員
36		さがみはら消費者の会	副代表
37		相模原市	副市長
38			副市長
39			教育委員会教育長
40			危機管理監
41			緑区長
42			中央区長
43			南区長
44			議会局長
45			消防局長

会長	1名
指定地方行政機関	5名
神奈川県	3名
神奈川県警察	5名
指定公共機関	8名
指定地方公共機関	5名
市の職員	10名
その他	8名
合計	45名

## 1-4 相模原市災害対策本部条例【危機管理局】

昭和39年3月12日条例第8号

改正 平成8年3月25日条例第1号

平成24年6月29日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、相模原市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 相模原市災害対策本部職員の任命に関する規則【危機管理局】

〔 昭和39年9月14日 〕  
規 則 第 33 号

(趣 旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第3項の規定に基づく相模原市災害対策本部の職員の任命について、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部職員の任命)

第2条 災害対策副本部長は、副市長及び教育長とする。

2 災害対策本部員は、危機管理監、市長公室長、総務局長、財政局長、危機管理局長、市民局長、健康福祉局長、こども・若者未来局長、環境経済局長、都市建設局長、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、教育局長及び消防局長とする。

3 前2項に掲げるもののほか、相模原市災害対策本部の職員は、相模原市職員定数条例(昭和24年相模原市条例第28号)第1条に規定する職員(前項の災害対策本部員を除く。)並びに相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員、同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員及び同条例第9条第4項に規定する臨時的任用職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年6月25日規則第34号)

中略

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日規則第31号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第92号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第43号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月29日規則第60号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第106号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第72号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第47号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第29号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第25号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



## 2 連絡先一覧





## 2-1 市【各局・区】

(令和5年4月現在)

### (1) 各局

局名	担当部課名	電話	ファクス	所在地
危機管理局	危機管理課	042-769-8208	042-769-8326	〒252-0239 中央区中央2-2-15
	緊急対策課	042-707-7044	042-751-9112	〃
市長公室	秘書課	042-754-1111(代)	042-757-5727	〒252-5277 中央区中央2-11-15
市長公室	総合政策部 政策課	042-769-8203	042-754-2280	〃
総務局	総務法制課	042-769-9260	042-754-2280	〃
財政局	財政部 財政課	042-769-8216	042-751-0208	〃
市民局	区政推進課	042-769-9812	042-754-7990	〃
健康福祉局	健康福祉総務室	042-769-9258	042-759-4395	〃
こども・若者未来局	こども・若者政策課	042-769-8315	042-759-4395	〃
環境経済局	地域経済対策課	042-707-7542	042-754-1064	〃
都市建設局	都市建設総務室	042-769-9261	042-757-6859	〃
議会局	議会総務課	042-769-8277	042-776-2362	〃
教育局	教育総務室	042-769-8280	042-758-9036	〃
行政委員会事務局	監査課	042-769-8291	042-769-6705	〒252-0236 中央区富士見6-6-23
	農業委員会事務局	042-769-8292	042-754-1064	〒252-5277 中央区中央2-11-15
	会計課	042-769-8276	042-757-3141	〃
消防局	消防総務課	042-751-9105	042-786-2471	〒252-0239 中央区中央2-2-15

### (2) 区役所・まちづくりセンター

機関名	電話	ファクス	所在地
緑区役所 (地域振興課)	042-775-8801	042-700-7002	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21
橋本まちづくりセンター	042-703-0354	042-700-7002	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21
大沢まちづくりセンター	042-761-2610	042-761-2617	〒252-0135 緑区大島1776-5
城山まちづくりセンター	042-783-8117	042-782-1290	〒252-5192 緑区久保沢1-3-1
津久井まちづくりセンター	042-780-1403	042-784-7474	〒252-5172 緑区中野633
相模湖まちづくりセンター	042-684-3240	042-684-3618	〒252-5162 緑区与瀬896
藤野まちづくりセンター	042-687-2117	042-687-4347	〒252-5152 緑区川瀬2000
中央区役所 (地域振興課)	042-769-9801	042-757-2941	〒252-5277 中央区中央2-11-15
大野北まちづくりセンター	042-861-4512	042-755-6521	〒252-0233 中央区鹿沼台1-10-20
田名まちづくりセンター	042-761-0056	042-762-8767	〒252-0244 中央区田名4834
上溝まちづくりセンター	042-762-0079	042-761-1249	〒252-0243 中央区上溝7-7-17
南区役所 (地域振興課)	042-749-2135	042-749-2116	〒252-0377 南区相模大野5-31-1
大野南まちづくりセンター	042-749-2217	042-749-2116	〒252-0377 南区相模大野5-31-1
大野中まちづくりセンター	042-742-2226	042-746-1835	〒252-0344 南区古淵3-21-1
麻溝まちづくりセンター	042-778-1006	042-778-2249	〒252-0335 南区下溝594-6
新磯まちづくりセンター	046-251-0014	046-254-0924	〒252-0327 南区磯部916-3
相模台まちづくりセンター	042-744-1609	042-744-3194	〒252-0321 南区相模大野1-13-5
相武台まちづくりセンター	046-254-3755	046-251-5362	〒252-0325 南区新磯野4-1-3
東林まちづくりセンター	042-744-5161	042-744-5194	〒252-0312 南区相南1-10-10

### (3) 消防署

機関名	電話	ファクス	所在地
相模原消防署	042-751-0119	042-751-9114	〒252-0239 中央区中央2-2-15
田名分署	042-761-0119	042-761-0579	〒252-0244 中央区田名4841-3
淵野辺分署	042-758-0119	042-758-0414	〒252-0202 中央区淵野辺本町3-1-8
緑が丘分署	042-759-0119	042-759-2415	〒252-0225 中央区緑が丘1-32-25
上溝分署	042-762-0119	042-762-0439	〒252-0243 中央区上溝2163-9
南消防署	042-744-0119	042-749-2119	〒252-0303 南区相模大野5-34-1
麻溝台分署	042-745-0119	042-745-0143	〒252-0328 南区麻溝台8-38-20
新磯分署	046-253-0119	046-253-0291	〒252-0327 南区磯部1229-1
東林分署	042-742-0119	042-742-0378	〒252-0311 南区東林間7-35-25
大沼分署	042-756-0119	042-756-0218	〒252-0344 南区古淵3-15-8
相武台分署	042-747-0119	042-747-0158	〒252-0325 南区新磯野2-51-1
上鶴間分署	042-743-0119	042-743-0145	〒252-0303 南区相模大野7-40-4
北消防署	042-774-0119	042-774-0179	〒252-0143 緑区橋本4-16-6
大沢分署	042-763-0119	042-763-0457	〒252-0135 緑区大島1745-1

機関名	電話	ファクス	所在地
相原分署	042-773-0119	042-773-0169	〒252-0141 緑区相原 4-14-9
城山分署	042-782-0119	042-782-7449	〒252-0111 緑区川尻 1699-1
津久井消防署	042-685-0119	042-685-1210	〒252-0176 緑区寸沢嵐 574-2
救急隊派出所	042-780-0119	042-780-0019	〒252-0152 緑区太井 157-1
藤野分署	042-687-3401	042-687-4944	〒252-0183 緑区吉野 433-1
青根分署	042-787-2724	042-787-2030	〒252-0162 緑区青根 1372-1
鳥屋出張所 (津久井消防署)	042-785-0119	042-785-0907	〒252-0155 緑区鳥屋 789-7

#### (4) 学校

施設名	電話	ファクス	所在地
新磯小学校	046-251-0214	046-257-2293	〒252-0327 南区磯部 1028-5
麻溝小学校	042-778-0259	042-777-0794	〒252-0335 南区下溝 713
田名小学校	042-762-0170	042-762-3243	〒252-0244 中央区田名 5091-1
上溝小学校	042-762-0024	042-762-4579	〒252-0243 中央区上溝 7-6-1
星が丘小学校	042-754-6000	042-753-0186	〒252-0238 中央区星が丘 3-1-6
大沢小学校	042-761-2611	042-762-4294	〒252-0135 緑区大島 1566
旭小学校	042-772-0536	042-779-4382	〒252-0143 緑区橋本 6-15-27
向陽小学校	042-752-1309	042-753-0347	〒252-0214 中央区向陽町 8-33
相原小学校	042-771-2351	042-779-4381	〒252-0141 緑区相原 4-13-14
大野小学校	042-742-3226	042-741-8603	〒252-0344 南区古淵 3-21-2
淵野辺小学校	042-752-2044	042-753-2091	〒252-0206 中央区淵野辺 4-6-22
南大野小学校	042-742-2674	042-741-7998	〒252-0302 南区上鶴間 1-5-1
谷口台小学校	042-742-2418	042-741-7996	〒252-0307 南区文京 2-12-1
中央小学校	042-753-0727	042-753-4134	〒252-0236 中央区富士見 1-3-22
清新小学校	042-753-0600	042-753-5017	〒252-0216 中央区清新 3-16-6
相模台小学校	042-744-1439	042-741-7995	〒252-0314 南区南台 6-5-1
東林小学校	042-742-9579	042-741-7992	〒252-0312 南区相南 2-3-1
相武台小学校	046-251-2329	046-257-2292	〒252-0323 南区相武台団地 2-5-1
光が丘小学校	042-753-2285	042-753-5076	〒252-0227 中央区光が丘 2-19-1
大沼小学校	042-743-5250	042-741-6560	〒252-0333 南区東大沼 3-20-1
共和小学校	042-753-2286	042-753-6057	〒252-0221 中央区高根 1-16-13
桜台小学校	042-742-3674	042-741-7991	〒252-0321 南区相模台 7-7-1
上鶴間小学校	042-743-9870	042-741-7990	〒252-0302 南区上鶴間 4-7-1
横山小学校	042-754-8712	042-753-6087	〒252-0241 中央区横山台 2-35-1
鶴の台小学校	042-745-5611	042-741-7985	〒252-0304 南区旭町 24-5
鹿島台小学校	042-745-7193	042-741-7948	〒252-0318 南区上鶴間本町 1-9-1
緑台小学校	046-253-2004	046-257-2291	〒252-0325 南区新磯野 3-10-23
橋本小学校	042-773-1671	042-779-4384	〒252-0143 緑区橋本 1-12-20
大野台小学校	042-756-1210	042-753-7014	〒252-0331 南区大野台 8-1-15
並木小学校	042-756-3010	042-753-8041	〒252-0228 中央区並木 2-16-1
作の口小学校	042-761-1271	042-762-8072	〒252-0134 緑区下九沢 459-1
大野北小学校	042-755-4841	042-753-8043	〒252-0206 中央区淵野辺 2-34-1
鶴園小学校	042-746-6681	042-741-7983	〒252-0318 南区上鶴間本町 7-8-1
くぬぎ台小学校	042-746-0811	042-741-7982	〒252-0302 南区上鶴間 5-7-1
双葉小学校	042-746-0621	042-741-8607	〒252-0316 南区双葉 1-2-15
陽光台小学校	042-755-7011	042-753-8045	〒252-0226 中央区陽光台 1-15-1
若草小学校	042-746-4644	042-741-7981	〒252-0325 南区新磯野 2329
上溝南小学校	042-778-3326	042-777-0803	〒252-0243 中央区上溝 782-1
大島小学校	042-762-6121	042-762-8083	〒252-0135 緑区大島 1121-19
二本松小学校	042-773-5131	042-779-4387	〒252-0137 緑区二本松 2-9-1
田名北小学校	042-761-2627	042-762-8099	〒252-0244 中央区田名 1932-1
弥栄小学校	042-755-3119	042-753-9027	〒252-0229 中央区弥栄 3-1-10
青葉小学校	042-754-6310	042-753-9035	〒252-0228 中央区並木 4-8-4
大野台中央小学校	042-755-0022	042-752-6089	〒252-0331 南区大野台 2-26-8
宮上小学校	042-773-8700	042-779-4379	〒252-0143 緑区橋本 4-11-1

施設名	電話	ファクス	所在地
九沢小学校	042-763-1801	042-762-3170	〒252-0135 緑区大島 1859-3
谷口小学校	042-748-9151	042-741-7980	〒252-0318 南区上鶴間本町 5-13-1
淵野辺東小学校	042-759-0377	042-759-2162	〒252-0203 中央区東淵野辺 3-17-1
若松小学校	042-748-5813	042-741-7976	〒252-0334 南区若松 2-22-1
新宿小学校	042-761-0811	042-762-8105	〒252-0244 中央区田名 7019
当麻田小学校	042-773-2715	042-779-4380	〒252-0141 緑区相原 1-14-1
もえぎ台小学校	042-746-8877	042-743-4662	〒252-0325 南区新磯野 2-41-16
夢の丘小学校	042-777-5800	042-777-5885	〒252-0336 南区当麻 490-2
富士見小学校	042-750-8500	042-750-8558	〒252-0236 中央区富士見 2-4-1
小山小学校	042-775-1700	042-775-1702	〒252-0205 中央区小山 4-3-2
川尻小学校	042-782-2037	042-782-2849	〒252-0105 緑区久保沢 2-22-2
湘南小学校	042-782-2400	042-782-3192	〒252-0115 緑区小倉 1573
広陵小学校	042-782-4566	042-782-5349	〒252-0112 緑区若葉台 4-3-1
広田小学校	042-782-8383	042-782-8204	〒252-0106 緑区広田 9-5
中野小学校	042-784-1309	042-784-1906	〒252-0157 緑区中野 600
根小屋小学校	042-784-1460	042-784-1807	〒252-0153 緑区根小屋 1580
串川小学校	042-784-0618	042-784-0447	〒252-0154 緑区長竹 1424
津久井中央小学校	042-784-0206	042-784-0658	〒252-0159 緑区三ヶ木 39-7
桂北小学校	042-685-1412	042-685-1991	〒252-0171 緑区与瀬 877
千木良小学校	042-685-0112	042-682-7029	〒252-0174 緑区千木良 1035
内郷小学校	042-685-0110	042-685-0754	〒252-0176 緑区寸沢嵐 833
藤野北小学校	042-687-3008	042-687-5896	〒252-0181 緑区佐野川 1901
藤野小学校	042-687-2719	042-687-5894	〒252-0185 緑区日連 549
藤野南小学校	042-689-2046	042-689-2463	〒252-0186 緑区牧野 4327
相陽中学校	042-778-0330	042-777-0804	〒252-0327 南区磯部 1540
上溝中学校	042-755-3711	042-752-6193	〒252-0242 中央区横山 5-19-54
田名中学校	042-762-0169	042-762-8549	〒252-0244 中央区田名 5250-1
大沢中学校	042-761-2612	042-762-8961	〒252-0135 緑区大島 1800
旭中学校	042-772-0235	042-779-4383	〒252-0143 緑区橋本 1-12-15
大野北中学校	042-752-2022	042-752-7158	〒252-0206 中央区淵野辺 2-8-40
大野南中学校	042-742-3704	042-741-7975	〒252-0307 南区文京 1-10-1
相模台中学校	042-742-6411	042-741-7971	〒252-0315 南区桜台 20-1
清新中学校	042-754-9443	042-752-7186	〒252-0216 中央区清新 8-5-1
上鶴間中学校	042-743-9881	042-741-7968	〒252-0302 南区上鶴間 4-14-1
麻溝台中学校	042-745-7197	042-741-7965	〒252-0328 南区麻溝台 4-12-1
共和中学校	042-756-3012	042-752-9067	〒252-0234 中央区共和 1-3-10
緑が丘中学校	042-755-4842	042-752-9251	〒252-0225 中央区緑が丘 1-28-1
大野台中学校	042-755-4843	042-753-9007	〒252-0331 南区大野台 8-2-1
相武台中学校	042-746-6201	042-741-7962	〒252-0325 南区新磯野 5-1-10
谷口中学校	042-743-2234	042-741-7961	〒252-0318 南区上鶴間本町 4-13-43
中央中学校	042-755-0071	042-753-9056	〒252-0236 中央区富士見 1-3-17
新町中学校	042-742-0036	042-741-7956	〒252-0303 南区相模大野 9-14-1
弥栄中学校	042-758-0252	042-758-0693	〒252-0229 中央区弥栄 3-1-7
相原中学校	042-773-1451	042-779-4386	〒252-0143 緑区橋本 8-12-1
上溝南中学校	042-763-0155	042-763-0193	〒252-0243 中央区上溝 2322-2
小山中学校	042-773-3180	042-779-4385	〒252-0205 中央区小山 4-3-1
若草中学校	042-748-5788	042-741-7947	〒252-0325 南区新磯野 2046
由野台中学校	042-758-3383	042-758-4473	〒252-0222 中央区由野台 3-1-3
内出中学校	042-761-0818	042-763-4497	〒252-0134 緑区下九沢 2845
鶴野森中学校	042-743-2292	042-741-7946	〒252-0301 南区鶴野森 1-11-1
東林中学校	042-749-1175	042-741-7936	〒252-0302 南区上鶴間 8-21-1
相模丘中学校	042-782-2310	042-782-2387	〒252-0105 緑区久保沢 2-22-4
中沢中学校	042-782-8877	042-782-8290	〒252-0116 緑区城山 2-7-1
中野中学校	042-784-1240	042-784-1423	〒252-0157 緑区中野 960

施設名	電話	ファクス	所在地
串川中学校	042-784-0639	042-784-0199	〒252-0154 緑区長竹 1469
北相中学校	042-685-1413	042-685-1673	〒252-0171 緑区与瀬 1019-5
内郷中学校	042-685-0013	042-685-0530	〒252-0188 緑区寸沢嵐 2742-4
藤野中学校	042-687-3019	042-687-5897	〒252-0184 緑区小淵 2082
青和学園	042-787-0014	042-787-0041	〒252-0161 緑区青野原 1250-1
鳥屋学園	042-785-0239	042-785-0305	〒252-0155 緑区鳥屋 1339

### (5) 公民館

施設名	電話	ファクス	所在地
相原公民館	042-773-7800	042-773-7803	〒252-0141 緑区相原 4-14-12
麻溝公民館	042-778-2277	042-778-2278	〒252-0335 南区下溝 594-6
新磯公民館	046-256-1900	046-256-1901	〒252-0327 南区磯部 916-3
大沢公民館	042-762-0811	042-762-0812	〒252-0135 緑区大島 1776-5
大野北公民館	042-755-6601	042-755-6603	〒252-0233 中央区鹿沼台 1-10-20
大野中公民館	042-746-6600	042-746-6601	〒252-0344 南区古淵 3-21-1
大野南公民館	042-749-2121	042-749-4795	〒252-0377 南区相模大野 5-31-1
大沼公民館	042-744-7722	042-744-7728	〒252-0333 南区東大沼 3-17-15
大野台公民館	042-755-6000	042-755-2859	〒252-0331 南区大野台 5-16-38
小山公民館	042-755-7500	042-755-7503	〒252-0214 中央区向陽町 8-1
上鶴間公民館	042-749-6611	042-749-6612	〒252-0318 南区上鶴間本町 7-7-1
上溝公民館	042-761-2288	042-761-3890	〒252-0243 中央区上溝 7-7-17
相模台公民館	042-743-7871	042-743-7872	〒252-0321 南区相模台 1-13-5
清新公民館	042-755-8000	042-755-8001	〒252-0216 中央区清新 3-16-1
相武台公民館	046-256-3700	046-256-2803	〒252-0325 南区新磯野 4-1-3
田名公民館	042-761-1251	042-761-1252	〒252-0244 中央区田名 4834
中央公民館	042-758-9000	042-758-9001	〒252-0236 中央区富士見 2-13-1
東林公民館	042-744-0087	042-744-0084	〒252-0312 南区相南 1-10-10
橋本公民館	042-771-1051	042-771-1052	〒252-0143 緑区橋本 6-2-1 (シティ・プラザはしもと内)
光が丘公民館	042-756-1117	042-756-1398	〒252-0228 中央区並木 4-7-9
星が丘公民館	042-755-0600	042-755-0641	〒252-0238 中央区星が丘 3-1-38
横山公民館	042-756-1555	042-756-1599	〒252-0241 中央区横山台 1-20-10
陽光台公民館	042-755-3451	042-755-3983	〒252-0226 中央区陽光台 5-6-1
城山公民館	042-783-8194	042-783-1721	〒252-0105 緑区久保沢 2-26-1
津久井中央公民館	042-784-3211	042-780-2555	〒252-0157 緑区中野 633-1
青根公民館	042-787-2511	042-787-2053	〒252-0162 緑区青根 1372 -1
相模湖公民館	042-684-2377	042-684-2150	〒252-0171 緑区与瀬 1134-3
千木良公民館	042-684-4349	042-684-4348	〒252-0174 緑区千木良 991-1
藤野中央公民館	042-686-6151	042-686-6152	〒252-0184 緑区小淵 1992
沢井公民館	042-686-6151 (藤野中央公民館)		〒252-0182 緑区沢井 936
牧野公民館	042-686-6151 (藤野中央公民館)		〒252-0186 緑区牧野 4232
佐野川公民館	042-687-2606		〒252-0181 緑区佐野川 2903

### (6) 清掃施設、斎場

施設名	電話	ファクス	所在地
津久井クリーンセンター	042-784-2711	042-784-2199	〒252-0156 緑区青山 3385-2
北清掃工場	042-779-1110	042-779-7590	〒252-0134 緑区下九沢 2074-2
南清掃工場	042-748-1133	042-744-9702	〒252-0328 南区麻溝台 1524-1
相模原市営斎場	042-744-3330	042-744-7776	〒252-0344 南区古淵 5-26-1

2-2 県【危機管理局】

(令和5年4月現在)

(1) 暮らし安全防災局

局名	室課名	グループ名	電話番号 FAX番号	防災行政 通信網	所在地
暮らし安全 防災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
			045-210-8829		
		企画調整グループ	045-210-3418		
			045-210-8829		
		情報通信グループ	045-210-3441	3422	
			045-210-8829	3423 3424	
	危機管理防災 課	調整グループ	045-210-3425	3425	
			045-210-8829	3579	
		応急対策グループ	045-210-3430	3427	
			045-210-8829	3581	
		訓練指導グループ	045-210-3433	3428	
			045-210-8829	3582	
	計画グループ	045-210-5945	3426		
		045-210-8829	3580		
	消防保安課	企画グループ	045-210-3444	3429	
			045-210-8829	3583	
		消防グループ	045-210-3436	3430	
			045-210-8829	3584	
		LPガス・火薬・ 電気グループ	045-210-3484		
			045-210-8830		
	高圧ガス・コンビ ナートグループ	045-210-3489			
		045-210-8830			
	暮らし安全 交通課	企画グループ	045-210-3552	3431	
			045-210-8953	3585	
		推進グループ	045-210-3520		
			045-210-8953		
		横浜駐在事務所	045-312-1121 (内線 3431)		〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋 町 2-24-2
			045-311-4755		
	消費生活課	企画グループ	045-312-1121 (2621~2、2643、2653)		〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋 町 2-24-2 かながわ県民セン ター6階
			045-312-3506		
消費者教育推進 グループ		045-312-1121 (2610、2640~2)			
指導グループ		045-312-1121 (2630~3)			
相談第一グループ		045-312-1121 (2650~2)			
相談第二グループ	045-312-1121 (2660~2)				
温泉地学研究 所		046-523-3588	2622	〒250-0031 神奈川県小田原市入 生田 586	
		046-523-3589	2623 2624		
総合防災セン ター		046-227-0001	3643	〒243-0026 神奈川県厚木市下津 古久 280	
		046-227-0027	3743		
休日・夜間の 気象予報	当直員	045-201-6409	3400	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	
			3401		
			3501 3502		

各局等

局名	室課名	グループ名	電話番号 FAX番号	防災行政 通信網	所在地
政策局	総務室	総務グループ	045-210-3018	2402	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
			045-210-8817		
総務局	総務室	総務グループ	045-210-2125	2404	
			045-210-8816		
国際文化観 光局	総務室	総務経理グループ	045-285-0904	2413	
			045-210-8951		
スポーツ局	総務室	総務グループ	045-285-0799	2415	
			045-663-0113		
環境農政局	総務室	総務グループ	045-210-4021	2416	
			045-210-8844		
福祉子ども みらい局	総務室	総務グループ	045-210-3615	2411	
			045-210-8831		
健康医療局	総務室	総務グループ	045-210-4618	2420	
			045-210-8863		
	県立病院課	調整グループ	045-210-5043	2422	
			045-285-9002		
	医療危機 対策本部室	感染症対策連携 グループ	045-210-4791	2421	
			045-633-3770		
災害医療 グループ		045-210-4634			
		045-633-3770			
産業労働局	総務室	総務グループ	045-210-5515	2426	
			045-210-8867		
県土整備局	総務室	総務グループ	045-210-6015	2429	
			045-210-8878		
会計局	会計課	総務グループ	045-210-6714	2442	
			045-210-8895		
議会局	総務課	総務グループ	045-210-7524	2450	
			045-210-8907		
企業局	総務室	総務危機管理グルー プ	045-285-0755	2443	
			045-210-8900		
教育局	総務室	総務グループ	045-210-8020	2451	
			045-210-8920		
人事委員会 事務局	総務課	総務グループ	045-651-3243		
			045-651-3239		
監査事務局	総務課	総務グループ	045-285-5077		
			045-285-5085		
労働委員会 事務局	審査調整課	総務グループ	045-633-5448		
			045-633-5450		
警察本部	危機管理対策 課	対策第一係 (風水害)	045-211-1212 (5771~3)	2655 2656 2657	
			045-212-0796		
		対策第二係 (地震・火山・津 波)	045-211-1212 (5781~3)		
			045-212-0796		
対策第四係 (事故災害等)	045-211-1212 (5775~6)				
045-212-0796					

## (2) 水防本部

局名	課名	グループ名	電話番号 FAX番号	防災行政 通信網	所在地
県土整備局	河港課	河川防災グループ	045-210-6491		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
			045-210-8890		
県土整備局	河港課	水防本部	045-210-6520	2000	
			045-210-8890	2001	

## (3) 関連出先機関

地域総合センター名	部名	課名	電話番号 FAX番号	防災行政 通信網	住所
県央地域 県政総合センター	総務部	県民・防災課	046-224-1111	3607	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
			046-224-9820	3608 3609	

機関名		電話	ファクス	防災行政通信網	住所
県土整備局	厚木土木事務所 津久井治水センター	042-784-1111	042-784-7696		〒252-0157 緑区中野937-2
	城山ダム管理事務所	042-782-2831	042-782-2832		〒252-0116 緑区城山2-9-1
企業庁	相模原水道営業所	042-755-1132	042-754-4531		〒252-0227 中央区光が丘2-18-56
	相模原南水道営業所	042-745-1111	042-743-4598		〒252-0303 南区相模大野6-3-1
	津久井水道営業所	042-784-4822	042-784-5994		〒252-0157 緑区中野252-1
	谷ヶ原浄水場	042-782-2626	042-782-8529		〒252-0113 緑区谷ヶ原2-6-1
警察本部	相模原警察署	042-754-0110	—		〒252-0236 中央区富士見1-1-1
	相模原南警察署	042-749-0110	—		〒252-0344 南区古淵6-29-2
	相模原北警察署	042-700-0110	—		〒252-0131 緑区西橋本5-4-25
	津久井警察署	042-780-0110	—		〒252-0157 緑区中野308

## 2-3 指定地方行政機関【危機管理局】

(令和5年4月現在)

機関名	担当	電話	ファクス	防災行政通信網	所在地
関東農政局神奈川県拠点	地方参事官室	045-211-0584	045-201-8184		〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
関東森林管理局 東京神奈川森林管理署	総務グループ	0463-32-2867	0463-32-2868		〒254-0046 平塚市立野町 38-2
神奈川労働局	相模原労働 基準監督署	042-752-2051	042-752-1558		〒252-0236 中央区富士見 6-10-10
	相模原公共 職業安定所	042-776-8609	042-759-1871		
関東地方整備局 相武国道事務所	管理第二課	042-643-2008	042-643-2320		〒192-0045 八王子市大和田 4-3-13
横浜地方气象台	防災管理官	045-621-1999	045-621-2016	2806	〒231-0862 横浜市中区山手町 99

## 2-4 指定公共機関【危機管理局】

(令和5年4月現在)

機関名	担当	電話	ファクス	防災行政通信網	所在地
日本郵便株式会社	相模原郵便局総務部	042-752-1271	042-753-8854		〒252-0299 中央区富士見 1-1-20
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社橋本駅	042-772-2058	—		〒252-0143 緑区橋本 6-1-25
	八王子支社	042-627-6498	—		〒192-0083 東京都八王子市旭町 1-8
日本貨物鉄道株式会社	関東支社総務部	03-5793-9071	03-5793-9160		〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-11-15 電波ビル 5階
東日本電信電話株式会社	神奈川事業部 設備部災害対策室	045-212-8945	045-212-8976	3963	〒231-0023 横浜市中区山下町 198
株式会社NTTドコモ	神奈川支店企画総務部	045-226-8009	045-222-7070	3964	〒220-8536 横浜市西区みなとみらい 4-7-3
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社	事業推進部 危機管理室	0570-03-9909	0570-03-9910		〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町本館ビル
KDDI株式会社	南関東総支社管理部	045-211-1671	045-211-1674	3965	〒220-0011 横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビル 25階
日本通運株式会社	神奈川西支店 相模原物流センター	042-703-7200	—		〒252-0253 中央区南橋本 4-2-4
東京電力パワーグリッド株式会社	相模原支社 企画総括グループ	0120-995-007	—		〒252-0237 中央区千代田 6-12-25
東京ガスネットワーク株式会社	神奈川導管事業部	045-313-8013	045-311-7854		〒220-0024 横浜市西区西平沼町 5-55
日本赤十字社	神奈川県支部 事業部救護課	045-681-2123	045-681-1120	3900	〒231-8536 横浜市中区山下町 70-7
日本放送協会	横浜放送局経営管理企画センター	045-212-2822 (代)	045-212-5540	3958	〒231-8324 横浜市中区山下町 281
中日本高速道路株式会社	八王子支社 八王子保全・サービスセンター	042-691-7121	042-692-5556		〒192-0024 東京都八王子市宇津木町 287-1
独立行政法人 国立病院機構 相模原病院		042-742-8311	042-742-5314		〒252-0392 南区桜台 18-1

## 2-5 指定地方公共機関【危機管理局】

(令和5年4月現在)

機関名	担当	電話	ファクス	所在地
小田急電鉄株式会社	相模大野駅	042-742-2246	—	〒252-0303 南区相模大野 3-8-1
京王電鉄株式会社	相模原管区	042-373-7150	042-373-7150	〒206-0033 東京都多摩市落合 1-10-2
神奈川中央交通株式会社	相模原営業所	042-778-6793	042-778-7131	〒252-0335 南区下溝 3038
一般社団法人神奈川県トラック協会	相模サービスセンター	046-285-1919	046-286-2384	〒243-0303 愛川町中津 4077-3
神奈川県相模川左岸土地改良区		046-231-3247	046-235-1331	〒243-0422 海老名市中新田 3-35-1
神奈川県相模川西部土地改良区		046-221-4810	046-221-4811	〒243-0018 厚木市中町 3-8-4
神奈川県医師会	一般社団法人 相模原市医師会	042-755-3311	042-758-9440	〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら内
神奈川県歯科医師会	公益社団法人 相模原歯科医師会	042-756-1501	042-755-3289	同上
神奈川県薬剤師会	公益社団法人 相模原市薬剤師会	042-756-1502	042-758-9615	同上
神奈川県看護協会	公益社団法人 神奈川県看護協会 医療安全・災害医療対策課	045-263-2932	045-263-2905	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 6階
株式会社アール・エフ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531	045-231-1457	〒231-8611 横浜市中区長者町 5-85
株式会社テレビ神奈川	報道部	045-651-1182	045-641-1911	〒231-8001 横浜市中区太田町 2-23
横浜エフエム放送株式会社	ニュース室	045-223-2585	045-224-1015	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー10F
公益社団法人神奈川県LPガス協会	相模原支部	042-766-9905	—	〒252-0328 南区麻溝台 3-15-17



## 2-6 公共的団体【関係各局】

(令和5年4月現在)

機関名	電話	ファクス	所在地
相模原商工会議所	042-753-1315	042-753-7637	〒252-0239 中央区中央 3-12-3
城山商工会	042-782-3338	042-782-3616	〒252-0105 緑区久保沢 2-5-1
津久井商工会	042-784-1744	042-784-3622	〒252-0157 緑区中野 1029
相模湖商工会	042-684-3347	042-685-1654	〒252-0171 緑区与瀬 896
藤野商工会	042-687-2138	042-687-5304	〒252-0184 緑区小淵 1689-1
相模原市農業協同組合	042-755-2111(代)	—	〒252-0239 中央区千代田 1-2-17
神奈川つくい農業協同組合	042-784-1321	042-784-1322	〒252-0157 緑区中野 550
公益社団法人相模原市防災協会	042-753-9971	042-753-0374	〒252-0239 中央区中央 2-2-15
一般社団法人相模原市建設業協会	042-753-2164	042-757-4064	〒252-0239 中央区中央 3-4-7
相模原市津久井地区建設業連絡協議会	042-784-1615	—	〒252-0157 緑区中野 927-7
相模原市電設協会	042-761-9111 (大野重電土木株)	042-762-0848	〒252-0135 緑区大島 2800
県北管工事協同組合	042-757-3322	042-758-4096	〒252-0237 中央区千代田 1-5-1
相模原市管工事協会			
相模原市管工事設備協同組合	042-743-2538	042-742-9279	〒252-0303 南区相模大野 6-7-2
津久井管工事協同組合	042-784-5200	042-784-6306	〒252-0157 緑区中野 16-1
相模原造園協同組合	042-773-8977	042-773-5051	〒252-0216 中央区清新 4-10-9
神奈川県震災建築物応急危険度判定士会相模原支部	042-704-8345 (有) ヨシダスペース アート一級建築士事務所	—	〒252-0203 中央区東淵野辺 3-22-9
相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社	042-744-4167	—	〒252-0318 南区上鶴間本町 4-48-18
公益社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部	042-782-6007 (城山接骨院)	—	〒252-0101 緑区町屋 2-13-20
公益社団法人相模原市病院協会	042-755-0531	042-755-0532	〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら内
一般社団法人相模原市獣医師会	042-768-0200 (よこやまたい動物病院)	—	〒252-0241 中央区横山台 2-2-9
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 相模原災害ボランティアネットワーク	042-786-6181	042-786-6182	〒252-0236 中央区富士見 6-1-20 あじさい会館2階
株式会社エフエムさがみ	042-776-3980	042-776-3943	〒252-5288 中央区相模原 6-20-1
株式会社ジェイコム湘南・神奈川 (相模原・大和局)	042-733-1017	042-733-1021	〒252-5233 中央区千代田 7-6-10
相模原市印刷広告協同組合	042-776-6100	042-776-5656	〒252-0239 中央区中央 3-7-5
公益財団法人神奈川県下水道公社	0463-55-7417	0463-55-7213	〒254-0014 平塚市四之宮4-19-1
さがみはら津久井森林組合	042-784-1140	042-784-1100	〒252-0157 緑区中野 1024-2
一般社団法人相模原市商店連合会	042-786-2451	—	〒252-0239 中央区中央 3-12-3 相模原商工会議所本館3階
京王バス株式会社	042-352-3710	—	〒183-0057 東京都府中市晴見町 2-22 京王府中晴見町ビル
富士急バス株式会社	0555-72-6877	—	〒401-0302 山梨県南都留郡 富士河口湖町小立 4837
神奈川県土地改良事業団体連合会	046-231-3242	046-233-0271	〒243-0422 海老名市中新田 3-35-1

## 2-7 自衛隊【危機管理局】

(令和5年4月現在)

部隊名	担当	電話	ファクス	防災行政通信網	所在地
陸上自衛隊第4施設群	第3科	046-253-7670 (2235)	046-253-7670 (2666)	2812 2813 3802	〒252-0375 相模原市南区新戸2958



### 3 情報の受伝達





### 3-2 地域防災無線設置場所【危機管理局】

#### 1 基地局

基地局統制局

(統制台) ・消防指令センター-災害対策事務室 (呼出名称・ぼうさいさがみはら) 100

(ファクシミリ) ・消防指令センター-災害対策事務室 (呼出名称・ぼうさいさがみはら) 105

中継基地局

・緑区三井1471-11 (識別名称・ぼうさいみいかなざわ)

・緑区青野原503-1 (識別名称・ぼうさいさんかくやま)

・緑区牧野3507 (識別名称・ぼうさいはちおかやま)

・緑区青根1168 (識別名称・ぼうさいあおねはつばら)

中継局

・東京都八王子市裏高尾町1793-1 (識別名称・ぼうさいこぼとけしろやま)

#### 2 陸上移動局

(令和5年4月1日現在)

局名 (常置場所)	呼出名称	局の区別	備考
相模原警察署	ぼうさいさがみはら 110	携帯型	
相模原南警察署	ぼうさいさがみはら 111		
津久井警察署	ぼうさいさがみはら 112		
相模原北警察署	ぼうさいさがみはら 113		
危機管理局	ぼうさいさがみはら 161		
緑区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 162		
市長登庁支援 (秘書課)	ぼうさいさがみはら 163		
危機管理局車両	ぼうさいさがみはら 171	車載型	
危機管理局車両	ぼうさいさがみはら 172		
市長車	ぼうさいさがみはら 180		
副市長車	ぼうさいさがみはら 181		
副市長車	ぼうさいさがみはら 182		
副市長車	ぼうさいさがみはら 183		
教育長車	ぼうさいさがみはら 184		
議長車	ぼうさいさがみはら 185		
特別車	ぼうさいさがみはら 186		
特別車	ぼうさいさがみはら 187		
中央区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 201	半固定型	ファクシミリ付
危機管理局	ぼうさいさがみはら 202		
教育総務室	ぼうさいさがみはら 203		
医療政策課	ぼうさいさがみはら 204		
道路計画課	ぼうさいさがみはら 205		
南土木事務所	ぼうさいさがみはら 206		
南生活支援課	ぼうさいさがみはら 207		
相模川自然の村野外体験教室	ぼうさいさがみはら 211	携帯型	
緑土木事務所	ぼうさいさがみはら 231	半固定型	ファクシミリ付
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 232		
津久井土木事務所	ぼうさいさがみはら 233		
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 251		
交通政策課	ぼうさいさがみはら 252		
津久井土木事務所相模湖班	ぼうさいさがみはら 253		

局名 (常置場所)	呼出名称	局の區別	備 考
城山まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 261	半固定型	ファクシミリ付
緑土木事務所城山班	ぼうさいさがみはら 263		
藤野まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 281		
南区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 282		
津久井土木事務所藤野班	ぼうさいさがみはら 283		
緑区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 301		
大野北まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 302		
大野中まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 303		
南区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 304		
大沢まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 305		
田名まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 306		
上溝まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 307		
麻溝まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 308		
新磯まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 309		
相模台まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 310		
相武台まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 311		
東林まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 312		
小山公民館	ぼうさいさがみはら 321		
星が丘公民館	ぼうさいさがみはら 322		
清新公民館	ぼうさいさがみはら 323		
中央公民館	ぼうさいさがみはら 324		
横山公民館	ぼうさいさがみはら 325		
光が丘公民館	ぼうさいさがみはら 326		
串川出張所	ぼうさいさがみはら 331		
鳥屋出張所	ぼうさいさがみはら 332		
青野原出張所	ぼうさいさがみはら 333		
青根出張所	ぼうさいさがみはら 334		
津久井中央連絡所	ぼうさいさがみはら 335		
城山公民館	ぼうさいさがみはら 341		
牧野連絡所	ぼうさいさがみはら 351		
佐野川連絡所	ぼうさいさがみはら 352		
新磯小学校	ぼうさいさがみはら 401		
麻溝小学校	ぼうさいさがみはら 402		
田名小学校	ぼうさいさがみはら 403		
上溝小学校	ぼうさいさがみはら 404		
星が丘小学校	ぼうさいさがみはら 405		
大沢小学校	ぼうさいさがみはら 406		
旭小学校	ぼうさいさがみはら 407		
向陽小学校	ぼうさいさがみはら 408		
相原小学校	ぼうさいさがみはら 409		
大野小学校	ぼうさいさがみはら 410		
淵野辺小学校	ぼうさいさがみはら 411		
南大野小学校	ぼうさいさがみはら 412		
谷口台小学校	ぼうさいさがみはら 413		
中央小学校	ぼうさいさがみはら 414		
			ファクシミリ無し

局名 (常置場所)	呼出名称	局の区別	備 考
清新小学校	ぼうさいさがみはら 415	半固定型	ファクシミリ無し
相模台小学校	ぼうさいさがみはら 416		
東林小学校	ぼうさいさがみはら 417		
相武台小学校	ぼうさいさがみはら 418		
光が丘小学校	ぼうさいさがみはら 419		
大沼小学校	ぼうさいさがみはら 420		
共和小学校	ぼうさいさがみはら 421		
桜台小学校	ぼうさいさがみはら 422		
上鶴間小学校	ぼうさいさがみはら 423		
横山小学校	ぼうさいさがみはら 424		
鶴の台小学校	ぼうさいさがみはら 425		
鹿島台小学校	ぼうさいさがみはら 426		
緑台小学校	ぼうさいさがみはら 427		
橋本小学校	ぼうさいさがみはら 428		
大野台小学校	ぼうさいさがみはら 429		
並木小学校	ぼうさいさがみはら 430		
作の口小学校	ぼうさいさがみはら 431		
大野北小学校	ぼうさいさがみはら 432		
鶴園小学校	ぼうさいさがみはら 433		
くぬぎ台小学校	ぼうさいさがみはら 434		
双葉小学校	ぼうさいさがみはら 435		
陽光台小学校	ぼうさいさがみはら 437		
若草小学校	ぼうさいさがみはら 438		
上溝南小学校	ぼうさいさがみはら 439		
大島小学校	ぼうさいさがみはら 440		
二本松小学校	ぼうさいさがみはら 441		
田名北小学校	ぼうさいさがみはら 442		
弥栄小学校	ぼうさいさがみはら 443		
青葉小学校	ぼうさいさがみはら 444		
大野台中央小学校	ぼうさいさがみはら 445		
宮上小学校	ぼうさいさがみはら 446		
九沢小学校	ぼうさいさがみはら 447		
谷口小学校	ぼうさいさがみはら 448		
淵野辺東小学校	ぼうさいさがみはら 450		
若松小学校	ぼうさいさがみはら 451		
新宿小学校	ぼうさいさがみはら 452		
当麻田小学校	ぼうさいさがみはら 453		
もえぎ台小学校	ぼうさいさがみはら 454		
夢の丘小学校	ぼうさいさがみはら 455		
富士見小学校	ぼうさいさがみはら 456		
小山小学校	ぼうさいさがみはら 457		
根小屋小学校	ぼうさいさがみはら 459		
串川小学校	ぼうさいさがみはら 460		
津久井中央小学校	ぼうさいさがみはら 461		
鳥屋小学校	ぼうさいさがみはら 462		
桂北小学校	ぼうさいさがみはら 465		
千木良小学校	ぼうさいさがみはら 466		
内郷小学校	ぼうさいさがみはら 467		



局名 (常置場所)	呼出名称	局の区別	備 考
川尻小学校	ぼうさいさがみはら 468	半固定型	ファクシミリ無し
湘南小学校	ぼうさいさがみはら 469		
広陵小学校	ぼうさいさがみはら 470		
広田小学校	ぼうさいさがみはら 471		
藤野北小学校	ぼうさいさがみはら 472		
藤野小学校	ぼうさいさがみはら 473		
藤野南小学校	ぼうさいさがみはら 474		
相陽中学校	ぼうさいさがみはら 501		
上溝中学校	ぼうさいさがみはら 502		
田名中学校	ぼうさいさがみはら 503		
大沢中学校	ぼうさいさがみはら 504		
旭中学校	ぼうさいさがみはら 505		
大野北中学校	ぼうさいさがみはら 506		
大野南中学校	ぼうさいさがみはら 507		
相模台中学校	ぼうさいさがみはら 508		
上鶴間中学校	ぼうさいさがみはら 509		
清新中学校	ぼうさいさがみはら 510		
麻溝台中学校	ぼうさいさがみはら 511		
共和中学校	ぼうさいさがみはら 512		
緑が丘中学校	ぼうさいさがみはら 513		
大野台中学校	ぼうさいさがみはら 514		
相武台中学校	ぼうさいさがみはら 515		
谷口中学校	ぼうさいさがみはら 516		
中央中学校	ぼうさいさがみはら 517		
新町中学校	ぼうさいさがみはら 518		
弥栄中学校	ぼうさいさがみはら 519		
相原中学校	ぼうさいさがみはら 520		
上溝南中学校	ぼうさいさがみはら 521		
小山中学校	ぼうさいさがみはら 522		
若草中学校	ぼうさいさがみはら 523		
由野台中学校	ぼうさいさがみはら 524		
内出中学校	ぼうさいさがみはら 525		
鶴野森中学校	ぼうさいさがみはら 526		
東林中学校	ぼうさいさがみはら 527		
中野中学校	ぼうさいさがみはら 528		
串川中学校	ぼうさいさがみはら 529		
青和学園	ぼうさいさがみはら 531		
旧青根中学校	ぼうさいさがみはら 532		
北相中学校	ぼうさいさがみはら 533		
内郷中学校	ぼうさいさがみはら 534		
相模丘中学校	ぼうさいさがみはら 535		
中沢中学校	ぼうさいさがみはら 536		
藤野中学校	ぼうさいさがみはら 537		
県立津久井高等学校	ぼうさいさがみはら 561		
県立城山高等学校	ぼうさいさがみはら 562		
神奈川中央交通 (株) 津久井営業所	ぼうさいさがみはら 600	携帯型	

局名 (常置場所)	呼出名称	局の区別	備 考
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 610	携帯型	
鳥屋中学校	ぼうさいさがみはら 611		
相模原水道営業所	ぼうさいさがみはら 612		
津久井下水道事務所	ぼうさいさがみはら 621		
小田急電鉄(株)相模大野駅	ぼうさいさがみはら 622		
京王電鉄(株)橋本駅	ぼうさいさがみはら 623		
神奈川中央交通(株)相模原営業所	ぼうさいさがみはら 624		
相模原郵便局	ぼうさいさがみはら 631		
神奈川中央交通(株)橋本営業所	ぼうさいさがみはら 632		
日本通運(株)	ぼうさいさがみはら 633		
東京電力パワーグリッド(株)	ぼうさいさがみはら 634		
東京ガスネットワーク(株)	ぼうさいさがみはら 635		
(一社) 神奈川県トラック協会	ぼうさいさがみはら 636		
(一社) 相模原市建設業協会	ぼうさいさがみはら 637		
(一社) 相模原市医師会	ぼうさいさがみはら 650		
相模原中央メディカルセンター	ぼうさいさがみはら 651	半固定型	ファクシミリ付
相模原南メディカルセンター	ぼうさいさがみはら 652		ファクシミリ無し
相模原西メディカルセンター	ぼうさいさがみはら 653		ファクシミリ付
国民健康保険青根診療所	ぼうさいさがみはら 654		
相模原北メディカルセンター	ぼうさいさがみはら 655		
国民健康保険日連診療所	ぼうさいさがみはら 656		
共用車	ぼうさいさがみはら 701	車載型	
共用車	ぼうさいさがみはら 702		
共用車	ぼうさいさがみはら 704		
共用車	ぼうさいさがみはら 705		
共用車	ぼうさいさがみはら 706		
共用車	ぼうさいさがみはら 707		
共用車	ぼうさいさがみはら 708		
共用車	ぼうさいさがみはら 709		
共用車	ぼうさいさがみはら 710		
共用車	ぼうさいさがみはら 711		
共用車	ぼうさいさがみはら 712		
共用車	ぼうさいさがみはら 713		
共用車	ぼうさいさがみはら 714		
共用車	ぼうさいさがみはら 715		
共用車	ぼうさいさがみはら 717		
生活福祉課車両	ぼうさいさがみはら 721		
交通・地域安全課車両	ぼうさいさがみはら 722		
道路整備課車両	ぼうさいさがみはら 723		
中央土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 724		
中央土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 725		
中央土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 726		
下水道保全課車両	ぼうさいさがみはら 727		
下水道保全課車両	ぼうさいさがみはら 728		
下水道整備課車両	ぼうさいさがみはら 729		
下水道整備課車両	ぼうさいさがみはら 730		
河川課車両	ぼうさいさがみはら 731		
南土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 732		
南土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 734		

局名(常置場所)	呼出名称	局の区別	備考		
緑区役所車両	ぼうさいさがみはら 801				
大野北まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 802				
大野中まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 803				
南区役所車両	ぼうさいさがみはら 804				
大沢まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 805				
上溝まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 807				
麻溝まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 808				
串川出張所車両	ぼうさいさがみはら 831				
鳥屋出張所車両	ぼうさいさがみはら 832				
青野原出張所車両	ぼうさいさがみはら 833				
青根出張所車両	ぼうさいさがみはら 834				
津久井まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 841				
津久井まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 842				
津久井まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 843				
津久井まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 844				
津久井まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 845				
津久井土木事務所車両	ぼうさいさがみはら 846				
城山まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 861				
城山まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 862				
城山まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 863				
城山まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 864				
城山まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 865				
城山保健福祉センター-車両	ぼうさいさがみはら 868				
藤野まちづくりセンター-車両	ぼうさいさがみはら 871				
津久井地域経済課車両	ぼうさいさがみはら 873				
スポーツ課津久井地域班車両	ぼうさいさがみはら 874				
津久井土木事務所藤野班車両	ぼうさいさがみはら 877				
道路計画課	ぼうさいさがみはら 901			携帯型	
	ぼうさいさがみはら 902				
路政課	ぼうさいさがみはら 903				
中央土木事務所	ぼうさいさがみはら 904				
	ぼうさいさがみはら 905				
下水道保全課	ぼうさいさがみはら 906				
下水道経営課	ぼうさいさがみはら 907				
下水道整備課	ぼうさいさがみはら 908				
河川課	ぼうさいさがみはら 909				
南土木事務所	ぼうさいさがみはら 910				
	ぼうさいさがみはら 911				
危機管理局	ぼうさいさがみはら 912				
	ぼうさいさがみはら 913				
	ぼうさいさがみはら 914				
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 915				
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 931				
	ぼうさいさがみはら 932				
	ぼうさいさがみはら 933				
緑区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 934				
	ぼうさいさがみはら 935				
中野小学校	ぼうさいさがみはら 936				

局名（常置場所）	呼出名称	局の区別	備 考
小網地域センター	ぼうさいさがみはら 937	携帯型	
三井地域センター	ぼうさいさがみはら 938		
津久井まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 939		
津久井土木事務所	ぼうさいさがみはら 940		
	ぼうさいさがみはら 941		
緑区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 942		
	ぼうさいさがみはら 943		
串川出張所	ぼうさいさがみはら 944		
鳥屋出張所	ぼうさいさがみはら 945		
青野原小学校	ぼうさいさがみはら 946		
青根出張所	ぼうさいさがみはら 947		
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 951		
	ぼうさいさがみはら 952		
神奈川県警察市警察部	ぼうさいさがみはら 953		
相模湖まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 954		
	ぼうさいさがみはら 955		
津久井土木事務所相模湖班	ぼうさいさがみはら 956		
	ぼうさいさがみはら 957		
城山まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 961		
	ぼうさいさがみはら 962		
	ぼうさいさがみはら 963		
	ぼうさいさがみはら 964		
人事・給与課	ぼうさいさがみはら 965		
交通政策課携帯	ぼうさいさがみはら 966		
J R橋本駅	ぼうさいさがみはら 967		
緑土木事務所	ぼうさいさがみはら 968		
	ぼうさいさがみはら 969		
緑土木事務所城山班	ぼうさいさがみはら 970		
藤野まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 981		
	ぼうさいさがみはら 982		
緑区役所地域振興課	ぼうさいさがみはら 983		
藤野まちづくりセンター	ぼうさいさがみはら 984		
	ぼうさいさがみはら 985		
	ぼうさいさがみはら 986		
ふるさと自然体験教室（沢井体育館）	ぼうさいさがみはら 987		
津久井土木事務所藤野班	ぼうさいさがみはら 988		
	ぼうさいさがみはら 989		
	ぼうさいさがみはら 990		
牧野連絡所	ぼうさいさがみはら 991		
佐野川連絡所	ぼうさいさがみはら 992		

### 3-3 防災行政用同報無線（ひばり放送）設置場所【危機管理局】

(令和5年1月1日現在)

(ア) 固定系親局

区分	設置場所	所在地
送受信所	三井金沢局 (ぼうさいみいかなざわ)	緑区三井1471-11
送受信所	鉢岡山局 (ぼうさいはちおかやま)	緑区牧野3507
通信所	消防局消防指令センター	中央区中央2-2-15
通信所	市役所本庁舎放送室	中央区中央2-11-15

(イ) 固定系子局

	地区	管理番号	設置場所	所在地
1	小山	1	宮下本町3丁目33街区	中央区宮下本町3-33
		2	第4分団第2部	中央区すすきの町41-8
		3	宮下さくら公園	中央区宮下本町1-18
		4	すすきの保育園	中央区すすきの町2
		5	氷川町公園	中央区氷川町7
		6	JR相模原駅前	中央区相模原4-1
		242	すすきの公園	中央区すすきの町18
		260	相模原駅前公園	中央区相模原1-1
		267	天縛皇神社	中央区宮下本町3-23
		286	境川旧河川敷(2の2)	中央区宮下本町2-34
315	丸山自治会館梅ノ木広場	中央区宮下本町1-41		
2	清新	7	小原公園	中央区小山4-3
		8	清新4丁目公園	中央区清新4-11
		9	南橋本公園	中央区南橋本3-4
		10	氷川公園	中央区清新5-18
		11	清新小学校	中央区清新3-16-6
		12	比丘口公園	中央区中央1-7
		14	清新中学校北	中央区清新8-5-1
		172	第4分団第3部	中央区相模原2-16-15
		241	清新資材置場	中央区清新6-15
		249	清新中学校南側	中央区清新8-5-1
		250	矢懸公園	中央区清新3-9
		255	小山2丁目みどり公園	中央区小山2-4
		287	相模原7丁目公園	中央区相模原7-4
3	横山	13	救援物資集積・配送センター	中央区小町通2-2-13
		28	宮の上バス停東	中央区下九沢1191先
		29	下九沢団地	中央区下九沢745
		30	てるて公園	中央区横山台1-3
		32	横山台公園	中央区横山台2-23
		243	下九沢児童館	中央区下九沢964-3
		244	下九沢団地バス停	中央区下九沢761-1
		261	リノア相模原	中央区横山1-3
		288	横山公民館	中央区横山台1-20-10
		297	横山あじさいハイツ	中央区横山4-5
		321	下九沢中の原風の丘公園	中央区下九沢1183-207
325	三菱重工横山台住宅	中央区横山台2-18		
4	中央	0	相模原市役所	中央区中央2-11-15
		15	相模原6丁目こまどり公園	中央区相模原6-16
		16	村富神社北	中央区矢部2-5
		17	第4分団第1部	中央区矢部3-14-8
		18	中央公園	中央区富士見2-3

	地区	管理番号	設置場所	所在地
4	中央	19	相生公園	中央区富士見 3-13
		20	栄公園	中央区弥栄 2-2
		21	相生東公園	中央区相生 2-7
		22	弥栄小学校	中央区弥栄 3-1-10
		31	中央5丁目交差点	中央区中央 3-2
		231	松が丘2丁目交差点	中央区松が丘 2-1 先
		283	高根2丁目公園	中央区高根 2-10
		302	富士見公園	中央区富士見 4-1
		303	税務署入口交差点南	中央区千代田 1-1-17 先
		314	淵野辺公園	中央区弥栄 3-1
5	星が丘	23	長久保第2公園	中央区横山 3-11
		24	横山2丁目交差点	中央区千代田 2-2
		25	月見公園	中央区千代田 3-10
		26	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6
		27	千代田緑道	中央区千代田 6-7
6	光が丘	33	陽光台小学校	中央区陽光台 1-15-1
		34	並木小学校	中央区並木 2-16-1
		35	山見公園	中央区光が丘 1-11
		36	青葉小学校	中央区並木 4-8-4
		37	陽光台4丁目公園	中央区陽光台 4-16
		38	里見公園	中央区光が丘 3-8
		39	虹が丘公園	中央区陽光台 6-7
		40	緑が丘中学校	中央区緑が丘 1-28-1
		245	緑が丘2丁目公園	中央区緑が丘 2-31
		322	光が丘陽だまり公園	中央区光が丘 2丁目 18
7	橋本	42	正泉寺	緑区相原 6-6-2
		43	田通公園	緑区相原 3-13
		44	相原1丁目8街区	緑区相原 1-8-3
		45	相原分署	緑区相原 4-14-9
		46	松の内公園	緑区二本松 4-7
		47	日鉄ドラム相模原工場	緑区西橋本 5-7
		48	二本松さくら公園	緑区二本松 3-17
		49	西橋本4丁目公園	緑区西橋本 4-9
		50	相模原協同病院	緑区橋本台 4-1-1
		51	峡の原バス停	緑区西橋本 3-11-14
		52	元橋本ふよう公園	緑区元橋本町 11
		53	香福寺	緑区橋本 5-39-17
		54	神明大神宮	緑区橋本 6-39-25
		55	旭小学校	緑区橋本 6-15-27
		56	宮上小学校	緑区橋本 4-11-1
		57	北消防署	緑区橋本 4-16-6
		58	蓮乗院	緑区東橋本 3-12-3
		59	東橋本4丁目11街区	緑区東橋本 4-11-1
		60	JR東日本西橋本アパート	緑区西橋本 2-8
		61	橋本変電所東	緑区橋本 1-10
		62	橋本駅北口再開発ビル(イオン)	緑区橋本 6-2-1
		63	東橋本2丁目19街区	緑区東橋本 2-19
		64	西橋本はなみずき公園	緑区西橋本 1丁目 16
		65	橋本小学校	緑区橋本 1-12-20
		66	橋本五差路交差点南西	緑区橋本台 1-1
		236	宮上公園	緑区東橋本 2-34
		268	橋本寿町公園	緑区橋本 5-10
		269	相原つばき公園	緑区相原 2-2

	地区	管理番号	設置場所	所在地
7	橋本	270	西橋本くすのき公園	緑区西橋本1-18
		291	オラリオンサイト	緑区西橋本5-2-11先
		301	原宿南第一公園	緑区原宿南1-4
		317	大山町ゆうひ公園	緑区大山町1
		323	二本松こどもセンター	緑区二本松2丁目1-1
8	大野北	67	上矢部1丁目2街区	中央区上矢部1-2
		68	薬師堂	中央区上矢部4-6
		69	椿稲荷神社	中央区淵野辺本町1-8
		70	防衛省相模原宿舎	中央区淵野辺1-18
		71	淵野辺2丁目第2公園	中央区淵野辺2-11
		72	やまねの坂上	中央区淵野辺本町2-27
		73	川崎市上下水道局	中央区淵野辺本町3-26-8
		74	淵野辺1丁目第一公園	中央区淵野辺1-16
		75	淵野辺水防防災倉庫	中央区淵野辺4-3
		76	淵野辺ひばり幼稚園	中央区淵野辺4-31-7
		77	第3分団第3部	中央区淵野辺本町4-17-8
		78	鹿沼公園	中央区鹿沼台2-15
		79	共和中学校	中央区共和1-3-10
		80	共和小学校	中央区高根1-16-13
		81	共和1丁目公園	中央区共和1-13
		82	共和自治会館	中央区共和2-16-27
		83	八坂神社	中央区東淵野辺2-9
		84	第3分団第2部	中央区東淵野辺4-26-17
		85	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3-17-1
		86	由野台第2公園	中央区由野台2-12
		226	淵野辺分署	中央区淵野辺本町3-1-8
		238	上矢部住宅	中央区矢部新町2-1
		251	由野台第1公園	中央区由野台2-17
		257	淵野辺本町どんぐり公園	中央区淵野辺本町1-22
		284	淵野辺駅南口前	中央区鹿沼台1-13
		285	御嶽神社駐車場	中央区上矢部2-19
		296	矢部新町広場	中央区矢部新町121-16
		304	榎町交差点	中央区鹿沼台2-1
307	東淵野辺1丁目公園	中央区東淵野辺1-17		
326	淵野辺さくら公園	中央区淵野辺2-5		
328	淵野辺しょうぶ公園	中央区淵野辺5-1		
9	大野中	87	大野台1丁目きらきら公園	南区大野台1-6
		88	大野台ふれあい広場	南区大野台2-30
		89	コ-プ野村相模大野台	南区大野台6-4-6
		90	古淵北公園	南区古淵1-3
		91	大野台第1児童館	南区大野台4-1-2
		93	西大沼1丁目自治会館	南区西大沼1-20
		94	大野小学校	南区古淵3-21-2
		95	ひのき会館	南区古淵4-28-3
		96	大野台第2児童館	南区大野台4-14-13
		97	大野台中学校	南区大野台8-2-1
		98	市営プール入口交差点	南区古淵6-14-1
		99	グリーンハイツ	南区鶴野森1-28-22
		100	オルガノ(株)	南区西大沼4-4
		101	大沼神社	南区東大沼2-10
		102	慰霊塔	南区東大沼1-17-1
		103	若松れんげ公園	南区若松2-1
		104	第3分団第6部	南区鶴野森3-2-24

	地区	管理番号	設置場所	所在地
9	大野中	105	日枝神社	南区鶴野森2-29
		106	大沼公会堂	南区西大沼5-2-22
		107	大沼小学校	南区東大沼3-20-1
		108	東通りバス停	南区若松5-19-5
		109	大沼ふれあい広場	南区東大沼4-18
		110	若松6丁目公園	南区若松6-21
		227	鶴野森1丁目22街区	南区鶴野森1-22
		274	大野台なかよし公園	南区大野台2-18
		275	西大沼なかよし公園	南区西大沼1-33
		276	シルバータウン大野台ホーム	南区大野台5-19-15
		282	相模原療育園	南区若松1-21-9
		289	鶴野森団地	南区鶴野森2-27
		290	ウィルズスクエア	南区古淵2-12
		293	大野台7丁目20街区	南区大野台7-20
		298	鶴野森1丁目つつじ第一公園	南区鶴野森1-47
329	若沼ふれあい広場	南区東大沼2-3800		
10	大野南	111	丸屋公園	南区相模大野1-3
		112	鹿島台小学校	南区上鶴間本町1-9-1
		113	丸山公園	南区上鶴間本町2-29
		114	みゆき台公園	南区御園3-41
		115	谷口台小学校	南区文京2-12-1
		116	豊町あかつき公園	南区豊町10-5
		117	南消防署	南区相模大野5-34-1
		118	相模大野駅ビル	南区相模大野3-8-1
		119	谷口中学校	南区上鶴間本町4-13-43
		120	谷口南台公園	南区上鶴間本町5-19
		121	シルバ-人材センター南事務所	南区相模大野8-9-6
		122	上鶴間すぎな公園	南区相模大野7-37
		123	鶴園小学校	南区上鶴間本町7-8-1
		124	第3分団第4部	南区上鶴間本町7-23-36
		125	深堀さくら公園	南区上鶴間1-38
		126	ユニティ相模大野店	南区上鶴間1-15-1
		127	上鶴間高校入口交差点	南区上鶴間3-1
		230	ロビ-シティ相模大野団地	南区相模大野4-5
		239	谷口小学校	南区上鶴間本町5-13-1
		247	オハナ町田オークコート	南区上鶴間本町5-20
		248	プラザシティ相模大野	南区相模大野6-20, 23
		252	相模大野中央公園	南区相模大野4-2
		253	学校橋南東	南区上鶴間2-14-2先
		259	鹿島下公園	南区上鶴間本町3-13
		263	上鶴間下河内公園	南区上鶴間本町9-25
		264	中和田天神上公園	南区上鶴間本町8-2
		265	谷口ともだち公園	南区上鶴間本町6-3
		266	相模大野南口公園	南区相模大野7-10
		272	第3分団第1部	南区相模大野6-10-8
		273	グランシーズン相模大野	南区文京2-8
292	プラザシティ相模大野	南区相模大野6-22-21		
294	深堀中央公園	南区上鶴間3-21		
300	下森ハナミズキ公園付近	南区上鶴間本町2-25		
306	御園なかよし公園	南区御園1-18		
308	栄町	南区栄町13-25先		
309	鶴の台小学校	南区旭町24-5		
310	上鶴間道正山公園	南区上鶴間本町9-51		



	地区	管理 番号	設置場所	所在地
10	大野南	318	パークスクエア相模大野	南区相模大野 7-35-1
		319	相模大野駅西側自動車駐車場	南区相模大野 3-2-2
		324	ふれあいの杜公園	南区御園 3-37
11	大沢	128	大島団地公園	緑区大島 11-142
		129	内出橋南	緑区上九沢 3-1 先
		130	九沢自治会館	緑区下九沢 2440-1
		131	上ノ原	緑区大島 608-4
		132	第2分団第1部	緑区大島 721
		133	中の郷公会堂	緑区大島 3201
		134	大沢小学校	緑区大島 1566
		135	大沢防災備蓄倉庫	緑区上九沢 268-2
		136	上中の原団地	緑区下九沢 1558
		137	大沢団地	緑区下九沢 1764-1
		138	中ノ原交差点西	緑区下九沢 1640-2
		139	私有地	緑区大島 3041-1
		140	常盤公会堂	緑区大島 2231-1
		141	古清水自治会館	緑区大島 2357-2
		142	神明平公園	緑区田名 2634-25
		143	塚場自治会館	緑区下九沢 1315
		144	作の口小学校	緑区下九沢 459-1
		232	県立相模原総合高等学校	緑区大島 1226
		271	相模原北公園	緑区下九沢 2368-1
277	桜木台公園	緑区下九沢 479-47		
327	下九沢桑の実公園隣接広場	緑区下九沢 1672-6		
12	田名	145	第2分団第6部	中央区田名 2787-1
		146	白雨台	中央区田名 3520 先
		147	第4分団第8部	中央区田名 2139-3
		148	(有)相馬工業所	中央区田名 3269
		149	田名北小学校	中央区田名 1932-1
		150	田名四ツ谷交差点	中央区田名 4324-1
		151	黄金山公園	中央区田名 4162-5
		152	田名坂上	中央区田名 4788-1
		153	田名まちづくりセンター・公民館駐車場	中央区田名 4838-2
		154	半在家	中央区田名 5373-1
		155	稲荷神社(田名新宿)	中央区田名 7329
		156	水郷田名自治会館	中央区水郷田名 1-8
		157	堀之内	中央区田名 5037-1
		158	陽原自治会館	中央区田名 5647-1
		159	弁天入口バス停	中央区田名 8300-4
		160	しおだせせらぎ公園	中央区田名塩田 2-15
		233	田名やすらぎ公園	中央区田名 3062-8
		279	田名みどり野公園	中央区田名 3355-28
		299	田名新宿第2雨水調整池	中央区田名 7369-4
305	高田橋北	中央区水郷田名 2-7 付近		
311	しおだテクノパイル公園	中央区田名塩田 1-4		
13	上溝	161	四ツ谷児童館	中央区上溝 2-1-9
		162	第1分団第2部	中央区上溝 4-8-43
		163	上溝中学校	中央区横山 5-19-54
		164	石住若草公園	中央区上溝 3876-1
		165	上溝小学校	中央区上溝 7-6-1
		166	石橋自治会館	中央区上溝 2463-1
		167	田尻自治会館	中央区上溝 2556-1
		168	亀ヶ池八幡宮南	中央区上溝 1680-1

	地区	管理番号	設置場所	所在地
13	上溝	169	虹吹自治会館	中央区上溝1301-1
		170	田尻第1公園	中央区上溝2040-2
		171	上溝南小学校	中央区上溝782-1
		173	諏訪神社	中央区上溝820
		237	上溝さくら公園	中央区上溝1880
		278	鳩川あじさい公園	中央区上溝2-9
		312	横山公園	中央区横山5-11
		320	上溝南高校	中央区上溝269
		330	上溝雨水吐室	中央区上溝1786
		332	上溝こまどり公園	中央区上溝5-10
		14	麻溝	174
175	三ノ原公園			南区北里1-8
176	谷原			南区当麻238-1
177	NTT麻溝交換センター			南区当麻862-7
178	下原公会堂			南区下溝2067-2
179	当麻歩道橋西			南区当麻583-2
180	当麻山公園			南区当麻650
181	宿交差点			南区当麻2327-1
182	麻溝小学校			南区下溝713
183	天応院			南区下溝780-1
184	新屋敷ふれあい公園			南区下溝1964-6
185	上庭自治会館			南区下溝1130
186	下溝八幡宮			南区下溝1479-1
229	市民健康文化センター			南区麻溝台1872-1
280	薊ヶ谷公園			南区当麻1123-1
313	市立総合体育館駐車場			南区麻溝台2284-1
15	新磯	187	相陽中前交差点	南区磯部1460-2
		188	新磯踏切東	南区磯部188-3
		189	櫛下	南区磯部247-3
		190	石楯尾神社	南区磯部2103-1
		191	御嶽神社	南区磯部951
		192	根岸台公園	南区磯部1147-17
		193	新戸字西	南区新戸1264先
		194	釣瓶下	南区新戸2145-1先
		195	相武台下駅	南区新戸1741-3
		212	もえぎ台小学校	南区新磯野2-41-16
281	磯部なかよし公園	南区磯部1201-23		
16	相模台	196	日産自動車(株)相模原部品センター	南区麻溝台1-4-1
		197	三和物流センター	南区麻溝台3-4-11
		198	豊原自治会館	南区麻溝台7-25-8
		199	源悟山顕正寺	南区麻溝台5-14-49
		200	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
		201	麻溝台分署	南区麻溝台8-38-20
		202	桜台小学校	南区相模台7-7-1
		203	御園4丁目みなみ公園	南区御園4-8
		204	相模台公園	南区桜台21
		205	相模台小学校	南区南台6-5-1
		206	相模台公民館第2駐車場	南区相模台1-11
		207	相模台4丁目公園	南区相模台4-14
		208	さくら百華の道	南区相模台3-2
		209	鶴ヶ丘団地	南区南台5-2-6
210	小田急相模原駅前交差点北	南区南台3-18		
211	南台1丁目公園	南区南台1-9		

	地区	管理番号	設置場所	所在地
16	相模台	240	相模台団地	南区相模台団地5
		256	相模大野パークハウス	南区南台2-1
17	相武台	213	緑台小学校	南区新磯野3-10-23
		214	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1
		215	相武台サンハイム	南区相武台3-23
		216	相武台前駅北口自転車駐車場	南区相武台2-20
		234	相武台団地中央公園	南区相武台団地2-1
		246	新磯野3丁目ポケットパーク	南区新磯野3-24
		254	相武台グリーンパーク	南区新磯野4-5
		295	相武台団地広場	南区相武台団地1-4
		316	新磯野南公園	南区新磯野5-11
		18	東林	217
218	松蔭公園			南区東林間1-5
219	コンフォールさがみ南			南区相南1-24
220	東林保育園			南区相南1-13-17
221	東林間駅前公園			南区上鶴間7-8
222	上鶴間小学校			南区上鶴間4-7-1
223	翠ヶ丘自治会館			南区相南3-26-25
224	東林分署			南区東林間7-35-25
225	相模緑道緑地			南区上鶴間8-4
228	林間第4公園			南区東林間4-41
19	城山	235	林間公園	南区東林間1-22
		258	東林みなみ公園	南区東林間8-13
		262	横浜水道遊園地	南区東林間5-7
		401	青少年センター入口バス停	緑区川尻5771-1
		402	大戸バス折返し場	緑区川尻5745-6
		403	滝尻	緑区川尻5485-1
		404	明観寺	緑区川尻4721-1
		405	松風	緑区川尻4574-2
		406	小松自治会館	緑区広田2-33
		407	町屋自治会館	緑区町屋4-27-14
		408	本郷バス停	緑区町屋2-2
		409	東原宿バス停	緑区原宿2-7
		410	原宿堀公園	緑区原宿4-1
		411	太陽の子幼稚園	緑区原宿南3-6-10
		412	大島界	緑区川尻1523-1
		413	向原跨道橋南	緑区向原2-8
		414	中原公園	緑区向原1-10
		415	若葉台グリーン公園西	緑区若葉台1-10-2
		416	広陵小学校北西	緑区若葉台4-3-1
		417	若葉台カタクリ公園	緑区若葉台3-9-11
		418	三嶋神社	緑区中沢575-1
		419	中沢字忠	緑区中沢643-1
		420	城山4丁目7街区	緑区城山4-7
		421	相模川発電管理事務所	緑区谷ヶ原2-7
		422	中沢中学校	緑区城山2-7-1
		423	宮の上歩道橋西	緑区小倉304-2
		425	湘南寺南	緑区小倉878-2
		426	諏訪神社南東	緑区小倉1036-1
		427	湘南小学校	緑区小倉1477-2
		428	下倉	緑区葉山島764-1
429	中平	緑区葉山島361-1		
430	下河原	緑区葉山島102-2		

	地区	管理番号	設置場所	所在地
19	城山	431	小倉橋南西	緑区小倉 424-3
		432	穴川	緑区川尻 4829 先
		433	久保沢南公園	緑区久保沢 3-13
		434	城山保健福祉センター	緑区久保沢 2-26-1
		435	小倉自治会館	緑区小倉 525
		436	城山幼稚園	緑区町屋 1-18-52
		437	町屋公園	緑区原宿 4-17
		438	相原界公園	緑区原宿 1-12
		439	間の原公園	緑区原宿 5-2
		440	水源公園	緑区城山 1-15
		441	谷ヶ原浄水場	緑区谷ヶ原 2-4
		442	城山学校給食センター	緑区川尻 1673-1
		443	普門寺	緑区中沢 200
		444	若葉台砥石山公園	緑区若葉台 2-7
		445	若葉台7丁目バス停北	緑区若葉台 7-18-13
		446	城山3丁目5街区	緑区城山 3-5
447	向原中央公園	緑区向原 3-6-10		
448	城山総合事務所	緑区久保沢 1-3-1		
20	津久井	501	上野田	緑区青根 1901-1
		502	上原	緑区青野原 1289-1
		503	鳥屋小學校	緑区鳥屋 1321-3
		504	串川出張所	緑区青山 1011-1
		505	根小屋小學校	緑区根小屋 1580
		506	第1分団第1部	緑区三井 573-4
		507	三ヶ木交差点西	緑区三ヶ木 270-5
		508	小網自治会館	緑区太井 252-1
		509	西大沢	緑区中野 1958-42
		510	又野自治会館	緑区又野 686-3
		511	金丸さくら通	緑区根小屋 2739
		512	第5分団第1部	緑区長竹 2894-1
		513	白山神社	緑区長竹 1185-6
		514	中下自治会館	緑区鳥屋 655
		515	荒井	緑区鳥屋 1778-1
		516	青野原駐在所	緑区青野原 1619
		517	長野	緑区青野原 2941-3
		518	荒丸	緑区青根 211-1
		519	音久和	緑区青根 2978
		520	北根小屋	緑区太井 596-1
		521	下川和	緑区中野 577-1-3
		522	川坂公園	緑区中野 1665-12
		523	下奈良井	緑区中野 1302-9
		524	名手	緑区三井 997-2
		525	赤坂	緑区三ヶ木 1172-1
		526	津久井中央保育園	緑区三ヶ木 932
		527	長尾	緑区長竹 322-3
		528	新屋敷バス停	緑区青山 743-1
		529	関平	緑区青山 1299-1
		530	串川小學校西	緑区長竹 1424
		531	稲生	緑区長竹 564
		532	中野橋南	緑区根小屋 997-1
		533	根本自治会館	緑区根小屋 166-1
534	小金原	緑区根小屋 2530-2		
535	鮎子	緑区青山 3736		

	地区	管理番号	設置場所	所在地
20	津久井	536	馬石自治会館	緑区鳥屋 94-1
		537	谷戸	緑区鳥屋 1274-6
		538	上前戸	緑区青野原 396-4
		539	橋津原	緑区青根 1057
		540	西原	緑区三井 744
		541	釜場	緑区長竹 3633-1
		542	下森戸	緑区中野 17-1
		543	金丸公園	緑区根小屋 2915-123
		544	谷戸	緑区根小屋 2864-1
		545	平井	緑区根小屋 616-2
		546	明日原	緑区根小屋 902-2
		547	奈良	緑区長竹 54-2
		548	三井大橋東	緑区太井 833
		549	沢端	緑区長竹 2987-1
		550	石ヶ沢自治会館西	緑区長竹 1960-4
		551	塚場	緑区青山 452-1
		552	中上自治会館	緑区鳥屋 778
		553	上青根	緑区青根 2159
		554	西野々自治会館	緑区青野原 3346-1
		555	八反原	緑区青野原 2186-3
		556	第3分団第2部	緑区青山 3128-3
		557	小沢	緑区青山 2928-1
		558	津久井中央小学校入口交差点	緑区三ヶ木 364-1
		559	道志橋南	緑区三ヶ木 1573-1
		560	川坂	緑区中野 1046
		561	里之上団地	緑区中野 1063
		562	六間入口	緑区青山 2521-1
		563	又野道上公園	緑区又野 156-9
		564	大上	緑区鳥屋 2081
		565	小網第1団地	緑区太井 82
		566	津久井総合事務所	緑区中野 633
		567	津久井又野公園	緑区又野 829
		568	大沢自治会館	緑区中野 1826-1
569	北尾	緑区長竹 2280-2		
571	葦尾根ふれあい広場	緑区長竹 2750		
572	宮下自治会館	緑区青山 330		
573	下原	緑区鳥屋 824-2		
21	相模湖	701	玉簾川橋西	緑区小原 164-1
		702	大久保	緑区小原 694-1
		703	入山	緑区小原 512-4
		704	桂北地区集会所	緑区与瀬 2119-3
		705	栄橋南	緑区与瀬 1987
		706	横橋集会所	緑区与瀬 2292-2
		707	与瀬上町集会所東	緑区与瀬 714
		708	相模湖駅南口	緑区与瀬 1169-2
		709	中野	緑区与瀬 2224-3
		710	千木良公民館	緑区千木良 991-1
		711	千木良中央集会所	緑区千木良 817-2
		712	大通寺	緑区千木良 538
		713	西原	緑区若柳 52-1
		714	奥畑集会所	緑区若柳 140
		21	相模湖	715
		716	内郷小学校	緑区寸沢嵐 833

	地区	管理番号	設置場所	所在地
		717	寸 沢 嵐 交 差 点	緑区寸沢嵐 941
		718	阿 津 自 治 会 館	緑区若柳 1124
		719	沼 本 集 会 所	緑区寸沢嵐 385-4
		720	石 老 山 入 口 交 差 点	緑区若柳 1487-1
		721	鼠 坂 自 治 会 館	緑区寸沢嵐 3384-1
		722	関 口	緑区寸沢嵐 3044
		723	増 原 営 農 セ ン タ ー	緑区寸沢嵐 2636
		724	西 原	緑区寸沢嵐 1743-4
		725	清 光 禅 寺	緑区寸沢嵐 1706-1
		726	立 道	緑区寸沢嵐 1968-1
		727	北 相 中 学 校	緑区与瀬 1019-5
		728	相 模 湖 総 合 事 務 所	緑区与瀬 896
		801	藤 野 総 合 事 務 所	緑区小淵 2000
		802	牧 野 連 絡 所	緑区牧野 4232
		803	佐 野 川 住 宅	緑区佐野川 2481
		804	栃 谷	緑区澤井 1821 先
		805	一 橋 大 合 宿 所	緑区小淵 2199
		806	芝 田 バ ス 停	緑区名倉 393-6
		807	鬼 取 橋 東	緑区佐野川 307-1
		808	和 田 の 里 体 験 セ ン タ ー	緑区佐野川 497-1
		809	和 田 バ ス 折 返 し 場	緑区佐野川 659-1
		810	八 幡 橋 南	緑区佐野川 1490-1
		811	橋 詰	緑区佐野川 1608-1
		812	沖 ノ 久 保	緑区牧野 5168 先
		813	鎌 沢 公 民 館	緑区佐野川 1246-1
		814	石 楯 尾 神 社 南	緑区佐野川 3442-1
		815	御 霊	緑区佐野川 3103-5
		816	佐 野 川 連 絡 所	緑区佐野川 2903
		817	藤 野 北 小 学 校	緑区佐野川 1901
		818	上 河 原	緑区佐野川 2177
		819	上 澤 井 自 治 会 館	緑区澤井 2474-10
		820	落 合 橋 北	緑区澤井 1155-1
		821	中 里 大 橋 南	緑区澤井 628-2
		822	御 嶽 神 社 北	緑区澤井 2456-1
		823	大 和 田	緑区澤井 28-1
		824	藤 野 台 西 公 園	緑区小淵 22-80
		825	西 畑 橋 南	緑区小淵 336-1
		826	小 淵 分 団 第 2 部	緑区小淵 728-1
		827	旧 小 淵 小 学 校	緑区小淵 1065
		828	関 野 人 道 橋 東	緑区小淵 1485 先
		829	弁 天 橋 北	緑区小淵 1773-3 先
		830	藤 野 中 学 校	緑区小淵 2082
		831	シユタイナ-学園高等部	緑区吉野 407
		832	勝 瀬 橋 北	緑区吉野 79-31
		833	ふ じ の 幼 稚 園	緑区吉野 1030-12
		834	北 野	緑区吉野 1386-1
		835	観 福 寺 西	緑区吉野 747-イ
		836	名 倉 石 楯 尾 神 社 東	緑区名倉 4450 先
22	藤 野	837	宮 沢 橋 北 側 付 近	緑区牧野 6530-3

	地区	管理番号	設置場所	所在地
		838	名倉公民館北	緑区名倉 2560-1 先
		839	太井原	緑区名倉 1210-1 先
		840	名倉グラウンド	緑区名倉 1000
		841	シュタイナー学園初等部・中等部	緑区名倉 2805
		842	一ノ尾	緑区澤井 1293-1
		843	東久保	緑区名倉 3068-3
		844	上原	緑区名倉 849
		845	山口原	緑区日連 65-2
		846	杉南公園	緑区日連 238-3
		847	日連保育園	緑区日連 1063-1
		848	藤野小学校	緑区日連 549
		849	日連橋西	緑区日連 860-4 先
		850	日連神社	緑区日連 1495-1
		851	青田	緑区日連 1310-5 先
		852	日向会館	緑区名倉 3356-1
		853	駒橋	緑区牧野 3069-1
		854	三枝神社	緑区牧野 7843-4 先
		855	奥牧野生活改善センター	緑区牧野 9192-1
		856	芸術の家入口	緑区牧野 5570-15
		857	くりのみ荘前	緑区牧野 6019-2
		858	馬本生活改善センター付近	緑区牧野 4761-1
		859	栗久保	緑区牧野 6873-3 先
		860	牧郷体育館	緑区牧野 7029
		861	蓮乗院典徳寺付近	緑区牧野 7180-1
		862	下外戸	緑区牧野 4031-8
		863	川上多目的集会所	緑区牧野 14649-1
		864	京王住宅	緑区牧野 14000-2 先
		865	小舟集会施設	緑区牧野 13889-3
		866	綱子三叉路	緑区牧野 10094-2
		867	新大橋北	緑区牧野 2590-1
		868	篠原の里	緑区牧野 2881
		869	正沢	緑区牧野 1413
		870	上牧馬	緑区牧野 699-1
		871	伏馬田	緑区牧野 12652
		872	登建	緑区牧野 3856-4
		873	菅ノ沢	緑区牧野 11696-1
		874	山之神社前	緑区牧野 12124-2
		875	中津橋西	緑区青根 772-5
		876	上野田大橋北	緑区青根 1823-9
		877	天奈橋北	緑区吉野 1323
		878	嗟峨橋東	緑区吉野 1011-5
		879	八幡	緑区佐野川 1321-2

## (ウ) 戸別受信機（現地対策班、拠点救護所、避難所）

整理番号	設置場所	所在地
1	緑区役所地域振興課	緑区西橋本 5-3-21
2	南区役所地域振興課	南区相模大野 5-31-1
3	大野北まちづくりセンター	中央区鹿沼台 1-10-20
4	大野中まちづくりセンター	南区古淵 3-21-1
5	大沢まちづくりセンター	緑区大島 1776-5
6	田名まちづくりセンター	中央区田名 4834
7	上溝まちづくりセンター	中央区上溝 7-7-17
8	麻溝まちづくりセンター	南区当麻 1324-2
9	新磯まちづくりセンター	南区磯部 916-3
10	相模台まちづくりセンター	南区相模台 1-13-5
11	相武台まちづくりセンター	南区新磯野 3-29-13
12	東林まちづくりセンター	南区相南 1-10-10
13	向陽小学校	中央区向陽町 8-33
14	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6
15	相原小学校	緑区相原 4-13-14
16	旭小学校	緑区橋本 6-15-27
17	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
18	横山小学校	中央区横山台 2-35-1
19	上溝小学校	中央区上溝 7-6-1
20	清新小学校	中央区清新 3-16-6
21	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22
22	大野小学校	南区古淵 3-21-2
23	大沼小学校	南区東大沼 3-20-1
24	南大野小学校	南区上鶴間 1-5-1
25	大沢小学校	緑区大島 1566
26	田名小学校	中央区田名 5091-1
27	麻溝小学校	南区下溝 713
28	新磯小学校	南区磯部 1028-5
29	中央小学校	中央区富士見 1-3-22
30	共和小学校	中央区高根 1-16-13
31	桜台小学校	南区相模台 7-7-1
32	相模台小学校	南区南台 6-5-1
33	相武台小学校	南区相武台団地 2-5-1
34	谷口台小学校	南区文京 2-12-1
35	東林小学校	南区相南 2-3-1
36	上鶴間小学校	南区上鶴間 4-7-1
37	緑が丘中学校	中央区緑が丘 1-28-1
38	相模原中央 メディカルセンター	中央区富士見 6-1-1
39	相模原南 メディカルセンター	南区相模大野 4-4-1
40	相模原北 メディカルセンター	緑区西橋本 5-3-21
41	小山公民館	中央区向陽町 8-1
42	星が丘公民館	中央区星が丘 3-1-38
43	清新公民館	中央区清新 3-16-1
44	中央公民館	中央区富士見 2-13-1
45	横山公民館	中央区横山台 1-20-10
46	光が丘公民館	中央区並木 4-7-9
47	陽光台公民館	中央区陽光台 5-6-1



整理番号	設置場所	所在地
48	弥 栄 小 学 校	中央区弥栄 3-1-10
49	青 葉 小 学 校	中央区並木 4-8-4
50	宮 上 小 学 校	緑区橋本 4-11-1
51	相 原 中 学 校	緑区橋本 8-12-1
52	大 野 北 中 学 校	中央区淵野辺 2-8-40
53	鵜 野 森 中 学 校	南区鵜野森 1-11-1
54	谷 口 小 学 校	南区上鶴間本町 5-13-1
55	九 沢 小 学 校	緑区大島 1859-3
56	内 出 中 学 校	緑区下九沢 2845
57	双 葉 小 学 校	南区双葉 1-2-15
58	東 林 中 学 校	南区上鶴間 8-21-1
59	清 新 中 学 校	中央区清新 8-5-1
60	富 士 見 小 学 校	中央区富士見 2-4-1
61	陽 光 台 小 学 校	中央区陽光台 1-15-1
62	二 本 松 小 学 校	緑区二本松 2-9-1
63	共 和 中 学 校	中央区共和 1-3-10
64	大 野 台 中 央 小 学 校	南区大野台 2-26-8
65	鶴 の 台 小 学 校	南区旭町 24-5
66	大 島 小 学 校	緑区大島 1121-19
67	田 名 中 学 校	中央区田名 5250-1
68	上 溝 南 小 学 校	中央区上溝 782-1
69	夢 の 丘 小 学 校	南区当麻 490-2
70	麻 溝 台 中 学 校	南区麻溝台 4-12-1
71	小 山 小 学 校	中央区小山 4-3-2
72	弥 栄 中 学 校	中央区弥栄 3-1-7
73	旭 中 学 校	緑区橋本 1-12-15
74	大 野 台 中 学 校	南区大野台 8-2-1
75	大 野 南 中 学 校	南区文京 1-10-1
76	谷 口 中 学 校	南区上鶴間本町 4-13-43
77	大 沢 中 学 校	緑区大島 1800
78	田 名 北 小 学 校	中央区田名 1932-1
79	上 溝 中 学 校	中央区横山 5-19-54
80	相 陽 中 学 校	南区磯部 1540
81	相 武 台 中 学 校	南区新磯野 5-1-10
82	相 模 台 中 学 校	南区桜台 20-1
83	上 鶴 間 中 学 校	南区上鶴間 4-14-1
84	由 野 台 中 学 校	中央区由野台 3-1-3
85	並 木 小 学 校	中央区並木 2-16-1
86	橋 本 小 学 校	緑区橋本 1-12-20
87	大 野 北 小 学 校	中央区淵野辺 2-34-1
88	大 野 台 小 学 校	南区大野台 8-1-15
89	新 町 中 学 校	南区相模大野 9-14-1
90	上 溝 南 中 学 校	中央区上溝 2322-2
91	小 山 中 学 校	中央区小山 4-3-1
92	若 松 小 学 校	南区若松 2-22-1
93	鶴 園 小 学 校	南区上鶴間本町 7-8-1
94	作 の 口 小 学 校	緑区下九沢 459-1
95	も え ぎ 台 小 学 校	南区新磯野 2-41-16
96	若 草 小 学 校	南区新磯野 2329
97	緑 台 小 学 校	南区新磯野 3-10-23
98	中 央 中 学 校	中央区富士見 1-3-17

整理番号	設置場所	所在地
99	当麻田小学校	緑区相原1-14-1
100	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3-17-1
101	鹿島台小学校	南区上鶴間本町1-9-1
102	新宿小学校	中央区田名7019
103	若草中学校	南区新磯野2046
104	くぬぎ台小学校	南区上鶴間5-7-1
	小計	104台
105	津久井まちづくりセンター	緑区中野633
106	相模原西 メディカルセンター	緑区中野1681-1
107	中野小学校	緑区中野600
108	中野中学校	緑区中野960
109	津久井中央小学校	緑区三ヶ木39-7
110	根小屋小学校	緑区根小屋1580
111	鳥屋学園	緑区鳥屋1339
112	青野原中学校	緑区青野原1239
113	青根中学校	緑区青根1926
114	串川小学校	緑区長竹1424
115	小網地域センター	緑区太井252-1
116	三井地域センター	緑区三井394-1
117	串川ひがし地域センター	緑区根小屋1619-1
118	津久井生涯学習センター	緑区三ヶ木414
	小計	14台
119	相模湖まちづくりセンター	緑区与瀬896
120	桂北小学校	緑区与瀬877
121	千木良小学校	緑区千木良1035
122	内郷小学校	緑区寸沢嵐833
	小計	4台
123	城山まちづくりセンター	緑区久保沢1-3-1
124	川尻小学校	緑区久保沢2-22-2
125	湘南小学校	緑区小倉1572
126	広陵小学校	緑区若葉台4-3-1
127	広田小学校	緑区広田9-5
128	相模丘中学校	緑区久保沢2-22-4
129	中沢中学校	緑区城山2-7-1
	小計	7台
130	藤野まちづくりセンター	緑区小淵2000
131	藤野中学校	緑区小淵2082
132	藤野小学校	緑区日連549
133	藤野南小学校	緑区牧野4327
134	ふるさと自然体験教室・ 沢井体育館	緑区澤井936
	小計	5台
	合計	134台

### 3-4 広報車両及び広報区域【財政局、危機管理局、市民局、消防局】

地域防災無線			デジタル消防救急無線	
所 属	車 両 名	呼出番号	所 属	車 両 名
交通・地域安全課	交通安全号	722	消防局	消防車等
			消防団	消防車
スピーカーのみ				
所 属	車 両 名			
管財課	共用車 (165・166号車)			

※ 広報区域の車両配置について、地域防災無線積載車両は、広報活動が必要とされた区域に随時配置する。デジタル消防救急無線積載車両は、各受持ち区域とする。

なお、デジタル消防救急無線積載車両は、可搬ポンプ等を積載し、災害対応部隊が活用することから、災害対応を優先する。また、広報活動を行う場合においても相模原市消防広報規定に定める災害広報のみを実施する。

### 3-5 火災・災害等即報要領の直接即報の基準【危機管理局、消防局】

#### 1. 火災等即報

直接即報基準	
交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの ①航空機火災 ②タンカー火災 ③船舶火災であって社会的影響度が高いもの ④トンネル内車両火災 ⑤列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	② 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③特定事業所内の火災（①以外のもの。）
危険物等に係る事故 （上記の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	①原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ②放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

#### 2. 救急・救助事故即報

直接即報基準
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャックによる救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3. 武力攻撃等災害即報

直接即報基準
①武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
②国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4. 災害即報

直接即報基準
①地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
②津波、風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

### 3-6 放送を活用した避難勧告等の情報伝達申し合わせ【危機管理局】

平成17年9月29日

この申し合わせは、市町村が避難勧告等を発出する場合に、放送を活用して広く一般住民等に迅速かつ的確に住民避難情報を伝達することにより、住民避難の迅速化等被害の軽減を図ることを目的に、避難勧告等の情報伝達に係る必要な事項について、市町村、神奈川県、放送事業者が確認したものである。

(申し合わせの対象)

- 1 申し合わせの対象は次に掲げる各号とし、具体的な機関、その窓口は、別紙1によるものとする。
  - (1) 神奈川県内市町村
  - (2) 神奈川県
  - (3) 神奈川県域または県域を越える広域区域を事業区域とする一般放送事業者

(伝達する情報)

- 2 伝達する情報は、次の避難勧告等の情報とする。
  - (1) 避難準備（災害時要援護者避難）情報
  - (2) 避難勧告
  - (3) 避難指示
  - (4) 警戒区域の設定

(情報の伝達方法)

- 3 市町村及び県は、別紙2に定める様式により、原則としてファックスを用いて情報の伝達を行い、その後速やかに、伝達の確認の電話をする。

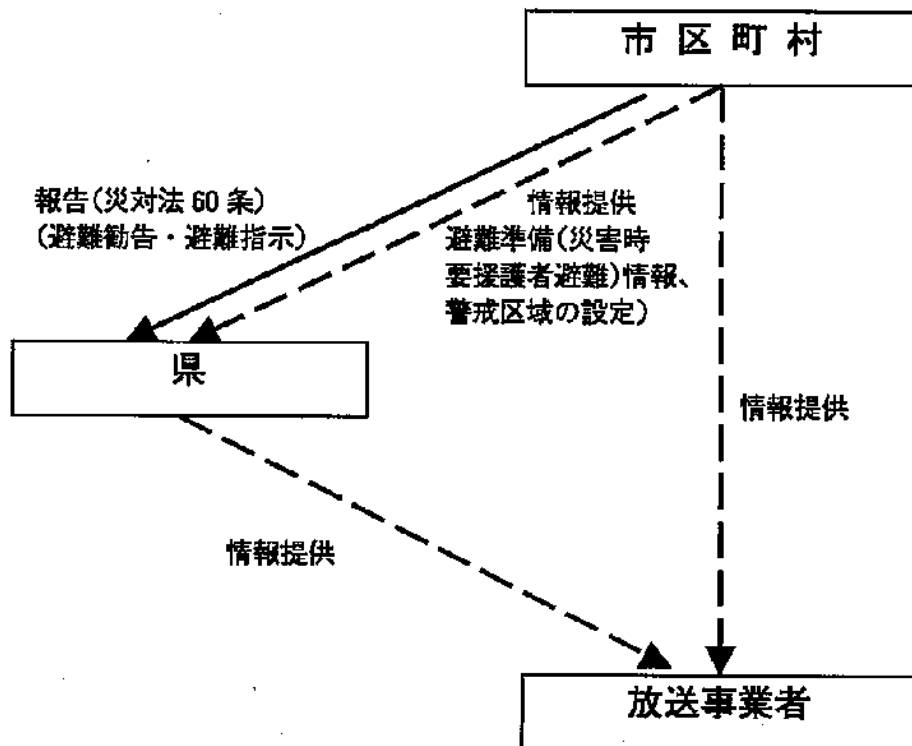
また、ファックスによる伝達のほか、eメールを併用するなどして、情報伝達の確実性を図ることが望まれる。

ただし、災害の状況等により極めて緊急を要しファックスによる伝達が困難な場合には、電話による連絡も可能とする。この場合、同一情報を速やかにファックスにより伝達する。

(関係機関の伝達経路)

- 4 関係機関は、情報を伝達する。
  - (1) ア 市町村は、避難の指示又は勧告を発出する場合、県に災害対策基本法第60条に基づき報告をし、放送事業者に情報を提供する。  
イ 市町村は、避難準備（災害時要援護者避難）情報又は警戒区域の設定を発出する場合、県及び放送事業者に情報を提供する。
  - (2) 県は、市町村から避難の指示等の情報を得た場合には、速やかに放送事業者に情報を提供する。
  - (3) 放送事業者は、自主的判断により必要に応じて速やかに視聴者に情報を提供する。

(参 考) 情報伝達経路図



(自主的判断により必要に応じ速やかに  
放送し、視聴者に伝達)

## 別紙 1

神奈川県域及び神奈川県を含む広域区域を事業区域とする放送事業者

平成21年11月

放送事業者名	所属	通常時 電話番号	災害時 電話番号	FAX	備考
日本放送協会 横浜放送局	放送部 ニュースデスク	045-211-0737	045-211-0737	045-201-7867	広域社 (※1)
(株)テレビ神奈川	報道制作局	045-651-1182	045-651-1182	045-641-1911	県域社
横浜エフエム放送(株)	放送本部 編成制作部	045-224-1004	日中: 045-223-2585 夜間: 045-223-2562	045-224-1015	県域社
(株)日経ラジオ社	編成報道局	050-3368-3556	050-3368-3571	03-3583-9062	広域社
(株)アール・エフ・ラジオ日本	総務局	045-231-1531	045-231-1531	045-231-1457	広域社
エフエムインターウェブ(株)	編成業務局制作部	03-5781-7610	03-5781-7610	03-3474-1761	広域社 (※2)
(株)東京放送	報道局社会部	03-5571-3141	03-5571-3141	03-5571-2179	広域社
(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ	制作センター・ ニュース担当	03-5571-2570	03-5571-2570	03-3505-0574	広域社
日本テレビ放送網(株)	報道局社会部	03-6215-3520	03-6215-3520	03-6215-0042	広域社
(株)フジテレビジョン	報道局社会部	03-5500-8485	03-5500-8508	03-5500-7576	広域社
(株)テレビ朝日	ニュース情報 センター-社会部	03-6406-1319	03-6406-1330	03-3405-3390	広域社
(株)テレビ東京	報道局報道部	03-5473-3233	03-5473-3233	03-5473-3491	広域社
(株)文化放送	編成局報道制作部	03-5860-1075	03-5860-1075	03-5403-1107	広域社
(株)ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7621	03-3287-7622	03-3287-7696	広域社

(※1)… テレビ、AM ラジオについては「広域」、FM 放送については「県域」

(※2)… 放送区域が、東京特別区、さいたま市、横浜市、川崎市、成田空港の広域社



## 避難勧告等発令情報

神奈川県 市・町・村 区  
 送付日時： 月 日 時 分

**1 避難情報等の別**

- 避難準備（災害時要援護者避難）情報（地域防災計画等）
- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（災害対策基本法第60条）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）

**2 発令** 月 日 時 分

**3 解除** 月 日 時 分

**4 対象地域** \_\_\_\_\_（対象世帯数：世帯）

**5 避難先 名称** \_\_\_\_\_（住所 \_\_\_\_\_）

**6 避難等すべき理由**

- 大雨により河川（の氾濫の危険がある・が氾濫した）ため  
 （河川名 \_\_\_\_\_）
- 大雨により土砂災害（の危険がある・が発生した）ため
- 地震により土砂災害（の危険がある・が発生した）ため
- 地震により家屋崩壊（の危険がある・が発生した）ため
- 地震による津波警報が発せられたため
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

発信者所属・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

FAX \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

情報受伝達確認欄

機関名	送受信者名	確認時刻	機関名	送受信者名	確認時刻	機関名	送受信者名	確認時刻
NHK 横浜		:	FM インターウェブ		:	テレビ朝日		:
テレビ神奈川		:	東京放送		:	テレビ東京		:
FM 横浜		:	TBS ラジオ		:	文化放送		:
日経ラジオ		:	日本テレビ		:	ニッポン放送		:
RF ラジオ日本		:	フジテレビ		:			

### 3-7 避難情報文案【危機管理局】

#### 1. 高齢者等避難の伝達文例

<p>(こちらは、相模原市です。) ただいま、〇〇(避難すべき理由)のおそれがあるため、□□(大字名等)に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。△△(対象)のお年寄りや体の不自由な方、避難行動に時間がかかる方は、安全な場所に避難してください。【こちらは、防災さがみはらです。】</p>
<p>-避難すべき理由例-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害</li> <li>・河川のはん濫 等</li> </ul>
<p>-対象例-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がけの近くにお住まい</li> <li>・川の近くにお住まい</li> </ul>
<p>-施設名例-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【避難場所が特定できる場合】</li> <li>…方は、〇〇(施設名)又は〇〇(施設名)に避難を始めてください。</li> <li>・【避難場所が複数あり、公民館のみの場合】</li> <li>…方は、お近くの公民館に避難を始めてください。</li> <li>・【避難場所が複数あり、小中学校のみの場合】</li> <li>…方は、お近くの小中学校に避難を始めてください。</li> <li>・【避難する場所が多数の場合又は学校、公民館等が混在している場合】</li> <li>…方は、安全な場所に避難を始めてください。</li> </ul> <p>避難場所は、お近くのまちづくりセンターにお問合せください。</p>

※いずれの場合も放送を3回程度繰り返すこと。

※2ひばり放送では、( )内を省き、本文と【 】内のみ用いること。

#### 2. 避難指示の伝達文例

<p>(こちらは、相模原市です) 〇〇(避難すべき理由)のおそれが非常に高まったため、□□(大字名等)に警戒レベル4、避難指示を発令しました。△△(対象)の方は、至急、安全な場所に避難してください。</p> <p>(避難が危険と判断したときは、建物の2階以上のがけ(川)から離れた部屋などで安全を確保してください。) 【こちらは、防災さがみはらです。】</p>
<p>-避難すべき理由例-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害</li> <li>・河川のはん濫 等</li> </ul>
<p>-対象例-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がけの近くにお住まい</li> <li>・川の近くにお住まい</li> </ul>
<p>-施設名例-</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【避難場所が特定できる場合】</li> <li>…方は、〇〇(施設名)又は〇〇(施設名)に避難してください。</li> <li>・【避難場所が複数あり、公民館のみの場合】</li> <li>…方は、お近くの公民館に避難してください。</li> <li>・【避難場所が複数あり、小中学校のみの場合】</li> <li>…方は、お近くの小中学校に避難してください。</li> </ul>

- ・【避難する場所が多数の場合又は学校、公民館等が混在している場合】  
 …方は、安全な場所に避難してください。  
 避難場所は、お近くのまちづくりセンターにお問合せください。

※ いずれの場合も放送を3回程度繰り返すこと。

※2 ひばり放送では、（ ）内を省き、本文と【 】内のみ用いること。

### 3. 緊急安全確保の伝達文例

（こちらは、相模原市です。）ただいま、〇〇(避難すべき理由)のおそれがある□□(大字名等)に警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。△△(対象)の方は、直ちに身の安全を確保してください。  
**【こちらは、防災さがみはらです。】**

-避難すべき理由例-

- ・土砂災害
- ・河川のはん濫 等

-対象例-

- ・がけの近くにお住まい
- ・川の近くにお住まい

-施設名例-

- ・【避難場所が特定できる場合】  
 …方は、至急〇〇（施設名）又は〇〇（施設名）に避難してください。
- ・【避難場所が複数あり、公民館のみの場合】  
 …方は、至急お近くの公民館に避難してください。
- ・【避難場所が複数あり、小中学校のみの場合】  
 …方は、至急お近くの小中学校に避難してください。
- ・【避難する場所が多数の場合又は学校、公民館等が混在している場合】  
 …方は、至急安全な場所に避難してください。  
 避難場所は、お近くのまちづくりセンターにお問合せください。

※ いずれの場合も放送を3回程度繰り返すこと。

※2 ひばり放送では、（ ）内を省き、本文と【 】内のみ用いること。

### 3-8 相模原市火災警報規則【消防局】

昭和40年1月9日  
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づく火災警報（以下「警報」という。）の発令及び解除について、必要な事項を定める。

(警報の発令及び解除)

第2条 警報は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令し、該当しなくなつたときに解除する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により警報を発令しないことがある。

- (1) 実効湿度が55パーセント以下であり、最小湿度が35パーセントを下る見込みのとき。
- (2) 平均風速12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき。

(一部改正〔平成19年規則117号・令和2年90号〕)

(警報の伝達)

第3条 警報の発令及び解除の伝達は、相模原市防災行政用無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局で、本市の防災等に係る行政事務に使用することを目的として設置するものをいう。）において行うものとする。

(一部改正〔昭和47年規則30号・53年1号・56年40号・平成19年117号・22年16号・令和2年90号〕)

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

(一部改正〔平成19年規則117号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年5月31日規則第30号）

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第117号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日規則第16号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月12日規則第90号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

### 3-9 相模原市防災行政用無線局管理運用規程【危機管理局】

平成25年3月29日訓令第16号  
改正

平成26年3月31日訓令第14号  
改正

平成30年3月30日訓練第6号

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この訓令は、電波法(昭和25年法律第131号)其他法令(以下「電波法等」という。)に定めるもののほか、相模原市防災行政用無線局(同法第2条第5号に規定する無線局で、本市の防災等に係る行政事務に使用することを目的として設置するものをいう。以下「無線局」という。)の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基地局統制局 陸上移動局を通信の相手方とする通信統制機能を有する移動しない無線局をいう。
- (2) 中継基地局 基地局統制局と陸上移動局間及び陸上移動局相互の通信を中継する移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点で停止中に運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (4) 地域防災無線 基地局統制局と陸上移動局間又は陸上移動局相互で直接又は中継基地局を経由して通信する通信システムを総称したものをいう。
- (5) 固定系親局 固定系子局の統制機能を有する無線局をいう。
- (6) 固定系親局送受信所 固定系親局からの電波を受信し、特定の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (7) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備で、屋外型放送設備及び戸別受信設備をいう。
- (8) 同報無線 固定系親局及び固定系子局の通信システムを総称したものをいう。
- (9) 無線系 前各号の無線設備及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (10) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

##### (無線系関係職員)

第3条 無線系の管理及び運用を行うため、総括管理者、使用管理責任者、使用管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

##### (総括管理者)

第4条 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括する。

2 総括管理者は、危機管理局長をもって充てる。

##### (使用管理責任者)

第5条 使用管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行う。

2 使用管理責任者は、緊急対策課長をもって充てる。

(使用管理者)

第6条 次のところには、使用管理者を配置する。

(1) 基地局統制局、中継基地局、固定系親局及び固定系親局送受信所

(2) 市の機関に配置した陸上移動局

2 前項第1号に掲げる無線局に配置された使用管理者はその責任において、同項第2号に掲げる無線局に配置された使用管理者は使用管理責任者の指示により、当該無線局及びその通信の相手方となる陸上移動局(使用管理者の置かれているものを除く。)の管理及び運用の業務を所掌し、所属の無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

3 使用管理者は、第1項第1号に掲げる無線局については緊急対策課長を、同項第2号に掲げる無線局については当該無線局が置かれている課又は機関の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、使用管理責任者の命を受け、無線系の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び保全に努める。

2 通信取扱責任者は、使用管理責任者が緊急対策課の職員のうちから指定する者をもって充てる。

(無線従事者の配置等)

第8条 総括管理者は、無線局の運用に必要な員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 基地局統制局の無線従事者は、通信の相手方となる陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指導するものとする。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の指導の下に電波法等を遵守しなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員をもって充てる。

(業務書類等の管理)

第11条 総括管理者は、電波法等に基づく業務書類を適正に管理しなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者選解任届の写しを整理し、保管しなければならない。

(業務報告)

第12条 基地局統制局の使用管理者は、毎月の無線局の運用状況を翌月10日までに、総括管理者に報告しなければならない。

(無線設備の点検)

第13条 無線設備の正常な機能を確保するため、次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところにより無線設備の点検を行う。

(1) 始業時点検 始業時に無線従事者又は通信取扱者が基地局統制局、中継基地局、固定系親局及び固定系親局送受信所について行う。

(2) 定期点検 総括管理者が無線設備の定期点検を年1回以上実施するほか、日常の維持管理を行う。

(3) 臨時点検 総括管理者が必要と認めた事項について随時行う。

2 前項の点検は、無線設備点検記録表により行うものとする。

3 無線従事者又は通信取扱者は、無線設備に異常を発見したときは、直ちに総括管理者に報告し、その指示に従うものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、通信の円滑な運用を確保するため、毎年、計画を定め、通信訓練を実施するものとする。

2 前項の通信訓練は、通信機器の取扱い、通信方法等に関する通信取扱者等への研修を兼ねて行うものとする。

(時刻の呼称)

第15条 無線系に使用する時刻の呼称は、24時制とする。ただし、同報無線を使用する無線放送(以下「放送」という。)の放送内容については、この限りでない。

## 第2章 地域防災無線の運用

(通信の種別)

第16条 地域防災無線に係る通信の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般通信(一般行政事務に関する通信をいう。)

(2) 緊急通信(地震、水火災、台風その他の災害(以下「災害」という。)に関する通信をいう。)

(3) 試験通信(無線設備の試験に関する通信をいう。)

(通信範囲)

第17条 地域防災無線の通信範囲は、市内及びその周辺とする。

(無線局の開局日及び開局時間)

第18条 基地局統制局及び陸上移動局の開局日は、原則として、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日とし、開局時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 車載型又は携帯型の陸上移動局が移動中又は特定しない地点で停止中に通信を行うときは、必要に応じて相手局に対し、自局の通信位置を連絡するものとする。

(通信統制)

第19条 基地局統制局は、陸上移動局の通信統制を行う。

## 第3章 同報無線の運用

(放送事項)

第20条 放送は、次に掲げる事項について行う。

(1) 防災に関すること。

(2) 市政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(放送の方法)

第21条 放送は、次の各号に掲げる放送の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一斉放送 全市に放送する。

(2) 一斉放送(A群・B群・C群) 固定系子局をA群、B群及びC群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、全市に放送する。

(3) 群別放送 おおむね各公民館を中心とした特定地域のみ放送する。

(4) 個別放送 固定系子局1局の特定地域のみ放送する。

(放送の種別)

第22条 放送の種別は、一般放送、緊急放送、時刻放送及び試験放送とする。

2 一般放送は、原則として8時(休日は、9時)から17時(11月から翌年の1月までは、16時。第4項において同じ。)までの間に行うものとする。ただし、随時に行う放送については、この限りでない。

3 緊急放送は、必要の都度行う。

4 時刻放送は、無線設備の点検を兼ねてチャイムにより毎日12時及び17時に行う。

5 試験放送は、無線設備の保守のため、必要の都度行う。

(放送の手続)

第23条 一般放送を必要とする者は、別に定める手続により広聴広報課長又は緊急対策課長の承認を得なければならない。

2 緊急放送の手続は、別に定める。

(固定系子局を使用する放送)

第24条 固定系子局の屋外型放送設備拡声装置(以下「拡声装置」という。)を使用して第20条各号に掲げる事項に準ずる事項の拡声放送を必要とする者は、別に定める手続により、あらかじめ緊急対策課長に届け出なければならない。

2 拡声装置を使用して拡声放送を行った者は、別に定める手続により、14日以内に緊急対策課長に報告しなければならない。

(放送の制限)

第25条 総括管理者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、一般放送、時刻放送及び試験放送を制限することができる。

(放送の記録等)

第26条 固定系親局及び固定系親局送受信所の無線従事者は、放送を行ったときは、放送文を整理し、保管しなければならない。

#### 第4章 補則

(様式)

第27条 この訓令の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第28条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。



### 3-10 相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程(平成25年相模原市訓令第16号)第23条、第24条、第27条及び第28条の規定に基づき、相模原市防災行政用無線局のうち、固定系親局及び固定系子局の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(一般放送事項)

第2条 一般放送は、別表第1に定める放送事項の区分に応じ、同表に定める放送時刻及び放送方法により実施し、原則としてその際の放送文例は別表第3に定めるところによる。

(緊急放送事項)

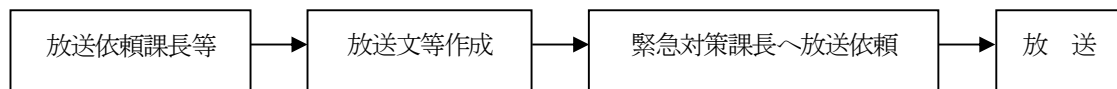
第3条 緊急放送は、別表第2に定める放送事項の区分に応じ、同表に定める放送時刻及び放送方法により実施し、原則としてその際の放送文例は別表第4に定めるところによる。

(放送の手續等)

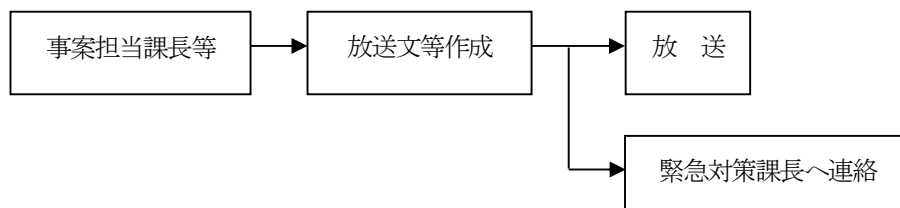
第4条 一般放送及び緊急放送を行う場合の手續は、次に定めるとおりとする。

(1) 一般放送の場合

ア 別表第1に定める放送事項のうち別表第3に放送文例のあるもの(4 行方不明、迷子等に関する事項を除く。)



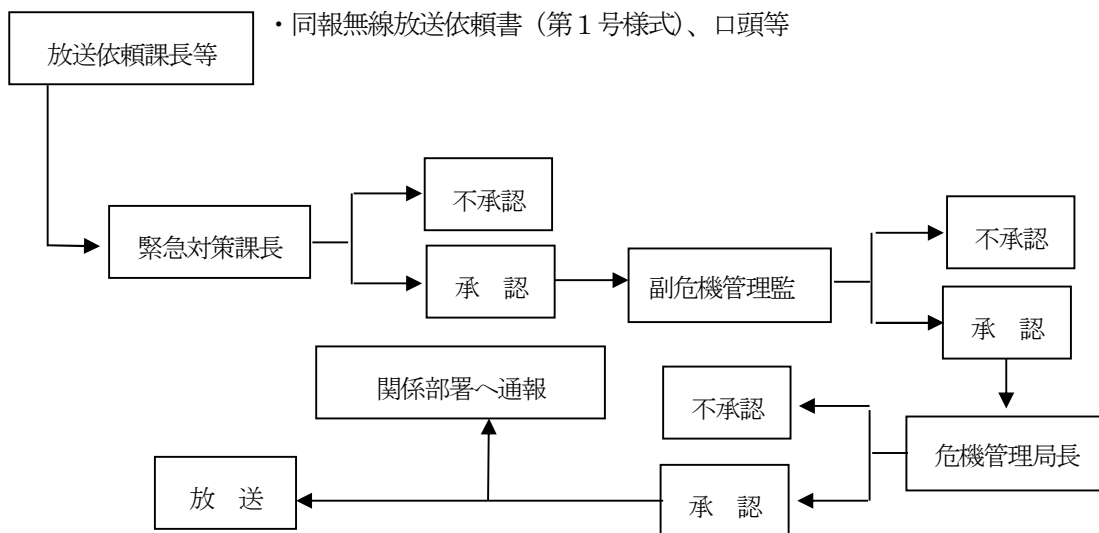
イ 別表第1に定める放送事項のうち別表第3に放送文例のあるもの(4 行方不明、迷子等に関する事項に限る。)



ウ 別表第1に定める放送事項のうち別表第3に放送文例のないものは、同報無線放送依頼書(第1号様式)を、放送の10日前までに提出(急を要する場合は、口頭により行い、後日依頼書を提出)し、緊急対策課長の承認を得るものとする。なお、緊急対策課長は承認に関して広聴広報課長に助言を求めることができる。

(2) 緊急放送の場合

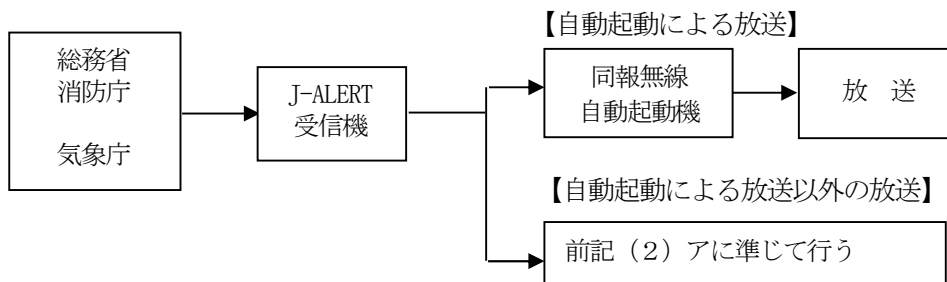
ア 防災緊急放送の場合



※ 放送文例がある場合で、災害対策本部が未設置のときは、危機管理局長及び副危機管理監の承認を省略することができるものとする。

※ 放送実施後、緊急対策課長は放送内容を関係部署に通報する。

イ J-ALERT緊急放送の場合



※ 放送実施後、緊急対策課長は放送内容を関係部署に通報する。

(屋外型放送設備拡声装置の取扱い)

第5条 屋外型放送設備拡声装置(以下「拡声装置」という。)は、次の場合に使用することができる。

- (1) 災害時等において、該当子局の周辺に災害対策本部(災害対策本部が未設置の場合は緊急対策課)が行う放送とは別に放送を必要とするとき。
  - (2) 防災訓練等において、該当子局の周辺に放送を必要とするとき。
  - (3) その他市長が拡声装置の使用を必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により拡声装置を使用しようとする者は、同報無線固定系子局使用届出書(第2号様式)により、緊急対策課長に届け出なければならない。ただし、災害等の緊急時に、危機管理局長、消防局長又は緑区長が拡声装置の使用を必要と認めたとき(緑区長は津久井地域に限る。)は、緊急対策課長に口頭で通報することにより届出を省略することができる。
- 3 拡声装置のマイクボックスの鍵は、緊急対策課、消防署及び分署等並びに津久井地域の各まちづくりセンターで保管し、拡声装置を使用するときは、緊急対策課職員、消防職員又は津久井地域の各まちづくりセンター職員が立ち会うものとする。
- 4 前3項の規定により拡声装置を使用して放送を行った者は、同報無線固定系子局使用報告書(第3号様式)により、緊急対策課長に報告しなければならない。

(異常時の措置)

第6条 拡声装置の故障等により、拡声装置から騒音が発生するような場合には、直ちに最寄りの消防署、分署等に依頼して拡声装置の電源を遮断するものとする。ただし、災害等により消防部隊が出動中の場合は、危機管理局職員(津久井地域においては、各まちづくりセンター職員)が出向いて電源を遮断するものとする。

2 騒音発生に伴う拡声装置の修理に当たっては、専門業者に修理依頼するとともに、故障原因を究明し、再発防止を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

一 般 放 送 事 項

放 送 事 項	放 送 時 刻	放 送 方 法
1 防災訓練に関する事項 放送文例No.1-1～1-4	防災訓練実施要領等の定めによる	上りチャイムの後、一斉放送(A群・B群・C群)を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。 ただし、特定地域を対象とする場合は郡別放送又は個別放送を選択して行う。
2 火災予防運動に関する事項 原則として運動期間中に1回 放送文例No.2-1, 2-2	原則として火災予防運動の前日の17時15分(11月から翌年の1月までは16時15分)	上りチャイムの後、一斉放送(A群・B群・C群)を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。
3 光化学スモッグに関する事項 (光化学スモッグ注意報・警報・重大警報の発令及び解除時であって、必要と認められる場合) 放送文例No.3-1～3-6	光化学スモッグ注意報・警報・重大警報発令及び解除時	2に準じて行う。
4 行方不明、迷子等に関する事項 (1)行方不明、迷子等依頼に関する事項 (警察署からの要請に基づくもので、人命保護上必要と認められ、家族の放送了承が得られる場合) 放送文例No.4-1  (2)行方不明、迷子等発見に関する事項 放送文例No.4-2	原則として日没までとする ただし、緊急性を有するものについては、時間を問わない  放送後3日以内に発見された旨の連絡があったとき ただし、当該連絡が日没後であった場合は、翌日に行う	1に準じて行う。  1に準じて行う。
5 地域に限定した防犯に関する事項 (警察署又は防犯協会からの要請に基づくもので、広く市民の生命・財産を守る上で必要と認められる場合) 放送文例No.5-1, 5-2	原則として日没までとする	1に準じて行う。
6 熊、猿、猪等の出没等に関する事項 (警察署等からの情報により市民生活に危険が及ぶ可能性があり、注意喚起が必要と認められる場合) 放送文例No. 6-1～6-3	原則として日没までとする ただし、緊急性を有するものについては、時間を問わない	1に準じて行う。
7 選挙に関する事項 放送文例No. 7-1～7-3	原則として、次のとおりとする ・全期日前投票所が受付を開始する日の11時、14時 ・投票日前日の17時15分 ・投票日当日の11時、14時、18時	1に準じて行う。

8 熱中症に関する事項 (熱中症警戒アラートが発表中であって、必要と認められる場合) 放送文例No. 8-1	原則として日没までとする	2に準じて行う。
9 前記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める放送事項	原則として8時(相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する休日にあつては、9時から17時までの間)	1に準じて行う。

別表第2(第3条関係)

緊急放送事項

放送事項	放送時刻	放送方法
<p><b>【防災緊急放送】</b></p> <p>1 地震に関する事項</p> <p>(1) 警戒宣言等に関する事項</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表中の放送 放送文例No.1-1</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表中の放送 放送文例No.1-2</p> <p>ウ 市災害対策本部からの指示事項に関する放送</p> <p>(2) 地震発生時に関する事項</p> <p>ア 震度階別(震度4から震度7までの各震度) 放送文例No.1-3~1-8</p> <p>イ 被害の防止等に関する放送 放送文例No.1-9~1-13</p> <p>ウ 市災害対策本部からの指示事項に関する放送</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)受信後、状況に応じて適時</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)受信時後、状況に応じて適時</p> <p>災害対策本部長から指示があったとき。</p> <p>地震発生から1分以内</p> <p>地震発生以後の状況に応じて、適時</p> <p>災害対策本部長から指示があったとき。</p>	<p>上りチャイムの後、一斉放送(A群・B群・C群)を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。</p> <p>アに準じて行う。</p> <p>アに準じて行う。 ただし、特定地域を対象とする場合は群別放送又は個別放送を選択して行う。</p> <p>上りチャイムの後、一斉放送を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。</p> <p>(1) アに準じて行う。</p> <p>(1) ウに準じて行う。</p>

<p>2 水防に関する事項</p> <p>(1) 県水防本部長が発表する水防警報等で、市災害対策本部長が必要と認める事項に関する放送</p> <p>(2) 被害の防止等に関する事項で、市災害対策本部長からの指示事項に関する放送</p> <p>(3) 城山ダム放流に関する放送 放送文例No2-1</p> <p>(4) 河川の氾濫に関する放送 放送文例No2-2</p>	<p>警報受信後の状況において、災害対策本部長が必要と判断したとき</p> <p>災害対策本部長から指示があったとき</p> <p>城山ダム管理事務所より、城山ダムゲートからの放流量が毎秒 500 立方メートルを超えた旨の連絡があったとき</p> <p>災害対策本部長が必要と判断したとき</p>	<p>1 (1) ウに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。ただし、放送地域は相模川沿岸(両岸)を選択して行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p>
<p>3 火災に関する事項</p> <p>(1) 火災警報に関する時刻</p> <p>ア 火災警報の発令に関する放送</p> <p>イ 火災警報の解除に関する放送</p> <p>(2) 大規模火災で消防局長が必要と認める事項に関する放送</p>	<p>火災警報発令時</p> <p>火災警報解除時</p> <p>消防局長が放送を必要と判断したとき</p>	<p>1 (1) アに準じて行う。</p> <p>1 (1) アに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p>
<p>4 その他緊急を要する事項</p> <p>(1) 広域的に発生した事故等に関する事項 (停電、断水、電話回線の不通又はテレビ放送の受信不能により、市民生活に影響が及ぶ場合に必要と認められる事項) 放送文例No3-1～6-3</p> <p>(2) 大雨、強風等により、災害が予想され、市民生活に影響を及ぼす場合に必要と認められる事項 放送文例No7-1</p> <p>(3) 大雨や強風、大雪等により道路の通行止めや公共交通機関の運休等が生じ、市民生活に影響を及ぼす場合に必要と認められる事項 放送文例No8-1～8-2</p> <p>(4) ごみ収集に関する事項 放送文例No9-1</p> <p>(5) 大雪に関する事項 (大雪により、市民生活に影響が及ぶ場合に、必要と認められる事項) 放送文例No10-1～10-8</p>	<p>放送が必要と判断したとき</p> <p>放送が必要と判断されたとき</p> <p>防災関係機関の要請等に基づき、放送が必要と判断されたとき</p> <p>放送が必要と判断したとき</p> <p>放送が必要と判断したとき</p>	<p>1 (1) ウに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p>

<p>(6) 避難指示等に関する事項 (大雨等により、市民の避難が必要だと認められる事項) 放送文例No. 11-1～11-6</p> <p>(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める放送事項</p>	<p>放送が必要と判断したとき</p> <p>相模原市危機管理指針(平成23年8月策定)第2の1に定める危機が発生し、又は発生が予想される場合で、放送が特に必要と判断したとき</p>	<p>1 (1) ウに準じて行う。</p> <p>1 (1) ウに準じて行う。</p>
<p>【J-ALERT緊急放送】</p> <p>5 国民の保護に関する事項(J-ALERT)</p> <p>(1) 弾道ミサイル情報に関する事項 放送文例No.12-1</p> <p>(2) 航空攻撃情報に関する事項 放送文例No.12-2</p> <p>(3) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報に関する事項 放送文例No.12-3</p> <p>(4) 大規模テロ情報に関する事項 放送文例No.12-4</p> <p>(5) 緊急に住民に伝達することが必要な国保護に関する情報に関する事項</p>	<p>J-ALERT受信時(自動放送)</p>	<p>・国民保護有事サイレンを14秒吹鳴後、一斉放送を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。</p>
<p>6 地震に関する事項(J-ALERT) 緊急地震速報に関する事項 放送文例No.13-1</p>	<p>J-ALERT受信時(自動放送)</p>	<p>・緊急地震速報チャイム後、一斉放送を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。</p>
<p>7 特別警報に関する事項(J-ALERT)</p> <p>(1) 火山に関する事項 放送文例No.14-1～14-3</p> <p>(2) 気象に関する事項 放送文例No.14-4～14-5</p>	<p>J-ALERT受信時(自動放送)</p>	<p>・上りチャイム後、一斉放送を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。</p> <p>・上りチャイム後、一斉放送を行う。放送終了合図として下りチャイムを放送する。</p>



別表第3(第2条関係)

放送文例(一般放送)

1 防災訓練に関する事項

No.	放送事項	放送内容
1-1	市防災計画に定める防災訓練の事前周知に関する放送	相模原市役所ひばり放送から、お知らせします。 「明日、〇〇(市総合防災訓練実施場所)で、〇〇(訓練の名称：総合防災訓練等)が行われます。また、明日の〇〇時(放送時刻)に、ひばり放送から訓練地震発生時の放送を行いますので、お間違えのないようお願いいたします。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
1-2	さがみはら1分間行動訓練に関する放送	相模原市役所ひばり放送から、お知らせします。 「これから、さがみはら1分間行動訓練を行います。 ただ今、大きな地震がありました。まず、身の安全を図ってください。あわてて外へ飛び出すのは危険です。出口を確保するとともに、火の元を確認し、落ち着いて行動しましょう。この放送は訓練です。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
1-3	市防災計画に定める防災訓練の開始に関する放送	相模原市役所ひばり放送から、お知らせします。 「これから、〇〇(訓練の名称：〇〇地区の防災訓練等)を始めます。 ただ今、大きな地震がありました。まず、身の安全を図ってください。あわてて外へ飛び出すのは危険です。出口を確保するとともに、火の元を確認し、落ち着いて行動しましょう。この放送は訓練です。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
1-4	市防災計画に定める防災訓練の中止に関する放送	相模原市役所ひばり放送から、お知らせします。 「本日、〇〇(訓練実施場所)で予定していました総合防災訓練は、〇〇(中止の原因：悪天候等)のため中止となりました。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

2 火災予防運動に関する事項

No.	放送事項	放送内容
2-1	春の火災予防運動に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「3月1日から7日まで春の火災予防運動が行われます。 火の扱いには十分注意してください。 お出かけ前、お休み前には必ず火の元を点検しましょう。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
2-2	秋の火災予防運動に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「11月9日から15日まで秋の火災予防運動が行われます。 火の扱いには十分注意してください。 お出かけ前、お休み前には必ず火の元を点検しましょう。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

### 3 光化学スモッグに関する事項

No.	放送事項	放送内容
3-1	光化学スモッグ注意報発令時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ注意報が発令されています。 外での激しい運動は、控えましょう。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
3-2	光化学スモッグ警報発令時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ警報が発令されています。 できるだけ外出は控えましょう。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
3-3	光化学スモッグ重大警報発令時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ重大警報が発令されています。 外出は控えましょう。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
3-4	光化学スモッグ注意報解除時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ注意報が解除されました。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
3-5	光化学スモッグ警報解除時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ警報が解除され、光化学スモッグ注意報に変更となりました。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
3-6	光化学スモッグ重大警報解除時に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、光化学スモッグ重大警報が解除され、光化学スモッグ警報に変更となりました。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。

### 4 行方不明、迷子等に関する事項

No.	放送事項	放送内容
4-1	行方不明、迷子等依頼に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお願いします。 「(住所 )にお住まいの、(性別 ) (氏名 )さん (年齢又は学年 )の行方が (いつ )、( 時 )頃から、わからなくなっています。 服装は、(服装の特徴 )で、(服装の特徴2 )(履物 )。身長は、(身長 )センチくらい、(髪型 )(眼鏡等 )。お心当たりのある方は、最寄りの警察署、又は交番にご連絡ください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。

4-2	行方不明、迷子等依頼に関する放送（発見）	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「（日付（当日の場合は省略））から探していました（住所）にお住まいの、（年齢）（性別）は、発見されました。 ご協力ありがとうございました。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
-----	----------------------	---

## 5 地域に限定した防犯に関する事項

No.	放送事項	放送内容
5-1	地域に限定した防犯に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「（場所）において、（事象）が多発しています。 （場所：〇〇地区、〇〇駅周辺） （事象：ひったくり、痴漢など） *放送を必要とする事象に沿った一文 （例：夜間の外出など、十分に気をつけてください） 不審者を発見した場合は、最寄りの警察署、交番までご連絡ください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
5-2	地域に限定した防犯に関する放送	相模原市役所、ひばり放送からお知らせします。 「現在、（だれ）をかたり、（具体的な手口）など、振り込め詐欺と思われる電話が、多くかかっています。 （だれ：息子、警察官、金融機関など） （具体的な手口：「大事なかばんを忘れた」、「あなたの情報が漏れている」など） 被害にあわないよう、十分注意してください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。

## 6 熊、猿、猪等の出没等に関する事項

No.	放送事項	放送内容
6-1	熊、猿、猪等の出没等に関する事項	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「（いつ）、（時間）、（場所）に、（動物）が（出没情報）。 （いつ：本日、昨日 など） （時間：午前〇時、午後〇時 など） （場所：〇〇（地区名）〇〇丁目 など） （動物：熊、猿、猪、熊と思われる動物 など） （出没情報：出没しています、目撃されました、確認されました など） 危険を感じたら、〇〇警察署、または（連絡先）までご連絡ください。」 （連絡先：〇〇総合事務所、津久井地域環境課 など） 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。

6-2	熊、猿、猪等の出没等に関する事項	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。  「(いつ)、(時間)、(場所)で、(動物)が(出没情報)。  (いつ:本日、昨日 など)  (時間:午前〇時、午後〇時 など)  (場所:〇〇(地区名)〇〇丁目 など)  (動物:熊、猿、猪、熊と思われる動物 など)  (出没情報:目撃されました、確認されました など)  十分に注意してください。  また、(動物)を目撃した方は、〇〇警察署、または(連絡先)まで、ご連絡ください。」  (連絡先:〇〇総合事務所、津久井地域環境課 など)  〈本文のみ2回繰り返す〉  こちらは、防災さがみはらです。</p>
6-3	熊の出没等に関する事項	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。  「(いつ)、(時間)、(場所)で、熊の痕跡が、確認されました。(熊のものと思われる、痕跡が見つかりました。)  (いつ:本日、昨日 など)  (時間:午前〇時、午後〇時 など)  (場所:〇〇(地区名)〇〇丁目 など)  十分注意してください。  また、熊を目撃した方は、〇〇警察署、または(連絡先)まで、ご連絡ください。」  (連絡先:〇〇総合事務所、津久井地域環境課 など)  〈本文のみ2回繰り返す〉  こちらは、防災さがみはらです。</p>

## 7 選挙に関する事項

No.	放送事項	放送内容
7-1	期日前投票の周知に関する事項	<p>相模原市役所ひばり放送から、お知らせします。  「〇〇選挙について、今日から市内全ての期日前投票所が利用できます。  会場により、投票できる期間・時間が異なりますので、予めご確認のうえご利用ください。あなたの一票を大切にしましょう。」  (本文のみ2回繰り返す)  こちらは防災さがみはらです。</p>
7-2	投票日前日の周知に関する事項	<p>相模原市役所ひばり放送から、お知らせします。  「明日は、〇〇選挙の投票日です。  投票時間は、午前7時から午後8時までです。あなたの一票を大切にしましょう。」  (本文のみ2回繰り返す)  こちらは防災さがみはらです。</p>
7-3	投票日当日の周知に関する事項	<p>相模原市役所ひばり放送から、お知らせします。  「今日は、〇〇選挙の投票日です。  投票時間は、午後8時までです。あなたの一票を大切にしましょう。」  (本文のみ2回繰り返す)  こちらは防災さがみはらです。</p>

## 8 熱中症に関する事項

No.	放送事項	放送内容
8-1	熱中症に関する事項	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「本日は、環境省・気象庁から熱中症警戒アラートが発表されており、熱中症の危険性が高まっています。</p> <p>外出や運動を控え、暑さを避け、こまめに水分を補給し、健康管理に注意してください。」</p> <p>〈本文のみ2回繰り返す〉          こちらは、防災さがみはらです。</p>

## 別表第4(第3条関係)

### 放送文例(緊急放送)

## 1 地震に関する事項

No.	放送事項	放送内容
1-1	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表中の放送	<p>相模原市からお知らせします。</p> <p>「ただいま、南海トラフ地震臨時情報 巨大地震警戒 が発表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオの情報に注意して、落ち着いて行動してください。</li> <li>・食糧や水など、非常持出品の準備をしてください。</li> <li>・タンスや食器棚が倒れないようにしてください。</li> <li>・家族の連絡方法を互いに確認してください。</li> <li>・避難場所と避難経路を確認してください。」</li> </ul> <p>〈本文のみ2回繰り返す〉          こちらは、防災さがみはらです。</p>
1-2	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表中の放送	<p>相模原市からお知らせします。</p> <p>「ただいま、南海トラフ地震臨時情報 巨大地震注意 が発表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオの情報に注意して、落ち着いて行動してください。</li> <li>・食糧や水など、非常持出品の準備をしてください。</li> <li>・タンスや食器棚が倒れないようにしてください。</li> <li>・家族の連絡方法を互いに確認してください。</li> <li>・避難場所と避難経路を確認してください。」</li> </ul> <p>〈本文のみ2回繰り返す〉          こちらは、防災さがみはらです。</p>
1-3	震度4の場合	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「ただいま、震度4の地震を観測しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いて、火の元を確かめてください。</li> <li>・隣近所は、大丈夫か確かめ合ってください。」</li> </ul> <p>〈本文のみ2回繰り返す〉          こちらは、防災さがみはらです。</p>

1-4	震度5弱の場合	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、震度5弱の地震を観測しました。 ・落ち着いて、火の元を確かめてください。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。 ・余震に注意してください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
1-5	震度5強の場合	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、震度5強の地震を観測しました。 ・落ち着いて行動してください。 ・火の元は、消してください。 ・ガスの元栓を締めてください。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
1-6	震度6弱の場合	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、震度6弱の地震を観測しました。 ・落ち着いて行動してください。 ・火の元は、消してください。 ・ガスの元栓を締めてください。 ・隣近所は、大丈夫が確かめ合ってください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
1-7	震度6強の場合	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「震度6強の地震が発生しました。 火の始末をしてください。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」 〈本文のみ3回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
1-8	震度7の場合	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「震度7の地震が発生しました。 火の始末をしてください。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」 〈本文のみ3回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
1-9	震度5弱の地震発生後 (余震が続くとき、注意 放送の必要があるとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「余震が続くと思われます。 ・落ち着いて行動してください。 ・火は、しばらく使わないでください。 ・ブロック塀などに、注意してください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉 こちらは、防災さがみはらです。
1-10	震度5強以上の地震発生 後 (勤務時間内で余震が続 くとき、注意放送の必要 があるとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「余震が続くと思われます。 ・落ち着いて行動してください。 ・慌てて外に飛び出すのは、危険です。 ・火の元は消しましたか。 ・ガスの元栓は締めましたか。 ・火が出たら大声を出して隣近所の協力で消してください。 ・また、火災や救助、救急は、最寄の消防署に知らせてください。」 〈本文のみ2回繰り返す〉こちらは、防災さがみはらです。

1-11	震度5強以上の地震発生後 (危害予防放送の必要があるとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「隣近所で助けを求めている人がいないか確かめてください。 ・隣近所の協力で助け合ってください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
1-12	震度5強以上の地震発生後 (市民への勇気付けを必要とするとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市民の皆さん、私は市長の……です。 ・ただいまの地震によって、市内各地に多くの被害が出ています。 ・市民の皆さんのご苦勞は、大変なことと思いますが、元気を出して頑張ってください。 ・市は、災害対策本部を設置して総力をあげて対策を進めております。 ・市民の皆さん、元気をだしてください。頑張りましょう。」 こちらは、防災さがみはらです。
1-13	避難時の空巣注意喚起に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「地震の影響により、避難をする際は、空き巣被害に遭わないよう、戸締りに注意してください。 (注意喚起等が必要な場合は、それに沿う一文) なお、停電している地域については、電気が復旧した際に火災が発生するおそれがあるため、避難をする際はブレーカーを落とすなど家電製品からの出火に注意して避難してください。 など」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

## 2 水防に関する事項

No.	放送事項	放送内容
2-1	城山ダム放流に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「城山ダム管理事務所より、ダムからの放流量が〇日〇時〇分に 毎秒500立方メートルに達したとの連絡がありました。 危険ですので、相模川の付近には絶対に近づかないように十分注意してください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
2-2	河川の氾濫に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「大雨により、〇〇川の水位が上昇しており、浸水のおそれがあります。 〇〇地区にお住まいの方は、周囲を確認したうえで、 浸水のおそれがある場合には、〇〇(避難場所：〇〇学校、〇〇公民館等)に避難してください。 (注意喚起等が必要な場合は、それに沿う一文) 」 (例)なお、浸水により〇〇道路は通行できません。 △△の方へ迂回して避難してください」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

### 3 停電時に関する事項

No.	放送事項	放送内容
3-1	停電時に関する放送 No.1 (広域的な停電の発生を覚 知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、広い範囲にわたり停電しています。 東京電力で、原因を調査しています。 復旧まで、しばらくお待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
3-2	停電時に関する放送 No.2 (停電の原因が判明してい るとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、(停電原因 )のため、広い範囲にわたり停 電しています。 東京電力では、復旧作業を急いでおります。 しばらくの間、お待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
3-3	停電時に関する放送 No.3 (停電の復旧見込み情報を 覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の〇〇地区の停電は、東京電力によりますと、 (復旧見込み時刻等 )頃、復旧される見込です。 もうしばらく、お待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
3-4	停電時に関する放送 No.4 (復旧見込み時間を過ぎて も完全復旧されないとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の〇〇地区の停電は、東京電力で復旧作業を急いでおりますが、遅いところ では、(完全復旧見込み時間 )頃まで、かかる見込です。 もうしばらく、お待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
3-5	停電時に関する放送 No.5 (通電火災注意)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の広い範囲にわたり停電しており、東京電力により復旧作業を進めて おります。 なお、電気の復旧の通電の際に、ブレーカーをあげたままにしておくと火災が発生する おそれがあります。家電製品の取り扱いにご注意ください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

### 4 断水時に関する事項

No.	放送事項	放送内容
4-1	断水時に関する放送 No.1 (広域的な断水を覚知した とき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、広い範囲にわたり断水しています。 〇〇水道営業所で、原因を調査しています。 復旧まで、しばらくお待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。



4-2	断水時に関する放送 No.2 (断水の原因が判明しているとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、(断水原因 )のため、広い範囲にわたり断水しています。 〇〇水道営業所では、復旧作業を急いでおります。 しばらくの間、お待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
4-3	断水時に関する放送 No.3 (断水の復旧見込み情報を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の〇〇地区の断水は、〇〇水道営業所によりますと、(復旧見込み時刻等 )頃、復旧される見込です。 もうしばらく、お待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
4-4	断水時に関する放送 No.4 (復旧見込み時間を過ぎても完全復旧されないとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の〇〇地区の断水は、〇〇水道営業所で復旧作業を急いでおりますが、遅いところでは、(完全復旧見込み時間 )頃まで、かかる見込です。 もうしばらく、お待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

## 5 電話回線の不通時に関する事項

No.	放送事項	放送内容
5-1	電話回線の不通時に関する放送No.1 (広域的な電話の不通を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、 広い範囲にわたり電話が不通になっています。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
5-2	電話回線の不通時に関する放送No.2 (電話の不通の原因が判明しているとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、(不通の原因 )のため、広い範囲にわたり電話が不通になっています。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
5-3	電話回線の不通時に関する放送No.3 (電話の復旧見込み情報を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の〇〇地区で不通になっている電話は、NTTによりますと、 (復旧見込み時刻等 )頃、復旧される見込です。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
5-4	電話回線の不通時に関する放送No.4 (復旧見込み時間を過ぎても完全復旧されないとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の〇〇地区で不通になっている電話は、 NTTで復旧作業を急いでおりますが、 遅いところでは、(完全復旧見込み時間 )頃まで、かかる見込です。 火災や救助、救急は、最寄りの消防署、警察署、交番へお知らせください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

## 6 テレビ放送の受信不能に関する事項

No.		
6-1	テレビ放送の受信不能時に関する放送 No.1 (広域的なテレビ放送の受信不能を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、 広い範囲にわたりテレビ放送が受信不能になっています。 復旧まで、しばらくお待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
6-2	テレビ放送の受信不能時に関する放送 No.2 (受信不能の原因が判明しているとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「ただいま、市内の〇〇地区で、(原因 )のため、 広い範囲にわたりテレビ放送が受信不能になっています。 復旧まで、しばらくお待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
6-3	テレビ放送の受信不能時に関する放送 No.3 (復旧見込み情報を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「市内の〇〇地区で受信不能となっているテレビ放送は、 (復旧見込み時刻等 )頃、復旧される見込です。 もうしばらく、お待ちください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

## 7 気象に関する事項

No.	放送事項	放送内容
7-1	気象注意喚起に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「(事象：現在、相模原市において大雨注意報が発表されています。台風の接近に伴い など) (期間：今夜から明日の明け方にかけて など)、雨が強く降る可能性があります。 (注意喚起等が必要な場合は、それに沿う一文) (例：今後の気象情報にご注意ください。など)」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは防災さがみはらです。

## 8 道路の通行止め、公共交通機関の運休等に関する事項

No.	放送事項	放送内容
8-1	道路の通行止めや公共交通機関の運休等に関する事項 No.1 (通行止め等の発生を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「(原因：大雨、大雪、がけ崩れの影響 など)により、 (時間：現在、〇〇時現在。〇〇時〇〇分から など)、 (事象：(通行止めとなっている路線、運休になっている交通機関 )などは (路線名、交通機関名 )の(場所：全線、〇〇から〇〇の間 など。複数箇所の場合は列記)です。 (他の路線、公共交通機関等の状況を知らせる必要がある場合は、 それに沿う一文) (例)・なお、〇〇線は全線で運休しています。・なお、国道〇〇線の〇〇から 〇〇の間が、〇〇時〇〇分頃から通行止めになる予定です。 など (注意喚起等が必要な場合は、それに沿う一文)」 (例)(〇〇地区の道路については、凍結箇所が多いため、通行には十分注意してください。 など」本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

8-2	道路の通行止めや公共交通機関の運休等に関する事項 No.2 (通行止め等の復旧(見込み)情報を覚知したとき)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「(事象：通行止めになっていました、運休になっていました など) (路線名、交通機関名 )の (場所：全線、〇〇から〇〇の間 など。複数箇所の場合は列記)は、 (復旧見込み時刻等：〇〇時〇〇分から、〇〇時に など )、 (事象：通行止めが解除されました、通行止めが解除される見込みです、 運休が解除されました など) (他の路線、公共交通機関等の状況を知らせる必要がある場合は、 それに沿う一文) (例)なお、〇〇時現在、引き続き通行止めとなっている路線は、 (路線名 )の(場所名 )から(場所名 )の間 です。 など (注意喚起等が必要な場合は、それに沿う一文) (例)なお、〇〇地区の道路については、まだ凍結箇所が多いため、通行には十分注意してください。 など」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
-----	--	---

### 9 ごみ収集に関する事項

No.	放送事項	放送内容
9-1	ごみ収集に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「(原因：台風、大雪、降雪)のため、(時間：本日の夜間及び明日、明日、本日夜間)の(対象：ごみと資源、ごみ)の収集は中止します。 次回の収集日まで(対象：ごみと資源、ごみ)は出さないでください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

### 10 大雪に関する事項

No.	放送事項	放送内容
10-1	大雪警報・注意報が発表に関する放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「相模原市に大雪(着雪)注意報(又は警報)が発表されています。 今後の気象情報や交通情報に注意してください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
10-2	大雪時の危害防止に関する放送(転倒注意喚起)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「積雪(路面の凍結)により、道路が滑りやすくなっています。 歩行中の転倒や車のスリップ事故に十分注意してください。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
10-3	大雪時の危害防止に関する放送(チェーン装着)	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 「積雪(路面の凍結)により、道路が滑りやすくなっています。 交通事故や道路渋滞を防ぐため、冬用タイヤやタイヤチェーンの装着についてご協力をお願いします。」 (本文のみ2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

10-4	雪投げ込み注意喚起に関する放送	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「積雪（路面の凍結）により、道路が滑りやすくなっています。歩行中の転倒や車のスリップ事故に十分注意してください。また、道路に雪を捨てると、路面が凍結して事故の原因になりますので、控えるようご協力をお願いします。」</p> <p>（本文のみ2回繰り返す）</p> <p>こちらは、防災さがみはらです。</p>
10-5	除雪作業の注意喚起に関する放送	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「除雪作業は安全な服装で、周囲の人と協力して行いましょう。また、屋根からの落雪や転倒に十分注意しましょう。」</p> <p>（本文のみ2回繰り返す）</p> <p>こちらは、防災さがみはらです。</p>
10-6	雪崩の注意喚起に関する放送①	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「雪が降り続くおそれがあります。なだれや屋根からの落雪に注意してください。」</p> <p>（本文のみ2回繰り返す）</p> <p>こちらは、防災さがみはらです。</p>
10-7	雪崩の注意喚起に関する放送②	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「気温の上昇により、なだれや屋根からの落雪が発生しやすくなっております。周囲の安全に十分注意してください。なお、なだれが発生した場合などは、お近くの消防署又はまちづくりセンターまでご連絡をお願いします。」</p> <p>（本文のみ2回繰り返す）</p> <p>こちらは、防災さがみはらです。</p>
10-8	大雪時の避難に関する放送	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「雪に夜被害が心配な場所にいる方には、避難できる施設を開放しますので、お近くのまちづくりセンターにお問い合わせください。」</p> <p>（本文のみ2回繰り返す）</p> <p>こちらは、防災さがみはらです。</p>

1 1 避難指示等に関する事項

No.	放送事項	放送内容
11-1	高齢者等避難にかかる放送	<p>相模京市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「ただいま、〇〇(避難すべき理由)のおそれがあるため、□□(大字名等)に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。△△(対象)の</p> <p>(避難すべき理由：土砂災害、河川のはん濫 等)</p> <p>(対象：がけの近くにお住まい、川の近くにお住まい 等)</p> <p>お年寄りや体の不自由な方、避難行動に時間がかかる方は、安全な場所へ避難してください。」</p> <p>(本文3回繰り返す)</p> <p>こちらは、防災さがみほらです。</p>
11-2	避難指示にかかる放送	<p>緊急放送、緊急放送</p> <p>相模京市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「〇〇(避難すべき理由)のおそれが非常に高まったため、□□(大字名等)に警戒レベル4、避難指示を発令しました。△△(対象)の方は、</p> <p>(避難すべき理由：土砂災害、河川のはん濫 等)</p> <p>(対象：がけの近くにお住まい、川の近くにお住まい 等)</p> <p>至急、安全な場所へ避難してください。</p> <p>(避難が危険と判断したときは、建物の2階以上のがけ(川)から離れた部屋などで安全を確保してください。)</p> <p>(本文3回繰り返す)</p> <p>こちらは、防災さがみほらです。</p>
11-3	緊急安全確保にかかる放送	<p>緊急放送、緊急放送</p> <p>相模京市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>「ただいま、〇〇(避難すべき理由)のおそれがある□□(大字名等)に警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。△△(対象)の方は、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(避難すべき理由：土砂災害、河川のはん濫 等)</p> <p>(対象：がけの近くにお住まい、川の近くにお住まい 等)</p> <p>(本文3回繰り返す)</p> <p>こちらは、防災さがみほらです。</p>

11-4	高齢者等避難の解除にかかる放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 〇〇(大字名等)に発令されていた、高齢者等避難を解除しました。 (本文2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
11-5	避難指示の解除にかかる放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 〇〇(大字名等)に発令されていた、避難指示を解除しました。 (本文2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
11-6	緊急安全確保の解除にかかる放送	相模原市役所ひばり放送からお知らせします。 〇〇(大字名等)に発令されていた、緊急安全確保を解除しました。 (本文2回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

## 1 2 国民の保護に関する事項(J-ALERT)

No.	放送事項	放送内容
12-1	弾道ミサイル情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 (サイレンと本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
12-2	航空攻撃情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性あります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 (サイレンと本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
12-3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性あります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 (サイレンと本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
12-4	大規模テロ情報に関する事項	(有事サイレン 14 秒吹鳴) 「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 (サイレンと本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

## 1 3 地震に関する事項(J-ALERT)

No.	放送事項	放送内容
13-1	緊急地震速報に関する事項	(緊急地震速報チャイム) 「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。」 (チャイムと本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

#### 1.4 特別警報に関する事項(J-ALERT)

No.	放送事項	放送内容
14-1	火山に関する事項 (噴火警戒レベル5かつ 避難対象)	「ただいま、噴火警戒レベル5が発表されました。 これは、特別警報です。 テレビ、ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。」 (本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
14-2	火山に関する事項 (噴火警戒レベル4かつ 避難準備対象)	「ただいま、噴火警戒レベル4避難準備が発表されました。これは特別警報です。 テレビ、ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。」 (本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
14-3	火山に関する事項 (噴火警戒レベル未導入 火山居住地域嚴重警戒か つ避難対象)	「ただいま、噴火警報 居住地域嚴重警戒が発表されました。 これは、特別警報です。 テレビ、ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。」 (本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
14-4	気象に関する事項 (大雨単独)	「当地域に大雨特別警報が発表されました。 周囲の状況を見て、避難行動をとってください。」 (本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。
14-5	気象に関する事項 (大雨単独以外)	「当地域に気象の特別警報が発表されました。 周囲の状況を見て、避難行動をとってください。」 (本文を3回繰り返す) こちらは、防災さがみはらです。

同報無線放送依頼書

令和 年 月 日

緊急対策課長 殿

長

相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱第4条の規定により、次のとおり放送を依頼します。

放送日時	令和 年 月 日( ) 時 分
放送区域	
放送文	<p>相模原市役所ひばり放送からお知らせします。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>こちらは、防災さがみはらです。</p> <p>-----</p>



同報無線固定系子局使用届出書

令和 年 月 日

緊急対策課長 殿

\_\_\_\_\_ 長

相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

使用日時	令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
使用子局 管理番号	
使用目的	
放送文	
使用責任者 (立会い者)	消防署 分署・出張所 氏名 まちづくりセンター 氏名
備考	

同報無線固定系子局使用報告書

令和 年 月 日

緊急対策課長 殿

\_\_\_\_\_ 長

相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱第5条第4項の規定により、次のとおり報告します。

使用日時	令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
使用子局 管理番号	
使用目的	
放送文	
使用責任者 (立会い者)	消防署 分署・出張所 氏名 まちづくりセンター 氏名
備考	

## 4 避難・受入れ



#### 4-1 避難所及び救護所一覧表【危機管理局、健康福祉局、各区役所、教育局】

(令和5年4月現在)

##### 1. 避難所

管轄	No.	避難所または 救護所	所在地	救護所 指定	収容可 能人数	給食 室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽	緊急遮断弁 付受水槽
星が丘公民館	1	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6	○	1,868	○	○	○	○
	2	上溝中学校	中央区横山 5-19-54		1,716				○
清新公民館	3	清新小学校	中央区清新 3-16-6	○	1,829	○	○	○	○
	4	清新中学校	中央区清新 8-5-1		1,674				○
	5	小山小学校	中央区小山 4-3-2		1,532	○		○	○
中央公民館	6	中央小学校	中央区富士見 1-3-22	○	1,325	○	○		○
	7	弥栄小学校	中央区弥栄 3-1-10		1,066	○			○
	8	富士見小学校	中央区富士見 2-4-1		1,553	○		○	○
	9	中央中学校	中央区富士見 1-3-17		1,348				○
	10	弥栄中学校	中央区弥栄 3-1-7		1,271				○
	11	由野台中学校	中央区由野台 3-1-3		1,077			○	○
	12	相模原中央 メディカルセン ター	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら 内(1階)	※拠点救護所の指定のみ					
横山公民館	13	横山小学校	中央区横山台 2-35-1	○	1,338	○	○	○	○
光が丘公民館	14	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1	○	1,066	○	○		○
	15	並木小学校	中央区並木 2-16-1		989				○
	16	陽光台小学校	中央区陽光台 1-15-1		1,066	○			○
	17	青葉小学校	中央区並木 4-8-4		1,027	○			○
	18	緑が丘中学校	中央区緑が丘 1-28-1		1,174			○	○
小山公民館	19	向陽小学校	中央区向陽町 8-33	○	1,723	○	○	○	○
橋本まちづくり センター	20	小山中学校	中央区小山 4-3-1		1,309				○
	21	旭小学校	緑区橋本 6-15-27	○	1,221	○		○	○
	22	相原小学校	緑区相原 4-13-14	○	1,300	○			○
	23	橋本小学校	緑区橋本 1-12-20		1,493	○			○
	24	二本松小学校	緑区二本松 2-9-1		1,183	○			○
	25	宮上小学校	緑区橋本 4-11-1		1,260	○			○
	26	当麻田小学校	緑区相原 1-14-1		1,027	○			○
	27	旭中学校	緑区橋本 1-12-15		1,593		○		○
	28	相原中学校	緑区橋本 8-12-1		1,271				○
29	相模原北メディ カルセンター	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎内(1階)	※拠点救護所の指定のみ						
大野北まちづ くりセンター	30	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22	○	1,415	○			○
	31	共和小学校	中央区高根 1-16-13	○	1,454				○
	32	大野北小学校	中央区淵野辺 2-34-1		1,299	○			○
	33	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺 3-17-1		1,377	○			○
	34	大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40		1,561		○	○	○
	35	共和中学校	中央区共和 1-3-10		1,484				○
大野中まちづ くりセンター	36	大野小学校	南区古淵 3-21-2	○	1,726	○			○
	37	大沼小学校	南区東大沼 3-20-1	○	1,260	○	○	○	○
	38	大野台小学校	南区大野台 8-1-15		1,260				○
	39	大野台中央小学校	南区大野台 2-26-8		1,454	○			○
	40	若松小学校	南区若松 2-22-1		987	○			○
	41	大野台中学校	南区大野台 8-2-1		1,213				○
	42	鶴野森中学校	南区鶴野森 1-11-1		1,173		○		○

管轄	No.	避難所または 救護所	所在地	救護所 指定	収容可 能人数	給食 室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽	緊急避難 付受水槽	
大野南まちづ くりセンター	43	南大野小学校	南区上鶴間 1-5-1	○	1,405	○			○	
	44	谷口台小学校	南区文京 2-12-1	○	1,635	○			○	
	45	鶴の台小学校	南区旭町 24-5		1,377	○			○	
	46	鹿島台小学校	南区上鶴間本町 1-9-1		1,066	○			○	
	47	鶴園小学校	南区上鶴間本町 7-8-1		1,221	○			○	
	48	谷口小学校	南区上鶴間本町 5-13-1		989	○			○	
	49	大野南中学校	南区文京 1-10-1		1,522		○		○	
	50	谷口中学校	南区上鶴間本町 4-13-43		1,154		○	○	○	
	51	新町中学校	南区相模大野 9-14-1		1,113				○	
	52	相模原南メデイ カルセンター	南区相模大野 4-4-1 グリーンホール 相模大野内 (1 階)	※拠点救護所の指定のみ						
大沢まちづ くりセンター	53	大沢小学校	緑区大島 1566	○	1,532	○		○	○	
	54	作の口小学校	緑区下九沢 459-1		1,260	○			○	
	55	大島小学校	緑区大島 1121-19		1,221	○			○	
	56	九沢小学校	緑区大島 1859-3		1,260	○			○	
	57	大沢中学校	緑区大島 1800		1,522		○		○	
	58	内出中学校	緑区下九沢 2845		1,289				○	
田名まちづ くりセンター	59	田名小学校	中央区田名 5091-1	○	1,600	○		○	○	
	60	田名北小学校	中央区田名 1932-1		1,144	○			○	
	61	新宿小学校	中央区田名 7019		1,028	○			○	
	62	田名中学校	中央区田名 5250-1		1,600		○		○	
上溝まちづ くりセンター	63	上溝小学校	中央区上溝 7-6-1	○	1,338	○		○	○	
	64	上溝南小学校	中央区上溝 782-1		1,221	○			○	
	65	上溝南中学校	中央区上溝 2322-2		1,271		○		○	
麻溝まちづ くりセンター	66	麻溝小学校	南区下溝 713	○	1,299	○			○	
	67	夢の丘小学校	南区当麻 490-2		1,542	○		○	○	
新磯まちづ くりセンター	68	新磯小学校	南区磯部 1028-5		1,377	○			○	
	69	相陽中学校	南区磯部 1540	○	1,600		○	○	○	
相模台まちづ くりセンター	70	相模台小学校	南区南台 6-5-1	○	1,300	○			○	
	71	桜台小学校	南区相模台 7-7-1	○	989	○		○	○	
	72	双葉小学校	南区双葉 1-2-15		1,144	○			○	
	73	若草小学校	南区新磯野 2329		1,066	○			○	
	74	相模台中学校	南区桜台 20-1		1,174				○	
	75	麻溝台中学校	南区麻溝台 4-12-1		1,096				○	
	76	若草中学校	南区新磯野 2046		922		○		○	
相武台まちづ くりセンター	77	相武台小学校	南区相武台団地 2-5-1	○	989	○			○	
	78	緑台小学校	南区新磯野 3-10-23		872	○		○	○	
	79	もえぎ台小学校	南区新磯野 2-41-16		911	○			○	
	80	相武台中学校	南区新磯野 5-1-10		1,290				○	
東林まちづ くりセンター	81	東林小学校	南区相南 2-3-1	○	1,418	○		○	○	
	82	上鶴間小学校	南区上鶴間 4-7-1	○	1,221	○			○	
	83	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5-7-1		950	○			○	
	84	上鶴間中学校	南区上鶴間 4-14-1		1,174				○	
	85	東林中学校	南区上鶴間 8-21-1		1,212				○	
城山まちづ くりセンター	86	川尻小学校	緑区久保沢 2-22-2	○	1,423				○	
	87	湘南小学校	緑区小倉 1573		463				○	
	88	広陵小学校	緑区若葉台 4-3-1		829				○	
	89	広田小学校	緑区広田 9-5		1,036				○	

管轄	No.	避難所または 救護所	所在地	救護所 指定	収容可 能人数	給食 室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽	緊急避難 付受水槽
城山まちづく りセンター	90	相模丘中学校	緑区久保沢 2-22-4		1,279		○		○
	91	中沢中学校	緑区城山 2-7-1		868				○
津久井まちづ くりセンター	92	小網地域センター	緑区太井 252-1		123				
	93	三井地域センター	緑区三井 394-1		89				
	94	中野小学校	緑区中野 600		1,350				○
	95	中野中学校	緑区中野 960		981				○
	96	津久井中央小学校	緑区三ケ木 39-7		913				○
	97	串川小学校	緑区長竹 1424	○	982				○
	98	根小屋小学校	緑区根小屋 1580		802				○
	99	鳥屋学園	緑区鳥屋 1339		691				○
	100	青和学園	緑区青野原 1250-1	○	1000				○
	101	旧青根中学校	緑区青根 1926		545				
	102	相模原西メデイ カルセンター	緑区中野 1681-1	※救護所の指定のみ					
相模湖まちづ くりセンター	103	桂北小学校	緑区与瀬 877	○	710				○
	104	千木良小学校	緑区千木良 1035		764				○
	105	内郷小学校	緑区寸沢嵐 833		768				○
藤野まちづく りセンター	106	藤野中学校	緑区小淵 2082		823				○
	107	ふるさと自然体 験教室・沢井体 育館	緑区澤井 936-1		497				○
	108	藤野小学校	緑区日連 549	○	879	○			○
	109	藤野南小学校	緑区牧野 4327		837	○			○
その他	110	さがみロボット 産業特区プレ実 証フィールド	南区新戸 2607-2	※新磯小学校が避難所として開設できない場合に開設する可能性がある。					

## 2. 風水害時避難場所

緑区 (○：使用可 △：一部使用可 -：対象外)

No.	施設等名称	洪水	土砂	所在地
1	相原小学校	○	○	緑区相原 4-13-14
2	相原公民館	○	○	緑区相原 4-14-12
3	旧青根中学校	○	○	緑区青根 1926
4	青和学園	△	△	緑区青野原 1250-1
5	青野原出張所	○	○	緑区青野原 1250-1
6	串川地域センター	○	○	緑区青山 1012
7	小網地域センター	-	○	緑区太井 252-1
8	大島小学校	○	○	緑区大島 1121-19
9	大沢小学校	○	○	緑区大島 1566
10	大沢公民館	○	○	緑区大島 1776-5
11	九沢小学校	○	○	緑区大島 1859-3
12	藤野中央公民館	-	○	緑区小淵 1992
13	藤野総合事務所	-	○	緑区小淵 2000
14	藤野中学校	-	△	緑区小淵 2082
15	川尻小学校	○	○	緑区久保沢 2-22-2
16	城山公民館	○	○	緑区久保沢 2-26-1
17	ふるさと自然体験教室	-	△	緑区澤井 936-1
18	作の口小学校	○	○	緑区下九沢 459-1
19	北総合体育館	※○	-	緑区下九沢 2368-1

No.	施設等名称	洪水	土砂	所在地
20	中沢中学校	—	○	緑区城山 2-7-1
21	内郷小学校	—	○	緑区寸沢嵐 833
22	内郷中学校	—	○	緑区寸沢嵐 2742-4
23	千木良小学校	—	△	緑区千木良 1035
24	鳥屋学園	○	○	緑区鳥屋 1339
25	串川小学校	△	△	緑区長竹 1424
26	串川中学校	△	△	緑区長竹 1469
27	中野小学校	—	△	緑区中野 600
28	津久井中央公民館・津久井老人福祉センター	—	△	緑区中野 633-1
29	中野中学校	—	△	緑区中野 960
30	学校法人シュタイナー学園初等部・中等部(旧名倉小学校)	—	○	緑区名倉 2805-1
31	根小屋小学校	○	○	緑区根小屋 1580
32	串川ひがし地域センター	○	○	緑区根小屋 1619-1
33	旭中学校	○	—	緑区橋本 1-12-15
34	橋本小学校	○	—	緑区橋本 1-12-20
35	橋本公民館・ソレイユさがみ	○	○	緑区橋本 6-2-1
36	旭小学校	○	○	緑区橋本 6-15-27
37	相原中学校	○	○	緑区橋本 8-12-1
38	葉山島センター	○	○	緑区葉山島 359
39	宮上児童館	○	○	緑区東橋本 3-15-9
40	藤野小学校	—	△	緑区日連 549
41	藤野農村環境改善センター	—	○	緑区牧野 4232
42	藤野南小学校	—	△	緑区牧野 4327
43	藤野芸術の家	—	△	緑区牧野 4819
44	牧郷体育館	—	○	緑区牧野 7029
45	旧菅井小学校	—	△	緑区牧野 11695
46	津久井中央小学校	△	△	緑区三ヶ木 39-7
47	津久井生涯学習センター	○	○	緑区三ヶ木 414
48	学校法人シュタイナー学園高等部(旧吉野小学校)	—	○	緑区吉野 407
49	ふじのこども園	—	○	緑区吉野 1030-12
50	県立相模湖交流センター	—	○	緑区与瀬 259-1
51	桂北小学校	—	△	緑区与瀬 877
52	相模湖公民館	—	○	緑区与瀬 1134-3
53	広陵小学校	—	△	緑区若葉台 4-3-1
54	上野原カントリークラブ駐車場	—	○	山梨県上野原市上野原 6887

※城山ダムの緊急放流などの際に開設します。

中央区 (○：使用可 △：一部使用可 —：対象外)

No.	施設等名称	洪水	土砂	所在地
1	小山中学校	○	—	中央区小山 4-3-1
2	小山小学校	○	—	中央区小山 4-3-2
3	大野北公民館	○	○	中央区鹿沼台 1-10-20
4	上溝南小学校	○	○	中央区上溝 782-1
5	上溝南中学校	○	○	中央区上溝 2322-2
6	上溝小学校	○	○	中央区上溝 7-6-1
7	上溝公民館	○	○	中央区上溝 7-7-17



No.	施設等名称	洪水	土砂	所在地
8	共和中学校	○	—	中央区共和 1-3-10
9	小山公民館	○	○	中央区向陽町 8-1
10	向陽小学校	○	○	中央区向陽町 8-33
11	清新公民館	○	○	中央区清新 3-16-1
12	田名北小学校	※○	—	中央区田名 1932-1
13	田名公民館	○	○	中央区田名 4834
14	田名小学校	○	○	中央区田名 5091-1
15	田名中学校	○	○	中央区田名 5250-1
16	新宿小学校	※○	—	中央区田名 7019
17	光が丘公民館	○	○	中央区並木 4-7-9
18	淵野辺東小学校	○	○	中央区東淵野辺 3-17-1
19	中央公民館	○	○	中央区富士見 2-13-1
20	大野北中学校	○	○	中央区淵野辺 2-8-40
21	大野北小学校	○	○	中央区淵野辺 2-34-1
22	淵野辺小学校	○	○	中央区淵野辺 4-6-22
23	星が丘公民館	○	○	中央区星が丘 3-1-38
24	陽光台小学校	○	○	中央区陽光台 1-15-1
25	陽光台公民館	○	○	中央区陽光台 5-6-1
26	さがみはらグリーンプール	※○	—	中央区横山 5-11-1
27	上溝中学校	○	○	中央区横山 5-19-54
28	横山公民館	○	○	中央区横山台 1-20-10
29	横山小学校	○	○	中央区横山台 2-35-1

※城山ダムの緊急放流などの際に開設します。

南区 (○：使用可 △：一部使用可 —：対象外)

No.	施設等名称	洪水	土砂	所在地
1	市民健康文化センター	※○	—	南区麻溝台 1872-1
2	総合体育館	※○	—	南区麻溝台 2284-1
3	若草中学校	※○	—	南区新磯野 2046
4	若草小学校	※○	—	南区新磯野 2329
5	もえぎ台小学校	※○	—	南区新磯野 2-41-16
6	緑台小学校	※○	—	南区新磯野 3-10-23
7	相武台公民館	○	○	南区新磯野 4-1-3
8	相武台中学校	※○	—	南区新磯野 5-1-10
9	相陽中学校	○	○	南区磯部 1540
10	鵜野森中学校	○	○	南区鵜野森 1-11-1
11	大野台公民館	○	○	南区大野台 5-16-38
12	南大野小学校	○	○	南区上鶴間 1-5-1
13	くぬぎ台小学校	○	○	南区上鶴間 5-7-1
14	鹿島台小学校	○	○	南区上鶴間本町 1-9-1
15	谷口中学校	○	○	南区上鶴間本町 4-13-43
16	上鶴間公民館	○	○	南区上鶴間本町 7-7-1
17	鶴園小学校	○	○	南区上鶴間本町 7-8-1
18	大野中公民館	○	○	南区古淵 3-21-1
19	大野小学校	○	○	南区古淵 3-21-2
20	大野南公民館	○	○	南区相模大野 5-31-1
21	相模台公民館	○	○	南区相模台 1-13-5
22	麻溝公民館	○	○	南区下溝 594-6
23	麻溝小学校	○	○	南区下溝 713

No.	施設等名称	洪水	土砂	所在地
24	さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	○	○	南区新戸 2607-2
25	東林公民館	○	○	南区相南 1-10-10
26	相武台小学校	※○	—	南区相武台団地 2-5-1
27	夢の丘小学校	○	○	南区当麻 490-2
28	大沼公民館	○	○	南区東大沼 3-17-15
29	若松小学校	○	○	南区若松 2-22-1

※城山ダムの緊急放流などの際に開設します。

4-2 広域避難場所一覧表【危機管理局、環境経済局、教育局】

(令和5年4月現在)

No.	広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (㎡)	収容可能 人数(人)	グラウンド 夜間照明 施設
1	川尻小学校・相模丘中学校 (緑区久保沢2丁目)	川尻の一部(国道413号線以南の地域)、 久保沢1~3丁目、原宿1~5丁目、原宿南1 ~3丁目、広田、町屋1~4丁目、向原1~4 丁目、若葉台1~3丁目	47,194 33,533 13,661	19,050	○ (相模丘中)
2	相模原北公園 (緑区下九沢2368)	上九沢、下九沢の一部(県道相模原大磯線 以西の地域)、田名の一部(県道相模原大磯 線以西で横浜水道道以北の地域)、西橋本 1~4丁目、二本松、橋本台	105,000 89,800 9,300	47,200	○
3	県立相模原城山高等学校・ 中沢中学校 (緑区城山1・2丁目)	城山1~4丁目、谷ヶ原1・2丁目、若葉 台4~7丁目、中沢、三井、太井の一部 (小田急レイクタウンを除く地域)	72,952 60,328 12,624	27,451	○ (城山高校・ 野球グラウン ド)
4	旧県立相模原総合高等学校 (緑区大島1226)	大島	45,200 27,500 17,700	15,100	○
5	県立橋本高等学校・相原中 学校(緑区橋本8丁目)	相原1~6丁目、橋本1~8丁目、元橋本町、 西橋本5丁目	53,500 24,100 29,400	15,700	
6	旭小学校 (緑区橋本6-15-27)		16,790 332 16,458	3,089	
7	旭中学校・橋本小学校 (緑区橋本1-12-15、1- 12-20)		60,205 16,857 43,348	15,569	○ (旭中学校)
8	宮上小学校 (緑区橋本4-11-1)		11,792 0 11,792	2,116	
9	当麻田小学校 (緑区相原1-14-1)		17,253 3,510 13,743	3,815	
10	相原小学校 (緑区相原4-13-14)		17,616 0 17,616	3,046	

No.	広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (㎡)	収容可能 人数(人)	グラウンド 夜間照明 施設
11	串川小学校・串川中学校 (緑区長竹 1424、1469)	根小屋、長竹、青山の一部(青山2846～3925番地を除く地域)、中野の一部(小田急レイクタウン)、太井の一部(小田急レイクタウン)	28,640 23,373 5,267	11,860	
12	旧鳥屋小学校・鳥屋学園 (緑区鳥屋 1321-3, 1339)	鳥屋	21,819 13,259 8,560	4,482	
13	津久井湖ゴルフ倶楽部 (緑区三ヶ木 492)	中野の一部(小田急レイクタウンを除く地域)、又野、三ヶ木、青山の一部(青山1～2, 845番地を除く地域)	1,410,000 1,354,576 55,424	682,338	
14	青野原グラウンド (緑区青野原 2111 付近)	青野原	18,506 17,180 1,326	8,867	○
15	旧青根中学校 (緑区青根 1926)	青根	11,290 10,630 660	3,845	
16	北相中学校 (緑区与瀬 1019-5)	与瀬本町、与瀬、小原の一部(底沢を除く地域)、千木良の一部(底沢を除く地域)	13,317 4,698 8,619	6,510	
17	内郷小学校・ 内郷グラウンド (緑区寸沢嵐 833)	若柳の一部(正覚寺橋以東で奥畑を除く地域)、寸沢嵐の一部(阿津交差点以東で道志、南畑、沼本を除く地域)	20,454 14,996 5,458	6,093	○ (内郷グラウンド)
18	藤野中学校 (緑区小淵 2082)	小淵、吉野	13,680 7,491 6,189	3,854	
19	名倉グラウンド (緑区名倉 1000)	日連の一部(青田を除く地域)、名倉の一部(葛原日向を除く地域)	24,448 24,448 0	12,009	○

No.	広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (㎡)	収容可能 人数(人)	グラウンド 夜間照明 施設
20	小山中学校・小山公園一带 (中央区小山4丁目)	大山町、小山丁目、清新4～6丁目、南橋本、東橋本1・2丁目	76,000 28,900 47,100	20,300	○
21	青山学院大学・国学院大学 (中央区淵野辺5丁目)	共和2・3丁目、東淵野辺、淵野辺、淵野辺本町	191,100 141,700 49,400	64,100	○
22	在日米陸軍相模総合補給廠 野積場(中央区すすきの町 16付近)	小山番地、上矢部番地、上矢部丁目、向陽町、相模原、清新1～3・7丁目、すすきの町、中央1～4丁目、東橋本3・4丁目、氷川町、宮下、宮下本町、矢部1・2丁目、矢部新町、矢部新田	366,000 283,100 82,900	146,000	
23	淵野辺公園一带(中央区高 根3丁目、弥栄3丁目、由 野台3丁目)	相生、青葉、大野台3丁目1番～12番、高根、千代田3～7丁目、並木、光が丘1・2丁目、富士見、松が丘、弥栄、由野台	660,000 473,700 186,300	182,100	○
24	鹿沼公園一带 (中央区鹿沼台2丁目)	鹿沼台、共和1・4丁目、矢部3・4丁目	59,160 25,200 33,960	14,700	
25	横山公園・上溝中学校 (中央区横山5丁目)	上溝番地の一部(国道129号線以東で県道相模原愛川線以北の地域)、上溝丁目、小町通、下九沢の一部(国道129号線以東の地域)、清新8丁目、中央5・6丁目、千代田1・2丁目、星が丘、陽光台1～3丁目、横山、横山台	203,700 149,400 54,300	57,200	○
26	県立上溝南高等学校 (中央区上溝 269)	上溝番地の一部(県道相模原愛川線以東の地域)	35,900 28,400 7,500	14,300	
27	県立相模田名高等学校 (中央区田名 6786)	田名の一部(県道相模原大磯線以西で横浜水道道以北の地域以外の地域)、水郷田名1～4丁目、田名塩田1～4丁目	36,900 26,900 10,000	28,200	
28	下九沢団地一带 (中央区下九沢 727)	上溝番地の一部(国道129号線以西の地域)、下九沢の一部(国道129号線以西で県道相模原大磯線以東の地域)	59,500 28,500 31,000	15,400	
29	古淵鶴野森公園 (南区鶴野森1丁目、古淵 5丁目)	鶴野森1丁目、古淵	27,300 14,400 12,900	20,200	
30	上鶴間小学校・上鶴間中 学校(南区上鶴間4丁目)	上鶴間本町9丁目、上鶴間2～5・7・8丁目	40,300 10,200 30,100	15,000	
31	相模女子大学一带 (南区文京1・2丁目、 相模大野4丁目)	旭町、鶴野森2・3丁目、上鶴間本町1～8丁目、上鶴間(米軍相模住宅のうち横浜水道道緑道以北の地域)、栄町、相模大野1～6丁目、文京、南台1・2丁目、豊町	343,500 51,900 291,600	62,400	○

No.	広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (㎡)	収容可能 人数(人)	グラウンド 夜間照明 施設
32	相模カンツリー倶楽部 (南区相南3丁目)	上鶴間1・6丁目、相模大野7～9丁目、 相南、東林間、松が枝町	580,000 379,600 200,400	170,800	
33	独立行政法人国立病院機構 相模原病院一帯 (南区桜台、相模台7丁目 、南台6丁目)	麻溝台8丁目、上鶴間(米軍相模住宅地区 のうち横浜水道道緑道以南の地域)、相模 台、相模台団地、桜台、双葉2丁目15番～ 18番、南台3～6丁目	231,100 134,300 96,800	63,900	
34	在日米陸軍キャンプ座間内 (南区相武台2丁目付近)	新磯野番地、新磯野1～5丁目、相武台、相 武台団地	748,000 672,800 75,200	319,700	
35	相武台小学校 (南区相武台団地2-5-1)		20,341 0 20,341	3,750	
36	相武台中学校 (南区新磯野5-1-10)		33,356 20,285 13,071	10,625	
37	もえぎ台小学校 (南区新磯野2-41-16)		18,144 6,080 12,064	4,330	
38	緑台小学校 (南区新磯野3-10-23)		16,788 1,784 15,004	3,601	
39	若草小学校 (南区新磯野2329)		17,448 5,120 12,328	4,265	
40	若草中学校 (南区新磯野2046)		20,318 7,826 12,492	5,282	○
41	さがみロボット産業特区プレ 実証フィールド (南区新戸2607)		磯部、新戸	36,000 25,600 10,400	14,600
42	県立相模原公園一帯(南区 麻溝台1889付近)	麻溝台番地の一部(県道相武台相模原線以 西の地域)、下溝の一部(県道相武台相模 原線以南の地域)、当麻	560,300 560,300 0	237,070	
43	相模原ゴルフクラブ (南区大野台3・4丁目)	麻溝台番地の一部(県道相武台相模原線以 東の地域)、麻溝台1～7丁目、大野台1・2丁 目・3丁目13番～45番・4～8丁目、北里、下 溝の一部(県道相武台相模原線以北の地 域)、西大沼、東大沼、光が丘3丁目、双葉 1丁目・2丁目1番～14番、御園、緑が丘、陽 光台4～7丁目、若松	1,291,000 998,300 292,700	515,100	

安全面積: 全方向から市街地大火が発生した場合の熱量を受けても安全な後退距離を保てる範囲の面積

準安全面積: 市街地大火が発生した場合、限定される方向からの熱量に対してのみ安全な後退距離を保てる範囲の面積

いつとき  
4-3 一時避難場所一覧表【危機管理局、各区役所】

(令和5年4月現在)

緑 区

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
1	橋本	相原森下	相原森下自治会館	緑区相原 6-19-14
2	橋本	相原当麻田	田通公園	緑区相原 3-13
3	橋本	相原当麻田	相原児童館	緑区相原 4-23-11
4	橋本	相原当麻田	当麻田小学校	緑区相原 1-14-1
5	橋本	相原当麻田	相原公民館	緑区相原 4-12-12
6	橋本	相原森の上	平和会館駐車場	緑区相原 5-12-8
7	橋本	相原森の上	相原小学校	緑区相原 4-13-14
8	橋本	相原森の上	相原中学校	緑区橋本 8-12-1
9	橋本	相原森の上	橋本高等学校	緑区橋本 8-8-1
10	橋本	二本松	二本松公園	緑区二本松 4-16
11	橋本	二本松三丁目	相模野幼稚園	緑区二本松 3-9-12
12	橋本	二本松三丁目	日枝前公園	緑区二本松 3-3
13	橋本	二本松町内会	相原児童遊園	緑区二本松 4-8
14	橋本	二本松町内会	窪の淵公園	緑区二本松 1-28
15	橋本	二本松町内会	二本松さくら公園	緑区二本松 3-17
16	橋本	二本松町内会	二本松こどもセンター	緑区二本松 2-1-1
17	橋本	西橋本四丁目	西橋本4丁目公園	緑区西橋本 4-9
18	橋本	西橋本四丁目	西橋本ふれあい広場	緑区西橋本 4-13
19	橋本	わかば	セパル駐車場	緑区西橋本 3-8-10
20	橋本	峡の原	西はしもとふれあい広場	緑区西橋本 4-13
21	橋本	上松並	上松並公園	緑区二本松 2-31
22	橋本	上松並	相模原北公園	緑区下九沢 2368-1
23	橋本	橋本上町	西橋本二丁目公園	緑区西橋本 2-5
24	橋本	橋本上町	西橋本ほほえみ公園	緑区西橋本 5-4
25	橋本	橋本上町	上町こども広場	緑区橋本 8-11
26	橋本	橋本睦町	西橋本二丁目公園	緑区西橋本 2-5
27	橋本	橋本睦町	つばめ公園	緑区西橋本 2-6
28	橋本	橋本睦町	西橋本トライ公園	緑区西橋本 3-1
27	橋本	西橋本	平和公園	緑区西橋本 2-19-13
28	橋本	橋本ライフタウン	西橋本くすのき公園	緑区西橋本 1-18

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
29	橋本	橋本一丁目	橋本小学校	緑区橋本 1-12-20
30	橋本	橋本二丁目	旭中学校	緑区橋本 1-12-15
31	橋本	橋本末広町	末広町子ども広場	緑区橋本 7-1-22
32	橋本	橋本仲町	神明神宮境内	緑区橋本 6-40
33	橋本	橋本仲町	旭小学校	緑区橋本 6-15-27
34	橋本	橋本東町	旭小学校	緑区橋本 6-15-27
35	橋本	橋本本町	橋本本町公園	緑区橋本 5-22
36	橋本	橋本本町	瑞光寺	緑区元橋本町 6-1
37	橋本	橋本本町	元橋本芙蓉公園	緑区元橋本町 11
38	橋本	橋本三丁目新町	相模原みどり幼稚園	緑区東橋本 2-32-22
39	橋本	橋本四丁目	西脇医院駐車場	緑区橋本 4-5-12
40	橋本	小山寿町	橋本寿町公園	緑区橋本 5-10
41	橋本	小山高砂町	宮上小学校	緑区橋本 4-11-1
42	橋本	小山高砂町	高砂子どもの広場	緑区東橋本 3-5-19
43	橋本	小山高砂町	宮上児童館	緑区東橋本 3-15-9
44	橋本	小山久保町	東橋本ブレーメン公園	緑区東橋本 2-7
45	橋本	小山久保町	東橋本ポケットパーク	緑区東橋本 4-13
46	橋本	東橋本第一	宮上ふれあい広場	緑区東橋本 2-22
47	橋本	東橋本第一	東橋本公園	緑区東橋本 1-11
48	橋本	東橋本第一	小山公園	中央区小山 4-1
49	橋本	東橋本第二	宮上公園	緑区東橋本 2-34
50	橋本	東橋本南	東橋本公園	緑区東橋本 1-11
51	橋本	小山本町	宮上公園	緑区東橋本 2-34
52	橋本	宮上本町	宮上公園	緑区東橋本 2-34
53	橋本	橋本四丁目団地	宮上小学校	緑区橋本 4-11-1
54	大沢	上大島	長徳寺	緑区太島 756
55	大沢	中の郷	中の郷自治会公会堂	緑区大島 3201
56	大沢	中の郷	大沢小学校	緑区大島 1566
57	大沢	中の郷	大島ふれあい広場	緑区大島 3266-1
58	大沢	常盤	常盤自治会館	緑区大島 2230-4
59	大沢	常盤	日々神社	緑区大島 2250
60	大沢	常盤	常盤こどもの広場	緑区大島 2652-1
61	大沢	古清水	古清水自治会館	緑区大島 2357-2



No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
62	大沢	上九沢	上九沢こどもの広場	緑区上九沢 86
63	大沢	上九沢	上九沢自治会館	緑区上九沢 69-1
64	大沢	上九沢	大島小学校	緑区大島 1121-19
65	大沢	九沢	九沢中央こどもの広場	緑区下九沢 2359-1
66	大沢	九沢	日之森神社	緑区下九沢 2351-2
67	大沢	九沢	九沢八坂神社	緑区下九沢 1991-3
68	大沢	九沢	九沢自治会館	緑区下九沢 2440-1
69	大沢	塚場	塚場自治会館	緑区下九沢 1315
70	大沢	塚場	御嶽神社	緑区下九沢 1336
71	大沢	下九沢宮下	宮下自治会館脇駐車場	緑区下九沢 582-1
72	大沢	作の口	作の口児童館・こどもの広場	緑区下九沢 498-1
73	大沢	作の口	作の口小学校	緑区下九沢 459-1
74	大沢	上九沢西	上九沢集会所	緑区上九沢 4-19
75	大沢	上九沢中央	上九沢集会所	緑区上九沢 4-19
76	大沢	桜木台	桜木台公園	緑区下九沢 479-47
77	大沢	県営大島団地	大島団地公園	緑区大島 11
78	大沢	県営大島団地	県営大島団地集会所	緑区大島 11
79	大沢	神明平	九沢小学校	緑区大島 1859-3
80	大沢	上中ノ原団地	上中ノ原団地中央広場	緑区下九沢 1558
81	大沢	大沢団地	大沢団地スポーツ広場	緑区下九沢 1764
82	大沢	グリーンヒル下九沢	グリーンヒル下九沢自治会集会所	緑区下九沢 1590-1
83	大沢	グリーンヒル下九沢	塚場公園	緑区下九沢 1590-1
84	城山	城山	水源公園	緑区城山 1-15
85	城山	城山	城山自治会館	緑区城山 2-4-52
86	城山	谷ヶ原	谷ヶ原自治会館	緑区谷ヶ原 1-9-20
87	城山	谷ヶ原	フルール・ガーデン	緑区谷ヶ原 1-11-6
88	城山	久保沢	久保沢自治会館	緑区久保沢 2-7-6
89	城山	久保沢	久保沢公園	緑区久保沢 2-10
90	城山	久保沢	甘草塚公園	緑区久保沢 1-6
91	城山	久保沢	久保沢南公園	緑区久保沢 3-13
92	城山	久保沢	JA 川尻支所広場	緑区向原 1-4
93	城山	向原	向原自治会館	緑区向原 3-1-10
94	城山	向原	向原中央公園	緑区向原 3-6

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
95	城山	向原	中原公園	緑区向原 1-10
96	城山	向原	向原4丁目公園	緑区向原 4-100-4
97	城山	向原	桂川亭駐車場	緑区川尻 1119
98	城山	向原	個人宅前入口	緑区川尻
99	城山	原宿	原宿自治会館	緑区原宿 4-1-1
100	城山	原宿	原宿堀公園	緑区原宿 4-1
101	城山	原宿	間の原公園	緑区原宿 5-14
102	城山	原宿	相原界公園	緑区原宿 1-12
103	城山	原宿	原宿公園	緑区原宿南 1-17
104	城山	原宿	原宿南第一公園	緑区原宿南 1-4
105	城山	原宿	原宿南第二公園	緑区原宿南 2-28
106	城山	原宿	原宿南第三公園	緑区原宿南 3-13
107	城山	原宿	甘草塚公園北側	緑区久保沢 1-6
108	城山	原宿	甘草塚公園南側	緑区久保沢 1-6
109	城山	町屋	城山幼稚園	緑区町屋 1-18-52
110	城山	町屋	砂公園	緑区町屋 3-13
111	城山	町屋	町屋第二公園	緑区町屋 4-27
112	城山	町屋	町屋公園	緑区町屋 4-17
113	城山	小松	小松自治会館	緑区広田 2-33
114	城山	小松	寶泉寺	緑区川尻 4562
115	城山	城北	城北センター	緑区広田 15-11
116	城山	城北	雨降集会所前広場	緑区川尻 5769-1
117	城山	城北	明観寺	緑区川尻 4722
118	城山	中沢	中沢グラウンド	緑区中沢 239
119	城山	中沢	中沢自治会館	緑区中沢 573
120	城山	中沢	旧湖月荘入口	緑区中沢 708-1
121	城山	中沢	中沢中学校正門前	緑区城山 2-7-1
122	城山	小倉	小倉自治会館	緑区小倉 525-1
123	城山	小倉	元城山ゴルフ場駐車場	緑区小倉 194-1
124	城山	小倉	小倉八幡神社	緑区小倉 356
125	城山	小倉	湘南寺	緑区小倉 875
126	城山	小倉	湘南子どもの広場	緑区小倉 902
127	城山	小倉	小倉スポーツ広場	緑区小倉 1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
128	城山	小倉	セブンイレブン駐車場	緑区小倉 408
129	城山	小倉	諏訪神社	緑区小倉 1033
130	城山	葉山島	葉山島センター	緑区葉山島 359
131	城山	若葉台	若葉台砥石山公園	緑区若葉台 2-7
132	城山	若葉台	若葉台カタクリ公園	緑区若葉台 3-9
133	城山	若葉台	若葉台榛名公園	緑区若葉台 4-1
134	城山	若葉台	若葉台谷津公園	緑区若葉台 5-4
135	城山	若葉台	若葉台小栗公園	緑区若葉台 6-5
136	城山	若葉台	若葉台自治会館	緑区若葉台 4-1-5
137	津久井	三井	三井防災消防訓練場	緑区三井 352-1
138	津久井	三井	三井八幡神社	緑区三井 574-1
139	津久井	三井	辰美運送様駐車場	緑区三井 637-1
140	津久井	三井	元グラウンド周辺	緑区三井 734
141	津久井	名手	名手自治会館	緑区三井 919
142	津久井	名手	個人宅前市道上	緑区三井
143	津久井	小網	第1避難場所 しまむら横	緑区太井 102
144	津久井	小網	第2避難場所 久保入口バス 停横	緑区太井 664
145	津久井	小網	第3避難場所 ふれあい広場	緑区太井 292
146	津久井	小網	第4避難場所 ふれあい広場	緑区太井 292
147	津久井	小網	第5避難場所 友谷駐車場	緑区太井 619
148	津久井	小網	第6避難場所 矢口駐車場	緑区太井 448-1
149	津久井	森戸	森戸自治会館	緑区中野 272
150	津久井	仲町	仲町自治会館	緑区中野 569
151	津久井	上町	上町自治会館	緑区中野 546-2
152	津久井	奈良井	奈良井遊園地	緑区中野 1058
153	津久井	奈良井	中野コミュニティ公園	緑区中野 1046
154	津久井	川坂	川坂公園	緑区中野 1665-12
155	津久井	川坂	川坂自治会館	緑区中野 1679-2
156	津久井	大沢	大沢自治会館	緑区中野 1902-2
157	津久井	又野	総合避難場所 (高原・他、避難者 全員)	緑区又野 691
158	津久井	又野	第1避難場所 (宮原1・2組)	緑区又野 683
159	津久井	又野	第2避難場所 (宮原3・4組)	緑区又野 753

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
160	津久井	又野	第3避難場所(宮原5組)	緑区又野 545
161	津久井	又野	第4避難場所(道下1・2組)	緑区又野 770
162	津久井	又野	第5避難場所(道下3・4・5組)	緑区又野 38-16
163	津久井	又野	第6避難場所(道上1・2・5組)	緑区又野 206
164	津久井	又野	第7避難場所(道上3・4組、道下1組)	緑区又野 112-2 の隣の広場
165	津久井	又野	第8避難場所(行人塚1組)	緑区又野 411
166	津久井	又野	第9避難場所(行人塚2組)	緑区又野 371
167	津久井	新宿	新宿自治会館	緑区三ヶ木 45-7
168	津久井	中村	中村自治会館	緑区三ヶ木 557-1
169	津久井	原替戸	原替戸自治会館	緑区三ヶ木 791-4
170	津久井	原替戸	ファミリーマート 津久井三ヶ木店横	緑区三ヶ木 1593
171	津久井	原替戸	(株) テクノバース前	緑区三ヶ木 1546-1
172	津久井	原替戸	自然を守る会前	緑区三ヶ木 1806-4
173	津久井	野尻	野尻自治会館	緑区三ヶ木 1158-3
174	津久井	鮑子	鮑子自治会館	緑区青山 3733-1
175	津久井	鮑子	鮑子グラウンド	緑区青山 3612
176	津久井	青山	青山自治会館広場	緑区青山 3076-2
177	津久井	青山	津久井生涯学習センター	緑区三ヶ木 414
178	津久井	石神	石神自治会館	緑区青山 650-1
179	津久井	関上	関上自治会館	緑区青山 2502
180	津久井	共進	3組一時避難所	緑区青山 1276 付近
181	津久井	共進	4. 5 一時避難所	緑区青山 1788 付近
182	津久井	宮前	宮前自治会館	緑区青山 987-3
183	津久井	宮下	1組(消防詰所前道路向かい側)	緑区青山 309-6 付近
184	津久井	宮下	2組(個人氏宅前駐車場)	緑区青山
185	津久井	宮下	3組(宮下自治会館)	緑区青山 330-3
186	津久井	宮下	4組(個人宅横駐車場)	緑区青山
187	津久井	宮下	5・6組(個人宅前空地)	緑区青山
188	津久井	大堀	個人宅前	緑区青山
189	津久井	大堀	個人宅前	緑区青山
190	津久井	大堀	8組入口付近	緑区青山 252-4
191	津久井	長竹	長竹自治会館	緑区長竹 1185-1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
192	津久井	長竹	隠沢公園	緑区長竹 432
193	津久井	長竹	来迎寺前	緑区長竹 1414
194	津久井	長竹	J A串川支店前	緑区長竹 795-1
195	津久井	長竹	長竹第一公園	緑区長竹 1048
196	津久井	長竹	串川グラウンド	緑区長竹 850-1
197	津久井	石ヶ沢	石ヶ沢自治会館	緑区長竹 1959-4
198	津久井	葦尾根	葦尾根自治会館	緑区長竹 2940-1
199	津久井	稲生	第1避難場所	緑区長竹 187-2
200	津久井	稲生	第2避難場所	緑区長竹 549
201	津久井	稲生	第3避難場所	緑区長竹 2318-3
202	津久井	稲生	第4避難場所	緑区長竹 486-7
203	津久井	中野	中野第1集会所	緑区根小屋 1072
204	津久井	中野	中野第2集会所	緑区根小屋 1230-59
205	津久井	明日原	明日原自治会館	緑区根小屋 776-4
206	津久井	平井	平井自治会館	緑区根小屋 632
207	津久井	荒匂	荒匂自治会館	緑区根小屋 573
208	津久井	根本	根本自治会館	緑区根小屋 165
209	津久井	根本	津久井城山公園 根小屋駐車場	緑区根小屋 1-1
210	津久井	根本	金原子どもの広場	緑区根小屋 1461
211	津久井	谷戸	谷戸自治会館	緑区根小屋 1877-3
212	津久井	谷戸	根小屋小学校	緑区根小屋 1580
213	津久井	寺沢	根小屋小学校	緑区根小屋 1580
214	津久井	土沢	土沢自治会館	緑区根小屋 2014-6
215	津久井	金丸	金丸自治会館	緑区根小屋 2915-164
216	津久井	金丸	ひなたぼっこの庭公園	緑区太井 336-153
217	津久井	金原	金原自治会館	緑区根小屋 1461-1
218	津久井	金原	串川ひがし地域センター	緑区根小屋 1619-1
219	津久井	金原	根小屋小学校	緑区根小屋 1580
220	津久井	馬石	馬石自治会館	緑区鳥屋 94-1
221	津久井	渡戸	渡戸自治会館	緑区鳥屋 340-1
222	津久井	中下	中下自治会館	緑区鳥屋 656
223	津久井	中上	中上自治会館	緑区鳥屋 778

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
224	津久井	宮之前	宮之前自治会館	緑区鳥屋 1144-5
225	津久井	谷戸	谷戸自治会館	緑区鳥屋 2847-6
226	津久井	西門	西門自治会館	緑区鳥屋 1447-1
227	津久井	道場	道場自治会館	緑区鳥屋 1475-1
228	津久井	御屋敷	御屋敷自治会館	緑区鳥屋 1981-2
229	津久井	荒井	荒井自治会館	緑区鳥屋 1826-1
230	津久井	大上	大上自治会館	緑区鳥屋 2083
231	津久井	前戸	お祭り広場	緑区青野原 173
232	津久井	前戸	日本MDBソリューション (株)	緑区青野原 363-1
233	津久井	前戸	1次避難場所 (1組、2組、3組)	緑区青野原
234	津久井	前戸	2次避難場所 (4組、5組)	緑区青野原
235	津久井	前戸	3次避難場所 (6組、7組、8組、9組)	緑区青野原
236	津久井	前戸	4次避難場所 (10組、11組、12組)	緑区青野原
237	津久井	梶野	梶野自治会館	緑区青野原 731
238	津久井	青野原	上原児童公園	緑区青野原 1008-1 先
239	津久井	東野	東野自治会館	緑区青野原 1965-4
240	津久井	東開戸	個人宅前	緑区青野原
241	津久井	上村	諏訪神社	緑区青野原 2967
242	津久井	宮下	宮下自治会館	緑区青野原 2963-3
243	津久井	西野々	西野々自治会館	緑区青根 3347-3
244	津久井	荒丸	荒丸会館	緑区青根 476-9
245	津久井	東野	橋津原住宅前	緑区青根 1110-3 付近
246	津久井	東野	駒入原旧保育園前	緑区青根 1287 付近
247	津久井	東野	東野自治会館	緑区青根 1502 番地 5
248	津久井	東野	宮澤旧農協駐車場	緑区青根 1331 番地付近
249	津久井	上野田	旧青根中学校	緑区青根 1926
250	津久井	上青根	上青根自治会館	緑区青根 1977-5
251	津久井	上青根	青根地域センター	緑区青根 1926
252	津久井	音久和	音久和自治会館	緑区青根 2978-1
253	津久井	大川原	大川原多目的集合施設	緑区牧野 10674
254	相模湖	下町西部本町	出会坂先	緑区与瀬本町 40 付近

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
255	相模湖	月夜野	与瀬グラウンド	緑区与瀬 884
256	相模湖	下町	桂北小学校	緑区与瀬 877
245	相模湖	下町	下町自治会防災倉庫	緑区与瀬 8
246	相模湖	中町	相模湖公民館	緑区与瀬 1134-3
247	相模湖	与瀬上町	上町集会所	緑区与瀬 695
248	相模湖	与瀬上町	坂本月極駐車場	緑区与瀬 825-1
249	相模湖	与瀬上町	佐藤工務店敷地	緑区与瀬 1401-1
250	相模湖	与瀬上町	有料駐車場	緑区与瀬 1345-1
251	相模湖	横橋	橋沢一時避難場所	緑区与瀬 2054 付近
252	相模湖	横橋	横道一時避難場所	緑区与瀬 2278 付近
253	相模湖	桂北地区	桂北地区公民館自治会館	緑区与瀬 2121-1
254	相模湖	神明	相模湖ふれあいパーク	緑区与瀬 1183-2
255	相模湖	神明	桂北小学校	緑区与瀬 877
256	相模湖	下町西部	与瀬グラウンド	緑区与瀬 884
257	相模湖	下町東部	旧丸一駐車場	緑区与瀬 1068-1
258	相模湖	小原	小原集会所	緑区小原 702
259	相模湖	小原	小原ふれあい広場	緑区小原 816-1
260	相模湖	奥畑	神奈川県津久井養護学校	緑区若柳 44
261	相模湖	奥畑	個人宅前	緑区若柳
262	相模湖	奥畑	個人宅前	緑区若柳
263	相模湖	底沢	底沢集会所	緑区小原 177
264	相模湖	赤馬東部	個人宅前	緑区千木良
265	相模湖	赤馬中通り	赤馬老人憩いの家	緑区千木良 342
266	相模湖	柳馬場	赤馬クラブ	緑区千木良 540-イ
267	相模湖	千木良中央	中央自治会集会所	緑区千木良 817-2
268	相模湖	原	梅林	緑区千木良 931 北側
269	相模湖	岡本	千木良小学校	緑区千木良 1035
270	相模湖	西ノ台	牛鞍神社	緑区千木良 1240-1
271	相模湖	千木良西	善勝寺駐車場	緑区千木良 1296-1
272	相模湖	若柳	コミュニティー広場	緑区若柳 567
273	相模湖	阿津	阿津子どもの広場	緑区若柳 1258-1
274	相模湖	阿津	阿津自治会館	緑区若柳 1124
275	相模湖	沼本	沼本クラブ	緑区寸沢嵐 385

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
276	相模湖	沼本	山王神社	緑区寸沢嵐 222
277	相模湖	沼本	個人宅駐車場	緑区寸沢嵐
278	相模湖	沼本	神奈川県農業技術研究センター北相地区事務所駐車場	緑区寸沢嵐 620-1
279	相模湖	寸沢嵐	内郷小学校	緑区寸沢嵐 883
280	相模湖	寸沢嵐	寸沢嵐自治会館	緑区寸沢嵐 919-1
281	相模湖	寸沢嵐	寸沢嵐児童公園	緑区寸沢嵐 717
282	相模湖	寸沢嵐	個人宅前広場	緑区寸沢嵐
283	相模湖	道志	道志営農センター	緑区寸沢嵐 1706
284	相模湖	道志	道志地区ふれあいセンター	緑区寸沢嵐 1989
285	相模湖	新戸	農道	緑区寸沢嵐 2395 先
286	相模湖	増原	増原営農センター	緑区寸沢嵐 2636
287	相模湖	関口	関口クラブ	緑区寸沢嵐 3044-1
288	相模湖	山口	山口自治会館	緑区寸沢嵐 3214-5
289	相模湖	鼠坂	鼠坂自治会館	緑区寸沢嵐 3384-ロ
290	藤野	上宿	(1班) 福龍前	緑区小淵 2177-9
291	藤野	上宿	吉野自治会館	緑区吉野 391
292	藤野	上宿	(2班) 吉野郵便局駐車場	緑区吉野 279
293	藤野	上宿	(3班) シュタイナー学園校庭	緑区吉野 407
294	藤野	中宿	吉野宿ふじや駐車場	緑区吉野 219
295	藤野	中宿	吉野自治会館	緑区吉野 391
296	藤野	中宿	シュタイナー学園校庭	緑区吉野 407
297	藤野	下宿	釣船反田前横空き地 (個人所有地)	緑区吉野
298	藤野	下宿	吉野自治会館	緑区吉野 391
299	藤野	柵戸	個人宅横駐車場	緑区吉野
300	藤野	柵戸	個人宅横ゴミ箱前	緑区吉野
301	藤野	柵戸	吉野自治会館	緑区吉野 391
302	藤野	桜野	個人宅前市道	緑区吉野
303	藤野	桜野	個人宅前市道・私道	緑区吉野
304	藤野	桜野	観福寺境内・市道	緑区吉野 753
305	藤野	桜野	吉野自治会館	緑区吉野 391
306	藤野	中原	吉野自治会館	緑区吉野 391
307	藤野	中原	(有)望月モータース駐車場 ・市道	緑区吉野 842-2



No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
308	藤野	奈良本	ふじのこども園	緑区吉野 1030-12
309	藤野	奈良本	奈良本休憩所	緑区吉野 1083-1
310	藤野	藤野	(A班) 藤野中学校校庭	緑区小渕 2082
311	藤野	藤野	(B班) 個人宅前	緑区小渕
312	藤野	藤野	(C班) 中央公民館駐車場	緑区小渕 1992-1
313	藤野	藤野	(D班) 藤野駅前広場	緑区小渕 1699-7
314	藤野	藤野	(E班) 個人宅横上駐車場	緑区小渕
315	藤野	関野	個人宅横空き地	緑区小渕
316	藤野	関野	関野自治会館	緑区小渕 1258-2
317	藤野	下小渕	ルーキー前市道	緑区小渕 1074-1
318	藤野	下小渕	個人宅前広場	緑区小渕
319	藤野	下小渕	旧名倉入口バス停前	緑区小渕 806-7
320	藤野	下小渕	下小渕集会所	緑区小渕 774-6
321	藤野	上小渕	臼井工業倉庫前空き地	緑区小渕 440-1
322	藤野	上小渕	上小渕自治会集会所	緑区小渕 406
323	藤野	藤野台	(西部) 藤野台西公園	緑区小渕 22-80
324	藤野	藤野台	(東部) 藤野台東公園	緑区小渕 123-41
325	藤野	藤野台	藤野台自治会集会所	緑区小渕 22-15
326	藤野	日野	日野集会所	緑区澤井 149
327	藤野	中里	中里自治会集会所	緑区澤井 639
328	藤野	落合	ふるさと自然体験教室敷地	緑区澤井 936-1
329	藤野	落合	落合自治会集会所	緑区澤井 931
330	藤野	上沢井	上沢井自治会館	緑区澤井 2474-10
331	藤野	栃谷	(上栃谷) 栃谷園地集会所	緑区澤井 1888
332	藤野	栃谷	(下栃谷) 個人宅前市道	緑区澤井
333	藤野	栃谷	(沖栃谷) 個人宅前林道	緑区澤井
334	藤野	日連	(日連) 日連神社	緑区日連 1493
335	藤野	日連	(青田) おおだ山荘	緑区日連 1411
336	藤野	日連	日連自治会館	緑区日連 1495-1
337	藤野	杉	(1区) 日連(杉) 集会施設	緑区日連 831-1
338	藤野	杉	(2区) 日連診療所第2駐車場	緑区日連 1068-1
339	藤野	杉	(3区) 旧JA日連支所前	緑区日連 618-1
340	藤野	杉	(4区・5区) 杉北公園	緑区日連 381-9

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
341	藤野	大刀	大刀園芸ランド駐車場	緑区名倉 1104-1
342	藤野	大刀	大刀自治会館	緑区名倉 1000-3
343	藤野	名倉	名倉自治会館	緑区名倉 2619-1
344	藤野	葛原	葛原神社下駐車場	緑区名倉 4001-1
345	藤野	葛原	葛原集会所	緑区名倉 3985
346	藤野	日向	六地藏前	緑区名倉 3493
347	藤野	日向	個人宅前	緑区名倉
348	藤野	日向	日向集会所	緑区名倉 3356-1
349	藤野	芝田	芝田集会施設	緑区名倉 557-1
350	藤野	篠原・牧馬	(牧馬) 個人宅前	緑区牧野
351	藤野	篠原・牧馬	(上地区) 上地区集会所	緑区牧野 1712-1
352	藤野	篠原・牧馬	(中地区) 篠原の里センター	緑区牧野 2881
353	藤野	篠原・牧馬	(下地区) 下地区倉庫	緑区牧野 2602-3
354	藤野	大久和	藤野やまなみ温泉	緑区牧野 4225-1
355	藤野	中尾	中尾自治会館	緑区牧野 4546
356	藤野	新和田	(上) 吉田工業内広場	緑区牧野 5203
357	藤野	新和田	(下) 新和田多目的集会施設	緑区牧野 5187-1
358	藤野	上野久保	神奈川県立藤野芸術の家	緑区牧野 4819
359	藤野	馬本	馬本生活改善センター	緑区牧野 4763-3
360	藤野	吉原	吉原自治会館	緑区牧野 5858
361	藤野	堂地	(上地区) きらきら工房駐車場	緑区牧野 6854-3
362	藤野	堂地	(下地区) 堂地自治会館	緑区牧野 6677
363	藤野	大鐘	大鐘生活改善センター	緑区牧野 7079-1
364	藤野	小津久	小津久生活改善センター	緑区牧野 7903-2
365	藤野	奥牧野	上野原方面の県道	緑区牧野 8800
366	藤野	奥牧野	奥牧野生活改善センター	緑区牧野 9193
367	藤野	舟久保	舟久保多目的集会施設	緑区牧野 9274
368	藤野	綱子	綱子多目的集会施設	緑区牧野 9982
369	藤野	長又	旧長又生活改善センター	緑区牧野 11244-1
370	藤野	菅井	旧菅井小学校	緑区牧野 11695
371	藤野	菅井	菅井生活改善センター	緑区牧野 12126-2
372	藤野	伏馬田	個人宅前	緑区牧野
373	藤野	伏馬田	荷矢田農道入市道	緑区牧野 12860-1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
374	藤野	伏馬田	個人宅裏	緑区牧野
375	藤野	伏馬田	伏馬田自治会館	緑区牧野 12574-2
376	藤野	小舟	小舟集会施設	緑区牧野 13889-3
377	藤野	小舟	小舟バス停付近	緑区牧野 13721
378	藤野	小舟	扇久保バス停付近	緑区牧野 13871-2
379	藤野	京王住宅	個人宅前駐車場	緑区牧野
380	藤野	京王住宅	京王住宅自治会館	緑区牧野 13993-1
381	藤野	竹ノ久保	藤野農村環境改善センター	緑区牧野 4232
382	藤野	竹ノ久保	藤野南小学校	緑区牧野 4327
383	藤野	川上	集落中央防火水槽前	緑区牧野 14602-1
384	藤野	川上	川上多目的集会施設	緑区牧野 14649-1
385	藤野	和田	(上) 体験センター村の家	緑区佐野川 491-1
386	藤野	和田	(中) 佐野川分団第一部詰所横	緑区佐野川 653
387	藤野	和田	(橋詰) 清水弁当前	緑区佐野川 1607-1
388	藤野	鎌沢	(下組) 個人宅前	緑区佐野川
389	藤野	鎌沢	(中組) 個人宅前	緑区佐野川
390	藤野	鎌沢	(上組) 個人宅前	緑区佐野川
391	藤野	上河原	(下) 上河原集会所前	緑区佐野川 2155-1
392	藤野	下岩	(西組) 個人宅前	緑区佐野川
393	藤野	下岩	(西組) 個人宅前	緑区佐野川
394	藤野	下岩	(西組) (有) 杉本林業事務所前	緑区佐野川 2447
395	藤野	下岩	(下組) (有) 杉本林業事務所前	緑区佐野川 2447
396	藤野	下岩	(下組) 笑福亭前	緑区佐野川 2346
397	藤野	下岩	(東組) 銀の館下広場	緑区佐野川 2575
398	藤野	下岩	(東組) 岩神社	緑区佐野川 2487
399	藤野	下岩	(上組) 個人宅前	緑区佐野川
400	藤野	下岩	(中組) 旧下岩消防詰所前	緑区佐野川 2480
401	藤野	御霊	御霊集会所	緑区佐野川 2963-1
402	藤野	上岩	上岩集会所	緑区佐野川 3389-1

中央区

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
1	小山	宮下	宮下さくら公園	中央区宮下本町 1-18

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
2	小山	宮下	小山ふれあい広場	中央区宮下 2-8
3	小山	宮下	もみの木広場	中央区宮下本町 2-26
4	小山	すすきの	すすきの公園	中央区すすきの町 18
5	小山	すすきの	向陽小学校	中央区向陽町 8-33
6	小山	すすきの	すすきの自治会館	中央区すすきの町 19-10
7	小山	すすきの向陽	ひまわり児童遊園	中央区すすきの町 2-2616-3
8	小山	向陽町	向陽小学校	中央区向陽町 8-33
9	小山	久保原	向陽小学校	中央区向陽町 8-33
10	小山	氷川町	氷川町公園	中央区氷川町 7
11	小山	相模原駅前	相模原駅前公園	中央区相模原 1-1
12	小山	東第一	相模原 4 丁目公園	中央区相模原 4-7
13	小山	丸山	丸山子どもの広場	中央区宮下本町 1-43
14	清新	小原町	市立小原公園	中央区小山 4-3
15	清新	南橋本	氷川公園	中央区清新 5-18
16	清新	南橋本	南橋本公園	中央区南橋本 3-4
17	清新	南橋本	清新地区ふれあい広場	中央区南橋本 1-20
18	清新	サンヴェール橋本	清新地区ふれあい広場	中央区南橋本 1-20
19	清新	小山二丁目	小山 2 丁目みどり公園	中央区小山 2-4
20	清新	清新第二	矢懸公園	中央区清新 3-9
21	清新	清新 4 丁目	清新 4 丁目公園	中央区清新 4-11
22	清新	清新 5 丁目	氷川公園	中央区清新 5-18
23	清新	清新 6 丁目	清新 6 丁目公園	中央区清新 6-4
24	清新	清新 6 丁目	清新 6 丁目たけのこ公園	中央区清新 6-89-60
25	清新	清新 7 丁目	清新地区ふれあい広場	中央区清新 7-3
26	清新	清新 8 丁目	清新中学校	中央区清新 8-5-1
27	清新	清新仲町	相模原 2 丁目すみれ公園	中央区相模原 2-16
28	清新	清新比丘口	相模原 7 丁目公園	中央区相模原 7-4
29	清新	すみれ	すみれ自治会集会所	中央区相模原 2-19-6
30	清新	すみれ	相模原 2 丁目すみれ公園	中央区相模原 2-16
31	清新	中央 1 丁目	比丘口公園	中央区中央 1-7
32	清新	中央 4 丁目	しながわ小児クリニック駐車場	中央区中央 4-8-23
33	清新	中央 4 丁目	比丘口公園	中央区中央 1-7

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
34	清新	中央5丁目	清新中学校	中央区清新8-5-1
35	横山	横山1丁目	県立相模原高校	中央区横山1-7-20
36	横山	リノア相模原	リノア相模原内公園	中央区横山1-3-1
37	横山	リノア相模原	リノア相模原エントランス	中央区横山1-3-1
38	横山	横山四丁目	てるて公園	中央区横山台1-3
39	横山	横山団地	長久保第1公園	中央区横山4-9
40	横山	横山あじさいハイツ	あじさいハイツ2号棟前芝生	中央区横山4-5-2
41	横山	横山あじさい団地	横山あじさいハイツ1号棟広場	中央区横山4-5-1
42	横山	横山あじさいハイツ 6・7号棟	横山あじさいハイツ7号棟広場	中央区横山4-5-7
43	横山	横山南部4丁目	長久保第3公園	中央区横山4-16
44	横山	小町通	小町通子ども広場	中央区小町通1-9-15
45	横山	小町通	てるて公園	中央区横山台1-3
46	横山	相模原郵政	宿舎中広場	中央区小町通1-8
47	横山	てるて	てるて公園	中央区横山台1-3
48	横山	横山台一丁目	横山ふれあい広場	中央区横山台1-19
49	横山	松並	松並こども広場	中央区横山台1-45
50	横山	日金沢丘	日金沢丘子どもの広場	中央区横山台2-32
51	横山	榎	えのき公園	中央区横山台2-17
52	横山	榎	よこやま幼稚園グラウンド	中央区横山台2-11-56
53	横山	榎西	横山小学校	中央区横山台2-35-1
54	横山	榎西	横山台公園	中央区横山台2-23
55	横山	三菱重工横山台社宅	敷地内駐車場	中央区横山台2-23-5
56	横山	横山台タウンハイツ	横山台タウンハイツ集会所	中央区横山台2-2-2
57	横山	下九沢団地	下九沢子どもの広場	中央区下九沢727
58	横山	下九沢団地	下九沢団地中央公園	中央区下九沢745-2
59	横山	下九沢団地	下九沢バス停	中央区下九沢745-2
60	横山	下九沢団地	公社駐車場	中央区下九沢757
61	横山	下九沢中の原	作の口小学校	緑区下九沢459-1
62	横山	下九沢中の原	横山小学校	中央区横山台2-35-1
63	横山	宮の上団地	宮の上団地自治会集会所前	中央区下九沢1211-1
64	横山	下九沢加藤原	下九沢つくし公園	中央区下九沢63-4
65	横山	下九沢中横山	作の口小学校	緑区下九沢459-1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
66	中央	東第三	東町連合自治会館	中央区相模原 6-13-8
67	中央	東第三	相模原 6 丁目こまどり公園	中央区相模原 6-16
68	中央	中央二丁目	中央小学校	中央区富士見 1-3-22
69	中央	中央三丁目	市民会館前広場	中央区中央 3-13-15
70	中央	中央 6 丁目	市民会館	中央区中央 3-13-15
71	中央	千代田 1 丁目	相模原市まち・みどり公社 駐車場	中央区千代田 1-1-8
72	中央	千代田 1 丁目	中央小学校	中央区富士見 1-3-22
73	中央	矢部第四	村富公園	中央区矢部 2-7
74	中央	矢部第一	村富公園	中央区矢部 2-7
75	中央	新興	矢部公園	中央区矢部 4-20
76	中央	矢部第二	矢部ふれあい広場	中央区矢部 4-14
77	中央	富栄町	矢部公園	中央区矢部 4-20
78	中央	イニシア矢部駅前	イニシア矢部駅前マンション公開 空地	中央区矢部 3-18-9
79	中央	五十和	富士見 2 丁目公園	中央区富士見 2-1
80	中央	相模原パークハイツ	中央中学校	中央区富士見 1-3-17
81	中央	みとみ町	富士見小学校	中央区富士見 2-4-1
82	中央	富士見同人会	相生公園	中央区富士見 3-13
83	中央	富士見 3 丁目	相生公園	中央区富士見 3-13
84	中央	富士見四丁目	富士見公園	中央区富士見 4-1
85	中央	富士見町	富士見公園	中央区富士見 4-1
86	中央	富士見一	富士見団地 1 号棟前広場	中央区富士見 5-6-1
87	中央	富士見団地	富士見小学校	中央区富士見 2-4-1
88	中央	あじさい第 4	4 号棟南側広場	中央区富士見 5-6-4
89	中央	中央第一	集会所横広場	中央区富士見 5-6
90	中央	中央第二	雨水調整地	中央区富士見 5-6
91	中央	富士見若葉	富士見小学校	中央区富士見 2-4-1
92	中央	富士見若葉	富士見公園	中央区富士見 4-1
93	中央	富士見 6 丁目	中央小学校	中央区富士見 1-3-22
94	中央	モアステージ相模原富 士見	中央小学校	中央区富士見 1-3-22
95	中央	相生	相生東公園	中央区相生 2-7
96	中央	相生三丁目	弥栄小学校	中央区弥栄 3-1-10
97	中央	相生四丁目	栄公園	中央区弥栄 2-2

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
98	中央	栄	栄公園	中央区弥栄 2-2
99	中央	高根二丁目	緑の森子どもの広場	中央区高根 2-7
100	中央	高根二丁目	高根 2 丁目公園	中央区高根 2-10
101	中央	弥栄	弥栄児童館	中央区弥栄 1-7-18
102	中央	弥栄	栄公園	中央区弥栄 2-2
103	中央	松が丘	淵野辺公園	中央区弥栄 3-1-6
104	星が丘	千代田 2 丁目	千代田 2 丁目防災倉庫広場	中央区千代田 2-5017-7
105	星が丘	千代田 3 丁目	月見公園	中央区千代田 3-10
106	星が丘	千代田 4 丁目	千代田 4 丁目自治会館	中央区千代田 4-8-14
107	星が丘	千代田 5 丁目	神奈川県電気工事工業組合	中央区千代田 5-4
108	星が丘	千代田 6 丁目	千代田ふれあい広場	中央区千代田 6-4
109	星が丘	千代田 7 丁目	千代田 7 丁目公園	中央区千代田 7-7
110	星が丘	千代田 7 丁目	千代田 7 丁目自治会館	中央区千代田 7-7
111	星が丘	星が丘一丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6
112	星が丘	星が丘二丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6
113	星が丘	星が丘三丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6
114	星が丘	星が丘 4 丁目	星が丘小学校	中央区星が丘 3-1-6
115	星が丘	横山 2 丁目	横山 2 丁目自治会館	中央区横山 2-4-5
116	星が丘	横山 3 丁目	横山 3 丁目公園	中央区横山 3-23
117	星が丘	横山南部 3・5 丁目	長久保第 2 公園	中央区横山 3-11
118	星が丘	横山南部 3・5 丁目	横山 5 丁目公園	中央区横山 5-4
119	星が丘	横山 6 丁目	横山市営団地集会所	中央区横山 6-5
120	星が丘	横山 6 丁目	横山 6 丁目若草公園	中央区横山 6-5
121	光が丘	並木 1 丁目	千代田緑道	中央区並木 1-4-8
122	光が丘	並木 2 丁目	並木 2 丁目ひばり公園	中央区並木 2-1-24
123	光が丘	並木 3 丁目	青葉小学校	中央区並木 4-8-4
124	光が丘	並木 4 丁目	青葉小学校	中央区並木 4-8-4
125	光が丘	県営並木団地	並木 2 丁目公園	中央区並木 2-2
126	光が丘	青葉 1 丁目	淵野辺公園	中央区弥栄 3-1-6
127	光が丘	青葉 2 丁目	和泉短期大学芝多目的広場	中央区青葉 2-8
128	光が丘	青葉 2 丁目	淵野辺公園	中央区弥栄 3-1-6
129	光が丘	青葉 3 丁目	青葉 3 丁目子ども広場	中央区青葉 3-14
130	光が丘	緑が丘一丁目	緑が丘中学校	中央区緑が丘 1-28-1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
131	光が丘	緑が丘一丁目	緑道みどりのみち	中央区緑が丘 1-29、30、31、32
132	光が丘	緑が丘二丁目	緑が丘2丁目公園	中央区緑が丘 2-31
133	光が丘	光が丘1・2丁目	山見公園	中央区光が丘 1-11
134	光が丘	光が丘1・2丁目	光が丘第1公園	中央区光が丘 2-9
135	光が丘	光が丘中央	光が丘第2公園	中央区光が丘 2-25
136	光が丘	ひかり	並木小学校	中央区並木 2-16-1
137	光が丘	杉の子	光が丘ハイム集会所	中央区光が丘 3-20-3
138	光が丘	光が丘エコタウン	光が丘陽だまり公園	中央区光が丘 2-18
139	光が丘	上溝団地1・2区	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
140	光が丘	上溝団地3・7区	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
141	光が丘	上溝団地4区	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
142	光が丘	上溝団地6区A	里見公園	中央区光が丘 3-8
143	光が丘	上溝団地6区A	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
144	光が丘	上溝団地6区B	里見公園	中央区光が丘 3-8
145	光が丘	上溝団地6区B	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
146	光が丘	上溝団地9区	里見公園	中央区光が丘 3-8
147	光が丘	上溝団地9区	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
148	光が丘	上溝団地10区	里見公園	中央区光が丘 3-8
149	光が丘	上溝団地10区	光が丘小学校	中央区光が丘 2-19-1
150	光が丘	上溝団地11区	里見公園	中央区光が丘 3-8
151	光が丘	陽光台1丁目	陽光台小学校	中央区陽光台 1-15-1
152	光が丘	松葉町	陽光台小学校	中央区陽光台 1-15-1
153	光が丘	朝日が丘	陽光台小学校	中央区陽光台 1-15-1
154	光が丘	若葉	若葉自治会館	中央区陽光台 4-25-4
155	光が丘	若葉	道保川公園西端	中央区陽光台 5-13
156	光が丘	陽光台5丁目	道保川公園上段	中央区陽光台 5-13
157	光が丘	陽光台5丁目	陽光台公民館(屋外)	中央区陽光台 5-6-1
158	光が丘	虹ヶ丘	虹ヶ丘公園	中央区陽光台 6-7
159	光が丘	虹ヶ丘	陽光台ふれあい広場	中央区陽光台 7-6
160	大野北	上矢部	上矢部こども会館	中央区上矢部 4-6-12
161	大野北	上矢部	上矢部みたけ子ども広場	中央区上矢部 2-23-22
162	大野北	上矢部	上矢部自治会館	中央区上矢部 4-6-11



No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
163	大野北	上矢部	いちょう並木通り	中央区上矢部 1-1
164	大野北	上矢部住宅	大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40
165	大野北	上矢部住宅	淵野辺小学校(夏休み期間中のみ)	中央区淵野辺 4-6-22
166	大野北	上矢部団地	上矢部団地中央公園広場	中央区矢部新町 1
167	大野北	上矢部団地	麻布大学総合グラウンド	中央区淵野辺 1-17-71
168	大野北	淵野辺一丁目	麻布大学附属高等学校グラウンド	中央区淵野辺 1-17-50
169	大野北	淵野辺一丁目	淵野辺 1 丁目第 1 公園	中央区淵野辺 1-16
170	大野北	淵野辺一丁目	麻布大学総合グラウンド	中央区淵野辺 1-17-71
171	大野北	淵野辺一丁目	淵野辺 1 丁目きずな公園	中央区淵野辺 1-6
172	大野北	相模原スカイハイツ	上原公園	中央区淵野辺 2-1
173	大野北	相模地区	淵野辺 2 丁目第 2 公園	中央区淵野辺 2-11
174	大野北	上原町	大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40
175	大野北	京王淵野辺マンション	大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40
176	大野北	宝来町	宝来公園	中央区淵野辺 3-3
177	大野北	宝来町	宝来町自治会館	中央区淵野辺 3-3
178	大野北	淵野辺銀盛会	スーパー三和淵野辺店駐車場	中央区淵野辺 2-6
179	大野北	湯元町	大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40
180	大野北	みどり町	大野北中学校	中央区淵野辺 2-8-40
181	大野北	栄町	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22
182	大野北	幸町	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22
183	大野北	東町	青山学院大学	中央区淵野辺 5-10-1
184	大野北	東町	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22
185	大野北	山王	淵野辺本町ふれあい広場	中央区淵野辺本町 2-34
186	大野北	山王	淵野辺本町どんぐり公園	中央区淵野辺本町 1-22
187	大野北	山王	大野北小学校	中央区淵野辺 2-34-1
188	大野北	淵野辺	淵野辺本町公園	中央区淵野辺本町 4-10
189	大野北	ニュー相模	嶽之内公園	中央区淵野辺本町 5-26
190	大野北	中淵	中淵ふれあい広場	中央区淵野辺本町 4-25
191	大野北	東嶽之内	東嶽之内自治会館	中央区東淵野辺 2-28
192	大野北	東嶽之内	東嶽之内公園	中央区東淵野辺 2-26
193	大野北	東嶽之内	あおぞら子どもの広場	中央区東淵野辺 2-16
194	大野北	嶽之内	嶽之内児童館	中央区東淵野辺 4-26-13
195	大野北	嶽之内	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺 3-17-1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
196	大野北	旭町	旭町こどもの広場	中央区共和 4-14
197	大野北	旭町	鹿沼公園	中央区鹿沼台 2-15
198	大野北	共和南町	新田稻荷神社	中央区共和 1-11
199	大野北	共和	個人宅耕地	中央区共和
200	大野北	共和	新田稻荷神社	中央区共和 1-11
201	大野北	榎町	鹿沼公園交通広場前	中央区鹿沼台 2-15
202	大野北	チサンマンション 鹿沼公園	鹿沼公園	中央区鹿沼台 2-15
203	大野北	鹿沼公園ハイリビング	鹿沼公園	中央区鹿沼台 2-15
204	大野北	由野台睦	共和小学校	中央区高根 1-16-13
205	大野北	由野台2丁目	由野台第1公園	中央区由野台 2-17
206	大野北	高根一丁目	共和小学校	中央区高根 1-16-13
207	大野北	ホソダ住宅	淵野辺公園	中央区弥栄 3-1-6
208	大野北	フェアロージュ淵野辺	淵野辺本町どんぐり公園	中央区淵野辺本町 1-22
209	大野北	クリオ淵野辺六番館	クリオ淵野辺六番館駐車場	中央区淵野辺 3-4-1
210	大野北	クリオ淵野辺六番館	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22
211	大野北	プラウドシティ淵野辺	プラウドシティ淵野辺駐車場	中央区鹿沼台 2-9-20
212	大野北	プラウドシーズン淵野辺	淵野辺さくら公園	中央区淵野辺 2-5
213	大野北	オハナ淵野辺ガーデニア	淵野辺小学校	中央区淵野辺 4-6-22
214	大野北	オハナ淵野辺ガーデニア	オハナ淵野辺ガーデニア敷地内	中央区淵野辺 2-5-61, 62
215	田名	滝	相模川ふれあい科学館第3駐車場	中央区水郷田名 1-4
216	田名	滝	滝自治会館	中央区水郷田名 1-23-54
217	田名	滝	宗祐寺(高齢者用・協定締結先)	中央区水郷田名 1-16-3
218	田名	水郷田名	水郷田名自治会館	中央区水郷田名 1-8-25
219	田名	水郷田名	水郷田名こどもの広場	中央区水郷田名 2-26-31
220	田名	水郷田名	相模川ふれあい科学館	中央区水郷田名 1-5
221	田名	田名堀之内	田名北ふれあい広場	中央区田名 1862
222	田名	田名堀之内	田名堀之内自治会館	中央区田名 4993
223	田名	半在家	田名小学校	中央区田名 5091-1
224	田名	半在家	半在家自治会館	中央区田名 5434-1
225	田名	陽原	田名南ふれあい広場	中央区田名 7930
226	田名	陽原	陽原自治会館	中央区田名 5647-1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
227	田名	望地	望地自治会館	中央区田名 5900
228	田名	塩田	塩田自治会館	中央区田名塩田 4-1-15
229	田名	塩田	しおだせせらぎ公園	中央区田名塩田 2-15、16
230	田名	塩田	しおだテクノパイル公園	中央区田名塩田 1-4
231	田名	塩田	しおだむかいやはら公園	中央区田名塩田 3-14
232	田名	塩田	塩田遊水池公園	中央区田名塩田 2-23
233	田名	新宿	新宿自治会館	中央区田名 7445
234	田名	田名四ツ谷	田名四ツ谷自治会館	中央区田名 4527-2
235	田名	田名四ツ谷	田名四ツ谷やよい公園	中央区田名 4598-1
236	田名	葛輪	金刀比羅神社こども広場	中央区田名 2756-1
237	田名	葛輪	田名葛輪公園	中央区田名 2826-2
238	田名	田名清水	清水自治会館	中央区田名 1667-1
239	田名	田名清水	清水こども園	中央区田名 2166-2
240	田名	田名団地	田名団地公園	中央区田名 6229-110
241	田名	田名テラス	田名団地公園	中央区田名 6229-110
242	田名	水郷田名団地	水郷田名団地自治会館	中央区田名塩田 3-17
243	田名	田名堀之内団地	田名北小学校	中央区田名 1932-1
244	田名	田名塩田団地	とけい広場	中央区田名塩田 3-3
245	上溝	四ツ谷	四ツ谷自治会子供広場	中央区上溝 4515-1
246	上溝	四ツ谷	上溝川辺公園	中央区上溝 2-3
247	上溝	久保	久保公会堂	中央区上溝 3-9-2
248	上溝	久保	上溝北ふれあい広場	中央区上溝 3-2-21
249	上溝	日金沢	日金沢公園	中央区上溝 4-18
250	上溝	日金沢	上溝こまどり公園	中央区上溝 5-10
251	上溝	日金沢	ダイエー上溝店駐車場	中央区上溝 5-14
252	上溝	本町	上溝中央公園	中央区上溝 6 - 4
253	上溝	本町	県立上溝高等学校	中央区上溝 6-5-1
254	上溝	元町	元町自治会館	中央区上溝 6-18-4
255	上溝	田中	上溝小学校	中央区上溝 7-6-1
256	上溝	田中	上溝ふれあい広場	中央区上溝 1891-1
257	上溝	田中	田中自治会館	中央区上溝 7-12-23
258	上溝	本久	亀が池八幡宮	中央区上溝 1678

No.	地区	自治会名	一時避難場所	所在地
259	上溝	本久	上溝甲6号公園	中央区上溝 1775
260	上溝	本久	上溝さくら公園	中央区上溝 1880-7
261	上溝	本久	上溝ふれあい広場	中央区上溝 1891-1
262	上溝	石橋	鳩川れんげ公園	中央区上溝 6-11
263	上溝	石橋	鳩川つつじ公園	中央区上溝 6-16
264	上溝	石橋	石橋中央子どもの広場	中央区上溝 3823
265	上溝	石橋	石橋自治会館	中央区上溝 2463-1
266	上溝	田尻	上溝南中学校	中央区上溝 2322-2
267	上溝	田尻	田尻第1公園	中央区上溝 2040-2
268	上溝	田尻	田尻第2公園	中央区上溝 2027
269	上溝	丸崎	丸崎自治会館	中央区上溝 1536-2
270	上溝	虹吹	虹吹自治会館	中央区上溝 1301-1
271	上溝	番田諏訪面	上溝南小学校	中央区上溝 782-1
272	上溝	鳩川	上溝小学校	中央区上溝 7-6-1
273	上溝	石住	石住若草公園	中央区上溝 3876-14
274	上溝	豊原	豊原公園	中央区田名 3998-1
275	上溝	神明	神明自治会館	中央区上溝 2421-1
276	上溝	神明	上溝南中学校	中央区上溝 2322-2

## 南区

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
1	大野南	中和田	風の子広場	南区上鶴間本町 8-31-1
2	大野南	中和田	上河内児童遊園地	南区上鶴間本町 8-22
3	大野南	中和田	県立上鶴間高等学校	南区上鶴間本町 9-31-1
4	大野南	中和田	鶴園小学校	南区上鶴間本町 7-8-1
5	大野南	中和田	南大野小学校	南区上鶴間本町 1-5-1
6	大野南	中和田	中和田ふれあい広場	南区上鶴間本町 9-3
7	大野南	町田ハイツB地区	三角公園 (町田ハイツ内)	南区上鶴間本町 5-19
8	大野南	谷口	青柳寺	南区上鶴間本町 3-7-14
9	大野南	谷口	大野南中学校	南区文京 1-10-1
10	大野南	谷口	鹿島台公園	南区上鶴間本町 2-19
11	大野南	谷口	鹿島台小学校	南区上鶴間本町 1-9-1
12	大野南	谷口	相模大野南口公園	南区相模大野 7-10

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
13	大野南	谷口	相模大野中央公園	南区相模大野 4-2
14	大野南	谷口	鶴園小学校	南区上鶴間本町 7-8-1
15	大野南	谷口	南大野小学校	南区上鶴間本町 1-5-1
16	大野南	谷口	谷口小学校	南区上鶴間本町 5-13-1
17	大野南	谷口	谷口中学校	南区上鶴間本町 4-13-43
18	大野南	谷口	谷口児童館	南区上鶴間本町 4-46-17
19	大野南	谷口	谷口幼稚園	南区上鶴間本町 4-33-49
20	大野南	谷口	鹿島神社	南区上鶴間本町 3-7-11
21	大野南	谷口	谷口第二こどもの広場	南区上鶴間本町 6-22
22	大野南	谷口	谷口ふれあい広場	南区上鶴間本町 4-21
23	大野南	谷口	谷口志女竹公園	南区上鶴間本町 1-48
24	大野南	メゾン鹿島台	鹿島台公園	南区上鶴間本町 2-19
25	大野南	きずき	若葉・きずき自治会館	南区上鶴間 2-18-1
26	大野南	若葉	若葉・きずき自治会館	南区上鶴間 2-18-1
27	大野南	若葉	上鶴間わかば公園	南区上鶴間 2-9
28	大野南	鶴舞	上鶴間小学校	南区上鶴間 4-7-1
29	大野南	相模つきみ野	深堀第2公園	南区上鶴間 3-28-1
30	大野南	南新町	新町中学校	南区相模大野 9-14-1
31	大野南	相模大野ハイライズ	7丁目公園	南区相模大野 7-36
32	大野南	相模大野ハイライズ	南大野小学校	南区上鶴間 1-5-1
33	大野南	パークスクエア相模大野	7丁目公園	南区相模大野 7-36
34	大野南	パークスクエア相模大野	相模大野7丁目アルファベット公園	南区相模大野 7
35	大野南	パークスクエア相模大野	パークスクエア相模大野公開空地	南区相模大野 7
36	大野南	旭	鶴の台小学校	南区旭町 24-5
37	大野南	豊町	あかつき公園	南区豊町 10-5
38	大野南	相模大野駅前	相模大野中央公園	南区相模大野 4-2
39	大野南	鵜野森小田急	丸屋公園	南区相模大野 1-3
40	大野南	相模大野1丁目	大野南中学校	南区文京 1-10-1
41	大野南	ロビィシティ五番街	谷口台小学校	南区文京 2-12-1
42	大野南	ロビィシティ五番街	ロビィシティ相模大野五番街団地 集会所	南区相模大野 4-5
43	大野南	相模大野	相模大野ふれあい広場	南区相模大野 5-19
44	大野南	鶴の原	鶴の原上鶴間公園	南区相模大野 5-10

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
45	大野南	鶴の原	相模大野ふれあい広場	南区相模大野 5-19
46	大野南	女子大通り	相模大野ふれあい広場	南区相模大野 5-19
47	大野南	相模大野南	プザラ三角公園	南区相模大野 6
48	大野南	相模大野南	プラザシティ相模大野公園	南区相模大野 6-21
49	大野南	相模大野南	鶴の台小学校	南区旭町 24-5
50	大野南	プラザシティ相模大野北	プラザシティ相模大野公園	南区相模大野 6-21
51	大野南	プラザシティ相模大野南	調整地広場	南区相模大野 6-23-19
52	大野南	文京東	大野南中学校	南区文京 1-10-1
53	大野南	文京中央	文京みどりの公園	南区文京 1-17
54	大野南	文京中央	文京公園	南区文京 2-15
55	大野南	相模上原団地	文京上原公園	南区文京 2-8
56	大野南	相模上原団地	谷口台小学校	南区文京 2-12-1
57	大野南	文京	文京 2 丁目公園	南区文京 2-10
58	大野南	文京	文京集会所	南区文京 2-15-5
59	大野南	睦会	文京集会所	南区文京 2-15-5
60	大野南	睦会	文京公園	南区文京 2-15
61	大野南	御園一丁目	御園一丁目子ども広場	南区御園 1-15
62	大野南	御園二丁目	御園二丁目自治会館	南区御園 2-6-25
63	大野南	御園みゆき台	御園公園	南区御園 3-19-1
64	大野南	御園西	御園公園	南区御園 3-19-1
65	大野中	大野台第一	大野台中央小学校	南区大野台 2-26-8
66	大野中	大野台第一	大野台小学校	南区大野台 8-1-15
67	大野中	大野台第一	大野台中学校	南区大野台 8-2-1
68	大野中	大野台第一	由野台中学校	中央区由野台 3-1-3
69	大野中	大野台第二	大野台こもれびふれあい広場	南区大野台 4-20-7 地先
70	大野中	大野台すみれ	自治会法人大野台すみれ自治会集会所	南区大野台 7-20-4
71	大野中	サンライフ相模大野台	集会場	南区大野台 2-7-1-117
72	大野中	コブ野村相模大野台	大野台 6 丁目公園第一公園	南区大野台 6-4
73	大野中	ガーデンポート相模大野台	みどり公園	南区大野台 6-4-1
74	大野中	ガーデンポート相模大野台	大野台中央小学校	南区大野台 2-26-8
75	大野中	グレイスタウン大野台	大野台一丁目きらきら公園	南区大野台 1-6

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
76	大野中	古淵	古淵ふれあい広場	南区古淵 1-1532
77	大野中	古淵	古淵南公園	南区古淵 3-4
78	大野中	古淵	古淵北公園	南区古淵 1-3
79	大野中	古淵	古淵児童館	南区古淵 1-34-26
80	大野中	ウイルススクエア・くじらの会	古淵西公園	南区古淵 2-1
81	大野中	ウイルススクエア・くじらの会	古淵西第2公園	南区古淵 2-12-3
82	大野中	ひのき台	古淵ひのき台公園	南区古淵 4-24-1
83	大野中	ひのき台	ひのき台子どもの広場	南区古淵 4-33-9
84	大野中	古淵むつみ	古淵むつみ子供の森広場	南区古淵 5-34-16
85	大野中	新淵	上長久保公園	南区古淵 3-14
86	大野中	新淵	大野小学校	南区古淵 3-21-2
87	大野中	新淵	新淵公園	南区古淵 3-32
88	大野中	新淵	市営斎場広場	南区古淵 5-26-11
89	大野中	新淵第二	しんふち児童館隣空地	南区古淵 5-27
90	大野中	グリーンハイツ	グリーンハイツ中央広場	南区鶴野森 1-28
91	大野中	グリーンハイツ町田	グリーンハイツ中央広場	南区鶴野森 1-28
92	大野中	ブリリアテラス町田プライドヴィレッジ	鶴野森1丁目つつじ第1公園	南区鶴野森 1-47
93	大野中	シーズガーデンパラディス町	鶴野森1丁目つつじ第1公園	南区鶴野森 1-47
94	大野中	シーズガーデンパラディス町	鶴野森1丁目つつじ第2公園	南区鶴野森 1-47
95	大野中	シーズガーデンパラディス町	鶴野森中学校	南区鶴野森 1-11-1
96	大野中	相模原リリエンハイム	柏木第一公園	南区鶴野森 1-30
97	大野中	相模原リリエンハイム	柏木第二公園	南区鶴野森 1-30
98	大野中	柏木	鹿島森公園	南区鶴野森 2-27
99	大野中	柏木	柏木公園	南区鶴野森 1-30
97	大野中	鶴野森団地	鹿島森公園	南区鶴野森 2-27
100	大野中	鶴野森	鶴野森ふれあい広場	南区鶴野森 3
101	大野中	鶴野森	鶴野森中学校グラウンド	南区鶴野森 1-11-1
102	大野中	若松	若松小学校	南区若松 2-22-1
103	大野中	若松	若松自治会館	南区若松 1-1-44
104	大野中	若松れんげ	若松小学校	南区若松 2-22-1
105	大野中	小沼	小沼西公園	南区若松 2-12
106	大野中	小沼	小沼東公園	南区若松 2-17

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
107	大野中	若沼	第一子ども広場	南区東大沼 2-32-4
108	大野中	若沼	若松小学校	南区若松 2-22-1
109	大野中	若沼	スーパー江戸や 駐車場	南区若松 3-48-23
110	大野中	東通り	東通り自治会館	南区若松 6-5-2
111	大野中	田園ハイツ	若松 6 丁目公園	南区若松 6-19
112	大野中	東大沼第一	慰霊塔広場	南区東大沼 1-17-1
113	大野中	東大沼中央	大沼小学校	南区東大沼 3-20-1
114	大野中	大沼	大沼自治会館	南区西大沼 5-3-12
115	大野中	大沼	大沼ふれあい広場	南区東大沼 4-18
116	大野中	大沼	大沼公会堂	南区西大沼 5-2-22
117	大野中	西一	西一自治会館	南区西大沼 1-20-4
118	大野中	西一	西大沼どんぐり公園	南区西大沼 1-29
119	大野中	西一	大野台小学校	南区大野台 8-1-15
120	大野中	西大沼二丁目	森林公園子ども広場	南区西大沼 2-47
121	大野中	西大沼二丁目	大野台小学校	南区大野台 8-1-15
122	大野中	西大沼中央	西大沼中央公園	南区西大沼 3-5-23
123	麻溝	大下	清水寺	南区下溝 1457
124	麻溝	大下	下溝八幡神社	南区下溝 1479
125	麻溝	谷戸	麻溝小学校	南区下溝 713
126	麻溝	上庭	上庭自治会館	南区下溝 1130
127	麻溝	下庭	麻溝小学校	南区下溝 713
128	麻溝	下庭	下庭自治会館	南区下溝 1056
129	麻溝	畑ヶ中	畑ヶ中自治会館	南区下溝 976-1
130	麻溝	中丸	中丸自治会館	南区下溝 532-6
131	麻溝	中丸	中丸公園	南区下溝 502
132	麻溝	堀之内	個人宅前	南区下溝
133	麻溝	松原	松原自治会館	南区下溝 1712-1
134	麻溝	大橋	下溝八幡宮境内子ども広場	南区下溝 1479
135	麻溝	西堀	下溝西堀公園	南区下溝 957-15
136	麻溝	新屋敷	新屋敷自治会館	南区下溝 853
137	麻溝	新屋敷	新屋敷子ども広場	南区下溝 1980-2
138	麻溝	下原上	下原公会堂	南区下溝 2067
139	麻溝	下原下	下原公会堂	南区下溝 2067



No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
140	麻溝	上中丸	上中丸公園	南区下溝 320
141	麻溝	古山（上）	袋沢 1 号公園	南区下溝 2568-3
142	麻溝	古山（上）	古山公会堂裏広場	南区下溝 2532
143	麻溝	古山（下）	袋沢 1 号公園	南区下溝 2568-3
144	麻溝	古山（下）	古山公会堂裏広場	南区下溝 2532
145	麻溝	原当麻上	夢の丘小学校	南区当麻 490-2
146	麻溝	原当麻上	県立相模原養護学校	南区当麻 814
147	麻溝	原当麻上	くぼういん公園	南区当麻 879
148	麻溝	原当麻上	あざみがや公園	南区当麻 1123-1
149	麻溝	原当麻上	横浜水道みち	南区当麻 1105-5
150	麻溝	原当麻下	麻溝小学校	南区下溝 713
151	麻溝	原当麻下	県立相模原養護学校	南区当麻 814
152	麻溝	原当麻下	光明学園職員駐車場	南区当麻 870-3
153	麻溝	原当麻下	観心寺	南区当麻 774
154	麻溝	原当麻下	当麻東原公園	南区当麻 840
155	麻溝	芹沢	光明学園職員駐車場	南区当麻 870-3
156	麻溝	芹沢	当麻山無量光寺境内	南区当麻 578
157	麻溝	市場	市場自治会館	南区当麻 1
158	麻溝	当麻	当麻山無量光寺境内	南区当麻 578
159	麻溝	古山台	三ノ原公園	南区北里 1-8-1
160	麻溝	さいごが丘	広域水道企業団社宅跡の西側広場	南区下溝 3108
161	新磯	上磯部上	上磯部自治会館	南区磯部 1389-1
162	新磯	上磯部中	上磯部自治会館	南区磯部 1389-1
163	新磯	上磯部下	上磯部自治会館	南区磯部 1389-1
164	新磯	上磯部山谷上	相陽中学校	南区磯部 1540
165	新磯	上磯部山谷下	相陽中学校	南区磯部 1540
166	新磯	上磯部西ヶ谷戸	上磯部自治会館	南区磯部 1389-1
167	新磯	下磯部四ッ谷上	能徳寺	南区磯部 425
168	新磯	下磯部四ッ谷下	能徳寺	南区磯部 425
169	新磯	下磯部中部	御嶽神社	南区磯部 951
170	新磯	下磯部中部	下磯部中部こども広場	南区磯部 1333-1
171	新磯	下磯部東の上	東こども広場	南区磯部 1082-1
172	新磯	下磯部東の下	子供広場	南区磯部 930

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
173	新磯	下磯部上の原	新磯ふれあい広場	南区磯部 1158-2
174	新磯	すずかけ台	磯部雨水調整池南側	南区磯部 1310
175	新磯	勝坂上	勝坂こども広場	南区磯部 1698-1
176	新磯	勝坂下	勝坂こども広場	南区磯部 1698-1
177	新磯	勝坂東	勝坂こども広場	南区磯部 1698-1
178	新磯	勝坂東	相陽中学校	南区磯部 1540
179	新磯	勝坂東	新磯小学校	南区磯部 1028-5
180	新磯	勝坂西	勝坂こども広場	南区磯部 1698-1
181	新磯	勝坂南	勝坂こども広場	南区磯部 1698-1
182	新磯	新戸大河原	相模川左岸第2堤防火の見やぐら 付近	南区新戸 655
183	新磯	新戸河原東	相模川左岸第2堤防火の見やぐら 付近	南区新戸 655
184	新磯	新戸南町	長谷川電機店前	南区新戸 1936
185	新磯	新戸西	個人宅（空地）	南区新戸
186	新磯	新戸陣屋小路	新戸自治会館	南区新戸 2073-1
187	新磯	新戸東	新戸東自治会倉庫前	南区新戸 2138-1
188	新磯	新戸中央	新戸集会所前	南区新戸
189	新磯	新戸上新	新磯ふれあいセンター	南区新戸 2268-1
190	新磯	荒井耕地東	相模ロボット産業特区プレ実証 フィールド	南区新戸 2607-2
191	新磯	新戸荒井耕地西	自治会収納庫前	南区新戸 2512
192	新磯	新戸新道	旧県立新磯高等学校	南区新戸 2607-2
193	新磯	新戸相武台下	新戸山谷バス停北側	南区新戸 2146
194	新磯	新戸山谷	高橋駐車場	南区新戸 2097-1
195	新磯	新戸山谷	諏訪神社	南区新戸 3012
196	新磯	新戸釣瓶下	新戸釣瓶下公園	南区新戸 1882
197	新磯	南町パレス翔	立体駐車場前	南区新戸 1729
198	相模台	鶴ヶ丘	南台公園	南区南台 4-11
199	相模台	鶴ヶ丘	鶴の台公園	南区南台 2-8
200	相模台	鶴ヶ丘	南台6丁目公園	南区南台 6-3
201	相模台	相模原サニーハイツ	南台松風	南区南台 1-4-18
202	相模台	南大野	おださが北口公園	南区南台 3-20
203	相模台	鶴ヶ丘団地	鶴ヶ丘団地第一公園	南区南台 5-2
204	相模台	旭ヶ丘クラブ	旭ヶ丘東公園	南区南台 5-8

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
205	相模台	旭が丘クラブ	南台5丁目旭ヶ丘西公園	南区南台5-13
206	相模台	相模台	相模台ふれあい広場	南区相模台1-16
207	相模台	相模台	新磯野2丁目公園	南区新磯野2-4
208	相模台	青葉	相模台ふれあい広場	南区相模台1-16
209	相模台	青葉	相模台ライラック広場	南区相模台3-5-22
210	相模台	青葉	さがみの仲よし小道	南区相模台3丁目
211	相模台	みよし	相模台ライラック広場	南区相模台3-5-22
212	相模台	みよし	相模台南公園	南区相模台3-8-5
213	相模台	みよし	相模台四丁目公園	南区相模台4-14-1
214	相模台	相模台ハイツ	相模台5丁目公園	南区相模台5-12
215	相模台	相模野	若草公園	南区相模台6-20
216	相模台	相模野	ひばり公園	南区相模台7-28
217	相模台	相模野	若草自治会館	南区相模台6-5-18
218	相模台	相模野	ライオンズM前山口駐車場	南区相模台7-30
219	相模台	相模野	誠心第Ⅱ幼稚園園庭	南区相模台6-30
220	相模台	相模野	若草小学校校門前	南区新磯野2329
221	相模台	相模野	桜台小学校裏門前	南区相模台7-7-1
222	相模台	相模台団地分譲	相模台中学校	南区桜台20-1
223	相模台	相模台団地	相模台団地中央広場	南区相模台団地5-6
224	相模台	第一住宅	桜台公園	南区桜台13
225	相模台	桜台19番	管理組合集会所	南区桜台19-8
226	相模台	松原	松原自治会館	南区双葉1-8-8
227	相模台	双葉	双葉遊園地（横浜水道みち緑道上）	南区双葉2
228	相模台	双葉	双葉自治会館	南区相模台7-15-20
229	相模台	御園南	御園南自治会館	南区御園4-5-21
230	相模台	御園南	御園4丁目みなみ公園	南区御園4-8
231	相模台	御園五丁目	御園ふれあい広場	南区御園5-7-19
232	相模台	北里台	県立麻溝台高校	南区北里2-11-1
233	相模台	北里台	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
234	相模台	一青会	一青会自治会館	南区北里2-28-12
235	相模台	一青会	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
236	相模台	北里前	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1
237	相模台	振興	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
238	相模台	麻溝台	麻溝台自治会館広場	南区麻溝台 6-23-3
239	相模台	豊原	豊原自治会館前	南区麻溝台 7-25-8
240	相模台	豊原	若草小学校	南区新磯野 2329
241	相模台	溝上	溝上自治会館	南区麻溝台 7-27
242	相模台	溝上	ちびっ子広場	南区麻溝台 7-8
243	相模台	旭	横浜水道路緑地	南区麻溝台 6-26-4
244	相模台	旭	細谷ファーム駐車場	南区麻溝台 5-15-43
245	相模台	ハイム桜台	集会場	南区桜台 13-2
246	相武台	相武台前1の1	緑台小学校	南区新磯野 3-10
247	相武台	相武台前1の2	緑台小学校	南区新磯野 3-10
248	相武台	相武台前1の3	緑台小学校	南区新磯野 3-10
249	相武台	相武台前2の1	緑台小学校	南区新磯野 3-10
250	相武台	相武台前2の2	緑台小学校	南区新磯野 3-10
251	相武台	相武台前2の3	緑台小学校	南区新磯野 3-10
252	相武台	相武台前2の4	緑台小学校	南区新磯野 3-10
253	相武台	相武台前2の5	緑台小学校	南区新磯野 3-10
254	相武台	相武台前2の6	緑台小学校	南区新磯野 3-10
255	相武台	相武台前3の1	相武台1丁目公園	南区相武台 1-2
256	相武台	相武台前3の2	緑台小学校	南区新磯野 3-10
257	相武台	相武台前3の3	緑台小学校	南区新磯野 3-10
258	相武台	相武台前3の4	緑台小学校	南区新磯野 3-10
259	相武台	新磯野	もえぎ台小学校	南区新磯野 2-41-16
260	相武台	新磯野第二	もえぎ台小学校	南区新磯野 2-41-16
261	相武台	新磯野3丁目第一	緑台小学校	南区新磯野 3-10
262	相武台	相武台サンハイム	相武台サンハイム集会所	南区相武台 1-1-5
263	相武台	相武台サンハイム	相武台1丁目公園	南区相武台 1-2
264	相武台	サンヴェルジュ相武台	相武台1丁目公園	南区相武台 1-2
265	相武台	新磯野南	相武台小学校	南区相武台団地 2-5-1
266	相武台	新磯野北	新磯野南公園	南区新磯野 5-5-11
267	相武台	新磯野北	もえぎ台小学校	南区新磯野 2-41-16
268	相武台	新磯野北	相武台中学校	南区新磯野 5-1-10
269	相武台	相武台団地連合	団地内公園	南区相武台団地
270	相武台	相武台団地連合	プレイロット	南区相武台団地

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
271	相武台	相武台団地連合	センター前広場	南区相武台団地
272	相武台	相武台グリーンパーク連 合会	トリム広場	南区新磯野 4-2-5
273	相武台	相武台グリーンパーク連 合会	緑道公園	南区新磯野 4-3-1
274	相武台	相武台グリーンパーク連 合会	トリム広場	南区新磯野 4-4-3
275	相武台	相武台グリーンパーク連 合会	商店街広場	南区新磯野 4-5
276	相武台	相武台グリーンパーク連 合会	林間公園	南区新磯野 4-6-2
277	相武台	相武台グリーンパーク連 合会	緑道広場	南区新磯野 4-7-5
278	相武台	相武台グリーンパーク連 合会	新磯野公園	南区新磯野 4-8-2
279	東林	東林間	林間第2公園	南区東林間 2-11
280	東林	東林間	鶴の台小学校	南区南台 2-8
281	東林	東林間	林間公園	南区東林間 1-2
282	東林	東林間	松蔭公園	南区東林間 1-5
283	東林	東林間	林間第三公園	南区東林間 3-13
284	東林	東林間	林間第四公園	南区東林間 4-41
285	東林	東林間	東林小学校	南区相南 2-3-1
286	東林	東林間	東林公民館	南区相南 2-3-1
287	東林	東林間	4丁目ふれあいの森	南区東林間 4-24
288	東林	東林間	東林間児童館	南区東林間 4-37
289	東林	東林間	東林間テニスクラブ	南区上鶴間 6-6-9
290	東林	東林間	林間白笹公園	南区上鶴間 7-9
291	東林	東林間	三角公園	南区東林間 5-7
292	東林	東林間	上鶴間小学校	南区上鶴間 4-7-1
293	東林	東林間	上鶴間遊園地	南区上鶴間 8-6
294	東林	東林間	東林間ふれあい広場	南区上鶴間 8-10
295	東林	東林間	上鶴間中学校	南区上鶴間 4-14-1
296	東林	東林間	東林ふれあいの森	南区上鶴間 8-6
297	東林	東林間	東林中学校	南区上鶴間 8-21-1
298	東林	東林間	東林間さくら公園	南区上鶴間 7-3
299	東林	東林間	くぬぎ台小学校	南区上鶴間 5-7-1
300	東林	林間	さくら児童遊園	南区東林間 7-28
301	東林	南	東林みなみ公園	南区東林間 8-13

No.	地区	自治会名	一時避難場所	住所
302	東林	南	南自治会館	南区東林間 8-13-25
303	東林	相和	東林みなみ公園	南区東林間 8-13
304	東林	相和	相模カンツリ-倶楽部	大和市中央林間西 7-1-1
305	東林	松南	松が枝公園	南区松が枝町 11
306	東林	上鶴	東海大相模高等学校	南区相南 3-33
307	東林	ハイム相南	4号棟北側広場	南区相南 3-27
308	東林	翠ヶ丘	東林小学校	南区相南 2-3-1
309	東林	翠ヶ丘	翠ヶ丘公園	南区相南 2-11
310	東林	翠ヶ丘	相南ふれあい広場	南区相南 3-20
311	東林	ルネ東林間	東林間公園	南区上鶴間 5-6
312	東林	相模大野ハイツ	松蔭公園	南区東林間 1-15
313	東林	上鶴間	上鶴間小学校	南区上鶴間 4-7-1
314	東林	東林間コーポラスマンション	東林間コーポラス敷地内	南区東林間 4-39-3
315	東林	東林間コーポラスマンション	林間第四公園	南区東林間 4-41
316	東林	ライフコア	駐車場	南区上鶴間 7-8-1
317	東林	ライフコア東林間アネックス	東林白笹公園	南区上鶴間 7-9

※個人情報保護の観点から、個人の氏名及び住所は省略しています。

#### 4-4 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション一覧表【危機管理局、各区役所】

(令和5年4月現在)

##### ○一時滞在施設

	最寄り駅	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
公共施設	橋本	シティ・プラザはしもと (6階) (連絡先は消費生活総合センター)	緑区橋本 6-2-1	042-775-1779	042-775-1771
	橋本	杜のホールはしもと	緑区橋本 3-28-1 ミウヰ橋本 7・8階	042-775-3811	042-700-2666
	相模原	相模原市民ギャラリー	中央区相模原 1-1-3 セレオ相模原 4階	042-776-1262	042-776-1895
	矢部	青少年学習センター	中央区矢部新町 3-15	042-751-0091	042-751-0092
	相模大野	相模女子大学グリーンホール (相模原市文化会館)	南区相模大野 4-4-1	042-749-2200	042-749-2772
	相模大野	神奈川県立相模原中等教育学校	南区相模大野 4-1-1	042-749-1279	042-740-2852
	相模大野	神奈川県立神奈川総合産業高等学校	南区文京 1-11-1	042-742-6111	042-740-2851
	上溝	市立総合水泳場 (さがみはらグリーンプール)	中央区横山 5-11-1	042-758-3151	042-758-3127
	相武台下	れんげの里あらいそ	南区新戸 2268-1	046-255-1311	046-255-1361
	相模原	市立産業会館 ※駅周辺の一時的滞在施設の状況により開設	中央区中央 3-12-1	042-768-2311	042-769-5613
	民間施設	橋本	橋本パークホテル	緑区橋本 3-4-4	042-774-6112
橋本		セレモニーホール永田屋	緑区橋本 8-1-1	042-772-2554	042-773-2565
矢部		永田屋富士見斎場	中央区富士見 3-1-1	042-772-2554	042-773-2565
淵野辺		桜美林大学プラネット淵野辺キャンパス	中央区淵野辺 4-16-1	042-704-7011	—
古淵		ブックオフ (研修センター)	南区古淵 2-14-20	042-769-1513	042-769-2013
古淵		アパホテル (相模原 古淵駅前)	南区古淵 3-9-8	042-757-6551	042-757-6055
小田急相模原		メモリアルハウス 小田急相模原	南区南台 3-8-1	042-772-2554	042-773-2565

○災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧（個別対応分は神奈川県内分のみを記載）

九都県市対応分		個別対応分（神奈川県内）	
No.	協定の相手方	No.	協定の相手方
1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	29	神奈川県石油業協同組合
2	山崎製パン株式会社	30	日産自動車株式会社
3	株式会社ファミリーマート	31	神奈川日産自動車株式会社
4	ミニストップ株式会社	32	日産プリンス神奈川販売株式会社
5	株式会社ローソン	33	株式会社日産サテオ湘南
6	株式会社吉野家	34	神奈川県理容生活衛生同業組合
7	株式会社ポプラ	35	浄土真宗本願寺派東京教区神奈川組
8	山田食品産業株式会社	36	浄土真宗本願寺派東京教区鎌倉組
9	株式会社セブン&アイフードシステムズ	37	神奈川県美容業生活衛生同業組合
10	ロイヤルフードサービス（株）	38	神奈川トヨタ自動車株式会社
11	株式会社モスフードサービス	39	生活協同組合ユーコープ
12	株式会社荳番屋	40	株式会社横浜調剤薬局
13	ワタミ株式会社	41	株式会社東戸塚調剤薬局
14	チムニー株式会社	42	株式会社横浜菊名薬局
15	株式会社第一興商	43	生活クラブ生活協同組合・神奈川
16	株式会社B&V	44	横浜北生活クラブ生活協同組合
17	サガミレストラン株式会社	45	横浜みなみ生活クラブ生活協同組合
18	味の民芸フードサービス株式会社	46	かわさき生活クラブ生活協同組合
19	埼玉県カラオケ業防犯協力会	47	湘南生活クラブ生活協同組合
20	千葉県カラオケ事業者防犯協会	48	さがみ生活クラブ生活協同組合
21	東京カラオケボックス事業者防犯協力会	49	生活協同組合うらが CO-OP
22	神奈川県カラオケボックス協会	50	全日本海員生活協同組合
23	サトフードサービス株式会社	51	株式会社村内外車センター
24	株式会社ダスキン	52	神奈川県遊技場協同組合
25	タリーズコーヒージャパン株式会社	53	A I Rオートクラブ神奈川ブロック
26	株式会社ストロベリーコーンズ	54	株式会社関東マツダ
27	株式会社オートボックスセブン	55	株式会社ホンザン
28	ケアパートナー株式会社		



## 4-5 広域応援活動拠点等一覧表【危機管理局・総務局・消防局】

(令和5年4月現在)

### 1 進出拠点

No	拠点施設名	所在地
1	原宿公園	緑区原宿南 1-17
2	さがみ湖プレジャーフォレスト駐車場	緑区若柳 1634
3	旧県立相模原総合高等学校	緑区大島 1226
4	キャンプ淵野辺留保地多目的広場	中央区弥栄 3-3883-4
5	下溝防災消防訓練場	南区下溝 3042-2
6	相模原ギオンスタジアム一帯	南区下溝 4169
7	旧県立相模原青陵高等学校	南区新磯野 468
8	県立上鶴間高等学校	南区上鶴間本町 9-31-1
9	県立相模原弥栄高等学校	中央区弥栄 3-1
10	神奈川県津久井合同庁舎	緑区中野 937-2

・進出拠点とは、県外の広域応援部隊が進出の目標とする拠点をいう。

### 2 広域応援活動拠点等

No.	拠点施設名	所在地
1	原宿公園	緑区原宿南 1-17
2	さがみ湖プレジャーフォレスト駐車場	緑区若柳 1634
3	相模湖林間公園	緑区若柳 1432-2
4	名倉グラウンド	緑区名倉 1000
5	(一社) 全国警備業協会研修センターふじの	緑区名倉 2310
6	旧県立相模原総合高等学校(※)	緑区大島 1226
7	県立相模原城山高等学校	緑区城山 1-26-1
8	県立橋本高等学校	緑区橋本 8-8-1
9	県立相原高等学校	緑区橋本台 4-2-1
10	キャンプ淵野辺留保地多目的広場	中央区弥栄 3-3883-4
11	(独) 国民生活センター	中央区弥栄 3-1-1
12	県立相模原高等学校	中央区横山 1-7-20
13	東急スポーツオアシス相模原店	中央区中央 2-12-18
14	県立相模田名高等学校	中央区田名 6786-1
15	県立上溝南高等学校	中央区上溝 269
16	下溝防災消防訓練場	南区下溝 3042-2
17	相模原ギオンスタジアム一帯	南区下溝 4169
18	相模原麻溝公園一帯	南区麻溝台 2317-1
19	県立麻溝台高等学校	南区北里 2-11-1
20	旧県立相模原青陵高等学校(※)	南区新磯野 468
21	県立上鶴間高等学校 (※)	南区上鶴間本町 9-31-1
22	県立神奈川総合産業高等学校	南区文京 1-11-1
23	県立相模原中等教育学校	南区相模大野 4-1-1

・広域応援活動拠点とは、県外の広域応援部隊の活動拠点となる施設(宿泊等の用途)をいう。

・(※)は、ヘリサイン設置施設を表す。

#### 4-6 後方医療機関一覧表【健康福祉局】

(令和5年4月現在)

##### 1. 災害拠点病院

二次保健医療圏	病院名	所在地	電話番号
相模原	北里大学病院	南区北里 1-15-1	042-778-8111
相模原	相模原協同病院	緑区橋本台 4-3-1	042-761-6020
相模原	相模原赤十字病院	緑区中野 256	042-784-1101

##### 2. 地域救護病院

二次保健医療圏	病院名	所在地	電話番号
相模原	丘整形外科病院	南区新磯野 2-7-10	042-748-1201
相模原	さがみ林間病院	南区上鶴間 7-9-1	042-742-3577
相模原	総合相模更生病院	中央区小山 3429	042-752-1808
相模原	さがみ仁和会病院	中央区相模原 4-11-4	042-755-2133
相模原	独立行政法人国立病院機構相模原病院	南区桜台 18-1	042-742-8311
相模原	森下記念病院	南区東林間 4-2-18	042-742-5055
相模原	相模原中央病院	中央区富士見 6-4-20	042-754-2211
相模原	独立行政法人地域医療機能推進機構相模野病院	中央区淵野辺 1-2-30	042-752-2025
相模原	淵野辺総合病院	中央区淵野辺 3-2-8	042-754-2222
相模原	黒河内病院	南区豊町 17-36	042-742-0211
相模原	森田病院	緑区三ヶ木 627	042-784-4114
相模原	晃友脳神経外科眼科病院	緑区大島 1605-1	042-761-2100

※さがみ林間病院、独立行政法人国立病院機構相模原病院は、県が指定する災害協力病院を兼ねる。

#### 4-7 救援物資受入れ拠点一覧表【環境経済局】

(令和5年4月時点)

	名称	所在地
地域内輸送拠点 (※)	相模原市救援物資集積・配送センター	中央区小町通 2-2-19
	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)	中央区弥栄 3-1-6
	GLPアルファリンク相模原	中央区田名 3700-1
	相模原市立勤労者総合福祉センター (サンエールさがみはら)	緑区西橋本 5-4-20
	相模原市立北相中学校体育館	緑区与瀬 1019-5
	市体育館	中央区富士見 1-2-15

※「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点（国等から供給される物資を受け入れる拠点）から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。

#### 4-8 学校給食施設及び炊き出し物品保有施設一覧表【教育局】

(令和5年4月時点)

学校名等	燃料	炊飯器具の種類	台数	1回の炊き出し食数/1H	所在地	電話
上溝学校給食センター	プロパンガス	85kg釜 連続炊飯器	2	570	中央区上溝1880-8	042-786-2022
			1	2,030		
城山学校給食センター	プロパンガス	75kg釜 (蒸気釜)	6	1,230	緑区川尻1673-1	042-782-3094
津久井学校給食センター	灯油	60kg釜 (蒸気釜)	5	950	緑区根小屋1457	042-784-0522
新磯小学校	プロパンガス	55kg釜 炊飯器	5	850	南区磯部1028-5	046-251-0214
			2	300		
麻溝 "	"	55kg釜 炊飯器	6	1,020	南区下溝713	042-778-0259
			2	300		
田名 "	"	"	6	840	中央区田名5091-1	042-762-0170
			2	300		
上溝 "	"	"	5	700	中央区上溝7-6-1	042-762-0024
			2	300		
星が丘 "	都市ガス	55kg釜 炊飯器	6	1,020	中央区星が丘3-1-6	042-754-6000
			2	300		
大沢 "	プロパンガス	45kg釜 炊飯器	6	840	緑区大島1566	042-761-2611
			2	300		
旭 "	"	"	5	700	緑区橋本6-15-27	042-772-0536
			1	150		
向陽 "	"	55kg釜 炊飯器	6	1,020	中央区向陽町8-33	042-752-1309
			2	300		
相原 "	"	45kg釜 炊飯器	5	700	緑区相原4-13-14	042-771-2351
			1	150		
大野 "	"	55kg釜 炊飯器	5	850	南区古淵3-21-2	042-742-3226
			2	300		
淵野辺 "	都市ガス	55kg釜 炊飯器	6	1,020	中央区淵野辺4-6-22	042-752-2044
			2	300		
南大野 "	プロパンガス	45kg釜 炊飯器	5	700	南区上鶴間1-5-1	042-742-2674
			1	150		
谷口台 "	都市ガス	55kg釜 炊飯器	5	850	南区文京2-12-1	042-742-2418
			2	300		
中央 "	"	45kg釜 炊飯器	6	840	中央区富士見1-3-22	042-753-0727
			2	300		
清新 "	プロパンガス	55kg釜 炊飯器	6	1,020	中央区清新3-16-6	042-753-0600
			3	450		
相模台 "	"	45kg釜 炊飯器	6	840	南区南台6-5-1	042-744-1439
			2	300		
東林 "	"	"	5	700	南区相南2-3-1	042-742-9579
			2	300		
相武台 "	都市ガス	"	5	700	南区相武台団地2-5-1	046-251-2329
			1	150		
光が丘 "	"	"	6	840	中央区光が丘2-19-1	042-753-2285
			1	150		
大沼 "	"	45kg釜 55kg釜 炊飯器	1	140	南区東大沼3-20-1	042-743-5250
			4	680		
			2	300		
桜台 "	"	45kg釜 炊飯器	6	840	南区相模台7-7-1	042-742-3674
			1	150		
上鶴間 "	"	"	6	840	南区上鶴間4-7-1	042-743-9870
			2	300		
横山 "	プロパンガス	45kg釜 55kg釜 炊飯器	2	280	中央区横山台2-35-1	042-754-8712
			3	510		
			2	300		
鶴の台 "	都市ガス	45kg釜 炊飯器	6	840	南区旭町24-5	042-745-5611
			2	300		
鹿島台小学校	プロパンガス	45kg釜 炊飯器	5	700	南区上鶴間本町1-9-1	042-745-7193
			1	150		

学校名等	燃料	炊飯器具の種類	台数	1回の炊き出し 食数/1H	所在地	電話
緑台 "	"	"	5 1	700 150	南区新磯野3-10-23	046-253-2004
橋本 "	都市ガス	5.5kg釜 炊飯器	6 2	1,020 300	緑区橋本1-12-20	042-773-1671
作の口 "	プロパンガス	4.5kg釜 炊飯器	6 2	840 300	緑区下九沢459-1	042-761-1271
大野北 "	都市ガス	4.5kg釜 炊飯器	6 2	840 300	中央区淵野辺2-34-1	042-755-4841
鶴園 "	プロパンガス	"	6 2	840 300	南区上鶴間本町7-8-1	042-746-6681
くぬぎ台 "	都市ガス	"	5 1	700 150	南区上鶴間5-7-1	042-746-0811
双葉 "	プロパンガス	"	5 1	700 150	南区双葉1-2-15	042-746-0621
陽光台 "	"	"	5 1	700 150	中央区陽光台1-15-1	042-755-7011
若草 "	"	"	5 1	700 150	南区新磯野2329	042-746-4644
上溝南 "	"	4.5kg釜 5.5kg釜 炊飯器	2 3 2	280 510 300	中央区上溝782-1	042-778-3326
大島 "	"	5.5kg釜 炊飯器	5 2	850 300	緑区大島1121-19	042-762-6121
二本松 "	"	4.5kg釜 5.5kg釜 炊飯器	3 2 2	420 340 300	緑区二本松2-9-1	042-773-5131
田名北 "	"	5.5kg釜 炊飯器	5 2	850 300	中央区田名1932-1	042-761-2627
弥栄 "	"	4.5kg釜 炊飯器	5 1	700 150	中央区弥栄3-1-10	042-755-3119
青葉 "	"	"	6 1	840 150	中央区並木4-8-4	042-754-6310
大野台中央 "	"	"	6 2	840 300	南区大野台2-26-8	042-755-0022
宮上 "	"	4.5kg釜 5.5kg釜 炊飯器	5 1 2	700 170 300	緑区橋本4-11-1	042-773-8700
九沢 "	"	"	4 2 2	560 340 300	緑区大島1859-3	042-763-1801
谷口 "	都市ガス	4.5kg釜 炊飯器	5 1	700 150	南区上鶴間本町5-13-1	042-748-9151
淵野辺東 "	プロパンガス	5.5kg釜 炊飯器	5 2	850 300	中央区東淵野辺3-17-1	042-759-0377
若松 "	"	4.5kg釜 炊飯器	5 1	700 150	南区若松2-22-1	042-748-5813
新宿 "	"	"	5 1	700 150	中央区田名7019	042-761-0811
当麻田 "	"	"	5 1	700 150	緑区相原1-14-1	042-773-2715
もえぎ台 "	"	"	6 1	840 150	南区新磯野2-41-16	042-746-8877
夢の丘 "	"	"	6 2	840 300	南区当麻490-2	042-777-5800
富士見 "	都市ガス	4.5kg釜 5.5kg釜 炊飯器	1 5 2	140 850 300	中央区富士見2-4-1	042-750-8500
小山 "	都市ガス	4.5kg釜 5.5kg釜 炊飯器	1 5 2	140 850 300	中央区小山4-3-2	042-775-1700
共和 "	※プロパンガス	4.5kg釜	1	140	中央区高根1-16-13	042-753-2286
大野台小学校	※プロパンガス	4.5kg釜	1	140	南区大野台8-1-15	042-756-1210
並木 "	"	"	1	140	中央区並木2-16-1	042-756-3010

学校名等	燃料	炊飯器具の種類	台数	1回の炊き出し食数/1H	所在地	電話
相陽中学校	〃	〃	1	140	南区磯部1540	042-778-0330
上溝 〃	〃	〃	1	140	中央区横山5-19-54	042-755-3711
田名 〃	〃	〃	1	140	中央区田名5250-1	042-762-0169
大沢 〃	〃	〃	1	140	緑区大島1800	042-761-2612
旭 〃	〃	〃	1	140	緑区橋本1-12-15	042-772-0235
大野北 〃	〃	〃	1	140	中央区淵野辺2-8-40	042-752-2022
大野南 〃	〃	〃	1	140	南区文京1-10-1	042-742-3704
相模台 〃	〃	〃	1	140	南区桜台20-1	042-742-6411
清新 〃	〃	〃	1	140	中央区清新8-5-1	042-754-9443
上鶴間 〃	〃	〃	1	140	南区上鶴間4-14-1	042-743-9881
麻溝台 〃	〃	〃	1	140	南区麻溝台4-12-1	042-745-7197
共和 〃	〃	〃	1	140	中央区共和1-3-10	042-756-3012
緑が丘 〃	〃	〃	1	140	中央区緑が丘1-28-1	042-755-4842
大野台 〃	〃	〃	1	140	南区大野台8-2-1	042-755-4843
相武台 〃	〃	〃	1	140	南区新磯野5-1-10	042-746-6201
谷口 〃	〃	〃	1	140	南区上鶴間本町4-13-43	042-743-2234
中央 〃	〃	〃	1	140	中央区富士見1-3-17	042-755-0071
新町 〃	〃	〃	1	140	南区相模大野9-14-1	042-742-0036
弥栄 〃	〃	〃	1	140	中央区弥栄3-1-7	042-758-0252
相原 〃	〃	〃	1	140	緑区橋本8-12-1	042-773-1451
上溝南 〃	〃	〃	1	140	中央区上溝2322-2	042-763-0155
小山 〃	〃	〃	1	140	中央区小山4-3-1	042-773-3180
若草 〃	〃	〃	1	140	南区新磯野2046	042-748-5788
由野台 〃	〃	〃	1	140	中央区由野台3-1-3	042-758-3383
内出 〃	〃	〃	1	140	緑区下九沢2845	042-761-0818
鶴野森 〃	〃	〃	1	140	南区鶴野森1-11-1	042-743-2292
東林 〃	〃	〃	1	140	南区上鶴間8-21-1	042-749-1175
合計	85施設	都市ガス プロパンガス 灯油	118 292 5	64,510	1次対応（釜）による炊き出し（炊飯器分を除く） （炊き出し袋による）48,630食/1H 2次対応（握り飯による炊き出し） 64,510食/1H	

\* 「※プロパンガス」は、まき炊き兼用。

(1回の炊き出し能力)	45kg釜	白米20kgにより、炊飯後45kg	140人分
	55kg釜	白米25kgにより、炊飯後55kg	170人分
	75kg釜	白米30kgにより、炊飯後65kg	205人分
	85kg釜	白米40kgにより、炊飯後90kg	285人分
	115kg釜	白米55kgにより、炊飯後120kg	380人分
	炊飯器	白米21kgにより、炊飯後48kg	150人分
	一人当たり	140g/食（炊飯後315g/食）	

4-9 多数遺体収容施設一覧表【市民局、健康福祉局、各区役所、教育局】

(令和5年4月現在)

名 称	所 在 地	電 話
総 合 体 育 館	南区麻溝台2284-1	042-748-1781
北 総 合 体 育 館	緑区下九沢2368-1	042-763-7711
串 川 地 域 セ ン タ ー	緑区青山1012	042-784-2604 (串川出張所)
千 木 良 公 民 館	緑区千木良991 - 1	042-684-4349

## 5 物資・復旧資機材





## 5-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表【危機管理局、各区役所、教育局】

(令和5年4月現在)

### 【一般倉庫】

No.	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	構造	設置年月	備考
1	上溝防災備蓄倉庫	中央区横山5-4700-21	132	鉄骨プレハブ造	S 57.2	
2	緑が丘分署防災備蓄倉庫	中央区緑が丘1-32-25	358	RC	S 57.4	
3	南区合同庁舎防災備蓄倉庫	南区相模大野5-31-1	60	RC	S 58.9	
4	淵野辺水防防災備蓄倉庫	中央区淵野辺4-3-11	98	RC	S 61.3	水防倉庫併設
5	市立相模原球場 (サーティーフォー相模原球場) 防災備蓄倉庫	中央区弥栄3-1-6	278	RC	S 62.4	広域避難場所対応倉庫共用
6	消防局防災備蓄倉庫	中央区中央2-2-15	25	SRC	H 24	
7	大沢防災備蓄倉庫	緑区上九沢268-2	230	RC	H 9.3	消防団部詰所併設
8	南台防災備蓄倉庫	南区南台4-11	288	RC	H 16.3	
9	新磯分署防災備蓄倉庫	南区磯部1229-1	210	RC	H 18.3	
10	三井防災備蓄倉庫	緑区三井352-4	154	鉄骨造	H 26.3	
11	市救援物資集積・配送センター 内防災備蓄倉庫	中央区小町通2-2-19	549	鉄骨造	H 28.3	市救援物資集積・配送センターの一部
12	吉野郵便局内防災備蓄倉庫	緑区吉野279	21	-	R3.9	吉野郵便局2階の1室

### 【広域避難場所対応倉庫】

No.	広域避難場所	倉庫設置場所	面積(m <sup>2</sup> )	構造	設置年月	備考
1	在日米陸軍相模総合補給廠(野積場)	中央区向陽町8-1(小山公民館)	14.4	コンテナ	S 61.11	
2	淵野辺公園一帯	中央区弥栄3-1-6(相模原球場)	14.0	RC	S 62.4	※1
3	相模原ゴルフクラブ	南区大野台4-30-1	14.4	コンテナ	S 59.8	
4	在日米陸軍キャンプ座間内	南区新磯野2-51-1(相武台分署)	14.4	コンテナ	S 60.8	
5	相模カントリー倶楽部	南区東林間7-35-25(東林分署)	14.7	コンテナ	S 57.12	
6	横山公園・上溝中学校	中央区横山5-11-50(横山公園)	30.0	RC	H 9.5	プール建物
7	鹿沼公園	中央区鹿沼台2-15	14.4	コンテナ	S 59.8	
8	相模女子大学一帯	南区文京2-12-1(谷口台小学校)	14.0	鉄骨造	H 9.3	※2
9	橋本高等学校・相原中学校	緑区橋本8-8-1(橋本高等学校)	14.7	コンテナ	S 57.12	
10	小山中学校・小山公園一帯	中央区小山4-1(小原公園)	14.4	コンテナ	H 2.2	
11	県立相模原公園一帯	南区麻溝台2317-1(麻溝公園)	14.4	コンテナ	S 63.1	
12	(独)国立病院機構相模原病院一帯	南区相模台7-7-1(桜台小学校)	14.0	鉄骨造	H 12.3	※2
13	さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	南区新戸2607-2	14.4	コンテナ	H 5.7	
14	上溝南高等学校	中央区上溝269	14.4	コンテナ	H 4.8	
15	相模田名高等学校	中央区田名6786-1	14.4	コンテナ	H 12.12	
16	上鶴間小・中学校	南区上鶴間4-14-1(上鶴間中学校)	14.4	コンテナ	H 14.3	
17	古淵鵜野森公園	南区鵜野森1-25-1	14.4	コンテナ	H 16.3	

No.	広域避難場所	倉庫設置場所	面積(m <sup>2</sup> )	構造	設置年月	備考
No.	広域避難場所	倉庫設置場所	面積(m <sup>2</sup> )	構造	設置年月	備考
18	青野原グラウンド	緑区青野原2118	14.4	コンテナ	H 25.3	※3
19	県立城山高等学校・中沢中学校	緑区城山2-7-1 (中沢中学校)	14.4	コンテナ	H 25.3	※3
20	串川小学校・串川中学校	緑区長竹850-1 (串川グラウンド)	14.4	コンテナ	H 26.3	※3
21	旧鳥屋小学校・鳥屋学園	緑区鳥屋1064 (鳥屋出張所)	14.4	コンテナ	H 26.3	※3
22	内郷小学校・内郷グラウンド	緑区寸沢嵐823 (内郷グラウンド)	13.4	コンテナ	H 26.3	※3
23	北相中学校	緑区与瀬884 (与瀬グラウンド)	14.4	コンテナ	H 26.3	※3
24	藤野中学校	緑区小沢2082	5.8	コンテナ	H 26.3	※3
25	名倉グラウンド	相模原市緑区名倉1000	5.8	コンテナ	H 26.3	※3

※1⇒一般防災倉庫共用 (球場建物内倉庫278m<sup>2</sup>の内14m<sup>2</sup>) ※2⇒避難所倉庫共用 (44m<sup>2</sup>の内14m<sup>2</sup>)

※3⇒他で使用していたコンテナ倉庫を転用したもの。

### 【避難所倉庫】 (相模原地区)

No.	学校名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	構造	設置年度
1	星が丘小学校	中央区星が丘3-1-6	約30	R C	H 8
2	共和小学校	中央区高根1-16-13	〃	〃	〃
3	内出中学校	緑区下九沢2845	〃	〃	〃
4	大沢中学校	緑区大島1800	〃	〃	〃
5	田名中学校	中央区田名5250-1	〃	〃	〃
6	相陽中学校	南区磯部1540	〃	〃	〃
7	若草中学校	南区新磯野2046	〃	〃	〃
8	小山中学校	中央区小山4-3-1	〃	軽量鉄骨造	〃
9	清新中学校	中央区清新8-5-1	〃	〃	〃
10	中央小学校	中央区富士見1-3-22	〃	〃	〃
11	青葉小学校	中央区並木4-8-4	〃	〃	〃
12	橋本小学校	緑区橋本1-12-20	〃	〃	〃
13	相原中学校	緑区橋本8-12-1	〃	〃	〃
14	淵野辺小学校	中央区淵野辺4-6-22	〃	〃	〃
15	大野小学校	南区古淵3-21-2	〃	〃	〃
16	谷口台小学校	南区文京2-12-1	〃	〃	〃
17	鹿島台小学校	南区上鶴間本町1-9-1	〃	〃	〃
18	上溝南中学校	中央区上溝2322-2	〃	〃	〃
19	上鶴間小学校	南区上鶴間4-7-1	〃	〃	〃
20	光が丘小学校	中央区光が丘2-19-1	約61	余裕教室	〃
21	大野台中学校	南区大野台8-2-1	〃	〃	〃
22	相武台小学校	南区相武台団地2-5-1	約32	〃	〃
23	東林小学校	南区相南2-3-1	約41	〃	〃
24	旭中学校	緑区橋本1-12-15	約30	R C	H 9
25	鶴野森中学校	南区鶴野森1-11-1	〃	〃	〃
26	上溝中学校	中央区横山5-19-54	〃	〃	〃

No.	学校名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
27	もえぎ台小学校	南区新磯野2-41-16	〃	〃	〃
28	東林中学校	南区上鶴間8-21-1	約30	軽量鉄骨造	H 9
29	弥栄小学校	中央区弥栄3-1-10	〃	〃	〃
30	若松小学校	南区若松2-22-1	〃	〃	〃
31	鶴の台小学校	南区旭町24-5	〃	〃	〃
32	大島小学校	緑区大島1121-19	〃	〃	〃
33	新宿小学校	中央区田名7019	〃	〃	〃
34	大沼小学校	南区東大沼3-20-1	約33	余裕教室	〃
35	大野台小学校	南区大野台8-1-15	約46	〃	〃
36	作の口小学校	緑区下九沢459-1	約31	〃	〃
37	麻溝台中学校	南区麻溝台4-12-1	約26	〃	〃
38	上鶴間中学校	南区上鶴間4-14-1	約30	〃	〃
39	くぬぎ台小学校	南区上鶴間5-7-1	約23	〃	〃
40	田名小学校	中央区田名5091-1	約35	体育館併設RC造	H10
41	緑が丘中学校	中央区緑が丘1-28-1	約30	R C	〃
42	共和中学校	中央区共和1-3-10	〃	〃	〃
43	中央中学校	中央区中央1-3-17	〃	軽量鉄骨造	〃
44	並木小学校	中央区並木2-16-1	〃	〃	〃
45	宮上小学校	緑区橋本4-11-1	〃	〃	〃
46	淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3-17-1	〃	〃	〃
47	谷口小学校	南区上鶴間本町5-13-1	〃	〃	〃
48	九沢小学校	緑区大島1859-3	〃	〃	〃
49	双葉小学校	南区双葉1-2-15	〃	〃	〃
50	緑台小学校	南区新磯野3-10-23	〃	〃	〃
51	相原小学校	緑区相原4-13-14	〃	R C	H11
52	南大野小学校	南区上鶴間1-5-1	〃	〃	〃
53	二本松小学校	緑区二本松2-9-1	〃	軽量鉄骨造	〃
54	鶴園小学校	南区上鶴間本町7-8-1	〃	〃	〃
55	谷口中学校	南区上鶴間本町4-13-43	〃	〃	〃
56	大沢小学校	緑区大島1566	〃	〃	〃
57	上溝小学校	中央区上溝7-6-1	〃	〃	〃
58	麻溝小学校	南区下溝713	〃	〃	〃
59	新磯小学校	南区磯部1028-5	〃	〃	〃
60	桜台小学校	南区相模台7-7-1	〃	〃	〃
61	清新小学校	中央区清新3-16-6	約 29	体育館併設	H12
62	弥栄中学校	中央区弥栄3-1-7	約 30	軽量鉄骨造	〃
63	陽光台小学校	中央区陽光台1-15-1	〃	〃	〃
64	旭小学校	緑区橋本6-15-27	〃	〃	〃
65	当麻田小学校	緑区相原1-14-1	〃	〃	〃

No.	学校名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
66	大野台中央小学校	南区大野台2-26-8	〃	〃	〃
67	田名北小学校	中央区田名1932-1	約30	軽量鉄骨造	H12
68	上溝南小学校	中央区上溝782-1	〃	〃	〃
69	富士見小学校	中央区富士見2-4-1	約32	体育館併設	H13
70	夢の丘小学校	南区当麻490-2	約34	〃	〃
71	横山小学校	中央区横山台2-35-1	約30	軽量鉄骨造	〃
72	若草小学校	南区新磯野2329	〃	〃	〃
73	小山小学校	中央区小山4-3-2	約56	体育館併設	H14
74	相模台中学校	南区新磯野5-1-10	約30	〃	〃
75	向陽小学校	中央区向陽町8-33	〃	軽量鉄骨造	〃
76	大野北中学校	中央区淵野辺2-8-40	〃	〃	〃
77	相模台小学校	南区南台6-5-1	〃	〃	〃
78	大野南中学校	南区文京1-10-1	約53	校舎併設・旧機械室	H16
79	大野北小学校	中央区淵野辺2-34-1	約30	軽量鉄骨造	〃
80	新町中学校	南区相模大野9-14-1	〃	〃	H21
81	由野台中学校	中央区由野台3-1-3	〃	〃	H22
82	相模台中学校	南区桜台20-1	〃	〃	H23

【防災備蓄倉庫（          は避難所倉庫）】（城山地区）

No.	設置箇所名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
1	城山保健福祉センター	緑区久保沢2-26-1	14.4	アルミ製	H6
2	相模丘中学校	緑区久保沢2-22-4	65	軽量鉄骨造	H22
3	川尻小学校				
4	湘南小学校	緑区小倉1573	約30	〃	H24
5	広田小学校	緑区広田9-5	〃	〃	〃
6	広陵小学校	緑区若葉台4-3-1	〃	〃	〃
7	中沢中学校	緑区城山2-7-1	〃	〃	〃

※相模丘中学校・川尻小学校は、相模丘中学校敷地内に間仕切りのある兼用倉庫を設置

【防災備蓄倉庫（          は避難所倉庫）】（津久井地区）

No.	設置箇所名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
1	青山3848国道413号脇	緑区青山3848-4	14.4	アルミ製	S61
2	消防団5-4敷地内	緑区青山1008-10	14.7	〃	H11
3	津久井又野公園	緑区又野829	14.4	〃	H14
4	根小屋小学校	緑区根小屋1580	約30	軽量鉄骨造	H22
5	中野小学校	緑区中野600	〃	〃	H23
6	旧青根中学校	緑区青根1926	〃	〃	〃
7	津久井中央小学校	緑区三ヶ木39-7	〃	〃	〃
8	串川小学校	緑区長竹1424	〃	体育館の一部を間仕切り倉庫使用	H25

No.	設置箇所名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
9	鳥屋学園	緑区鳥屋1339	〃	軽量鉄骨造	R4
10	青和学園	緑区青野原1250-1	〃	〃	〃
11	中野中学校	緑区中野960	約30	軽量鉄骨造	H26
12	小網地域センター	緑区太井252-1	約21	敷地内倉庫の一部を使用	〃
13	三井地域センター	緑区三井394-1	約30	軽量鉄骨造	H27

【防災備蓄倉庫（〃は避難所倉庫）】（相模湖地区）

No.	設置箇所名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
1	相模湖林間公園隣接地	緑区若柳1432-2	14.4	アルミ製	—
2	小原ふれあい広場	緑区小原824-1	〃	〃	—
3	相模湖総合事務所	緑区与瀬896	〃	〃	—
4	内郷小学校	緑区寸沢嵐833	約30	軽量鉄骨造	H22
5	桂北小学校	緑区与瀬877	〃	〃	H25
6	千木良小学校	緑区千木良1035	約19	体育館下倉庫	H26

【防災備蓄倉庫（〃は避難所倉庫）】（藤野地区）

No.	設置箇所名	所在地	面積 (㎡)	構造	設置年度
1	藤野芸術の家	緑区牧野4819	5.8	アルミ製	—
2	篠原の里センター	緑区牧野2881	5.8	アルミ製	—
3	藤野農村環境改善センター	緑区牧野4232	7.2	アルミ製	—
4	旧牧郷小学校	緑区牧野7029	5.8	アルミ製	—
5	旧菅井小学校	緑区牧野11695	6.6	亜鉛鉄板製	—
6	シュタイナー学園 初等部・中等部 (旧名倉小学校)	緑区名倉2805	5.8	アルミ製	—
7	名倉グラウンド	緑区名倉1000	13.4	アルミ製	—
8	旧小淵小学校	緑区小淵1065	5.8	アルミ製	—
9	藤野総合事務所	緑区小淵2000	9.8	RC造	—
10	藤野総合事務所	緑区小淵2000	7.2	アルミ製	—
11	佐野川公民館	緑区佐野川2903	10.8	アルミ製	—
12	藤野北小学校	緑区佐野川1901	5.8	アルミ製	—
13	旧佐野川町民センター	緑区佐野川2480-3	5.8	アルミ製	—
14	シュタイナー学園高等部 (旧吉野小学校)	緑区吉野407	8.2	アルミ製	—
15	藤野小学校	緑区日連549	約30	軽量鉄骨造	H22
16	藤野中学校	緑区小淵2082	〃	〃	H24
17	藤野南小学校	緑区牧野4327	〃	〃	H25
18	沢井体育館	緑区沢井936	約33	〃	H26

## 5-2 防災用備蓄資機材一覧表【危機管理局、健康福祉局、都市建設局、各区役所】

(令和5年4月現在)

### 1 防災用備蓄資機材

[備蓄資機材合計]

#### 【照明資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
携帯発電機	605台	ガソリン式、プロパン式	
投光器	1,034個	300・500W	
投光器用三脚	573脚		
コードリール	717個	15A、12A	
ラジオ付ライト	409個		
強力ライト	788個		
ヘッドランプ	91個		
ランタン	220個		
懐中電灯	91個		

#### 【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
ビスケット	178,560食	保存年限5年	
アルファ化米	197,150食	保存年限5年（おかゆ含む）	
長期備蓄食料	44,640食	保存年限10年	
粉ミルク	795,840g	810g/缶他（アレルギー対応含む）	
水	3,280箱	保存年限12年（20×6本/箱）	

#### 【給水資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ろ水機	111台	処理能力：2m <sup>3</sup> /時間	
飲料水兼用貯水槽用手押しポンプ	20台		
飲料水兼用貯水槽用エンジンポンプ	20台		
飲料水兼用貯水槽備品	20組	開閉器具、給水ホース他	
ロンテナー	766袋	20% <sub>10</sub>	
ウォーターバルン	42基	1t貯水槽、	
組立水槽	2個		
給水袋	13,715枚	10% <sub>10</sub> 他	
ポリタンク	63個		
冷水器	4器		

【給食資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
食器セット	47,700組		
給食用食器	7,859枚	(津)深皿1,925枚、浅皿2,000枚 (城)深皿12,075枚、浅皿1,950枚	
食缶	72缶		
かまど	156個	かまどセット含む	
両手鍋	113個		
鍋	122個		
やかん	197個		
ひしゃく	247本		
保温箱	265箱		
移動式炊飯器	1台		
七輪	59個		
大釜	36個		
哺乳ビン	1,934個	使い捨て哺乳ビン含む	
乳首	1,040個	哺乳瓶用	
非常用炊飯袋	67,110枚		
薪	307箱		他に「包装無」有
紙コップ	24,500個		

【生活資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
毛布	86,655枚		
敷きシート	19,642枚	3畳敷他	
避難用カーペット	233枚	900×1,900	
組立式仮設トイレ(健常者用)	659基	8,000回使用/基	
組立式仮設トイレ(車いす用)	246基		
ユニバーサルトイレ対応仮設トイレ	14基		
マンホールトイレ	530基	付属品(テント、様式便座他)	土木部
マンホールトイレ用安全コーン	1,731個		
ポータブルトイレ	269個		
トイレトペーパー	700箱	12ロール/箱	
大人用オムツ	2,100袋	大人用 M、L、LL (テープ式、パンツ式)	
子ども用オムツ	1,230袋	子ども用 新生児、M、L	
尿取りパッド	848袋	男女共用	
生理用品	3,394袋	昼用、夜用	
おしりふき	8,303袋		
カセットコンロ	325台		
ろうそく	299本		

【広報用資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
トランジスタメガホン	363個		
メガホン	855個		

【水防資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
土のう袋	60,210袋		
ビニールシート	15,567枚		
バリケード	50基		
一輪車	37台		

【救助資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
災害救助工具セット	481組		
チェーンソー	394台		
フローティグロープ	25巻	12mm×100m	
災害用リュック	328個		
トラロープ	274巻		
ワイヤー	7巻	(5m)3本、(1m)4本	
チェーンブロック	1台		
(油圧)ジャッキ	21個		
ウインチ	27個	(津)チロップレーション チルホル(藤)チル	

【救急資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
担架	134台		
担架棒	11本		
布担架	267枚		
救急箱類	103個	箱入り・バッグ入り	
包帯	37個	5cm×4.5m	
三角巾	7,203枚		

【通信資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
携帯発電機	105台	カセットガス式	
非常用特設公衆電話	105セット	電話機5、延長ケーブル1、電話コード5	
簡易無線	82台		

【その他】

資機材名	数量	規格等	備考
テント	214張	2間×4間他	
プライベートルーム	326張		
ワンタッチパーテーション	928張		
間仕切りダンボールパネル	415枚		



資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
間仕切りダンボール用ジョイント部分	1,050個	T字56個、L字84個、直線フランジ196個、十字56個、直線上部329個、直線下部329個	
間仕切りダンボール用敷きシート	36枚	ダンボール製	
長椅子	69脚		
折りたたみ椅子	71個		
組立式リヤカー	198台		
空気入れ	29個		
長机	56脚		
脚立	101脚		
ガソリン缶詰	5,120缶	1ℓ/缶	
燃料運搬容器	39器	18ℓ	
ドラム缶	7缶		
金バケツ	419個		
三角バケツ	382個		
ヘルメット	606個		
台車	230台		
エアコンプレッサー	1台		
草刈機	1台		
掛けや	51本		
スコップ	644本		
ツルハシ	80本		
ナタ	82本		
鋸	170本		
ハンマー	10本		
バール	142本		
ワイヤーカッター	9本		
鎌	6本		
カナテコ	83本		
じょれん	122本		
ビニールカッパ	55着		
ビニール袋	5,000枚		
雪はき	3基		
タオル	7,650枚		
ほうき	112本		
腕章	100枚		
ペーパー	210,000枚	3,000×5組/箱	
トリアージタグ	300枚		
避難所運営事務用品	105組		区役所

【災害時要援護者用物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
車椅子 (普通型)	138台	KA102B-40	生活福祉部
車椅子 (リクライニング型)	23台		
担架	139台		
エアマット・マットレス	226枚	ピュアレックスMPX1083他	
歩行補助杖	224本	折りたたみ式アルミMRA-01221	
おぶいひも	235本	N-68	
ユニバーサルトイレ対応仮設トイレ	105基	札幌式 Type-IV	
仮設トイレ消耗品	420セット	凝固・衛生袋セット	

【福祉避難所備蓄品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ユニバーサルトイレ対応仮設トイレ	32基	札幌式 Type-IV	生活福祉部
コードリール	64個	ハタリミット <sup>®</sup> /SS-30防雨型	
LEDミニライト	320個	ルミカ/ツウウェイランタン	
ソーラー式ライト	320個	光進商事/エムパ <sup>®</sup> ワート <sup>®</sup> ・インフレダブル・ソーラーランタン	
手回しラジオ	32個	スターリング <sup>®</sup> /エスケープブラック	
敷きシート	960枚	ホサワ/アルミマットM-7123	
アルコール消毒液	212個	手指消毒液	
毛布	392枚	和光繊維販売/難燃パック毛布1.3kg	
防寒用保温シート	960枚	エル・ビー・エス/コンパ <sup>®</sup> ク外断熱シート <sup>®</sup> パック	
携帯トイレ	160個	まい\こち/マイルットS-100	
折りたたみポリタンク	64個	イーストアイ/ホルト <sup>®</sup> キャリア10Lタイプ	
ウエットティッシュ	768個	アリスオーヤマ/除菌ホトルWTY-JP100	
ガソリン缶詰	15組	ガソリン缶詰 (1 <sup>リットル</sup> ×4缶)	
灯油缶詰	20組	ガソリン、灯油缶 (1 <sup>リットル</sup> ×8缶)	
灯油用ポリタンク (20ℓ)	32個	ポリタンク (20 <sup>リットル</sup> )	
灯油用手動ポンプ	32個		
紙おむつ (新生児用)	128袋	パンパース/さらさらケアテープ 新生児サイズ (90枚入り)	
紙おむつ (乳幼児用)	128袋	パンパース/さらさらケアテープ Sサイズ (82枚入り)	
紙おむつ (乳幼児用)	128袋	パンパース/さらさらケアテープ Mサイズ (64枚入り)	
紙おむつ (乳幼児用)	128袋	パンパース/さらさらケアテープ Lサイズ (54枚入り)	
紙おむつ (成人男性用)	128袋	大王製紙/アットやわらか安心長時間パンツ男女共用M-Lサイズ (18枚入り)	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
紙おむつ (成人女性用)	128袋	大王製紙/アテント長時間パツやわらか 安心女性用松M-Lサイズ (18枚入り)	
おしりふき (乳幼児用)	32個	アチャンホポ /水99%Super新生児からの おしりふき (100枚×16個パック)	
生理用品	128袋	花王/ロリエ Speed+肌キレイト羽つ き (22枚入)	
三角巾	440枚	ワツキ/三角巾 (大)	
マスク	260箱	サージカマスク耳かけゴム紐タイプ (50枚入)	
手袋	320箱	長谷川綿行/PVC手袋 Mサイズ (100 枚/箱)	
カセットコンロ	64個	ワタニ/カセット7-B0	
カセットガス	160組	ワタニ/カセットガスレンジ 3本パック・CB-250-OR	
乾電池	480組	アルカリ乾電池 単3 4本パック (10年補償)	
乾電池	128組	アルカリ乾電池 単2 4本パック (10年補償)	
トイレットペーパー	96箱	コクヨ/DR-TRP18	
手動式吸引機	64台	ブルークロス/ハンドバルブアスピレーター	
携帯発電機	32台	ヤマモーターパワーポウ/EF2000iS	
投光器	64個	ハタヤリミテッド/ハロゲン投光器・PHCX- 305KN	
石油ストーブ	64台	トヨミ/対流型石油ストーブ・KS-67G	
充電式吸引機	32台	オジソン/MV-30B (痰等の吸引用)	
軽量・アルミ製担架	32台	松永製作所/折りたたみ式ストレッチャー	
仮設トイレ	32台	完全車椅子対応型仮設トイレ 札幌式エバーサルトイレ・Type IV	
凝固・衛生袋セット	128組	災害用排便処理袋	
パーテーション	32台		
マットレス	320台	折りたたみマットレス	

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
マスク	104,000枚		
非接触型体温計等	575個		
精密ドライバー	180個	非接触型体温計電池交換用	
間仕切りシステム	132セット		
屋内用テント	5,726張		
ダンボールベッド	105台		
エアベッド	3,500個		
ランタン	2,380個		
レインコート	1,500着		
ハンドジェル	217本	500ml	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ハンドソープ	782本	代用品のボティープ含む	
漂白剤	740本		
ポリエチレン手袋	903箱	1箱100枚入り	
雑巾	3,610枚		
フェイスシールド	2,487枚		
防護服セット	3,930セット	防護服、マスク、シューズカバー等	
ゴーグル	150個		
ゴム手袋S・M・Lサイズ	10,800組	各サイズ3,600組	
バケツ	360個		
手指消毒液 ポンプ	540本	500ml	
手指消毒液 詰め替え用	360本	3ℓ、5ℓ	
ゴミ袋	180袋	1袋10枚入り	

【多数遺体収容施設用物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
緊急用袋式担架	480枚		生活福祉部
マスク	210個		
ゴム手袋	600枚		
ゴーグル	800個		
滅菌ガーゼ	4,800枚		
医療用はさみ	40個		
ビニール袋 (透明)	4,200枚		
ビニール袋 (黒)	1,000枚		
バケツ	40個		
ブルーシート	75枚		

【ペットの救護対策資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ケージ	313台	大型犬用99台、中型犬用117台 小型犬用97台	保健衛生部
首輪	335個	大型犬用100個、中型犬用117個 小型犬用118個	
鎖	335本	大型犬用100本、中型犬用117本 小型犬用118本	

【応急給水資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
給水コンテナ一式	22セット		保健衛生部
給水栓一式	55セット		
給水タンク一式	1基		
エンジンポンプ・給水ホース一式	12セット		

【帰宅困難者対策用物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
模造紙	250枚		各区役所
白紙 (A4 メモ用)	15束		
ボールペン (黒)	195本		
ボールペン (赤)	195本		
マーカー (ピンク)	55本		
マーカー (黄)	55本		
極太マジック (黒)	15箱		
極太マジック (赤)	15箱		
極太マジック (青)	55本		
マジック (黒) 中字	75本		
マジック (赤) 中字	75本		
ハサミ	55個		
カッター	55個		
セロハンテープ (太)	75個		
ガムテープ	55巻		
すずらんテープ	45巻		
ゴミ袋(10枚入)	35袋		
用紙挟み	115枚		
トイレットペーパー	9箱		
靴袋(20枚入)	160包		
雑巾 (10枚1組)	35組		
アルカリ乾電池 (単1) (2個入)	125個		
アルカリ乾電池 (単2) (2個入)	135個		
アルカリ乾電池 (単3) (4個入)	381個		
アルカリ乾電池 (単4) (4個入)	61個		
ハンドメガホン	45台		
メッシュケース (B4)	15個		
養生テープ	55巻		
立入禁止テープ	30巻		
懐中電灯	75個		
高照度14LEDヘッドランプ	45個		
LEDヘッドライト	45個		
ランタンライト	150個		
ダイナモスイングライトラジオ	15個		
バインダー (Zファイル)	25冊		
デスクトレイ	25個		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
救急用品セット (20人用)	25セット		各区役所
コンテナボックス	18個		
LED誘導棒 55cm	60本		
避難誘導旗	15旗		
LED安全ベスト (発光対応)	15着		
メッシュビブス (反射テープ付)	75着		
ホイッスル	90個		
ビスケット (60食入)	140箱		
水 (ペットボトル500ml×24)	155箱		
災害用トイレセット (100回分)	71箱		
ブランケット	4,800個		

[救護所備蓄数] ※個数は1救護所の備蓄数

【救護所：30カ所】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
救護所用医薬品	1組	軽症、中等症、重症リア用	保健衛生部
救護所用事務用品	1組		
スタッフ用ベスト	43着	橙25着、緑3着、黄15着	
スタッフ用腕章	50個		
四ツ折アルミ担架	2台		
キャンバスベッド	2台		
車椅子	2台		
トリアージ用フィールド・シート	1組		
スクープストレッチャー	1台		
サージカルマスク	7箱		
ディスポーサル手袋	6箱	SS1箱、S2箱、M2箱、L1箱	
ヤマハ発電機	1台		
リフレクター投光器	2台	マルチスト 1台 日動電工ドラムプラグ付1台付き	
衛星無線又はIP無線	1台		
メディクリーナ	2個	廃棄医療資機材収納カバンホル	

【拠点救護所：3カ所】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
救護所用医薬品	1組	蘇生、創傷、熱傷、骨折(3セット)、 輸血輸液セット(2セット)、薬品、雑品セット	保健衛生部
救護所用事務用品	1組		
スタッフ用ベスト	60着	橙20着、緑20着、黄20着	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
スタッフ用腕章	55個		
キャスター付担架	1台		
車椅子	2台		
トリアージ用フィールド・シート	1箱		
スクープストレッチャー	1台		
サージカルマスク	7箱		
ディスポーサル手袋	6箱	SS1 箱、S2 箱、M2 箱、L1 箱	
ヤマハ発電機	1台		
衛星無線又はIP無線	1台		
メディクリーナ	2個	廃棄医療資機材収納ダンボール	

## 2 防災備蓄倉庫別内訳

### [一般倉庫]

#### (1) 上溝防災備蓄倉庫

##### 【照明資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	5台	ガソリン式	
投光器	11個	500W	
投光器用三脚	2脚		
コードリール	8個		
強力ライト	18個		

##### 【給水資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ロンテナー	50袋	20リットル	
ウォーターバルン	35基	1t貯水槽	
給水袋	1,470枚	10リットル	
冷水器	1器		

##### 【給食資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
食缶	24缶		
かまど	3個		
両手鍋	3個		
やかん	2個		
ひしゃく	8本		
七輪	59個		
大釜	2個		
薪	143箱		他に「包装無」有

##### 【広報用資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トランジスタメガホン	5個		

【水防資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ビニールシート	40枚		
バリケード	10基		
一輪車	6台		

【救助資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
災害救助工具セット	14組		

【救急資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
担架	6台		
担架棒	11本		

【その他】

資機材名	数量	規格等	備考
折りたたみ椅子	48個		
脚立	2脚		
ドラム缶	7缶		
ワンタッチパーテーション	4張		
金バケツ	30個		
ほうき	7本		

【災害時要援護者用物品】

資機材名	数量	規格等	備考
車椅子	1台		生活福祉部
マットレス	2枚		
歩行補助杖	2本		
おぶいひも	2本		

【多数遺体関係資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
緊急用袋式担架	70枚		
マスク	50個		
ゴム手袋	100枚		
ゴーグル	25個		
滅菌ガーゼ	240枚		
医療用はさみ	3個		
ビニール袋 (透明)	100枚		
ビニール袋 (黒)	1,000枚		
バケツ	4個		
ブルーシート	25枚		
緊急用袋式担架	70枚		



## (2) 緑が丘分署防災備蓄倉庫

## 【照明資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
携帯発電機	9台	ガソリン式	
投光器	9個	500W他	
投光器用三脚	6脚		
コードリール	14個		
強力ライト	37個		
ラジオ付ライト	11個		
ランタン	2個		

## 【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
長期備蓄食料	3,000食	保存年限10年	
粉ミルク	795,840g	810g/缶他 (アレルギー対応含む)	

## 【給水資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ろ水機	7台		
ウォーターバルン	2基	1t貯水槽	
ロンテナー	60袋	20%	

## 【給食資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
食器セット	1,800組		
かまど	8個		
両手鍋	7個		
やかん	9個		
ひしゃく	11本		
哺乳ビン	1,914個	使い捨て哺乳ビン含む	
乳首	1,040個		

## 【生活資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
毛布	2,275枚	真空パック	
敷きシート	2,180枚	3畳敷	
組立式仮設トイレ (健常者用)	5基	8,000回使用/基	
組立式仮設トイレ (車いす用)	2基		
マンホールトイレ	15基		
マンホールトイレ用安全コーン	25個		
トイレトペーパー	185箱	12ロール/箱	
大人用オムツ	76袋	大人用 M、L、LL (テープ式、パンツ式)	
子ども用オムツ	30袋	子ども用 新生児、M、L	
尿取りパッド	4袋	男女共用	
生理用品	20袋	昼用、夜用	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
おしりふき	16袋		
カセットコンロ	10台		

【広報用資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トランジスタメガホン	5個		
メガホン	1個		

【水防資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビニールシート	1,807枚		
一輪車	4台		

【救助資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
災害救助工具セット	17組		
チェーンソー	2台		
トラロープ	16巻	黄/黒又は白	

【救急資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
布担架	23枚		
担架	2台		
救急箱	7個		

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
テント	17張		
プライベートルーム	7張		
ワンタッチパーテーション	9張		
組立式リヤカー	14台		
脚立	8脚		
ガソリン缶詰	30缶	1ℓ/缶	
台車	5台		
金バケツ	23個		
ボール	5本		

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
間仕切りシステム	15セット		
ダンボールベッド	15台		

【多数遺体収容施設用物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
緊急用袋式担架	12枚		生活福祉部

## (3)南区合同庁舎防災備蓄倉庫

## 【照明資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
携帯発電機	3台	1,250VA他	
投光器	12個	500W他	
コードリール	12個		
強力ライト	4個		

## 【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
食缶	48食	保存年限5年	

## 【給水資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
コンテナ	127袋	20リットル	
給水袋	1,500枚	10リットル	
ポリタンク	8個		

## 【給食資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
食缶	48缶		

## 【生活資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
毛布	523枚	真空パック	
敷きシート	80枚	3畳敷	
組立式仮設トイレ (健常者用)	10基	8,000回使用/基	
組立式仮設トイレ (車いす用)	3基		
トイレトーパー	3箱	12ロール×8巻/箱	

## 【広報用資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
トランジスタメガホン	3個		

## 【水防資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ビニールシート	120枚	2×3間	
組立式リヤカー	2台		
脚立	4脚		
燃料運搬容器	6器	燃料運搬容器	

## 【その他】

資機材名	数量	規格等	備考
ワンタッチパーテーション	4張		
組立式リヤカー	2台		
脚立	4脚		
ガソリン缶詰	30缶	1リットル/缶	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
燃料運搬容器	6器		
金バケツ	30個		

(4) 淵野辺水防防災備蓄倉庫

【照明資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ラジオ付ライト	70個		

【給水資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ロンテナー	200袋	20リットル	

【生活資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
毛布	300枚	真空パック	
敷シート	60枚	3畳敷	

【広報用資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トランジスタメガホン	6個		

【救助資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
災害救助工具セット	10組		
トラロープ	10巻	12mm×100m	

【救急資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
布担架	100枚		

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ワンタッチパーテーション	4張		
ガソリン缶詰	30缶	1リットル/缶	
金バケツ	30個		

(5) 市立相模原球場（サーティーフォー相模原球場）防災備蓄倉庫

【照明資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	6台	ガソリン式	
投光器	4個	500W	
コードリール	7個		
強力ライト	2個		

【食料】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
長期備蓄食料	2,460食	保存年限10年	

【給水資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ウォーターバルン	11基	1 t 貯水槽	
冷水器	3器	鉄製	

【給食資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
かまど	6個		
両手鍋	4個		
保温箱	235箱		
移動式炊飯器	1台		

【生活資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
毛布	253枚	真空パック	
敷きシート	164枚	3畳敷	
組立式仮設トイレ (健常者用)	8基	8,000回使用/基	
組立式仮設トイレ (車いす用)	5基		

【広報用資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
トランジスタメガホン	6個		

【水防用資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
土のう袋	21,000袋		
ビニールシート	1,030枚	2×3間	
バリケード	40基		
一輪車	5台		

【救助用資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
災害救助工具セット	9組		
トラロープ	4巻		

【その他】

資機材名	数量	規格等	備考
テント	50張	2間×4間	
ワンタッチパーテーション	7張		
間仕切りダンボールパネル	415枚		
間仕切りダンボール用ジョイント部分	1,050個	T字56個、L字84個、直線フランジ196個、十字56個、直線上部329個、直線下部329個	
間仕切りダンボール用敷きシート	36枚	ダンボール製	
長椅子	29脚		
折りたたみ椅子	30個		
長机	6脚		
脚立	3脚		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ガソリン缶詰	30缶	1 <sup>リットル</sup> /缶	
燃料運搬容器	5器	18 <sup>リットル</sup>	
金バケツ	68個		
三角バケツ	30個		

(6) 消防局防災備蓄倉庫

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ワンタッチパーテーション	1張		

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
間仕切りシステム	4セット		
屋内用テント	1張		
ダンボールベッド	4台		
エアベッド	1個		

(7) 大沢防災備蓄倉庫

【照明資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	14台	ガソリン式	
投光器	29個	300・500W	
投光器用三脚	20脚		
コードリール	16個		
ラジオ付ライト	50個		

【食料】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
アルファ化米	450食	保存年限5年	
長期備蓄食料	1,680食	保存年限10年	

【生活資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
毛布	4,100枚	真空パック	
敷きシート	240枚	3畳敷	
組立式仮設トイレ（健常者用）	3基	8,000回使用/基	
マンホールトイレ	15基		
マンホールトイレ安全コーン	40個		

【広報用資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トランジスタメガホン	2個		

【水防資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビニールシート	122枚		

【救助用資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
災害救助工具セット	10組		

【その他】

資機材名	数量	規格等	備考
テント	3張		
ワンタッチパーテーション	4張		
組立式リヤカー	12台		
脚立	3脚		
ガソリン缶詰	30缶	1ℓ/缶	

(8)南台防災備蓄倉庫

【照明資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
携帯発電機	65台	ガソリン式	
投光器	100個	300・500W	
投光器用三脚	68脚		
コードリール	78個		
ラジオ付ライト	119個		
強力ライト	30個		

【給食資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
食器セット	8,000組		
かまど	11個		
両手鍋	11個		
やかん	6個		
ひしゃく	10本		
保温箱	50箱		

【生活資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
毛布	1,650枚	真空パック	
敷きシート	693枚	3畳敷	
組立式仮設トイレ (健常者用)	5基	8,000回使用/基	
組立式仮設トイレ (車いす用)	15基		
マンホールトイレ	37基		
マンホールトイレ用安全コーン	26個		
トイレットペーパー	200箱	12ロール/箱	
大人用オムツ	60袋	大人用 M、L、LL (テープ式、パンツ式)	

【水防資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ビニールシート	4,620枚		

【救助資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
災害救助工具セット	10組		
トラロープ	23巻	黄/黒又は白	

【その他】

資機材名	数量	規格等	備考
テント	43張	2間×4間	
プライベートルーム	2張		
ワンタッチパーテーション	4張		
組立式リヤカー	8台		
脚立	12脚		
ガソリン缶詰	30缶	1 <sup>リットル</sup> /缶	
三角バケツ	24個		
台車	1台		

【災害時要援護者用物品】

資機材名	数量	規格等	備考
マットレス	40枚		生活福祉部

【福祉避難所備蓄品】

資機材名	数量	規格等	備考
ユニバーサルトイレ対応仮設トイレ	4基		生活福祉部
灯油缶詰	1組		
カセットガス	160組		
トイレトーパー	45箱	12ロール×8巻/箱	

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資機材名	数量	規格等	備考
間仕切りシステム	19セット		
屋内用テント	100張		
ダンボールベッド	19台		
エアベッド	100個		
ランタン	240個		
ハンドソープ	120本	代用品のボティープ含む	
漂白剤	120本		
ポリエチレン手袋	100箱	1箱100枚入り	
雑巾	600枚		
フェイスシールド	576枚		
防護服セット	600セット	防護服、マスク、シューズカバー等	
ゴム手袋	1,440組		
ゴミ袋	50袋	1袋10枚入り	



【ペットの救護対策資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ケージ	24台	大型犬用12台、小型犬用12台	保健衛生部

(9)新磯防災備蓄倉庫

【照明資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
携帯発電機	38台	ガソリン式	
投光器	85個	300・500W	
投光器用三脚	51脚		
コードリール	52個		

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
水	216箱	保存年限12年 (20 × 6本/箱)	

【生活資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
毛布	1,360枚	真空パック	
敷きシート	205枚	3畳敷	

【水防資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ビニールシート	1,740枚		

【救助資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
災害救助工具セット	10組		

【救急資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
布担架	50枚		

【その他】

資機材名	数量	規格等	備考
テント	23張	2間×4間、かんたんテント	
プライベートルーム	2張		
ワンタッチパーテーション	4張		
組立式リヤカー	2台		
脚立	1脚		
ガソリン缶詰	30缶	1ℓ/缶	
金バケツ	30個		
台車	4台		

【多数遺体関係資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
緊急用袋式担架	290枚		
マスク	160個		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ゴム手袋	500枚		
ゴーグル	160個		
滅菌ガーゼ	4,000枚		
医療用はさみ	34個		
ビニール袋 (透明)	4,000枚		
バケツ	32個		
ブルーシート	50枚		

(10) 三井防災備蓄倉庫

【生活資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
毛布	1,230枚	真空パック	
敷きシート	130枚	3畳敷き	
ユニバーサルトイレ対応仮設トイレ	5基		

【食料】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
水	216箱	保存年限12年 (20 × 6本/箱)	

【水防資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビニールシート	122枚		

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ワンタッチパーテーション	4張		
脚立	1脚		
ガソリン缶詰	150缶		
金バケツ	30個		
台車	1台		

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
間仕切りシステム	19セット		
屋内用テント	100張		
ダンボールベッド	19台		
エアベッド	100個		
ランタン	240個		
ハンドソープ	120本	代用品のボティープ含む	
漂白剤	120本		
ポリエチレン手袋	100箱	1箱100枚入り	
雑巾	600枚		
フェイスシールド	576枚		
防護服セット	600セット	防護服、マスク、シューズカバー等	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ゴム手袋	1,920組		
ゴミ袋	50袋	1袋10枚入り	

(11)市救援物資集積・配送センター

【照明資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	23台	ガソリン式、プロパンガス式	
ランタン	14個		

【食料】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビスケット	62,940食	保存年限5年	
アルファ化米	83,900食	保存年限5年（おかいゆ含む）	
長期備蓄食料	14,460食	保存年限10年	
水	2,569箱	保存年限12年（20×6本/箱）	

【給食資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
哺乳ビン	20個		

【生活資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
毛布	4,050枚	真空パック	
敷きシート	864枚	3畳敷き	
ユニバーサルトイレ対応仮設トイレ	9基		
大人用オムツ	704袋	大人用 M、L、LL（テープ式、パンツ式）	
子ども用オムツ	255袋	子ども用 新生児、M、L	
尿取りパッド	424袋	男女共用	
生理用品	576袋	昼用、夜用	
おしりふき	4,104袋		

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ワンタッチパーテーション	361張		
折りたたみ椅子	30個		
組立式リヤカー	2台		
長机	10脚		
脚立	1脚		
ガソリン缶詰	150缶	1ℓ/缶	
燃料運搬容器	2器		
台車	1台		
スコップ	1本		

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
マスク	80,000枚		
間仕切りシステム	65セット		
ダンボールベッド	38台		

(12) 吉野郵便局内防災備蓄倉庫

【生活資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
毛布	100枚	真空パック	
敷きシート	50枚	3畳敷き	

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
間仕切りシステム	10セット		
ダンボールベッド	10台		

[広域避難場所対応倉庫・・・27箇所]

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	26台	ガソリン式	
投光器	56個	300・500W他	
投光器用三脚	41脚		
コードリール	45個		
強力ライト	420個		
ラジオ付ライト	44個		
トランジスタメガホン	96個		
毛布	2,220枚	真空パック	
組立式仮設トイレ	47基	8,000回使用/基	
敷きシート	592枚	3畳敷	
ビニールシート	221枚	2×3間	
テント	41張	2間×4間	
組立式リヤカー	31台		
脚立	61脚		
長椅子	40脚		
長机	40脚		
フローティングロープ	23巻	12mm×200m	
トラロープ	28巻	黄/黒又は白	
ガソリン缶詰	580缶	1リットル/缶	
担架	37台		
救急箱類	18個	応急手当用	
三角バケツ	346個		
メガホン	769個		
ヘルメット	515個		

[避難所倉庫…82箇所] ※数量は1箇所当たり

【照明資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
携帯発電機	3台	ガソリン式	
携帯発電機	1台	プロパンガス式、給食室のない避難所のみ	
投光器	6個	300・500W	
投光器用三脚	1～3脚		
コードリール	3個		
ラジオ付ライト	1個		
強力ライト	3個		
ランタン	2個		

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
ビスケット	660食以上	保存年限5年	合計1,970食以上
アルファ化米	550食以上	保存年限5年	
長期備蓄食料	0～780食	保存年限10年	
水	2箱	保存年限12年 (20 × 6本/箱)	

【給水資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
給水袋	45枚	4 <sup>リットル</sup> 、10 <sup>リットル</sup>	

【給食資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
食器セット	4組		
かまど	1個		
両手鍋	1個		
やかん	1個		
ひしゃく	2本		
大釜	1個	給食室のない避難所のみ	
薪	3箱	5kg/箱	
紙コップ	200個		

【生活資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
毛布	700枚	真空パック	
敷きシート	140枚	3畳敷	
組立式仮設トイレ (健常者用)	6基	8,000回使用/1基	
組立式仮設トイレ (車いす用)	2基		
トイレトーパー	3箱	12 <sup>ロール</sup> /箱	
マンホールトイレ	5基	付属品(テント、洋式便座他)	
マンホールトイレ用安全コーン	20個		
大人用オムツ	12袋	大人用 M、L、LL (テープ式、パンツ式)	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
子ども用オムツ	9袋	子ども用 新生児、M、L	
生理用品（昼用）	15袋		
生理用品（夜用）	15袋		
おしりふき	39袋	50枚入り	
尿取りパッド	4袋	男女共用	
カセットコンロ	3台		

【広報用資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トランジスタメガホン	2個		

【水防資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビニールシート	50枚		

【救急資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
布担架	1枚		

【通信資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	82台	カセットガス式	
非常用特設公衆電話	1セット	電話機5、延長ケーブル1、電話コード5	
簡易無線	1台		

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ワンタッチパーテーション	5張		
プライベートルーム	3張		
組立式リヤカー	1台		
ガソリン缶詰	30缶	1 $\frac{1}{2}$ ℓ/缶	
金バケツ	10個		
台車	2台		
電池	相当量	単1×16、単2×12、単3×2、 単4×2、角9V×1	
ほうき	1本		
避難所運営事務用品	1組		区役所

【災害時要援護者用物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
車椅子	1又は2台		生活福祉部
担架	1台		
マットレス	2枚	ピコアックス MPX1083	
歩行補助杖	2本		
おぶいひも	2枚		
ユニバーサルトイレ対応仮設トイレ	1基	札幌式 Type-IV	
仮設トイレ消耗品	4セット		

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
マスク	150枚		
非接触型体温計	2個		
非接触型赤外線温度計	1個		
精密ドライバー	1個	非接触型体温計電池交換用	
ランタン	10個		
レインコート	10着		
ハンドジェル	1本	500ml	
ハンドソープ	2本	代用品のホディソープ含む	
漂白剤	2本		
ポリエチレン手袋	3箱	1箱100枚入り	
雑巾	10枚		
フェイスシールド	3枚		
防護服セット	10セット	防護服、マスク、シューズカバー等	
ゴーグル	1個		
ゴム手袋S・M・Lサイズ	10組	各サイズ10組	
バケツ	1個		
手指消毒液 ポンプ	4本	500ml	
手指消毒液 詰め替え用	2本	30、50	

【ペットの救護対策資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ケージ	2台		保健衛生部
首輪	2個		
鎖	2本		
ブルーシート	1枚		

[津久井地域避難所倉庫・・・23箇所] ※数量は1箇所当たり

【照明資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	2～5台	1, 250VA他	
投光器	2～6個	300・500W	
投光器用三脚	2～3脚		
コードリール	3個		
ラジオ付ライト	1個		
強力ライト	2個		
ランタン	2個		

【食料】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビスケット	360食以上	保存年限5年	合計1,020食以上
アルファ化米	300食以上	保存年限5年	

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
長期備蓄食料	0～420食	保存年限10年	
水	2箱	保存年限12年 (20 × 6本/箱)	

【給水資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
給水袋	45枚	4 <sup>リットル</sup> 、10 <sup>リットル</sup>	

【給食資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
食器セット	1～2組		
かまど	1基		
やかん	1個		
ひしゃく	2本		
薪	3箱	5kg/箱	
紙コップ	200個		

【生活資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
毛布	350枚	真空パック	
敷きシート	60～70枚	3畳敷	
組立式仮設トイレ (健常者用)	3基	8,000回使用/1基	
組立式仮設トイレ (車いす用)	2基		
マンホールトイレ	48基		16避難所
マンホールトイレ用安全コーン	12個		土木部
トイレトーパー	3箱	12 <sup>ロール</sup> /箱	
ワンタッチパーテーション	5張		
プライベートルーム	3張		
大人用オムツ	12袋	大人用 M、L、LL (テープ式、パンツ式)	
子ども用オムツ	9袋	子ども用 新生児、M、L	
生理用品 (昼用)	15袋		
生理用品 (夜用)	15袋		
おしりふき	39袋	50枚入り	
尿取りパッド	4袋	男女共用	
カセットコンロ	3台		

【広報用資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トランジスタメガホン	1個		

【水防資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビニールシート	50枚		

【救助資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
災害救助工具セット	1～2組		



資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
チェーンソー	1～2台	混合燃料4缶付き	
トラロープ	1巻		

【救急資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
布担架	1枚		

【通信資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	23台	カセットガス式	
PHS電話	1台		

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ワンタッチパーテーション	5張		
プライベートルーム	3張		
組立式リヤカー	1台		
ガソリン缶詰	30缶	1リットル/缶	
金バケツ	10個		
台車	1台		
電池	相当量	単1×16、単2×12、単3×2、 単4×2、角9V×1	
ほうき	1本		
避難所運営事務用品	1組		区役所

【災害時要援護者用物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
車椅子	1又は2台		生活福祉部
担架	1台		
エアマット・マットレス	2枚	ピュアレックス MPX1083	
歩行補助杖	2本		
おぶいひも	2枚		
ユニバーサル対応仮設トイレ	1式	札幌式 Type-IV	
仮設トイレ消耗品	4セット		

【新型コロナウイルス感染症対策物品】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
マスク	150枚		
非接触型体温計	2個		
非接触型赤外線温度計	1個		
精密ドライバ	1個	非接触型体温計電池交換用	
ランタン	10個		
レインコート	10着		
ハンドジェル	1本	500ml	
ハンドソープ	2本	代用品のボティープ含む	
漂白剤	2本		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ポリエチレン手袋	3箱	1箱100枚入り	
雑巾	10枚		
フェイスシールド	3枚		
防護服セット	10セット	防護服、マスク、シューズカバー等	
ゴーグル	1個		
ゴム手袋S・M・Lサイズ	10組	各サイズ10組	
バケツ	1個		
手指消毒液 ポンプ	4本	500ml	
手指消毒液 詰め替え用	2本	3ℓ、5ℓ	

【ペットの救護対策資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ケージ	2台		保健衛生部
首輪	2個		
鎖	2本		
ブルーシート	1枚		

[津久井地域防災備蓄倉庫…45箇所] ※津久井地域避難所倉庫の数量を含む

【照明資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯用発電機	122台	ガソリン式	
投光器	190個		
投光器用三脚	103脚		
コードリール	118個		
ラジオ付きライト	20個		
ヘッドランプ	91個		
懐中電灯	91個		

【食料】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ビスケット	9,960食	保存年限5年	
アルファ化米	9,000食	保存年限5年	
長期備蓄食料	7,800食	保存年限10年	

【給水資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
ろ水機	23台		
給水袋	3,960枚		
ポリタンク	53個		
タンク	2個		

【給食資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
非常用炊飯袋	67,110枚		

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
食器セット	5,400組		
給食用食器	7,859枚		
かまどセット	36組		
鍋	122個		
やかん	99個		
ひしゃく	48本		

【生活資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
毛布	8,213枚		
敷きシート	2,058枚		
避難所用カーペット	233枚		
簡易トイレ	94基		
組立式仮設トイレ (健常者用)	85基		
組立式仮設トイレ (車いす用)	45基		
ポータブルトイレ	269個		
トイレトーパー	91箱		
紙オムツ	2,802袋	大人用、乳幼児用	
マンホールトイレ	48基		
ろうそく	290本		

【広報用資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
トランジスタメガホン	71個		

【水防資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
土のう袋	41,593袋		
ビニールシート	1,452枚		
一輪車	18台		

【救助資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
災害救助工具セット	62組		
チェーンソー	60台		
トラロープ	25巻		
(油圧) ジャッキ	21個		
ウインチ	27個		

【救急資機材】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
担架	91台		
救急箱類	40個		
包帯	37個		
三角布	7,203枚		

【その他】

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
テント	11張		
ワンタッチ式テント	14張		
組立式リヤカー	43台		
空気入れ	14個		
脚立	5脚		
ガソリン缶詰	1,250缶	1ℓ/缶	
カラーコーン	6個		
金バケツ	7個		
ヘルメット	85個		
草刈り機	1台		
掛けや	49本		
スコップ	644本		
ツルハシ	80本		
ナタ	84本		
鋸	170本		
ハンマー	10本		
バール	136本		
ワイヤーカッター	9本		
鎌	6本		
カナテコ	83本		
じょれん	122本		
ビニールカッパ	55着		
ビニール袋	5,000枚		
雪はき	3基		
タオル	7,650枚		
腕章	100枚		
ペーパー	210,000枚		
トリアージタグ	300枚		
避難所運営物品	23セット		
車椅子（普通型）	33台	KA102B-40	生活福祉部
担架	43台		
エアマット・マットレス	68枚	ピュアレックス MPX1083	
歩行補助杖	67本	折りたたみ式アルミMRA-01221	
おぶいひも	71本	N-68	

[その他]

飲料水兼用貯水槽備品庫…20箇所

資 機 材 名	数 量	規 格 等	備 考
携帯発電機	20台	ガソリン式	
投光器	40個	500W他	
投光器用三脚	27脚		
コードリール	37個	30m	
飲料水兼用貯水槽用手押しポンプ	20台		
飲料水兼用貯水槽用エンジンポンプ	20台		
給水袋	3,450枚	10ℓ/枚	
ビニールシート	13枚		
ガソリン缶詰	148缶	1ℓ/缶	
燃料運搬容器	16器	18ℓ	
台車	17台		
金バケツ	150個		
飲料水兼用貯水槽備品	20組	開閉器具、給水ホース他	

### 5-3 水防倉庫一覽表【消防局】

倉庫名	所在地	倉庫管理者 連絡先	鍵管 連絡先
消防局倉庫	中央区中央2-2-15	消防総務課 (751)9107	相模原消防署 (751)0119
大野南水防倉庫	南区相模大野5-34-1	消防総務課 (751)9107	南消防署 (744)0119
田名水防倉庫	中央区水郷田名3-17-17	消防総務課 (751)9107	田名分署 (761)0119
新磯水防倉庫	南区磯部1229-1	消防総務課 (751)9107	新磯分署 046(253)0119
淵野辺防災水防倉庫	中央区淵野辺4-3-11	消防総務課 (751)9107	淵野辺分署 (758)0119
小倉水防倉庫	緑区小倉525-1	消防総務課 (751)9107	城山分署 (782)0119
葉山島倉庫	緑区葉山島	消防総務課 (751)9107	城山分署 (782)0119

5-4 緊急遮断弁付受水槽設置状況表【関係各局】

(令和5年4月現在)

区分 出張所等	令和4年度までに設置済みの受水槽	計		
		数量	規模	
本 庁	消防指令センター	15.0m <sup>3</sup>	34 基	1155.6m <sup>3</sup>
	中央小学校	22.0		
	光が丘小学校	18.0		
	横山小学校	24.0		
	清新中学校	32.4		
	淵野辺アイススケート場	208.0		
	向陽小学校	31.3		
	産業会館	20.0		
	星が丘小学校	36.9		
	並木小学校	10.9		
	博物館	37.0		
	松が丘園	15.0		
	緑が丘中学校	18.2		
	総合水泳場	213.0		
	清新住宅ディサービスセンター	5.0		
	職員会館	3.0		
	市民会館	50.0		
	星ヶ丘住宅ディサービスセンター	5.0		
	保健医療センター	53.0		
	光が丘公民館	7.7		
	陽光台小学校	10.3		
	青葉小学校	24.0		
	富士見小学校	19.0		
	小山小学校	31.5		
	清新小学校	45.0		
	小山公民館	3.6		
	由野台中学校	27.0		
	あじさい会館	9.3		
	衛生研究所	7.5		
	中央中学校	22.0		
弥栄中学校	25.0			
弥栄小学校	25.0			
小山中学校	21.0			
並木団地	60.0			
橋 本	橋本こどもセンター	15.5m <sup>3</sup>	12 基	269.3m <sup>3</sup>
	緑区合同庁舎	30.6		
	旭中学校	24.2		
	当麻田小学校	28.0		

区分 出張所等	令和4年度までに設置済みの受水槽	計		
		数量	規模	
	旭小学校	22.2m <sup>3</sup>	12基	269.3m <sup>3</sup>
	北消防署	8.1		
	橋本小学校	36.0		
	二本松小学校	30.0		
	宮上小学校	22.0		
	相原小学校	20.0		
	相原中学校	24.5		
	相原公民館	8.2		
大野北	淵野辺分署	8.0m <sup>3</sup>	10基	196.4m <sup>3</sup>
	大野北中学校	20.2		
	図書館	9.0		
	淵野辺小学校	36.0		
	共和小学校	23.7		
	大野北小学校	22.0		
	共和中学校	24.0		
	淵野辺東小学校	35.0		
	青少年学習センター	4.2		
	大野北まちづくりセンター	14.3		
大野中	大野小学校	20.0m <sup>3</sup>	11基	216.0m <sup>3</sup>
	鵜野森中学校	19.2		
	大沼小学校	26.0		
	大野台小学校	20.0		
	大野台中央小学校	40.1		
	大野台中学校	15.8		
	斉場	28.6		
	大沼分署	7.7		
	古淵住宅ディサービスセンター	5.0		
	若松小学校	25.0		
	大野中まちづくりセンター	8.6		
大野南	グリーンホール相模大野	38.0m <sup>3</sup>	13基	300.4m <sup>3</sup>
	大野南中学校	26.0		
	南消防署	10.0		
	南大野小学校	26.1		
	谷口台小学校	31.7		
	鹿島台小学校	21.6		
	上鶴間分署	7.8		
	鶴園小学校	21.6		
	谷口小学校	18.6		
	鶴の台小学校	28.0		
	谷口中学校	21.0		
	新町中学校	27.0		



区分 出張所等	令和4年度までに設置済みの受水槽		計	
			数量	規模
	南保健福祉センター	23.0m <sup>3</sup>	13基	300.4m <sup>3</sup>
大 沢	大沢小学校	29.3m <sup>3</sup>	10基	267.4m <sup>3</sup>
	北総合体育館	35.0		
	相模川自然の村	39.9		
	大沢分署	9.0		
	大島小学校	23.6		
	作の口小学校	24.8		
	大沢中学校	37.8		
	内出中学校	18.0		
	九沢小学校	30.0		
	老人福祉施設 溪松園	20.0		
田 名	田名小学校	28.7m <sup>3</sup>	7基	133.0m <sup>3</sup>
	田名分署	9.3		
	田名まちづくりセンター	6.0		
	田名中学校	24.6		
	田名北小学校	28.0		
	新宿小学校	28.8		
	ふれあい科学館	7.6		
上 溝	上溝小学校	19.0m <sup>3</sup>	7基	169.3m <sup>3</sup>
	上溝分署	10.0		
	上溝まちづくりセンター	12.4		
	上溝南小学校	31.9		
	上溝中学校	27.0		
	上溝南中学校	24.0		
	上溝学校給食センター	45.0		
麻 溝	相模原麻溝公園	35.8m <sup>3</sup>	6基	443.8m <sup>3</sup>
	麻溝小学校	30.0		
	夢の丘小学校	38.0		
	相模原麻溝公園競技場	30.0		
	総合体育館	60.0		
	健康文化センター	250.0		
新 磯	新磯分署	6.9m <sup>3</sup>	4基	83.7m <sup>3</sup>
	新磯公民館	10.8		
	新磯小学校	30.0		
	相陽中学校	36.0		
相模台	相模台小学校	23.8m <sup>3</sup>	9基	210.9m <sup>3</sup>
	桜台小学校	19.6		
	双葉小学校	20.3		
	若草小学校	20.7		
	相模台まちづくりセンター	9.3		
	相模台中学校	19.2		

区分 出張所等	令和4年度までに設置済みの受水槽		計	
			数量	規模
	麻溝台中学校	20.0m <sup>3</sup>	9基	210.9m <sup>3</sup>
	若草中学校	11.0		
	南台団地	67.0		
相武台	相武台分署	11.2m <sup>3</sup>	7基	103.2m <sup>3</sup>
	相武台小学校	21.8		
	緑台小学校	10.9		
	もえぎ台小学校	10.3		
	相武台中学校	24.0		
	相武台まちづくりセンター	14.3		
	旧磯野台小グラウンド散水	10.7		
東林	東林小学校	25.2m <sup>3</sup>	5基	102.0m <sup>3</sup>
	くぬぎ台小学校	13.1		
	上鶴間小学校	20.0		
	上鶴間中学校	25.5		
	東林中学校	18.2		
城山	川尻小学校	24.0m <sup>3</sup>	9基	165.7m <sup>3</sup>
	湘南小学校	4.2		
	広田小学校	15.0		
	相模丘中学校	23.0		
	中沢中学校	14.1		
	城山公民館	5.9		
	城山文化ホール	13.5		
	城山学校給食センター	54.0		
	広陵小学校	12.0		
津久井	津久井総合事務所	12.0m <sup>3</sup>	11基	132.7m <sup>3</sup>
	根小屋小学校	9.0		
	串川小学校	14.0		
	津久井中央小学校	9.5		
	旧鳥屋小学校	10.0		
	鳥屋学園	9.3		
	中野小学校	31.0		
	中野中学校	15.0		
	串川中学校	9.0		
	津久井クリーンセンター	4.0		
	青和学園	9.9		
相模湖	桂北小学校	12.0 m <sup>3</sup>	4基	40.0m <sup>3</sup>
	千木良小学校	8.0		
	内郷小学校	10.0		
	内郷中学校	10.0		
藤野	名倉グラウンド	9.0m <sup>3</sup>	5基	65.3m <sup>3</sup>
	ふるさと自然体験教室	20.5		

区 分 出張所等	令和4年度までに設置済みの受水槽	計	
		数 量	規 模
	藤野南小学校 4.0	5 基	65.3m <sup>3</sup>
	藤野小学校 13.8		
	藤野中学校 18.0		
計		164 基	4,054.7m <sup>3</sup>

※受水槽の容量は満水時の数値（最大値）であり、各施設の使用時はそれ以下の貯水量となる。

### 5-5 飲料水兼用貯水槽一覧表【危機管理局】

No.	区	設置場所	所在地	有効貯水量	給水可能人口	主な給水対象地区
1	緑区	旭小学校	緑区橋本6-15-27	100t	11,111人	橋本
2		大沢小学校	緑区大島1566	100t	〃	大沢・城山
3		相模湖林間公園	緑区若柳1432-2	40 t	4,444人	相模湖・津久井
4		北相中学校	緑区与瀬1019-5	40 t	〃	相模湖・藤野
5	中央区	星が丘小学校	中央区星が丘3-1-6	100t	11,111人	星が丘
6		清新小学校	中央区清新3-16-6	100t	〃	清新
7		由野台中学校	中央区由野台3-1-3	100t	〃	中央
8		緑が丘中学校	中央区緑が丘1-28-1	100t	〃	光が丘
9		富士見小学校	中央区富士見2-4-1	100t	〃	中央
10		小山小学校	中央区小山4-3-2	100t	〃	清新
11		上溝小学校	中央区上溝7-6-1	100t	〃	上溝
12		大野北中学校	中央区淵野辺2-8-40	100t	〃	大野北
13		横山小学校	中央区横山台2-35-1	60 t	6,666人	横山
14		田名小学校	中央区田名5091-1	100t	11,111人	田名
15		向陽小学校	中央区向陽町8-33	100t	〃	小山
16	南区	大沼小学校	南区東大沼3-20-1	100t	〃	大野中
17		緑台小学校	南区新磯野3-10-23	100t	〃	相武台
18		相陽中学校	南区磯部1540	100t	〃	新磯
19		夢の丘小学校	南区当麻490-2	60 t	6,666人	麻溝
20		谷口中学校	南区上鶴間本町4-13-43	100t	11,111人	大野南
21		東林小学校	南区相南2-3-1	100t	〃	東林
22		桜台小学校	南区相模台7-7-1	100t	〃	相模台

※ 給水可能人口は、1人1日3ℓの3日分として算出した人数

### 5-6 防疫活動用備蓄機材一覧表【健康福祉局】

在庫場所	機材名	数量	所管
相模原市役所	肩掛式噴霧器	4台	疾病対策課

## 6 緊急搬送



## 6-1 市保有車両一覧表【各局・区】

(令和4年10月現在)

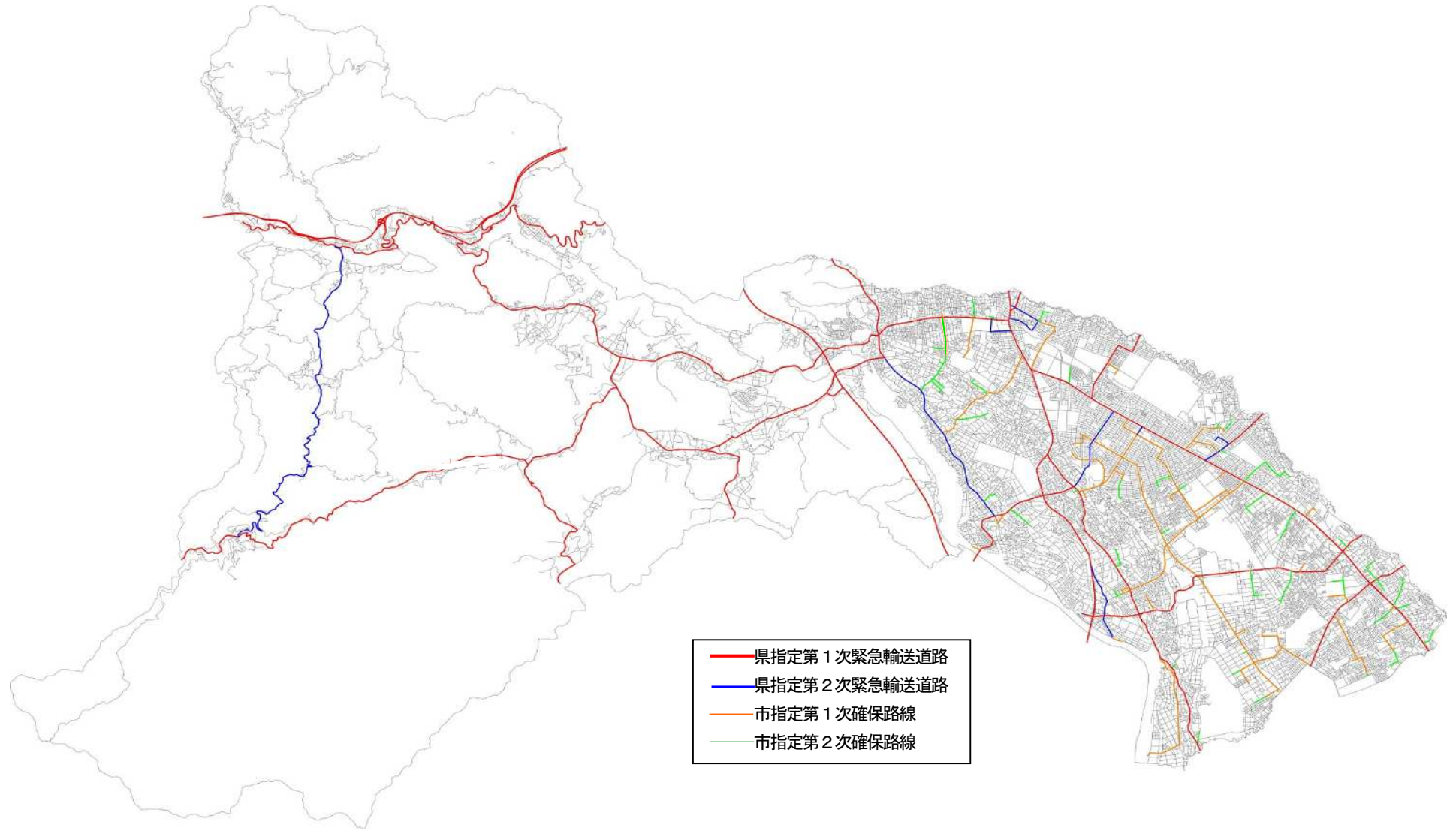
	原付第1種	軽2輪	軽四輪	軽貨物	軽乗用	軽特種	小型貨物	小型乗用	小型特殊	小型特種	大型特殊	普通貨物	普通乗合(バス)	普通乗用	普通特種	普通特殊	計
危機管理課							1								4		5
緊急対策課		4			1												5
管財課				57	39		29	5					2	12			144
南市税事務所				2													2
資産税課					12												12
交通・地域安全課 (安心安全まちづくり協議会)							1										1
消費生活総合センター				1													1
スポーツ推進課							2	1	6								9
文化振興課 (アートラボはしもと)							1										1
高齢・障害者福祉課					1								1		2		4
医療政策課 (3診療所)					3												3
児童福祉センター															1		1
生活福祉課 (日本赤十字社)														1			1
南生活支援課				5	6												11
生活衛生課				5													5
感染症対策課								4						2			6
健康増進課				1													1
青少年学習センター							1										1
こども・若者支援課				1													1
保育課													3				3
緑子育て支援センター						1		1									2
陽光園 (中央子育て支援センター)				1	1		2	1									5
児童相談所総務課				3	6			2									11
農政課				1													1
森林政策課					1												1
ゼロカーボン推進課														1			1
環境保全課				1													1
公園課				3													3
津久井地域環境課				1													1
資源循環推進課				1													1
廃棄物指導課							1										1
南清掃工場				1	3		1				7	3			2		17
北清掃工場					1		1		1		2				4		9
麻溝台環境事業所				4								3			25		32
橋本台環境事業所				3			1					1				21	26
相模台収集事務所				2											11		13
津久井クリーンセンター				4	2		2		4		2	4			5		23

	原付第1種	軽2輪	軽四輪	軽貨物	軽乗用	軽特種	小型貨物	小型乗用	小型特殊	小型特種	大型特殊	普通貨物	普通乗合(バス)	普通乗用	普通特種	普通特殊	計
用地・補償課								2									2
リニア事業対策課					1			1									2
路 政 課				2			2										4
道路整備課				1			3										4
河 川 課							1										1
緑土木事務所				2								2			1		5
津久井土木事務所				9	1		3	1				1			2		17
中央土木事務所				1						2	1	2			6		12
南土木事務所				4		2	2		1			3			1		13
下水道料金課				1													1
下水道保全課				2			2										4
下水道整備課				1			1										2
津久井下水道事務所				3													3
城山まちづくりセンター				7	1		2	1									11
津久井まちづくりセンター				15	6		1	1									23
(青根出張所)				1													1
(青野原出張所)				1													1
(鳥屋出張所)				1													1
(串川出張所)				1			1								1		3
相模湖まちづくりセンター				2	2		1	1									6
藤野まちづくりセンター				2	6									1			9
学 務 課													4	1			5
上溝学校給食センター				1													1
津久井学校給食センター				1													1
城山学校給食センター				1													1
学校教育課					2												2
学校施設課 (16中学校含む)				22								1					23
教育センター				1													1
相模川自然の村 野外体験教室				2													2
ふるさと自然体験教室				2													2
青少年相談センター				8	4												12
生涯学習課 (13公民館含む)				16													16
津久井生涯学習センター (生涯学習課)				1													1
図 書 館				1			1										2
相模大野図書館				1													1
橋本図書館							1										1
博 物 館				1	1		2										4
農業委員会事務局				1													1
消 防 局	4	2		35		6	3	5		1			1	1	207		265
計	4	6	0	247	100	9	69	26	12	3	12	20	11	19	272	21	831

※台数にはリース車両を含む



6-2 緊急輸送道路路線図【都市建設局】



### 6-3 市指定緊急輸送道路【都市建設局】

(1) 第1次確保路線

(市内の緊急輸送に不可欠な路線で防災備蓄倉庫、県指定の広域防災活動拠点、まちづくりセンター、病院、消防署、救護所及びヘリコプター臨時離着陸場から相模原市災害対策本部が設置される場所を結ぶ路線)

路線名	区 間
市道相原大島	相原分署～国道413号交点
市道橋本三谷	市道寿橋通交点～市道東橋本大山交点
市道東橋本大山	市道橋本三谷交点～市道橋本石神交点
市道橋本石神	市道東橋本大山交点～国道16号交点
市道相原76号	国道413号交点～相模原協同病院
市道橋本下九沢	国道16号交点～市道下九沢49号交点
市道下九沢大島	市道下九沢49号交点～県道48号（鍛冶谷相模原）交点
県道48号（鍛冶谷相模原）	県道54号（相模原愛川）交点～田名小学校
市道堀之内陽原	県道54号（相模原愛川）交点～県道48号（鍛冶谷相模原）交点
河川敷進入路	高田橋～田名青少年広場
市道すすきの19号	県道503号（相模原立川）交点～市道すすきの氷川交点
市道すすきの氷川	市道すすきの19号交点～小山公民館
市道下九沢淵野辺	市道清新日金沢交点～市道村富星が丘交点
市道清新日金沢	市道下九沢富士見交点～市道下九沢229号交点
市道下九沢229号	市道清新日金沢交点～横山公民館
市道宮上横山	県道503号（相模原立川）交点～横山小学校
市道相模原横山	県道503号（相模原立川）交点～市道横山田中交点
市道横山田中	市道相模原横山交点～市道市役所前通交点
市道市役所前通	相模原市役所～県道57号（相模原大蔵町）交点
県道57号（相模原大蔵町）	市道市役所前通交点～県道46号（相模原茅ヶ崎）交点
市道久保田中	県道57号（相模原大蔵町）交点～上溝小学校
市道横山鹿沼	市道市役所前通交点～市道富士見丸崎交点
市道富士見丸崎	市道横山鹿沼交点～星が丘公民館
市道相模原横山	国道16号交点～市道南橋本弥栄荘
市道南橋本弥栄荘	市道相模原横山交点～市道相模富士見町交点
市道相模富士見町	市道南橋本弥栄荘交点～市道南橋本青葉交点
市道下九沢淵野辺	国道16号交点～市道淵野辺停車場山王交点
市道淵野辺停車場山王	市道下九沢淵野辺交点～淵野辺水防防災倉庫
市道相模淵野辺	市道下九沢淵野辺交点～県道57号（相模原大蔵町）交点
市道相模淵野辺	国道16号交点～共和小学校
市道南橋本青葉	市道相模富士見町交点～市道嶽之内当麻交点
市道淵野辺青葉	市道南橋本青葉交点～青葉小学校
市道上溝2号	市道南橋本青葉交点～市道キャンプ淵野辺2号交点

路線名	区 間
市道淵野辺1号	市道キャンプ淵野辺2号交点～市道淵野辺大沼交点
市道淵野辺大沼	市道淵野辺1号交点～市道嶽之内当麻交点
市道嶽之内当麻	国道16号交点～市道当麻255号交点
市道当麻255号	市道嶽之内当麻交点～県道46号（相模原茅ヶ崎）交点
市道村富星が丘	市道下九沢淵野辺交点～県道57号（相模原大蔵町）交点
県道507号（相武台相模原）	県道57号（相模原大蔵町）交点～市道相武台団地12号交点
市道大沼古淵	国道16号交点～市道淵野辺中和田交点
市道淵野辺中和田	市道大沼古淵交点～大野小学校
市道大沼143号	県道52号（相模原町田）交点～大沼小学校
市道北里4号	県道相模原町田線交点～麻溝台高校
市道当麻97号	昭和橋～昭和橋スポーツ広場
市道磯部相武台	県道46号（相模原茅ヶ崎）交点～市道新磯交点
市道新磯	市道磯部相武台交点～市道新戸15号交点
市道新戸15号	市道新磯交点～市道新戸64号交点
市道新戸42号	市道新戸64号交点～市道新戸93号交点
河川敷進入路	市道新戸93号交点～新戸スポーツ広場
市道新磯野	麻溝台分署～県道507号（相武台相模原）交点
市道磯部上出口	市道新戸翠ヶ丘交点～市道新磯野21号交点
市道相武台団地12号	県道507号（相武台相模原）交点～市道新磯野15号交点
市道下溝158号	県道52号（相模原町田）交点～市道下溝420号交点
市道下溝420号	市道下溝158号交点～麻溝まちづくりセンター
市道新磯野21号	市道磯部上出口交点～相武台まちづくりセンター
市道新戸翠ヶ丘	県道51号（町田厚木）交点～市道麻溝南台交点
市道麻溝南台	市道新戸翠ヶ丘交点～市道相模台磯部交点
市道相模台磯部	市道麻溝南台交点～市道相模台75号交点
市道相模台75号	市道相模台磯部交点～桜台小学校
相模大野11号	県道51号（町田厚木）交点～市道磯部大野交点
市道磯部大野	相模大野11号交点～谷口台小学校
市道上鶴間	県道51号（町田厚木）交点～市道上鶴間419号交点
市道上鶴間419号	市道東林間翠ヶ丘交点～東林小学校
市道東林間翠ヶ丘	市道上鶴間419号交点～東林分署
市道南大野	国道16号交点～上鶴間分署
市道東林間	国道16号交点～市道上鶴間360号交点
市道上鶴間360号	市道東林間交点～市道上鶴間488号交点
市道上鶴間488号	市道上鶴間360号交点～上鶴間小学校
市道下九沢富士見	市道清新日金沢交点～救援物資集積・配送センター

## (2) 第2次確保路線

(第1次確保路線以外の路線で主に避難所、総合体育館及び県立高校と市災害対策本部を結ぶ路線)

路線名	区 間
市道相原36号	国道413号交点～市道相原橋本交点
市道相原橋本	市道相原36号交点～市道相原46号交点
市道相原46号	市道相原橋本交点～当麻田小学校
市道橋本81号	国道413号交点～市道橋本80号交点
市道橋本80号	市道橋本81号交点～相原中学校
市道相原大島	国道413号交点～県道48号（鍛冶谷相模原）交点
市道相原111号	市道相原大島交点～市道下九沢226号交点
市道下九沢226号	市道相原111号交点～二本松小学校
市道下九沢7号	市道相原大島交点～内出中学校
市道大島395号	市道相原大島交点～相模原総合高校
市道大島61号	市道相原大島交点～市道大島382号交点
市道大島382号	市道大島61号交点～大島小学校
市道塚場榎木戸	市道下九沢大島交点～九沢小学校
県道508号（厚木城山）	市道下九沢大島交点～市道下九沢373号交点
市道下九沢373号	県道508号（厚木城山）交点～北総合体育館
市道滝赤坂	県道48号（鍛冶谷相模原）交点～市道田名896号交点
市道田名896号	市道滝赤坂交点～田名北小学校
市道寿橋通	県道橋本停車場線交点～市道橋本37号交点
市道橋本37号	市道寿橋通交点～宮上小学校
市道宮上横山	国道16号交点～小山中学校
市道清兵衛新田14号	県道503号（相模原立川）交点～清新中学校
市道上溝305号	県道46号（相模原茅ヶ崎）交点～上溝高校
市道田名452号	県道54号（相模原愛川）交点～相模田名高校
市道富士見丸崎	星が丘公民館～陽光台小学校
市道田尻番田	県道46号（相模原茅ヶ崎）交点～上溝南小学校
市道磯部11号	県道46号（相模原茅ヶ崎）交点～相陽中学校
市道新戸32号	県道46号（相模原茅ヶ崎）交点 ～さがみロボット産業特区プレ実証フィールド
県道57号（相模原大蔵町）	市道南橋本青葉交点～市道上溝21号交点
市道上溝21号	県道57号（相模原大蔵町）交点～並木小学校
市道淵野辺青葉	市道南橋本青葉交点～弥栄小学校
市道上溝50号	県道507号（相武台相模原）交点～緑が丘中学校
市道淵野辺中和田	県道57号（相模原大蔵町）交点～共和中学校
市道大野北中前通	市道下九沢淵野辺交点～大野北中学校
市道淵野辺停車場山王	市道下九沢淵野辺交点～市道上矢部淵野辺交点
市道上矢部淵野辺	市道淵野辺停車場山王交点～大野北小学校

路線名	区 間
市道嶽之内当麻	国道16号交点～市道淵野辺古淵交点
市道淵野辺古淵	市道嶽之内当麻交点～市道山王平嶽之内交点
市道山王平嶽之内	市道淵野辺古淵交点～市道淵野辺109号交点
市道淵野辺109号	市道山王平嶽之内交点～市道淵野辺110号交点
市道淵野辺110号	市道淵野辺109号交点～淵野辺東小学校
市道当麻大沼	国道16号交点～市道大野台6号交点
市道大野台6号	市道当麻大沼交点～大野台中央小学校
市道古淵麻溝台	国道16号交点～市道大沼43号交点
市道大沼43号	市道古淵麻溝台交点～大野台中学校
市道淵野辺中和田	県道52号（相模原町田）交点～鶴野森中学校
市道大沼通	県道52号（相模原町田）交点～市道双葉4号
市道双葉4号	市道大沼通交点～双葉小学校
市道麻溝南台	県道52号（相模原町田）交点～市道麻溝台86号交点
市道麻溝台86号	市道麻溝南台交点～麻溝台中学校
市道新磯野5号	県道507号（相武台相模原）交点～若草中学校
市道磯部上出口	市道新磯野21号交点～相武台中学校
市道新磯野15号	市道相武台団地12号交点～緑台小学校
市道鶴野森大野	市道磯部大野交点～大野南中学校
市道南中通	市道鶴野森大野交点～神奈川総合産業高校
市道淵野辺中和田	市道鶴野森下森交点～谷口中学校
市道鶴野森下森	市道淵野辺中和田交点～鹿島台小学校
市道南大野	国道16号交点～市道下森中和田交点
市道下森中和田	市道南大野交点～市道上鶴間191号交点
市道上鶴間191号	市道下森中和田交点～谷口小学校
市道大野金山	国道16号交点～鶴園小学校
市道上鶴間738号	国道16号交点～市道上鶴間237号
市道上鶴間237号	市道上鶴間738号交点～上鶴間高校
市道上鶴間360号	市道上鶴間488号交点～市道翠ヶ丘交点
市道翠ヶ丘	市道上鶴間360号交点～市道上鶴間743号交点
市道上鶴間743号	市道翠ヶ丘交点～東林中学校
市道南大野	上鶴間分署～新町中学校
市道嶽之内当麻	当麻255号交点～当麻86号交点
市道当麻86号	嶽之内当麻交点～夢の丘小学校
市道東林間翠ヶ丘	東林分署～相模カンツリークラブ

## 6-4 県指定緊急輸送道路【都市建設局】

(1) 第1次緊急輸送道路

(高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

路線名	区 間	耐震診断義務化路線*	
中央自動車道 [中央高速]	全線 (東京都境～山梨県境)	○	市内全線
国道16号	全線	○	市内全線
国道20号	全線	○	市内全線
国道129号	全線	○	市内全線
国道412号	全線	○	国道413号交点(三ヶ木)～国道20号交点
国道413号	全線 (旧道を除く)	○	国道16号交点～国道412号(三ヶ木)
国道468号 [首都圏中央連絡自動車道]	全線	○	市内全線
県道46号 [相模原茅ヶ崎]	全線	○	市内全線
県道48号 [鍛冶谷相模原]	東京都境～県道510号 [長竹川尻] 交点 (新小倉橋東側)		
県道51号 [町田厚木]	東京都境～県道43号 [藤沢厚木] 交点	○	市内全線
県道52号 [相模原町田]	東京都境～県道508号 [厚木城山] 交点	○	東京都境～県道508号 [厚木城山] 交点
県道52号 [相模原町田]	県道508号 [厚木城山] 交点～首都圏中央連絡自動車道 相模原愛川 I C	○	県道508号 [厚木城山] 交点～首都圏中央連絡自動車道 相模原愛川 I C
県道54号 [相模原愛川]	県道46号 [相模原茅ヶ崎] 交点～国道412号交点 (平山坂下)	○	市内全線
県道57号 [相模原大蔵町]	東京都境～国道16号交点 (淵野辺)		
県道64号 [伊勢原津久井]	全線		
県道503号 [相模原立川]	東京都境～国道16号交点 (清新)		
県道508号 [厚木城山]	県道46号 [相模原茅ヶ崎] 交点 (上溝)～国道129号交点 (作の口陸橋)		
県道510号 [長竹川尻]	県道48号 [鍛冶谷相模原] 交点 (新小倉橋東側)～市道沼荒久根小屋金原交点		
市道沼荒久根小屋金原	県道510号 [長竹川尻] 交点～県道513号 [鳥屋川尻] 交点		

路線名	区 間	耐震診断義務化路線※
県道513号 [鳥屋川尻]	市道沼荒久根小屋金原交点～ 国道412号交点 (長竹三叉路)	

※「新・相模原市耐震改修促進計画」において定めている、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に新築工事に着工したもの)の一定の高さ以上の沿道建築物の所有者に対し、耐震診断の実施とその結果の報告を義務化した路線

(2) 第2次緊急輸送道路

(第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

路線名	区 間
県道48号 [鍛冶谷相模原]	県道510号 [長竹川尻] 交点 (新小倉橋東側) ～県道54号 [相模原愛川] 交点 (上田名)
県道76号 [山北藤野]	国道20号交点～国道413号交点
県道502号 [淵野辺停車場]	全線
県道503号 [相模原立川]	県道46号 [相模原茅ヶ崎] 交点 (上溝) ～国道16号交点 (相模原駅入口)
県道505号 [橋本停車場]	全線
県道508号 [厚木城山]	厚木市境 (昭和橋) ～国道129号交点 (塩田原)
市道市役所前通	相模原市役所～国道16号交点
市道橋本駅北口	全線【(都) 橋本駅北口線】
市道橋本駅西口	国道16号交点～市道橋本18号交点
市道橋本18号	全線

## 6-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場【こども・若者未来局、環境経済局、教育局】

(令和5年4月現在)

名称	所在地	東西×南北 m	面積㎡	避難所	広域避難場所
横山公園人工芝グラウンド	中央区横山5-11-50	128 × 83.5	10,688		○
県立相模原高等学校	中央区横山1-7-20	80 × 120	9,600		
県立麻溝台高等学校	南区北里2-11-1	110 × 100	11,000		
谷口台小学校	南区文京2-12-1	100 × 50	5,000	○	○
若草小学校	南区新磯野2329	80 × 50	4,000	○	○
田名青少年広場	中央区田名11222	80 × 50	4,000		
昭和橋スポーツ広場	南区当麻3539	70 × 70	4,900		
相模丘中学校	緑区久保沢2-22-4	90 × 90	8,100	○	○
津久井又野公園	緑区又野829	80 × 130	10,400		
神奈川県津久井馬術場駐車場	緑区鳥屋2255-1	50 × 60	3,000		
青野原グラウンド	緑区青野原2118	120 × 110	13,200		○
旧青根中学校	緑区青根1926	100 × 120	12,000	○	○
与瀬グラウンド	緑区与瀬884	80 × 60	4,800		
内郷グラウンド	緑区寸沢嵐823	75 × 60	4,500		○
帝京大学相模湖総合グラウンド	緑区寸沢嵐1173-1	90 × 90 (2箇所)	16,200		
相模湖林間公園	緑区若柳1432-2	60 × 100	6,000		
内郷中学校	緑区寸沢嵐2742-4	80 × 140	11,200		
名倉グラウンド	緑区名倉1000	100 × 150	15,000		○
県立相原高等学校	緑区橋本台4-2-1	120 × 80	9,600		

(備考) 東西×南北の距離で計算しているため、実面積と誤差があります。

## 6-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場【危機管理局】

(令和5年4月現在)

名称	所在地	面積㎡
昭和橋スポーツ広場	南区当麻3539	4,900
県立相模原弥栄高校	中央区弥栄3-1-8	15,200
津久井又野公園	緑区又野829	10,400



## 7 危險物施設



7-1 危険物施設数一覧表【消防局】

出張所別危険物施設数

令和5年4月1日現在

施設区分 出張所区分	計	製造所	貯蔵所								取扱所						
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所		第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	一般取扱所	
												自家用	営業用				
計	846	9	512	185	20	12	188	4	87	16	325	58	78	5	3	181	
緑区	小計	314	2	199	66	11	9	75	3	32	3	113	22	27		1	63
	橋本	95	2	60	32	8	1	15		4		33	7	6		1	19
	大沢	61		40	5	2	5	18		9	1	21	6	1			14
	城山	39		24	8		1	9	1	4	1	15	1	5			9
	津久井	71		46	15	1	1	14	2	12	1	25	4	9			12
	相模湖	24		15	5			8		2		9	1	3			5
	藤野	24		14	1		1	11		1		10	3	3			4
中央区	小計	360	6	218	84	9		66		48	11	136	25	31	5	2	73
	小山	51	1	32	20	1		7		3	1	18	3	1		2	12
	横山	13		7	7							6	2	2			2
	清新	39	1	17	8			5		1	3	21	1	6	3		11
	中央	31		19	3	1		12		3		12		5	1		6
	星が丘	12		7				2		5		5		3			2
	光が丘	11		5	1			1		3		6	3	3			
	大野北	45	2	30	13	1		16				13	3	3			7
	上溝	53	1	39	4	1		3		27	4	13	5	4			4
	田名	105	1	62	28	5		20		6	3	42	8	4	1		29
南区	小計	172	1	95	35		3	47	1	7	2	76	11	20			45
	大野中	46	1	28	14		1	8		4	1	17	3	6			8
	大野南	18		9	2		1	5		1		9	1	4			4
	麻溝	50		31	8		1	21	1			19	6	2			11
	新磯	8		4				3		1		4		2			2
	相模台	38		16	7			8		1		22		3			19
	相武台	2										2	1				1
	東林	10		7	4			2			1	3		3			

### 7-2 火薬類取扱事業所数一覧表【消防局】

(令和5年4月現在)

種別	製造業者	販売業者	火薬庫							火薬庫外 火薬類貯蔵場所
			1級	2級	3級	実包	煙火	がん具	小計	
	3	14	4	0	2	0	8	2	16	18

### 7-3 高圧ガス取扱事業所数一覧表【消防局】

(令和5年4月現在)

種別	第1種製造者	第2種製造者	第1種貯蔵所	第2種貯蔵所	販売事業者	容器検査所	特定高圧ガス消費者
施設数	42	260	12	65	274	14	18

### 7-4 液化石油ガス取扱事業者等一覧表【消防局】

(令和5年4月現在)

種別	液化石油ガス法						
	販売事業者 (認定販売事業者を含む)	保安機関	認定販売事業者	特定液化石油ガス 設備工業事業者	貯蔵施設 (許可を要するもの)	特定供給設備	充てん設備
	76	85	1	174	0	10	9

7-5 毒物・劇物事業者数一覧表【健康福祉局】

(令和4年3月現在)

業種		項目	施設数
製造業			9
輸入業			4
販売業合計			203
毒物 劇物 販売業	一般		163
	農業用品目		34
	特定品目		6
取扱者 業務上	電気めっき業		5
	特定毒物使用者		0

7-6 放射性物質取扱事業所数一覧表【危機管理局】

(平成29年3月31日現在)

用途	民間機関	研究機関	医療機関	教育機関	その他機関	合計
事業所数	22	2	5	8	5	42



## 8 災害警戒区域等





## 8-1 重要水防区域一覧表【危機管理局、都市建設局、消防局】

### 厚木土木水防支部

河川名	図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	地 先 名	延 長 (m)	重要なる理由	水防管理 団 体 名
		種 別	階級					
相模川	3	堤防高	B	左	相模原市南区磯部	600	流下能力不足	相模原市
相模川	4	堤防高	A	右	相模原市緑区葉山島	1,310	堤防高不足	相模原市
相模川	5	堤防高	B	左	相模原市緑区大島	1,300	堤防高不足	相模原市
相模川	6	堤防高	B	右	相模原市緑区小倉	800	堤防高不足	相模原市
計						4,010	A : 1,310m B : 2,700m	

参考：令和4年度神奈川県水防計画

### 厚木土木事務所津久井治水センター水防支部

河川名	図面 対象 番号	重要度		左右 岸別	地 先 名	延 長 (m)	重要なる理由	水防管理 団 体 名
		種 別	階級					
鳩 川	1	堤防高	A	左	相模原市南区新戸	120	堤防高不足	相模原市
鳩 川	2	堤防高	A	右	相模原市南区新戸	120	堤防高不足	相模原市
鳩 川	3	堤防高	A	左	相模原市南区新戸	360	堤防高不足	相模原市
鳩 川	4	堤防高	A	右	相模原市南区新戸	360	堤防高不足	相模原市
鳩 川	5	堤防高	A	左	相模原市南区磯部	100	堤防高不足	相模原市
鳩 川	6	堤防高	A	右	相模原市南区磯部	100	堤防高不足	相模原市
鳩 川	7	堤防高	B	左	相模原市南区磯部	1,300	堤防高不足	相模原市
鳩 川	8	堤防高	B	右	相模原市南区磯部	1,300	堤防高不足	相模原市
鳩 川	9	堤防高	A	右	相模原市南区下溝	150	堤防高不足	相模原市
鳩 川	10	堤防高	A	左	相模原市南区下溝	180	堤防高不足	相模原市
鳩 川	11	工作物	A	右	相模原市南区下溝	1箇所	函渠 流下能力不足	相模原市
鳩 川	12	堤防高	A	右	相模原市南区下溝	1,440	堤防高不足	相模原市
鳩 川	13	堤防高	A	左	相模原市南区下溝	992	堤防高不足	相模原市
計						6,552 1箇所	A : 3,922m B : 2,600m	
境 川	2	堤防高	重点A	右	相模原市中央区 淵野辺本町、上矢部	1,580	流下能力不足	相模原市
境 川	4	堤防高	A	右	相模原市緑区 橋本、相原	2,620	流下能力不足	相模原市
境 川	6	堤防高	重点A	右	相模原市緑区川尻 町田市相原町	90	流下能力不足	相模原市 町田市
境 川	8	堤防高	A	右	相模原市緑区川尻	1,780	流下能力不足	相模原市
計						6,070	A : 6,070m	

河川名	図面 対象 番号	重 要 度		左右 岸別	地 先 名	延 長 (m)	重要なる理由	水防管理 団 体 名
		種 別	階級					
串 川	1	堤防高	A	左	相模原市緑区根小屋	400	流下能力不足	相模原市
串 川	2	堤防高	A	右	相模原市緑区根小屋	400	流下能力不足	相模原市
串 川	3	堤防高	B	左	相模原市緑区青山	500	流下能力不足	相模原市
串 川	4	堤防高	B	右	相模原市緑区青山	500	流下能力不足	相模原市
串 川	5	堤防高	A	左	相模原市緑区青山	110	流下能力不足	相模原市
串 川	6	堤防高	A	右	相模原市緑区青山	130	流下能力不足	相模原市
串 川	7	堤防高	B	左	相模原市緑区鳥屋	220	流下能力不足	相模原市
串 川	8	堤防高	B	右	相模原市緑区鳥屋	220	流下能力不足	相模原市
串 川	9	堤防高	重点A	左	相模原市緑区鳥屋	300	流下能力不足	相模原市
串 川	10	堤防高	重点A	右	相模原市緑区鳥屋	300	流下能力不足	相模原市
串 川	11	堤防高	重点A	左	相模原市緑区鳥屋	140	流下能力不足	相模原市
串 川	12	堤防高	重点A	右	相模原市緑区鳥屋	600	流下能力不足	相模原市
串 川	13	堤防高	重点A	左	相模原市緑区鳥屋	140	流下能力不足	相模原市
串 川	14	堤防高	B	右	相模原市緑区鳥屋	280	流下能力不足	相模原市
串 川	15	堤防高	B	左	相模原市緑区鳥屋	2,200	堤防高不足	相模原市
串 川	16	堤防高	B	右	相模原市緑区鳥屋	1,780	堤防高不足	相模原市
計						8,220	A : 2,520m B : 5,700m	

参考：令和4年度神奈川県水防計画

## 8-2 河川水位観測所【危機管理局、都市建設局、消防局】

水害のおそれのある河川の水位観測所（神奈川県）

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	量水標管理 者 (種類)
磯部	相模川	南区磯部	2.90m	3.90m			企業庁 (テレメータ)
上依知	相模川	厚木市 上依知	5.80m	6.50m	6.90m	7.30m	企業庁 (テレメータ)
小倉	相模川	緑区川尻					企業庁 (テレメータ)
高田橋	相模川	中央区田名					県土整備局 (量水標)
昭和橋	境川	町田市 小山町	1.50m	2.00m	2.00m	2.80m	県土整備局 (テレメータ)
風戸橋	境川	町田市 相原町	0.60m	0.90m	0.90m	1.30m	県土整備局 (テレメータ)
幸延寺橋	境川	町田市 森野一丁目	1.30m	2.00m	2.00m	2.80m	県土整備局 (テレメータ)
高橋	境川	町田市 小山町	1.10m	1.80m	2.20m	2.80m	県土整備局 (テレメータ)
石橋	鳩川	南区下溝	1.60m	2.10m	2.10m	3.50m	県土整備局 (テレメータ)
小松橋	小松川	緑区川尻					県土整備局 (量水標)
河原橋	串川	緑区小倉					県土整備局 (テレメータ)
串川取水堰	串川	緑区根小屋					企業庁 (テレメータ)
串川橋	串川	緑区長竹	0.60m	1.00m	2.00m	2.40m	県土整備局 (テレメータ)
松原橋	道保川	南区下溝	0.83m	1.00m	1.94m	2.54m	県土整備局 (テレメータ)
三ヶ木	道志川	緑区三ヶ木	1.20m	1.70m	2.00m	2.40m	県土整備局 (テレメータ)
新町屋橋	小松川	緑区町屋三 丁目	0.50m	1.00m	1.40m	1.80m	県土整備局 (テレメータ)

参考：令和4年度神奈川県水防計画

水防警報発表基準水位（東京都）

上段：A. P. ※

下段：水が溢れるまでの高さ

基準地点	河川名	位置	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	担当事務所
根岸橋	境川	町田市 根岸	95.23m (2.3m)	95.93m (1.6m)	96.73m (0.8m)	南多摩東部 建設事務所
境橋	境川	町田市 原町田	75.72 (2.3m)	76.42m (1.6m)	77.22m (0.8m)	南多摩東部 建設事務所

参考：令和4年度東京都水防計画

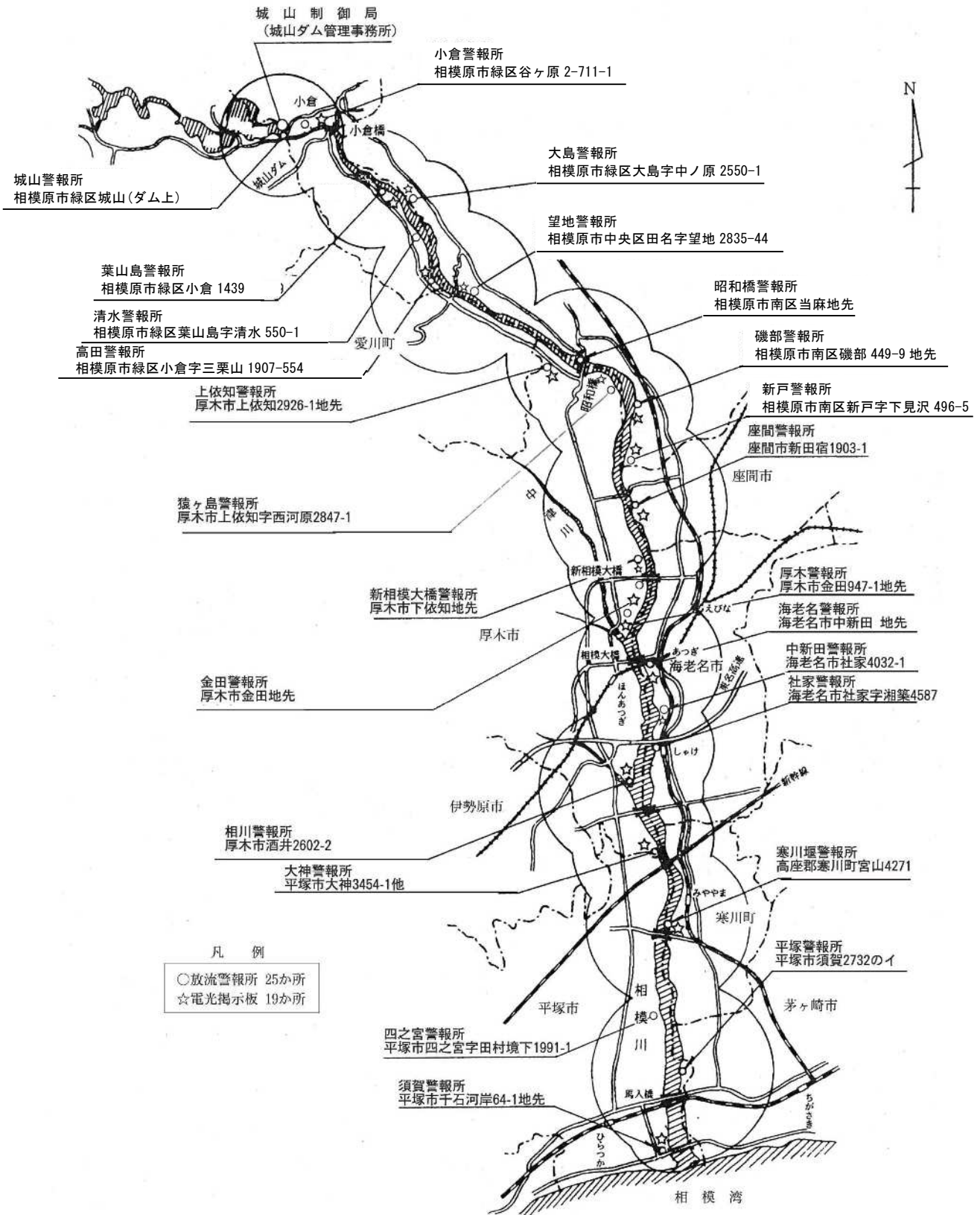
※ A. P. とは、荒川河口にある基準点からの標高を示す。

水害のおそれのある其他河川の水位観測所（相模原市）

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水 位)	避難判断水位 から溢水まで の高さ	量水標管理 者 (種類)
妙見橋	鳩川	中央区上溝		1.70m			相模原市 (水位計)
上山谷橋	鳩川	緑区下九沢					相模原市 (水位計)
当麻橋	八瀬川	南区当麻					相模原市 (水位計)
せどむら橋	姥川	中央区上溝					相模原市 (水位計)
虹吹橋	姥川	中央区上溝		2.50m			相模原市 (水位計)

(河川課)

8-3 城山ダム放流警報施設位置図【危機管理局、相模川水系広域ダム管理事務所】



## 8-4 市が管理する雨水調整池等【都市建設局】

(令和5年4月現在)

No.	名称	所在	規模		完成年度	使用形態		管理
			面積 m <sup>2</sup>	容量 m <sup>3</sup>		雨水専用	多目的	
1	相武台第2	南区相武台団地2-3	865	1,000	S53	○		下水道保全課
2	相武台第3	南区相武台3-3	938	2,000	S53	○		下水道保全課
3	相武台第4	南区相武台3-1	1,318	3,000	S53	○		下水道保全課
4	上鶴間	南区相模大野5-31	960	820	S53		○	下水道保全課
5	新磯野	南区新磯野2148外	15,860	40,127	S54		○	下水道保全課
6	緑が丘	中央区緑が丘2-31	10,000	38,600	S55		○	下水道保全課
7	南橋本	中央区南橋本2-2	694	1,020	S55	○		下水道保全課
8	西橋本第3	緑区西橋本3-9	2,023	7,825	S56	○		下水道保全課
9	相模台5丁目	南区相模台5-7他	472	507	S56	○		下水道保全課
10	新戸	南区新戸2138-1外	4,430	11,000	S56		○	下水道保全課
11	陽光台	南区下溝2348外	22,350	36,200	S57		○	下水道保全課
12	深堀	南区上鶴間4-31	18,000	27,000	S58		○	下水道保全課
13	西橋本第6	緑区西橋本3-5	2,958	10,400	S58	○		下水道保全課
14	内出	緑区下九沢2833-1外	10,700	34,600	S60		○	下水道保全課
15	大野台第3	南区大野台5-27	4,868	18,500	S62		○	下水道保全課
16	西橋本第7	緑区西橋本3-8	1,830	4,600	S63	○		下水道保全課
17	御園第2	南区御園5-14	367	1,300	S63	○		下水道保全課
18	麻溝公園	南区麻溝台3279-1外	445	2,280	H3	○		下水道保全課
19	青葉	中央区青葉3-20	314	500	H3	○		下水道保全課
20	大野台第4	南区大野台7-28	9,688	27,000	H4		○	下水道保全課
21	青葉第2	中央区青葉3-9	1,387	2,000	H5		○	下水道保全課
22	ひばり球場	中央区弥栄3	6,476	7,000	H5		○	下水道保全課
23	二本松	緑区二本松3-3	1,400	680	S56		○	下水道保全課
24	二本松第2	緑区二本松2-26	800	1,754	S56	○		下水道保全課
25	元橋本	緑区元橋本11	764	1,280	S56	○		下水道保全課
26	相原	緑区相原2-24	602	465	S57	○		下水道保全課
27	相原第2	緑区相原2-18	400	402	S57	○		下水道保全課
28	すすきの第1	中央区すすきの町33	537	646	S57	○		下水道保全課
29	すすきの第2	中央区すすきの町38	536	628	S57	○		下水道保全課
30	新戸第2	南区新戸3018-7	650	736	S59	○		下水道保全課
31	宮下	中央区宮下本町3-55	1,372	2,600	S60		○	下水道保全課
32	田尻	中央区上溝2310-3	808	987	S62	○		下水道保全課
33	石橋	中央区上溝2367-3	846	1,081	S62	○		下水道保全課
34	溝開戸	南区下溝855-12	641	721	S62	○		下水道保全課
35	あざみがや	南区当麻1123-1	1,665	5,906	S63		○	下水道保全課
36	中丸第1	南区下溝531	756	903	S63	○		下水道保全課
37	中丸第2	南区下溝502	950	1,894	S63		○	下水道保全課
38	九坊院第1	南区当麻879	1,889	6,000	S63		○	下水道保全課
39	九坊院第2	南区当麻865	1,461	2,220	S63	○		下水道保全課
40	相原下九沢	緑区二本松2-51	1,300	1,985	S63	○		下水道保全課

No.	名 称	所 在	規 模		完成 年度	使用形態		管 理
			面積 m <sup>2</sup>	面積 m <sup>2</sup>		雨水専用	多目的	
41	田名新宿第1	中央区田名7198-6	597	1,040	S63		○	下水道保全課
42	田名新宿第2	中央区田名7369-4	1,011	2,820	S63	○		下水道保全課
43	下原西	南区下溝824	2,175	2,993	H元	○		下水道保全課
44	古淵第1	南区古淵1-3	594	1,358	H3		○	下水道保全課
45	古淵第2	南区古淵4-1	488	1,522	H3		○	下水道保全課
46	古淵第3	南区古淵2-13	539	1,560	H3		○	下水道保全課
47	古淵第4	南区古淵3-4	612	1,372	H3		○	下水道保全課
48	古淵第5	南区古淵3-14	1,015	2,397	H3		○	下水道保全課
49	下中丸第1	南区下溝602-14	793	1,161	H3	○		下水道保全課
50	下中丸第2	南区下溝759	2,847	4,243	H3	○		下水道保全課
51	下中丸第3	南区下溝760-3	751	1,471	H3	○		下水道保全課
52	田名塩田原	中央区田名塩田1-17	3,800	12,232	H4	○		下水道保全課
53	上中丸第1	南区下溝304-7	1,502	2,498	H4	○		下水道保全課
54	上中丸第2	南区下溝303-7	1,401	1,605	H4	○		下水道保全課
55	上中丸第3	南区下溝333-6	1,098	2,922	H4	○		下水道保全課
56	下森鹿島第1	南区上鶴間本町2-11	1,040	1,138	H4	○		下水道保全課
57	下森鹿島第2	南区上鶴間本町2-12	581	1,444	H4	○		下水道保全課
58	下森鹿島第3	南区上鶴間本町2-12	350	885	H4	○		下水道保全課
59	下森鹿島第4	南区上鶴間本町2-12	265	631	H4	○		下水道保全課
60	緑が丘第2	中央区緑が丘2-40	1,582	4,346	H5		○	下水道保全課
61	緑が丘第3	中央区緑が丘1-31	848	2,241	H5		○	下水道保全課
62	下溝鳩川第1	南区下溝890	444	814	H5	○		下水道保全課
63	下溝鳩川第2	南区下溝786	651	429	H5		○	下水道保全課
64	下溝袋沢	南区下溝2568-5	333	490	H5	○		下水道保全課
65	相武台	南区相武台団地2-5	645	700	S45	○		下水道保全課
66	西橋本	緑区西橋本4-9	366	630	S53		○	下水道保全課
67	西橋本第2	緑区西橋本3-2	106	80	S53	○		下水道保全課
68	上鶴間第2	南区上鶴間4-12	156	210	S53	○		下水道保全課
69	上溝	中央区上溝4492	130	156	S55	○		下水道保全課
70	西橋本第4	緑区西橋本1-18	2,215	6,815	S57	○		下水道保全課
71	御園	南区御園1-18	263	505	S57	○		下水道保全課
72	磯部	南区磯部1310	200	218	S63	○		下水道保全課
73	上鶴間第3	南区上鶴間4-22	164	423	H3	○		下水道保全課
74	大沢	緑区下九沢1764	1,650	2,700	S56	○		河川課
75	下九沢	緑区下九沢532	10,028	10,970	S58	○		河川課
76	上溝四ツ谷第1	中央区上溝4408-14	748	1,352	H8		○	下水道保全課
77	上溝四ツ谷第2	中央区上溝4115-8	295	596	H8		○	下水道保全課
78	上溝四ツ谷第3	中央区上溝4410-9	400	539	H8		○	下水道保全課
79	相武台第5	南区相武台1-1	1,950	2,773	S60	○		下水道保全課
80	向陽	中央区向陽町2-42	88	224	H10		○	下水道保全課
81	共和	中央区共和3-3	97	342	H11		○	下水道保全課
82	市役所前	中央区中央2-11	215	860	S60		○	下水道保全課
83	上鶴間第4	南区上鶴間2-9	113	319	H13		○	下水道保全課

No.	名称	所在	規模		完成年度	使用形態		管理
			面積 m <sup>2</sup>	面積 m <sup>2</sup>		雨水専用	多目的	
84	相原第3	緑区相原4-24	418	505	H13	○		下水道保全課
85	相原第4	緑区相原5-7	250	717	H13		○	下水道保全課
86	しおだ第1	中央区田名塩田1-17	2,007	6,339	H13	○		下水道保全課
87	しおだ第2	中央区田名塩田2-23	4,086	10,442	H13		○	下水道保全課
88	西橋本第5	緑区西橋本3-21外	362	1,128	H13		○	下水道保全課
89	西橋本第8	緑区西橋本5-3	2,474	6,322	H14		○	下水道保全課
90	田名新田	中央区田名8058-31	166	399	H15		○	下水道保全課
91	西橋本第9	緑区西橋本3-3	145	339	H15		○	下水道保全課
92	星が丘	中央区星が丘4-5	91	141	H15		○	下水道保全課
93	御園2丁目	南区御園2-6	78	239	H15		○	下水道保全課
94	大野台第5	南区大野台1-6	433	1,367	H16		○	下水道保全課
95	上鶴間第5	南区上鶴間本町9-10	96	493	H16		○	下水道保全課
96	小町通り	中央区小町通1-5	93	165	H17		○	下水道保全課
97	鶴野森	南区鶴野森1-47	66	697	H18		○	下水道保全課
98	上鶴間道正山	南区上鶴間本町9-52	512	815	H19	○		下水道保全課
99	小田急相模原駅北口	南区南台3-8外	110	197	H20		○	下水道保全課
100	麻溝台第3	南区麻溝台2-9	217	273	H20		○	下水道保全課
101	横山	緑区川尻1929-1外	6,600	11,500	S53		○	津久井下水道事務所
102	横山第2	緑区原宿南1-17	250	500	S60		○	津久井下水道事務所
103	若葉台	緑区若葉台1-10-4	2,500	10,000	S49	○		津久井下水道事務所
104	相武台一丁目	南区相武台1-1	137	365	H21		○	下水道保全課
105	麻溝台4丁目	南区麻溝台4-7	154	410	H23		○	下水道保全課
106	淵野辺	中央区淵野辺1-6	245	520	H24		○	下水道保全課
107	光が丘	中央区光が丘2-18	366	867	H25		○	下水道保全課
108	田名葛輪	中央区田名2644-12	135	350	H25		○	下水道保全課
109	光が丘第2	中央区光が丘1-10	110	254	H25	○		下水道保全課
110	下九沢宮ノ上	中央区下九沢1183-165	249	1,577	H26		○	下水道保全課
111	大島	緑区大島1598-29	181	440	H26		○	下水道保全課
112	御園第3	南区御園3-37	353	1,018	H26		○	下水道保全課
113	淵野辺第2	中央区淵野辺2-5	335	435	H27		○	下水道保全課
114	大島第2	緑区大島1714-4外	179	530	H28		○	下水道保全課
115	淵野辺第3	中央区淵野辺5-992-46	276	657	H28		○	下水道保全課
116	下溝稲荷林	南区下溝1965	110	192	H28	○		下水道保全課
117	向原4丁目	緑区向原4-100-1外	1,357	3,526	H26	○		津久井下水道事務所
118	当麻宿	南区当麻2575-40外	3,877	6,540	H28	○		下水道保全課
119	上鶴間第6	南区上鶴間3-1019-4	146	264	R2	○		下水道保全課

下水道保全課が管理する雨水調整池 113箇所  
津久井下水道事務所が管理する調整池 4箇所  
河川課が管理する雨水調節池 2箇所  
相模原市が管理する雨水調整池等の合計 119箇所



8-5 流域貯留浸透施設一覽表【都市建設局】

(平成27年3月31日現在)

年度	学校名	所在地	流域面積 m <sup>2</sup> (敷地面積)	貯留面積 m <sup>2</sup> (校庭面積)	貯留量	河川流域	
60年度	1	清新中学校	中央区清新8丁目	23,600	9,100	1,100	鳩川
	2	中央中学校	中央区富士見1丁目	17,900	7,600	835	〃
	3	相模台小学校	南区南台6丁目	20,300	6,730	970	目久尻川
	4	向陽小学校	中央区向陽町	30,100	11,300	1,400	境川
	5	旭小学校	緑区橋本6丁目	17,560	3,700	570	〃
	小計		109,460	38,430	4,875		
61年度	6	谷口中学校	南区上鶴間本町4丁目	17,472	6,900	820	境川
	7	大野北中学校	中央区淵野辺2丁目	48,560	10,800	1,720	〃
	8	上溝南小学校	中央区上溝	16,300	5,000	730	鳩川
	9	光が丘小学校	中央区光が丘2丁目	19,050	6,200	900	〃
	10	星が丘小学校	中央区星が丘3丁目	26,260	11,000	1,300	〃
	小計		127,642	39,900	5,470		
62年度	11	共和中学校	中央区共和1丁目	20,200	5,940	940	境川
	12	新町中学校	南区相模大野9丁目	16,360	7,150	780	〃
	13	旧磯野台小学校	南区新磯野4丁目	15,740	4,900	740	鳩川
	14	上溝小学校	中央区上溝7丁目	17,500	6,500	830	〃
	15	中央小学校	中央区富士見1丁目	22,510	6,990	1,050	〃
	小計		92,310	31,480	4,340		
63年度	16	相武台中学校	南区新磯野5丁目	33,450	12,650	1,560	鳩川
	17	上溝中学校	中央区横山5丁目	50,500	11,480	1,530	〃
	18	相原中学校	緑区橋本8丁目	22,490	10,150	1,060	境川
	19	共和小学校	中央区高根1丁目	17,800	4,990	640	〃
	小計		124,240	39,270	4,790		
元年度	20	大沢中学校	緑区大島	26,510	7,100	1,190	鳩川
	21	並木小学校	中央区並木2丁目	15,640	4,710	700	〃
	22	桜台小学校	南区相模台7丁目	21,110	6,270	940	目久尻川
	23	相原小学校	緑区相原4丁目	16,560	5,130	740	境川
	小計		79,820	23,210	3,570		
2年度	24	相陽中学校	南区磯部	30,960	6,700	1,020	鳩川
	25	清新小学校	中央区清新3丁目	28,800	7,610	1,350	〃
	26	大野小学校	南区古淵3丁目	20,072	6,086	900	境川
	27	上鶴間小学校	南区上鶴間4丁目	15,470	5,010	700	〃
	小計		95,302	25,406	3,970		
3年度	28	鶴の台小学校	南区旭町	21,220	7,231	950	境川
	29	東林小学校	南区相南2丁目	19,830	4,700	750	〃
	30	相武台小学校	南区相武台団地2丁目	19,940	6,070	910	目久尻川
	小計		60,990	18,001	2,610		
4年度	31	大沼小学校	南区東大沼3丁目	23,211	6,701	1,044	境川
	32	鹿島台小学校	南区上鶴間本町1丁目	18,640	4,400	840	〃
	小計		41,851	11,101	1,884		
5年度	33	淵野辺小学校	中央区淵野辺4丁目	16,990	5,060	750	境川
	34	谷口台小学校	南区文京2丁目	24,390	4,790	760	〃
	小計		41,380	9,850	1,510		
	合計		772,995	236,648	33,019		

8-6 異常気象時の通行規制区間について【都市建設局】

(令和5年4月現在)

番号	路線名	雨量観測所	規制雨量	規制箇所
1	県道521号 (佐野川上野原)	佐野川	時間雨量 30mm 連続雨量 200mm	佐野川306(鬼取橋) ～佐野川2323(堺橋)
2	県道522号 (桐原藤野)			佐野川2044(県道521号交点) ～小淵1695(国道20号交点)
3	県道35号 (四日市場上野原)	牧野	時間雨量 30mm 連続雨量 200mm	牧野8175(山梨県境) ～牧野9194(県道517号交点)
4	県道517号 (奥牧野相模湖)			牧野4164(県道76号交点) ～寸沢嵐3386(国道412号交点)
5	県道520号 (吉野上野原停車場)			日連1677(勝瀬橋先) ～日連623(県道76号交点)
6	県道76号 (山北藤野)			青根1412(国道413号交点) ～牧野4164(県道517号交点)
7	市道篠原新和田			牧野5538(県道76号交点) ～牧野3261(県道517号交点)
8	県道518号 (藤野津久井)	下関戸	時間雨量 30mm 連続雨量 200mm	牧野2594(県道517号交点) ～青野原723(国道413号交点)
9	県道515号 (三井相模湖)	津久井治水センター	時間雨量 20mm 連続雨量 100mm	三井1310(三井遮断機) ～三井867(名手遮断機)
				千木良55(千木良遮断機)
10	国道413号	青根	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	青野原3561(NTT前) ～青根2861(山梨県境)
11	県道64号 (伊勢原津久井)	ほおずき山		鳥屋2906(茨菰橋) ～青野原471(国道413号交点)
12	県道511号 (太井上依知)	三増峠	時間雨量 30mm 連続雨量 200mm	小倉424(小倉橋) ～葉山島1907(愛川町境)

※国道413号は、「青根」と「ほおずき山」の雨量が多いデータを用いて事前通行規制を実施

## 8-7 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表【危機管理局】

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法第57号）により指定を受けた地区

（令和5年4月現在）

番号	対象区域		指定年月日	指定面積	告示番号
	区域名	所在地			
1	古淵	南区古淵 4-1775 他	昭和 47. 3. 28	1. 66ha	県告示第 362 号
2	上鶴間	南区上鶴間 6-1562 他	昭和 47. 3. 28	0. 73ha	県告示第 361 号
3	久保沢	緑区久保沢 3-975-1 他	平成 12. 3. 31	0. 90ha	県告示第 300 号
4	与瀬中野	緑区与瀬 2162-1 他	平成 14. 2. 12	1. 30ha	県告示第 64 号
5	与瀬横道	緑区与瀬 2096-1 他	平成 17. 3. 22	0. 92ha	県告示第 207 号
6	稲生	緑区長竹 542-1 他	平成 20. 7. 15	1. 14ha	県告示第 439 号
7	根小屋	緑区根小屋 2500-1 他 緑区根小屋 2552-1 他	平成 21. 1. 20 平成 26. 11. 4	0. 59ha 0. 26ha	県告示第 30 号 県告示第 562 号
8	寸沢嵐	緑区寸沢嵐 3135-1 他	平成 27. 6. 30	0. 32ha	県告示第 337 号
9	古淵	南区古淵 4-1799-12 他	平成 29. 6. 2	0. 09ha	県告示第 271 号
10	牧野上ノ久保	緑区牧野 5527-2 他	令和 3. 2. 16	0. 33ha	県告示第 53 号
11	根小屋	緑区根小屋	令和 4. 8. 26	0. 37ha	県告示第 366 号

## 8-8 防火地域、準防火地域指定状況一覧表【都市建設局】

（令和5年4月現在）

都市計画区域	市街化区域	防火地域	準防火地域
21, 704ha	6, 845ha	261ha	4, 325ha

8-9 孤立対策推進地区一覧表【各区役所】

(令和5年4月現在)

地域	地区名		読み	自治会名	距離が遠い※	谷奥に位置する	連絡道路少ない	連絡道路細い	橋梁	特に問題となる点
城山	川尻	雨降	あめふらし	城北	○					
	葉山島	葉山島	はやまじま	葉山島	○					
津久井	青根	荒井	あらい	荒丸	○					
		平丸	ひらまる		○					
		音久和	おんぐわ	音久和	○					
	青野原	西野々	にしのもの	西野々	○					
		前戸	まえど	前戸	○					
	青山	鮑子	あびこ	鮑子	○					
		大岩下	おおいわした		○					
		桜野	さくらの	関上	○					
	鳥屋	馬石	まいし	馬石	○					
	長竹	萆尾根	にろおね	萆尾根	○					
	三井	名手	なで	名手	○		○	○	○	避難所まで距離長い。湖対岸または山地の細い道路
青根	大川原	おおがわら	大川原				○	○	橋梁または山地の細い道路	
相模湖	小原	底沢	そこさわ	底沢	○	○	○			谷奥に位置する
	寸沢嵐	新戸	しんど	新戸	○				○	避難路は青馬橋のみ
		道南	どうなん	道志	○					
		道南(南沢・南畑)	どうなん(みなみさわ・みなみばたけ)		○	○	○	○		避難所まで距離長い。細い道路がひとつのみ
	千木良	赤馬中通り	あこうまなかどおり	赤馬中通り	○		○	○	○	谷越え道路のみ
		赤馬東部	あこうまとうぶ	赤馬東部						谷越え道路のみ
	与瀬	横橋	よこはし	横橋	○		○	○		避難所を結ぶ唯一の道路が急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている
	若柳	鼠坂	ねんざか	鼠坂	○					
		尾房	おぶさ		○		○		○	桂北小に行くには相模湖大橋のみ
		奥畑	おくばた	奥畑	○	○	○	○	○	桂北小に行くには相模湖大橋のみ
藤野	小淵	藤野台	ふじのだい	藤野台	○		○			経路がひとつ
		上小淵	かみおぶち	上小淵	○					
		下小淵	しもおぶち	下小淵	○					
	佐野川	上岩	かみいわ	上岩	○					

地域	地区名	読み	自治会名	距離が遠い※	谷奥に位置する	連絡道路少ない	連絡道路細い	橋梁	特に問題となる点	
		御霊	ごりょう	御霊	○					
藤野	佐野川	下岩	しもいわ	下岩	○					
		鎌沢	かまざわ	鎌沢	○	○	○			
		登里	とおり		○	○	○	○		
		橋詰	はしづめ	和田	○		○		斜面中腹に位置する	
		和田	わだ		○	○	○			
	沢井	伝通	でつとう	栃谷	○	○	○	○		
		栃谷	とちや		○	○	○	○		
	名倉	芝田	しばた	芝田	○				○	経路は湖対岸または山地越え
		大刀	おおだち	大刀	○				○	経路は湖対岸または山地越え
		名倉	なぐら	名倉	○				○	経路は湖対岸または山地越え
		日向	ひなて	日向	○					
		葛原	とずらはら	葛原	○					
	日連	青田	おおだ	日連	○		○			
		日連	ひづれ		○					
	牧野	綱子	つなご	綱子	○	○	○			
		奥牧野	おくまぎの	奥牧野	○					
		舟久保	ふなくぼ	舟久保	○					
		長又	ながまた	長又	○					
		用沢	ようざわ	中尾	○	○	○	○		
		中尾日向	なかおひなて		○					
伏馬田		ふすまだ	伏馬田	○				○	対岸または山地斜面	
仲沢		なかざわ	篠原・牧馬	○	○	○	○			
篠原		しのばら		○						
田ヶ岡		たがおか		○		○				
牧馬	まきめ	○								
菅井	すがい	菅井	○							

※〇:避難所から1km以上の地区

## 8-10 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設【関係各局】

(令和5年4月現在)

### 1 要配慮者利用施設の範囲

<p>高齢者施設等</p>	<p>介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む）、療養通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（みなし事業所を含む）、認知症対応型通所介護事業所</p>
<p>児童福祉施設等</p>	<p>児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児入所施設、児童館、こどもセンター、児童クラブ、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）</p>
<p>障害者施設等</p>	<p>療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立訓練事業所、宿泊型自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター</p>
<p>病院等</p>	<p>病院、診療所（患者を入院させるための施設又は人工透析設備を有するものに限る）、助産所（助産又は保健指導を行うための入所施設を有するもの）</p>
<p>教育施設等</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、野外体験教室</p>

## 2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（緑区）

No.	名称	所在地	種別	河川名
1	相模川自然の村野外体験教室(相模川ビレッジ若あゆ)	大島 3497-1	野外体験教室	相模川
2	認定こども園新町幼稚園	相原 1-20-5	認定こども園	境川
3	花物語 さがみ北	相原 3-7-39	認知症対応型共同生活介護	境川
4	花織さがみ北	相原 3-7-39	小規模多機能型居宅介護	境川
5	相模原市立宮上小学校	橋本 4-11-1	小学校	境川
6	ゆうゆう保育園	橋本 4-11-2-105	地域型保育事業	境川
7	ぬくもりのおうち保育第2橋本園	橋本 4-11-44	地域型保育事業	境川
8	特別養護老人ホーム 東橋本ひまわりホーム	東橋本 4-14-36	通所介護	境川
9	特別養護老人ホーム 東橋本ひまわりホーム	東橋本 4-14-36	短期入所生活介護	境川
10	特別養護老人ホーム 東橋本ひまわりホーム	東橋本 4-14-36	介護老人福祉施設	境川
11	幼保連携型認定こども園東橋本ひまわり保育園	東橋本 4-14-36	認定こども園	境川
12	相模原市立広田小学校	広田 9-5	小学校	境川
13	広田児童クラブ	広田 9-5	児童クラブ(余裕教室型)	境川
14	相模原市立湘南小学校	小倉 1573	小学校	相模川
15	ライフホーム城山	小倉 1620	通所介護	相模川
16	ライフホーム城山	小倉 1620	短期入所生活介護	相模川
17	ライフホーム城山	小倉 1620	介護老人福祉施設	相模川

## 3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（中央区）

No.	名称	所在地	種別	河川名
1	イージーホーム(イージーホームかみやべ)	上矢部 1-4-7	共同生活援助(包括型)	境川
2	イージーホーム(イージーホームかみやべ2)	上矢部 1-10-28	共同生活援助(包括型)	境川
3	アクティビティデイサービス 笑が家	上矢部 2-11-10	地域密着型通所介護	境川
4	保育園ぐらんでいーる	東淵野辺 2-16-5	保育所	境川
5	hanare	東淵野辺 3-29-1	生活介護	境川
6	イージーホーム(イージーホームみやしも)	宮下本町 1-34-4	共同生活援助(包括型)	境川
7	老人ホーム宮下の春	宮下本町 2-19-41	住宅型有料老人ホーム	境川
8	グループホーム 宮下本町	宮下本町 2-36-4-2	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	境川
9	住宅型有料老人ホーム 相模の森	宮下本町 2-36-6	住宅型有料老人ホーム	境川
10	デイサービス富士見	宮下本町 2-36-6-1号	通所介護	境川
11	老人ホーム富士見	宮下本町 2-36-6-1号	住宅型有料老人ホーム	境川
12	認定こども園小山白ゆり幼稚園	宮下本町 3-4-12	認定こども園	境川
13	白ゆり学童クラブ	宮下本町 3-4-12	民間児童クラブ	境川
14	住宅型有料老人ホーム クルール相模原	水郷田名 1-2-13	住宅型有料老人ホーム	相模川
15	だんらんの家 水郷田名	水郷田名 2-13-12	地域密着型通所介護	相模川
16	グループホームたんぽぽ水郷田名	水郷田名 2-13-55	認知症対応型共同生活介護	相模川
17	友愛保育園	水郷田名 2-14-68	保育所	相模川
18	花物語あじさい西	水郷田名 2-20-14	認知症対応型共同生活介護	相模川
19	ムート水郷田名	水郷田名 2-26-28	住宅型有料老人ホーム	相模川
20	アクア水郷田名デイサービス	水郷田名 2-26-28	通所介護	相模川
21	太陽の家 水郷田名	水郷田名 3-1-11	住宅型有料老人ホーム	相模川

## 4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（南区）

No.	名称	所在地	種別	河川名
1	ヴィンテージ・ヴィラ相模原	上鶴間本町 2-17-16	特定施設入居者生活介護	境川
2	わくわく保育室	上鶴間本町 5-1-4 山崎商事本社ビル1F	認可外保育施設(相模原市認定保育室)	境川
3	相模原市立谷口小学校	上鶴間本町 5-13-1	小学校	境川
4	谷口児童クラブ	上鶴間本町 5-13-1	児童クラブ(独立型)	境川
5	あすかフィジカルセンター町田	上鶴間本町 5-16-3 1F	通所介護	境川
8	中和田幼稚園	上鶴間本町 8-54-10	私立幼稚園	境川
7	神奈川県立上鶴間高等学校	上鶴間本町 9-31-1	県立高校	境川
8	児童養護施設 相模原南児童ホーム	新戸 905-1	児童養護施設	相模川
9	乳児院 相模原南児童ホーム	新戸 905-1	乳児院	相模川

No.	名称	所在地	種別	河川名
10	新戸デイサービスセンター	新戸 1716-1	通所介護	相模川
11	新磯こどもセンター	新戸 2268-1	こどもセンター	相模川
12	リハビリ特化型デイサービス ムーブメント相模原	磯部 137-2	地域密着型通所介護	相模川
13	花物語 さがみ	磯部 156-1	認知症対応型共同生活介護	相模川
14	福寿さがみ南磯部	磯部 236-4	住宅型有料老人ホーム	相模川
15	デイサービスセンター福寿さがみ南磯部	磯部 236-4	通所介護	相模川
16	小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵 磯部	磯部 282-1	小規模多機能型居宅介護	相模川
17	相模原市立新磯小学校	磯部 1028-5	小学校	相模川
18	スマイルライフ株式会社	磯部 1095	就労継続支援 (B型)	相模川
19	レアール原当麻	下溝 525 番地 4	共同生活援助	鳩川
20	介護老人福祉施設 ラベ相模原	当麻 3539-1	短期入所生活介護	相模川
21	介護老人福祉施設 ラベ相模原	当麻 3539-1	介護老人福祉施設	相模川
22	だんらんの家 原当麻	当麻 1110-7	地域密着型通所介護	鳩川

### 5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (緑区)

No.	名称	所在地	種別
1	相模原市立内出中学校	下九沢 2845	中学校
2	相模川自然の村野外体験教室(相模川ビレッジ若あゆ)	大島 3497-1	野外体験教室
3	相模原市立広陵小学校	若葉台 4-3-1	小学校
4	広陵児童クラブ	若葉台 4-3-1	児童クラブ (余裕教室型)
5	相模原市立湘南小学校	小倉 1573	小学校
6	ライフホーム城山	小倉 1620	通所介護
7	ライフホーム城山	小倉 1620	短期入所生活介護
8	ライフホーム城山	小倉 1620	介護老人福祉施設
9	レイクサイド津久井(はもと Wood 三井)	三井 605-2	共同生活援助(包括型)
10	中野保育園	太井 152-1	保育所
11	住宅型有料老人ホームなかよし	太井 165-1	住宅型有料老人ホーム
12	ほのぼのサービスセンター おおひかい	太井 167-5	地域密着型通所介護
13	介護老人福祉施設 旭ヶ丘特別養護老人ホーム	根小屋 2363-2	通所介護
14	介護老人福祉施設 旭ヶ丘特別養護老人ホーム	根小屋 2363-2	短期入所生活介護
15	介護老人福祉施設 旭ヶ丘特別養護老人ホーム	根小屋 2363-2	介護老人福祉施設
16	グループホーム城山(グループホーム根小屋Ⅰ)	根小屋 2615-3	共同生活援助(包括型)
17	グループホーム城山(グループホーム根小屋Ⅱ)	根小屋 2615-3	共同生活援助(包括型)
18	根小屋地区日中活動支援センター そよかぜ	根小屋 2734	生活介護
19	つくいホーム (ねごっち)	根小屋 2734	共同生活援助(包括型)
20	就労継続支援B型事業所 シンドバットENガーデン	根小屋 388 番地 1	就労継続支援 (B型)
21	ワゲン療育病院長竹	長竹 494-1	病院
22	ワゲン療育病院長竹	長竹 494-1	療養介護
23	ワゲン療育病院長竹	長竹 494-1	短期入所
24	ワゲン療育病院長竹	長竹 494-1	障害児入所施設 (医療型)
25	認定こども園津久井ヶ丘幼稚園	長竹 838-1	認定こども園
26	相模原市立串川小学校	長竹 1424	小学校
27	串川児童クラブ	長竹 1424-1	児童クラブ (独立型)
28	相模原市立串川中学校	長竹 1469	中学校
29	ケアセンター 勇気凜凜	長竹 2663-1	通所介護
30	相模原市立鳥屋学園	鳥屋 1339	義務教育学校
31	「こころ」にじの森	鳥屋 3480-1	住宅型有料老人ホーム
32	デイサービスセンターグランシエル	青山 2033-2	地域密着型通所介護
33	アロハ デイサービス青山	青山 2281-4	地域密着型通所介護
34	相模原赤十字病院	中野 256	病院
35	ほのぼのサービスセンター	中野 277-2	通所介護
36	ほのぼのサービスセンター	中野 277-2	生活介護
37	ほのぼのサービスセンター	中野 277-2	短期入所
38	ほのぼのサービスセンター (グループホームなかよし)	太井 165-1	共同生活援助(包括型)
39	ほのぼのサービスセンター一匠	中野 302-1	生活介護
40	ほのぼのサービスセンター一匠	中野 302-1	地域密着型通所介護
41	相模原市立中野小学校	中野 600	小学校



No.	名 称	所在地	種 別
42	中野児童クラブ	中野 600	児童クラブ (余裕教室型)
43	津久井療育相談児童発達支援事業所	中野 613-2 津久井 保健センター	児童発達支援
44	相模原市立中野中学校	中野 960	中学校
45	相模原市立津久井障害者地域活動支援センター	中野 1004-3	地域活動支援センター
46	庵	中野 1077-1	地域密着型通所介護
47	ライフリンク 相模原	中野 1351-1	地域密着型通所介護通所介護相当サービス
48	ばらの花幼稚園	中野 1366	私立幼稚園
49	ふれあいの家 (ふれあいの家II)	中野 1384-4	共同生活援助(包括型)
50	つくい助産院	又野 531-7	助産所
51	相模原市立津久井中央小学校	三ヶ木 39-7	小学校
52	津久井中央児童クラブ	三ヶ木 39-7	児童クラブ (余裕教室型)
53	相模原市立青和学園	青野原 1250-1	義務教育学校
54	青野原保育園	青野原 1975-2	保育所
55	バイステック青根	青根 1161-1	共同生活援助
56	バイステック青根	青根 1161-1	短期入所
57	特別養護老人ホーム 青根苑 1 号館	青根 1728-1	短期入所生活介護
58	特別養護老人ホーム 青根苑 1 号館	青根 1728-1	介護老人福祉施設
59	特別養護老人ホーム 青根苑 2 号館	青根 1728-1	短期入所生活介護
60	特別養護老人ホーム 青根苑 2 号館	青根 1728-1	介護老人福祉施設
61	相模原市立桂北小学校	与瀬 877	小学校
62	桂北児童クラブ	与瀬 877	児童クラブ (余裕教室型)
63	相模湖こども園	与瀬 886-7	認定こども園
64	相模原市立北相中学校	与瀬 1019-5	中学校
65	瀬戸の森 通所リハビリテーション	与瀬 1091	通所リハビリテーション
66	千木良児童クラブ	千木良 1035	児童クラブ (余裕教室型)
67	相模原市立千木良小学校	千木良 1035	小学校
68	つくいホーム (ほほえみ)	千木良 1041-1	共同生活援助(包括型)
69	つくいホーム (えがわ)	千木良 1041-1	共同生活援助(包括型)
70	神奈川県立津久井養護学校	若柳 44	特別支援学校
71	ハートてらす相模原若柳	若柳 1076	地域密着型通所介護
72	相模原市立内郷中学校	寸沢嵐 2742-4	中学校
73	医療法人社団早雲会 相模湖病院	寸沢嵐 2891	病院
74	介護老人福祉施設 さがみ湖桂寿苑	寸沢嵐 3331	介護老人福祉施設
75	ショートステイサービス さがみ湖桂寿苑	寸沢嵐 3331	短期入所生活介護
76	介護老人保健施設 ケアガーデンさがみ湖	寸沢嵐 3333-1	介護老人保健施設
77	介護老人保健施設 ケアガーデンさがみ湖	寸沢嵐 3333-1	通所リハビリテーション
78	介護老人保健施設 ケアガーデンさがみ湖(ユニット型)	寸沢嵐 3333-1	介護老人保健施設
79	相模原市立藤野北小学校	佐野川 1901	小学校
80	佐野川薫風	佐野川 2433	生活介護
81	特別養護老人ホーム 銀の館	佐野川 2575	介護老人福祉施設
82	銀の館居宅介護センター	佐野川 2575	通所介護
83	銀の館居宅介護センター	佐野川 2575	短期入所生活介護
84	グループホーム 夢かご	佐野川 3104-1	認知症対応型共同生活介護
85	小規模多機能型居宅介護 夢かご	佐野川 3104-1	小規模多機能型居宅介護
86	グループホーム しらゆき I	佐野川 3440-1	共同生活援助(包括型)
87	グループホーム しらゆき II	佐野川 3440-1	共同生活援助(包括型)
88	グループホーム しらゆき III	佐野川 3440-1	共同生活援助(包括型)
89	藤野薫風	佐野川 3723-1	短期入所
90	藤野薫風	佐野川 3723-1	施設入所支援
91	ふるさと自然体験教室 (ふじの体験の森やませみ)	澤井 936-1	野外体験教室
92	ふじのこども園	吉野 1030-12	認定こども園
93	さつき地域生活ホーム グループホーム吉野 (さくら)	吉野 1369	共同生活援助
94	さつき地域生活ホーム グループホーム吉野 (かえて)	吉野 1369	共同生活援助
95	相模原市立藤野中学校	小淵 2082	中学校
96	相模原市立藤野小学校	日連 549	小学校
97	藤野児童クラブ	日連 549	児童クラブ (余裕教室型)
98	ふじのタンポポ	日連 618-3	生活介護

No.	名 称	所在地	種 別
99	タンポポハウス	日連 1640-1	共同生活援助(包括型)
100	タンポポハウスS	日連 1640-1	短期入所
101	すずかけの家	牧野 1987	小規模多機能型居宅介護
102	NPO法人篠原の里 のびるっ子	牧野 2881	認可外保育施設 (相模原市認定保育室)
103	相模原市立藤野南小学校	牧野 4327	小学校
104	藤野南児童クラブ	牧野 4327	児童クラブ (余裕教室型)
105	くりのみ学園	牧野 6076-1	施設入所支援
106	くりのみ学園短期入所	牧野 6076-1	短期入所
107	くりのみ学園短期入所	牧野 6076-1	日中短期入所
108	医療法人社団清伸会 保育所	牧野 8147-2	認可外保育施設 (企業内)
109	医療法人社団清伸会 ふじの温泉病院	牧野 8147-2	病院
110	藤野さつき学園	牧野 9638	施設入所支援
111	藤野さつき学園	牧野 9638	日中短期入所
112	藤野さつき学園短期入所	牧野 9638	短期入所
113	老人保健施設 なごみの里	牧野 8110-2	介護老人保健施設
114	老人保健施設 なごみの里	牧野 8110-2	通所リハビリテーション
115	やまぼうしの家	名倉 1206-8	住宅型有料老人ホーム

## 6 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (中央区)

No.	名 称	所在地	種 別
1	上溝ジョイフルホームそよ風	上溝 5-14-28	特定施設入居者生活介護
2	医療法人社団小松会 介護老人保健施設 清泉の郷	上溝 1132-1	介護老人保健施設
3	ルイーダの家あき	上溝 1964-1	通所介護
4	認知症 デイサービス 秋桜	上溝 3172-1	認知症対応型通所介護
5	グループホーム 秋桜	上溝 3172-1	認知症対応型共同生活介護
6	短期入所事業所フォレスト inn 田名	田名 5039-1	短期入所
7	住宅型有料老人ホーム クルール相模原	水郷田名 1-2-13	住宅型有料老人ホーム
8	太陽の家 水郷田名	水郷田名 3-1-11	住宅型有料老人ホーム
9	認定こども園田名幼稚園	水郷田名 1-16-3	認定こども園

## 7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (南区)

No.	名 称	所在地	種 別
1	イエローテール (イエローテールⅠ)	鶴野森 2-25-8	共同生活援助(包括型)
2	イエローテール (イエローテールⅡ)	鶴野森 2-25-8	共同生活援助(包括型)
3	誠心相陽幼稚園	磯部 1648	私立幼稚園
4	ロンド・リアンⅡ	下溝 317-1	短期入所
5	ロンド・リアン (ロンド)	下溝 317-1 1階	共同生活援助(包括型)
6	ロンド・リアン (リアン)	下溝 317-1 2階	共同生活援助(包括型)
7	特別養護老人ホーム あさみぞホーム	下溝 2305	介護老人福祉施設
8	特別養護老人ホーム あさみぞホーム	下溝 2305	短期入所生活介護
9	あさみぞデイケアセンター	下溝 2305	通所介護
10	医療法人社団博奉会相模ヶ丘病院	下溝 4378	病院
11	ふれあいの丘(ふれあいの丘)	下溝 4378	共同生活援助(包括型)
12	ふれあいの丘(丘の上)	下溝 4378	共同生活援助(包括型)
13	特別養護老人ホーム よもぎの里 愛の丘	当麻 490-1	介護老人福祉施設
14	よもぎの里 愛の丘 保育室	当麻 490-1	認可外保育施設 (企業内)
15	医療法人相愛会 相愛病院	当麻 1632	病院
16	医療法人相愛会 相愛病院	当麻 1632	介護療養型医療施設

## 9 災害救助法



## 9-1 災害救助に係る神奈川県資源配分計画【関係各局】

### 1 策定の目的

複数の市町村に災害救助法が適用されることが想定される大規模災害時に、県の広域調整の下で、公平で迅速な救助が行えるよう、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

### 2 策定の理由

これまで大規模災害時には、災害救助法を適用し、県が実施主体となり、市町村への事務委任を通じて救助を実施する体制であったが、平成30年6月に、同法が改正され、国の指定により、政令指定都市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

そこで、救助の主体が複数になることも想定される中で、大規模災害時に県域全体として、公平な救助を迅速に実施するため、災害対策基本法及び改正災害救助法に基づく県の広域調整権の下で、市町村の被災状況に応じて、円滑かつ適切に資源配分を行う必要がある。

### 3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者へ公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(対象となる資源の例)

- ・被災者に提供する水、食料、生活必需物資などの救援物資
- ・救援物資等の輸送手段や物資拠点
- ・応急仮設住宅（建設型、借上型）
- ・医療資源（保健医療活動 チーム、医療機関、医薬品等）
- ・国がプッシュ型で提供する資源、県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、九都県市など、広域的な枠組みを活用して調達する資源
- ・その他、指定（地方）公共機関など、広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(対象外となる資源の例)

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域商店会等から調達する物資などの地域密着型の物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

### 4 適用する事態

複数の市町村で災害救助法が適用される広域的な災害とする。なお、救助実施市のみが同法の適用となる局所災害においては、計画は適用せず、救助実施市は、自ら資源を確保し、県は、被災市の資源の確保が迅速で適切にできるよう、支援することとする。

### 5 資源配分の目安

県が平成25・26年度に実施した地震被害想定に基づく、資源配分の目安は、「別表」のとおりとする。

これを基に、県、救助実施市は必要な事前の準備を行い、資源配分計画が適用される災害にあっては、次項に基づき、被災の状況に応じて、資源供給計画を策定し、資源の供給を行うこととする。

また、大規模水害など、地震以外の災害においては、目安の設定は行わず、被災状況に応じて、次項の

手順に準じて資源の配分を行うこととする。

なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部（県統制部）と連携して資源配分・供給を行うものとする。

## 6 資源供給計画の策定

物資の配分については、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災害対策基本法第 86 条の 16 第 2 項）」及び市町村の要請を受けて県が調達・供給するプル型支援（同法第 86 条の 16 第 1 項）に分けて、手順を整理する。

### (1) プッシュ型支援

国の首都直下地震等の応急対策計画では、国は発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し 4 日目以降、順次、県が、市町村が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。国のプッシュ型支援における資源の供給計画の策定手順は次のとおりとする。なお、県がプッシュ型支援を行う場合にも、同様とする。

#### ア 資源配分の目安の確認

県統制部において、震度情報などから、類似の地震を推定し、「別表」に基づく資源配分割合の目安を確認し、資源供給の準備を行う。

#### イ 資源供給計画の策定

市町村等からの被害報告、県の現地災害対策本部などからの情報を基に、概括的な被害情報を整理し、推定される避難者数などを基に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模、時期など、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。

なお、発災後 3 日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3 日目までに物資が不足する市町村から要請があった場合には、県が次項のプル型物資の手順による緊急調達を行う。

### (2) プル型支援

市町村からの物資等の要請を受け、県は、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関などに対して応援要請を行い、市町村に供給する。その際の資源供給計画の策定手順は次のとおり。

#### ア 市町村の支援ニーズの把握

県統制部が、県の災害情報管理システムや現地災害対策本部などからの情報を基に、市町村の物資のニーズを把握、整理する。

#### イ 資源供給計画の策定

県統制部が、物資等供給事業者や全国知事会などの応援による供給可能量、輸送時期を把握し、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

なお、広域調達した物資は、県の広域物資拠点で受け入れ、市町村が指定する地域内輸送拠点等に輸送する。

## 7 資源供給計画の策定の体制

県統制部・被災者救援班に、救助実施市、物資等輸送関係団体の LO（情報連絡員）等による資源配分連絡調整チーム（仮称）を設置し、資源配分の目安の確認、資源供給計画の策定、物資の集配拠点の指定、輸送手段の確保などの調整を行う。

救助実施市は、発災後、速やかに、資源配分の判断ができる立場の職員及び救助実施市の災害対策本部との連絡調整ができる職員を、県統制部に派遣する。

なお、医療や応急仮設住宅など、個別の計画に基づく資源配分は、県災害対策本部の所管部が、必要に応じ、救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行うが、県統制部に設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）で調整が必要になった場合は、第 10 項の連絡会議（仮称）の構成員を招集し、適宜、調整を行うことができることとする。

## 8 特別基準の協議

県統制部及び救助実施市は、国と特別基準を協議する場合は、公平な救助を実施するため、できるだけ事前に情報を共有する。また、国との協議結果についても同様に共有する。

なお、個別の計画に基づく配分を行う資源に係る特別基準を協議する場合についても、県災害対策本部の各部署は、救助実施市の担当部署との間で情報を共有し、その情報については、県統制部とも共有するものとする。

## 9 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用（県にあつては、事務委任に基づき委任を受けた市町村が繰替支弁をした費用を含む）について、それぞれ、求償に応じる。

その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように、留意するものとする。

## 10 平時における取組

### (1) 災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

県は、常設の災害救助に係る連絡会議（仮称）を設置し、これを毎年 1 回以上開催し、資源配分計画の検証、連携体制の確認を行う。

なお、会議は、次の者によって構成するものとし、詳細は別途要綱等により定める。

- ・ 県、救助実施市、市長会、町村会
- ・ 内閣府、国の地方機関
- ・ 物資等輸送関係団体
- ・ 建設・不動産関係団体
- ・ 医療関係団体
- ・ 指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・ 協定事業者
- ・ その他 災害救助法に基づく委託団体（日本赤十字社神奈川県支部）

### (2) 連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、連絡会議（仮称）の構成機関は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、関係機関で共有する。

### (3) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保など、県が設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）の設置、運営訓練を定期的実施する。

### (4) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するため、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

また、物資の円滑な供給を確保するため、物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

#### 11 救助実施市以外の市町村の支援

##### (1) 平時

県は、本計画に基づき、公平な救助の実施が行えるよう、災害救助法の事務委任に係る事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修等の充実に努める。

また、市町村の資源の確保を迅速で適切に支援できるよう、協定のさらなる充実など、国や民間企業等との連携強化に努める。

##### (2) 災害発生時の対応

県は、事前の取決めにに基づき、市町村に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施する。また、救助実施市は、被災の状況に応じ、自らの資源を活用し、県の広域調整の下で、救助実施市以外の市町村の支援に努める。



別表 (資源配分の目安)

	都心南部 直下型地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震
横浜市	6強	6強	5弱	5強	5強	7	7
	554,430	259,330	0	19,550	25,260	1,587,310	1,706,930
	42%	63%	0%	22%	20%	42%	42%
川崎市	6強	6弱	4	5強	5強	7	7
	479,060	5,620	0	14,850	31,040	428,590	484,060
	36%	1%	0%	17%	24%	11%	12%
相模原市	6強	5弱	5弱	5強	5強	6強	6強
	85,980	450	0	10	430	81,920	81,920
	6%	0%	0%	0%	0%	2%	2%
政令指定 都市以外 の市町村	6強	6強	6強	6弱	6弱	7	7
	180,000	142,850	61,520	51,680	69,440	1,647,230	1,710,090
	13%	34%	100%	60%	55%	43%	42%

上段は最大震度、中段は避難者数（人）、下段は資源配分割合（小数点以下切り捨てで記載）をそれぞれ示す。

※上表は、県の地震被害想定での避難者数を基にした資源配分の目安である。実災害時には、ライフラインや住宅などの被災状況、地域の特性、市町村のニーズなどを総合的に判断した上で、県の広域調整の下、資源配分を行う。

## 9-2 応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画【都市建設局】

### 1 策定の目的

平成30年6月に災害救助法が改正され、国の指定により、政令市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

県内に救助の実施主体が複数になることも想定される中で、県では、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な救助を行うため、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などについて「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局災害対策課所管）（以下「県資源配分計画」という。）」を定めることとなった。

この県資源配分計画において、「医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部と連携して資源配分・供給を行うものとする。」とされたことから、応急仮設住宅の供給については、県資源配分計画の個別計画として、建設型応急仮設住宅の設置計画（供給計画）の策定に係る事務オペレーション等について「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を次のとおり定めることとする。

### 2 資源配分について

#### (1) 資源配分の対象

○本計画において、資源配分の対象は、建設型応急仮設住宅に係る協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）から示される「供給可能戸数」とする。

○一方、借上型応急仮設住宅は、県下共通の供給ルールで運用する必要があることや、建設型応急仮設住宅の配分をする上で民間賃貸住宅の供給戸数を把握する必要があることなどから、広域調整が必要な資源として県資源配分計画の対象としているが、次の理由により、配分は設定しない。

(理由)

- ・今後、都心南部直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、被災した市町村だけでは借上型応急仮設住宅を確保することが困難な場合には、当該市町村又は県を越えた広域的な避難も余儀なくされる可能性が高い。
- ・このような大規模の災害においては、被災者が民間賃貸住宅を自ら探すことが主流となることが想定される。実際に、東日本大震災時には、全国各地に避難が行われ、本県でも民間賃貸住宅等に被災者を受入れており、被災者が自ら選択して契約をした。
- ・このような大規模の災害において、救助の実施主体毎に空き住戸を配分すると、被災者の避難行動を制約し、迅速な住宅提供を損ねる可能性がある。

#### (2) 資源の事前配分

大規模災害において、救助実施市が発災直後から速やかに建設準備に着手できるように、協定団体から示される初動期（1か月）の供給可能戸数について、人口割合に応じて事前に配分することとし、次表のとおり事前配分戸数をあらかじめ設定する。

なお、事前配分の適用については、発災直後の県内の被災状況（震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害の浸水範囲等）を踏まえ、県及び救助実施市で協議して決定する。

■事前配分戸数（平成30年4月1日時点の総人口数により設定）

救助主体	総人口数		事前配分戸数（戸）	
	（人）	（地域比）	割合	合計
横浜市	3,733,084	40.7%	41%	771
川崎市	1,505,357	16.4%	16%	301
相模原市	722,688	7.9%	8%	150
県（政令市除く）	3,202,150	34.9%	35%	658
合計	9,163,279	100%	100%	1880

【参考】 県内の供給可能戸数<sup>※1</sup>（単位：戸（29.7㎡、9坪））

協定団体	1か月	3か月	6か月	備考
プレハブ建築協会（プレ協） <sup>※2</sup>	(3,800)	(29,000)	(62,000)	(関東)
	380	2,900	6,200	神奈川県
全国木造住宅産業協会（全木協）	500	1,500	3,000	神奈川県
日本木造住宅産業協会神奈川支部（木住協）	1,000	3,000	6,000	神奈川県
合計	1,880	7,400	15,200	

※1 各協定団体の供給可能戸数は、協定締結時に掲示された供給可能戸数（平成30年11月末時点）

※2 プレ協の本件への供給可能戸数は、関東圏域（10都県）の供給可能戸数の10%と想定している。

### 3 建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に係る事務オペレーション

#### (1) 平時

##### ①早期着工可能地の選定（市町村）

・市町村は、建設候補地データベースを適時に更新し、早期着工可能地を選定して県に報告する。

##### ②事前対策の情報共有及び検討（県、市長村）

・県及び市町村は、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会において、応急仮設住宅の供給に係る事前対策の情報共有及び検討を行う。

#### (2) 発災直後～1週間頃

##### ①事前配分の適用の要否の判断（県、救助実施市）＜発災直後＞

・県及び救助実施市は、2（2）に基づき、資源の事前配分の適用の要否を協議して決定する。

##### ②供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）

・県は、公的賃貸住宅（事業主体）及び借上型応急仮設住宅（協定団体）の提供可能戸数、並びに建設型応急仮設住宅（協定団体）の供給可能戸数を把握して、市町村と情報共有する。

##### ③必要建設戸数の推計（県）

・①の事前配分の適用を踏まえて、県は、次の推計方法に基づき、必要建設戸数を推計し、市町村と情報共有する。

#### 【必要建設戸数の推計方法】

$$\begin{aligned} \text{必要建設戸数} &= \text{避難者数}^{\ast 1} / 2 \text{人}^{\ast 2} \text{ (避難世帯数の推計)} \\ &\quad \times 80\% \text{ (全壊・半壊世帯数割合}^{\ast 3} \text{の推計)} \\ &\quad \times 1/2 \text{ (建設型応急仮設住宅要望}^{\ast 4} \text{の推計)} \end{aligned}$$

※1 県災害情報管理システムの避難者数により把握する。

※2 本県の世帯平均人数より設定（H27.10.1時点2.26人）

※3、4 東日本大震災における被災県の実例を参考に設定

（注意）「必要建設戸数」の公表に当たっては、発災後の初期段階の情報に基づく推計値であることを明記して、協定団体等が混乱を招くことがないようにする。

##### ④建設用地の選定（市町村）

・市町村は、③の必要建設戸数（推計値）に対して、地域特性や被災状況を踏まえて、早期着工可能地の中から建設用地を選定して、県に報告する。

##### ⑤要望調査の準備（市町村）

・市町村は、実際の必要建設戸数を把握するため、要望調査（避難所アンケート等）の準備を開始する。

##### ⑥設置計画（第1次）の策定（県、救助実施市）

・県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に供給可能戸数を配分する。

・県及び救助実施市は、配分された供給可能戸数について、④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画の原案を作成する。

・県は、設置計画原案について、市町村（救助実施市を除く）に意見照会を行う。

・県及び救助実施市は、内閣府と調整の上、設置計画（第1次）を策定する。

(3) 2～3 週間頃

①供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）【更新】

- ・ 県は、協定団体から提供される供給可能戸数等の情報を適時に更新して、市町村と情報共有する。

②必要建設戸数の推計（県）【更新】

- ・ 県は、必要建設戸数（推計値）を適時に更新して、市町村と情報共有する。

③要望調査の実施（市町村）

- ・ 市町村は、準備が整い次第、避難所アンケート等による要望調査を開始し、必要建設戸数を推計値から要望戸数に置き換えて県に報告する。

④建設用地の選定（市町村）【見直し、追加】

- ・ 市町村は、③の要望戸数に応じて、建設用地の見直し及び追加を行って県に報告する。

⑤設置計画（第1次）の更新（県、救助実施市）

- ・ 県は①～③の情報を基に、県及び救助実施市に配分する供給可能戸数を精査する。
- ・ 県及び救助実施市は、精査後の供給可能戸数と④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画（第1次）の内容を見直して更新する。

(4) 3 週間以降

(3) と同様の流れで、第2次以降の設置計画を策定する。

4 特別基準の協議について

県及び救助実施市は、建設型応急仮設住宅の特別仕様等の特別基準について国と協議する場合は、できるだけ事前に情報を共有することとする。また、国との協議結果についても、同様に共有する。

5 その他

本計画に記載のない事項については、県資源配分計画及び神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（神奈川県地域住宅協議会作成）によることとする。

以上

### 9-3 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書【健康福祉局】

相模原市（以下「発注者」という。）と日本赤十字社神奈川県支部（以下「受注者」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）第16条に基づく救助又はその応援の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 発注者は、法第16条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について、受注者へ委託する。

（1）医療

ア 医療は、災害のための医療の途を失った者に対する応急的な処置とする。

イ 医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。

（2）助産

ア 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のための助産の途を失った者に対する処置とする。

イ 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給とする。

（3）死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者に対する必要な限度内における処理とする。

イ 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

2 第1項各号の規定にかかわらず、発注者受注者協議の上、緊急の必要があると認める場合は、委託事務の範囲を変更することができる。

3 発注者は、神奈川県広域調整の下、受注者に委託事項の実施を要請する。

4 受注者は、発注者からの要請に基づき、委託事項を行う。

5 第1項に規定する委託の実施期間は、発注者受注者が協議して定める。

（報告）

第2条 受注者は、前条第1項に規定する委託を実施したときは、当該委託の終了後速やかに、発注者が別に定める様式により、当該委託の実績を発注者に報告するものとする。

（委託費用）

第3条 発注者は、発注者が要請した委託を実施するため、受注者が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を、受注者からの請求に基づき支払う。

2 前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準は、別表のとおりとする。

（効力及び有効期間）

第4条 この契約は、発注者が法第2条の2で規定する救助実施市の指定を受け、法が適用された日から効力を有する。

2 この契約の有効期間は、効力発生日から平成32年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1カ月前までに、発注者又は受注者から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、法に基づくほか、発注者受注者協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

受注者 横浜市中区山下町70番の7  
日本赤十字社 神奈川県支部  
事務局長

## 別表

## 委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。） 時間外手当、深夜手当及び旅費については日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程、日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社旅費規則等により計算した額
救護所設置費	救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費
救護諸費	ア 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具の実費及び破損処理等の実費 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用の実費。ただし、一体当たりの限度額は、昭和34年8月18日付け社発第428号厚生省社会局長通知「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」による
輸送及び従事者賃金	医療、助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び従事者賃金は、当該地域における通常の実費
その他の費用	前各号に該当しない費用であって委託事項実施のために使用した費用の実費
扶助費	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、その者又はその者の遺族に対し日本赤十字社法第32条の規定によって支給された扶助金の額
事務費	委託事項実施のため、事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費



## 9-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程【危機管理局】

平成31年4月1日 相模原市告示第150号

改正 令和元年10月23日告示第232号

改正 令和3年7月1日告示第271号

改正 令和4年4月14日告示第161号

改正 令和5年4月11日告示第177号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)第3条及び災害救助法の施行に関する規則(平成31年相模原市規則第44号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助の程度、方法及び期間について定めるものとする。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第2条 法第4条第1項第1号及び第2項の避難所並びに同条第1項第1号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。

### (1) 避難所

ア 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

イ 原則として、学校等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外への仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施すること。

ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、避難所の利用者1人1日当たり340円以内とすること。

エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に、当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

カ 法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から別に定める日までの期間とすること。

### (2) 応急仮設住宅

住家が全壊し、全焼し、又は流出したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

#### ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(イ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定することとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とすること。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できること。ただし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できること。

- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。
- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。
- (キ) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、通常の実費とすること。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (イ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅として提供するものとすること。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とすること。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第4条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救助に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 避難所に避難している者又は住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- イ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とすること。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

(2) 飲料水の供給

- ア 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- イ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、通常の実費とすること。
- ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

(令元告示232・一部改正)

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊又は半焼、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を、その喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - ア 被服、寝具及び身の回り品
  - イ 日用品
  - ウ 炊事用具及び食器
  - エ 光熱材料
- (3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額を上限とする。この場合において、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定すること。
  - ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	55,200円に5人を超える世帯員1人につき

						8,000円を加算した額
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	84,300円に5人を超える世帯員1人につき11,600円を加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	19,400円に5人を超える世帯員1人につき2,700円を加算した額
冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	28,100円に5人を超える世帯員1人につき3,700円を加算した額

(4) 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(医療及び助産)

第5条 法第4条第1項第4号の医療及び助産は、次の各号に掲げる救助に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 医療

ア 災害のため、医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

イ 医療救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、次の(ア)に掲げる機関又は(イ)に掲げる者が当該(ア)又は(イ)の定めるところにより行うことができる。

(ア) 病院又は診療所 医療

(イ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)施術者があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定により行うことができる範囲の施術

ウ 次の範囲内において行うこと。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、医療救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額を上限とし、施術者による場合は協定料金の額を上限とすること。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。

(2) 助産

ア 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

イ 次の範囲内において行うこと。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料(以下「衛生材料等」という。)の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、医療救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

エ 助産を実施できる期間の終期は、分べんした日から7日以内とすること。

(被災者の救出)

第6条 法第4条第1項第5号の被災者の救出は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、

又は救出するものであること。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、通常の実費とすること。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は住が大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した者に対して行うものであること。

(2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷による被害を受けた世帯 343,000円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了すること。

(学用品の給与)

第8条 法第4条第1項第8号の学用品の給与は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次のア及びイに掲げる費用につきそれぞれア及びイに定める額を上限とすること。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,800円

(イ) 中学校生徒 1人当たり5,100円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,600円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(埋葬)

第9条 法第4条第1項第9号の埋葬は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うこと。

(2) 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

ア 棺(附属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とすること。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(死体の捜索及び処理)

第10条 政令第2条第1号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 死体の捜索

ア 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

イ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費又は燃料費とし、通常の実費とすること。

ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 死体の処理

ア 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

イ 次の範囲内において行うこと。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 検案は、原則として医療救護班において行うこと。

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とすること。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、通常の実費を加算することができること。

(ウ) 医療救護班において検案をすることができない場合は、慣行料金の額を上限とすること。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第11条 政令第2条第2号の規定による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内となるようにすること。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(令元告示232・一部改正)

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第12条 法第4条第1項各号及び第2項に掲げる救助を実施するに当たり必要な場合は、次に定めるところにより救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げるとおりとすること。

ア 被災者(法第4条第2項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、通常の実費とすること。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助を実施する期間内とすること。

(救助事務費)

第13条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次に定めるところによる。

(1) 救助事務費として支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において、救助事務費として支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額(第2条から第12条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び規則第5条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。))の合計額をいう。)の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

(政令第3条第2項による救助の程度、方法及び期間)

第14条 政令第3条第2項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年10月23日告示第232号)

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和3年7月1日告示第271号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年4月14日告示第161号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年4月11日告示第177号)

この告示は、公表の日から施行する。

## 1 0 被災者支援





## 10-1 住家及び市有建物の被害調査実施要領【財政局】

### 1 住家等被害調査の実施

#### (1) 被害調査の目的

応急対策を迅速に行うための罹災証明書を発行するため、災害により被害を受けた住家等の被害認定を行うことを目的とする。

#### (2) 調査の対象

市有建物を除くすべての家屋を対象とする。

#### (3) 調査の方法

調査は、チームごとに命じられたエリアを内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査する。この場合において、チームの体制は別に定める。

#### (4) 再調査

罹災証明の内容に不服があるなど、被災者から再調査の申出があった場合は、再調査を実施し、その結果を受付部署へ報告するものとする。この場合において、被災者への結果報告は受付部署が行う。

### 2 市有建物被害調査の実施

#### (1) 被害調査の目的

市所有の建物の被害状況を速やかに把握し、避難所等災害時用施設としての使用の可否を判断する。

#### (2) 調査の対象

市所有の建物

#### (3) 調査の様式

市有建物被害調査報告書による。

#### (4) 調査の報告

必要な都度、災害対策本部事務局に報告する。

## 市有建物被害調査報告書

調査年月日：平成 年 月 日

調査員・職・氏名

他 名

施設名	区分	調査時刻	建物の被害状況			内部の状況		施設内の人的被害		
	時分	時分	全壊・半壊・一部損壊	有・無	窓・壁の破損	避難所等の使用の可否	左の内容	死者	負傷者	措置
1		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
2		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
3		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
4		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
5		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
6		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
7		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
8		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
9		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	
10		:	全壊・半壊・一部損壊	有・無		可・一部使用可・不可		名	名	

## 10-2 相模原市令和元年台風第19号に係る

### 宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業実施要綱【都市建設局】

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年台風第19号(以下「台風第19号」という。)により、市内の民有宅地等に流入し堆積した土砂混じりがれきについて、生活環境保全上の支障及び二次災害等の公益上重大な支障の除去並びに被災者の生活再建支援を図るため、当該土地所有者等からの申請により、市が当該土砂混じりがれきの撤去を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民有宅地等 個人又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者が所有する市内の土地(居住の用に供する家屋があるものに限る。)をいう。
- (2) 土砂混じりがれき 土砂、流木又は岩石及びがれき(家財等を含む。)が混ざったものをいう。
- (3) 被災土地 台風第19号により土砂混じりがれきが流入し堆積した民有宅地等をいう。

(対象)

第3条 撤去の対象は、市長が生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める被災土地の土砂混じりがれきとする。

(申請等)

第4条 土砂混じりがれきの撤去の申請をしようとする当該被災土地の所有者等(以下「申請者」という。)は、宅地内堆積土砂混じりがれき撤去申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 配置図(様式第3号)
- (2) 被災土地の状況写真(様式第4号)
- (3) 申請者の身分証明書の写し
- (4) 撤去作業に隣接地の承諾が必要な場合は、宅地内堆積土砂混じりがれき撤去に関する同意書(隣接地権者等)(様式第5号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期限は、令和2年8月31日までとする。ただし、受付期限を過ぎて申請されたもののうち、遅延した理由について市長がやむを得ないと判断するものについては、申請を受理できるものとする。

3 第1項の規定による申請を被災土地の所有者等以外の者が代理して行う場合は、宅地内堆積土砂混じりがれき撤去に関する委任状(様式第6号)を提出しなければならない。

4 第1項の規定による申請をした者は、申請した内容の変更、又は申請の取下げをしようとするときは、宅地内堆積土砂混じりがれき撤去申請取下(変更)申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、現地確認を行った上で、宅地内堆積土砂混じりがれき撤去の適否を決定し、その結果を宅地内堆積土砂混じりがれき撤去に関する決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(撤去の費用)

第6条 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る費用は、市が負担する。

(遵守事項)

第7条 第5条の規定により撤去実施の決定の通知を受けた者(以下「撤去決定者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 撤去の実施前までに当該土地内及び周辺にある必要物を搬出すること。
- (2) 撤去の実施について、近隣への周知を行うこと。

(撤去の実施等)

第8条 市長は、第5条の規定により、土砂混じりがれきの撤去を行うこととした場合は、施工業者を決定し、市、撤去決定者及び施工業者の三者による現地立会い及び事前の綿密な打合せを行った後、撤去を開始するものとする。

2 市長は、施工業者から撤去の完了の報告を受けたときは、速やかに完了の確認を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

### 10-3 相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例【健康福祉局】

(趣 旨)

第1条 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。以下同じ。）により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して支給する災害障害見舞金及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭57条例29・一部改正)

(定 義)

第2条 この条例において「市民」とは、自然災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が政令第1条に規定する災害（第5条及び第8条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(昭57条例29・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族の範囲)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とする。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者1人につき、法第3条第3項に定める金額を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して規則で定める額とする。

(昭50条例10・昭52条例9・昭53条例20・昭56条例28・昭57条例29・一部改正)

(支給の制限)

第6条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 政令第2条の規定に該当するとき。

(報告等)

第7条 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その者（次条において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

(昭57条例29・追加)

(災害障害見舞金の額)

第9条 災害障害見舞金の額は、障害者1人につき、法第8条第2項に定める金額を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して規則で定める額とする。

(昭57条例29・追加)

(準用)

第10条 第6条及び第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭57条例29・追加)

(災害援護資金の貸付け)

第11条 市長は、政令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭57条例29・旧第8条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、規則で定める。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（政令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

3 災害援護資金は、無利子とする。

4 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が償還期日に償還すべき金額を償還しなかつたときは、償還すべき金額につき、年5パーセントの割合をもつて、償還期日の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該償還期日に償還しないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（昭50条例10・一部改正、昭57条例29・旧第9条繰下）

（償還）

第13条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

（昭57条例29・旧第10条繰下）

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（昭57条例29・旧第11条繰下）

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平17条例90・旧附則・一部改正）

（津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置）

2 津久井町及び相模湖町の編入の前日に生じた災害による編入前の津久井町及び相模湖町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、それぞれ旧津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年津久井町条例第31号）又は旧相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年相模湖町条例第29号）の規定の例による。

（平17条例90・追加）

（城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置）

3 城山町及び藤野町の編入の前日に生じた災害による編入前の城山町及び藤野町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、それぞれ旧城山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年城山町条例第32号）又は旧藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤野町条例第25号）の規定の例による。

（平18条例77・追加）

附則（昭和50年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附則（昭和52年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（昭和51年法律第74号）の適用の日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（昭和53年6月22日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（昭和53年法律第6号）の適用の日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（昭和56年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附則（昭和57年12月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例第8条から第10条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（平成17年12月21日条例第90号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附則（平成18年12月25日条例第77号）

この条例は、平成19年3月11日から施行する。

附則（平成31年3月18日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

## 10-4 相模原市小災害見舞金支給要綱【健康福祉局】

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年相模原市条例第39号）の適用を受けない火災、風水害、地震その他の災害（以下「災害」という。）による被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「被災者」とは、災害を受けた当時、市内に居住する者で、災害により居住する住家に被害を受けた世帯の世帯主、死亡者又は重傷者をいう。

(見舞金等の支給)

第3条 見舞金等は、被災者に対して支給する。ただし、被災者が死亡した場合は、その遺族に対して支給する。

(被災状況の認定)

第4条 市長は、関係機関等の協力を得て、公平かつ迅速に被災状況の認定を行うものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次に掲げる区分による。

(1) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分	見舞金の額
1人世帯	20,000円
2人以上の世帯	50,000円

(2) 住家の半焼、半壊により被害を受けた世帯

世帯区分	見舞金の額
1人世帯	10,000円
2人以上の世帯	20,000円

(3) 住家の床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	見舞金の額
1人世帯	5,000円
2人以上の世帯	20,000円

(4) 災害により死亡した者又は重傷者

区分	見舞金等の額
死亡	100,000円
重傷	30,000円

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、見舞金等の額の増額をすることができる。

(見舞金等支給の制限)

第6条 被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災した者に対しては、見舞金等を支給しないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和40年10月1日から施行する。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

2 津久井町及び相模湖町の編入の日前に生じた災害による編入前の津久井町及び相模湖町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害見舞金の支給については、それぞれ旧津久井町災害見舞金支給条例（昭和50年津久井町条例第3号）又は旧相模湖町災害見舞金支給要綱（昭和55年1月1日から適用）の規定の例による。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

3 城山町及び藤野町の編入の日前に生じた災害による編入前の城山町及び藤野町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有していた者に係る災害見舞金の支給については、それぞれ旧城山町災害見舞金支給条例（昭和45年条例第12号）又は旧藤野町災害見舞金支給条例（平成3年藤野町条例第17号）の規定の例による。

附 則

この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則



この要綱は、昭和51年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月24日から施行し、平成3年9月19日以降に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月19日から施行し、平成14年8月1日以降に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月1日以降に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

## 10-5 相模原市風水害り災者住宅改良資金利子補給要綱【健康福祉局】

(目的)

第1条 この要綱は、風水害により損傷した住宅を緊急に改良する必要がある市民が、当該住宅の改良資金を独立行政法人住宅金融支援機構等から借り受けた場合にその利子の一部を補助し、もって市民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 風水害による損傷 住宅が風害、水害により半壊以上となったとき、又は床上浸水、土砂のたい積等により居住するのに困難な状態であると市長が認めたものをいう。
- 2 住宅 主として人の居住の用に供する家屋（その一部を店舗その他の居住の用以外の用に供用する部分を有するものを含む。）をいい、その他これに附属する防災上必要な擁壁等を含むものとする。

(利子補給の対象者)

第3条 風水害り災者住宅改良資金の利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1 市内に住所を有し、前条に規定する風水害により自己の住宅に損傷を受けた者
- 2 前号の損傷を受けた住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受け、約定による期限内の償還金を支払った者

(利子補給の額及び期間等)

第4条 利子補給金等は、次の各号に定めるところによる。

- 1 利子補給金の対象となる借入金の限度額は、590万円（簡易耐火構造及び耐火構造にあつては640万円）とする。
- 2 利子補給金の額は、前号の借入金額に対し、毎年度3%以内で予算の範囲内の額とする。
- 3 利子補給の期間は、借入れの日から3年以内とする。ただし、3年以内に繰上償還により借入金の支払いが完了した場合は支払完了時の年度までとする。

(利子補給金の交付の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、各年度の末日までに風水害り災者住宅改良資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 利子補給金の交付を受けようとする者は、り災の日から5年以内に前項の申請をしなければならない。

(利子補給金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、利子補給金の交付を決定したときは風水害り災者住宅改良資金利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、申請の却下を決定したときは風水害り災者住宅改良資金利子補給金却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第7条 市長は、利子補給金の交付決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）の請求に基づき利子補給金を交付する。

(状況調査等)

第8条 市長は、利子補給金の交付後であっても必要と認めたときは、住宅の活用状況等を調査することができる。

(利子補給金の交付の決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、利子補給金の交付の決定を取消することができる。この場合において、すでに交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- 1 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- 2 この要綱の規定に反したとき。
- 3 前各号のほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

附 則

この要綱は、昭和52年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行し、平成20年8月28日以後に生じた災害から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

## 10-6 生活福祉資金の概要【健康福祉局】

(令和5年4月現在)

- 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- 生活福祉資金には、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付や、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付等があります。

<災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付の概要>

貸付限度額	150万円
貸付利率	年利1.5% ※連帯保証人を立てれば無利子
据置期間	6ヶ月以内
償還期間	7年以内

- 利用できる方  
低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯  
貸付には審査があり、ご希望に添えない場合もあります。
- このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。

## 10-7 被災者生活再建支援金の概要【健康福祉局】

(令和5年4月現在)

### 1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村
- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満のものに限る）
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満のものに限る）
- ⑥ ③又は④の都道府県が2以上ある場合に、  
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る）  
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

### 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

### 3. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

#### 4. 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

#### 5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

## 10-8 生業資金の融資制度【環境経済局】

(令和5年4月現在)

### 1. 農 林

#### ①天災融資制度

対 象 者	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置が発動された災害で、農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額10%以上の被害を受けた者で、市町村長の認定を受けた者
対 象 資 金	種苗、肥飼料、農薬、燃料費等、農林漁業経営に必要な資金
貸付条件	貸付限度額 個人 200 万円 (激甚災害法を適用する場合は 250 万円) 法人 2,000 万円 貸付利率 天災融資法発動の都度決定 償還期限 3～6年以内 (激甚災害法を適用する場合は 4～7年以内)

#### ②農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）

対 象 者	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織等
対 象 資 金	自然災害や社会的・経済的環境変化等により、農業経営の維持安定が困難な農業者が、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期かつ低利な資金
貸付条件	借入限度額 ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額 ② ①以外の場合：600万円 償還期限 15年以内（うち措置期間3年以内）

#### ③災害対策資金

対 象 者	市町村長が認定した天災等による被害農業者、「農作物の病虫害、家畜の流行性疾病」により生じた農畜産物の再生産に関する被害については、農産物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平年農業総収入の10%以上の被害を被った者
対 象 資 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農舎・畜舎・ハウス・果樹棚・農産加工施設・集出荷施設等の復旧・取得・補修に必要な資金</li> <li>・トラクター・コンバイン・田植機・運搬車・農産加工用機具等の取得に必要な資金</li> <li>・果樹・茶等の植栽・育成に要する資金</li> <li>・家畜の購入・育成に要する資金</li> <li>・小規模な土地の改良・復旧に必要な資金</li> <li>・種苗・肥料・飼料など消耗資材の購入に要する資金</li> </ul>
貸付条件	貸付限度額 個人 1,800万円 法人・任意団体 1億円 その他知事が特に認めた場合はその額 融資率 100% 償還期間（うち据置期間） 原則15年以内（3年以内）

## 2. 商 工

### ①災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

対象者	災害により被害を被った中小企業・小規模事業者（農業協同組合・連合会については、中小事業特定事業を行っている場合は利用可能）
対象資金	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
貸付条件	融資限度額 中小企業事業：別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円） 国民生活事業：貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円） 融資利率 中小企業事業：基準利率1.11% 国民生活事業：基準利率（災害貸付）1.36% 償還期限 中小企業事業：設備資金15年以内・運転資金10年以内（据置期間2年以内） 国民生活事業：適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる。 一般貸付を適用した場合は10年以内（措置期間は2年以内）



# 1 1 協定等（情報収集）



## 11-1 無人航空機による情報収集等に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「市」という。)と総合警備保障株式会社(以下「ALSOK」という。)は、市民の安全・安心を守るため、市からの要請に基づくALSOKの協力により、地域の状況等を把握することを目的として、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、無人航空機による地域の情報収集等に関し、市がALSOKに対して第2条に定める業務を要請するにあたって必要な事項を定める。

(協力業務)

第2条 市がALSOKに対して協力を要請する業務(以下「協力業務」という。)は、市の要請により、市が指定する場所において、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定書(細目)」に定める方法によりALSOKが無人航空機による空撮を行うことをいう。

(実施条件)

第3条 ALSOKは、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定書(細目)」に定める実施条件を満たし、かつ無人航空機の安全な飛行が可能とALSOKが判断した場合に限り、協力業務を実施するものとする。

(協力業務の要請及び実施)

第4条 市は、協力業務が必要であると認めるときは、ALSOKに対し、協力業務要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)をもって協力業務を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項の要請に対する応答については、ALSOKが要請を承諾する場合、市からの要請書を受領後に協力業務要請書(様式第2号。以下「要請書」という。)を速やかに市へ提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等をもって承諾又は拒否の旨を通知し、承諾の場合は前項ただし書の要請書を受領後に市へ要請書を提出するものとする。

3 ALSOKが協力業務の要請に応じた後においても、ALSOKがやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、市へ通知するものとする。

4 市は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、ALSOKの活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(第三者の従事)

第5条 ALSOKは、市の承諾を得た上で、この協定に基づく協力業務の全部又は一部をALSOK以外の第三者(以下「依頼先」という。)に従事させることができるものとする。

(費用の支払)

第6条 この協定に基づきALSOKが実施した協力業務の費用の支払は、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定書(細目)」に定めるとおりとする。

(損害賠償)

第7条 ALSOKは、ALSOKの責めに帰すべき事由によって、この協定に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき又はこの協定に基づく業務に瑕疵があったときは、これによって市に生じた損害を、これらの要件(損害額を含む。)が客観的に証明された場合に限り、別途「無人航空機による情報収集等

に関する協定書（細目）」に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体上の損害及び財物上の損害以外の損害については損害賠償義務を負わない。

2 市は前項の損害を被った場合は、速やかに書面をもってALSOKに通知するものとする。

(免責)

第8条 前条の規定にかかわらず、ALSOKは、次の各号の損害については、一切その責任を負わない。

(1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

(2) 市がデータを第三者に提供・開示したことにより生じた損害

(防災訓練等への参加)

第9条 ALSOKは、市から市が主催する防災訓練等への参加要請があった場合には参加に努め、その費用は別途「無人航空機による情報収集等に関する協定書（細目）」に定めるとおり決定するものとする。

(訓練場所の提供)

第10条 市は、ALSOKからALSOKが実施する無人航空機の操作訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 市及びALSOKは、この協定に関する事項の伝達を円滑に実施するため、双方の連絡先及び連絡責任者を連絡責任者確認書(様式第3号)により定めるものとする。ただし、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(権利の帰属)

第12条 協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利はALSOKに帰属する。ただし、記録媒体の所有権は市に帰属する。

2 ALSOKは、市に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、市はALSOKの許可無く第三者に提供又は開示をしないものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該協定期間満了日の1ヶ月前までに市又はALSOKから文書による特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(中途解除)

第14条 市又はALSOKは、有効期間の中途であっても、相手方に対し書面をもって1ヶ月前までに通知することによりいつでもこの協定を解除することができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及びALSOKが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市及びALSOKが記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月30日

市 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長

ALSOK 東京都港区元赤坂1丁目6番6号

綜合警備保障株式会社

代表 代表取締役社長

## 11-2 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書【危機管理局】

町田市、相模原市及びNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「CMJ」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、町田市、相模原市のいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるCMJによる支援活動及び平時における町田市、相模原市、CMJ相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 町田市、相模原市のいずれかの区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、CMJは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- （1） 無人航空機による被災状況の調査
- （2） 無人航空機により撮影した情報の町田市、相模原市への提供
- （3） 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- （4） 作成した地図データの町田市、相模原市への提供及びインターネット上への公開
- （5） 前各号に定めるもののほか、町田市、相模原市、CMJにおける協議の上定める事項

（調査研究等の実施）

第3条 町田市、相模原市及びCMJは、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的活動を行うものとする。

2 CMJによる調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、町田市、相模原市は、平時から可能な範囲でCMJに協力するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 前条第2項に規定するCMJへの協力を行うにあたり、町田市、相模原市は相互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条 町田市、相模原市及びCMJは、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当を定めることとする。

（経費の負担）

第6条 第2条及び第3条に規定するCMJの活動等（以下「活動等」という。）に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則としてCMJの負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、町田市、相模原市、CMJにおいていずれが経費を負担すべきか判断し難い場合は、その都度、町田市、相模原市、CMJが協議してこれを定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 CMJの役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、CMJが負担するものとする。

2 CMJが活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、CMJがその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（個人情報の取扱い）

第8条 町田市、相模原市及びCMJは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに町田市、相模原市、CMJのいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了日の翌日から更に1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、町田市、相模原市、

CMJで協議の上定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この協定について、町田市、相模原市、CMJのうち任意の2者間において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により定めた事項については、残る当事者に対し、その効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、町田市、相模原市、CMJそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年2月5日

町田市 東京都町田市森野2丁目2番22号

代表 町田市長

相模原市 相模原市中央区中央2丁目11番15号

代表 相模原市長

CMJ 東京都調布市国領町3丁目4番地41  
NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン

代表 理事長

### 11-3 大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書【危機管理局】

相模原市（以下「市」という。）と公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会県北支部（以下「隊友会支部」という。）は、大規模災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市内において大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市が実施する災害対策活動等の円滑化に寄与するための隊友会支部の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害とは、相模原市内で発生する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、災害対策本部又は災害警戒本部を設置する必要がある規模の災害をいう。

（協力の内容）

第3条 市が隊友会支部に協力を要請する内容は、次の各号に掲げるものとし、隊友会支部は市の要請を受けたとき可能な範囲において、これに協力するものとする。

- （1）大規模災害時に市が実施する災害対策活動等の円滑化に寄与する情報（以下「災害情報等」という。）の収集及び伝達
- （2）その他市が必要と認める業務

（協力の準備）

- 第4条 隊友会支部は、各地域の活動の中心となる者（以下「情報協力員」という。）を指定し、毎年7月1日現在の「情報協力員連絡先一覧」（様式1）を作成し、市に通知するものとする。
- 2 市及び隊友会支部は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平素から連絡体制等について様式2により情報を共有するとともに、定期的に必要な情報交換及び協力要領の確立のための協議を行うものとする。
  - 3 市は、隊友会支部の情報協力員の個人情報を本目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護に万全を期するものとする。
  - 4 隊友会支部は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、市が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（協力の要請）

第5条 市は、隊友会支部に協力を要請する場合には、隊友会支部の支部長又は事務局長に、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、文書又は口頭で要請するものとする。

（協力の実施）

第6条 隊友会支部は、第3条第1号に基づき市から協力を要請されたときは、市に収集した災害情報等を



文書又は口頭で提供する。

- 2 隊友会支部は、第3条第2号に基づき市から協力を要請されたときは、市に要請された業務の実施の可否を文書又は口頭で回答する。

#### (安全の確保)

第7条 市は、要請を受けて協力を行う隊友会支部の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

- 2 第3条に基づき市から協力を要請された隊友会支部は、災害の状況等、この協定に基づく協力を円滑に実施する上で必要となる情報の提供を、市に要請することができる。
- 3 隊友会支部は、前項に基づき市が提供した情報を、隊友会支部の会員に提供することができる。

#### (費用の負担)

第8条 この協定に基づく隊友会支部の活動は、無償活動（ボランティア）とする。

#### (事故等発生時の責任)

第9条 隊友会支部は、この協定を実施するにあたり、必要に応じて隊友会支部の負担で「ボランティア活動保険」に加入し、隊友会支部の会員の事故及び紛争が発生した場合は、原則として隊友会支部の責任において対処するものとする。

#### (第三者への損害賠償責任)

- 第10条 隊友会支部の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。
- 2 隊友会支部の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況等を様式3により市に報告し、その処置については、隊友会支部及び市の協議の上、解決する。

#### (協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成30年8月3日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、市又は隊友会支部のいずれからも文書による終了の特段の申し出がない場合には、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

#### (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、隊友会支部及び市の協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、隊友会支部及び市両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年8月3日

市 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

隊友会支部 相模原市緑区青山389番地1  
公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会県北支部  
代表 支部長

様式 1

情報協力員連絡先一覧

神奈川県隊友会

県北支部

年 7月 1日 現在

班	情報協力員（正）・連絡先	情報協力員（副）・連絡先	担当地域
	ふりがな 氏名： E-Mail：	ふりがな 氏名： E-Mail：	
	ふりがな 氏名： E-Mail：	ふりがな 氏名： E-Mail：	
	ふりがな 氏名： E-Mail：	ふりがな 氏名： E-Mail：	
	ふりがな 氏名： E-Mail：	ふりがな 氏名： E-Mail：	
	ふりがな 氏名： E-Mail：	ふりがな 氏名： E-Mail：	
	ふりがな 氏名： E-Mail：	ふりがな 氏名： E-Mail：	
	ふりがな 氏名： E-Mail：	ふりがな 氏名： E-Mail：	

## 連絡体制について

## 1 相模原市の連絡先

担当部署名：

<p>(1) 執務時間内 ( )</p> <p>・電話：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇・FAX：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇</p> <p>・E-Mail：</p> <p>(2) 執務時間外 ( )</p> <p>・電話：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇・FAX：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇</p> <p>・E-Mail：</p> <p>(3) 災害対策本部等設置時 ( )</p> <p>・電話：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇・FAX：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇</p> <p>・E-Mail：</p> <p>(4) 備考</p>
--

## 2 公益社団法人隊友会神奈川県隊友会 県北支部の連絡先

担当部署名：

<p>(1) 執務時間内 ( )</p> <p>・電話：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇・FAX：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇</p> <p>・E-Mail：</p> <p>(2) 執務時間外 ( )</p> <p>呼出し優先順位</p> <p>① 県北支部防災担当 (携帯電話：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇)</p> <p>(携帯メール： )</p> <p>② 県北支部事務局長 (携帯電話：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇)</p> <p>(携帯メール： )</p> <p>③ 県北支部長 (携帯電話：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇)</p> <p>(携帯メール： )</p> <p>(3) 備考</p>
--

※ 担当者等の交代や連絡先の変更の際はその都度、相互に連絡する。

年 月 日

相模原市 長 殿

公益社団法人隊友会神奈川県隊友会 県北支部長

「大規模災害時における隊友会の協力に関する協定」に基づく協力の実施中における第三者への損害について

「大規模災害時における隊友会の協力に関する協定」第10条第2項に基づき、本協定に基づく協力の実施中における第三者への損害について、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 ( ) 午前/午後 時 分
発生場所	名称： 住所：
損害を受けた 第三者	氏名： 連絡先： (第三者が法人・団体等に所属する場合)
	名称： 住所： 担当者名： 連絡先：
損害の内容	
発生時の状況 及び現在の状況  (必要に応じて 資料等を添付 し、なるべく 詳細に記載)	
担当者	所属名： 氏名： 電話： FAX： 電子メール

## 11-4 無線機器の貸与に関する覚書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この覚書は、相模原市（以下「甲」という。）と相模原市役所アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）が、災害時の非常用通信の用に供するための無線機器の貸与について必要な事項を定め、災害時の情報伝達手段の確保に寄与するものとする。

(貸与)

第2条 甲は、電波法第52条第4号に定める災害が発生した場合において、乙が甲及び甲の設置する災害対策本部の指示に基づく災害情報の収集・報告を行うための通信及び電波法第74条第1項の規定による通信を行うため、甲の所有する別表に定める無線機器（以下「貸与無線機器」という。）を乙に貸与するものとする。

(使用)

第3条 乙は、前条に定める目的に係る使用のほか、アマチュア無線技術の向上のため貸与無線機器を使用するものとする。

2 乙は、貸与無線機器を使用するにあたっては、電波法及び関係規則をよく理解し遵守しなければならない。

(費用負担)

第4条 無線局に係る次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 電波法及び関係規則に基づく無線局再免許及び貸与無線機器に係る変更の申請に要する費用。ただし、乙側の事情による場合はこの限りではない。
- (2) 電波法第103条の2に定める電波利用料に係る費用。
- (3) 貸与無線機器の更新に伴う費用。

(転貸の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで貸与無線機器を第三者に転貸してはならない。

(返還)

第6条 甲は、乙がこの覚書に違反したときは、直ちに貸与無線機器を返還させるものとする。

(保守・点検)

第7条 貸与無線機器の保守及び点検は、原則として乙が行うものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

平成26年8月27日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市

市長 印

乙 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市役所アマチュア無線クラブ

代表 印

## 11-5 無人航空機による活動協力に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「市」という。)と株式会社AIRWOLF(以下「AIRWOLF」という。)は、市からの要請に基づくAIRWOLFの無人航空機による活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、市の区域内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条 第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生した場合におけるAIRWOLFによる活動協力及び平時における無人航空機の実践飛行のための人材育成等について必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 AIRWOLFが行う活動については、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 無人航空機による被災状況調査
- (2) 無人航空機により取得した画像及び動画の提供
- (3) 無人航空機操縦者育成のための講習会の開催
- (4) 無人航空機操作訓練等の実施場所の提供
- (5) 市が主催する防災訓練等の参加
- (6) 前各号に定めるもののほか、市及びAIRWOLFにおける協議の上、定める事項

(協力の要請)

第3条 市は、活動協力の必要があると認めるときは、AIRWOLFに対し、活動協力要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)をもって活動協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項の要請に対する応答については、AIRWOLFが要請を承諾する場合、市からの要請書を受領後に活動協力承諾書(様式第2号。以下「承諾書」という。)を速やかに市へ提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等をもって承諾又は拒否の旨を通知し、承諾の場合は前項ただし書の要請書を受領後に市へ承諾書を提出するものとする。

(連絡窓口)

第4条 市及びAIRWOLFは、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することによる活動協力の円滑化を図るため、平時から連絡担当を定めることとする。

(費用の支払い)

第5条 第2条第1号から第4号までに規定するAIRWOLFの活動に要する費用の負担は、原則としてAIRWOLFの負担とする。

2 第2条第5号及び第6号に規定するAIRWOLFの活動に要する費用の負担は、別途協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 AIRWOLFのオペレーター及び従事者が活動により負傷又は死亡した場合における災害補償については、AIRWOLFが負担するものとする。

2 AIRWOLFが活動の実施中に第三者に損害を与えた場合は、AIRWOLFがその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに市又はA I R W O L Fのいずれからも文書による終了の申し出がない場合には、有効期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市及びA I R W O L Fで協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及びA I R W O L F署名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年7月14日

市 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

A I R W O L F 相模原市南区磯部1176番地  
株式会社A I R W O L F  
代表 代表取締役



## 1 2 協定等（広報）



## 12-1 災害時における放送等に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託業者に要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(協力体制の整備)

第5条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第6条 本協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙どちらか一方が協定の終了を書面で申し出た年度の末日まで、その効力を持続するものとする。

(経費の負担)

第7条 災害情報等の放送等に要した費用は、原則として、甲乙それぞれの負担とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 災害時における緊急情報等の放送に関する協定書(平成19年8月10日)は、廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月19日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号  
株式会社ジェイコムイースト  
代表取締役社長

## 12-2 防災行政用同報無線放送の再送信に関する協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイコムイースト相模原・大和局（以下「乙」という。）は、甲が防災行政用同報無線により市民向けに伝達している緊急情報及び一般放送（以下「防災等に関する無線放送」という。）の内容を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（再送信の同意）

第1条 甲及び乙は防災等に関する無線放送を第6条の乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する防災等に関する無線放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、平成31年2月1日から1年間とする。ただし、甲又は乙から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 本協定で合意した再送信の提供エリアは、別紙1の乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

（費用）

第4条 本協定による再送信の情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者に対する再送信を無償で行うものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

4 乙は本協定に規定した防災行政再送信の確認を目的として、本協定の有効期間中、緊急地震速報サービスの受信機（以下「受信機」という。）1台を甲の施設がある庁舎内に設置の上、甲に貸与するものとする。なお、当該受信機に関わる事項について甲及び乙は次のとおり確認し、合意する。

（1）受信機1台分の設置に要する費用は乙が負担する。

（2）受信機1台分の乙の甲に対する月額利用料は無償とする。

（3）甲は善良なる管理者として、受信機及びこれに付随した付属品を管理する。

（4）甲に帰すべき責において受信機の破損・紛失等があった場合（付随した付属品等を含む。）、乙は甲に対し当該修復に必要な実費請求をすることができる。

（免責事項）

第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地異その他事故等により、再送信が実施できなかった場合は、何ら責任を負わないものとする。

- 2 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

(設備の維持管理)

第6条 甲の設備及び乙の設備は、別紙2のとおりとする。

- 2 本協定で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の承認を得て、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

(戸別受信機の譲渡)

第7条 乙は本協定に規定した防災等に関する無線放送の再送信をするために必要となる戸別受信機について、甲の施設を構築した実績を持つ「株式会社富士通ゼネラル」製の戸別受信機を構築の上、設置するものとする。なお、戸別受信機の所有権は本協定に規定した防災等に関する無線放送の再送信が開始された時点をもって現状有姿のまま乙から甲に移転し(以下「譲渡日」という。)、甲の所有となることを甲及び乙は確認し、合意する。

- 2 前項の戸別受信機の構築、設置に係る費用は乙の負担とする。
- 3 乙が甲へ譲渡する戸別受信機の内容は次のとおりとする。

名称 : 戸別受信機、接続用インターフェース BOX (受注生産品)

型番 : CR-668 系

数量 : 各2台

設置場所: 甲の設備がある庁舎内(設置場所等の詳細は別途、甲と乙で協議の上、決定する。)

- 4 甲及び乙は戸別受信機の維持管理について次の各号のとおり確認し、合意する。
  - (1) 譲渡日までの戸別受信機に関わる維持管理責任は乙とし、必要となる費用負担は乙の負担とする。
  - (2) 譲渡日以降の戸別受信機に関わる維持管理責任は甲とし、必要な費用負担は甲の負担とする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上、技術上の情報について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した情報に関してはこの限りではない。

(解除)

第9条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本協定書を解除しようとする場合には、2ヶ月

前に相手方に書面にて通知することにより、本協定を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第10条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上、定めるものとする。

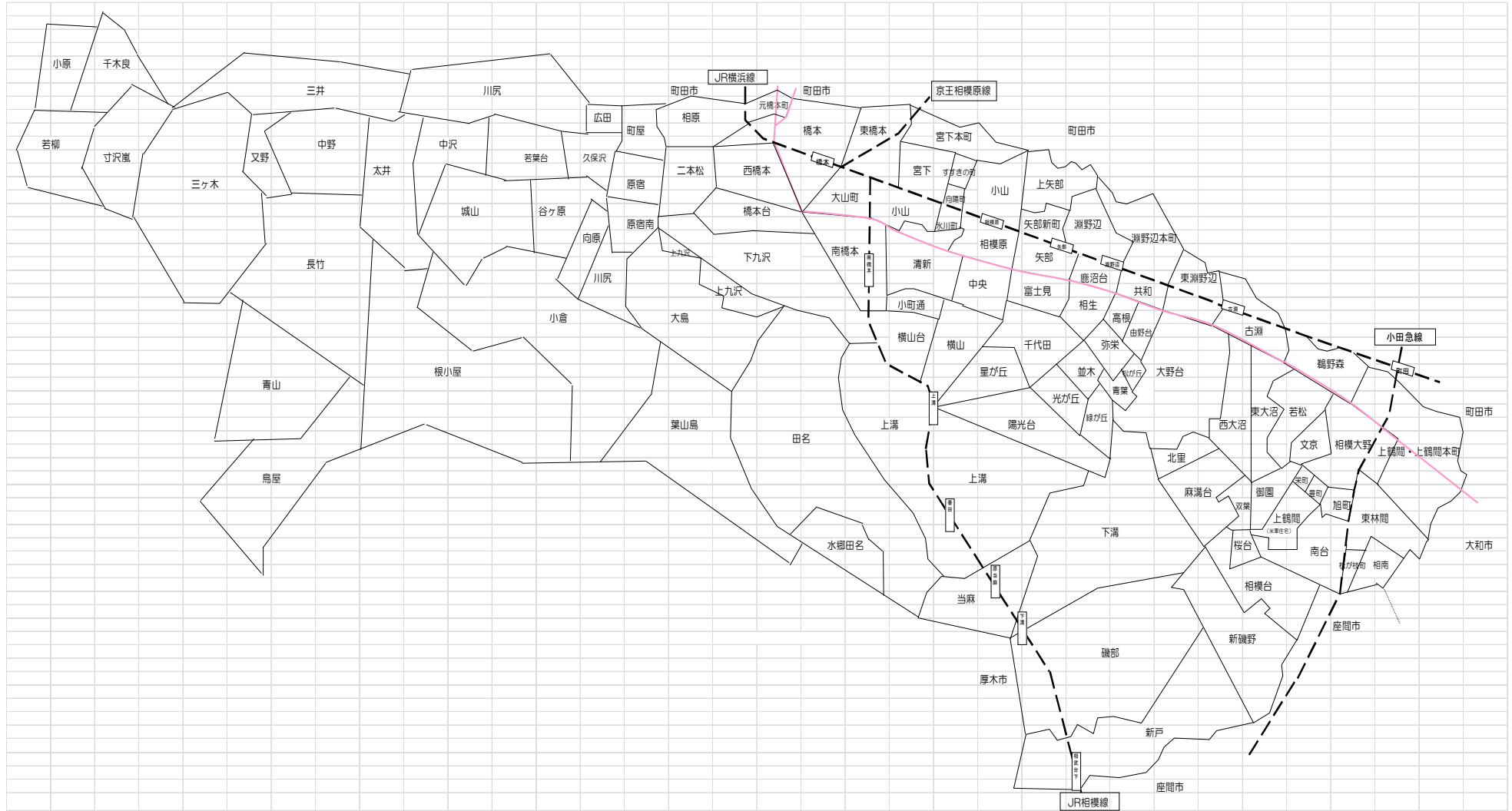
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月22日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

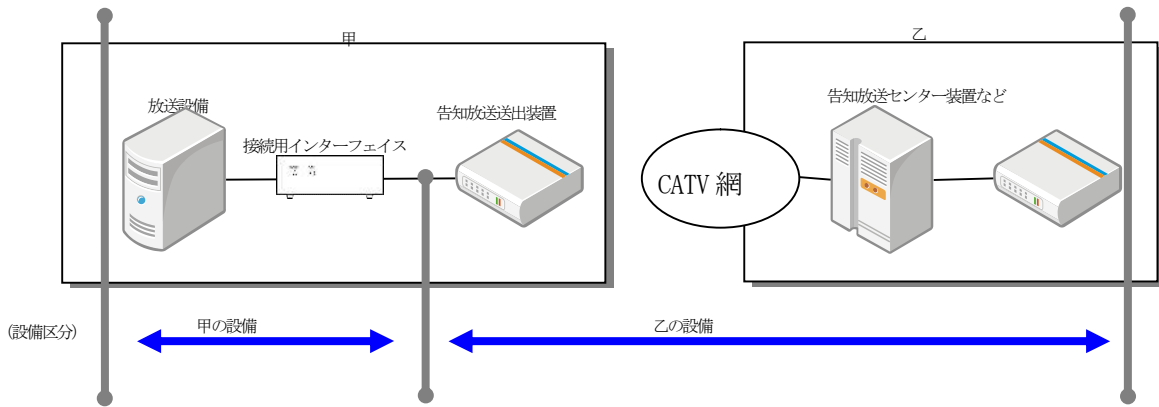
乙 相模原市中央区千代田七丁目6番10号  
株式会社ジェイコムイースト相模原・大和局  
局長

別紙1 サービス提供エリア





別紙2 甲の設備及び乙の設備



## 12-3 災害に係る情報発信等に関する協定【危機管理局】

相模原市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、相模原市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、相模原市が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、相模原市の行政機能の低下を軽減させるため、相模原市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組内容）

第2条 本協定における取組内容は次の中から、相模原市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーは、相模原市が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、相模原市が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 相模原市は、相模原市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーは、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 相模原市は、相模原市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーは、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 相模原市は、災害発生時の相模原市内の被害状況等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーは、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 相模原市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、相模原市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく相模原市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、相模原市から提供を受ける情報について、相模原市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、相模原市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間1箇月前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、相模原市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年9月30日

相模原市：相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役

## 12-4 防災への取り組みに関する協定書【危機管理局】

[相模原市] (以下「甲」といいます) とGoogle Ireland Limited (以下「乙」といいます) は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社 (以下「Google」といいます) の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日 (以下「効力発生日」といいます) からその効力を発生するものとします。

### 第1条 (災害対応サービス)

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機 (総称して、以下「災害等」といいます) に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

### 第2条 (本件協力)

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連するGoogle による災害対応サービスの開発および実施に協力すること (以下「本件協力」といいます) ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

- (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報 (以下「本件情報」といいます) を提供すること。
- (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
- (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
- (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務をGoogle に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

### 第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

### 第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

### 第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

### 第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

(20130115 協定書)

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

【相模原市】

\_\_\_\_\_  
(Authorized Signature)

\_\_\_\_\_  
印  
(署名)

\_\_\_\_\_  
(Name)

\_\_\_\_\_  
(氏名)

\_\_\_\_\_  
Board Director

\_\_\_\_\_  
相模原市長

\_\_\_\_\_  
(Title)

\_\_\_\_\_  
(肩書)

\_\_\_\_\_  
2013. 10. 04 17 : 51 : 28Z

\_\_\_\_\_  
平成 25 年 9 月 30 日

\_\_\_\_\_  
(Date)

\_\_\_\_\_  
(日付)

## 12-5 災害時における放送要請に関する協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）及び横浜エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、災害時における放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

### （放送要請）

第1条 甲は、災害（災対法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、災害防止と被害の拡大防止を図るため、市民等への情報提供が緊急を要するものと判断したときは、乙に対して災害情報等を提供し、放送を要請するものとする。

### （要請の手続）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした別紙「災害放送要請書」により要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

2 甲は、放送要請にあたっては、報道の自由を侵すことがないように、十分に配慮するものとする。また、甲は、要請した放送の実施方法については、状況に即して、乙が自主的に判断するものであることに、特に留意する。

### （放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の放送体制が整い次第、適切な形式、内容、及び時刻をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

### （災害情報等の提供）

第4条 乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して、災害情報等の提供を求めることができる。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成28年12月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

### （連絡責任者）

第6条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、相模原市危機管理局緊急対策課長及び横浜エフエム放送制作2部長・ニュース室担当を連絡責任者とする。

(責任)

第7条 甲が要請した放送の内容に対しては、甲が責任を負うものとする。

(費用負担)

第8条 第2条に基づく要請により実施した放送にかかる費用は無償とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年12月1日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー10階  
横浜エフエム放送株式会社  
代表取締役社長

## 12-6 災害情報等の放送に関する協定書【市長公室】

(目的)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と株式会社エフエムさがみ(以下「乙」という。)とは、災害及び事故その他市民生活に影響を与える緊急事態(以下「災害等」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合における情報(以下「災害情報等」という。)の提供及び放送に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第2条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に鑑み、災害情報等を市民等に対し適切に伝えるため、お互いに協力するものとする。ただし、どのような場合においても放送の主体は乙に置き、監理一切は乙が行う。

(災害情報等の提供)

第3条 甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、放送を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合は、他の番組に優先してこの災害情報等を放送する。

3 乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して、災害情報等の提供を求めることができる。

(放送体制の維持)

第4条 甲及び乙は、乙の施設が災害等で災害情報等の放送ができない場合には、甲乙協議の上、代替となる施設の確保を行い、放送体制の維持に努めるものとする。この場合において、甲及び乙は、放送法第8条に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」のうち、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ放送を行う放送局(以下「臨時災害放送局」という。)の設置について協議するものとする。

2 臨時災害放送局を設置しようとする場合は、甲が開設の手続きを行うものとする。

3 甲及び乙は、臨時災害放送局の運営等についてあらかじめ協議を行い、災害等に備えるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づく災害情報等の放送に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成9年2月25日から1年間とする。

ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月25日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市相模原6丁目20番1号  
株式会社 エフエムさがみ  
代表取締役社長



## 12-7 災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この覚書は、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムさがみ（以下「乙」という。）との間で締結した災害情報等の放送に関する協定（以下「協定」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この覚書において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害情報等 震度4以上の地震が発生した場合の情報若しくは震度4以上の地震が発生するおそれのある場合の情報、東海地震に関する情報、風水害に関する情報又は事故等市民生活に影響を与える緊急事態が発生した場合の情報をいう。
- (2) 緊急情報 災害情報等のうち緊急を要する情報で、別に定める相模原市緊急情報放送システム（以下「システム」という。）運用要領に基づき、甲が乙に提供する情報をいう。
- (3) 一般情報 災害情報等のうち災害による被災者の生活の安定等に資する目的で甲が乙に提供する行政情報又は生活関連情報をいう。

(災害情報等の放送要請)

第3条 甲は、協定第3条第1項の規定に基づき、乙に対して災害情報等の放送を要請するときは、放送要請の理由、放送事項及び放送時刻等を明らかにした別紙様式の放送依頼書を乙に送付しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、放送依頼書の送付を省略することができる。

(放送の実施)

第4条 乙は甲から放送要請を受けたときは、放送の可否を検討し、他の放送番組に優先して放送を行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、放送要請及び放送事項の伝達等を確実にを行うため、別に定める連絡責任者を置く。

2 甲及び乙は、毎年度4月30日までに、連絡責任者及び緊急連絡先等を互いに確認するものとする。

(責任の分担)

第6条 甲が要請した災害情報等については甲が、当該放送については乙がそれぞれ責任を負う。

(費用負担)

第7条 放送及びシステム運用に係る甲、乙の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 放送に係る費用負担

負担者	区分
甲	一般情報の放送
乙	緊急情報の放送

(2) システム運用に係る費用負担

負担者	区分
甲	乙が負担する以外の費用
乙	甲が乙に設置したシステムに係る電気料金

(疑義等の決定)

第8条 この覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

なお、平成10年5月29日に締結した災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書は、廃止する。

平成15年8月27日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市相模原6丁目20番1号  
株式会社 エフエムさがみ  
代表取締役社長

参 考

令和 年 月 日 時 分

(株) エフエムさがみ  
代表取締役社長 殿

相模原市長

### 災害情報等の放送依頼書

災害情報等の放送に関する協定第3条第1項及び災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書第3条に基づき、次のとおり災害情報等の放送を依頼します。

放送要請の理由	災害情報等の放送に関する協定に基づき災害情報等を市民に対して提供するため。
放送事項	<input type="checkbox"/> 緊急情報（ <input type="checkbox"/> 地震情報 <input type="checkbox"/> 東海地震情報 <input type="checkbox"/> 緊急事態情報） <input type="checkbox"/> 一般情報
放送時刻	令和 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
放送内容	<input type="checkbox"/> 緊急情報音源「 」 <input type="checkbox"/> 別添原稿・テープのとおり
連絡責任者	

担当者

所属：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

電話：\_\_\_\_\_

## 12-8 災害時における放送要請に関する協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）及び株式会社テレビ神奈川（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、災害時における放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

### （放送要請）

第1条 甲は、災害（災対法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、災害防止と被害の拡大防止を図るため、市民等への情報提供が緊急を要するものと判断したときは、乙に対して災害情報等を提供し、放送を要請するものとする。

### （要請の手続）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした別紙「災害放送要請書」により要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

2 甲は、放送要請にあたっては、報道の自由を侵すことがないように、十分に配慮するものとする。また、甲は、要請した放送の実施方法については、状況に即して、乙が自主的に判断するものであることに、特に留意する。

### （放送の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の放送体制が整い次第、適切な形式、内容、及び時刻をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和元年10月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

### （連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、相模原市危機管理局緊急対策課長及び株式会社テレビ神奈川報道部長を連絡責任者とする。

### （費用負担）

第6条 第2条に基づく要請により実施した放送にかかる費用は無償とする。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

相模原市長

乙 横浜市中区太田町2丁目23番地

株式会社テレビ神奈川

代表取締役社長

## 12-9 避難所等の情報提供に関する協定書【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）、ファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「丙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、相模原市内の災害に備え、甲が相模原市民等に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲、乙及び丙が互いに協力することを目的とする。

（実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は以下のとおりとする。

（1）甲は、相模原市内の避難所等の情報を乙に提供すること。

（2）乙は、甲から提供された情報を管理すること。

（3）丙は、乙の管理情報を利用した自社サービスの周知・提供を通じて、相模原市民等の防災意識及び情報取得の利便性の向上に貢献すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲、乙及び丙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙及び丙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（協定の有効期限）

第5条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の2か月前までに甲、乙又は丙から書面による何らかの意思表示がないときは、協定期間は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（連絡窓口）

第6条 甲、乙及び丙は、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者を連絡するものとし、これに変更があったときは、速やかに変更の連絡をするものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月21日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目42番4号  
ファーストメディア株式会社  
代表取締役社長

丙 神奈川県厚木市中町2丁目8番13号  
三井住友海上火災保険株式会社  
神奈川支店長

## 12-10 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書【市長公室】

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「甲」という。）と相模原市印刷協同組合（以下「乙」という。）とが相互に協力し、災害時に必要な広報紙等の印刷物を迅速に発行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、相模原市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、印刷物を発行する必要があると認めたときは、乙に対し、印刷要請書兼仕様書（第1号様式）により要請するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は、甲から前条に規定する印刷の要請を受けたときは、業務の支障、又はやむを得ない理由がない限り甲の要請する業務を実施する。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から乙内の相互協力体制を確立しておくものとする。

(運搬)

第4条 印刷物の運搬は、原則として乙が行うものとする。

(連絡責任者等)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては渉外部広聴広報課を、乙においては相模原市印刷協同組合事務所を定めるものとする。

2 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に伝達するため、連絡責任者の連絡先（第2号様式）を定めるものとする。

(引渡し)

第6条 印刷物の引渡しは、甲の指定した場所とし、当該引渡し場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員等が確認の上、印刷物を引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条および第3条の規定により、乙が納品した印刷物の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、乙が所有する資機材の提供等、応急対策実施のために必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年8月22日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央3丁目7番5号  
相模原市印刷協同組合  
代表理事

印刷要請書兼仕様書

年 月 日

相模原市印刷協同組合  
代表理事 殿

相模原市長

次のとおり、印刷を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 状 況	
印 刷 物 の 名 称	
印 刷 部 数	
規 格	
原 稿	
納 期	
そ の 他 特 記 事 項	

2号様式 略

## 12-11 地域貢献型広告に関する協定書【市長公室】

相模原市（以下「市」という。）と東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社（以下「TTP」という。）は、相模原市内における地域貢献型広告の掲出について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、相模原市内に地域貢献型広告を掲出することにより、市民等に対し公共情報を発信することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）地域貢献型広告 TTPの実施している電柱広告事業において、民間企業など電柱広告（巻広告）と併せて公共情報を掲載するものをいう。
- （2）公共情報 観光・シティプロモーションに関する情報、公共施設案内、防災関係、防犯関係、市民への啓発等の市の施策推進に関連するものをいう。
- （3）広告主 電柱広告（巻広告）への広告掲載を依頼した事業者等であって、本協定の趣旨に賛同するものをいう。

### （市の協力）

第3条 市は、第1条の目的の実現に向け次に掲げる事項を協力する。

- （1）公共情報の掲載に必要な情報を、TTPに提供すること。
- （2）市ホームページ等において本協定の紹介を行うこと。

### （TTPの業務）

第4条 TTPは、次に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、地域貢献型広告の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）地域貢献型広告の維持管理及び住民からの申し出等への対応を行うこと。
- （3）地域貢献型広告の掲出状況について、市の求めに応じて報告を行うこと。
- （4）地域貢献型広告を新たに掲出するときは、市と事前協議を行うこと。
- （5）公共情報の内容に変更又は削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

### （看板の仕様）

第5条 広告に掲載する公共情報の表示は、双方協議のうえ決定することを原則とする。

### （看板の掲出）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、TTPは広告受注又は施設等の表示を行わない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）政治活動、宗教活動及び思想活動に類するもの
- （4）個人的宣伝に類するもの
- （5）社会問題に関する主義主張に類するもの

- (6) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、不適當であると市が認めるもの

(費用)

第7条 公共情報の記載及び地域貢献型広告の掲出に必要な費用は、広告主及びTTPが負担し、市はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、市又はTTPが書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年12月21日

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表  
相模原市長

神奈川県横浜市中区山下町273番地JPT元町ビル  
東電タウンプランニング株式会社 神奈川総支社  
総支社長



## 1 3 協定等（消防）



## 13-1 東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定【消防局】

協定締結日 昭和39年12月22日

第1条 消防組織法第39条の規定に基く東京消防庁（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

### （1）普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

### （2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊はすべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、機材、その他）により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の実施について、疑義を生じた時は、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本式通を作成し、甲乙各壱通を保管するものとする。

### 付 則

1 この協定は、昭和39年12月22日から施行する。

2 東京都（東京消防庁）と相模原市消防相互応援協定（昭和35年10月5日）は、これを廃止する。

昭和39年12月22日

東京消防庁消防長  
消防総監  
神奈川県相模原市  
市長

【改正】

付 則

この協定は、昭和40年7月1日から効力を生ずる。

昭和40年8月2日

東京消防庁消防長  
消防総監  
神奈川県相模原市  
市長

中略

附 則

この協定は、首都圏中央連絡自動車道相模原インターチェンジの開通をもって効力を生じる。

平成27年3月29日

東京消防庁  
消防総監  
相模原市  
市長

別表第1

普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	相模原市側の応援区域
<p>相模原市のうち</p> <p>南区（上鶴間本町一丁目 上鶴間本町二丁目 上鶴間本町三丁目 上鶴間本町四丁目 上鶴間本町五丁目 上鶴間本町六丁目 上鶴間本町七丁目 上鶴間本町八丁目 上鶴間本町九丁目 鶴野森一丁目 鶴野森二丁目 鶴野森三丁目 古淵一丁目 古淵二丁目 古淵三丁目 古淵四丁目 古淵五丁目 古淵六丁目）</p> <p>中央区（淵野辺一丁目 淵野辺二丁目 淵野辺三丁目 淵野辺四丁目 淵野辺五丁目 東淵野辺一丁目 東淵野辺二丁目 東淵野辺三丁目 淵野辺本町一丁目 淵野辺本町二丁目 淵野辺本町三丁目 淵野辺本町四丁目 淵野辺本町五丁目 上矢部一丁目 上矢部二丁目 上矢部三丁目 上矢部四丁目 上矢部五丁目 向陽町 すすきの町 宮下一丁目 宮下二丁目 宮下三丁目 宮下本町一丁目 宮下本町二丁目 宮下本町三丁目）</p> <p>緑区（東橋本一丁目 東橋本二丁目 東橋本三丁目 東橋本四丁目 橋本三丁目 橋本四丁目 橋本五丁目 橋本六丁目 橋本七丁目 橋本八丁目 元橋本町 相原一丁目 相原二丁目 相原三丁目 相原四丁目 相原五丁目 相原六丁目 広田 町屋一丁目 町屋二丁目 町屋三丁目 町屋四丁目 原宿一丁目 原宿二丁目 原宿三丁目 原宿四丁目 原宿五丁目 久保沢一丁目 久保沢二丁目 久保沢三丁目 向原一丁目 向原二丁目）</p> <p>緑区（川尻、中沢、三井、千木良、与瀬、小原、吉野、澤井及び佐野川のうち東京都と神奈川県との境界からおおむね1キロメートルの範囲内）</p>	<p>町田市のうち</p> <p>根岸町 根岸一丁目 根岸二丁目 矢部町 常盤町 小山町 小山ヶ丘一丁目 小山ヶ丘二丁目 小山ヶ丘三丁目 小山ヶ丘四丁目 小山ヶ丘五丁目 小山ヶ丘六丁目 原町田一丁目 原町田二丁目 原町田三丁目 原町田四丁目 原町田五丁目 原町田六丁目 森野一丁目 森野二丁目 森野三丁目 森野四丁目 森野五丁目 森野六丁目 金森一丁目 金森二丁目 金森三丁目 金森四丁目 金森五丁目 金森六丁目 金森七丁目 旭町一丁目 旭町二丁目 中町一丁目 中町二丁目 相原町 木曾東一丁目 木曾東二丁目 木曾東三丁目 木曾西一丁目 木曾西二丁目 木曾西三丁目 木曾西四丁目</p> <p>八王子市のうち</p> <p>南浅川町、上恩方町及び裏高尾町のうち東京都と神奈川県との境界からおおむね1キロメートルの範囲内</p>

別表第2

自動車専用道路等普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	相模原市側の応援区域
中央自動車道富士吉田線下り線のうち 八王子インターチェンジから相模湖インター チェンジ入路までの相模原市の管轄区域	中央自動車道富士吉田線上り線のうち 相模湖インターチェンジから八王子ジャンク ションまでの東京消防庁の管轄区域
国道16号線(八王子バイパス)上り線のうち 相原インターチェンジから橋本起点までの 相模原市の管轄区域	国道16号線(八王子バイパス)下り線のうち 橋本起点から相原インターチェンジまでの東京 消防庁の管轄区域
首都圏中央連絡自動車道内回り線のうち 高尾山インターチェンジから相模原インター チェンジまでの相模原市の管轄区域	首都圏中央連絡自動車道外回り線のうち 相模原インターチェンジから高尾山インター チェンジまでの東京消防庁の管轄区域

## 13-2 神奈川県下消防相互応援協定【消防局】

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及消防団応援のために要した経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。

する。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

(4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書24通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。  
(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。  
(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。  
(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。  
(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。  
(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。  
(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。  
(平成25年4月19日締結)

附則

この協定は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成29年3月21日締結)



### 13-3 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領【消防局】

#### 1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地各市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

#### 2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

#### 3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）
- (4) 救急出場  
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

#### 4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

#### 5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

#### 6 航空機特別応援の要請手続

(1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

- ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容
- イ 応援活動に必要な資機材等
- ウ 離発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法

- コ その他必要な事項
  - (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。
  - (3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。
- 7 航空機特別応援の決定の通知
- 応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- 8 航空機特別応援の中断
- 応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。
- 9 航空機特別応援の始期及び終期
- (1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。
  - (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。
  - (3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。
- 10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等
- (1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
  - (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。
- 11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等
- (1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする
  - (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
    - ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）
    - イ 燃料の補給体制
    - ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法
    - エ 離発着場への職員の派遣
    - オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
    - カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
    - キ その他必要と認める事項
  - (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。
- 12 応援側市町の情報提供
- 応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。
- 13 航空機特別応援に要する経費の負担区分
- 航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

#### 14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

## 航空特別応援担当区域

応援側市町	担 当 区 域 (市町)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

※委託区域を含む。

別表 2

## 応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

#### 13-4 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定【消防局】

協定締結日 昭和44年9月1日

- 第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁並びに神奈川県相模原市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県大月市、山梨県上野原市、山梨県南都留郡富士河口湖町、山梨県南都留郡西桂町及び山梨県富士五湖広域行政事務組合（以下「協定市町等」という。）の消防相互応援は、この協定の定めるところによる。
- 第2条 この協定は、高速自動車国道中央自動車道東京富士吉田線（以下「中央高速道路」という。）における大規模な火災又は集団災害（以下「災害」という。）が発生の際協定市町等の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。
- 第3条 協定市町等の長は、中央高速道路における災害処理のため、災害の発生地から応援の要請があつた場合は、別表の区域について相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行なうものとする。
- 第4条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は災害発生の現場の最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。
- 第5条 応援出動隊の長は消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。
- 第6条 応援のために要した通常的経費及び事故等により生じた経費は応援側の負担とする。
- 2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。
- 第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。
- 第8条 この協定の実施について、疑義を生じたときはそのつど応援側、被応援側が協議して決定するものとする。
- 第9条 この協定を証するため正本9通を作成し、協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。
- 第10条 協定市町等の相互間において、この協定以外に中央高速道路についての消防相互応援協定を締結している場合は、この協定以外の協定により消防相互応援を行なうものとする。

付 則

この協定は昭和44年9月15日から効力を生ずる。

昭和44年9月1日

東京消防庁消防長消防総監  
神奈川県津久井郡藤野町町長  
神奈川県津久井郡相模湖町町長  
山梨県富士吉田市市長  
山梨県都留市市長  
山梨県大月市市長  
山梨県南都留郡河口湖町町長  
山梨県南都留郡西桂町町長  
山梨県北都留郡上野原町町長

【改正】

付 則

この協定は、昭和49年2月6日から効力を生ずる。

昭和49年2月6日

東京消防庁消防長消防総監  
津久井郡広域行政組合組合長  
山梨県富士吉田市市長  
山梨県都留市市長  
山梨県大月市市長  
山梨県南都留郡河口湖町町長  
山梨県南都留郡西桂町町長  
山梨県北都留郡上野原町町長  
山梨県富士五湖消防組合管理者

附 則

この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

平成18年3月16日

東京消防庁消防総監  
神奈川県相模原市長  
山梨県富士吉田市市長  
山梨県都留市市長  
山梨県大月市長  
山梨県上野原市長  
山梨県南都留郡河口湖町長  
山梨県南都留郡西桂町長  
山梨県北都留郡上野原町町長  
山梨県富士五湖広域行政事務組合代表理事

附 則

この協定は、平成18年12月13日から効力を生ずる。

平成18年12月13日

東京消防庁消防総監

神奈川県相模原市長

山梨県富士吉田市長

山梨県都留市長

山梨県大月市長

山梨県上野原市長

山梨県南都留郡富士河口湖町長

山梨県南都留郡西桂町長

山梨県富士五湖広域行政事務組合代表理事

## 13-5 相模原市と上野原市との消防相互応援協定【消防局】

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、相模原市（以下「甲」という。）と上野原市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

ア 火災出場

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 救急出場

別表に定める区域のうち、中央自動車道富士吉田線に発生した救急事故を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### 附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井郡広域行政組合  
上野原市 消防相互応援協定（平成17年4月1日）は、廃止する。

平成18年2月20日

甲 相模原市長

乙 上野原市長



別表（第3条関係）

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
<p>上野原市</p> <p>上野原地区のうち            諏訪、塚場、新町、奈須部、            先祖、丸畑</p> <p>島田地区のうち            田野入、鶴島（県道東側）</p> <p>柵原地区のうち            井戸</p> <p>秋山地区のうち            一古沢、富岡、桜井、安寺沢</p> <p>中央自動車道富士吉田線のうち            上野原インターチェンジまでの            間の神奈川県寄り下り線</p>	<p>藤野町</p> <p>小淵地区のうち            上小淵、下小淵</p> <p>佐野川地区のうち            下岩、御霊、上岩</p> <p>名倉地区のうち            名倉、葛原、向原、日向</p> <p>牧野地区のうち            奥牧野、舟久保、綱子、大川原</p> <p>中央自動車道富士吉田線のうち            相模湖インターチェンジまでの            間の山梨県寄り上り線</p>

## 相模原市と上野原市との消防相互応援協定の一部を改正する協定

相模原市と上野原市との消防相互応援協定（平成18年3月）の一部を改正する協定を次のように締結する。

第1条中「第21条」を「第39条」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(補 則)

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1 普通応援出場区域

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
上野原地区のうち 諏訪 塚場 新町 奈須部 先祖 丸畑 島田地区のうち 田野入 鶴島（県道東側） 桐原地区のうち 井戸 秋山地区のうち 一古沢 富岡 桜井 安寺沢	藤野町小淵のうち 上小淵 下小淵 藤野町佐野川のうち 下岩 御霊 上岩 藤野町名倉のうち 名倉 葛原 向原 日向 藤野町牧野のうち 奥牧野 舟久保 綱子 大川原

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 中央自動車道富士吉田線普通応援出場区域

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
下り線のうち 相模湖インターチェンジから上野原インターチェンジ入路までの上野原市の管轄区域	上り線のうち 上野原インターチェンジから相模湖インターチェンジ入路までの相模原市の管轄区域

附 則

この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。

平成19年6月29日

相模原市長

上野原市長

## 13-6 相模原市と都留市との消防相互応援協定書【消防局】

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、相模原市（以下「甲」という。）都留市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）通常応援

覚書第2条に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### 附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井郡広域行政組合  
都 留 市 消防相互応援協定（平成17年4月1日）は、廃止する。

平成18年2月20日

甲 相模原市長

乙 都留市長

## 13-7 町田市と相模原市との消防相互応援協定（消防団）【消防局】

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、町田市長と相模原市長は消防団相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市は、次に掲げる区分によって消防団の必要な人員及び機器資材（以下「消防隊」という。）を相互に出場させ、もしくは調達して応援活動させるものとする。

### （1）消防団応援

隣接する協定市が別表第一に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

### （2）特別応援

いずれかの協定市の行政区域内に大災害が発生し、もしくは前各号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市長または消防長の要請によって他の協定市が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、消防団の地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう市長または消防長が決定するものとする。

第4条 特別要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- （1）災害の概況及び応援を要請する事由
- （2）応援を要請する消防隊等の種類及び数
- （3）活動内容及び集結場所
- （4）担当責任者

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた市は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市の災害または止むを得ない事情がある場合、もしくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の市長または消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- （1）応援のため要した経常的経費は、応援を行なった市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立替えたものについては、現物により、またはその経費を応援を受けた市が負担する。
- （2）応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給もしくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた市において現物により、または経費を負担してこれを行なうものとする。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合における災害補償は、応援を行なった市の負担とする。

第8条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通報するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの市長または消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市長または消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定は、昭和42年3月1日から施行するものとする。

この協定を証するため本書式通を作成し、記名押印の上各壺通を保有するものとする。

昭和42年2月25日

協定者

東京都町田市長

神奈川県相模原市長

## 町田市と相模原市との消防相互応援協定の一部を改正する協定

町田市（町田市消防団）と相模原市（相模原市消防団）との消防相互応援協定（昭和42年3月1日）の一部を改正する協定を次のように締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

消防団応援出場区域

相模原市側	町田市側
国道16号線以北（南区上鶴間本町1～9丁目、南区鶴野森1丁目～3丁目、南区古淵1丁目～6丁目）、横浜線以北（中央区東淵野辺1丁目～3丁目、中央区淵野辺1丁目～5丁目、中央区淵野辺本町1丁目～5丁目、中央区上矢部、中央区上矢部1丁目～5丁目、中央区矢部新町、中央区小山、中央区宮下本町1丁目～3丁目、中央区すすきの町、中央区向陽町、中央区宮下1丁目～3丁目、緑区東橋本1丁目～4丁目、緑区橋本3丁目～7丁目、緑区元橋本町）、県道相模原津久井線以北（緑区橋本8丁目、緑区相原1丁目～6丁目）、緑区原宿1丁目～5丁目、緑区町屋1丁目～4丁目、緑区広田、緑区久保沢1丁目～3丁目、緑区向原1丁目及び2丁目、緑区川尻のうち町田市と相模原市の境界からおおむね1キロメートルの範囲内	原町田(町田街道以西区域) 森野1丁目～6丁目 中町(町田街道以西区域) 旭町(町田街道以西区域) 金森(町田街道以西区域) 木曽町 木曽東1丁目～3丁目 木曽西1丁目及び4丁目 根岸町 矢部町 常盤町 小山町 小山ヶ丘1丁目～6丁目 相原町

附 則

この協定は、平成22年11月1日から効力を生じるものとする。

平成22年10月25日

東京都町田市  
市 長

神奈川県相模原市  
市 長

## 13-8 八王子市と相模原市との消防相互応援協定書（消防団）【消防局】

八王子市(以下「甲」という。)と相模原市(以下「乙」という。)は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊(以下「消防隊」という。)とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

### (1) 普通応援

別表に定める区域内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

### (2) 特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援させるものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた市は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市の災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙間で協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### 附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずるものとする。

2 八王子市 津久井町 消防相互応援協定（平成12年3月27日）及び 八王子市 相模湖町 消防相互応援協定（平成12年3月27日）は廃止する

平成18年3月20日

甲 八王子市長

乙 相模原市長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

八王子市側の応援区域	相模原市側の応援区域
相模原市 津久井町、相模湖町の一部（与瀬、小原及び千木良）のうち境界からおおむね1キロメートルの範囲内	八王子市 南浅川町、裏高尾町のうち、境界からおおむね1キロメートルの範囲内



八王子市と相模原市との消防相互応援協定の一部を改正する協定

八王子市と相模原市との消防相互応援協定（平成18年3月20日）の一部を改正する協定を次のように締結する。

第1条中「第21条」を「第39条」に改める。

別表を次のように改める。

別表

八王子市側の応援区域	相模原市側の応援区域
相模原市 城山町川尻、津久井町、相模湖町の一部（与瀬、小原及び千木良）及び藤野町のうち境界からおおむね1キロメートルの範囲内	八王子市 南浅川町、裏高尾町及び上恩方町のうち、境界からおおむね1キロメートルの範囲内

附 則

- 1 この協定は、平成19年3月11日から効力を生じるものとする。
- 2 八王子市 消防相互応援協定（平成12年3月27日）及び 八王子市 消防相  
城山町 藤野町  
相互応援協定（平成12年3月27日）は廃止する。

平成19年3月9日

甲 八王子市長

乙 相模原市長職務代理者  
相模原市助役

## 13-9 相模原市と清川村との消防相互応援協定書（消防団）【消防局】

相模原市(以下「甲」という。)と清川村(以下「乙」という。)は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊(以下「消防隊」という。)とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

### (1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

### (2) 特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、甲又は乙の区域内に、災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### 附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井町 消防相互応援協定（昭和41年3月31日）は、廃止する。  
清川村

平成18年3月20日

甲 相模原市長

乙 清川村長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	清川村側の応援区域
相模原市 津久井町鳥屋のうち 道場、荒井、平戸、御座敷	清川村 宮ヶ瀬1区・2区・3区 落合地区

## 13-10 相模原市と道志村との消防相互応援協定書（消防団）【消防局】

相模原市（以下「甲」という。）と道志村（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊（以下「消防隊」という。）とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに消防隊を出場させるものとする。

ただし、甲又は乙の区域内に、災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙間で協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

2 津久井町 消防相互応援協定（昭和41年3月31日）は、廃止する。  
道志村

平成18年3月20日

甲 相模原市長

乙 道志村長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	道志村側の応援区域
道志村 月夜野	相模原市 津久井町のうち音久和

## 13-11 相模原市と上野原市との消防相互応援協定書（消防団）【消防局】

相模原市（以下「甲」という。）と上野原市（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊（以下「消防隊」という。）とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

### （1）普通応援

別表に定める区域内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

### （2）特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた市は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市の災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙間で協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### 附 則

1 この協定は、平成19年3月11日から効力を生じるものとする。

2 上野原市  
藤野町 消防相互応援協定（平成17年4月1日）は、廃止する。

平成19年3月9日

甲 相模原市長職務代理者  
相模原市助役

乙 上野原市長

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	上野原市側の応援区域
<p>上野原市</p> <p>上野原地区のうち            諏訪、塚場、新町、奈須部、先祖、丸畑</p> <p>島田地区のうち            田野入、鶴島（県道東側）</p> <p>桐原地区のうち            井戸</p> <p>秋山地区のうち            一古沢、富岡、桜井、安寺沢</p>	<p>相模原市</p> <p>小淵地区のうち            上小淵、下小淵</p> <p>佐野川地区のうち            下岩、御霊、上岩</p> <p>名倉地区のうち            名倉、葛原、向原、日向</p> <p>牧野地区のうち            奥牧野、舟久保、綱子、大川原</p>

## 13-12 災害時における相模湖遊船協同組合の協力に関する協定【消防局】

相模原市(以下「市」という。)と相模湖遊船協同組合(以下「組合」という。)は、相模湖周辺における災害時の協力等に関する業務について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害により相模湖周辺に被害が発生した場合において市が行う災害応急対策業務(以下「災害応急対策業務」という。)の中で、組合に協力等を要請し、孤立対策推進地区からの救出、救助活動等を円滑に遂行することを目的とする。

### (協力の内容)

第2条 組合が協力する内容は、次の範囲とし、これに必要な資機材の貸出し及び人員の派遣をするものとする。

- (1) 人命救助
- (2) 避難誘導
- (3) 物資輸送

### (協力要請)

第3条 市は、災害応急対策業務が必要と判断した場合は、組合に対してその旨を連絡するものとする。

2 市は、災害応急対策業務のために必要と認めた場合は、組合に協力を要請するものとする。

3 市が組合に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を組合に送付するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 必要とする資機材及び人員の数
- (3) 実施期間及び実施場所
- (4) その他必要な事項

### (協力の実施)

第4条 組合は、前条に規定する要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、営業等に優先して協力するものとする。

### (報告)

第5条 組合は、前条に規定する協力を実施したときは、次の事項について文書で市に報告するものとする。

- (1) 協力した内容
- (2) 提供した資機材及び人員の数
- (3) 実施期間及び実施場所
- (4) その他必要な事項

### (経費の負担)

第6条 第3条に規定する要請に基づき組合が協力した場合において、その協力を要した船舶の燃料費は、市が負担するものとする。

2 前項に規定する負担につき疑義が生じたときは、市及び組合で協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

### (補償)

第7条 市は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、第3条に規定する要



請に基づき協力を実施した組合の職員がそのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかったときは、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)によりその損害を補償するものとする。

2 第3条に規定する要請に基づき協力を実施した場合において、事故が発生し、損害が生じたときは、市及び組合で協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、市又は組合から何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、市及び組合で協議の上、別に定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月17日

市	相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市 代表 相模原市長
組合	相模原市緑区若柳1628番地 相模湖遊船協同組合 代表 理事長

## 13-13 災害時における津久井湖遊船協会の協力に関する協定【消防局】

相模原市(以下「市」という。)と津久井湖遊船協会(以下「協会」という。)は、津久井湖周辺における災害時の協力等に関する業務について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害により津久井湖周辺に被害が発生した場合において市が行う災害応急対策業務(以下「災害応急対策業務」という。)の中で、協会に協力等を要請し、孤立対策推進地区からの救出、救助活動等を円滑に遂行することを目的とする。

### (協力の内容)

第2条 協会が協力する内容は、次の範囲とし、これに必要な資機材の貸出し及び人員の派遣をするものとする。

- (1) 人命救助
- (2) 避難誘導
- (3) 物資輸送

### (協力要請)

第3条 市は、災害応急対策業務が必要と判断した場合は、協会に対してその旨を連絡するものとする。

2 市は、災害応急対策業務のために必要と認めた場合は、協会に協力を要請するものとする。

3 市が協会に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を協会に送付するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 必要とする資機材及び人員の数
- (3) 実施期間及び実施場所
- (4) その他必要な事項

### (協力の実施)

第4条 協会は、前条に規定する要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、営業等に優先して協力するものとする。

### (報告)

第5条 協会は、前条に規定する協力を実施したときは、次の事項について文書で市に報告するものとする。

- (1) 協力した内容
- (2) 提供した資機材及び人員の数
- (3) 実施期間及び実施場所
- (4) その他必要な事項

### (経費の負担)

第6条 第3条に規定する要請に基づき協会が協力した場合において、その協力を要した船舶の燃料費は、市が負担するものとする。

2 前項に規定する負担につき疑義が生じたときは、市及び協会が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

### (補償)

第7条 市は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、第3条に規定する要

請に基づき協力を実施した協会の職員がそのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかったときは、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)によりその損害を補償するものとする。

2 第3条に規定する要請に基づき協力を実施した場合において、事故が発生し、損害が生じたときは、市及び協会で協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、市又は協会から何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、市及び協会で協議の上、別に定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月17日

市	相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市 代表 相模原市長
協会	相模原市緑区太井610番地7 津久井湖遊船協会 代表 会長

## 13-14 災害時におけるコンクリートミキサー車を活用した協力に関する協定【消防局】

相模原市(以下「甲」という。)、西東京相模生コンクリート株式会社(以下「乙」という。 )及び株式会社 関戸運輸(以下「丙」という。 )は、相模原市内で発生した大規模火災時(以下「災害時」という。 )の協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が実施する災害時の活動に対し、乙の施設を活用した消火用水の提供及び丙が所有するコンクリートミキサー車を活用した消火用水の搬送(以下「協力」という。 )について必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害時の活動に際し、乙及び丙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 協力内容及び希望する協力車両台数
- (3) その他必要とする事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対して電話等により要請できることとし、乙は丙に対して要請内容を伝達するものとする。この場合において、甲は、事後、文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、業務上の支障がない範囲で甲の要請する業務を実施するものとし、実施の可否について甲に電話等により回答する。

(報告)

第4条 乙及び丙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合は、次に掲げる事項を電話等により報告することとし、その業務を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

- (1) 活動日時
- (2) 協力車両数及び人員
- (3) 活動内容

(連絡責任者)

第5条 甲、乙及び丙は、協力の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡体制を整備し、連絡責任者を定めるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により実施した乙及び丙の業務に要した経費のうち人件費は、乙及び丙が負担することとし、燃料費については甲が負担する。

2 前項に規定するもの以外の経費については、甲、乙及び丙が協議の上決定する。

(補償)

第7条 甲は、第3条の規定により実施した業務のため乙及び丙の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がないときは、甲は相模

原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定に基づき損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、実施細目として別に定める。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから別段の意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容についての疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、記名押印の上各自その1通を保有する。

平成29年 7月 3日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 神奈川県相模原市中央区南橋本4丁目11番11号  
西東京相模生コンクリート株式会社  
代表取締役

丙 神奈川県相模原市中央区南橋本4丁目11番11号  
株式会社 関戸運輸  
代表取締役

## 13-15 災害時におけるコンクリートミキサー車を活用した協力に関する協定【消防局】

相模原市(以下「甲」という。)、第一コンクリート株式会社 生産部 相模原工場(以下「乙」という。)及び湘南第一運輸株式会社(以下「丙」という。)は、相模原市内で発生した大規模火災時(以下「災害時」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が実施する災害時の活動に対し、乙の施設を活用した消火用水の提供及び丙が所有するコンクリートミキサー車を活用した消火用水の搬送(以下「協力」という。)について必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害時の活動に際し、乙及び丙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 協力内容及び希望する協力車両台数
- (3) その他必要とする事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対して電話等により要請できることとし、乙は丙に対して要請内容を伝達するものとする。この場合において、甲は、事後、文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、業務上の支障がない範囲で甲の要請する業務を実施するものとし、実施の可否について甲に電話等により回答する。

(報告)

第4条 乙及び丙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合は、次に掲げる事項を電話等により報告することとし、その業務を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

- (1) 活動日時
- (2) 協力車両数及び人員
- (3) 活動内容

(連絡責任者)

第5条 甲、乙及び丙は、協力の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡体制を整備し、連絡責任者を定めるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により実施した乙及び丙の業務に要した経費のうち人件費は、乙及び丙が負担することとし、燃料費については甲が負担する。

2 前項に規定するもの以外の経費については、甲、乙及び丙が協議の上決定する。

(補償)

第7条 甲は、第3条の規定により実施した業務のため乙及び丙の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がないときは、甲は相模

原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定に基づき損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、実施細目として別に定める。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから別段の意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容についての疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、記名押印の上各自その1通を保有する。

平成29年 7月3日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 神奈川県相模原市中央区南橋本4丁目2番27号  
第一コンクリート株式会社 生産部 相模原工場  
工場長

丙 神奈川県相模原市中央区南橋本4丁目2番27号  
湘南第一運輸株式会社  
代表取締役

## 13-16 災害時におけるコンクリートミキサー車を活用した協力に関する協定【消防局】

相模原市(以下「甲」という。)、関東宇部コンクリート工業株式会社相模原工場(以下「乙」という。)、株式会社 ユーキャリア(以下「丙」という。)及び有限会社 三多摩生コン輸送(以下「丁」という。)は、相模原市内で発生した大規模火災時(以下「災害時」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が実施する災害時の活動に対し、乙の施設を活用した消火用水の提供及び丙並びに丁が所有するコンクリートミキサー車を活用した消火用水の搬送(以下「協力」という。)について必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害時の活動に際し、乙、丙及び丁に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 協力内容及び希望する協力車両台数
- (3) その他必要とする事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対して電話等により要請できることとし、乙は丙及び丁に対して要請内容を伝達するものとする。この場合において、甲は、事後、文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙、丙及び丁は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、業務上の支障がない範囲で甲の要請する業務を実施するものとし、実施の可否について甲に電話等により回答する。

(報告)

第4条 乙、丙及び丁は、前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合は、次に掲げる事項を電話等により報告することとし、その業務を完了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

- (1) 活動日時
- (2) 協力車両数及び人員
- (3) 活動内容

(連絡責任者)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、協力の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡体制を整備し、連絡責任者を定めるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により実施した乙、丙及び丁の業務に要した経費のうち人件費は、乙、丙及び丁が負担することとし、燃料費については甲が負担する。

2 前項に規定するもの以外の経費については、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定する。

(補償)

第7条 甲は、第3条の規定により実施した業務のため乙、丙及び丁の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がないときは、甲は



相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定に基づき損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、実施細目として別に定める。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれかから別段の意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容についての疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は、記名押印の上各自その1通を保有する。

平成29年 7月 3日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 神奈川県相模原市中央宮下2丁目17番1号  
関東宇部コンクリート工業株式会社相模原工場  
工場長

丙 神奈川県横浜市磯子区新磯子町10-3  
株式会社 ユーキャリア  
代表取締役

丁 東京都府中市四谷3丁目46番地の1  
有限会社 三多摩生コン輸送  
取締役社長

## 13-17 大規模地震時における相模原沈澱池の使用に関する覚書【消防局】

横浜市水道局（以下「甲」という。）と相模原市消防局（以下「乙」という。）は、大規模地震により、相模原市内で消火栓が使用できない状況下で火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が管理する相模原沈澱池の水を乙に使用させることについて、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時に、乙が相模原沈澱池の水を消火用水として使用することについて、乙が甲に要請する場合の手続等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 乙は、災害時に相模原沈澱池の水を使用する場合は、甲に協力要請を行うことができるものとする。

（要請の手続）

第3条 乙は、甲に対して前条に定める要請をするときは、災害の状況、場所等について明示し、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段により連絡するものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、相模原沈澱池の水を乙に無償で使用させるものとする。

（覚書の効力）

第5条 この覚書の効力は、締結の日から生じるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議の上決定するものとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成25年7月2日

甲 横浜市  
横浜市水道事業管理者  
水道局長

乙 相模原市  
消防局長

## 13-18 大規模地震発生時における高所監視に関する協定書【消防局】

ザ・ハシモトタワー団地管理組合（以下「管理組合」という。）と相模原市（以下「市」という。）は、大規模地震発生時における火災等からの被害を軽減するために実施する高所監視について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震発生時において管理組合の管理するザ・ハシモトタワー（以下「施設」という。）で市が高所監視を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、大規模地震による被害の軽減を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 大規模地震発生時に、管理組合は市に対し、施設の最上階ラウンジ及び屋上を高所監視の実施場所として利用を許諾するものとする。

（鍵の受け渡し）

第3条 屋上に出入りする扉の鍵は、施設防災センターで受け取り、使用後は速やかに施設防災センターに返却するものとする。

（施設の原状回復）

第4条 市は、高所監視実施時に施設に損傷等を与えた場合は、直ちに管理組合に連絡するとともに、市の責任において、速やかに現状に復するものとする。

（協定の発効）

第5条 この協定は、平成27年9月1日から効力を発するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度管理組合と市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、管理組合と市が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年8月29日

管理組合 相模原市緑区橋本6丁目1番14号  
ザ・ハシモトタワー団地管理組合  
理事長

市 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 13-19 消防活動の協力に関する協定書【消防局】

相模原市(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県建物解体業協会(以下「乙」という。)とは、相模原市内で発生した災害における消防活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市内で発生した火災、救助事故等における消防活動(以下「消防活動」という。)の協力を甲が乙に求めるに当たって必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、次の消防活動について、第4条の手続により、乙の協力を要請することができる。

- (1) 消火活動に支障となる焼き堆積物等の除去
- (2) 救助活動に支障となる障害物等の除去
- (3) 危険要因となる構造物等の除去
- (4) 消火活動を円滑にするための開口部の設定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙の協力を必要とする事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する消防活動に可能な限り協力する。

(連絡体制等の確認)

第3条 甲及び乙は、消防活動時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等について様式1により年度当初に相互に連絡するものとする。なお、甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協力要請の手続)

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により行う。この場合において、甲は、事後に様式2-1により乙に通知するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両、資機材等
- (3) 責任者の氏名及び連絡先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協力の要請に必要な事項

(協力業務の実施)

第5条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、可能な限り甲の実施する消防活動に協力するものとし、協力する乙の会員(以下「乙会員」という。)を決定の上、甲に文書で協力する消防活動(以下「協力業務」という。)の実施の可否について甲に電話等で回答する。この場合において、乙は、事後に様式2-2により甲に報告するものとする。

2 乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙会員は、甲の職員の指示に基づき協力業務を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請する協力業務を実施した場合は、次に掲げる事項を電話等により報告することとし、その協力業務を完了したときは、速やかに書式3により甲に報告するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 活動の内容
- (3) 従事した人員、車両、資機材等
- (4) 従事期間
- (5) その他必要事項

(経費の負担)

第7条 第5条の規定により乙会員が実施した協力業務に要した経費については、甲が負担する。

2 前項の経費の額については、甲乙協議の上、決定する。

(損害の負担)

第8条 第5条の規定により乙会員が実施した協力業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に被害が生じたときの措置)

第9条 第5条の規定により乙会員が実施した協力業務により第三者に被害が生じたときは、甲乙協議の上、その処理解決に当たるものとする。

(補償)

第10条 第5条の規定により乙会員が実施した協力業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の例による。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく消防活動の協力に関する事項の連絡窓口及び事務は、甲においては相模原市消防局警防課、乙においては一般社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容についての疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は、記名の上各自1通を保有する。

令和2年8月19日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

市長

乙 神奈川県横浜市中区太田町3丁目36番地  
クリオ横浜関内壺番館1005号室

一般社団法人 神奈川県建物解体業協会

会長

## 13-20 宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書【消防局】

相模原市(以下「甲」という。)と公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団(以下「乙」という。)は、宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮ヶ瀬湖及び湖畔(甲の区域内に限る。)において、甲が実施する災害時の活動に対し、乙による応援及び協力(以下「応援等」という。)について必要な事項を定める。

(応援等の内容)

第2条 この協定に基づき乙が実施する応援等の内容は、次に掲げるものとする。ただし、応援等は乙の可能な範囲において実施することとする。

- (1) 乙が管理する別表1に掲げる船舶を操船する職員の派遣
- (2) 前号の船舶の使用及び別表2に掲げる水難救助資機材の貸出し
- (3) 応援等の対象となる災害に対する情報の提供

(要請手続)

第3条 甲は、災害時の活動に際し、乙に応援等を要請する場合は、災害の状況等を明らかにし、応援等に要する職員の人数、船舶及び使用資機材の数並びに活動内容等を電話、ファクシミリ等で災害時応援等要請連絡表(様式1)に基づき乙に連絡し要請するとともに、遅滞なく、災害時応援等要請確認書(様式2)により文書を送付するものとする。

(応援等の実施)

第4条 乙は、前条の規定により応援等の要請を受けたときは、速やかに応援等の可否を決定し、応援等を行う場合は、迅速かつ円滑に活動できるよう協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき実施した乙の応援等に要する乙の職員の人件費及び船舶の燃料費並びに消耗品等の経常経費は、乙の負担とする。

2 乙の応援等において発生した事故の処理に要する費用のうち、次に掲げるものは、甲の負担とする。ただし、乙の重大な過失により発生した損害に対する費用は、乙の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 出動した船舶の損傷に対する諸経費
- (3) 第三者に与えた損害に対する費用

3 前2項に定めるもの以外に要した経費の負担については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

(補償)

第6条 甲は、第3条に規定する要請に基づき協力を実施した乙の職員がそのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかったとき(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定の適用を受けるときを除く。)は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、応援等の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡体制を整備し、連絡責任者を定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年3月5日

付則

この協定は、平成28年4月28日から施行する。

(平成28年4月28日締結)

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940の4番地  
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団  
理事長





## 1 4 協定等（医療・衛生）



## 14-1 救護所における災害時医療救護活動に関する協定【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市医師会（以下「乙」という。）とは、救護所における災害時医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関して必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医師の派遣体制
- (2) 医師の活動指針
- (3) その他必要な事項

（医師の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して医師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条の計画に基づき、直ちに医師を派遣するものとする。

（医療救護活動業務）

第4条 乙が派遣する医師は、甲が設置する救護所において医療救護活動を行うものとし、その業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の診断
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な措置

（総合調整）

第5条 救護所における医療救護活動の総合的な調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医師による医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、診断器具、その他の医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が供給するものとする。ただし、緊急の場合は、当該医師が携行する医薬品等を使用することができるものとする。

（医薬費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 乙がこの協定に基づく医療救護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師の派遣に要した経費
- (2) 医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第9条 前条第1号及び第2号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年9月10日神奈川県告示第561号）の例による。この場合において、医師の日当については、半日（4時間）当たりの額として算定する。

2 前条第3号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第18号）の例による。

（医事紛争の処理）

第10条 乙は、医療救護活動の実施により医師と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に報

告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに乙との協議の上、乙に積極的に協力し、誠意をもって紛争の解決に当るものとする。

(報告)

第11条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年10月14日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市富士見1丁目3番41号  
社団法人 相模原市医師会  
会長

## 14-2 災害時における医療救護活動に関する協定【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）、社団法人相模原市病院協会（以下「乙」という。）及び社団法人神奈川県看護協会相模原支部（以下「丙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙及び丙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（派遣計画の策定）

第2条 丙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、看護職員の派遣計画を策定し、甲に提出するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、丙に対して次に掲げる看護活動について協力を要請するものとする。

(1) 甲が設置する救護所における医療救護活動に必要な看護

(2) その他必要な措置

2 丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、前条の派遣計画に基づき、直ちに看護職員を派遣するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請が行われた場合には、救護所における医療救護活動の円滑な実施を図るため、乙の施設に従事する看護職員のうち、第2条の派遣計画に該当する看護職員の派遣について協力するものとする。

（要請手続）

第4条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要すると甲が判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

（費用弁償等）

第5条 丙がこの協定に基づく看護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

(1) 協力に必要な看護職員の派遣に要した経費

(2) 協力によって看護職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第6条 前条第1号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。

2 前条第2号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第18号）の例による。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙及び丙で協議して別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限の満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成11年3月16日

- 甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長
- 乙 相模原市豊町17番36号  
社団法人 相模原市病院協会  
会長
- 丙 相模原市富士見6丁目6番23号  
社団法人 神奈川県看護協会相模原支部  
支部長

### 14-3 災害時における医療救護活動に関する協定【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務に限る。以下同じ。）活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会員の派遣計画
- (2) 会員の活動方針
- (3) その他必要な事項

（協力要請）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して次に掲げる応急救護活動について協力を要請するものとする。

- (1) 甲が設置する救護所における傷病者に対する応急救護
- (2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

（要請手続）

第4条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要すると甲が判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づく応急救護活動を実施した場合に要した衛生材料の提供使用に係る経費は、甲が負担する。

（補 償）

第6条 甲は、第3条第1項の要請に基づき応急救護活動に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となった場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

（報 告）

第7条 乙は、この協定に基づく応急救護活動を実施した場合は、当該活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、応急救護活動終了後、次の書類を乙が一括して甲に提出することにより行うものとする。

- (1) 応急救護活動状況報告書（第1号様式）
- (2) 派遣柔道整復師名簿（第2号様式）
- (3) 衛生材料使用報告書（第3号様式）

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年12月27日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長

乙 相模原市上九沢347番8号  
社団法人 神奈川県柔道整復師会相模支部  
支 部 長

様式1 (第7条関係)	略
様式2 (第7条関係)	略
様式3 (第7条関係)	略



## 14-4 災害時における医療救護活動に関する協定【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師の派遣体制
- (2) 薬剤師の活動方針
- (3) その他必要な事項

（薬剤師の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条の計画に基づき、直ちに薬剤師を派遣するものとする。

（医療救護活動業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師は、甲が設置する救護所及び医薬品の備蓄場所（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うものとし、その業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品の管理及び仕分け

（総合調整）

第5条 救護所等における医療救護活動の総合的な調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する薬剤師による医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が供給するものとする。ただし、緊急の場合は、当該薬剤師が携行する医薬品等を使用することができる。

（調剤費）

第7条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 乙がこの協定に基づく医療救護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第9条 前条第1号及び第2号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）の例による。

2 前条第3号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の例による。

（細 目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年6月18日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長

乙 相模原富士見6丁目1番1号  
社団法人 相模原市薬剤師会  
会 長

## 14-5 災害時における医療救護活動に関する協定【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画及び相模原市災害時医療救護マニュアル（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることについて必要な事項を定める。

（医療救護活動に関する計画の策定）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動に関する計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医師の派遣体制
- (2) 歯科医師の活動方針
- (3) 乙が運用する訪問歯科診療自動車（以下「自動車」という。）の運用方針
- (4) その他必要な事項

（歯科医師の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対して歯科医師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条の計画に基づき、直ちに歯科医師を派遣するものとする。

（医療救護活動業務）

第4条 乙が派遣する歯科医師は、甲が設置する救護所並びに避難所等（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うことを原則とし、その業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 自動車による巡回歯科診療
- (3) 口腔衛生指導等
- (4) その他必要な措置

（総合調整）

第5条 医療救護活動の総合的な調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する歯科医師による医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、診断器具、その他の医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が供給するものとする。ただし、必要に応じて当該歯科医師が携行する医薬品等を使用することができるものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 乙がこの協定に基づく医療救護活動を実施した場合に要した次の経費等は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医師の派遣に要した経費
- (2) 第6条ただし書に規定する歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 歯科医師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（費用弁償等の程度）

第9条 前条第1項第1号及び第2号に定める費用弁償の額は、災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示561号）の例による。

2 前条第1項第3号に定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の例による。

（医事紛争の処理）

第10条 乙は、医療救護活動の実施により歯科医師と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに乙と協議の上、乙に積極的に協力し、誠意をもって紛争の解決に当たるものとする。

(報告)

第11条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(歯科医師の相模原市外への派遣)

第12条 乙は、市外から歯科医師の派遣について要請があり、かつ、これに応じる場合にあっては、甲に報告するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月25日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区富士見6丁目1番1号  
社団法人相模原市歯科医師会  
会長

## 14-6 相模原市災害医療コーディネーターの派遣に関する協定書【健康福祉局】

相模原市(以下「市」という。)と一般社団法人相模原市医師会(以下「市医師会」という。)は、災害時の医療救護活動に係る相模原市災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の派遣等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、神奈川県災害医療コーディネーター等設置要綱(平成27年12月1日施行)及び相模原市災害医療コーディネーター設置要綱(平成30年1月18日施行。以下「市要綱」という。)の規定に基づき、市が行う医療救護活動に対する市医師会のコーディネーターの派遣に関して、必要な事項を定めるものとする。

(選出)

第2条 市は、市医師会に対してコーディネーターの選出を依頼するものとする。

2 市医師会は、市医師会に所属するもののうち、市の災害医療、公衆衛生、特殊災害等に精通している医師をコーディネーターとして選出するものとする。

3 市医師会は、コーディネーターの選出においては、活動内容に即応できる人数等について市と十分に協議するものとする。

(配置基準)

第3条 コーディネーターの配置基準は、相模原市災害時医療救護本部(以下「市医療救護本部」という。)に準ずるもので、次に掲げるものとする。

- (1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき
- (2) その他、市医療救護本部が必要と認めたとき

(派遣要請)

第4条 市医療救護本部は、相模原市災害時医療救護マニュアルに基づく医療救護活動上で必要があると認めた場合は、市医師会に対して、コーディネーターの派遣を文書で要請するものとする。ただし、災害の状況により緊急を要すると市医療救護本部が判断した場合は、口頭で行うことができるものとする。

(派遣)

第5条 市医師会は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかにコーディネーターを派遣するものとする。

2 市医師会は、災害の状況により緊急を要し、かつ、前条の規定による要請を待ついとまがないと判断した場合は、自らコーディネーターを派遣できるものとし、その派遣については、前条の規定による派遣とみなす。

3 前項の規定によりコーディネーターを派遣した場合は、市医師会は、速やかにその旨を市医療救護本部へ報告するものとする。

(職務)

第6条 コーディネーターの職務は、市要綱第5条第1項及び第2項に規定するものとする。

(活動報告)

第7条 コーディネーターは、災害時において他のコーディネーターと交代するとき、次の書類に基づく業務引継を行い、市長にその書類を提出するものとする。

- (1) 相模原市災害医療コーディネーター活動報告書(第1号様式)
- (2) その他市長又はコーディネーターが業務引継上必要と認めた書類

(事故発生時の対応)

第8条 市医師会は、コーディネーターが第3条の規定による要請に基づく活動中において、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 相模原市災害医療コーディネーター活動中における事故報告書(第2号様式)
- (2) その他市長が事故報告上必要と認めた書類

(費用弁償等)

第9条 コーディネーターが、この協定書に基づく職務を実施した場合に要した経費等は、次の表のとおり市が負担するものとする。

職務	弁償範囲
相模原市災害時医療救護検討会への参加 神奈川県災害医療コーディネーター研修等への参加	市の支出基準を準拠するほか、市の予算の範囲内とする。
災害時においてコーディネーターの派遣に要した経費	市医療救護本部の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則(昭和34年神奈川県規則第90号)第11条に定める額を支給する。この場合において、コーディネーターの日当については、半日(4時間)当たりの額として算定する。
災害時においてコーディネーターがその職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費	災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定める例による。

(費用弁償の請求)

第10条 市医師会は、要綱第4条第3項の規定によりコーディネーターの派遣が解除された後、市長が定める期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 相模原市災害医療コーディネーターの活動に係る費用弁償請求書(第3号様式)
- (2) その他市長が請求上必要と認めた書類

(費用弁償の支払)

第11条 市長は、前条の請求書の内容を確認し、適当と認めたときは、速やかに市医師会に支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、市と市医師会とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間の満了する日の1か月前までに、市又は市医師会から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月16日

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

相模原市中央区富士見6丁目1番1号  
一般社団法人相模原市医師会  
代表 会長

## 14-7 相模原市災害医療コーディネーターの派遣に関する協定書【健康福祉局】

相模原市(以下「市」という。)と学校法人北里研究所北里大学病院(以下「北里大学病院」という。)は、災害時の医療救護活動に係る相模原市災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の派遣等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、神奈川県災害医療コーディネーター等設置要綱(平成27年12月1日施行)及び相模原市災害医療コーディネーター設置要綱(平成30年1月18日施行。以下「市要綱」という。)の規定に基づき、市が行う医療救護活動に対する北里大学病院のコーディネーターの派遣に関して、必要な事項を定めるものとする。

(選出)

第2条 市は、北里大学病院に対してコーディネーターの選出を依頼するものとする。

2 北里大学病院は、北里大学病院に所属するもののうち、市の災害医療、公衆衛生、特殊災害等に精通している医師をコーディネーターとして選出するものとする。

3 北里大学病院は、コーディネーターの選出においては、活動内容に即応できる人数等について市と十分に協議するものとする。

(配置基準)

第3条 コーディネーターの配置基準は、相模原市災害時医療救護本部(以下「市医療救護本部」という。)に準ずるもので、次に掲げるものとする。

- (1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき
- (2) その他、市医療救護本部が必要と認めたとき

(派遣要請)

第4条 市医療救護本部は、相模原市災害時医療救護マニュアルに基づく医療救護活動上で必要があると認めた場合は、北里大学病院に対して、コーディネーターの派遣を文書で要請するものとする。ただし、災害の状況により緊急を要すると市医療救護本部が判断した場合は、口頭で行うことができるものとする。

(派遣)

第5条 北里大学病院は、前条の規定による要請を受けた場合は、北里大学病院の被災状況及び被災患者受け入れ状況に応じて、コーディネーターを派遣するものとする。

2 北里大学病院は、災害の状況により緊急を要し、かつ、前条の規定による要請を待つことが出来ないと判断した場合は、自らコーディネーターを派遣できるものとし、その派遣については、前条の規定による派遣とみなす。

3 前項の規定によりコーディネーターを派遣した場合は、北里大学病院は、速やかにその旨を市医療救護本部へ報告するものとする。

(職務)

第6条 コーディネーターの職務は、市要綱第5条第1項及び第2項に規定するものとする。

(活動報告)

第7条 コーディネーターは、災害時において他のコーディネーターと交代するとき、次の書類に基づく業務引継を行い、市長にその書類を提出するものとする。

- (1) 相模原市災害医療コーディネーター活動報告書(第1号様式)
- (2) その他市長又はコーディネーターが業務引継上必要と認めた書類

(事故発生時の対応)

第8条 北里大学病院は、コーディネーターが第3条の規定による要請に基づく活動中において、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 相模原市災害医療コーディネーター活動中における事故報告書(第2号様式)
- (2) その他市長が事故報告上必要と認めた書類

(費用弁償等)

第9条 コーディネーターが、この協定書に基づく職務を実施した場合に要した経費等は、次の表のとおり市が負担するものとする。

職務	弁償範囲
災害時においてコーディネーターの派遣に要した経費	市医療救護本部の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則(昭和34年神奈川県規則第90号)第11条に定める額を支給する。この場合において、コーディネーターの日当については、半日(4時間)当たりの額として算定する。
災害時においてコーディネーターがその職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費	災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定める例による。

(費用弁償の請求)

第10条 北里大学病院は、要綱第4条第3項の規定によりコーディネーターの派遣が解除された後、市長が定める期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 相模原市災害医療コーディネーターの活動に係る費用弁償請求書(第3号様式)
- (2) その他市長が請求上必要と認めた書類

(費用弁償の支払)

第11条 市長は、前条の請求書の内容を確認し、適当と認めたときは、速やかに北里大学病院に支払うものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、市と北里大学病院とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間の満了する日の1か月前までに、市又は北里大学病院から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月30日

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

相模原市南区北里1丁目15番1号  
学校法人北里研究所北里大学病院  
代表 理事長



## 14-8 災害時における入浴支援等に関する協定【健康福祉局】

相模原市(以下「甲」という。 )と、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合相模原支部(以下「乙」という。 )は、災害時における被災者等に対する入浴支援について、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、相模原市内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。 )が発生した場合において、被災者及び災害ボランティア(以下「被災者等」という。 )に対し、乙の組合員が所有する施設を活用した入浴支援等を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合において、必要に応じて次に掲げる事項の協力を乙に対して要請することができる。

- (1) 被災者等に対する入浴支援
- (2) その他甲の要請により乙が応じられる事項

### (要請の方法)

第3条 前条の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### (協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定による要請があったときは、乙の組合員に対して速やかに要請内容を伝達し、乙の組合員は、可能な範囲で協力を行うものとする。

### (実施報告)

第5条 乙は、乙の組合員が前条の協力を実施したときは、速やかに文書により甲に報告を行うものとする。

### (連絡責任者)

第6条 この協定の実施に際し、連絡を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、あらかじめそれぞれ連絡責任者を定めるものとする。

- 2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は、相手方に対して速やかに報告を行うものとする。

### (費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙の組合員が実施した入浴支援等に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項の規定により負担する費用は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

### (費用の請求等)

第8条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

- 2 甲は、乙から費用の請求があった場合には、乙に対し当該請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし期日内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で別途支払い期日を定めるものとする。

### (補償)

第9条 甲は、第4条の規定により協力を実施した乙の組合員が、当該協力の実施のために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相

模原市条例第15号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙の組合員は、第2条各号の協力を実施する際に知り得た個人情報を第3者に漏らしてはならない。

(協議事項)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関する疑義は、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の日の1箇月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期限満了の日から起算して1年間有効期限が延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月10日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号

相模原市

相模原市長 印

乙 相模原市南区相武台一丁目24番6号

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合相模原支部

支部長 印

## 14-9 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、相模原市内において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、相模原市災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の構成員は、災害対策本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があったときは、速やかに乙の指定する先に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては相模原市保健福祉部地域福祉課長、乙にあつては南関東ブロック長とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通 知)

第12条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等を図るため、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲及び乙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委 任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成15年10月2日から適用し、平成16年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年10月2日

甲 相模原市中央2-11-15  
相模原市長

乙 東京都港区虎ノ門3-6-2  
第2秋山ビル7階  
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
会 長

## 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) 遺体搬送用車両
- (5) 遺体収容施設における遺族等に対する生活支援のための各種サービス
- (6) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書（第1号様式）とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書は、協力実績報告書（第2号様式）とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

協 力 要 請 書

様

相模原市長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	(電話 )
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日 (午前・午後) 時 分
要 請 理 由	
棺 等 葬 祭 用 品 の 供給等の数量 (内訳)	
履行期間及び履行場所	
備 考	

協 力 実 績 報 告 書

相模原市長 あて

報告者 名 称

代表者



年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します

連 絡 先	(電話 )
棺等葬祭用品の 供給等の数量 (内訳)	
履行期間及び履行場所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表 (第4条関係)

構 成 員 (互 助 協 会 員) 名 簿

事業所名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号 FAX番号



## 14-10 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の 供給等の協力に関する協定書【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、相模原市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙及び丙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に霊きゅう自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、相模原市災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙及び丙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙及び丙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の構成員は、災害対策本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報 告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 霊きゅう自動車の台数及び棺等葬祭用品の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があったときは、速やかに乙及び丙に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては相模原市保健福祉部地域福祉課長、乙にあつ

ては神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。  
(災害時の情報提供)

第11条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通 知)

第12条 甲は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等を図るため、霊きゅう自動車の待機場所、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙丙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委 任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙丙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成15年7月24日から適用し、平成16年3月31日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月24日

甲 相模原市中央2-11-15  
相模原市長

乙 横浜市南区永田東2-1-20-302  
神奈川県葬祭業協同組合  
理事長

丙 平塚市田村6564  
社団法人全国霊柩自動車協会  
神奈川県支部長

## 災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙及び丙に提出する文書は、協力要請書（第1号様式）とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙及び丙が事前に指名する乙及び丙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙及び丙が甲に報告する文書は、協力実績報告書（第2号様式）とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

協 力 要 請 書

様

相模原市長

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	(電話 )
口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 (午前・午後) 時 分
要 請 理 由	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の供給等の数量 (内訳)	
履行期間及び履行場所	
備 考	

協 力 実 績 報 告 書

相模原市長 あて

報告者 名 称

代表者



年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します

連 絡 先	(電話 )
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量 (内訳)	
履行期間及び履行場所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表 (第4条関係)

構 成 員 (協 会 員) 名 簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号 FAX番号

## 1 5 協定等（応急・復旧）





## 15-1 災害時における応急復旧活動に関する協定書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市（以下「市」という。）が神奈川県土木一般労働組合相模原支部、相模中央建設組合、相模大野建設組合、相模原総合建設組合及び津久井建業組合（以下「組合」という。）に対して、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧活動の要請を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 市は、災害時において、応急復旧活動の実施のため、組合に対して応援活動を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応急復旧活動要請書（第1号様式）により、組合に応急復旧活動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後において応急復旧活動要請書を提出するものとする。

(1) 被害状況及び応急復旧活動の要請理由

(2) 必要とする応急復旧活動（内容、期間、場所、人員、資機材等）

(活動内容)

第3条 市が組合に要請する応急復旧活動は、次に掲げる内容とする。

(1) 市が指定する箇所の応急復旧作業

(2) 市が指定する施設内の構造物に係る応急復旧作業

(3) その他市が必要と認める応急復旧作業

(実施)

第4条 組合は、第2条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り市の要請する応急復旧活動を実施するものとする。

(報告)

第5条 組合は、前条の規定により応急復旧活動に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により市に報告するとともに、その応急復旧活動を完了したときは、次に掲げる事項を記載した応急復旧活動実施結果報告書（第2号様式）により、市に報告するものとする。

(1) 応急復旧活動の内容

(2) 応急復旧活動を行った期間

(3) 応急復旧活動を行った場所

(4) 応急復旧活動を行った人員

(5) 応急復旧活動に使用した資機材等の種類及び数量

(6) 応急復旧活動に要した経費及びその内訳

(7) その他必要な事項

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する事項の連絡を確実かつ円滑にするため、市及び組合は、連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に変更が生じた場合は、市及び組合は、相手方に対して速やかに報告を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定により応急復旧活動を実施した場合において、そのために組合が要した経費は、市が

負担する。

2 前項の規定により、市が負担する経費は、時価により支払うものとするほか、市及び組合の協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 市は、第4条の規定により応急復旧活動に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定により、その損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、市及び組合協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、市及び組合は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年5月2日

相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

相模原市中央区二丁目4番10号  
神奈川土建一般労働組合相模原支部  
執行委員長

相模原市南区相模台一丁目14番2号  
相模中央建設組合  
組合長

相模原市南区上鶴間六丁目11番11号  
相模大野建設組合  
組合長

相模原市中央区矢部三丁目8番13号  
相模原総合建設組合  
組合長

相模原市緑区三ヶ木423番1  
津久井建業組合  
組合長

## 15-2 災害時における応援に関する協定【危機管理局】

(趣旨)

第1条 相模原市(以下「甲」という。)と相模原建築保全事業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、相模原市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置された場合等において、応急対策の実施のため乙に対し応援を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない事由のない限り甲の要請する応援を実施する。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する応援に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、完了したときは、すみやかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故のあった場合は、その内容
- (7) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第5条 甲においては、相模原市防災計画課を、乙においては、相模原建築保全事業協同組合事務局を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する応援を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、神奈川県建築工事標準単価表等を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲、乙協議のうえ定める額とする。

(補償)

第7条 甲は、第3条の規定に基づき応援に従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかりまたは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定によりその損害を補償し、労働者災害補償保険法の適用がない場合は、相模原市消防団等公務災害補償条例(昭和41年相模原市条例第21号)の規定によりその損害を補償する。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第9条 この協定は、平成21年5月14日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する

平成21年5月14日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
市長

乙 相模原市東橋本1丁目12番15号  
相模原建築保全事業協同組合  
代表理事

### 15-3 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び相模原市地域防災計画に基づき、甲は市民の生命、身体及び財産を災害から保護する役割を担うこと、乙は電力の安定供給の役割を担うことを相互に確認し、災害時に、甲及び乙が連携して停電の早期復旧に取り組むことを目的に締結する。

#### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣する。

#### （情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における停電の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる情報について相互に連携を図る。

- (1) 甲は乙に対し、甲の施設等災害対応の拠点となる公共施設、避難所、病院、その他ライフライン関係施設等の重要施設リストを作成し、随時提供
- (2) 甲は乙に対し、市民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

#### （協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における停電の早期復旧を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

- (1) 復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、停電復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 市民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

#### （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月31日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 相模原市中央区千代田6丁目12番25号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
相模原支社長

## 15-4 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書【都市建設局】

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）及び救助実施市である相模原市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえで、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

### (協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の広域調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号 M&Cビル5階  
一般社団法人プレハブ建築協会 会長



## 15-5 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書【都市建設局】

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

2 乙、丙又は丁は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設等を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

### (協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

### (住宅建設等)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国

木造建設事業協会建設統括本部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる建設能力等の状況を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

3 甲と戊との間で締結した平成27年6月1日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

戊 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階  
一般社団法人全国木造建設事業協会  
理事長

## 15-6 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書【都市建設局】

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するもので木造のものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

3 甲と戊との間で締結した平成30年5月24日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

戊 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号 ナイスビル内  
一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部  
支部長

## 15-7 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書【都市建設局】

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

### (協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

### (住宅建設等)

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

### (費用の負担及び支払)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建設業協会事業部とする。

### (連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

### (報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求め

ることができる。

(会員名簿等の提供)

第 10 条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年 4 月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第 12 条 この協定を証するため、本書を 5 通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各 1 通を保有する。

附 則

- 1 この協定書は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成 17 年 4 月 1 日付け「災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

平成 31 年 4 月 1 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1 番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号  
相模原市長

戊 神奈川県横浜市中区太田町 2 - 22  
一般社団法人神奈川県建設業協会 会長

## 15-8 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書【都市建設局】

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）に係る業務並びにその他災害における住宅対策に係る業務をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所定の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第7条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員（以下「会員」という。）の動員、その他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(協力の内容)

第5条 会員は、第3条の要請に基づき、住宅建設等の実施にあたっての甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談、その他必要な協力を行う。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建築士事務所協会業務課とする。

(連絡調整)

第7条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(会員名簿の提供及び報告)

第8条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(調査及び研究)

第9条 甲、乙、丙、丁及び戊は、大規模災害時の対応、対策についての調査・研究を協力して行う。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

附則

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。
- 2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会との間で締結した平成27年6月26日付「災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

戊 神奈川県横浜市中区不老町3丁目12  
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 会長



## 15-9 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書【都市建設局】

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

### (協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては建築局住宅部住宅政策課、丙においてはまちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては都市建設局まちづくり推進部建築・住まい政策課、戊においては事務局とする。

### (連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広

域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和5年3月17日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月17日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市長 山中 竹春

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 本村 賢太郎

戊 北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2番15号  
一般社団法人日本ムービングハウス協会  
代表理事 佐々木 信博

## 15-10 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書【都市建設局】

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下同じ。）

第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### （協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

### （甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

### （戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会との間で締結した平成17年11月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成22年8月23日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

戊 神奈川県横浜市中区住吉町6-76-3  
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 会長

## 15-11 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書【都市建設局】

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下同じ。）

第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

（甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

（戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部との間で締結した平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

戊 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル6F  
公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長

## 15-12 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書【都市建設局】

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下同じ。）

第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### （協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

### （甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

### （戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との間で締結した平成26年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成26年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

戊 東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル17階  
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長



## 15-13 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書【都市建設局】

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が神奈川県電気工事工業組合（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「応急修理」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、応急修理の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、住宅の被災状況、応急修理の実施要領その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

### (協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である電気工事業者（以下「業者」という。）のあっせんをするとともに、甲又は乙、丙若しくは丁への助言、被災者相談その他の必要な協力を行うものとする。

### (応急修理)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、応急修理を行うものとする。

### (費用の負担及び支払)

第6条 業者が前条の応急修理に要した費用は、当該応急修理に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の応急修理終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては神奈川県電気工事工業組合事務局とする。

### (連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

### (報 告)

第9条 戊は、応急修理について、協力できる人員等の状況を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第 10 条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年 5 月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第 12 条 この協定を証するため、本書を 5 通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各 1 通を保有する。

附 則

1 この協定書は、令和元年 6 月 28 日から適用する。

令和元年 6 月 28 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1  
神奈川県知事

乙 神奈川県横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
横浜市長

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地  
川崎市長

丁 神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号  
相模原市長

戊 神奈川県横浜市中区三吉町 4 - 1  
神奈川県電気工事工業組合 理事長

## 15-14 災害時における応援に関する協定【財政局】

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画に基づき、災害時における応急対策の一環として応急措置を実施するに当たり、相模原市（以下「甲」という。）が相模原市電設協会（以下「乙」という。）に応援活動を求めるために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 相模原市地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条の規定により設置された相模原市防災会議が、法第42条の規定に基づき作成する防災計画（以下「地域防災計画」という。）
- (2) 相模原市災害対策本部 法第23条の2の規定に基づき、甲が災害発生時、又は災害発生のおそれがあるときに地域防災計画の定めに基づき設置する災害対策本部（以下「災対本部」という。）
- (3) 応急措置 法第62条第1項の規定に基づき、甲が災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために行う応急的な措置
- (4) 応援活動 甲の要請を受けて乙が実施する応急措置のために必要な活動

(要請)

第3条 甲は災対本部を設置したときは、乙に対しその旨を連絡するものとする。

2 甲は、災対本部を設置した場合において、応急措置の実施のため、乙に対して応援活動を求める必要があると認めるときは、次の各号に定める事項を明らかにした文書により、乙に応援活動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等の手段により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする活動内容及び期間
- (3) 応援を必要とする人員、資機材等
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) その他必要とする事項

(実施)

第4条 乙は甲から前条に規定する応援活動の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない事由のない限り甲の要請する業務を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は前条の規定により甲の要請する応援活動に従事した場合は、随時その活動内容を電話等の手段により報告するとともに、その活動を完了したときは、次に掲げる事項を記載した文書により、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容及び期間
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動に要した費用及びその内訳
- (5) その他必要とする事項

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する事項の連絡を確実かつ円滑にするため、甲及び乙は連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は、相手方に対して速やかに報告を行うものとする。

(応援活動に使用する車両)

第7条 甲及び乙は、乙の所管する車両が法第76条第1項に規定する緊急通行車両として災害時に迅速かつ確実に応援活動に使用することができるよう、平時より相互協力を行い、関係法令等に基づき適切な事務処理を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の規定により甲が要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市建築工事標準単価表等を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 甲は第4条の規定により応援活動に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定により、その損害を補償する。

(協議)

第10条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区千代田5丁目4番5号  
相模原市電設協会  
代表 会長

## 15-15 災害時における応援に関する協定【都市建設局】

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市地域防災計画に基づき、災害時における応急対策の一環として応急措置を実施するに当たり、相模原市（以下「甲」という。）が、相模原造園協同組合（以下「乙」という。）に応援活動を求めるために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 相模原市地域防災計画 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条の規定により置かれた相模原市防災会議が、法第42条の規定に基づき作成する防災計画（以下「地域防災計画」という。）
- (2) 相模原市災害対策本部 法第23条の2の規定に基づき、甲が災害発生時、又は災害発生のおそれのあるときに地域防災計画の定めに基づき設置する災害対策本部(以下「災対本部」という。)
- (3) 応急措置 法第62条第1項に規定に基づき、甲が災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために行う応急的な措置
- (4) 応援活動 甲の要請を受けて乙が実施する重機等を利用した道路上の障害物除去作業その他応急措置のために必要な活動

(要請)

第3条 甲は、災対本部を設置したときは、乙に対しその旨を連絡するものとする。

2 甲は、災対本部を設置した場合において、応急措置の実施のため、乙に対して応援活動を求める必要があると認めるときは、次の各号に定める事項を明らかにした文書により、乙に応援活動を要請するものとする。ただし緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況及び応援活動の要請理由
- (2) 必要とする応援活動(内容、場所、期間、人員、資機材等)

(実施)

第4条 乙は、甲から前条に規定する応援活動の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する業務を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請する応援活動に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により甲に報告するとともに、その応援活動を完了したときは、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 応援活動記録(内容、場所、期間、人員、事故報告など)
- (2) 応援活動に要した経費及びその内訳

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する事項の連絡を確実かつ円滑にするため、甲及び乙は連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は、相手方に対して速やかに報告を行うものとする。

(応援活動に使用する車両)

第7条 甲及び乙は、乙の所管する車両が法第76条第1項に規定する緊急通行車両として災害時に迅速かつ確実に応援活動に使用することができるよう、平時より相互に協力を行い、関係法令等に基づき適切な事務処理を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、甲が定める標準単価及び土木工事標準積算基準に基づき算出した額とする。

(補償)

第9条 甲は、第4条に基づき応援活動に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定により、その損害を補償する。

(協議)

第10条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月20日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区清新4丁目10番9号  
相模原造園協同組合  
理事長

## 15-16 大規模災害発生時における占用許可物件の応急復旧等に関する覚書【都市建設局】

相模原市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社相模原支社（以下「乙」という。）、東日本電信電話株式会社東京事業部（以下「丙」という。）及び東京ガス株式会社湘南導管ネットワークセンター（以下「丁」という。）は、大規模災害（広域的に甚大な被害が発生した災害）時に、相模原市地域防災計画に定めるライフラインの応急復旧を適切かつ確実なものとし、市民の日常生活を早期に取り戻すことを目的に、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）道路占用物件等

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項又は第3項及び相模原市認定外道路管理条例（平成17年相模原市条例第145号）第4条第1項により甲が設置を許可した工作物、物件または施設

（2）復旧監督費

相模原市道路占用規則（昭和54年相模原市規則第25号）第15条に規定する「復旧監督費」

（3）仮復旧工事

市民生活の維持継続に欠かすことのできないライフラインとなる道路占用物件等の応急的な工事

（4）本復旧工事

道路占用物件等を関係法令に準拠した状態とするための工事

（5）緊急輸送道路等

神奈川県及び相模原市が、それぞれの地域防災計画において指定している緊急輸送道路、及び相模原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が選定する道路啓開を行う路線の区間

（適用始期及び終期）

第2条 第3条から第11条までに定める規定の適用始期は、甲が、災害対策本部を設置した時とし、適用終期は、甲が、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の意見を聴取したうえで決定するものとする。

（占用許可手続）

第3条 乙等は、仮復旧工事を実施しようとする場合は、又は現に実施している仮復旧工事において、緊急輸送道路等の機能に支障を及ぼすことが懸念される状況が生じた場合、甲の指定する組織に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けた場合であって、仮復旧工事の必要性を認め、かつ緊急輸送道路等の機能に支障がないと判断したときは、道路の占用を許可するものである。

3 甲は、前項の必要性を判断するに当たり、必要に応じて、災害対策本部に意見を求めることとする。

4 乙等は、平時の状態を回復した後、すみやかに、法第32条第2項に規定する申請書（以下、「申請書」という。）を提出しなければならない。

（道路管理者と連絡がとれない場合の特例）

第4条 乙等は、甲と連絡が取れない場合は、乙等が甲に通知する組織において、仮復旧工事の必要性を真に認め、かつ緊急輸送道路等の機能に支障が生じないと判断したときに限り、仮復旧工事を実施する

ことができるものとする。

2 乙等は、前項の場合にあっても、甲への連絡に継続的に努めなければならない。

(仮復旧工事における義務)

第5条 乙等は、仮復旧工事の実施に際しては、緊急輸送道路等の機能に支障が生じないよう万全の配慮をしなければならない。

(占用料及び復旧監督費の免除)

第6条 甲は、乙等の実施する仮復旧工事に係る道路占用料及び復旧監督費を免除する。

(使用材料)

第7条 乙等が、次の各号に掲げる工事において使用することのできる工事材料は、当該各号に定めるところによる。

(1) 埋戻し工事 発生土

(2) 舗装復旧工事 アスファルト(発生路盤材でも可)

(3) 砂利道復旧工事 発生材

(仮設工法の適用等)

第8条 乙等は、仮復旧工事において、電気事業法、電気通信事業法又はガス事業法その他関係法令に定める仮設工法に関する技術基準を必要に応じ適用することができるものとする。

(仮設設備の設置及び廃止設備等の残置)

第9条 乙等は、仮復旧工事により設置する仮設設備、並びに発生する廃止設備、残土及びアスファルトガラ等の廃材(以下「廃止設備等」という。)を、交通に支障のない場所に応急的に設置し、又は残置することができるものとする。

2 甲は、乙等に対して、前項の仮設設備の設置及び廃止設備等の残置のための場所を提供するよう努めなければならない。

(原状回復義務)

第10条 乙等は、甲の指定する機関の経過する日までに仮設設備及び廃止設備等を撤去しなければならない。

(本復旧工事に係る協議)

第11条 本復旧工事に係る手続、工法その他必要な事項について、本復旧工事の実施前に甲乙等協議のうえ決定する。

(協議事項)

第12条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙等協議のうえ決定する。

この覚書の成立を証するため本書面を4通作成し、甲、乙、丙及び丁記名捺印の上、各々1通を保有する。



平成28年3月11日

- 甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長
  
- 乙 相模原市中央区千代田六丁目12番25号  
東京電力株式会社 相模原支社  
支社長
  
- 丙 東京都港区港南一丁目9番1号  
東日本電信電話株式会社 東京事業部長  
取締役
  
- 丁 神奈川県藤沢市大庭8210  
東京ガス株式会社  
湘南導管ネットワークセンター  
所長

## 15-17 大規模災害発生時における占用許可物件の応急復旧等に関する覚書【都市建設局】

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県企業庁相模原水道営業所（以下「乙」という。）、神奈川県企業庁相模原南水道営業所（以下「丙」という。）及び神奈川県企業庁津久井水道営業所（以下「丁」という。）は、広域的に甚大な被害が発生した災害（以下「大規模災害」という。）時における相模原市地域防災計画に定める水道施設の応急復旧の取扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、大規模災害時に、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）が所有する管路、仕切弁、空気弁、排水弁等（以下「水道施設」という。）に被害があった場合の道路占用許可手続き等について必要な事項を定め、速やかな水道施設の応急復旧により二次災害を防止し、市民生活を早期に回復することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

（1）道路占用物件等

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項又は第3項及び相模原市認定外道路管理条例（平成17年相模原市条例第145号）第4条第1項により甲が設置を許可した水道施設

（2）復旧監督費

相模原市道路占用規則（昭和54年相模原市規則第25号）第15条に規定する「復旧監督費」

（3）仮復旧工事

市民生活の維持継続に欠かすことのできない道路占用物件等の応急的な工事

（4）本復旧工事

道路占用物件等を関連法令に準拠した状態とするための工事

（5）緊急輸送道路等

相模原市地域防災計画で定める緊急輸送道路及び相模原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が選定する道路啓開を行う路線の区間

（適用始期及び終期）

第3条 第4条から第12条までに定める規定の適用始期は、甲が、災害対策本部を設置した時とし、適用終期は、甲が、乙等の意見を聴取したうえで決定するものとする。

（占用許可手続）

第4条 乙等は、仮復旧工事を実施しようとする場合、又は現に実施している仮復旧工事において、緊急輸送道路等の機能に支障を及ぼすところが懸念される状況が生じた場合、甲が所管する各管轄土木事務所に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けた場合であって、仮復旧工事の必要性を認め、かつ緊急輸送道路等の機能に支障がないと判断したときは、道路の占用を許可するものとする。

3 乙等は、平時の状態を回復した後、すみやかに、法第32条第2項に規定する申請書を提出しなければならない。

（道路管理者と連絡がとれない場合の特例）

第5条 乙等は、甲と連絡がとれない場合は、乙等が仮復旧工事の必要性を真に認め、かつ緊急輸送道路等の機能に支障が生じないと判断したときに限り、仮復旧工事を実施することができるものとする。

2 乙等は、前項の場合にあっても、甲への連絡に継続的に努めなければならない。

（仮復旧工事における義務）

第6条 乙等は、仮復旧工事の実施に際しては、緊急輸送道路等の機能に支障が生じないよう万全の配慮をしなければならない。

（復旧監督費の免除）

第7条 甲は、乙等の実施する仮復旧工事に係る復旧監督費を免除する。

(使用材料)

第8条 乙等が、次の各号に掲げる工事において使用することができる工事材料は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 埋戻し工事 発生土
- (2) 舗装復旧工事 アスファルト (発生路盤材でも可。)
- (3) 砂利道復旧工事 発生材

(仮設工法の適用等)

第9条 乙等は、仮復旧工事において、水道法その他関係法令に定める仮設工法に関する技術基準を必要に応じ適用することができるものとする。

(仮設設備の設置及び廃止設備等の残置)

第10条 乙等は、仮復旧工事により設置する仮設設備を並びに発生廃止設備、残土及びアスファルトガラ等の廃材 (以下「廃止設備等」という。) を、交通に支障のない場所に応急的に設置し、又は残置することができるものとする。

2 甲は、乙等に対して、前項の仮設設備の設置及び廃止設備等の残置のための場所を提供するよう努めなければならない。

(原状回復義務)

第11条 乙等は、甲の指定する期間の経過する日までに仮設設備及び廃止設備等を撤去しなければならない。

(本復旧工事に係る協議)

第12条 本復旧工事に係る手続、工法その他必要な事項について、本復旧工事の実施前に甲乙等協議のうえ決定する。

(協議事項)

第13条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙等協議のうえ決定する。

この覚書の成立を証するため本書面を4通作成し、甲、乙、丙及び丁記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 相模原市中央二丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長

乙 相模原市中央区光が丘二丁目18番56号  
神奈川県企業庁相模原水道営業所  
所 長

丙 相模原市南区相模大野六丁目3番1号  
神奈川県企業庁相模原南水道営業所  
所 長

丁 相模原市緑区中野252番1号  
神奈川県企業庁津久井水道営業所  
所 長

## 15-18 災害時における応援に関する協定【都市建設局】

(趣 旨)

第1条 相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要 請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、相模原市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、応急対策の実施のため乙に対し応援を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実 施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する業務を実施する。

(報 告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故のあった場合は、その内容
- (7) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、相模原市土木部土木計画課長を、乙においては、社団法人相模原市建設業協会会長及び事務理事を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

- 2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市土木工事設計単価表又は神奈川県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。
- 3 前項以外の経費については、甲乙協議のうえ定める額とする。

(補 償)

第7条 甲は、第3条に基づき応援に従事した者が、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

(準 用)

第8条 この協定は、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防ぎょ体制時についても準用する。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 この協定は、平成14年12月18日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成14年12月18日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央3丁目4番7号  
社団法人相模原市建設業協会  
会長

## 災害時における応援に関する協定細則

- 1 この細則は、相模原市と社団法人相模原市建設業協会（以下「協会」という。）が、平成14年12月18日付けで締結した災害時における応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の運用について必要な事項を定める。
- 2 浸水被害警戒地域対策計画（以下「対策計画」という。）に基づく防ぎよ体制の協会への連絡は、土木計画課長が協会専務理事又は協会事務局長に行うものとする。
- 3 関係課（所）長は、応援業務の要請を行う場合、応援業務要請書兼業務完了報告書（以下「要請書等」という。）を作成し、土木計画課長が協会へ要請書等をFAX等で送付するものとする。
- 4 協会は、土木計画課長の要請に基づき担当業者を指定し、土木計画課長にFAX等で報告するものとする。
- 5 協会へ応援要請をした関係課（所）長は、現地に担当職員を派遣し応援要請業務の監督をさせるものとする。
- 6 担当業者は、要請された業務を完了したときは、要請書等により速やかに協会へ報告するものとする。
- 7 協会は、担当業者から報告された要請書等を、一括して土木計画課長に提出するものとする。
- 8 災害業務委託契約に関する事務手続きは、土木計画課で行う。
- 9 災害対策本部設置に伴う協定第2条第2項及び第4条の規定は、上記の3から7の規定に準じるものとする。

## 15-19 災害時における応援に関する協定書【都市建設局】

(趣 旨)

第1条 相模原市（以下「甲」という。）と相模原市津久井地区建設業連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策を実施するための応援について、その要請の適正と円滑なる運営を期するため、この協定を締結する。

(要 請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、相模原市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対しその旨連絡するものとする。

2 甲は、災害対策本部が設置された場合において、応急対策の実施のため乙に対し応援を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要とする事項

(実 施)

第3条 乙は、甲から前条に規定する応援の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する業務を実施する。

(報 告)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の期間
- (5) 活動に要した費用及びその内訳
- (6) 事故のあった場合は、その内容
- (7) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては、相模原市都市建設局土木部土木政策課長を、乙においては、相模原市津久井地区建設業連絡協議会長及び副会長を連絡責任者とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、相模原市土木工事設計単価表又は神奈川県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

3 前項以外の経費については、甲乙協議のうえ定める額とする。

(補 償)

第7条 甲は、第3条に基づき応援に従事した者が、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

(準 用)

第8条 この協定は、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防ぎよ体制時についても準用する。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 この協定は、平成19年6月25日から適用する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年6月25日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市津久井町根小屋132  
相模原市津久井地区建設業連絡協議会  
会長



## 災害時における応援に関する協定細則

- 1 この細則は、相模原市と相模原市津久井地区建設業連絡協議会（以下「協議会」という。）が、平成19年6月25日付けで締結した災害時における応援に関する協定書（以下「協定」という。）第8条の運用について必要な事項を定める。
- 2 浸水被害警戒地域対策計画（以下「対策計画」という。）に基づく防ぎよ体制の協議会への連絡は、土木政策課長が協議会長又は協議会副会長に行うものとする。
- 3 関係課（所）長は、応援業務の要請を行う場合、応援業務要請書兼業務完了報告書（以下「要請書等」という。）を作成し、土木政策課長が協議会へ要請書等をFAX等で送付するものとする。
- 4 協議会は、土木政策課長の要請に基づき担当業者を指定し、土木政策課長にFAX等で報告するものとする。
- 5 協議会へ応援要請をした関係課（所）長は、現地に担当職員を派遣し応援要請業務の監督をさせるものとする。
- 6 担当業者は、要請された業務を完了したときは、要請書等により速やかに協議会へ報告するものとする。
- 7 協議会は、担当業者から報告された要請書等を、一括して土木政策課長に提出するものとする。
- 8 災害業務委託契約に関する事務手続きは、土木政策課で行う。

## 15-20 災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書【都市建設局】

相模原市長（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県測量設計業協会会長（以下「乙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない事象により甲が管理する土木部所管の施設に被害（以下「災害」という。）が発生した場合、または発生する恐れがある場合の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が応急対策を実施するにあたり、乙はこれを支援するため、必要な機材や技術者の確保及びその動員の方法を定め、甲と乙が協力して災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （支援の要請）

第2条 甲は災害時において、乙の支援が必要であると認めたときは、乙に支援を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）と調整し、乙の会員に現地への出動を指示するとともに、現地へ派遣する会員名を甲へ通知するものとする。
- 3 災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲は、乙の会員に直接支援要請を行うことができるものとする。

### （支援要請の手続き）

第3条 甲から乙または乙の会員への支援要請は文書で行うものとする。

- 2 前項によりがたい場合は、甲から乙または乙の会員へ支援要請を口頭または電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙または乙の会員に提出するものとする。

### （業務の内容）

第4条 出動の指示を受けた乙の会員は速やかに現地の状況を把握し、甲の指示により測量、調査、設計等を実施するものとする。

- 2 甲は、乙の会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

### （業務の実施体制）

第5条 乙は、第4条の業務内容を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に報告するものとする。

なお、実施体制表等に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

### （業務の報告）

第6条 乙の会員は、第4条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出しなければならない。

(費用の負担及び支払い)

第7条 乙の会員が、第4条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙の会員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の会員から前項の請求があった場合には、相模原市の基準単価等による規定等に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙または乙の会員の責に帰さない理由により、第3者に損害を及ぼした場合、または技術者等に損害が生じた場合には、乙または乙の会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と、乙または乙の会員は協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 横浜市中区山下町1番地  
社団法人神奈川県測量設計業協会  
会長

## 15-21 災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書【都市建設局】

相模原市長（以下「甲」という。）と神奈川県地質調査業協会会長（以下「乙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない事象により甲が管理する土木部所管の施設に被害（以下「災害」という。）が発生した場合、または発生する恐れがある場合の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が応急対策を実施するにあたり、乙はこれを支援するため、必要な機材や技術者の確保及びその動員の方法を定め、甲と乙が協力して災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （支援の要請）

第2条 甲は災害時において、乙の支援が必要であると認めたときは、乙に支援を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）と調整し、乙の会員に現地への出動を指示するとともに、現地へ派遣する会員名を甲へ通知するものとする。

3 災害により甲が乙に連絡することが不可能な場合や緊急を要する場合、甲は、乙の会員に直接支援要請を行うことができるものとする。

### （支援要請の手続き）

第3条 甲から乙または乙の会員への支援要請は文書で行うものとする。

2 前項によりがたい場合は、甲から乙または乙の会員へ支援要請を口頭または電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙または乙の会員に提出するものとする。

### （業務の内容）

第4条 出動の指示を受けた乙の会員は速やかに現地の状況を把握し、甲の指示により調査、設計等を実施するものとする。

2 甲は、乙の会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

### （業務の実施体制）

第5条 乙は、第4条の業務内容を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に報告するものとする。

なお、実施体制表等に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

### （業務の報告）

第6条 乙の会員は、第4条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出しなければならない。

(費用の負担及び支払い)

第7条 乙の会員が、第4条の業務に要した費用は甲が負担するものとし、乙の会員は前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の会員から前項の請求があった場合には、相模原市の基準単価等による規定等に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙または乙の会員の責に帰さない理由により、第3者に損害を及ぼした場合、または技術者等に損害が生じた場合には、乙または乙の会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と、乙または乙の会員は協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 横浜市戸塚区品濃町543-6  
神奈川県地質調査業協会  
会長

## 15-22 災害時における設計、調査等の応急対策業務に関する協定書【都市建設局】

相模原市長（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建設コンサルタント協会会長（以下「乙」という。）及び一般社団法人建設コンサルタント協会関東支部長（以下「丙」という。）は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない事象により被害（以下「災害」という。）が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、甲が要請する応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。但し、乙及び丙が対応できる業務範囲内とする。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が応急対策を実施するにあたり、乙と丙はこれを支援するため、必要な機材や技術者の確保及びその動員の方法を定め、甲、乙、丙が協力して災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （連絡体制）

第2条 甲は、応急対応業務等の要請に係る連絡窓口を示した表（以下「連絡表」という。）を乙、及び丙に、あらかじめ文書により連絡するものとする。なお、連絡表に変更が生じた場合には、速やかに乙及び丙に報告するものとする。

### （支援の要請）

第3条 甲は災害時において、乙及び丙の支援が必要であると認めたときは、乙及び丙に支援を要請することができるものとする。この場合、甲は、災害の状況等を踏まえ、乙では応急対策の実施が困難であると判断した場合、丙への支援を要請するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの支援要請に基づき、できる限り速やかに乙及び丙を構成する会員（以下「乙及び丙の会員」という。）へ連絡し、対応が可能な会員企業を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づき、対応可能な会員企業の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を選定し、その結果を乙もしくは丙の事務局に連絡する。

### （支援要請の手続き）

第4条 甲から、乙及び丙または乙及び丙の会員への支援要請は文書で行うものとする。

### （業務の内容）

第5条 甲により、業務実施者として選定された乙及び丙の会員は、甲の指示により速やかに現地の状況を把握し、設計等を実施するものとする。

2 甲は、乙及び丙の会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

### （業務の締結）

第6条 甲は、第3条に基づく支援の要請後、速やかに第5条の業務を実施する乙及び丙の会員と契約を締

結する。

(費用の負担及び支払い)

第7条 乙及び丙の会員が第5条の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙及び丙の会員から前項の請求があった場合には、相模原市の基準単価等による規定等に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙及び丙または乙及び丙の会員の責に帰さない理由により、第3者に損害を及ぼした場合、または技術者等に損害が生じた場合には、乙及び丙または乙及び丙の会員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と、乙及び丙または乙及び丙の会員は協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙、丙のいずれかから文書により何ら申し出がないときは、前項の定めにかかわらず、同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 本村賢太郎

乙 横浜市瀬谷区中央16番地20  
一般社団法人 神奈川県建設コンサルタント協会  
会長 園田 宏

丙 新宿区西新宿3丁目8番4号  
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 関東支部  
支部長 野崎 秀 則

## 15-23 大規模災害時における建設機械器具等の支援に関する協定書【都市建設局】

相模原市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり建設機械器具等の支援に関して協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（大規模な被害を生ずるものであって、相模原市災害対策本部が設置され得る規模のものに限る。）をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が応急対策を行うために必要となる建設機械器具等の確保に関し、乙の円滑な支援を受けるために必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時における応急対策のための支援（以下「支援」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により支援を要請することができる。

- （1）災害の状況及び支援を要請する理由
- （2）支援を必要とする建設機械器具等の種類、規格及び数量
- （3）支援を必要とする場所
- （4）支援を必要とする期間
- （5）その他支援に必要な事項

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な限りこれに応ずるものとし、支援可能な建設機械器具等について速やかに会員の情報を収集し、甲に対し文書により報告するものとする。

（建設機械器具等の引渡し及び引取り）

第3条 前条第1項の規定による支援を行う場合は、乙又は乙の会員は、甲が指定した場所において、甲又は甲が指定するものに対して建設機械器具等の引渡しを行い、甲又は甲が指定するものから引取りを行うものとする。また、引渡しに際して設置作業等が必要な場合については、甲の指示により乙又は乙の会員が行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による支援に従事した場合は、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- （1）建設機械器具等の種類、規格及び数量
- （2）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った支援に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議の上算定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき、支援に従事した者が当該支援に従事したことにより死亡し、疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）を適用し補償する。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡された建設機械器具等に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（第三者への損害賠償責任等）

第8条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく支援の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙及び乙の会員が、この協定に基づく支援の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上決定する。



(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第9条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に連絡先を確認するものとする。また、当該連絡体制表に変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙それぞれに修正した連絡体制表を報告するものとする。

2 乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。また、当該緊急連絡先会員名簿に変更が生じた場合には、その都度修正し、甲に報告するものとする。

3 乙は、その保有する建設機械器具等の確保を円滑にするため、乙の会員の中から連絡代表者を選出するものとする。

4 甲は、通信の途絶等により第1項に規定する連絡先と連絡がとれない場合は、前項の規定による連絡代表者を通じて第2条第1項の要請を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月26日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 横浜市神奈川区栄町2丁目10番地  
アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103号  
一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部  
支部長

## 15-24 災害時の給食施設におけるガス器具緊急保守点検及び修繕に関する協定書【教育局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により、相模原市内に被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「市」という。）と公益社団法人神奈川県LPガス協会相模原支部及び公益社団法人神奈川県LPガス協会津久井支部（以下「LPガス協会」という。）とが相互に協力し、別表に掲げる給食施設（以下「給食施設」という。）において、速やかに被災者に対する炊き出しをするためのガス器具の保守点検及び修繕について必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 市は、災害時において、給食施設のガス器具の保守点検及び修繕をする必要があると認めるときは、LPガス協会に対し、電話その他の方法によってこれを要請するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 LPガス協会は、市から前条の要請を受けたときは、業務の支障、又はやむを得ない理由がない限り、給食施設のうち、市が指定する施設のガス器具の保守点検を速やかに実施するものとする。

2 LPガス協会は、保守点検の結果、ガス器具に修繕が必要なときは、市の要請に基づき可能な限り修繕をするものとする。

3 LPガス協会は、保守点検及び修繕の内容を電話その他の方法により、随時市に報告するものとする。

(点検の範囲)

第4条 市がLPガス協会に要請するガス器具の保守点検及び修繕の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) LPガス庫
- (2) 炊飯器
- (3) ガス回転釜
- (4) その他LPガスの使用に必要なもの

(報告)

第5条 LPガス協会は、第3条第1項及び第2項の規定により市の要請する保守点検及び修繕を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、市に報告するものとする。

- (1) 保守点検及び修繕の内容
- (2) 保守点検及び修繕に従事した人員、場所及び期間
- (3) 保守点検及び修繕に要した経費及びその内訳
- (4) 事故にあった場合はその内容
- (5) その他必要な事項

(連絡責任者等)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、市においては相模原市教育委員会教育局学校給食課長を、LPガス協会においては神奈川県LPガス協会相模原支部長及び神奈川県LPガス協会津久井支部長をもって充てる。

(経費の負担)

第7条 第3条第1項及び第2項の規定により市が要請する業務を実施した場合において、そのためLPガス協会が要した経費は、市が負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、市及びLPガス協会が協議のうえ、負担すべき額を決定するものとする。

(補償)

第8条 市は、第3条第1項及び第2項に基づき保守点検及び修繕に従事した者が、そのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定によりその損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、市及びLPガス協会  
で協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、市又はL  
Pガス協会から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、こ  
の協定を1年間更新し、以後も同様とする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長 本村 賢太郎

相模原市南区麻溝台3丁目15番17号  
公益社団法人  
神奈川県LPガス協会相模原支部  
支部長 深沢 邦康

相模原市緑区中野1774番地  
公益社団法人  
神奈川県LPガス協会津久井支部  
支部長 荻邊 俊秀

## 別表

施設名称	所在地
相模原市立大沢小学校	相模原市緑区大島 1566
相模原市立旭小学校	相模原市緑区橋本 6-15-27
相模原市立相原小学校	相模原市緑区相原 4-13-14
相模原市立作の口小学校	相模原市緑区下九沢 459-1
相模原市立当麻田小学校	相模原市緑区相原 1-14-1
相模原市立大島小学校	相模原市緑区大島 1121-19
相模原市立九沢小学校	相模原市緑区大島 1859-3
相模原市立藤野南小学校	相模原市緑区牧野 4327
相模原市立宮上小学校	相模原市緑区橋本 4-11-1
相模原市立向陽小学校	相模原市中央区向陽町 8-33
相模原市立清新小学校	相模原市中央区清新 3-16-6
相模原市立横山小学校	相模原市中央区横山台 2-35-1
相模原市立田名北小学校	相模原市中央区田名 1932-1
相模原市立田名小学校	相模原市中央区田名 5091-1
相模原市立弥栄小学校	相模原市中央区弥栄 3-1-10
相模原市立青葉小学校	相模原市中央区並木 4-8-4
相模原市立淵野辺東小学校	相模原市中央区東淵野辺 3-17-1
相模原市立新宿小学校	相模原市中央区田名 7019
相模原市立上溝小学校	相模原市中央区上溝 7-6-1
相模原市立上溝南小学校	相模原市中央区上溝 782-1
相模原市立大野小学校	相模原市南区古淵 3-21-2
相模原市立南大野小学校	相模原市南区上鶴間 1-5-1
相模原市立相模台小学校	相模原市南区南台 6-5-1
相模原市立東林小学校	相模原市南区相南 2-3-1
相模原市立鹿島台小学校	相模原市南区上鶴間本町 1-9-1
相模原市立緑台小学校	相模原市南区新磯野 3-10-23
相模原市立鶴園小学校	相模原市南区上鶴間本町 7-8-1
相模原市立双葉小学校	相模原市南区双葉 1-2-15
相模原市立若松小学校	相模原市南区若松 2-22-1
相模原市立大野台中央小学校	相模原市南区大野台 2-26-8
相模原市立若草小学校	相模原市南区新磯野 2329
相模原市立もえぎ台小学校	相模原市南区新磯野 2-41-16
相模原市立夢の丘小学校	相模原市南区当麻 490-2
相模原市立麻溝小学校	相模原市南区下溝 713
相模原市上溝学校給食センター	相模原市中央区上溝 1880-8
相模原市城山学校給食センター	相模原市緑区川尻 1673-1

## 15-25 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定【都市建設局】

協定開始年月日：平成19年 2月23日

最終改正年月日：平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定参加者)

第2条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3 会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

- (1) 業務の執行に関すること
- (2) 本協定に関する重要な事項以外の変更
- (3) その他運営会議で必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

- (1) 運営会議の議長
- (2) 協定への新規参加の承認
- (3) その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理
- (4) (2)、(3)についての運営会議への報告

(災害対策支援本部)

第5条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあつては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広報等
- (2) 先遣隊の派遣
- (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
- (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
- (5) その他の応援  
(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあつては両方で協議するものとする。

## 15-26 緊急時における凍雪害対策に係る協定書【都市建設局】

相模原市(以下「甲」という。)と相模原市建設関連団体連絡協議会(以下「乙」という。)とは、大雪等の異常気象による積雪及び路面凍結など、緊急な対応の充実、強化を要するとき(以下「緊急時」という。)、甲が管理する国道、県道及び市道等(以下「市管理道路」という。)の凍雪害対策業務(以下「業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、緊急時において、市管理道路の業務を実施するにあたり、適切かつ迅速な業務活動及び道路交通の早期確保に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、緊急時において必要と認めるときは、乙に対し業務への協力を要請することができるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、第2条の要請があったときは、市管理道路のうち甲が指定する区域及び箇所について、甲の指示に基づき、業務への協力を実施するものとする。

(臨機の対応)

第4条 甲及び乙は、積雪状況等に応じた業務の実施に関して、甲が指定した区域及び箇所以外についても、甲乙協議のうえ柔軟に対応するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、乙に業務の協力を要請したときは、別に定める契約単価及び業務委託仕様書に基づき遅滞なく契約を締結するものとする。

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年12月 3日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区中央3丁目4番7号  
相模原市建設関連団体連絡協議会  
代表 会長

## 15-27 凍雪害対策に関する協定書【都市建設局】

相模原市（以下「甲」という。）と相模原市城山町建設業凍雪害対策連絡協議会（以下「乙」という。）とは、凍雪害対策に係る業務（以下「凍雪害対策業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、凍結及び降雪における生活道路の円滑な通行を確保するため、凍雪害対策業務について、必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 乙は甲の指定する区域及び箇所について、甲の指示に基づき凍雪害対策業務を実施するものとする。

（協議事項）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成19年12月21日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 相模原市城山町  
相模原市城山町建設業凍雪害対策連絡協議会  
会長



## 15-28 被災建築物応急危険度判定等に係る協力に関する協定書【都市建設局】

神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「甲」という。）と神奈川県建築会議（以下「乙」という。）は、被災建築物応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定では、震災により建築物に被害が発生した場合、被災建築物応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に協力を要請する内容について、あらかじめ必要な事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。

- 一 神奈川県震災建築物応急危険度判定士の参集要請に関すること
- 二 被災建築物応急危険度判定に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

（協力要請）

第3条 前条の規定による要請は、甲の構成団体（県及び県内全市町村）から乙の構成団体（支部等を含む）に対して行い、乙はこれに協力する。

具体的な要請の方法については別途定める。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上別途定めるものとする。

（期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間終了日の90日前までに、甲、乙の一方又は双方から文書により協定を更新しない旨の通知がない場合は、この協定の有効期間は引き続き1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

（協定の破棄）

第6条 甲、乙のいずれかから、文書によりこの協定を破棄する旨の通知があった場合は、この協定は通知の期日をもって破棄される。

（他の協定等）

第7条 甲の構成団体と乙の構成団体（支部等を含む）の間で、この協定とは別の協定が締結されている、又は、この協定締結の日以降に別の協定を締結した場合は、その内容が優先される。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成 30 年 5 月 23 日

（甲） 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県建築物震後対策推進協議会  
会長

（乙） 横浜市中区太田町 2-22  
神奈川県建設会館 5 階  
神奈川県建築会議  
議長

神奈川県建築物震後対策推進協議会

【構成団体】

神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市
横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市
小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市
秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市
海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市
葉山町	寒川町	大磯町	二宮町
中井町	大井町	松田町	山北町
開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町
愛川町	清川村		

神奈川県建築会議

【構成団体】

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
一般社団法人 神奈川建築士会
公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 神奈川地域会

## 15-29 災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、「相模原市地域防災計画」に基づき、相模原市内で農地及び農業用施設にかかる災害が発生した場合において、相模原市（以下「甲」という。）が神奈川県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）に対し、復旧に関する支援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、大雨、洪水、地震その他自然現象による災害とする。

(復旧支援の内容)

第3条 乙が行う復旧支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 被害状況調査及び緊急措置、応急復旧に係る助言等
- (2) 災害査定設計業務

(支援の要請)

第4条 甲は、前条に規定する復旧支援が必要な場合は、次条に定める手続きにより、乙に支援の要請を行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲が前条の規定による支援要請を行う場合は、書面（別紙様式）によるものとする。ただし、事態が急迫して書面によることができない場合には、口頭で行うことができるものとする。

2 前項のただし書きの場合においては、事後に速やかに書面を提出するものとする。

(支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による支援要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、支援を行うものとする。

(復旧支援に要する費用)

第7条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、甲と乙が別途協議するものとする。

(協議)

第8条 この協議の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、令和3年1月4日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月4日

甲 相模原市長

乙 神奈川県土地改良事業団体連合会 会長

(別紙様式)

神奈川県土地改良事業団体連合会会長 殿

〇〇第 号  
年 月 日  
相模原市長 印

農地・農業用施設の復旧支援要請書

「災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定」第4条の規定に基づき、復旧支援を要請します。

1 要請の内容

復旧支援要請の内容	(1) 被害状況調査及び緊急措置、応援復旧に係る助言等 (2) 災害査定設計業務
その他	

2 連絡先

担当者及び連絡先	〇〇 課 〇〇 係
	職名 〇〇 氏名 〇〇
	電話
	E-mail

## 15-30 電気自動車を活用した災害連携協定【環境経済局】

相模原市(以下、「甲」という。)、神奈川県日産自動車株式会社(以下、「乙1」という。)、株式会社日産サテオ湘南(以下、「乙2」という。))及び日産プリンス神奈川販売株式会社(以下、「乙3」といい、乙1及び乙2と総称して「乙」という。)、日産自動車株式会社(以下、「丙」という。)、東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社(以下、「丁」という。))並びに株式会社ノジマ(以下、「戊」という。))は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向け、市内に地震災害若しくは風水害(警戒レベル3以上の発令)等による大規模停電の発生時又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。))における電気自動車からの電力供給(以下「電力供給」という。))及び電気自動車の充電に用いる設備(以下「充電設備等」という。))の使用について、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、相模原市内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、甲による電気自動車の計画的な配備及び電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築に加え、甲が乙、丙、丁及び戊の協力を得て、災害時等における、電力不足が想定される避難所等での電力供給により、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

### (電気自動車等の協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、電力供給のための電気自動車が必要なときは、乙又は丙に対し、別紙(第1号様式)「電気自動車の貸与に関する協力依頼書」により、乙又は丙が所有する電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

2 甲は、災害時等における電力供給により、電気自動車への充電が必要となった際には、乙、丙又は戊に対し、乙、丙又は戊が所有する充電設備等の使用を、別紙(第2号様式)「電気自動車の充電に関する協力依頼書」により要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

### (協力)

第3条 乙、丙又は戊は、前条の規定による要請を受けたときは、乙、丙又は戊の安全確保及び事業継続を妨げない範囲内において、当該要請に応ずるものとする。

### (充電設備等の使用許諾)

第4条 乙、丙又は戊は、甲に対して、乙、丙又は戊が所有する充電設備等を、乙、丙又は戊の指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾するものとする。

### (電気自動車の貸与)

第5条 乙又は丙は、甲に対して、乙又は丙が所有する電気自動車を、乙又は丙の指定する日時及び場所において、無償で貸与し、電力供給のために電気自動車を使用させるものとする。

2 電力供給の期間(以下「貸与期間」という。))は、電気自動車の貸与を受けてから1週間程度とする。残電力量の不足により電力供給の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車(以下「貸与電気自動車」という。))を充電することで、貸与期間中において継続的に電力供給を行えるものとする。

3 甲は、貸与期間の終了後において、貸与電気自動車による電力供給の必要がある場合、乙又は丙と協議のうえ、可能な範囲において貸与期間を延長するものとする。

### (使用上の留意事項)

第6条 甲は、貸与電気自動車及び第4条の規定により使用の許諾を受けた充電設備等を次のとおり使用するものとする。

(1) 甲は、貸与電気自動車を安全な場所及び方法で使用するものとする。なお、管理方法その他の取り扱い

いは、乙又は丙との協議により取り決めるものとする。

(2) 甲は、貸与電気自動車又は充電設備等が故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、乙、丙又は戊に速やかに連絡し、対応を協議するものとする。

(3) 甲は、外部給電器を貸与電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は、一切責任を負わないものとする。

#### (賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与電気自動車に損害を与え、又は滅失若しくは紛失したときは、直ちに乙又は丙に通知するものとし、乙又は丙に生じた損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の責に帰すべき事由により、使用の許諾を受けた充電設備等に損害を与え、又は滅失したときは、乙、丙又は戊に生じた損害を賠償するものとする。

#### (事故等の対応)

第8条 甲は、貸与期間中において、次の事由が発生した場合は、甲は直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙又は丙に通知した上で、甲の費用負担及び責任において、これを全て解決するものとする。

(1) 貸与電気自動車に関する交通事故等が発生した場合

(2) 貸与電気自動車の運転により事故を誘発し、第三者に損害を与えた場合

2 前項の事由が生じ、これに起因して乙又は丙に損害を与えた場合は、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

#### (返却)

第9条 甲は、貸与期間が終了したときは、貸与電気自動車を原状に回復し（通常損耗を除く。）、返却するものとする。

2 前項の返却方法については、乙又は丙と協議し決定するものとする。

#### (配置計画と運用)

第10条 丁は、甲との「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害時等に起因した停電発生状況や復旧見通し等、停電に関連する情報を適宜提供し、甲による貸与電気自動車の最適配置と効率的運用をサポートするものとする。

2 甲は、前項の規定による丁からの情報を総合的に判断し、貸与電気自動車の配置計画を策定し、効率的運用を図るものとする。

#### (訓練・確認への協力)

第11条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定を維持するために必要な訓練・確認などについて、自己の費用負担と責任において協力するよう努めるものとする。

#### (広報活動)

第12条 甲、乙、丙及び丁は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙、丙、丁又は戊が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に甲、乙、丙、丁又は戊と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

#### (電気自動車等の情報提供)

第13条 乙は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

- 第14条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整者は、甲、乙、丙、丁及び戊があらかじめ別紙(第3号様式)「連絡調整者名簿」(以下「名簿」という。)により指定した者が行うものとする。
- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を、甲、乙、丙、丁又は戊に対して送付するものとする。

(協定の効力及び更新)

- 第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙、丁又は戊のいずれからも期間満了の1箇月前までに、甲、乙、丙、丁又は戊に対し書面による別段の意志表示がない場合、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊による協議の上、決定するものとする。

(全16条)

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年1月8日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市 市長

乙1 横浜市西区花咲町六丁目139番地  
神奈川日産自動車株式会社 代表取締役社長

乙2 平塚市宮松町3番23号  
株式会社日産サテリオ湘南 代表取締役社長

乙3 横浜市神奈川区東神奈川二丁目47番地7  
日産プリンス神奈川販売株式会社 代表取締役社長

丙 横浜市西区高島一丁目1番1号  
日産自動車株式会社 理事

丁 相模原市中央区千代田六丁目12番25号  
東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社 支社長

戊 相模原市中央区横山一丁目1番1号  
株式会社ノジマ 取締役兼代表執行役社長



年 月 日

様

相模原市長

**電気自動車の貸与に関する協力依頼書**

下記のとおり、貴社の電気自動車を貸与いただき、電力供給に協力してくださるよう依頼します。

記

貸与理由	
貸与場所	住 所： 店舗名等： 台 数： 台
連絡先	①担当者名： 電話番号： ②担当者名： 電話番号：
備考	

年 月 日

様

相模原市長

**電気自動車の充電に関する協力依頼書**

下記のとおり、避難場所等に給電する電気自動車の充電に協力して下さるよう依頼します。

記

充電理由	
充電場所	住 所： 店舗名等：
連絡先	①担当者名： 電話番号： ②担当者名： 電話番号：
備考	

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	
担当者職・氏名・連絡先電話番号	

企 業 ・ 団 体 名	
担当者職・氏名・連絡先電話番号	

企 業 ・ 団 体 名	
担当者職・氏名・連絡先電話番号	

企 業 ・ 団 体 名	
担当者職・氏名・連絡先電話番号	

企 業 ・ 団 体 名	
担当者職・氏名・連絡先電話番号	

企 業 ・ 団 体 名	
担当者職・氏名・連絡先電話番号	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

## 15-31 災害時における復旧支援協力に関する協定【都市建設局】

相模原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

### （復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は、相模原市都市建設局下水道部下水道経営課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部神奈川県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

### （報告）

第3条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

### （費用負担及び確認・検査）

第4条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担するものとし、乙は前条第1項の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前条第1項からの請求があった場合には、負担する費用の価格決定にあたって、乙の具体的な履行内容の確定後、相模原市の基準単価等による規定等に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする。

3 甲は、乙の具体的な履行内容の確認・検査を行う。

### （下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、管路の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または技術者等に損害が生じた場合には、乙は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と乙は協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 4月 1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会 長

## 15-32 宅地防災等に関する協定書【都市建設局】

相模原市（以下「市」という。）と一般社団法人地盤品質判定士会（以下「判定士会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宅地防災について、市及び判定士会が連携及び協力をするることにより、災害に強い安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）宅地防災 宅地地盤を災害から守ることをいう。
- （2）予防対策 平時における宅地防災に資する対策をいう。
- （3）復旧対策 大規模又は広域的な地震及び風水害等の災害発生時における対策をいう。

（連携及び協力事項）

第3条 市及び判定士会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携及び協力して実施する。

（1）予防対策

- ア 市民向けの宅地地盤の相談に関する事項
- イ 宅地防災に関する普及啓発に関する事項

（2）復旧対策

- ア 災害発生時における宅地地盤の相談に関する事項
- イ 災害発生時における宅地地盤の復旧に関する事項

（3）その他、両者合意の上、第1条の目的達成に必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に実施するため、市及び判定士会は、当該事項の実施について協議を行うとともに、具体的な実施事項について、両者合意の上、決定する。

（連絡責任者）

第4条 前条の連携及び協力事項を確実に円滑に実施するため、市及び判定士会は、書面により連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に変更等が生じた場合は、市及び判定士会は、相手方に対して書面により速やかに報告を行うものとする。

（協力要請）

第5条 市は、判定士会に対して協力を求める必要があると認めたときは、文書により判定士会に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（経費の負担等）

第6条 前条の規定により、判定士会が市の要請する協力を行う場合は、当該要請の後速やかに協力を要する人員、設備、機器及び市が負担する費用について協議を行い、両者合意の上定めるものとする。

（責任及び損害の負担）

第7条 第3条第1項各号に定める事項の実施に伴い第三者との間に紛争が発生した場合は、市及び判定士会が各々実施したものについては実施者側の責任において処理するものとし、共同で実施したものについ

ては紛争の内容等を勘案し、相互に協議の上誠意をもって処理するものとする。

- 2 第3条第1項各号に定める事項の実施に伴い、市及び判定士会の責に帰さない理由により第三者に損害が生じた場合、または判定士会の技術者等に損害が生じた場合は、その損害の発生後遅滞無くその状況等を文書により相手方に報告するとともに、市及び判定士会が協議の上その対応を定めるものとする。

(情報保護)

第8条 市及び判定士会は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに市又は判定士会のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第10条 市又は判定士会のいずれかがこの協定の変更又は解除を申し出たときは、その都度両者協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、両者協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月2日

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

東京都文京区千石4丁目38番2号  
一般社団法人地盤品質判定士会  
理事長





## 1 6 協定等（応急給水）



## 16-1 災害時における応急給水に関する協定書【健康福祉局】

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、又はその他の災害により、相模原市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「甲」という。）と県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合及び相模原市管工事協会（以下「乙」という。）とが相互に協力し、飲料水の応急給水を円滑に遂行することなどを目的として必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、災害時において車両等により飲料水を輸送する必要があると認めたときは、乙に対し、給水タンク等借用要請書（第1号様式）により給水タンクの借用及び運搬を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対し、電話、ファクシミリ、又はその他の方法によって要請し、事後、速やかに給水タンク等借用要請書を提出するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、速やかに貸し出しが可能な給水タンク等の保管場所を甲に報告するとともに、乙の会員に協力の連絡をするなど要請に対する適切な措置を行うものとする。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から給水タンク及び運搬用車両等の整備に努めるものとする。

(借用物品)

第4条 甲が乙に要請する借用物品は、次のとおりとする。

- (1) 給水タンク
- (2) 車両
- (3) その他応急給水活動に必要な物品

(現有数量の報告)

第5条 乙は、給水タンクの現有数量を、甲が指定する期日までに、災害時飲料水用給水タンク所有者一覧表（第2号様式）により、報告するものとする。

(運搬)

第6条 給水タンク等の運搬は、原則として、乙が行うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、甲の指定する者が行うことができるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては相模原市保健所生活衛生課を、乙においては県北管工事協同組合事務局をあてるものとする。

(経費の負担)

第8条 給水タンク及び運搬用車両等の貸し出しなど本協定に基づく経費は無料とする。

(補償)

第9条 甲は、応急給水活動中、その責に帰する事由により、給水タンク及び運搬用車両等を毀損又は滅失した場合は、その損害に相当する金額を乙に支払わなければならない。

(給排水設備の復旧)

第10条 給排水設備の復旧に際して、甲が必要と認めた場合には、乙は甲の要請に応じて協力するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関して、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月1日

- 甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長
  
- 乙 相模原市千代田1丁目5番1号  
県北管工事協同組合  
理 事 長
  
- 乙 相模原市相模大野6丁目7番2号  
相模原市管工事設備協同組合  
理 事 長
  
- 乙 相模原市津久井町中野16番地1  
津久井管工事協同組合  
理 事 長
  
- 乙 相模原市千代田1丁目5番1号  
相模原市管工事協会  
会 長

## 16-2 応急給水支援に関する覚書【健康福祉局】

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）は、地震災害時において、他の都区市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

（応急給水計画）

第1条 甲と乙は協同して、応急給水が的確かつ迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応急給水の支援要請）

第2条 乙は、地震災害時に、他の都区市水道事業体による応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により支援要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど緊急を要する場合は、乙による支援要請がなくても他の都区市水道事業体へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応援事業体の支援）

第3条 甲は、第1条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都県水道事業体の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第4条 乙は、他の都区市水道事業体が応急給水活動を行った場合は、災害救助法に基づき、経費を負担するものとする。

（宿泊場所等についての情報提供）

第5条 甲と乙は協同して、他の都区市水道事業体の宿泊場所及び駐車スペースについて、情報の提供に努めるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年10月1日

甲 神奈川県企業庁公営企業管理者  
企業庁長

乙 相模原市  
相模原市長

### 16-3 公益社団法人 日本水道協会神奈川県支部 災害総合応援に関する覚書【都市建設局】

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常湧水その他の災害の場合において、公益社団法人日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。

2 前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。

(連絡部課)

第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。

2 会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。

3 支部長は、前2項の規定により提出された内容を取りまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長に報告するものとする。

4 支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。

5 第1項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。

(要請方法)

第6条 被災会員が応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により要請し、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被災状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類

(3) 応援を要する職種別人員

- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所、到達経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項

(応援内容)

第7条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) その他

2 前項第1号及び第2号の作業時間は、原則として応急復旧終了までとする。

(防災情報の調査交換)

第8条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとする。

2 各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互に交換するものとする。

3 支部長は前2項の提出表を取りまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援会員が応援派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。

3 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。

(受入体制)

第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援要請会員が資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第11条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員を派遣するに要する経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び旅費をいう。）は、応援要請会員が負担する。
- (2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。

2 前項に定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

2 他支部の会員が、地震、異常湧水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(防災力の向上)

第14条 会員は、災害発生時に会員間における応援活動を円滑に行えるよう、協力体制の確立に努め、平時から相互に協力して防災対応能力の向上を図るものとする。

(協議)

第15条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成28年3月31日から適用する。



平成28年3月31日

神奈川県 神奈川県知事

横浜市 横浜市長

川崎市 川崎市長

小田原市 小田原市長

相模原市 相模原市長

座間市 座間市長

秦野市 秦野市長

三浦市 三浦市長

南足柄市 南足柄市長

横須賀市 横須賀市長

神奈川県内広域水道企業団 神奈川県内広域水道企業団企業長

愛川町 愛川町長

大井町 大井町長

開成町 開成町長

中井町 中井町長

箱根町 箱根町長

松田町 松田町長

真鶴町 真鶴町長

山北町 山北町長

湯河原町 湯河原町長

別表第1

代表会員及びブロック

ブロック	代表会員	ブロック内会員
県東	川崎市	横浜市、横須賀市、 三浦市
県央	神奈川県	神奈川県内広域水道 企業団、相模原市 座間市、愛川町
県西	小田原市	秦野市、南足柄市、 大井町、開成町、中井町、 箱根町、松田町、真鶴町、 山北町、湯河原町

別表第2

順位	会員	備考
第1順位	川崎市	神奈川県支部長
第2順位	神奈川県	県央ブロック代表
第3順位	小田原市	県西ブロック代表
第4順位	横須賀市	

## 1 7 協定等（燃料）



## 17-1 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書【財政局】

### (目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会相模原支部（以下「乙」という。）とが相互に協力し、液化石油ガス（LPG）等の調達を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

### (要請手続)

第2条 甲は、災害時における液化石油ガス等（以下「物資」という。）を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、物資調達要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合にあっては、甲は乙に対し、電話その他の方法によって要請することができるものとする。この場合において、甲は乙に対し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

### (要請に対する措置等)

第3条 乙は前条の要請を受けた場合において、速やかに物資を調達できるように措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から乙内の相互協力体制を確立しておくものとする。

### (調達物資の範囲、報告)

第4条 甲が乙に要請する調達物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 液化石油ガス（LPG）
- (2) ガスコンロ
- (3) 調整器
- (4) その他液化石油ガスの供給に必要なもの

2 乙は、この協定により協力できる物資の保有数量を甲が指定する期日までに、物資の保有数量表（第2号様式）により報告するものとする。

### (運搬)

第5条 調達物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

### (連絡責任者等)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては財務部契約課を、乙においては(社)神奈川県エルピーガス協会相模原支部事務局をあてるものとする。

2 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に伝達するため、連絡責任者の連絡先（第3号様式）を定めるものとする。

### (調達物資の引渡し)

第7条 調達物資の引き渡し場所は、甲の指定した場所とし、当該引渡し場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員等が確認のうえ、調達物資を引き取るものとする。

### (経費の負担)

第8条 第3条および第5条の規定により、乙が供給した調達物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

### (営業の早期再開)

第9条 乙は、災害発生後、乙及び乙の会員が所有している施設等の被災状況を調査し、営業が可能な場合は早期に営業を再開し、液化石油ガス等の安定供給に努め、販売体制を整えるものとする。

### (ボランティア活動への支援)

第10条 乙は、災害時に、甲が行う炊き出し等の活動に協力するとともに、乙の会員が行うボランティア活動を支援するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、  
 甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を  
 持続するものとする。

(その他)

第13条 災害用プロパンガスの備蓄に関する協定（昭和50年3月28日施行）」は、この協定の締結の日  
 をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年11月26日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
 相模原市  
 代 表 相模原市長

乙 相模原市双葉2丁目17番5号  
 社団法人  
 神奈川県エルピーガス協会相模原支部  
 支部長

## 物資調達要請書

年 月 日

社団法人神奈川県エルピーガス協会  
相模原支部長 殿

相模原市長

次のとおり物資の調達を要請します。

項 目	内 容
災害の状況	
調達を必要とする理由	
調達を必要とする物資 (種類・数量)	
調達を必要とする日時・ 場所	

### 物資の保有数量表

年 月現在

業者名

品 名	数 量	備 考
ガスボンベ		
ガスコンロ		
ホース		
ホースエンド		
調整器		

年 月 日

相模原市長 殿



## 17-2 災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定書【財政局】

(目的)

第1条 この協定書は、地震、風水害、その他の災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。）により、相模原市内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会津久井支部（以下「乙」という。）とが相互に協力し、液化石油ガス（LPG）等の調達を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、災害時における液化石油ガス等（以下「物資」という。）を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資調達要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合にあっては、甲は乙に対し、電話その他の方法によって要請することができるものとする。この場合において、甲は乙に対し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

(要請に対する措置等)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合において、速やかに物資を調達できるように措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から乙内の相互協力体制を確立しておくものとする。

(調達物資の範囲、報告)

第4条 甲が乙に要請する調達物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 液化石油ガス（LPG）
- (2) ガスコンロ
- (3) ホース、ホースエンド
- (4) 調整器
- (5) その他液化石油ガスの供給に必要なもの

2 乙は、この協定により協力できる物資の保有数量を甲が指定する期日までに、物資の保有数量表（第2号様式）により報告するものとする。

(運搬)

第5条 調達物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(連絡責任者等)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては財務部契約課を、乙においては（社）神奈川県エルピーガス協会津久井支部事務局を定めるものとする。

2 要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に伝達するため、連絡責任者の連絡先（第3号様式）を定めるものとする。

(調達物資の引渡し)

第7条 調達物資の引渡し場所は、甲の指定した場所とし、当該引渡し場所においての乙の納品書等に基づき、甲の職員等が確認のうえ、調達物資を引取るものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条及び第5条の規定により、乙が供給した調達物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(営業の早期再開)

第9条 乙は、災害発生後、乙及び乙の会員が所有している施設等の被災状況を調査し、営業が可能な場合は早期に営業を再開し、液化石油ガス等の安定供給に努め、販売体制を整えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第10条 乙は、災害時に、甲が行う炊き出し等の活動に協力するとともに、乙の会員が行うボランティア

活動を支援するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、  
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力  
を持続するものとする。

(その他)

第13条 「エルピーガスの調達に関する協定書（旧津久井町：昭和51年2月25日締結、旧相模湖町：  
平成10年2月24日締結、旧藤野町：平成10年2月20日締結、旧城山町：平成10年2月20日締  
結）」は、この締結の日をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月14日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市  
社団法人  
神奈川県エルピーガス協会津久井支部  
支部長

## 物資調達要請書

年 月 日

社団法人神奈川県エルピーガス協会  
津久井支部長 殿

相模原市長

次のとおり物資の調達を要請します。

項 目	内 容
災害の状況	
調達を必要とする理由	
調達を必要とする物資 (種類・数量)	
調達を必要とする日時・ 場所	

### 物資の保有数量表

年 月現在

業者名

品 名	数 量	備 考
ガスボンベ		
ガスコンロ		
ホース		
ホースエンド		
調整器		

年 月 日

相模原市長 殿

### 17-3 災害時における燃料の供給の協力に関する協定【財政局】

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業組合北相支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、相模原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、燃料の供給に関し必要な事項を定めることにより、甲が行う災害時における応急対策活動を迅速かつ円滑に進めることを目的とする。

（協力店名簿の提出）

第2条 乙は、毎年度、災害時における燃料供給の協力店（以下、「協力店」という。）を記載した災害時における燃料供給協力店名簿（第1号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿に変更が生じたときは、速やかに、甲に報告するものとする。

3 乙は、協力店に対し、当該協定に基づく燃料供給体制について周知を図るものとする。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対して燃料の供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、甲の財務部契約課長が、乙の支部長に対して電話等の方法により行うものとし、その後において、速やかに文書により通知するものとする。

3 甲が要請することができる供給の対象は、次に掲げるものとする。

（1） 応急対策活動車両用燃料

（2） 自家発電設備用燃料

（3） 暖房用燃料

（4） 防災資機材用燃料

（5） その他必要な燃料

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料の供給の要請を受けたときは、甲及び応援団体（以下「燃料受給者」という。）への燃料の供給を優先して実施できるよう協力店に指示するとともに協力店の現状把握に努め、その結果を甲に連絡するものとする。

（供給の方法）

第5条 燃料受給者が、燃料の供給を受けようとする場合は、協力店名簿に掲載されている協力店に直接出向くか電話連絡等により燃料配送の要請を行うものとする。

2 協力店が、甲の車両に燃料の供給をしたときは、その都度、燃料受給者に納品書を交付するとともに、納品書控えに受領サインを徴するものとする。

3 協力店が、応援団体の応急対策活動車両（以下「応援車両」という。）から、この協定に基づく車両用燃料供給の申出を受けた場合には、前項の規定を準用する。この場合において、協力店は、当該車両が応援車両であることの確認をおこなうものとする。

（報告）

第6条 協力店は、乙に燃料受給者の受領サインがある納品書控えをもって供給実績を報告するものとする。

2 乙は、事後において、災害時における燃料供給報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給する燃料の費用は、甲が負担するものとする。

2 燃料の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 この協定に基づく供給期間については、甲、乙協議の上、決定するものとし、終了にあたっては、甲は、乙に文書にて通知するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく連絡責任者は、甲においては財務部契約課、乙においては神奈川県石油商業組合北相支部事務局をあてるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じたとき及びこの協定に定めがない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力が発生し、甲、乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年1月16日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長

乙 相模原市中央3丁目7番9号  
リトルウッズ中央4F-405  
神奈川県石油商業組合北相支部  
支部長

## 17-4 災害時における燃料供給の協力に関する協定【財政局】

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業組合津久井支部（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、相模原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、燃料の供給に関し必要な事項を定めることにより、甲が行う災害時における応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、必要な事項を定めるものとする。

（協力店名簿の提出）

第2条 乙は、毎年度、災害時における燃料供給の協力店（以下、「協力店」という。）を記載した災害時における燃料供給店名簿（第1号様式）を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の名簿に変更が生じたときは、速やかに、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、協力店に対し、当該協定に基づく燃料供給体制について周知を図るものとする。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対して燃料の供給を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、甲の財務部契約課長が、乙の部会長に対して電話等の方法により行うものとし、その後において、速やかに文書により通知するものとする。
- 3 甲が要請することができる供給の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急対策活動車両用燃料
- (2) 自家発電設備用燃料
- (3) 暖房用燃料
- (4) 防災資機材用燃料
- (5) その他必要な燃料

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料の供給の要請を受けたときは、甲及び応援団体（以下「燃料受給者」という。）への燃料の供給を優先して実施できるよう協力店に指示するとともに協力店の現状把握に努め、その結果を甲に連絡するものとする。

（供給の方法）

第5条 燃料受給者が、燃料の供給を受けようとする場合は、協力店名簿に掲載されている協力店に直接出向くか電話連絡等により燃料配送の要請を行うものとする。

- 2 協力店が、甲の車両に燃料の供給をしたときは、その都度、燃料受給者に納品書を交付するとともに、納品書控えに受領サインを徴するものとする。
- 3 協力店が、応援団体の応急対策活動車両（以下「応援車両」という。）から、この協定に基づく車両用燃料供給の申出を受けた場合には、前項の規定を準用する。この場合において、協力店は、当該車両が応援車両であることの確認をおこなうものとする。

（報告）

第6条 協力店は、乙に燃料受給者の受領サインがある納品書控えをもって供給実績を報告するものとする。

- 2 乙は、事後において、災害時における燃料供給報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給する燃料の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 燃料の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
- 3 この協定に基づく供給期間については、甲と乙が協議の上、決定するものとし、終了にあたっては、甲は、乙に文書にて通知するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に基づく連絡責任者は、甲においては財務部契約課、乙においては神奈川県石油商業組合津久井支部長をあてるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じたとき及びこの協定に定めがない事項については、その都度、  
甲乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力が発生し、甲乙が協議の上、特別の定めをする場合を除き、その  
効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 2月 4日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長

乙 相模原市緑区若柳1118  
神奈川県石油商業組合津久井支部  
支部長



## 1 8 協定等（物資）



## 18-1 災害時における生活必需物資供給の協力に関する協定書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内で発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、相模原市(以下「市」という。)と相模原市防災設備協同組合(以下「組合」という。)とが相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資の供給の協力に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時における生活必需物資の供給の協力に関する事項は、組合に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(協力の要請)

第3条 市は、災害時において生活必需物資を必要とする場合は、組合に対し、組合が保有又は調達し供給することができる物資を要請することができる。

(供給の協力)

第4条 組合は、市から前条の規定による要請を受けた場合は、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(生活必需物資の範囲)

第5条 市が組合に供給を要請する生活必需物資の範囲は、第3条の規定による要請を行った時点において組合が保有又は調達し、供給することができる物資とする。

(生活必需物資の品目)

第6条 市が組合に供給を要請する災害時の生活必需物資の品目は、別表に掲げる品目とする。ただし、市がこの他の生活必需物資を必要とする場合は、組合は可能な限り供給するものとする。

(報告)

第7条 組合は、災害時において供給することができる生活必需物資の品目及び数量について毎年3月末日までに市に報告するものとする。

(供給の要請手続等)

第8条 第3条の規定による要請は、要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請し、事後に要請書を提出することができる。

(運搬)

第9条 生活必需物資の運搬は、原則組合が行うものとする。

2 市は、組合が車両を使用して前項の運搬を行う場合は、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるように努めるものとする。

(受取)

第10条 生活必需物資の運搬先は、市と組合が協議の上、決定するものとし、市は、当該運搬先において、当該生活必需物資を受け取るものとする。

2 組合は、物資の引渡しを実施した場合は、物資供給報告書(第2号様式)により市に報告するものとする。

(対価及び運搬費用)

第11条 組合が供給した生活必需物資の対価及び組合が行った運搬に係る費用については、市が負担する

ものとする。

- 2 生活必需物資の対価は、災害時の直前における適正価格を基準として、市及び組合が協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第12条 生活必需物資の供給等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、市及び組合は、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

- 2 市及び組合は、前項の規定により連絡責任者を定めた場合は、速やかにこれを相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更した場合も、また同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、市と組合が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日限り、その効力を失う。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、市及び組合のいずれからも次条の規定による解除の通知がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(解除)

第15条 この協定を解除する場合は、市又は組合のいずれか一方が解除しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び組合が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月27日

市 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

組合 相模原市南区上鶴間本町4-48-18  
相模原市防災設備協同組合  
代表理事

## 別表(第6条関係)

## 生活必需物資品目

大枠	品目	数量
寝具	毛布	3,000枚以上
	スペースブランケット	30,000以上
日用品・雑貨	敷シート	300枚以上
	ランタン	250個以上
食料	水(2リットル×6本)	1,000ケース以上
	非常食クッキー(1パック2本入り)	25,000食以上
光熱材料	ガソリン缶(1リットル)	400缶以上

## 18-2 災害時における段ボール製品の調達に関する協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、相模原市内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害が発生した場合において、甲は、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- （1）相模原市の最寄りの場所に事業所を有するもの
- （2）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- （3）甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- （1）組合員の名称、所在地
- （2）連絡窓口、連絡方法
- （3）物資の種類、数量、提供可能時期
- （4）その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力をを行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、運搬終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(協議等)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成28年10月24日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長 印

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号 後関ビル8階  
東日本段ボール工業組合  
理事長 印

### 18-3 災害時におけるドラム缶の供給等の協力に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と日鉄ドラム株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり合意し、災害時におけるドラム缶の供給等の協力に関する協定書(以下「本協定書」という。)を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙とが相互に協力して、応急復旧活動を行うために必要なドラム缶の供給(以下「本ドラム缶供給」という。)等に関し、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、本協定書が災害時の相互扶助の精神に基づき前項の趣旨により紳士協定として締結されるものであり、本協定書に定められたいかなる事項も法的拘束力を有さず、かつ、甲及び乙に何ら法的義務を課すものではなく、また、本ドラム缶供給等について、乙は甲に対して何ら法的責任を負わないものであることを確認する。

#### (本ドラム缶供給の協力要請)

第2条 原則として災害時に甲が相模原市災害対策本部を設置した場合であって、甲がドラム缶を必要とするときは、甲は乙の相模原工場(以下「工場」という。)に対し、工場が保有するドラム缶の供給の協力要請をすることができる。

#### (本ドラム缶供給の協力実施)

第3条 工場は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めることとする。

#### (協力要請の方法)

第4条 第2条の規定による協力要請は、災害時におけるドラム缶供給要請書(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### (ドラム缶の引渡し)

第5条 ドラム缶の運搬先は、甲が乙と協議の上状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。

2 乙は、ドラム缶の引渡しを実施したときは、災害時におけるドラム缶供給実施状況報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

#### (費用の負担)

第6条 この協定に基づき乙が実施した本ドラム缶供給に要した費用の負担(運搬等の費用を含む。)は、甲乙間で別途協議の上決定することとする。



(連絡責任者)

第7条 本ドラム缶の供給等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

(補償)

第8条 甲は、第3条の規定による協力に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又はその他法令等の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定により、その損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議により定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、本協定書の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解約の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第11条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

令和元年8月6日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 東京都江東区亀戸1丁目5番7号  
日鉄ドラム株式会社  
代表取締役社長

## 18-4 災害時における物資の輸送等に関する協定【財政局】

相模原市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、相模原市内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。「以下「災害」という。」）が発生した場合、又は相模原市外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 災害対策本部等への乙の会員の派遣
- （2） 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資」という。）の輸送
- （3） 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

### （業務の要請及び実施）

第3条 甲は、前条各号に掲げる業務の必要があると認めるときは、乙に原則文書をもって要請することができる。但し緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

### （業務の報告）

第4条 乙は、第3条の規定に基づき実施した業務は、甲に原則文書をもって報告する。但し、緊急を要する場合は電話等をもって報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （費用の負担）

第5条 第3条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （従事者の損害補償）

第6条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が死亡し、又は負傷したとき（当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）は、「相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年3月23日相模原市条例第15号）」中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度としてその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額については甲が行う補償の額から控除する。

### （第三者への損害賠償責任）

第7条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

第8条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月28日条例第75号。以下「条例」という。)第2条第4号の暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等(以下「暴力団経営支配法人等」という。)を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成26年3月3日から適用する。

2 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有する。

3 昭和53年3月28日付で締結した「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」については、この協定書の締結日をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 3月 3日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1  
一般社団法人神奈川県トラック協会  
会長

## 18-5 災害時における緊急措置の支援に関する協定【環境経済局】

相模原市（以下「甲」という。）と、神奈川倉庫協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市内に地震、風水害その他の災害が発生し、都市インフラに甚大な被害が生じた場合（以下「災害時」という。）の協力に関する手続等を定めるものとする。

2 乙の会員店社が本協定による協力を行いながらも、早期に通常業務を再開し、地元経済の復興に資することの重要性を、甲乙が認識するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生後復旧までの間、乙に関する施設において、救援物資の一時保管場所等を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、災害時に、乙に関する施設内に保管されている物品のうち、寄託者又は所有者より提供の承認を得た物品を緊急に必要とするときは、乙に対し提供を要請することができる。

この場合において、寄託者又は所有者への要請は、協定の締結などにより甲が行うものとする。

3 甲は、発災時に、乙に対し相模原市地域防災計画に定める食料・物資対策センター、救援物資受入れ拠点その他の物流拠点への物流専門家の派遣を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、市長が行う。

2 甲が乙に対し要請するに当たっては、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

- (1) 要請を行う担当部署及び担当者名
- (2) 協力を要請する事由
- (3) 必要とする保管場所及び期間
- (4) 保管を要請する救援物資の主な品目及び数量
- (5) 乙に関する施設内に保管され、甲の要請により寄託者又は所有者から提供の承認を得た物品の主な品目及び数量
- (6) 物流専門家の派遣人数、派遣先及び期間
- (7) その他必要な事項

（救援活動）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、保管管理及び救援物資の提供等を可能な限り協力し行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 協力に従事した会員店社名
- (2) 協用に用いた保管場所の所在地、名称、面積
- (3) 保管した品目、数量及び期間
- (4) 提供した物品の品目及び数量
- (5) 必要とした人員及び機材
- (6) 派遣した物流専門家の人員、日数

(7) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 協力を要請した事項に要した費用は、甲が負担する。

(費用の支払)

第7条 乙の会員店社は、前条の規定により甲が負担することとなる費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があった場合には、その費用を支払う。

(費用の決定)

第8条 甲が負担する費用の額は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほかは、甲と乙が協議して決定するものとする。

(通知)

第9条 甲は、相模原市における災害時の円滑な協力が図れるよう、防災計画等に関し、本協定に関連する変更が生じたときは、その都度、乙に文書で通知するものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく甲の要請により協力した乙の従事者に人身事故等が発生した場合の災害補償については、その事故等を受けた従事者について、甲が補償するものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に関して担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。

3 甲及び乙は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた際は、その都度、変更内容を相互に通知する。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関して必要な手続その他の事項は、甲と乙が協議して実施細目等で定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも別段の申出がない場合は、この協定は引き続き1年間有効とし、以後も同様とする。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月13日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 横浜市中区南仲通二丁目24番地  
神奈川倉庫協会  
代表 会長

## 18-6 災害時の物資の配送等に係る協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）やその備えについて、相模原市（以下「甲」という。）が相模原市救援物資集積・配送センター（以下「集積・配送センター」という。）の物資の配送等に係る協力を旭フォークリフト株式会社（以下「乙」という。）に求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時及びその備えのために物資の配送等に係る協力を必要とするときは、乙に対し、次条に定める内容について、協力を要請することができる。

(協力の内容)

第3条 甲が乙に協力を要請する物資の配送等に係る協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 人員の派遣

災害時に、乙は、集積・配送センターにおいて、物資の荷さばきを円滑に実施するため、必要に応じて人員を派遣する。

(2) 荷役資機材の貸与

災害時に、乙は、集積・配送センターにおいて、物資の荷さばきを円滑に実施するため、甲にフォークリフト等を貸与する。

(3) 荷役資機材の確保

ア 乙は、災害時に備え、集積・配送センターの荷さばきに必要なフォークリフトを甲に貸与するため、常に必要な台数を確保する。この場合において、乙は、当該フォークリフトを災害時に稼働できるよう、乙の責任においてメンテナンス等の管理を行う。

イ 乙が確保するフォークリフトは、次のとおりとする。

エンジン駆動式のフォークリフトであり、最大荷重が1.0 t以上かつ最大揚高時高さが3 m以上で、最小旋回半径が2.5 m以下のもの 2台

ウ 災害時に、甲は、必要に応じて、イに掲げるフォークリフト以外にも乙に荷役資機材の貸与を要請できる。この場合において、乙は可能な限り甲の要請に応じるものとする。

(4) 救援物資等の配送（物資の積下しを含む。）

災害時に、乙は、集積・配送センターにおいて救援物資を避難所等に配送するための荷さばき等を実施する。

(協力要請手続等)

第4条 甲の乙に対する協力要請は、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に協力要請書を提出するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定書に基づく、集積・配送センター内の電気代、燃料代、その他業務に必要な配送センター内の施設利用に関する費用は、甲がこれを負担する。

2 本協定書に基づくフォークリフトの運搬、保守等に関する費用は、乙がこれを負担する。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第6条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、それぞれの責任において、その処理解決に当たるものとする。この場合において、甲及び乙は、適宜、情報共有を行い損害の解決に協力するものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、第3条に基づき応援活動に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等の適用がある場合を除き、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年相模原市条例第15号)の規定により、その損害を補償する。

(防災訓練等)

第8条 乙は、甲から要請があった場合、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 物資の配送等に係る協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者届(第2号様式)により連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面により報告を行うものとする。

(協定の改定)

第10条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の2月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月27日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区田名2931番地4  
旭フォークリフト株式会社  
代表取締役

## 18-7 生活必需物資の調達に関する協定書【環境経済局】

(目的)

第1条 相模原市商店会連合会（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）との間に災害発生に際し、生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、甲に加入している「相模原市商店会連合会会員名簿」（第1号様式）に記載する商店（街）会（以下「商店会」という。）に及ぶものとする。

2 この協定の施行後に甲に加入する商店会があった場合又は甲から脱退する商店会があった場合は、甲は「相模原市商店会連合会加入・脱退届」（第2号様式）により乙へ届け出るものとし、この届出の日から当該商店会に対する効力が生ずるものとする。

(市の要請)

第3条 乙は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、直接商店会に対し、その保有する物資の調達を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 商店会は、乙から前条の要請を受けたときは要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を乙に連絡するものとする。

(物資の範囲)

第5条 この協定における物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具類
- (2) 衣料
- (3) 炊事用具
- (4) 食器類
- (5) 日用品雑貨
- (6) 光熱材料
- (7) 食糧
- (8) その他乙が指定する物資

(取扱品目等の報告)

第6条 この協定を円滑に実施するため、商店会は店舗休業日等の営業時間外における緊急連絡先及び平常時における取扱品目を「店舗における取扱品目等調査表」（第3号様式）により、乙にあらかじめ報告するとともに、その内容に変更が生じた場合には、速やかに乙へ報告するものとする。

(調達要請の方法)

第7条 第3条に掲げる物資の調達要請は、「物資調達要請書」（第4号様式）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、事後に「物資調達要請書」を提出するものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資の引取)

第9条 物資の引渡し場所は乙が指定するものとし、乙は当該場所へ職員を派遣し、当該物資の確認後これを引取るものとする。この場合において、乙は必要に応じて商店会に対し、運搬の協力を求めることができるものとする。

(未使用物品の引取)

第10条 前条の規定により乙が引取った物資のうち未使用のものについては、乙の求めにより当該物資を提供した商店会がこれを引取るものとする。ただし、著しく価値が低下したものについては、この限りでない。



(保有数量の報告)

第11条 商店会は、毎年3月1日現在の物資の保有数量を「生活必需物資の保有数量表」(第5号様式)により、乙に報告するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で誠意ある協議を行い、定めるものとする。なお、急を要するため、この協議を行うことができない場合は、当該事例に限り乙は商店会と協議をし、決定することができる。

(有効期間)

第13条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。また、本協定書及び「相模原市商店会連合会加入・脱退届」(第2号様式)の写しを各商店会において保管するものとする。

平成18年6月7日

甲 相模原市中央3丁目12番3号  
相模原市商店会連合会  
代 表 会 長

乙 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長

## 18-8 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と相模原商工会議所（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、乙に加入し、この協定に協力する大規模小売店舗（以下「大型店」という。）に及ぶものとする。

2 乙は、大型店を災害時における生活必需物資供給協力大規模小売店舗一覧（第1号様式）により毎年、甲に報告するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の生活必需物資等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資の品目)

第5条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、次のうち大型店が保有する品目とする。

- (1) 別表に掲げる生活必需物資
- (2) その他甲が指定する生活必需物資

2 乙は、前項の品目について、大型店の取り扱い状況を生活必需物資保有品目報告書（第2号様式）により毎年、甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請は、災害時における生活必需物資供給要請書（第3号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に災害時における生活必需物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資供給の協力実施)

第7条 乙は、甲から要請を受けた時は、大型店と連携し、生活必需物資の優先供給及び運搬に努めるものとする。

2 乙は、要請時点で大型店の生活必需物資の調達の可否・品目・数量を確認し、甲に報告するものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、必要があると認めるときは、相互に運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の受取)

第9条 生活必需物資の運搬先は甲乙が協議の上、決定するものとし、甲は当該運搬先において、当該生活必需物資を受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡しを実施したときは災害時における生活必需物資供給実施状況報告書（第4号様式）により甲に報告するものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 大型店が供給した生活必需物資の対価及び乙の指定する者が行った運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 生活必需物資の対価及び運搬費用は、災害時直前における適正対価及び運搬費用を基準として、甲と乙及び大型店が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、大型店への支払いの時期を乙に報告するものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第12条 乙は、乙の会員間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第13条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第14条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第15条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(補償)

第17条 甲は、第4条の規定による協力に従事した者が、そのために死亡、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相

模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成 7 年相模原市条例第 15 号）の規定によりその損害を補償する。

（有効期間）

第 18 条 協定の期間は、協定の締結の日から起算して 1 年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除通知がないときは更新されたものとし、以後の同様とする。なお、平成 20 年 7 月 1 日に締結した「災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書」は廃止するものとする。

（解除）

第 19 条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の 1 ヶ月前までに諸目により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 30 日

甲 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区中央 3 丁目 12 番 3 号  
相模原商工会議所  
代表 会頭

## 18-9 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と城山町商工会、津久井町商工会、相模湖町商工会及び藤野町商工会（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

### (生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

### (生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### (生活必需物資及び保有数量の報告)

第5条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に応じ、加減することができる。

2 乙は別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

### (生活必需物資供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

### (生活必需物資の運搬)

第7条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

### (生活必需物資の引き取り)

第8条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

### (対価及び費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が

行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (連絡責任者)

第 10 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

- 2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

#### (協力及び支援体制の整備)

第 11 条 乙は、乙の支所、支店間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

#### (情報の提供等)

第 12 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ確かな物価等の情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

#### (生活必需物資の安定供給)

第 13 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

#### (協議)

第 14 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

#### (その他必要な支援)

第 15 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 16 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 5 月 22 日に株式会社クリエイトエスディーとともに締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧城山町分）」、平成 9 年 5 月 22 日に株式会社エーコープ神奈川平塚本部とともに締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧城山町分）」及び平成 10 年 1 月 28 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧相模湖町分）」、は廃止するものとする。

(雑則)

第 17 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 11 番 15 号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市城山町久保沢 2 丁目 5 番 1 号  
城山町商工会  
代表 会長

相模原市津久井町中野 1029 番地  
津久井町商工会  
代表 会長

相模原市相模湖町与瀬 869 番地  
相模湖町商工会  
代表 会長

相模原市藤野長小淵 1689 番地 1  
藤野町商工会  
代表 会長

## 18-10 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と津久井郡農業協同組合（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

### (生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

### (生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### (生活必需物資及び保有数量の報告)

第5条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

### (生活必需物資供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

### (生活必需物資の運搬)

第7条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

### (生活必需物資の引き取り)

第8条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

### (対価及び費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が



行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (連絡責任者)

第 10 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

- 2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

#### (協力及び支援体制の整備)

第 11 条 乙は、乙の支所、支店間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

#### (情報の提供等)

第 12 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ確かな物価等の情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

#### (生活必需物資の安定供給)

第 13 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

#### (協議)

第 14 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

#### (その他必要な支援)

第 15 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 16 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 1 月 1 4 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧相模湖町分）」は廃止するものとする。

(雑則)

第 17 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 0 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市津久井町中野 5 5 0 番地  
津久井郡農業協同組合  
代表 代表理事組合長

## 18-11 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と相模原市生活協同組合運営協議会に加盟する団体（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力の効力)

第2条 この協定の効力は、別紙1「相模原市生活協同組合運営協議会加盟団体」に記載する店舗（以下「加入店舗」という。）に及ぶものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の引き取り)

第9条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第10条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、

決定するものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第 12 条 乙は、乙の会員間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 13 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第 14 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 15 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第 16 条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活必需物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲は、これに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第 17 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 18 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 8 年 1 月 7 日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合と締結した「災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書(旧津久井町分)」、平成 8 年 1 月 28 日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧相模湖町分)」、平成 8 年 1 月 28 日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧藤野町分)」、平成 9 年 2 月 26 日に麻布大学生生活協同組合、宇宙科学研究所生活協同組合、生活協同組合コープかながわ、けんぼく生活協同組合、職業能力開発大学校生活協同組合、生活クラブ生活協同組合及びかながわ北中央医療生活協同組合と締

結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧相模原市分）」及び平成9年5月14日に生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会コープ事業連合と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（旧城山町分）」は廃止するものとする。

（雑則）

第19条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 横浜市港北区新横浜2丁目5番11号  
生活協同組合コープかながわ  
代表 理事長

相模原市相生3丁目9番23号  
さがみ生活クラブ生活協同組合  
代表 理事長

横浜市港北区新横浜3丁目18番16号  
生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ  
代表 理事長

相模原市淵野辺1丁目17番71号  
麻布大学生生活協同組合  
代表 理事長

相模原市由野台3丁目1番1号  
宇宙科学研究本部生活協同組合  
代表 理事長

## 相模原市生活協同組合運営協議会加盟団体 店舗または事業所（第2条関係）

生活協同組合名（店舗）	所在地	電話番号
生活協同組合コープかながわ	横浜市港北区新横浜2-6-23	045-471-5615
（ハーモス相模大野店）	相模原市相模大野7-37-4	042-745-0300
（麻溝店）	相模原市相模台7-1-13	042-747-0270
（ミアクチーナ並木あおぼ店）	相模原市並木3-3-1	042-758-2141
（相模台店）	相模原市相模台5-8-10	042-748-7421
（由野台店）	相模原市由野台2-27-12	042-759-1831
（すすきの店）	相模原市すすきの町36-13	042-753-2930
（淵野辺店）	相模原市淵野辺2-16-22	042-755-0153
（田名店）	相模原市田名4648-1	042-762-1080
さがみ生活クラブ生活協同組合	相模原市相生3-9-23	042-759-3521
生活協同組合バルシステム神奈川ゆめコープ	相模原市上溝218-1	042-777-2511
麻布大学生生活協同組合	相模原市淵野辺1-17-71	042-754-1380
宇宙科学研究本部生活協同組合	相模原市由野台3-1-1	042-751-0336

## 18-12 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社エコーブ関東（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、別紙「株式会社エコーブ関東相模原市内店舗」に記載する店舗（以下「店舗」という。）に及ぶものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の引き取り)

第9条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第10条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第 12 条 乙は、乙の店舗間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 13 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第 14 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 15 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(その他必要な支援)

第 16 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 17 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 5 月 22 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧城山町分)」は廃止するものとする。

(雑則)

第 18 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号  
相模原市  
相模原市長

乙 横浜市泉区中田南 3-2-38  
株式会社エーコープ関東  
代表取締役



## 株式会社エーコープ関東相模原市内店舗（第2条関係）

店舗名	所在地	電話番号
城山店	相模原市城山町向原2-1-1	042-782-1002

## 18-13 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社クリエイトエス・ディー（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定の効力は、別紙「株式会社クリエイトエス・ディー相模原市内店舗」に記載する店舗（以下「店舗」という。）に及ぶものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とする時は、甲は乙に対し、生活必需物資の供給について要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けた時は、生活必需物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(生活必需物資及び保有数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、原則として別表のとおりとし、被害の状況等に応じ、加減することができる。

2 乙は、別表にある品目について毎年3月1日現在の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続き等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(生活必需物資の引き取り)

第9条 生活必需物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において、乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第10条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した生活必需物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正対価及び費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、別に連絡責任者を定める。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協力及び支援体制の整備)

第 12 条 乙は、乙の店舗間等の相互協力体制の強化を図るとともに広域的な支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 13 条 甲は、災害時に市民への生活必需物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地域や被災者の状況、地域の生活必需物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活必需物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第 14 条 乙は、災害時に乙の組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図るとともに、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活必需物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(協議)

第 15 条 災害時において、生活必需物資を実質的に配布する地域組織との連携を深め、この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(その他必要な支援)

第 16 条 この協定に定める事項のほか、生活必需物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 17 条 協定の期間は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成 9 年 5 月 22 日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(旧城山町分)」は廃止するものとする。

(雑則)

第 18 条 この協定の実施に際して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 1 日

甲 相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 横浜市青葉区荏田西 1 丁目 9 番 1 5 号  
株式会社クリエイトエス・ディー  
代表 代表取締役

## 株式会社クリエイトエス・ディー相模原市内店舗（第2条関係）

店舗名	所在地	電話番号
相模原鵜野森店	相模原市鵜野森2-16-1	042-702-0351
相模原上鶴間店	相模原市上鶴間本町7-28-16	042-708-4530
相武台団地店	相模原市相武台団地2-3-5	046-266-0238
新磯野店	相模原市新磯野1-41-7	046-258-3311
相模原東大沼店	相模原市東大沼3-30-22	042-742-0701
相模原東林間店	相模原市東林間3-15-20	042-742-8838
相模原淵野辺本町	相模原市淵野辺本町3-1-5	042-730-1710
相模原5丁目店	相模原市相模原5-7-20	042-756-3880
相模原矢部店	相模原市矢部2-28-7第5武内ビル	042-752-0815
相模原富士見店	相模原市富士見5-5-1	042-730-5321
番田店	相模原市上溝2179-3	042-763-8005
城山店	相模原市城山町原宿3-4-1	042-782-5780
津久井三ヶ木店	相模原市津久井町三ヶ木361-5	042-780-5556

## 18-14 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の生活必需物資供給等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する物資の供給又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請に対し、協力するよう努めなければならない。

(生活必需物資の範囲)

第5条 甲が、乙に供給を要請する生活必需物資の範囲は、第3条の要請をした要請時点で、乙が調達又は製造可能な物資とする。

(生活必需物資及び供給可能数量の報告)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、別表のとおりとする。

2 乙は、別表にある品目について毎年の保有数量を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請手続は、災害時における生活必需物資供給要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後に災害時における生活必需物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、原則として乙又は乙があっせんする者が行うものとする。

2 甲は、乙又は乙があっせんする者が車両を使用して前項の運搬を行うときは、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるように努めるものとする。

(生活必需物資の引取り)

第9条 生活必需物資の運搬先は、甲が指定するものとし、甲は当該運搬先において、生活必需物資を引き取るものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 乙又は乙があっせんする者が供給した生活必需物資の対価については、甲が負担するものとする。

2 生活必需物資の対価は、災害時直前における仕入れ価格を基準として、甲又は乙若しくは乙があっせんする者が協議の上、決定するものとする。

3 乙又は乙があつせんする者が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第11条 生活必需物資供給等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、この協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第15条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月2日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長

## 18-15 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社スーパーアルプス（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の生活必需物資供給等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(生活必需物資の範囲)

第5条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資の範囲は、第3条の規定による要請を行った時点において乙が保有する物資とする。

(生活必需物資の品目)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、次のうち乙が保有する品目とする。

(1) 別表に掲げる生活必需物資

(2) その他甲が指定する生活必需物資

2 乙は、別表にある生活必需物資について、保有する品目を甲に報告するものとする。

(生活必需物資供給の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請は、災害時における生活必需物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に災害時における生活必需物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙が行うものとする。

2 甲は、乙が車両を使用して前項の運搬を行うときは、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるように努めるものとする。

(生活必需物資の受取)

第9条 生活必需物資の運搬先は、甲乙が協議の上、決定するものとし、甲は当該運搬先において、当該生活必需物資を受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡しを実施したときは、災害時における生活必需物資供給実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 乙が供給した生活必需物資の対価及び乙が行った運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 生活必需物資の対価は、災害時直前における適正価格を基準とする。

(連絡責任者)

第11条 生活必需物資供給等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第14条 甲は、第4条の規定による協力に従事した者が、そのために死亡、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第16条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月12日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 東京都八王子市滝山町2丁目351番地  
株式会社スーパーアルプス  
代表取締役社長



## 18-16 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(生活必需物資等供給の協力要請)

第2条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する物資等の供給を要請できるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有もしくは 調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他、甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、物資出荷要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行い、事後に要請書を提出するものとする。

(要請に基づく措置)

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書（様式第2号。）にて甲に報告するものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙による搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が供給した物資及び当該物資の運搬費用は、乙からの請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときには、乙に対し当該請求の日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし期日内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で別途支払い期日を定めるものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報交換及び提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、双方に連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協定の期間と効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも別段の申出がない場合は、この協定は引き続き1年間有効とし、以後も同様とする。

3 この協定を改正又は廃止する際は、甲又は乙が文書をもって、その改正または廃止する日の1月前までに相手側に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月4日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1  
マックスバリュ東海株式会社  
代表取締役社長

## 18-17 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時における生活必需物資供給等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(生活必需物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(生活必需物資の範囲)

第5条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資の範囲は、第3条の規定による要請を行った時点において乙が保有する物資とする。

(生活必需物資の品目)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、次のうち乙が保有する品目とする。

- (1)別表に掲げる生活必需物資
- (2)その他甲が指定する生活必需物資

(生活必需物資供給の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する生活必需物資供給の要請は、物資発注書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に物資発注書を提出するものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙が行うものとする。

2 甲は、乙が車両を使用して前項の運搬を行うときは、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるように努めるものとする。

(生活必需物資の受取)

第9条 生活必需物資の運搬先は、甲乙が協議の上、決定するものとし、甲は当該運搬先において、当該生活必需物資を受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡しを実施したときは、物資供給報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 乙が供給した生活必需物資の対価及び乙が行った運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 生活必需物資の対価は、災害時直前における適正価格を基準とする。

(連絡責任者)

第11条 生活必需物資供給等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者届(第3号様式)により連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第13条 この協定に基づく甲の要請により協力した乙の従事者に人身事故等が発生した場合の災害補償については、その事故等を受けた従事者について、甲が保障するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第15条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月12日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 群馬県高崎市高関町380  
株式会社カインズ  
代表取締役社長

## 18-18 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）が相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時における生活必需物資供給等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(要請)

第3条 甲は災害時において、甲が生活必需物資を必要とするときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、甲が要請した時点で乙による調達・製造が可能な物資とする。ただし、甲は乙が要請を受けた時点で、物流・製造ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙が物資の調達の可否、日時、種類及び個数を決定することを了承する。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第3条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡しの日時及び場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡しの場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が指定するものが行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資の引渡しの場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、物資の引渡し終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに関わる物資の品目及び数量

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金等)

第9条 生活必需物資の対価は、災害時の直前における適正価格(乙の店舗の販売推奨価格)を基準とする。

2 生活必需物資の対価及び運搬に係る費用実費については、甲が負担するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときには、当該請求の日から30日以内に代金を乙指定口座に振込みにより支払うものとする。ただし、期日内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で別途支払期日を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者(配送業者等)に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合のあることを、甲はあらかじめ承諾する。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議により定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙のいずれか一方が解除日1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号  
株式会社ローソン  
代表取締役

## 18-19 災害時における牛乳及び飲料等の供給協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県牛乳流通改善協会（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、牛乳及び飲料等（以下「牛乳等」という。）の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の牛乳等の供給協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置した時をもって発動する。

(協力の実施)

第3条 災害時において、乙は甲と協議した上で、協力販売店を通じて、牛乳等を甲が指定する場所に運搬するものとする。

(対価及び運搬費用)

第4条 前条により乙が提供した牛乳等の対価及び乙が運搬に要した経費については、無償とする。

(連絡責任者)

第5条 牛乳等の供給協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

(意見交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から、この協定に定める事項を円滑に推進するため意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 甲は、第3条の規定による協力に従事した者が、そのために死亡、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月15日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 横浜市神奈川区入江1丁目6番18号  
神奈川県牛乳流通改善協会  
代表 会長

## 18-20 災害時における蓄電池の貸与等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社スマートパワーシステム（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時における電力が復旧するまでの無電力状態の解消を図るため、蓄電池の貸与等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時における蓄電池の貸与等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(蓄電池貸与の協力要請)

第3条 災害時において、甲が蓄電池を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する蓄電池の貸与を要請することができる。

(蓄電池貸与の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(蓄電池の品目)

第5条 甲が乙に貸与を要請する蓄電池は、第3条の規定による要請を行った時点において乙が保有するリチウムイオン蓄電池SPシリーズとする。

(蓄電池貸与の台数及び期間)

第6条 甲が乙に蓄電池の貸与を要請する台数は5台までとし、蓄電池の貸与期間は、当該災害に係る相模原市災害対策本部を廃止するまでの期間とする。

(費用の負担)

第7条 本協定書に基づく蓄電池の貸与等に要する費用は、乙の負担とする。

(蓄電池貸与の要請手続等)

第8条 甲の乙に対する蓄電池貸与の要請は、貸与要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に貸与要請書を提出するものとする。

(蓄電池の受取)

第9条 蓄電池の運搬先は、甲が貸与要請書により指定した場所とし、甲は当該運搬先において、蓄電池を受け取るものとする。ただし、乙が当該運搬先に蓄電池を運搬することが困難な場合は、甲乙が協議の上、運搬先を決定するものとする。

(蓄電池の返却)

第10条 第6条の規定による蓄電池の貸与期間が終了したときは、甲は乙に蓄電池を返却する。

(蓄電池の運搬)

第11条 蓄電池の貸与及び返却に係る運搬は、乙が行うものとする。

(連絡責任者)

第12条 蓄電池の貸与等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者



届（第2号様式）により連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面により報告を行うものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）

第15条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月31日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区東淵野辺5丁目12番6号  
株式会社スマートパワーシステム  
代表取締役

## 貸 与 要 請 書

年 月 日

株式会社スマートパワーシステム 代表取締役 様

相模原市長

「災害時における蓄電池の貸与等の協力に関する協定書」第3条に基づき、  
下記のとおり要請します。

### 記

運搬先	運搬先住所	要請台数
	相模原市	台
	相模原市	台
	相模原市	台
	相模原市	台
	相模原市	台
特記事項		

### 問い合わせ先

担当部署： 課  
担当者：  
電 話：  
F A X：  
メ ー ル：

## 連絡責任者届

### 【相模原市】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

### 【株式会社 スマートパワーシステム】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

## 18-21 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社大真（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、仮設トイレの供給設置の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の仮設トイレの供給設置協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(協力要請)

第3条 災害時において、甲が仮設トイレの供給設置を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する仮設トイレの供給設置又は乙以外の者が保有する仮設トイレのあっせんを要請することができる。

(供給設置協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請に対し、協力するよう努めなければならない。

(供給設置の個数)

第5条 甲が、乙に供給設置を要請する仮設トイレの個数は、第3条の要請をした要請時点で、乙が保有又はあっせん可能な個数とする。

(供給設置可能数量の報告)

第6条 乙は、仮設トイレの供給設置可能数量について、毎年甲に報告するものとする。

(供給設置の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する仮設トイレの供給設置協力の要請手続きは、災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後に災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(運搬)

第8条 仮設トイレの運搬は、原則として乙又は乙があっせんする者が行うものとする。

(仮設トイレの供給設置方法)

第9条 仮設トイレの供給設置先は、甲が指定するものとし、甲はその確認をするものとする。

(対価及び価格の決定)

第10条 乙又は乙があっせんする者が供給設置した仮設トイレの使用料及び運搬費等の対価については、甲が負担するものとする。

2 仮設トイレの供給設置費用の対価は、災害時直前における適正な価格により、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第11条 甲は、第4条の規定に基づき供給設置に従事したものが、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団等公務災害補償条例（昭和41年相模原市条例第21号）の規定により、その損害

を補償する。

(連絡責任者)

第12条 仮設トイレの供給設置協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、この協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第16条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月8日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区千代田2丁目5番22号  
株式会社大真  
代表取締役





別表

年 月 日現在

仮設トイレ等保有数量報告書

相模原市長 様

株式会社 大真  
代表取締役

下記のとおり仮設トイレ等保有数量を報告します。

品目		数量	単位
仮設トイレ 本体一式			
トラック			
その他			
特記事項（連絡責任者など）			

以 上



## 18-22 災害時における仮設トイレの供給設置の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と有限会社トータルサービス（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、仮設トイレの供給設置の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の仮設トイレの供給設置協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(協力要請)

第3条 災害時において、甲が仮設トイレの供給設置を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する仮設トイレの供給設置又は乙以外の者が保有する仮設トイレのあっせんを要請することができる。

(供給設置協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請に対し、協力するよう努めなければならない。

(供給設置の個数)

第5条 甲が、乙に供給設置を要請する仮設トイレの個数は、第3条の要請をした要請時点で、乙が保有又はあっせん可能な個数とする。

(供給設置可能数量の報告)

第6条 乙は、仮設トイレの供給設置可能数量について、毎年甲に報告するものとする。

(供給設置の要請手続等)

第7条 甲の乙に対する仮設トイレの供給設置協力の要請手続きは、災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等をもって要請し、事後に災害時における仮設トイレ供給設置協力要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(運搬)

第8条 仮設トイレの運搬は、原則として乙又は乙があっせんする者が行うものとする。

(仮設トイレの供給設置方法)

第9条 仮設トイレの供給設置先は、甲が指定するものとし、甲はその確認をするものとする。

(対価及び価格の決定)

第10条 乙又は乙があっせんする者が供給設置した仮設トイレの使用料及び運搬費等の対価については、甲が負担するものとする。

2 仮設トイレの供給設置費用の対価は、災害時直前における適正な価格により、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第11条 甲は、第4条の規定に基づき供給設置に従事したものが、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団等公務災害補償条例（昭和41年相模原市条例第21号）の規定により、その損害

を補償する。

(連絡責任者)

第12条 仮設トイレの供給設置協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定の実施に際し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、この協定の締結の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第16条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月8日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区田名8437番地1  
有限会社トータルサービス  
代表取締役





別表

年 月 日現在

仮設トイレ等保有数量報告書

相模原市長 様

有限会社トータルサービス  
代表取締役

下記のとおり仮設トイレ等保有数量を報告します。

品目		数量	単位
仮設トイレ 本体一式			
トラック			
その他			
特記事項（連絡責任者など）			

以 上

## 18-23 災害時におけるペットの飼養管理に係る物資の提供等の支援に関する協定書

### 【健康福祉局】

相模原市(以下「甲」という。)とイオンペット株式会社(以下「乙」という。)は、相模原市域において大規模な災害が発生した時(以下「災害時」という。)におけるペットの飼養管理に係る物資の提供等の支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に避難者に同行するペットに関し、甲が設置する避難所等における飼養管理に係る乙の支援協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 この協定に基づき乙が実施する支援は、ケージ、首輪、リード、ペットフード、ペット用トイレ用品、その他避難所等におけるペットの飼養管理に必要となる物資の提供とする。

2 前項に掲げるもの以外の支援について、甲が乙に要請する場合は、甲乙協議の上、要請を決定するものとする。

(支援要請の手続)

第3条 甲は、甲が設置する避難所等においてペットの飼養管理等を行うに当たり、乙の支援を受けようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして書面により乙に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 支援の種類
- (3) 支援の具体的な内容及び必要量
- (4) 支援を希望する期間
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対して電話等により要請することができるものとする。この場合において、甲は乙に対し、事後、書面を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援することができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

(支援物資の引渡し等)

第5条 物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、甲は、当該引渡し場所において甲乙で物資の種類、数量等を確認した後、物資の引渡しを受けるものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による物資の運搬が困難な場合は、甲が別に指定する者が行うものとする。

(経費の負担等)

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した物資の費用その他必要経費については、甲が負担するものとする。この場合において、物資の対価は、災害の発生した直前の物資の原価を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 物資の費用の請求及び支払いは、それぞれ遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 この協定の実施により、乙の従業員が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは障害の状態になったとき若しくは乙が提供した車両が損傷したときは、甲乙協議の上、その補償等の内容を決定するものとする。

(連絡体制等)

第8条 この協定の実施についての連絡窓口は、甲にあつては生活衛生課、乙にあつてはイオンペット総務法務部及び相模原どうぶつ医療センター事務局とする。

(守秘義務)

第9条 乙及び乙の従業員は、支援を実施する際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙からこの協定を終了する旨の申出がない場合には、協定の期間満了の日の翌日から1年間、自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 千葉県市川市南八幡4丁目17番8号  
イオンペット株式会社  
代表取締役社長

## 18-24 災害時の職員会館における応急食料供給等の協力に関する協定書【総務局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）で、職員会館内に災害支援拠点が開設された場合に、相模原市（以下「甲」という。）と相模原市職員生活協同組合（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害活動要員を支援するため、応急食料等の供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急食料等の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急食料等を必要とするとき、甲は乙に対し応急食料等の供給について協力を要請することができる。

(応急食料等の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急食料等の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急食料等)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急食料等は、被害の状況に応じ、乙の売店で取扱う商品とする。

(応急食料等供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する応急食料等供給の要請手続は、文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、総務部長が行うものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手続等について、支障を来たさないように常に点検及び改善に努めるものとする。

(応急食料等の運搬)

第7条 応急食料等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急食料等の引取り)

第8条 応急食料等の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該引渡し場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認の上、応急食料等を引き取るものとする。

(対価及び費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した応急食料等の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の提供等)

第10条 甲は災害時において、災害活動要員に対し応急食料等の配布場所や品目などの情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時においての応急食料等の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して災害活動要員に対し、迅速かつ適格な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急食料等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、応急食料等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。



(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、消費者生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第14条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年12月27日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代 表 相模原市長

乙 相模原市中央2丁目10番8号  
相模原市職員生活協同組合  
理事長

## 18-25 災害時における物品の供給に関する協定【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「市」という。）と相模原事務用品協同組合（以下「組合」という。）が相互に協力して、他市町村等からの応援職員の活動の充実に図るため、物品の供給に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時における物品の供給に関する事項は、原則として、市が相模原市災害対策本部を設置し、組合に対して当該供給の要請を行った時をもって発動する。

(要請)

第3条 市は、災害時において、市が他市町村等からの応援職員の受入れに関して、当該応援職員が使用する物品を必要とするとき及び市が災害対応を行う際に使用する物品を必要とするときは、組合に対し、その調達が可能な範囲内で物品の供給を要請することができる。

(物品の範囲)

第4条 市が組合に供給を要請する物品は、次に掲げる物品のうち、市が要請した時点で組合による調達が可能な物品とする。

(1) 情報通信物品

(2) 活動に要する物品

(3) その他市が指定する物品

(要請の方法)

第5条 第3条の規定による要請は、物品供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく組合の措置)

第6条 組合は、第3条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物品供給可能数量・措置の状況報告書（第2号様式）により市に提出するものとする。

(物品の引渡し)

第7条 物品の引渡しの日時及び場所は、市が状況に応じ指定するものとし、引渡しの場所までの運搬は、原則として組合が行うものとする。

(物品の代金等)

第8条 物品の対価は、災害時の直前における適正価格を基準とし、当該対価及び運搬に係る費用実費については、市が負担するものとする。

(協議連絡責任者の報告)

第9条 市及び組合は、本協定の締結後速やかに協議連絡責任者を相手方に報告するものとし、変更があった際には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて市と組合との協議により定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了前までに、市又は組合のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、市又は組合のいずれか一方が解除日1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び組合が記名押印の上、各自その1通を保持するものとする。

平成30年3月29日

市 相模原市中央区中央二丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長 印

組合 相模原市中央区中央三丁目12番3号 商工会館内

相模原事務用品協同組合

代表理事 印

## 18-26 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「市」という。)と株式会社ゼンリン(以下「ゼンリン」という。)とは、第1条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、ゼンリンが第2条第7号に規定する地図製品等を市に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 相模原市内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第1項に規定する武力攻撃事態等、国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態又は相模原市事件・事故等対処計画に規定する事件・事故等(以下「災害」という。)が発生し、又はそのおそれがある場合において、市が災害対応体制をとったときの、ゼンリンの地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 前号に規定する場合以外の地図製品等の提供及び利用等に関すること。
- (3) 市とゼンリンとの間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、市及びゼンリンが連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討し、及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害対応体制 法第23条の2に基づく災害対策本部の設置並びに相模原市地域防災計画、相模原市国民保護計画及び相模原市事件・事故等対処計画に基づく市の配備体制をいう。
- (2) 平常時 災害対応体制以外の時期をいう。
- (3) 住宅地図 相模原市全域及び各区域を収録したゼンリンの住宅地図帳をいう。
- (4) 広域図 相模原市全域及び各区全域を収録したゼンリンの広域地図をいう。
- (5) ZNET TOWN ゼンリンの住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (6) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (7) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 ゼンリンは、市が災害対応体制をとったときは、市からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、ゼンリンが負担するものとする。
- 3 市は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)をゼンリンに提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、市は、電話等によりゼンリンに対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 ゼンリンは、地図製品等を供給するときは、市に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 この条に基づく地図製品等の供給に係る対価は、災害発生直前の適正な価格を基準に市とゼンリンとで別途協議の上決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 ゼンリンは、前条第1項の規定による地図製品等の供給とは別に、この協定の締結後、市及びゼンリンで別途定める時期に、別途定める方法によりゼンリンが別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を市に貸与するものとする。この場合において、当該貸与に係る対価については、無償とする。

- 2 市は、前項の規定によりゼンリンが貸与した住宅地図、広域図及びID等を市の事務所内において、善良な管理者の注意をもって保管し、及び管理するものとする。
- 3 ゼンリンは、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、市が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、市から当該住宅地図及び広域図を引き取り、更新版と差し替えることができるものとする。
- 4 ゼンリンは、必要に応じ、市に対して事前に通知した上で、市による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 市は、災害対応体制をとったときは、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、ゼンリンから第3条第1項の規定により供給され、又は前条第1項の規定により貸与された地図製品等につき、次に掲げるところにより利用することができる。

(1) 災害対応体制期間中の閲覧

(2) 災害対応体制期間中、市とゼンリンとの間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 市は、前項の規定にかかわらず、平常時に災害対応体制に対応する訓練を実施するときに、市の当該防災業務を統括する部署並びに各区及び各地区の当該防災業務を統括する部署内において、前条第1項の規定によりゼンリンから貸与された地図製品等につき、閲覧及び複製を行うことができる。
- 3 市は、第1項の規定により住宅地図の利用を開始したとき又は第2項の規定により住宅地図の利用を開始する前には、速やかにゼンリンに報告するものとする。この場合において、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管し、及び管理するものとする。
- 4 市は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、市の当該防災業務を統括する部署並びに各区及び各地区の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができる。この場合において、市は、この項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途ゼンリンの許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 市及びゼンリンは、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害が発生し、又はそのおそれが生じた場合に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、この協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 市とゼンリンとの間でこの協定の解釈その他の事項につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市及びゼンリンが記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年2月17日

市 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長

ゼンリン 横浜市港北区新横浜2丁目13番13号

KM第1ビルディング5階

株式会社ゼンリン

代表 神奈川・静岡エリア統括部長

## ZNET TOWN利用約款

### (定義)

第1条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) ID等 本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。
- (2) アクセス権者 対象機器を使用する市の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 対象機器 市の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 本サービス ゼンリンがアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 本システム 本サービスを提供するためのゼンリンが第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (6) 本データ 本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコンその他各種データをいいます。

### (本約款の適用)

第2条 この約款は、この協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを市が利用することに関する一切に適用されるものとします。

### (本サービスの内容)

第3条 ゼンリンは、本サービスの内容を任意に、市に事前通知することなく変更することができるものとします。

### (本サービスの中断・中止)

第4条 ゼンリンは、本サービスの改善などの理由により、市に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加及び削除を行うことができるものとします。

- 2 ゼンリンは、ゼンリンの事情により本サービスを中止する場合は、市に事前に通知するものとします。
- 3 ゼンリンは、市がこの約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止

することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 ゼンリンは、市に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいてあらかじめ備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいてあらかじめ備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること(この号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。)

(市の遵守事項)

第6条 市は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、ゼンリンに本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良な管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) ゼンリンの指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 第1号のために、アクセス権者の認証に当たり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) この約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) この約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するに当たり以下の事項を遵守すること。ただし、事前にゼンリンの許諾を得た場合は、この限りではないものとします。
  - ア 印刷地図を前条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - イ ゼンリンの指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ウ 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等にまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - エ 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - オ 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、ゼンリンが要請した場合には、これを閲覧させ、又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 ゼンリンは、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害性等を有することを保証するものではないものとします。

2 ゼンリンは、市の本サービスの利用に伴い、市又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は、ゼンリン又はゼンリンが権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 市は、ゼンリンの書面による事前の承諾なくして、この約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

以上

## 18-27 災害時におけるレンタカーの協力に関する協定【財政局】

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、相模原市（以下「市」という。）が一般社団法人神奈川県レンタカー協会（以下「協会」という。）に車両の借用に係る協力を要請する手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 市は、市内に災害が発生し、協会に車両の借用に係る協力を要請するときは、協会に対し、次に掲げる事項を明らかにした、文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によるものを含む。以下同じ。）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって協力を要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 借用を必要とする車両数、車両の種類及びその大きさ
- (3) 車両の借用を必要とする場所
- (4) 車両の借用を必要とする期間及び活動内容

(優先協力の実施)

第3条 協会は、前条の規定による協力の要請があったときは、他の業務に優先して協力するものとする。

2 協会は、前条の規定による協力の要請があったときは、市に対し、貸与が可能な車両数その他必要な事項を回答するものとする。

(報告)

第4条 市は協会から車両の借用を受けた場合は、協会に対し、文書により、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 車両の借用を受けたレンタカー事業者名
- (2) 借用した車両数、車両の種類及びその大きさ
- (3) 走行距離及び活動場所

(経費の負担)

第5条 市が借用した車両の当該借用に係る経費は、市が負担する。

2 前項の規定による経費の範囲については、市と協会が協議の上、別に定めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、市においては車両管理所管課長とし、協会においては代表理事とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、双方協議して解決するものとする。



(細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、実施細目に定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の60日前までに、市又は協会から何らかの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、協定書を2通作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月26日

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市 市長

印

神奈川県横浜市都筑区池辺町3757番地3  
一般社団法人 神奈川県レンタカー協会  
会 長

印

## 18-28 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社赤ちゃん本舗（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達及び供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の物資の供給に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協力の要請等)

第3条 甲は、災害時に、次に定める物資について、乙に対し供給を要請することができる。

- (1) 液体ミルク・粉ミルク・離乳食・飲料水
  - (2) 哺乳瓶
  - (3) 衣料品
  - (4) 紙おむつ
  - (5) 育児衛生用品
  - (6) その他甲が指定する物であって乙が供給可能なもの
- 2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の供給及び運搬について可能な限り協力するものとする。
- 3 甲は、乙の指定する場所に、甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資の引渡しを受けるのものとする。

(要請及び引渡しの方法)

- 第4条 甲は、乙に対して、品目、数量、引き渡し場所、期間等を具体的に明示した要請書（第1号様式）により要請するものとする。但し、緊急を要するときは、甲は口頭又は電話等をもって要請することができるものとし、事後、乙に対し速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、物資の引渡しを実施した場合は、物資供給報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

- 第5条 甲の要請に基づき、乙が第3条に定める物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。
- (1) 物資の対価
  - (2) 当該物資の運搬に要した費用
- 2 前項に規定する経費については、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

- 第6条 乙は、物資の引渡し完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第7条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 この協定の実施により、乙の従業員（運搬においては乙の提携先従業員を含む）が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは障害の状態になったとき若しくは乙が提供した車両が損傷したとき

は、甲乙協議の上、その保証等の内容を決定するものとする。

(効力)

第9条 この協定は、協定の締結日から効力を有するものとし、甲乙双方いずれかからも協定の解消の申し出のない限り、その効力は継続するものとする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 大阪市中央区南本町三丁目3番21号  
株式会社赤ちゃん本舗  
代表取締役社長

# 要 請 書

年 月 日

株式会社赤ちゃん本舗  
代表取締役社長 殿

相模原市長

災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書第4条に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害及び協力を必要とする状況

2 協力を必要とする物資の内容等

品目	数量	単位	引き渡し場所	引き渡し期間

# 物 資 供 給 報 告 書

年 月 日

相模原市長 あて

株式会社赤ちゃん本舗  
代表取締役社長

年 月 日付け第 号で要請のあった物資を下記のとおり供給したので報告します。

## 記

### 物資供給実施状況

品目	数量	単位	引き渡し場所	引き渡し日

## 18-29 災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社（以下「乙」という。）が相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時における生活必需物資供給等の協力に関する事項は、原則として、甲が相模原市災害対策本部を設置し、乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において生活必需物資を必要とするときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

(生活必需物資供給の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(生活必需物資の範囲)

第5条 甲が乙に供給を要請する生活必需物資の範囲は、第3条の規定による要請を行った時点において乙が保有する物資とする。

(生活必需物資の品目)

第6条 甲が乙に要請する災害時の生活必需物資の品目は、次のうち乙が保有する品目とする。

(1) 別表に掲げる生活必需物資

(2) その他甲が指定する生活必需物資

(生活必需物資供給の要請手続等)

第7条 第3条の要請は、物資発注書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に物資発注書を提出するものとする。

(生活必需物資の運搬)

第8条 生活必需物資の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとし、乙の運搬が困難な場合は甲又は甲の指定する者が行なうものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

(生活必需物資の受取)

第9条 生活必需物資の運搬先は、甲が指定し、甲は当該運搬先において、当該生活必需物資を受け取るものとする。

2 乙は、物資の引渡しを実施したときは、物資供給報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(対価及び運搬費用)

第10条 生活必需物資の対価は、災害時直前における適正価格を基準とする。

2 乙が供給した生活必需物資の対価及び乙が行った運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときには、当該請求の日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、期日内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で別途支払期日を定めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 生活必需物資供給等の協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者届(第3号様式)により連絡責任者を定めるものとする。

2 連絡責任者に異動等が生じた場合は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日にその効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番8号  
イオンビッグ株式会社  
代表取締役社長

別表(第6条関係)

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (発災後概ね3日間)	発災後概ね4日目以降 に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 紙おむつ(子供用、大人用)、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類 生活必需品 タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガムテープ、ビニール紐、カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、ハンドソープ、下痢止め、胃薬、アルコール消毒液、うがい薬

## 18-30 災害時における段ボール製品の調達に関する協定【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と、株式会社東鈴紙器(以下「乙」という。)は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、相模原市内で災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営に必要な物資(以下「物資」という。)の調達について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 災害が発生した場合において、甲は、物資を必要とするときは、書面により、乙に対し、物資の供給、運搬等(以下「供給等」という。)について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

(物資の種類)

第3条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)段ボール製簡易ベッド
- (2)段ボール製間仕切り
- (3)災害用トイレキット
- (4)その他、乙の取り扱う物品

(物資の引渡し)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、運搬終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

(費用)

第5条 乙が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(協議等)

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

(実施細目等)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)



第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月前までに書面により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。  
(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年10月1日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区小町通二丁目10番17号  
株式会社 東鈴紙器  
代表取締役社長

## 災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

相模原市(以下「甲」という。 )と、株式会社東鈴紙器(以下「乙」という。 )は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定(以下「協定」という。 )第8条に基づき、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

### (要請手続き)

第1条 協定第2条に定める甲の乙に対する要請のための書面は、段ボール製品供給要請書(別記様式1)による。

### (連絡責任者)

第2条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

### (段ボール製品の確保)

第3条 乙は、災害時に必要な生活物資として、協定第3条に定める物資の確保に努めるものとする。

### (段ボール製品の納入等)

第4条 乙は、協定実施細目第1条に定める書面を受領した場合、納入可能数量の状況報告書(別記様式2)を甲に提出するものとする。

2 乙は、甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する相模原市職員又は甲の指定する者(次項において「引取人」という。 )に提出するものとする。

3 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。

### (費用弁償)

第5条 協定第5条に規定する費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

### (その他)

第6条 乙は、最大限の努力をもって協定を履行するよう努めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

令和3年10月1日

甲 相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区小町通二丁目10番17号  
株式会社 東鈴紙器  
代表取締役社長

## 18-31 災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置

### 等に関する協定【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）、佐川急便株式会社（以下「乙」という。）及び日本GLP株式会社（以下「丙」という。）とが協力して、被災者の生活の安定を図ることを目的として、災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する事項について定めるものとする。

(救援物資受入れ拠点の設置等)

第2条 救援物資受入れ拠点の設置場所は、災害時に救援物資受入れ拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙若しくは丙又はそれぞれの関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、相模原市内における救援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の状況を勘案しながら、救援物資受入れ拠点を閉鎖するものとする。

(救援物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の要請)

第3条 甲は、前条第1項の救援物資受入れ拠点を設置する場合には、乙及び丙に対して次の各号に掲げる業務を書面により要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

- (1) 避難所等への救援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 救援物資受入れ拠点及び付帯設備の提供
- (3) 避難所への配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (4) 災害時における物資・資材の提供
- (5) 甲から指示のあった救援物資受入れ拠点における荷役作業の実施
- (6) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、救援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは書面により、乙及び丙に対し救援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(広域応援活動拠点の設置)

第4条 第2条第1項の救援物資受入れ拠点のほか、施設駐車場等の提供が可能な場合は、甲は丙と、相模原市地域防災計画に定める広域応援活動拠点の設置について、協議できるものとする。

(救援物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の実施)

第5条 乙及び丙は、第3条及び第4条の規定による甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙及び丙は、甲の要請により救援物資の受入れ及び配送業務、救援物資受入れ拠点等の提供を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙及び丙は、第3条第2項の規定による要請に対して要員の派遣を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第3条及び前2項の規定による要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙及び丙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙及び丙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙及び丙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲、乙及び丙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づいて施設等に生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、乙及び丙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙及び丙がそれぞれ負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により、当該業務に関して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙丙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲、乙及び丙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合及びこれを変更する場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲、乙又は丙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年11月11日

甲 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
市長

乙 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町7番3号  
佐川急便株式会社 神奈川支店  
支店長

丙 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター  
日本G L P 株式会社  
代表取締役社長

## 18-32 災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置

### 等に関する協定【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が相模原市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）、西濃運輸株式会社（以下「乙」という。）及び日本G L P株式会社（以下「丙」という。）とが協力して、被災者の生活の安定を図ることを目的として、災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する事項について定めるものとする。

(救援物資受入れ拠点の設置等)

第2条 救援物資受入れ拠点の設置場所は、災害時に救援物資受入れ拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙若しくは丙又はそれぞれの関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、相模原市内における救援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の状況を勘案しながら、救援物資受入れ拠点を閉鎖するものとする。

(救援物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の要請)

第3条 甲は、前条第1項の救援物資受入れ拠点を設置する場合には、乙及び丙に対して次の各号に掲げる業務を書面により要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

- (1) 避難所等への救援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 救援物資受入れ拠点及び付帯設備の提供
- (3) 災害時における物資・資材の提供
- (4) 甲から依頼のあった救援物資受入れ拠点における荷役作業の実施
- (5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、救援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは書面により、乙及び丙に対し救援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(広域応援活動拠点の設置)

第4条 第2条第1項の救援物資受入れ拠点のほか、施設駐車場等の提供が可能な場合は、甲は丙と、相模原市地域防災計画に定める広域応援活動拠点の設置について、協議できるものとする。

(救援物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の実施)

第5条 乙及び丙は、第3条及び第4条の規定による甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙及び丙は、甲の要請により救援物資の受入れ及び配送業務、救援物資受入れ拠点等の提供を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙及び丙は、第3条第2項の規定による要請に対して要員の派遣を行った場合は、書面により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第3条及び前2項の規定による要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙及び丙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙及び丙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙及び丙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲、乙及び丙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づいて施設等に生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、乙及び丙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙及び丙がそれぞれ負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により、当該業務に関して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙丙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲、乙及び丙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合及びこれを変更する場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲、乙又は丙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年2月1日

甲 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
市長

乙 岐阜県大垣市田口町1番地  
西濃運輸株式会社  
代表取締役社長

丙 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター  
日本G L P 株式会社  
代表取締役社長

## 18-33 災害時における畳の調達に関する協定書【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）と、「5 日で 5000 枚の約束」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、相模原市内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における畳の調達について定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において畳を必要とするときは、畳の数量、引き渡し場所、設置作業の有無、期間等を具体的に明示した要請書（第1号様式）により、乙へ要請するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第3条 乙は、前条により要請があった場合には、可能な範囲において、甲の指定する場所に畳を輸送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、畳の引渡しを実施した場合は、供給報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

### （費用等）

第4条 乙が供給する畳の対価及び運搬、設置等の費用については、無償とする。

2 利用後の畳の処理については、原則として甲が実施するものとする。

### （連絡責任者）

第5条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を定めるものとする。

### （訓練への参加）

第6条 乙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練などに出来る限り参加するものとする。

### （効力）

第7条 この協定は、協定の締結日から効力を有するものとし、甲乙双方いずれかからも協定の解消の申し出のない限り、その効力は継続するものとする。

### （解除）

第8条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月10日

甲 相模原市中央区中央2-11-15  
相模原市  
相模原市長 本村 賢太郎

乙 東京都足立区東和3-6-7  
「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会  
関東地区委員長 小川 崇



要 請 書

年 月 日

「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会  
関東地区委員長 殿

相模原市長

災害時における量の調達に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害及び協力を必要とする状況

2 要請する協力の内容等

数量	引き渡し場所	設置の有 無	引き渡し期間

供 給 報 告 書

年 月 日

相模原市長 あて

「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会  
関東地区委員長

下記のとおり 年 月 日付け第 号で要請のあった量を供給したので報告します。

記

物資供給実施状況

数量	引き渡し場所	引き渡し日

## 18-34 災害時における飲料水等の調達に関する協定書【環境経済局】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が相模原市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相模原市（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）が相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、飲料水等の調達に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時における飲料水等の調達に関する事項は、原則として、甲が乙に対して当該協力の要請を行った時をもって発動する。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において飲料水等を必要とするときは、乙に対し、乙が保有する飲料水等の供給を要請することができる。

(飲料水等の調達実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(調達物資の範囲)

第5条 甲が乙に供給を要請する調達物資の範囲は、第3条の規定による要請を行った時点において乙が保有する物資とする。

(飲料水等の調達要請手続等)

第6条 第3条の要請は、甲が乙に物資発注書（第1号様式）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、口頭等により要請し、事後に物資発注書を提出するものとする。

(飲料水等の受取)

第7条 飲料水等の運搬先は、甲が指定し、甲は当該運搬先において、当該飲料水等を乙より受け取るものとする。

2 乙は、飲料水等の引渡しを実施したときは、物資供給報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(対価及び支払い)

第8条 飲料水等の対価は、災害時直前における適正価格を基準とする。

2 乙が供給した飲料水等の対価にかかる費用については甲が負担するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときには、当該請求の日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、期限内における支払が困難な場合は、甲乙協議の上で別途支払期日を定

めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 飲料水等の調達に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、連絡責任者届(第3号様式)により連絡責任者を事前に定めるものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日から起算して1年を経過した日にその効力を失う。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも次条の規定による解除の通知がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月22日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長 本村賢太郎

乙 東京都新宿区東五軒町2丁目18番  
株式会社八洋  
代表取締役社長 後藤晃宏

## 19 協定等（福祉・ボランティア）



## 19-1 災害時における社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の 協力に関する協定書【健康福祉局】

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害により、相模原市内に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、相模原市（以下「甲」という。）が社会福祉法人相模原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）に対してボランティア派遣等の協力を要請し、応急対策を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、相模原市災害対策本部（以下「災对本部」という。）が設置されたときは、乙に対しその旨を連絡するものとする。

2 甲は、災对本部が設置された場合において、応急対策実施のためのボランティアの受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、乙に対し、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

3 乙は、甲の要請を受けて設置するセンターにおいてボランティアを募集し、受け入れたボランティアを生活支援ボランティアとして組織するものとし、組織された生活支援ボランティアは、センターの指示に従い支援活動を行うものとする。

4 甲は、前項の規定による支援活動のほか、地域防災計画に基づく災害応急対策において生活支援ボランティアの協力を必要とするときは、乙に対し、その都度、生活支援ボランティアの派遣を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又は止むを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(報告等)

第4条 乙は、第2条第2項の規定による要請を受け、市民福祉会館内にセンターを設置した場合は、その後のボランティアの受入れ状況、センターの活動状況等を随時電話等により甲に報告するものとする。

2 センターの活動の終了は、復興状況等を考慮し甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては相模原市保健福祉部保健福祉総務課長を、乙においては社会福祉法人相模原市社会福祉協議会総務課長をもって充てるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により甲の要請に基づき協力した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(補 償)

第7条 甲は、第3条に基づき業務に従事した者及び生活支援ボランティアが、そのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり若しくは廃疾となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、ボランティア活動指導者等災害保障保険その他の保障制度によりその損害を補償するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市富士見6丁目1番20号  
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会  
会 長

## 19-2 災害時における相互協力に関する協定書【健康福祉局】

公益社団法人相模原青年会議所(以下「甲」という。)、公益社団法人津久井青年会議所(以下「乙」という。)、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会(以下「丙」という。))及び相模原市(以下「丁」という。))は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害(以下「災害」という。))が発生した場合において、甲、乙、丙及び丁が効果的な災害ボランティア活動支援を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 丙及び丁は、甲及び乙に対して災害ボランティアセンター(以下「センター」という。))の情報を提供するとともに、次の事項について必要な協力を要請することができる。

- (1) 被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 災害ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分輸送の協力
- (3) センターの運営への人的支援

2 前項の規定に対し、甲及び乙はその組織、機能等を最大限に活用し協力をを行う。

### (平常時の協力)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、平常時から相互に連携・協力し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) センターの運営に関する協力等、災害時における連携体制の確立
- (3) センターの設置・運営訓練等の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか甲、乙、丙及び丁が必要と認める活動

### (連絡会議の開催)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、相互の連携・協力のため、甲、乙、丙及び丁の担当者並びに必要なに応じて甲、乙、丙及び丁の合意による関係者の出席により、年1回以上の連絡会議を開催することができる。

### (連絡責任者)

第5条 この協定に関する甲、乙、丙及び丁それぞれの連絡責任者は、次のとおりとする。

- 甲 専務理事
- 乙 専務理事
- 丙 総務課長
- 丁 健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課長

### (体制の引継ぎ)

第6条 甲、乙、丙及び丁の連絡責任者又は災害ボランティアセンターに関する体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

### (災害補償)

第7条 本協定に基づく業務に従事した者が当該業務に従事したことに起因し、かつ、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により補償するものとし、その適用を受けることができない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例(平成7年条例第15号)の規定によりこの範囲で補償する。

### (有効期間)



第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙、丙及び丁から何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月29日

甲 相模原市中央区中央3丁目12番3号  
公益社団法人相模原青年会議所

理事長

乙 相模原市緑区寸沢嵐200  
公益社団法人津久井青年会議所

理事長

丙 相模原市中央区富士見6丁目1番20号  
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

会長

丁 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市

相模原市長

### 19-3 災害時における要援護乳幼児への育児支援の 実施に関する協定【こども・若者未来局】

相模原市（以下「市」という。）と相模原市私立保育園園長会（以下「園長会」という。）は、災害時における対応について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難所等での生活が困難で特別な配慮を必要とする乳幼児（以下「要援護乳幼児」という。）及びその保護者に対し、園長会に加入する施設（以下「施設」という。）が災害時に開設する災害時乳幼児支援ステーション（以下「ステーション」という。）で育児支援を実施することについて、市と園長会との間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（対応責任者）

第2条 市及び園長会は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。  
（災害時に備えた体制整備）

第3条 市及び園長会は、災害時における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、相互に書面で通知するものとする。

2 市及び園長会は、必要物資の調達その他災害時において必要となる事項について協議を行い、調整を図るよう努めるものとする。

（被害状況等の連絡）

第4条 施設は、災害時において、施設の被害状況、周辺地域の状況、ステーションの開設状況等、あらかじめ市と園長会が協議して定める事項を定期的に市に連絡するものとする。

（育児支援の要請及び受諾）

第5条 市は、災害時において、ステーションを開設した施設に対し、要援護乳幼児及びその保護者（以下「要援護乳幼児等」という。）に対する育児支援の実施を要請できるものとする。

2 施設は、ステーションを開設した場合は、在園児の生命・安全の確保及び通常保育の再開を優先しつつ、市からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（育児支援の内容）

第6条 施設が要援護乳幼児等に対して実施する育児支援の内容は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 一時預かり
- (2) 沐浴室、園庭等乳幼児施設の利用
- (3) 保護者に対する育児相談

（受入れ要請の手続）

第7条 市は、第5条第1項の規定により、施設に要援護乳幼児等への育児支援の実施を要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により施設の受入れ状況を確認のうえ、当該要援護乳幼児等の氏名、住所、連絡先、年齢、心身の状況等を連絡するものとする。

（受入れ期間等）

第8条 施設が育児支援を実施する期間は、ステーションを開設してから閉鎖するまでの間とし、原則として災害発生の日の3日後から7日目までとする。ただし、災害の規模、状況等により施設長がステーショ

ンの開設期間を延長した場合は、この限りではない。

2 前項の期間において施設が育児支援を実施する時間は、通常時における施設の開所時間の範囲内とする。ただし、災害の規模、状況等により施設長がステーションの開設時間を延長した場合は、この限りではない。

(移送)

第9条 施設が育児支援の要請を受託した要援護乳幼児の移送は、原則としてその保護者が行うものとする。

(費用負担)

第10条 要支援乳幼児等への育児支援に伴う費用負担については、次のとおりとする。

(1) 一時預かりに係る費用のうち、利用者負担分については市の負担とし、市が施設に支払うものとする。

(2) 前項以外の育児支援に係る費用については、実費相当分を市が施設に支払うものとする。

(3) その他育児支援の実施のため特別に要した費用の負担については、別途市と施設の協議により決定する。

(人的及び物的支援)

第11条 市は、第5条の規定に基づき育児支援を実施した施設からの要請による人的及び物的支援の実施に努めるものとする。

(訓練)

第12条 市及び施設は、必要に応じ、合同で災害時における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換等)

第13条 市及び園長会は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換を実施し、必要があれば見直しを行うものとする。

(疑義)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に市と園長会が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発し、市又は園長会から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市と園長会双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月10日

市 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長

園長会 相模原市中央区田名7236-3

相模原市私立保育園園長会

会 長



## 2 0 協定等（廃棄物）



## 20-1 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書【環境経済局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人相模原市建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における被災した建物の解体撤去等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、被災した建物の解体撤去等の協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、乙に協力を要請する。

- （1）応急活動、復旧活動に支障となる家屋等建物の解体
- （2）本市が必要と認めた家屋等建物及び公共施設等の解体
- （3）災害廃棄物の撤去
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、解体撤去作業等に円滑な協力を得られるように、相模原市内の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、解体撤去等に関しこの協定に協力できる会員を甲に報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）被災の状況
- （2）解体撤去の地区
- （3）解体撤去の内容
- （4）解体撤去の期間
- （5）その他必要な事項

（解体撤去等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、解体撤去等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準（平成19年4月1日施行）に準じ決定する。

- 2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、解体撤去等を実施する。
- 3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 4 乙会員は、解体撤去等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。
  - （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、解体撤去等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 解体撤去の場所及び建物名称
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材
- (4) 解体撤去等の従事期間
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が解体撤去等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては廃棄物政策課、乙にあつては社団法人相模原市建設業協会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成22年12月28日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央3丁目4番7号  
社団法人相模原市建設業協会  
会長



## 20-2 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書【環境経済局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、被災した建物の解体撤去等の協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、第5条の手続により、乙に協力を要請する。

- （1）応急活動、復旧活動に支障となる家屋等建物の解体
- （2）本市が必要と認めた家屋等建物及び公共施設等の解体
- （3）災害廃棄物の撤去
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、解体撤去作業等に円滑な協力を得られるように、相模原市内の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、解体撤去等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）協力内容
- （2）その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに文書で報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。

（解体撤去等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、解体撤去等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準（平成19年4月1日施行）に準じ決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、解体撤去等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、解体撤去等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、解体撤去等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告する。

(1) 解体撤去の場所及び建物名称

(2) 解体撤去の内容

(3) 解体撤去等の従事した要員、車両、資機材

(4) 解体撤去等の従事期間

(5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した解体撤去等に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が解体撤去等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲においては廃棄物政策課、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成22年12月28日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 横浜市中区太田町3丁目36番地  
クリオ横浜関内壱番館1005号室  
社団法人 神奈川県建物解体業協会  
会 長

### 20-3 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書【環境経済局】

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続により乙に対して協力を要請する。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処理・処分
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書をもって行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）協力内容
- （2）その他必要な事項

（災害廃棄物処理等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準（平成19年4月1日施行）に準じ決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告する。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては廃棄物政策課、乙にあつては神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成22年12月28日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 大和市柳橋4丁目2番19号  
神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会  
理事長

## 20-4 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書【環境経済局】

相模原市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊又は焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに水害により浸水した畳、ふすま、家具、家電製品、生ごみ等の生活ごみ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続きにより乙に対して協力を要請する。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処理・処分
- （4）前3号に伴う必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力し、実施する。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に連絡する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- （1）協力内容
- （2）その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の機能の回復後に速やかに文書で報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の機能の回復後に速やかに県に報告する。

（災害廃棄物処理等の実施）

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受けたときは、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を相模原市競争入札参加者選定基準に準じ決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告する。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲と乙会員による協議の上決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、廃疾し、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には前条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては廃棄物政策課、乙にあつては社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図られるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成23年3月7日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル4階  
社団法人 神奈川県産業廃棄物協会  
理事長

## 20-5 大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書【環境経済局】

相模原市（以下「甲」という。）と相模原市環境事業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるもの）が発生した場合において家庭系一般廃棄物の収集運搬に関し、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、家庭系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）とは、一般家庭及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、大規模災害により倒壊し、又は焼失した建物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「協定業務」という。）について、次条の手続きにより乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 市が収集する廃棄物の収集運搬
- (2) その他本市が必要と認めた廃棄物の収集運搬

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、可能な限り協定業務を実施するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、乙への前条第1項の規定による協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 協力要請の内容
- (2) 廃棄物の収集場所及び搬入先
- (3) その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、前条の協力要請に基づき必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い協定業務を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、協定業務の実施に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮する。

（報告）

第6条 乙は、協定業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告する。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両、資機材及び時間
- (2) 協定業務における搬入先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 第3条第1項の規定による協力要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担し、

その額は、甲乙協議の上決定する。

(補償)

第8条 協定業務に従事した者が負傷又は疾病にかかり、廃疾若しくは死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

(連絡体制等)

第9条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては環境経済局資源循環部廃棄物政策課、乙にあつては相模原市環境事業協同組合事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区3丁目12番3号  
相模原市環境事業協同組合  
代表 理事長



## 20-6 大規模災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書【環境経済局】

相模原市（以下「甲」という。）と津久井環境事業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時におけるし尿の収集運搬に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるもの）が発生した場合において、し尿の収集運搬に関し、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、し尿とは、避難所等に設置された仮設トイレから排出されるし尿とする。

（協力要請）

第3条 甲は、し尿の収集運搬（以下「協定業務」という。）について、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって協力要請を行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- （1）必要とする業務の内容及び予測されるし尿の収集量
- （2）し尿の収集場所及び搬入先
- （3）その他必要な事項

（協定業務の実施）

第4条 乙は、前条の協力要請に基づき必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い協定業務を実施する。

- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、協定業務の実施に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮する。

（報告）

第5条 乙は、協定業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告する。

- （1）協定業務に従事した期間
- （2）協定業務に従事した時間、人数、車両及び資機材の種類
- （3）協定業務における搬入先ごとの量
- （4）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 第3条第1項の規定による協力要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲乙協議の上決定する。

（補償）

第7条 協定業務に従事した者が負傷又は疾病にかかり、廃疾若しくは死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

（連絡体制等）

第8条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては環境経済局資源循環部廃棄物政策課、乙にあつては津久井環境事業協同組合事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月15日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市緑区小淵2008番  
津久井環境事業協同組合  
代表 理事長

## 2 1 協定等（施設等）



## 21-1 災害時における消防ヘリコプター活動拠点としての使用に関する協定書【消防局】

神奈川県(以下「甲」という。)と相模原市(以下「乙」という。)は、災害時における消防ヘリコプター活動拠点として、乙の所有する施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、神奈川県内の市町村において災害又は特殊災害が発生した場合で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の規定による緊急消防援助隊の応援を受け、消防ヘリコプターを受け入れる場合(以下「災害時」という。)において、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

### (平時の情報交換)

第2条 甲及び乙は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう連絡体制等について平時から定期的に情報交換を行うものとする。

### (協力の要請)

第3条 災害時において、甲は、消防ヘリコプターの離着陸及び駐機場のため、乙に対して次の各号に掲げる施設(以下「使用物件」という。)の使用について協力を要請することができる。

#### (1) 相模原麻溝公園第3駐車場

所在地 相模原市南区麻溝台2317番1

#### (2) 周辺施設

2 甲は、前項の規定により乙に協力を要請するときは、文書により行う。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに当該文書を乙に送付するものとする。

### (目的外使用の禁止)

第4条 甲は、使用物件を前条第1項の目的以外には使用しないものとする。

### (所有権移転等の場合の措置)

第5条 乙は、使用物件の現状を変更し、又は所有権その他の財産を移転しようとする場合には、事前に文書をもって甲に通知するものとする。

### (原形復旧及び補償義務)

第6条 甲は、使用物件を使用した後は、原形復旧しなければならない。ただし、甲の代わりに乙が原形復旧することを甲乙双方が合意した場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において、乙が原形復旧したときは、その費用は、甲が負担するものとする。

### (実施細目)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、実施細目として別に定める。

(有効期間)

第8条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

(雑則)

第10条 この協定は平成29年4月1日から効力を発生するものとする。

2 この協定を証するため本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 神奈川県  
知事

乙 相模原市  
代表 相模原市長

## 21-2 災害時等におけるヘリコプター臨時離着陸場等としての施設の使用に関する協定書 【危機管理局】

相模原市(以下「市」という。)と学校法人帝京大学(以下「帝京大学」という。)は、大規模な地震又は予測できない災害時(以下「災害時等」という。)に、帝京大学の施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等において、帝京大学の協力が必要となった場合に、帝京大学が所有する相模湖総合グラウンド(以下「施設」という。)をヘリコプター臨時離着陸場又は、緊急消防援助隊(消防)、広域緊急援助隊(警察)、災害派遣部隊(自衛隊)等(以下「広域応援部隊等」という。)の宿营地として使用する場合は市と帝京大学との協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 市は、次に掲げる各号の協力が必要な場合は帝京大学に協力要請を行うものとする。

- (1) ヘリコプターの離着陸のための施設の使用。
- (2) 広域応援部隊等の宿营地のための施設の使用。

(協力の内容)

第3条 前条に基づき帝京大学は、施設の提供が可能な場合は、協力をを行うものとする。

(連絡調整)

第4条 市は、施設を使用する際には、事前に帝京大学に対し連絡を行うことを原則とするが、災害時等にいとまがなく緊急を要して使用した場合は、速やかに帝京大学へ連絡する。

(職員の派遣)

第5条 市は、施設を使用する場合は原則として職員を派遣し、安全管理等を実施する。

(経費の負担)

第6条 第1条の趣旨に基づく使用に係る費用については無償とする。

(原状回復)

第7条 市は、施設に損傷等を与えた場合は、原状回復しなければならない。

2 帝京大学において原状回復した場合は、その費用は市が負担する。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は協定締結日から効力を有し、市又は帝京大学いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。なお、市及び帝京大学は、書面による通知により、何らの責任を負うことなく、いつでも本協定書を解約することができるものとする。

(所有権移転等の場合の措置)

第9条 帝京大学は、施設の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合には、速やかに文書をもって市に通知するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、市と帝京大学とで協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、市及び帝京大学が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月6日

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市

相模原市長

東京都板橋区加賀2-11-1

学校法人帝京大学

理事長



### 21-3 災害時における施設等の使用に関する協定書【消防局】

(目的)

第1条 この協定は、災害時に緊急消防援助隊の消防活動の拠点とし、宿泊、待機等の施設を確保するため、相模原市（以下「甲」という。）が社団法人全国警備業協会研修センターふじの（以下「乙」という。）所有の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(市の要請)

第2条 甲は、災害時に緊急消防援助隊の消防活動の拠点とし、宿泊、待機等の施設として必要があるときは、乙に対し、乙所有の研修センターふじの A 館（本館・フロント）、B 館（体育館・研修室）、C 館（別館）、駐車場、プレイコート等（以下「施設」という。）の使用を要請するものとする。

(費用の負担)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障等やむを得ない事由がある場合を除き、可能な範囲の施設を無償で使用させるものとする。

(返還)

第4条 甲は、施設の使用終了後速やかに原状復旧し、乙に返還しなければならない。

(協議事項)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

なお、平成13年11月21日に取り交わした「覚書」については、この協定の締結日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月21日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市藤野町名倉2310番地  
社団法人全国警備業協会研修センターふじの  
研修センター長

## 21-4 災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と富士急行株式会社(以下「乙」という。)は、甲が、乙が所有するさがみ湖リゾートプレジャーフォレスト内の施設(以下「施設」という。)を地震、風水害その他の災害が発生した場合に、相模原市地域防災計画に基づき、活動拠点として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### (定義)

第1条 この協定において、活動拠点とは、市外から応援に来る警察、消防、自衛隊及びライフライン事業者(以下「活動者」という。)が、市内に進出してくる際の目標となり、一時的に集結する場所及び活動者が、宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する場所をいう。

### (施設の使用範囲)

第2条 この協定において甲が活動拠点として使用する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 来園者駐車場
- (2) 入浴施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議した上で使用可能となるその他の施設

### (施設の使用)

第3条 甲は、前条に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を活動拠点として使用する場合は、乙に対し施設使用依頼書(第1号様式、以下「依頼書」という。)により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等をもって依頼し、事後速やかに依頼書を送付するものとする。

### (使用期間)

第4条 活動拠点としての使用期間は、被災状況に応じ、甲乙協議の上決定する。

### (費用負担)

第5条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、活動者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

### (使用施設等の原状復旧)

第6条 使用施設の使用に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が原状復旧を行う。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

2 前項の規定により、その損害等が、活動拠点として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、決定する。

### (免責)

第7条 乙は、施設を活動拠点として、使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

### (協議事項等)

第8条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。なお、甲及び乙は、書面による通知により、何らの責任を負うことなく、いつでも本協定書を解約することができるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和2年1月23日

甲 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 山梨県富士吉田市上吉田二丁目5番1号  
富士急行株式会社  
代表取締役社長

## 21-5 災害時における施設等の使用に関する協定書【総務局】

(目的)

第1条 相模原市（以下「甲」という。）と株式会社東急スポーツオアシス（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した時（以下「災害時」という。）に、甲の職員並びに甲の応援要請に基づき派遣された他の地方公共団体等の職員（以下「派遣職員」という。）の宿泊、待機等のための施設を確保するため、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第2条 甲は、災害時に甲の職員及び派遣職員の宿泊、待機等のための施設として必要があるときは、乙に対して乙の所有する東急スポーツオアシス相模原24Plus（以下「本施設」という。）の使用を要請できるものとする。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、総務局総務部職員厚生課を通じて、乙の対応窓口である東急スポーツオアシス相模原店マネージャーに対し、文書により行うものとする。

ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障等やむを得ない事由がある場合を除き、本施設の設備を可能な範囲で無償で使用させるものとする。

2 前項の規定により甲が本施設を使用できる期間は、乙が甲から前条の要請を受けたときから、概ね1週間を目安とする。

(返還)

第4条 甲は、本施設の使用終了後速やかに現状復旧し、乙に返還しなければならない。

(協議事項)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月9日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号  
株式会社東急スポーツオアシス  
代表取締役社長

## 21-6 災害時における施設等の使用に関する協定書【総務局】

相模原市(以下「甲」という。)と独立行政法人国民生活センター(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、甲の応援要請に基づき派遣された他の地方公共団体等の職員(以下「応援職員」という。)が、乙の所有する研修宿泊施設等(以下「施設等」という。)を宿泊、待機等に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(施設等の使用)

第1条 甲は、災害時に施設等を応援職員の宿泊、待機等に使用する必要があるときは、乙に対し施設使用依頼書(第1号様式、以下「依頼書」という。)により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等をもって依頼し、事後速やかに依頼書を送付するものとする。

(使用期間)

第2条 応援職員が施設等を使用する期間は、被災状況に応じ、甲乙協議の上決定する。

(費用負担)

第3条 施設等の使用料は、原則として甲が負担するものとする。

(施設等の原状復旧)

第4条 応援職員の施設等の使用に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が原状復旧を行う。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

2 前項の規定により、その損害等が、応援職員によるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、決定する。

(免責)

第5条 乙は、応援職員が施設等を使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(協議事項等)

第6条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。なお、甲及び乙は、書面による通知により、何らの責任を負うことなく、いつでも本協定書を解約することができるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月12日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市中央区弥栄3丁目1番1号  
独立行政法人国民生活センター  
代表 理事長

第1号様式

年 月 日

独立行政法人国民生活センター 理事長 殿

相模原市長

施設使用依頼書

貴センターが所有する施設等の使用について、「災害時における施設等の使用に関する協定書」第1条に基づき、次のとおり依頼します。

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用施設	
使用開始予定日	年 月 日から
備 考	

連絡担当者：

## 21-7 風水害時における避難場所の使用に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と株式会社上野原カントリークラブ(以下「乙」という。)は、風水害時において、乙が所管するゴルフ場管理施設を避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害により、相模原市域に大規模な被害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、近隣住民が迅速かつ円滑に安全な避難を行うた、一時的に乙が所管するゴルフ場管理施設を避難場所として使用することについて、必要な事項を定める。

(避難場所の開設と閉鎖)

第2条 甲は、風水害により、相模原市域に大規模な被害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、第3条の施設を近隣住民の避難場所として開設し使用する必要が生じたときは、乙に対しその旨を要請し、乙は、無償でこれに応じるものとする。ただし、施設管理上やむを得ない事情がある場合は、乙は甲と協議の上、施設使用の可否について判断するものとする。

2 避難場所の管理運営については、甲の責任において行うものとし、甲は、避難者の受入れを開始する際には、避難場所の管理運営に要する職員や物資等を適切に配置するものとする。また、甲は、避難場所の管理運営体制について、事前に乙に対して通知するものとする。

3 避難場所の確保の必要性が消滅したときには、甲は、速やかに乙に対してこれを通知し、避難場所を閉鎖しなければならない。

4 甲は、避難場所が閉鎖された後においても施設から退去しない避難者がいる場合、当該避難者を退去させなければならない。

(避難場所の名称及びその範囲等)

第3条 乙が甲に対して提供協力を行う施設及びその使用範囲は次のとおりとする。なお、施設管理上避難場所とすることが出来ない場合は、乙は、甲と協議の上、範囲を限定することができる。

施設名称	上野原カントリークラブ・ゴルフ場管理施設
所在地	山梨県上野原市上野原6887番地
使用範囲	利用者駐車場、管理棟トイレ(上水道設備を含む)

(避難者への使用範囲等の周知)

第4条 甲は、前条に定める使用範囲について、避難者に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(費用の負担)

第5条 避難場所の開設によって乙の施設又は備品等に生じた汚損、損傷等の復旧等に係る費用については、原則として甲が負担するものとし、その負担額については甲乙間において協議の上、決定する。

2 前項の規定にかかわらず、甲の責めに帰すべき事由によって乙の施設又は備品等に汚損、損傷等が生じた場合には、甲は、速やかに甲の負担により復旧をしなければならない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙で協議の上、定めることとする。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成30年7月31日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 山梨県上野原市上野原6887番地  
株式会社上野原カントリークラブ  
代表取締役



## 21-8 災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と一般社団法人藤野観光協会(以下「乙」という。)は、風水害により大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の管理する旧菅井小学校を風水害時避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### (定義)

第1条 この協定において、風水害時避難場所とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4の規定に基づく指定緊急避難場所を指し、地域住民が、洪水、土砂災害等の風水害の危険から一時的に逃れるため、円滑かつ迅速に避難する場所として、甲が指定する場所をいう。

### (風水害時避難場所の開設)

第2条 甲は、旧菅井小学校を風水害時避難場所として使用する場合は、乙へ要請し、乙の承諾に基づき開設するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時等やむを得ない場合は、甲の判断により本協定に基づき風水害時避難場所として開設し使用することができる。この場合において、甲は、開設後速やかに乙へ報告するものとする。

### (職員の派遣)

第3条 甲は、旧菅井小学校を風水害時避難場所として使用する場合は、職員を派遣し、運用に当たらせるものとする。

### (風水害時避難場所の閉鎖)

第4条 甲は、風水害時避難場所を開設する必要がなくなったときは、乙に報告し、閉鎖するものとする。

### (経費の負担)

第5条 風水害時避難場所の開設に伴う施設使用料は、原則として無償とする。ただし、風水害時避難場所の開設に伴い経費が発生した場合は、原則として甲が負担するものとする。

### (風水害時避難場所の原状回復)

第6条 風水害時避難場所として使用することにより、建物等に損害を与えた場合は、原則として甲の責任において原状回復するものとする。

### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期日満了の3か月前までに甲又は乙から書面による意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### (協議事項)

第8条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙で協議の上、定めることとする。

この協定の締結を称するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月31日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市緑区小淵2000番地  
一般社団法人 藤野観光協会  
代表理事

## 21-9 災害時における風水害時避難場所としての施設使用に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と学校法人シュタイナー学園(以下「乙」という。)は、風水害により大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の管理する名倉校舎及び吉野校舎(以下「施設」という。)を風水害時避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### (定義)

第1条 この協定において、風水害時避難場所とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4の規定に基づく指定緊急避難場所を指し、地域住民が、洪水、土砂災害等の風水害の危険から一時的に逃れるため、円滑かつ迅速に避難する場所として、甲が指定する場所をいう。

### (施設の使用範囲)

第2条 この協定において、甲が使用する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 体育館
- (2) グラウンド
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙と協議した上で使用可能となる場所

### (風水害時避難場所の開設)

第3条 甲は、乙の管理する施設を風水害時避難場所として使用する場合は、乙へ要請し、乙の承諾に基づき開設するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時等やむを得ない場合は、甲の判断により本協定に基づき風水害時避難場所として開設し使用することができる。この場合において、甲は、開設後速やかに乙へ報告するものとする。

### (職員の派遣)

第4条 甲は、乙の管理する施設を風水害時避難場所として使用する場合は、職員を派遣し、運用に当たらせるものとする。

2 甲は、避難者の増加その他の事由により、職員のみでは円滑な避難者受入れ等の対応が困難な場合、乙に風水害時避難場所の運営に係る協力を要請するものとする。

3 乙は、前項の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

### (風水害時避難場所の閉鎖)

第5条 甲は、風水害時避難場所を開設する必要がなくなったときは、乙に報告し、閉鎖するものとする。

### (経費の負担)

第6条 風水害時避難場所の開設に伴う施設使用料は、原則として無償とする。ただし、風水害時避難場所の開設に当たり、次の各号に掲げる経費が発生した場合は、原則として甲が負担するものとする。

- (1) 第4条第2項の規定に基づき、乙が風水害時避難場所の運営に協力した場合に発生した人件費
- (2) 電気、水道等、施設を使用するに当たり発生した経費
- (3) その他風水害時避難場所の開設及び運営に当たり生じた経費

2 前項の定めによる経費の取扱いについては、別に協議することとする。

### (風水害時避難場所の原状回復)

第7条 風水害時避難場所として使用することにより、建物等に損害を与えた場合は、甲の責任において原

状回復するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期日満了の3か月前までに甲又は乙から書面による意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙で協議の上、定めることとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月31日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市名倉2805番地1  
学校法人シュタイナー学園  
理事長

## 21-10 災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)とアパホテル株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時又は発生するおそれがあるとき(以下「発生時等」という。)における乙の運営する宿泊施設の利用等に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等の発生時等において、甲乙が協力して、乙の運営する次に掲げる宿泊施設の利用等について、高齢者、基礎疾患を有する者、障害者等の特段の配慮が必要な者等(以下「要配慮者等」という。)の避難を速やかに実施するために必要な事項を定めるものとする。

宿 泊 施 設 名	所 在 地
アパホテル相模原橋本駅前	相模原市緑区橋本6丁目4番12号

(要請)

第2条 甲は、災害等の発生時等において、要配慮者等が利用する避難所・避難場所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、協力要請書(様式1)を提出することをもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により行うものとし、事後速やかに当該要請書を送付するものとする。

(要請する業務の範囲)

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

- (1) 乙の運営する宿泊施設の利用等
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他要配慮者等の避難のために必要な事項

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたとき、宿泊施設に空室がある場合には、受入れができる範囲で、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その実施状況を業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに当該報告書を提出するものとする。

3 要配慮者等が宿泊施設の利用等を行う際は、原則として要配慮者等の家族又は付添人が同行・同宿し、必要な措置を行うものとする。

4 要配慮者等は、宿泊施設の利用等にあたり、乙が定める宿泊約款を遵守するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、乙は、第2条の規定により要請があった場合であっても、乙の運営する宿

泊施設が停電、断水等により業務に大きな支障が発生しているとき又は要配慮者等が宿泊約款の遵守に同意しないときは、当該宿泊施設への受入れを断ることができるものとする。

#### (受入対象期間等)

第5条 乙の運営する宿泊施設への受入対象期間は、原則として、当該宿泊施設へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とするが、7日間を限度とし、ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

2 宿泊施設を利用する要配慮者等については、当該宿泊施設内のロビー等の共有部の利用は認める。ただし、利用する際は長時間滞在せず、必要最小限にとどめるものとする。

#### (連絡調整)

第6条 甲及び乙は、災害等の発生時等の要配慮者等の速やかな避難のために、空室数、受入可能人数、受入手順等について、事前に連絡調整を行うものとする。

#### (避難時の事故等に係る責任等)

第7条 乙は、要配慮者等による宿泊施設の利用等の際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとする。

2 甲は、要配慮者等の宿泊施設の利用等において、宿泊約款が遵守されず、乙の運営する施設等に何らかの損害が発生した場合には、現状復旧の費用を負担するものとする。

#### (経費)

第8条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、要配慮者等1人あたり1泊7,000円に消費税その他発生する税金を加えた金額とし、要配慮者等の家族又は付添人についても同額とする。ただし、未就学児の取扱い、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前項の支払いに疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (受入実績の報告と経費の請求)

第9条 乙は、業務を行った月ごとに、速やかに受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

#### (経費の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を收受した日から30日以内に支払うものとする。

#### (連絡調整体制の整備)

第11条 甲及び乙は、災害等の発生時等における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入れに関す

る連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第 12 条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して引き続き 1 年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第 14 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。

令和 3 年 3 月 29 日

甲 相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号  
相模原市  
相模原市長

乙 東京都港区赤坂 3 丁目 2 番 3 号  
アパホテル株式会社  
代表取締役

## 21-11 災害時における施設の使用に関する協定書【危機管理局】

相模原市(以下「甲」という。)と社会福祉法人東の会(以下「乙」という。)は、地震、風水害及びその他の災害(以下「災害」という。)の発生時又は発生するおそれがある場合(以下「発生時等」という。)において、乙の運営する小町通みたけこども園(以下「こども園」という。)を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

施設名	所在地
小町通みたけこども園	相模原市中央区小町通2丁目2番14号

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時等において、第2条に掲げる者がこども園を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(こども園を使用する者)

第2条 こども園を使用する者は、市職員及び国等の自治体職員並びに市が災害応援協定を締結している事業者及びボランティア活動を行う者等で甲が認める者(以下「市職員等」という。)とする。

(使用目的)

第3条 甲は、市職員等の休憩所及び宿泊所等(以下「休憩所等」という。)として、こども園を使用するものとする。

(使用範囲)

第4条 乙は、こども園のうち、次の各号に掲げる施設(以下「指定施設」という。)について、休憩所等として開放するものとする。

- (1) 屋外遊技場
- (2) 1階の遊戯室、みんなのトイレ及び遊戯室に隣接する廊下
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が指定する施設

(要請等)

第5条 甲は、指定施設を使用する場合、あらかじめ乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、施設使用協力要請書(第1号様式)を提出することをもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により行うものとし、事後、速やかに当該要請書を送付するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった場合は、指定施設の使用の可否について判断し、甲に連絡するものとする。

(使用期間)

第6条 指定施設の使用期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項にかかわらず、乙は、指定施設の使用に当たり、甲が乙の指示に従わない場合は、指定施設の使用期間中であっても、使用を中止することができるものとする。

(許可)

第7条 甲は、指定施設を使用する際に、乙の許可なく必要以上の物品等を持ち込んで서는ならないものとする。

(経費負担)



第8条 指定施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、市職員等が使用した光熱水費については、  
甲乙協議の上、決定するものとする。

(事故等に係る責任等)

第9条 乙は、市職員等が指定施設を使用した際に発生した事故等に対して、乙の責に帰すべき事由による  
ものを除き、責任を一切負わないものとする。

(指定施設の原状復旧)

第10条 市職員等の指定施設の使用に伴い、甲の責に帰すべき事由により、こども園及びこども園の備品  
等に損害を与えた場合は、甲の責任において原状復旧を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に当たり、連絡を確実かつ円滑に行うため、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者  
を定めるものとする。

2 前項の連絡責任者に異動等が生じた場合は、甲及び乙は、相手方に対して速やかに報告を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも協定解除の  
意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が、解除しようとする日の1か月前までに書面に  
より相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定す  
るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その  
1通を保有する。

令和4年3月18日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区下九沢980番地  
社会福祉法人 東の会  
理事長

## 21-12 災害時の帰宅困難者一時滞在施設の開設に係る協力依頼に関する覚書

### 【危機管理局】

相模原市（以下、「甲」という。）と神奈川県（以下、「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時において、甲の協力依頼に基づく、乙が指定した帰宅困難者一時滞在施設（以下、「乙所管の帰宅困難者一時滞在施設」という。）の開設について、次のとおり覚書を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この覚書は、地震又は風水害その他の災害により交通機関が停止し、帰宅することが困難となった者（以下、「帰宅困難者」という。）に対して円滑な支援を行うため、甲の依頼により、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設の開設に関する甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

#### （乙所管の帰宅困難者一時滞在施設）

第2条 本覚書の対象とする「乙所管の帰宅困難者一時滞在施設」とは、県立学校、合同庁舎等、県立施設のうち、乙が別途指定して甲に提示した施設をいう。（詳細は別紙1による。）

#### （開設依頼）

第3条 甲は、市内で帰宅困難者が発生し、必要と判断した場合には、乙に対し、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設を開設するよう依頼することができる。

2 前項の規定による開設依頼は、甲から乙に電話又はFAXにて行う。

3 前項の依頼を受けた乙は、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設を可能な限り開設する。

4 乙は、第1項の規定による開設依頼のほか、必要と判断した場合には、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設を開設する。

5 乙は、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設の開設状況を取りまとめ、その開設状況を甲へ報告する。

#### （乙所管の帰宅困難者一時滞在施設受入れ停止の報告）

第4条 乙は、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設開設後に、交通機関が復旧し、帰宅困難者が帰宅することができると判断した場合などにより、帰宅困難者の受入れを停止する場合には、そのことを甲へ報告する。

#### （開設の広報）

第5条 甲は、第3条第5項の規定に基づき乙から報告のあった情報を基に、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設の開設状況を、ホームページ等を用いて帰宅困難者に周知する。

#### （施設の管理及び物資の備蓄）

第6条 乙所管の帰宅困難者一時滞在施設の管理及び物資の備蓄は、乙が行うものとする。

#### （経費の負担）

第7条 帰宅困難者の受入れに伴い、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設内で次の経費が発生する場合には、

原則として乙が負担するものとする。

( 1 ) 光熱水費 (施設の照明、水道、空調を使用した費用など)

( 2 ) 人件費 (警備員、設備員、清掃員の災害時対応費用など)

(損傷等の費用負担)

第8条 第2条の規定に基づく依頼により、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設を開設し、その施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(乙所管の帰宅困難者一時滞在施設の追加・変更)

第9条 乙は、乙所管の帰宅困難者一時滞在施設を新たに追加した場合や施設情報 (名称、所在地、収容人数など) に変更があった場合には、速やかに、これを甲に提供する。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日前3か月までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、この覚書の有効期間は、さらに1年延長されたものとみなし、以後同様とする。

(その他)

第11条 この覚書に関して疑義が生じたとき、また、この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書を2通作成し、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和5年3月3日

甲 相模原市中央区中央2丁11番15号

相模原市

相模原市長 本村 賢太郎

乙 横浜市中区日本大通1

神奈川県

神奈川県知事 黒岩 祐治

## 21-13 災害時における臨時避難所等としての施設等利用に関する協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）と独立行政法人国民生活センター（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の施設利用に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、相模原市内において地震、風水害、その他の天災地変等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の施設等を甲が運営する臨時的な避難所及び避難場所（以下「臨時避難所等」という。）として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

2 利用に当たっては、乙の「宿泊施設等利用規則」によるものとし、本協定に規定のない事項については、甲乙協議の上、対応することとする。

（施設等の範囲）

第2条 乙が甲の利用に提供することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

（1）管理研修棟講堂

（2）宿泊棟

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が乙と協議した上で利用可能となるその他施設等

2 前項の施設等を消費者庁が災害時の代替庁舎として利用する場合は、その利用を優先させるものとする。なお、前項の施設が消費者庁の代替庁舎となることが決定した場合、またその可能性が考えられる場合は、乙は甲に報告を行うものとする。

（利用の協力要請）

第3条 甲は、相模原市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、相模原市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、臨時避難所等として利用するため、乙に対し、前条第1項各号に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、災害の状況等により、緊急を要する場合には、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに当該様式を提出するものとする。

3 甲は、前2項のほか、乙の施設管理上必要な情報を、書面にて、遅滞なく提出する。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの前条第1項又は第2項の協力要請について、施設等の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の利用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、施設の借料を無償とする。

3 乙は、前条第1項又は第2項の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

(利用期間)

第5条 施設等の利用期間は、原則として次の通りとする。

- (1) 避難所： 開設（避難者受入れ）から1カ月
  - (2) 避難場所： 開設（避難者受入れ）から72時間
- 2 前項の期間を超過する場合は、災害の程度等を考慮した上、甲乙協議により、期間の延長等の対応を定めるものとする。
- 3 甲は、乙の通常業務を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(返還及び原状回復)

第6条 甲は、乙から利用の承認を受けた施設等の利用を期間途中で終了するときは、書面により、事前に乙に通知するものとする。

- 2 甲は、施設等の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(事故等に係る責任等)

第7条 乙は、地域住民等による施設等の利用の際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとする。

- 2 甲は、地域住民等の施設等の利用において、乙の施設等に何らかの損害が発生した場合には、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き、当該損害を賠償するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務において知り得た情報を、相手方の同意を得ることなく、第三者に開示してはならない。

(運営経費負担及び物資の調達)

第9条 臨時避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる人員の配置や物資の調達等も甲が行うものとする。

(業務委託等費用負担)

第10条 甲は、甲の臨時避難所等の運営上必要となる業務が発生した場合、乙が外部業者に委託した費用について負担する。なお、乙は、臨時避難所等の運営上必要となる業務を外部業者に委託しようとする場合には、事前に甲と協議するものとする。

- 2 前項の費用は、毎月末日締めで計算の上、乙が甲に請求し、甲は乙から指示された日までに支払うものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議

の上、定めるものとする。

(協定の有効期限)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和5年4月14日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
市長 本村 賢太郎

乙 相模原市中央区弥栄3丁目1番1号  
独立行政法人国民生活センター  
理事長 山田 昭典

**【付記】**

○本協定に当たっての留意事項

本市と独立行政法人国民生活センターは、本協定の他に「21-6 災害時における施設等の使用に関する協定」を令和2年3月12日に締結（以下、「先行締結協定」という。）していることから、本協定の発動にあたっては、事前に先行締結協定の発動状況の確認等を行うものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

独立行政法人国民生活センター

殿

相模原市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所在 相模原市中央区弥栄3丁目1番1号

(2) 区分 建物及び土地

(3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、避難場所

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

相模原市長 殿

独立行政法人国民生活センター

国有財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所及び避難場所として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在 相模原市中央区弥栄3丁目1番1号
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、避難場所

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。



## 2 2 協定等（地方公共団体等）



## 22-1 九都県市災害時相互応援に関する協定【危機管理局】

平成17年5月18日改定  
平成15年4月1日制定  
平成22年4月1日制定  
一部改正 平成26年2月13日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

### （災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

### （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
  - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
  - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
  - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
  - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

### （応援の要請）

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

### （応援の自主出動）

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援調整都県市の設置)

第5条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第6条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、第3条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定による応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第8条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第9条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第7条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第10条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成15年4月 1日から実施する。

この協定は、平成17年5月19日から実施する。

この協定は、平成22年4月 1日から実施する。

附 則（平成26年2月13日一部改正）

（実施期日）

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月13日

九都県市首脳会議

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

川崎市長

千葉市長

さいたま市長

## 九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援調整都県市の設置)

第2条 協定第5条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2 災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
  - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
  - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
  - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
  - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書（様式1）を応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第4条 応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2 応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災した自治体との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式2）を応援調整都県市及び被災した自治体に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災都県市は、物的応援通知書（様式2-1）に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書（様式3）を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災した自治体に応援終了報告書（様式4）を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定

め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

(九都県市域外への応援)

第9条 九都県市域外において大規模な災害や事故(以下、「大規模災害」という。)が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第2条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
- 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
  - (1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害
  - (2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
  - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
- 4 第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
- 6 前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
- 7 前項の規定による応援調整については、協定第5条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

附 則

この実施細目は、平成15年4月1日から実施する。

この実施細目は、平成17年5月18日から実施する。

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

別表

第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

応援調整都県市			
被災都県市	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市 域外の自治体	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市		

- ※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。
- ※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。
- ※ 被災地域が九都県市域外の場合で、応援調整都県市による調整が困難なときは、第2条第2項に準じて応援調整本部を設置する。



## 22-2 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定【危機管理局】

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都県市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府県市（以下「構成都府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府県市の応援を受けることにより、被災した構成都府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 九都県市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- (2) 災害等 次に掲げる事象をいう。
  - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
  - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急処理事態
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (3) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (4) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府県市の属する連合組織をいう。
- (5) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成都府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織

を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都市府県市に対し、被災連合組織の構成都市府県市のうち応援の対象とする構成都市府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都市府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。
- 4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についてもおうえんするよう努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

（応援の自主出動）

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都市府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都市府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。

- 2 前項の対象都府県市が同好の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

（平常時の協力）

第8条 甲及び乙は、平常において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

（事務局）

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。
- 3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、甲及び乙並びにその構成都市府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年3月6日

関西広域連合  
広域連合長

神奈川県知事

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

横浜市長

川崎市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

## 22-3 2.1 大都市災害時相互応援に関する協定【危機管理局】

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。
  - (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
  - (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定は」は、廃止する。

平成24年 4月 1日

北海道札幌市中央区北1条西二丁目1番地  
札幌市

札幌市長

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市

仙台市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号  
さいたま市

さいたま市長

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市

千葉市長

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都

東京都知事

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市

川崎市長

神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地  
横浜市

横浜市長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市

相模原市長

新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市

新潟市長

静岡県静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市

静岡市長

静岡県浜松市中区元城町103-2  
浜松市

浜松市長

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市

名古屋市長

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市

京都市長

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号  
大阪市

大阪市長

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市

堺市長

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号  
神戸市

神戸市長

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市

岡山市長

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市

広島市長

福岡県北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市

北九州市長

福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市

福岡市長

熊本県熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市

熊本市長

## 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2 1 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。



- 2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。  
(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 6 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 8 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。  
2 「1 9 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。  
2 「2 0 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1 (第5条関係)

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

## 22-4 2.1 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書【健康福祉局】

大地震等大規模災害発生時における大都市相互の実効ある衛生主管局所管業務の応援活動を確保するため、「2.1 大都市災害時相互応援に関する協定」及び「2.1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」を補完する事項を次のとおり確認する。

- 1 災害発生における「幹事都市」  
当確認書の円滑な運用に資するため「幹事都市」を定める。
  - (1) 幹事都市  
別表1に掲げる輪番により、1年度の間その任に当たる。なお、当該市が被災した場合は、次順の都市がその任に当たる。
  - (2) 幹事都市の職務
    - ア 被災都市又は要請を待たずに必要な応援を行った都市又は情報の収集等を行う被災都市の近隣の都市（以下「近隣都市」という。）と他の都市との情報連絡又は情報の周知
    - イ 連絡担当部課等の周知
    - ウ 各都市との協議の必要が生じた場合における会議又は文書による調整
    - エ その他被災都市から要請のあった用務
- 2 近隣都市  
「幹事都市」と協力し、円滑な応援活動を確保するため「近隣都市」を定める。
  - (1) 近隣都市  
被災した都市に対応し、別表2のとおりとする。
  - (2) 近隣都市の職務
    - ア 被災都市の状況把握と幹事都市への連絡
    - イ 幹事都市との協力による各都市との連絡調整
- 3 応援活動の自動発動  
被災都市との情報通信手段が途絶した場合、幹事都市は近隣都市と協議を行い、必要に応じて、被災都市からの要請を待つことなく、応援活動を開始できるものとする。
- 4 連絡担当部課等  
相互の連絡体制を確保するため、毎年春の会議において、各都市の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者の名簿をとりまとめ、各都市が情報を共有する。  
なお、人事異動等により連絡担当部課等に変更が生じた場合は、当該都市は速やかに各都市に連絡するものとする。
- 5 応援出動にあたっての基本的体制  
被災都市への応援活動を行うに当たっては、自己完結型による出動を基本とする。

### 附 則

- 1 この確認書は、平成24年4月1日から効力を生ずる。

平成25年3月18日

札幌市保健福祉局長

仙台市健康福祉局長

さいたま市保健福祉局長

千葉市保健福祉局長

東京都福祉保健局長

川崎市健康福祉局長  
横浜市健康福祉局長  
相模原市健康福祉局長  
新潟市保健衛生部長  
静岡市保健福祉子ども局長  
浜松市健康福祉部長  
名古屋市健康福祉局長  
京都市保健衛生担当局長  
大阪市健康局長  
堺市健康福祉局長  
神戸市保健福祉局長  
岡山市保健福祉局長  
広島市健康福祉局長  
北九州市保健福祉局長  
福岡市保健福祉局長  
熊本市健康福祉子ども局長

(別表1)

順	都市名
1	静岡市
2	福岡市
3	堺市
4	東京都
5	大阪市
6	川崎市
7	京都市
8	横浜市
9	名古屋市
10	新潟市
11	北九州市

順	都市名
12	浜松市
13	岡山市
14	相模原市
15	熊本市
16	仙台市
17	神戸市
18	さいたま市
19	広島市
20	千葉市
21	札幌市

順は、平成24年度を1とする。

(別表2)

被災都市	近隣都市の順		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	東京都	千葉県
仙台市	東京都	千葉県	さいたま市
さいたま市	東京都	千葉県	仙台市
千葉県	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉県
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
新潟市	仙台市	さいたま市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市
浜松市	静岡市	名古屋市	相模原市
名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
京都市	大阪市	神戸市	名古屋市
大阪市	神戸市	京都市	堺市
堺市	大阪市	神戸市	京都市
神戸市	大阪市	京都市	名古屋市
岡山市	神戸市	広島市	大阪市
広島市	岡山市	北九州市	福岡市
北九州市	福岡市	広島市	熊本市
福岡市	北九州市	広島市	熊本市
熊本市	福岡市	北九州市	広島市

(注) 第1順位の都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第2順位の都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。  
なお、上記により難しい場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

## 22-5 2.1 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書【健康福祉局】

(趣旨)

第1条 本覚書は、「2.1 大都市災害時相互応援に関する協定」(以下「応援協定」という。)及び「2.1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」(以下「実施細目」という。)において民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助協力を行えるよう「応援協定」及び「実施細目」を補完するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当課)

第2条 各都市は、災害が発生し、被災都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合、この覚書の実施に必要な情報の相互交換のため、あらかじめ連絡担当課を定め、常に次に掲げる事項を相互に確認しておくものとする。

- (1) 連絡担当課名
- (2) 連絡担当責任者の職氏名
- (3) 連絡担当責任補助者の職氏名
- (4) 電話番号その他連絡に必要な事項

(応援の種類)

第3条 被災都市の民生主管部局が担当する災害救助業務の円滑な遂行のための応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人的応援  
応援を要する業務に対応した資格や経験・能力等を有する職員の派遣
- (2) 物的応援  
必要な物資・機器材の提供
- (3) 施設的応援  
高齢者や障害者等で施設への入所又は通所を必要とする者の受入れ等

2 前項の応援は、各都市民生主管部局の所管業務の範囲内で行うものとする。

(人的応援)

第4条 前条第1項第1号にいう人的応援の対象となる業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護関係業務
- (2) 児童福祉関係業務
- (3) 障害者福祉関係業務
- (4) 高齢者福祉関係業務
- (5) その他災害救助に必要な業務

2 被災都市は、人的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 応援業務の内容
- (2) 必要とする職種、資格、能力等
- (3) 応援を必要とする人員
- (4) 応援業務に従事する場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 連絡先、その他人的応援に必要な事項

(物的応援)

第5条 第3条第1項第2号にいう物的応援の対象となる物資・機器材は、次のとおりとする。

- (1) 食糧
- (2) 被服・寝具その他の生活必需品
- (3) 要援護者用福祉用具
- (4) その他災害救助業務に必要な用具

2 被災都市は、物的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 必要とする物資・機器材の種類、品名及び数量
- (2) 搬入場所及びその経路
- (3) 連絡先、その物的応援に必要な事項

(施設の応援)

第6条 第3条第1項第3号にいう施設の応援の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 生活保護施設
  - (2) 児童福祉施設
  - (3) 障害者福祉施設
  - (4) 高齢者福祉施設
  - (5) その他要援護者の救援に必要な社会福祉施設
- 2 被災都市は、施設の応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 応援を必要とする施設の種別及び種別ごとに応援を必要とする要援護者数
  - (2) 要援護者個々人の援護を必要とする概要
  - (3) 連絡先、その他施設の応援に必要な事項

(応援要請の方法)

第7条 本覚書に基づく応援を要請しようとする都市は、第2条に定める連絡担当課を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請するとともに、後日速やかに文書を送付するものとする。

(応援の実施)

第8条 応援を要請された都市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

- 2 被災都市を除く都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報を収集し、その情報を被災都市に提供する。  
また、応援活動に当たっては、自律的活動に努めるものとする。
- 5 前4項により、被災都市の応援を実施する都市(以下「応援都市」という。)は、応援内容及び応援に必要な情報を次条に定める幹事都市へ連絡するものとする。

(幹事都市及び副幹事都市)

第9条 幹事都市は、この覚書の円滑な運用に資するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請に関する情報連絡又は情報の周知
  - (2) 各都市の連絡担当課の周知
  - (3) 各都市の地域防災計画、社会福祉施設の一覧及び地図、その他参考資料の相互交換の促進
  - (4) 第14条の規定により各都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
  - (5) その他被災都市から特に要請のあった業務
- 2 幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。
  - 3 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその業務を処理することが困難であるときは、当該業務を代行する。
  - 4 前項の規定にかかわらず、災害の発生による通信の途絶等により、被災都市と連絡が不可能となった場合、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災都市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、次条に定める近隣都市は、第1項第1号及び第5号の業務を代行することができる。
  - 5 前4項により難しい場合は、大都市が協議して定めるものとする。

(近隣都市)

第10条 近隣都市は、前条第4項の規定により代行する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害の発生後、被災都市の状況把握に努めるものとする。  
この場合において、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れないときは、必要に応じて国、都道府県その他関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。
  - (2) 前号後段の規定により現地に出動した近隣都市は、被害状況や交通状況の早期把握に努めるものとする。
- 2 近隣都市は、別表2に掲げる都市とする。

3 近隣都市は、前条第4項又は第1項各号に掲げる業務を行うときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

4 近隣都市は、幹事都市に協力し、この覚書の効果的運用に努めるものとする。

(一般的な経費負担)

第11条 この覚書に基づく応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）の負担とする。

2 第8条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市とが協議して定める。

3 応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第12条 前条の規定にかかわらず、第4条の人的応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。

ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費負担等)

第13条 応援都市は、第11条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費を応援要請都市に請求するものとする。

2 応援都市は、市長（都知事）名による請求書に係る書類を添付し、連絡担当課を経由して応援要請都市の長に前項の請求を行うものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市と応援都市が協議して経費負担等を定めるものとする。

(その他)

第14条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、大都市が協議して定める。

## 附 則

1 この覚書は、平成24年4月1日から効力を生ずる。

平成25年3月13日

札幌市保健福祉局長

仙台市健康福祉局長

さいたま市保健福祉局長

千葉市保健福祉局長



東京都福祉保健局長  
川崎市健康福祉局長  
横浜市健康福祉局長  
相模原市健康福祉局長  
新潟市福祉部長  
静岡市保健福祉子ども局長  
浜松市健康福祉部長  
名古屋市健康福祉局長  
京都市保健福祉局長  
大阪市福祉局長  
堺市健康福祉局長  
神戸市保健福祉局長  
岡山市保健福祉局長  
広島市健康福祉局長  
北九州市保健福祉局長  
福岡市保健福祉局長  
熊本市健康福祉子ども局長

別表1（第9条関係）

順	都 市 名
1	静 岡 市
2	福 岡 市
3	堺 市
4	東 京 都
5	大 阪 市
6	川 崎 市
7	京 都 市
8	横 浜 市
9	名 古 屋 市
10	新 潟 市
11	北 九 州 市

順	都 市 名
12	浜 松 市
13	岡 山 市
14	相 模 原 市
15	熊 本 市
16	仙 台 市
17	神 戸 市
18	さいたま市
19	広 島 市
20	千 葉 市
21	札 幌 市

順は、平成24年度を1とする。

別表2 (第10条関係)

被災都市	近隣都市の順		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	東京都	千葉県
仙台市	東京都	千葉県	さいたま市
さいたま市	東京都	千葉県	仙台市
千葉県	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉県
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
新潟市	仙台市	さいたま市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市
浜松市	静岡市	名古屋市	相模原市
名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
京都市	大阪市	神戸市	名古屋市
大阪市	神戸市	京都市	堺市
堺市	大阪市	神戸市	京都市
神戸市	大阪市	京都市	名古屋市
岡山市	神戸市	広島市	大阪市
広島市	岡山市	北九州市	福岡市
北九州市	福岡市	広島市	熊本市
福岡市	北九州市	広島市	熊本市
熊本市	福岡市	北九州市	広島市

注 第1順位の大都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第2順位の大都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。  
 なお、上記により難い場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

## 22-6 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール【都市建設局】

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生した際、相互に救援協力するための「21 大都市災害時相互応援に関する協定（平成24 年10 月1 日付）」（以下「大都市協定」という。）を締結している。大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、大都市は、大都市協定に基づく下水道事業の支援を行うにあたり、友愛的精神により相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを定める。

### （ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第4条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条第2項に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

### （支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

### （発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に被災都市へ先遣隊を派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

ただし、被災都市と連絡がとれる場合は、被災都市に先遣隊の受入について予め確認する等、調整を行うものとする。

4 先遣隊は原則として情報連絡総括都市から派遣するものとする。

ただし、情報連絡総括都市が早期に被災都市へ到着することが困難な場合や複数の都市へ先遣隊の派遣が必要な場合などには、情報連絡総括都市が他の都市を先遣隊に指名できるものとする。

5 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。

6 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。

7 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表-2のとおりとする。

8 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

### （支援要請後の情報連絡体制）

第4条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機

材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

(現地指揮連絡体制)

第5条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表-3のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表-4のとおりとする。

(支援隊の受入れ体制)

第6条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。
  - (1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
  - (2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
- 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。
- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。
- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

- 2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(下水道台帳の共有)

第10条 各大都市は、円滑な支援を目的とし、下水道台帳等必要な資料の共有に努める。下水道台帳の他、共有する資料は連絡会議において協議し、定めるものとする。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第11条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(公社)日本下水道協会の関係者及び各大都市の担当課長とする。

(協 議)

第12条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

(その他)

第13条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

1 このルールは、令和5年3月2日から効力を生ずる。

平成 8年 5月16日制定  
平成 9年10月30日改正  
平成16年 1月27日改正  
平成20年 2月20日改正  
平成21年10月 7日改正  
平成22年 9月30日改正  
平成24年10月 1日改正  
平成25年12月12日改正  
平成27年 5月21日改正  
平成27年12月21日改正  
平成29年 1月18日改正  
平成31年 1月11日改正  
令和 2年 1月16日改正  
令和 3年 2月18日改正  
令和 4年 2月24日改正  
令和 5年 3月 2日改正

## 22-7 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時的組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時的組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救護及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等から情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。



2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成 24 年 3 月 29 日

神奈川県知事

神奈川県市長会会長  
茅ヶ崎市長

神奈川県町村長会会長  
箱根町長

神奈川県市長会	横浜市長 川崎市長 相模原市長 横須賀市長 平塚市長 鎌倉市長 藤沢市長 小田原市長 茅ヶ崎市長 逗子市長 三浦市長 秦野市長 厚木市長 大和市長 伊勢原市長 海老名市長 座間市長 南足柄市長 綾瀬市長
---------	---

神奈川県町村会	葉山町長 寒川町長 大磯町長 二宮町長 中井町長 大井町長 松田町長 山北町長 開成町長 箱根町長 真鶴町長 湯河原町長 愛川町長 清川村長
---------	---

## 22-8 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定【財政局】

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、県調査士会が神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（平常時の取組）

第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

2 神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の取得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。

3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力の要請）

第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

3 神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。

この場合、神奈川県はその旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

（協力の実施）

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請することができるものとする。

2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しないときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の対応を実施する上で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報を提供するものとする。

4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

（秘密の保持）

第6条 県調査士会及び県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

（費用の負担）

第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力を行うため県調査士会が行う市町村への県調査士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。

2 市町村は、認定調査等に必要資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。  
(第三者への損害賠償責任)

第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力をを行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力をを行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条例等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、実施細目として別に定めるものとする。

2 市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会の支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関する必要な事項を定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年9月21日

神奈川県知事

神奈川県市長会会長

神奈川県町村会会長

神奈川県土地家屋調査士会会長

秦野市長

湯河原町長

横浜市長  
川崎市長  
相模原市長  
横須賀市長  
平塚市長  
鎌倉市長  
藤沢市長  
小田原市長  
茅ヶ崎市長  
逗子市長  
三浦市長  
秦野市長  
厚木市長  
大和市長  
伊勢原市長  
海老名市長  
座間市長  
南足柄市長  
綾瀬市長

葉山町長  
寒川町長  
大磯町長  
二宮町長  
中井町長  
大井町長  
松田町長  
山北町長  
開成町長  
箱根町長  
真鶴町長  
湯河原町長  
愛川町長  
清川村長

## 22-9 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定【危機管理局】

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村(以下「構成市町村」という。)並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等(以下「友好都市等」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村(以下「被災構成市町村」という。)又は被災した友好都市等(以下「被災友好都市等」という。)の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供
- (4)前3号に掲げるもののほか、特に要請があつた事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村(以下「応援市町村」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等
- (3)応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (4)前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

3 第1項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(被災構成市町村への応援経費の負担)

第5条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。

ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があつた場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(被災友好都市等への応援経費の負担)

第6条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

2 応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書 8 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 23 年 9 月 1 日

相模原市長

厚木市長

大和市長

海老名市長

座間市長

綾瀬市長

愛川町長

清川村長

## 22-10 県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書【環境経済局】

相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村および高座清掃施設組合(以下「協定市町村」という。)の各市町村および組合の長(以下「市町村長」という。)は、廃棄物の処理に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市町村のごみ処理施設において、不測の事故により廃棄物の適正処理に重大な支障が生じたとき等の場合、協定市町村のごみ処理施設を相互に活用して、廃棄物の適正処理を保持し、もって清掃事業の円滑な遂行と環境の保全に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 本協定の適用および援助の期間は、次のとおりとする。

(1) 本協定の適用は、ごみの焼却施設または破碎施設の事故が発生し、または発生が予想されるときで、自己の施設による処理のみでは廃棄物の適正処理に重大な支障が生じると市町村長が判断した場合とする。

(2) 援助の期間は、施設の復旧までの必要最小限の期間とする。

(要請)

第3条 援助を必要とする協定市町村は、受託可能な協定市町村を選び、文書により要請する。

(受託)

第4条 援助の要請を受けた協定市町村は、業務に支障のない限り、これを受託するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(実施)

第5条 援助の実施にあたっては、当該協定市町村間において別途細目を協議のうえ実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 援助の実施に要した経費は、援助を要請した協定市町村が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町村は、必要の都度、処理施設の稼働状況等のごみ処理に係る必要情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、市町村長協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、昭和58年4月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するために本書10通を作成し、各市町村長記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和58年3月17日

協定者

相模原市長（署名・印）  
厚木市長（署名・印）  
大和市長（署名・印）  
海老名市長（署名・印）  
座間市長（署名・印）  
綾瀬市長（署名・印）  
愛川町長（署名・印）  
清川村長（署名・印）  
高座清掃施設組合長（署名・印）

立会者

神奈川県県央地区行政センター所長（署名・印）

## 22-11 災害時における相互応援に関する協定書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 相模原市及び町田市の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した時、その被害に対する応急対策活動及び復旧活動を円滑かつ迅速に遂行するため、相互に応援をすることに関して、必要事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な車輛等の資機材の提供
- (3) オープンスペース、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び火葬施設等公共施設の相互活用
- (4) 避難所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等行政境界付近における必要な措置
- (5) 児童・生徒等の一時受入れ
- (6) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を口頭により要請し、後日、速やかに文書を提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる資機材及び物資等の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第3号から第5号までに掲げる施設、業務の種類及び所在地
- (4) 前条第6号に掲げる職員の職種及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び指揮)

第4条 両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし両市の協議によっては、この限りではないものとする。

2 第2条第6号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 両市は、大規模災害が発生し、被災市への連絡がとれない場合で緊急に応援を行う必要があると認められるときには、その職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

2 自主出動した場合には、被災市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

(連絡担当部課)

第7条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

(防災訓練の相互参加)

第8条 この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、両市が主催する防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。



(会議の設置)

第9条 この協定に関する事項、互いの防災対策等の情報交換、その他必要な事項を研究し協議するため、防災対策連絡調整会議を設置する。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成14年1月16日から平成17年3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前に、両市いずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改訂することが出来る。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年1月16日

相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市長

東京都町田市中町1丁目20番23号  
町田市長

## 22-12 災害時における相互応援に関する協定書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 相模原市及び上野原市の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した時、その被害に対する応急対策活動及び復旧活動を円滑かつ迅速に遂行するため、相互に応援をすることに関して、必要事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧・飲料水及びその他生活必需品の提供
- (2) 発電機・投光機及びその他応急対策用防災資機材の提供
- (3) 被災者を一時収容するための施設の相互使用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を口頭により要請し、後日、速やかに文書を提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる物資及び資機材等の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第3号に掲げる施設及び収容人数
- (4) 応援場所及び応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び指揮)

第4条 両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし両市の協議によっては、この限りではないものとする。

2 第2条各号の規定により業務に従事する職員（以下「派遣職員」という。）がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 両市は、大規模災害が発生した場合には、災害に関する情報を相互に交換し、行政境界付近における緊急輸送路の把握等に役立てるものとする。

(連絡担当部課)

第7条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成22年1月4日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前に、両市いずれの側からもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改訂することが出来る。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年1月4日

相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市長

山梨県上野原市上野原3832番地  
上野原市長

## 22-13 災害時における相互応援に関する協定書【危機管理局】

(趣旨)

第1条 相模原市及び八王子市の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した時、その被害に対する応急対策活動及び復旧活動を円滑かつ迅速に遂行するため、相互に応援することに関して、必要事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な車輛等の資機材の提供
- (3) 避難所等の相互活用、緊急輸送路の共同啓開等行政境界付近における必要な措置
- (4) 児童・生徒等の一時受入れ
- (5) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項について口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる資機材及び物資等の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第3号及び第4号の応援を要する施設及び業務の種類
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び指揮)

第4条 両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし、両市の協議によっては、この限りではないものとする。

2 第2条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 両市は、大規模災害が発生し、被災市への連絡がとれない場合で緊急に応援を行う必要があると認められるときには、その職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

2 自主出動した場合には、被災市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

(連絡担当部課)

第7条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

(防災訓練の相互参加)

第8条 この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、両市が主催する防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年10月17日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前に、両市いずれかの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月17日

相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長 印

八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市  
八王子市長 印

## 22-14 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定【市長公室】

銀河連邦を構成する、秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町及び宮城県角田市(以下「銀河連邦市町」という。)は、相互の行政域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害が発生した場合において、被災自治体の要請にこたえ、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

### (応援の種類)

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### (応援の手続)

第2条 応援を要請する銀河連邦市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### (応援の実施)

第3条 応援を要請された銀河連邦市町は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

### (応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した銀河連邦市町の負担とする。ただし、銀河連邦市町間の協議によっては、この限りではない。

- 2 応援を要請した銀河連邦市町が、前項に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、応援を要請した銀河連邦市町から申出があった場合は、応援を要請された銀河連邦市町は、一時、立替支出するものとする。

### (連絡責任者)

第5条 銀河連邦市町は、第2条の規定による要請を確実かつ円滑に行うため、防災担当課長等をもって、連絡責任者に充てるものとする。

### (体制の整備)

第6条 銀河連邦市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

### (その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、銀河連邦市町相互で

協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成28年4月1日から発効する。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

秋田県能代市長 (署名 ・ 印)

岩手県大船渡市長 (署名 ・ 印)

神奈川県相模原市長 (署名 ・ 印)

長野県佐久市長 (署名 ・ 印)

鹿児島県肝付町長 (署名 ・ 印)

北海道大樹町長 (署名 ・ 印)

宮城県角田市長 (署名 ・ 印)

## 22-15 健康危機発生時の衛生研究所等の相互応援に関する協定書【健康福祉局】

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市は、健康危機が発生し、発生した自治体(以下「発生自治体」という。)の衛生研究所等が独力で対応が困難な状況が生じた場合、発生自治体に迅速かつ円滑な応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において「健康危機」とは、感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、不特定多数の人の生命と健康が脅かされる事態をいう。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 試験検査等の実施
- (2) 消耗資材(試薬、培地など)の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか発生自治体の主管部局長から特に要請のあった事項の実施

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請(以下「応援要請」という。)は、発生自治体の主管部局長(以下「応援要請機関」という。)が、所管の衛生研究所等の報告等を踏まえ、次のいずれかに該当すると判断した場合に、要請先の自治体の主管部局長(以下「応援機関」という。)に対して行うものとする。

- (1) 健康危機が拡大して必要な試験検査に支障を生じる事態に至った場合
- (2) 施設、設備、機器、消耗資材について必要な試験検査に支障を生じる事態に至った場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか応援要請機関が必要と判断した場合

(応援要請の手続き)

第4条 応援要請機関は、次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急又は迅速性を要する場合は、電話等で要請し、後日、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 健康危機の種別
- (2) 健康危機発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 応援要請の内容(設備、機器又は消耗資材の品目及び数量を含む)
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか応援要請機関が必要と判断した事項

(応援要請の受諾)

第5条 第3条の規定による応援要請を受けた応援機関は、原則として要請を受け入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず第3条による応援要請を受けた応援機関は、これに応ずることができないときは、その旨を速やかに応援要請機関に通知するものとする。

(応援の中断)

第6条 第5条第1項の規定により応援要請を受諾した応援機関は、実施している応援を中断しなければならないような特別な事態が発生した場合には、応援要請機関と協議して応援を中断することができる。

(応援経費の負担等)

第7条 応援に要した経費は、原則として、応援要請機関の負担とする。

2 応援要請機関が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請機関から依頼があった場合には、応援機関は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費負担等基準」のとおりとする。

(連絡担当部門)

第8条 各自治体の主管部局長は、衛生研究所等機関内に、あらかじめ相互応援のための連絡担当部門を定め、大規模な健康危機が発生したときは、速やかに情報を相互に伝達するものとする。

(相模原市への適用)

第9条 相模原市に関しては、主管部局長は衛生試験所長と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して定めるものとする。

(焰子)

第11条 この協定は、平成18年4月10日から施行する。

以上のとおり協定をしたことを証するため、この協定書5通を作成し、記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成18年4月10日

神奈川県知事

横浜市長

川崎市長

横須賀市長

相模原市長



## 応援経費負担等基準

### 1 応援に要する経費の負担等

第7条第1項に定める経費は次のとおりとする。

区 分	経 費
第2条第1号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
第2条第2号の消耗資材の提供等に係わるもの	購入費及び輸送費
第2条第3号の特に要請のあつた事項に係わるもの	実施に要した経費

### 2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援機関は、第7条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合にあっては、  
1に掲げる経費に相当する額を、応援要請機関に請求する。
- (2) (1)により難いときは、応援要請機関及び応援機関が協議して定める。

## 22-16 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項【危機管理局】

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

### 1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

### 2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

### 3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは妨げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年4月25日  
七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補  
平成19年4月24日  
八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22年4月1日  
九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

## 22-17 災害時相互協力に関する申合せ【都市建設局】

国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備局、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市建設局、横浜市消防局、川崎市建設緑政局及び相模原市都市建設局（以下、「構成機関」という。）は、災害が発生又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。ただし、既に締結されている地域防災計画に定める各都県市間での相互応援に関する協定等に基づいて応援協力を行う場合には、この申合せは適用しない。

### （目的）

第1条 この申合せは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された公共施設に係わる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合の相互協力の内容を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （協力内容）

第2条 災害時の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の提供
- (2) 災害対策車両、通信機器等の貸付
- (3) 被災地調査職員、危機操作要員等の人員派遣
- (4) 応急復旧資機材の貸与
- (5) その他、必要と認められる事項

### （協力の要請）

第3条 災害が発生又は発生の恐れがある機関（以下、「被災機関」という。）は、他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、文書又は口頭にて協力を要請する。

### （要請によらない協力）

第4条 被災機関からの協力要請がないものの、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合においては、構成機関は独自の判断により被災機関に対し協力できるものとする。その場合には、構成機関は被災機関に対して協力内容を通知するよう努めるものとする。

### （費用負担）

第5条 第3条に基づく協りに要する費用は、協力を受けた構成機関の負担とする。

ただし、当該構成機関に負担を求めることが困難又は不適当な場合は、適正な負担について個々に協議するものとする。

### （相互協力の連絡等）

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

### （他の協定との関係）

第7条 この申合せは、構成機関が既に締結している他の相互応援協力に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

### （連絡会）

第8条 構成機関は、この申合せの運用について具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

### （その他）

第9条 この申合せに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

### （適用）

第10条 この申合せは、平成22年4月1日から適用する。

- 2 平成20年6月16日に締結された申合せは、これを廃止する。

平成22年4月1日

国土交通省 関東地方整備局	企画部長
茨城県	土木部長
栃木県	県土整備部長
群馬県	県土整備部長
埼玉県	県土整備部長
千葉県	県土整備部長
東京都	建設局総務部長
神奈川県	県土整備局長
山梨県	県土整備部長
長野県	建設部長
さいたま市	建設局長
千葉市	建設局長
横浜市	消防局長
川崎市	建設緑政局長
相模原市	都市建設局長

## 22-18 国道413号の強靱化に関する協定【都市建設局】

山梨県（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）は、一般国道413号の強靱化に関する相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一般国道413号が両縣市にとって住民生活や物流・経済活動等を支える重要な道路であることに鑑み、災害発生時にもその機能を迅速に回復する、強くしなやかな道路となるよう、甲及び乙が相互に連携することを目的とする。

（対象範囲）

第2条 この協定が対象とする範囲は、一般国道413号において、一般国道138号交差点（山梨県南都留郡山中湖村平野地内）から一般国道412号交差点（相模原市緑区青山地内）までとする。

（連携の内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）災害、通行規制、道路状況等の情報共有に関すること。
- （2）災害時の道路啓開や早期復旧に関すること。
- （3）道路防災・減災対策事業の推進に関すること。
- （4）関係機関への要望活動に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的に沿うこと。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は随時情報を共有し、具体的な連携内容、推進方法、役割等について、適宜協議し、及び取り決めるものとする。

（災害時の応援要請）

第4条 甲又は乙は、前条第1項第2号の道路啓開や早期復旧について相手方に応援を要請する場合、文書により行うことを原則とするが、これが困難な場合は口頭により要請を行い、後日速やかに文書による要請を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 前条の規定に基づく応援要請に要する費用は、原則として協力を要請したものが負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかから文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、甲または乙が締結している他の相互協力に関する協定等を妨げるものではない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月7日

甲 山梨県知事

乙 相模原市長



## 2 3 協定等（包括協定）





## 23-1 相模原市と株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び 株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定書【環境経済局】

相模原市(以下「甲」という。)と株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)及び株式会社イトーヨーカ堂(以下「丙」という。)は、相模原に暮らす市民が安心、安全で、より質の高い生活を得られるように共に考え、連携し、相模原における市民サービスの一層の向上と地域の活性化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

(連携事項)

第1条 甲、乙及び丙は、前記の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消及び相模原市内産品の販路拡大に関すること。
- (2) 相模原市内産の農産物、加工品、工芸品の販売に関すること。
- (3) 健康増進 食育に関すること。
- (4) 高齢者 障害者支援に関すること。
- (5) 子ども 青少年の育成に関すること。
- (6) 観光情報 振興に関すること。
- (7) 環境問題対策に関すること。
- (8) 地域 暮らしの安全 安心に関すること。
- (9) 災害対策に関すること。
- (10) 市政の情報発信及び地域社会の活性化 住民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に促進させるため、甲、乙及び丙は、定期的に協議を行うものとする。

(協定期間)

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙丙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新も同様とする。

(協定の解除)

第3条 甲、乙及び丙のいずれかがこの協定の解除を申し出る場合は、解除予定日の1月前までに書面をもって双方の相手方に通知することで、本協定の解除ができるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じたときは、甲乙丙で協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年8月26日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
神奈川ゾーン ゾーンマネジャー

丙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社イトーヨーカ堂  
取締役 執行役員 販売本部長

## 23-2 相模原市とイオン株式会社との包括連携協定書【市長公室】

相模原市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) 地域WAONカード等の活用に関すること
- (2) 経済・観光の振興・情報に関すること
- (3) 子育て支援、健康増進、食育に関すること
- (4) 文化振興に関すること
- (5) 地産地消及び相模原市内産品の販路拡大に関すること
- (6) 高齢者 障害者支援に関すること
- (7) 子ども 青少年の育成に関すること
- (8) 環境対策に関すること
- (9) 地域 暮らしの安全 安心に関すること
- (10) 災害対策に関すること
- (11) 市政の情報発信及び地域社会の活性化、市民サービスの向上に関すること
- (12) 生涯学習及びスポーツ振興に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

平成24年10月23日

甲：相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオン株式会社  
代表執行役社長

### 23-3 相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定書【市民局】

自治会は、自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの形成、地域の課題解決等に向けた地域活動の中心的な役割を果たしており、その活性化は、安全・安心、かつ、快適な市民生活に不可欠です。

こうした共通認識に立ち、相模原市自治会連合会(以下「市連」といいます。)及び相模原市(以下「市」といいます。)は、これまで積み重ねてきた協力関係を礎としつつも、それぞれが果たすべき役割に基づき、社会情勢及び地域社会の変化に対応した新たな連携の形を探りながら、更なる連携強化を図るため、次のとおり協定を締結し、市連及び市の協働による、市民主体のまちづくりをより一層推進していきます。

(趣旨)

第1条 この協定は、市連及び市の連携強化に向けた基本的な事項について定めるとともに、市連及び市の協働による取組の指針を定めます。

(連携強化のための基本原則)

第2条 市連及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、連携強化とを図ります。

- (1) 市民主体のまちづくりを推進する上で必要となる、協働による取組の目的を明確にし、共有すること。
- (2) それぞれの役割について、相互の合意により定め、活動の場における対等な協力関係を形成すること。

(協働の取組)

第3条 市連及び市は、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 地域における防災活動の推進に関すること。
- (2) 地域における防犯及び交通安全活動の推進に関すること。
- (3) 地域における福祉活動の推進に関すること。
- (4) 地域における環境美化活動の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域住民の安全・安心、かつ、快適な生活に資するものとして市連及び市が必要と認める事項に関すること。

2 市連及び市は、前項の取組を進めるため、自治会の役割やその活動を広く市民に周知するとともに、自治会への加入促進について取り組みます。

3 第1項の規定による取組を具体化するに際しては、市連及び市がそれぞれの役割を十分理解し、協議を行うこととします。

(それぞれの役割)

第4条 市連及び市は、次の役割分担に基づき、協働による取組を進めます。

(1) 市連の役割

- ア 地域の課題解決及び活性化に向けた各地域の自治会の自主的・自立的な活動を促進するための環境づくりを進めます。
- イ 各地域の自治会の意見等を踏まえて、市域全体での自治会加入促進等、自治会活性化に向けた取組を進めます。
- ウ 市が実施する地域施策について、求めに応じて、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画し、必要な協力を行います。
- エ 地域の意見等を集約し、市に対し必要な提言を行います。

(2) 市の役割

- ア 地域の課題解決及び活性化に向けた各地域の自治会の自主的・自立的な活動に対する積極的な支援及び活動の基盤整備に努めます。
- イ 市域全体での自治会加入促進等、自治会活性化に向けた市連の取組に対する積極的な支援に努めます。
- ウ 市が実施する地域施策について、自治会が、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画できるよう環境づくりに努めます。
- エ 地域の課題解決及び活性化との観点から、市連からの提言を施策に反映するよう努めます。

(定期的な情報交換及び協議)

第5条 市連及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換と協議を実施します。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、協定の趣旨にのっとり、市連及び市が協議の上、定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市連及び市が記名押印の上、各1通を保有します。

平成25年8月28日

相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
相模原市自治会連合会  
代表 会長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-4 相模女子大学及び相模女子大学短期大学部と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

相模女子大学及び相模女子大学短期大学部(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 健康・福祉に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 教育・文化に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業・経済に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成26年5月21日

相模原市南区文京2丁目1番1号  
相模女子大学  
相模女子大学短期大学部  
代表 相模女子大学  
相模女子大学短期大学部  
学長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-5 青山学院大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

青山学院大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 健康・福祉に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 教育・文化に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業・経済に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(有効期限)

第4条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年2月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに大学又は市のいずれから別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とします。

(その他)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成26年11月18日

東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号  
青山学院大学  
代表 青山学院大学 学長

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-6 麻布大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

麻布大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 健康・福祉に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 教育・文化に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業・経済に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成26年11月18日

相模原市中央区淵野辺1丁目17番71号  
麻布大学  
学長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-7 学校法人和泉短期大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

学校法人和泉短期大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 健康・福祉に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 教育・文化に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業・経済に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成26年11月18日

相模原市中央区青葉2丁目2番1号  
学校法人 和泉短期大学  
代表 理事長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長



## 23-8 学校法人女子美術大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

学校法人女子美術大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 教育・文化に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 健康・福祉に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業振興に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成26年11月18日

東京都杉並区和田1丁目49番8号  
学校法人 女子美術大学  
代表 理事長

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-9 桜美林大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

桜美林大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 健康・福祉に関すること。
- (2) 防犯・防災に関すること。
- (3) 教育・文化・芸術・スポーツに関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業・経済・観光に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成26年11月18日

東京都町田市常磐町3758番地  
桜美林大学  
学長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-10 北里大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

北里大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 教育・文化・スポーツに関すること。
- (2) 科学技術に関すること。
- (3) 健康・福祉に関すること。
- (4) 防災に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) まちづくりに関すること。
- (7) 産業・経済に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結日から3年間とします。ただし、大学又は市のいずれから別段の意思表示がない限り、更に3年間本協定を更新するものとし、その後も同様とします。

(その他)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成27年2月3日

相模原市南区北里1丁目15番1号  
北里大学  
学長

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-11 東海大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

東海大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 教育・文化・スポーツに関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 健康・福祉に関すること。
- (4) 防災に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) まちづくりに関すること。
- (7) 産業・経済・観光に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日とします。ただし、大学又は市のいずれから別段の意思表示がない限り、更に3年間本協定を更新するものとし、その後も同様とします。

(その他)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成27年8月4日

平塚市北金目4丁目1番1号  
東海大学  
学長

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-12 横浜国立大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

横浜国立大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 教育・文化に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) まちづくりに関すること。
- (4) 健康・福祉に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 産業振興に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成27年8月4日

横浜市保土ヶ谷区常盤台79番地1  
国立大学法人 横浜国立大学  
代表 学長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-13 学校法人多摩美術大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

学校法人多摩美術大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 教育・文化・芸術に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 健康・福祉に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業振興に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

平成28年11月11日

東京都世田谷区上野毛3丁目15番34号  
学校法人 多摩美術大学  
代表 理事長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-14 東京家政学院大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

東京家政学院大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 教育・文化に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 健康・福祉に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業振興に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

令和元年9月18日

東京都町田市相原町2600番地  
東京家政学院大学  
代表 学長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

## 23-15 法政大学と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

法政大学(以下「大学」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

(連携・協力内容)

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- (1) 教育・文化に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 健康・福祉に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 産業振興に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

(情報交換及び協議)

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

(その他)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

令和2年11月20日

東京都町田市相原町4342番地  
法政大学  
総長

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長



## 23-16 相模原市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定【市長公室】

相模原市（以下「甲」という。）と、日本郵便株式会社相模原郵便局、座間郵便局、橋本郵便局、津久井郵便局及び相模原古淵郵便局を代表とする52局（別紙※）（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。 ※省略

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用することにより、市民が安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- （2）市の魅力等の情報発信に関すること。
- （3）災害時における協力に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、地域の活性化や市民生活の利便性の向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる具体的な実施事項については、甲乙協議の上、行うものとし、必要に応じて別記に記載するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による取組をした場合及び取組をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。ただし、別記の条項で別に定める場合は、本条を適用しない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとし、従前の「災害時における相模原市と日本郵便株式会社の協力に関する協定」、「道路の損傷等の情報提供に

関する覚書」及び「地域の見守り活動に関する協定書」は廃止する。

平成30年3月28日

- 甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
市長
- 乙 相模原市中央区富士見1丁目1番20号  
日本郵便株式会社 相模原郵便局  
局長
- 座間市相模が丘1丁目36番34号  
日本郵便株式会社 座間郵便局  
局長
- 相模原市緑区西橋本5丁目2番1号  
日本郵便株式会社 橋本郵便局  
局長
- 相模原市緑区中野578番地1  
日本郵便株式会社 津久井郵便局  
局長
- 相模原市南区古淵3丁目2番8号  
日本郵便株式会社 相模原古淵郵便局  
(神奈川県西北部地区連絡会)  
局長

## 災害時における相模原市と日本郵便株式会社の協力に関する事項

(趣旨)

第1条 甲及び乙は、相模原市内に発生した地震その他の災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり連携する。

(用語の定義)

第2条 この連携事項において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、相模原市内に災害が発生し、次に掲げる項目について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策

(2) 甲又は乙が収集した避難先及び被災状況の情報の相互提供

(3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供

(4) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所としての提供

(5) 乙による避難場所への臨時の郵便差出箱の設置

(6) 乙の業務に支障を生じない範囲で、乙が管理する郵便集配用自転車等の、甲が行う災害救助活動等への提供

(7) 甲が所有し、又は管理する施設の掲示板等への乙の災害特別事務取扱い、援護対策等の掲示

(8) 乙が所有し、又は管理する施設の掲示板等への被災市民の避難先及び被災状況、物資配布情報等の掲示

(9) 甲が管理するホームページへの乙の災害特別事務取扱い、援護対策等の情報提供

(10) 前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除き、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議をし、負担すべき金額を決定する。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、被災市民の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、地震その他の災害に備え、甲の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この連携事項に関する連絡責任者は、甲においては相模原市企画財政局企画部情報政策課長、乙においては日本郵便株式会社相模原郵便局総務部長とする。

## (別記5) 災害時における防災備蓄品の搬送に関する事項

### (用語の定義)

第1条 この事項において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

### (協力)

第2条 乙は、甲乙間で別途締結する定期建物賃貸借契約に基づき、乙から甲に賃貸する乙の施設（以下「防災備蓄倉庫」という。）に保管する防災備蓄品について、甲に対し次条に規定するとおり協力することとする。

### (協力内容)

第3条 乙は、相模原市内において災害が発生した場合は、甲からの要請に基づき、防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品を甲が避難所等へ搬送することについて、協力するものとする。

2 前項の要請は、甲から乙への書面により行うものとする。ただし、緊急時においては適宜の方法による要請でも可能なものとする。この場合において、甲は、乙に対して事後に要請内容その他関連事項を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、乙の業務に支障の出ない範囲で、第1項に規定する搬送に協力するものとする。

### (経費の負担)

第4条 前条に規定する協力内容に対して、乙が要した経費については、法令その他の定めがあるものを除き、適正な方法により算出した金額を甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

### (免責)

第5条 第2条に基づく防災備蓄倉庫に保管する防災備蓄品が、天災地変その他乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合の甲の損害について、乙は責任を負わないこととする。

## 23-17 損保ジャパンと相模原市とのSDGsの推進に向けた包括連携協定書【市長公室】

損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）と相模原市（以下「市」という。）とは、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、損保ジャパン及び市が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図り、ひいては、SDGsの達成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 損保ジャパン及び市は、前条の目的を達成するため、保険業法その他の法令の範囲内において、次に掲げる事項について連携し、及び協力して実施する。

- （1）災害対策に関すること。
- （2）健康増進に関すること。
- （3）高齢者支援に関すること。
- （4）子育て支援及び教育支援に関すること。
- （5）女性の活躍推進に関すること。
- （6）地域産業の振興に関すること。
- （7）交通安全に関すること。
- （8）環境保全に関すること。
- （9）その他市民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること。

2 損保ジャパン及び市は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、相互に協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、損保ジャパンと市は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 損保ジャパンは、市との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、損保ジャパンの関係会社を実施させることができる。

5 損保ジャパン及び市は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この場合において、相手方からこの協定に基づき提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、損保ジャパン又は市から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 損保ジャパン又は市のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、相互に協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。損保ジャパン又は市は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 損保ジャパン又は市のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度相互に協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 損保ジャパン及び市は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び法令の規定により必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、相互に協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月24日

東京都新宿区西新宿1-26-1

損害保険ジャパン株式会社

取締役社長 西澤 敬二

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号

相模原市

相模原市長 本村 賢太郎

## 23-18 学校法人國學院大學と相模原市との包括連携に関する協定書【市民局】

学校法人國學院大學（以下「大学」という。）と相模原市（以下「市」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化するとともに、さらに発展させ、様々な分野で包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決、活性化及び人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組むこととする。

- (1) 教育・文化に関すること
- (2) まちづくりに関すること
- (3) 健康・福祉に関すること
- (4) 人材育成に関すること
- (5) 環境保全に関すること
- (6) 産業振興に関すること
- (7) 防災に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携及び協力することが必要と認められること

（情報交換及び協議）

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

（解除）

第4条 大学及び市は、両者協議の上で合意した場合、いつでもこの協定を解除することができる。

（有効期間）

第5条 この協定は、両者の代表が署名及び捺印した日に効力を発し、有効期間は令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに大学及び市のいずれからも相手方に対して協定終了の申出がないときは、期間満了日からさらに1年間同条件で延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月30日

東京都渋谷区東四丁目10番28号

学校法人 國學院大學  
理事長 佐柳 正三

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長 本村 賢太郎



## 2 4 協定等（その他）



## 24-1 災害時の動物救護活動に関する協定書【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と相模原市獣医師会（以下「乙」という。）は、相模原市域において大規模な災害が発生した時（以下「災害時」という。）の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が応援、協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、犬及び猫とするものとする。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（応援活動の内容）

第3条 乙は、次に掲げる応援活動を行うものとする。

- (1) 被災し、負傷した動物の収容、保管（以下「保護」という。）及び応急処置
- (2) 被災した動物に関する情報提供
- (3) 飼育されている動物の健康相談
- (4) その他動物救護活動に必要な措置

（応援活動の要請）

第4条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認めた時は、乙に対して前条に掲げる応援活動の要請をするものとする。

（応援活動）

第5条 乙は、災害が発生し、前条の規定により甲の要請があった場合、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、直ちに自らの会員の保有する施設で応援活動に努めるものとする。なお、動物の保護が長期化すると乙が判断した場合は、動物の保護について甲と協議するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲においては保健所生活衛生課長とし、乙においては相模原市獣医師会長とするものとする。

2 前項の責任者は、責任をもって応援活動に関する連絡調整を実施するものとする。

（必要物資等の確保）

第7条 甲及び乙は、応援活動に必要となる物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

（応援活動の停止）

第8条 乙は、応援活動が極めて困難または不可能と認める場合は、甲に対して応援活動の要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、応援活動の要請を解除することができるものとする。

第9条 甲は、災害が終息し応援活動を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除するものとする。

（応援活動の報告）

第10条 乙は、第5条の規定により応援活動を実施したときは、その旨を甲に報告する。また、停止後は活動実績を甲へ報告するものとする。

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月15日

甲 相模原市中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長職務代理者  
相模原市助役

乙 相模原市清新8丁目1番6号  
相模原市獣医師会  
会長

## 災害時の動物救護活動に関する協定の一部を変更する協定書

相模原市(以下「甲」という。)と一般社団法人相模原市獣医師会(以下「乙」という。)は、平成17年1月15日に甲と乙の間に締結した相模原市災害時の動物救護活動に関する協定の一部を変更する協定を次のように締結する。

前文中「相模原市獣医師会」を「一般社団法人相模原市獣医師会」に改める。

第6条第1項中「相模原市獣医師会長」を「一般社団法人相模原市獣医師会長」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 1月24日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市  
一般社団法人相模原市獣医師会  
会 長

## 24-2 災害時における所有者不明動物の救護活動に関する協定書【健康福祉局】

相模原市（以下「甲」という。）と学校法人麻布獣医学園（以下「乙」という。）は、相模原市域において大規模な災害が発生した時（以下「災害時」という。）の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が応援、協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、一般社団法人相模原市獣医師会が甲との協定に基づき収容した動物のうち、一定期間経過後においても所有者が判明しない犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（応援活動の要請）

第3条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認めた時は、乙に対して次に掲げる応援活動を要請するものとする。

（1）前条第1項の規定により収容した動物のうち、所有者が判明しない動物の収容、保管及び飼養管理（以下「保護」という。）に関すること。

（2）保護した動物に関する情報提供に関すること。

（3）保護した動物の所有者への返還に関すること。

（4）その他応援活動に必要な措置に関すること。

（応援活動の実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合には、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、直ちに所有する施設で応援活動に努めるものとする。

2 乙は、前項の応援活動において動物の保護が長期化する可能性がある場合には、甲と対応を協議するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲においては保健所生活衛生課長とし、乙においては麻布大学事務局長とするものとする。

（必要物資等の確保）

第6条 甲は、応援活動に必要となる物資を備蓄すること及び物資保管施設を確保することに努め、乙はこれに協力するものとする。

（応援活動の解除）

第7条 乙は、応援活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲に対して応援活動の要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、応援活動の要請を解除するものとする。

3 甲は、災害が終息し応援活動を継続する必要がないと認められる場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除するものとする。

（応援活動の報告）

第8条 乙は、第4条の規定により応援活動を実施したときは、その旨を甲に報告し、前条第2項又は第3項の規定により応援活動の要請が解除されたときは、活動実績を甲へ報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、対応を決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 3月12日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長

乙 相模原市中央区淵野辺1丁目17番71号  
学校法人麻布獣医学園  
理事長

### 24-3 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書【健康福祉局】

相模原市（以下「市」という。）と独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、相模原市地域防災計画に基づき市が実施する施策への機構の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（情報共有）

第2条 市及び機構は、次の情報を適時適確に共有する。

- （1）住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- （2）被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- （3）第9条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- （4）その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口の開設）

第3条 機構は、市からの協力要請に応じて、被災した市民からの住宅の復興及びこれにかかる融資制度等に関する相談に対応するための窓口（以下「住宅相談窓口」という。）を速やかに開設し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 市は、住宅相談窓口の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他機構から要請を受けた事項について、機構に協力するものとする。

（協力要請）

第4条 市は、機構への前条第1項の規定による協力要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- （1）開設日又は開設期間
- （2）会場
- （3）その他必要とする事項

（職員の派遣）

第5条 機構は、第3条第1項に規定する相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 機構は、前項のほか、市から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、市と協議の上、職員を派遣するものとする。

（報告）

第6条 機構は、第3条第1項の協力要請に基づく業務を実施したときは、次の事項を記載した文書をもって市に報告するものとする。

- （1）開設日又は開設期間
- （2）会場
- （3）相談件数
- （4）その他必要とする事項

(周知)

第7条 機構は、機構の災害復興住宅融資の実施、相談窓口の開設及び機構の住宅ローンの債務者への災害特例等の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

2 市は、被災地区の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第8条 市及び機構は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する市の施策及び機構の災害関連業務の円滑な実施に資するため、市がこれらの施策を実施するに当たり発生する機構の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 市及び機構は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、市及び機構が十分な協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに市、機構のいずれからも別段の申出がない場合は、引き続き1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市、機構記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月13日

相模原市

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市長

独立行政法人住宅金融支援機構

東京都文京区後楽1丁目4番10号

理事長

## 24-4 相模原警察署使用不能時における施設使用に関する協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県相模原警察署（以下「乙」という。）は、地震、津波その他の大規模災害等の発生により、乙の庁舎が損壊又はそのおそれによって使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、乙が甲の管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲との適切な連携を図ることを目的に締結する。

（使用の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において甲の管理する施設を使用する必要があるときは、事前に甲に対しその旨を文書又は口頭により要請するものとする。この場合において、文書をもって要請することが困難なときは、電話等により要請を行い、後日速やかに文書を甲に提出するものとする。

（使用の承認）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けた場合であって、当該要請が相模原市地域防災計画に基づく活動に支障のない範囲と認めるときは、相模原市立環境情報センター又は相模原市立相模原球場内の使用可能な会議室等の状況を調査の上、乙が使用することができる会議室等の使用の承認をし、速やかに乙に通知するものとする。

（施設の使用上の責務）

第4条 乙は、施設の使用に当たっては、甲が別に定める当該施設の管理規則を遵守し、乙の責任において適切に使用するものとする。この場合において、甲は自らの活動に支障のない範囲で乙の使用に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用に伴う経費については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（使用期間）

第6条 施設の使用期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（使用終了と引渡し）

第7条 乙は施設の使用を終了した場合は、施設を原状に復旧し、甲の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（損害弁済）

第8条 乙の使用に伴う施設、備品等の損壊、毀損等については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定の延長をしない旨の通知をしないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 2月23日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 市長

乙 相模原市中央区富士見1丁目1番1号  
神奈川県相模原警察署  
代表 署長



## 24-5 相模原北警察署使用不能時における施設使用に関する協定【危機管理局】

相模原市（以下「甲」という。）と神奈川県相模原北警察署（以下「乙」という。）は、地震、津波その他の大規模災害等の発生により、乙の庁舎が損壊又はそのおそれによって使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、乙が甲の管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲との適切な連携を図ることを目的に締結する。

（使用の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において甲の管理する施設を使用する必要があるときは、事前に甲に対しその旨を文書又は口頭により要請するものとする。この場合において、文書をもって要請することが困難なときは、電話等により要請を行い、後日速やかに文書を甲に提出するものとする。

（使用の承認）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けた場合であって、当該要請が相模原市地域防災計画に基づく活動に支障のない範囲と認めるときは、相模原市立勤労者総合福祉センター又は橋本台リサイクルスクエア内の使用可能な会議室等の状況を調査の上、乙が使用することができる会議室等の使用の承認をし、速やかに乙に通知するものとする。

（施設の使用上の責務）

第4条 乙は、施設の使用に当たっては、甲が別に定める当該施設の管理規則を遵守し、乙の責任において適切に使用するものとする。この場合において、甲は自らの活動に支障のない範囲で乙の使用に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用に伴う経費については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（使用期間）

第6条 施設の使用期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（使用終了と引渡し）

第7条 乙は施設の使用を終了した場合は、施設を原状に復旧し、甲の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（損害弁済）

第8条 乙の使用に伴う施設、備品等の損壊、毀損等については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定の延長をしない旨の通知をしないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 2月23日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 市長

乙 相模原市緑区西橋本5丁目4番25号  
神奈川県相模原北警察署  
代表 署長

## 24-6 大規模災害発生時等における帰宅困難者への対応に関する覚書【都市建設局】

相模原市(以下「市」という。)と東日本旅客鉄道株式会社横浜支社(以下「JR東日本横浜支社」という。)、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社(以下「JR東日本八王子支社」という。)、小田急電鉄株式会社(以下「小田急電鉄」という。)及び京王電鉄株式会社(以下「京王電鉄」という。)とは、大規模災害発生時等における帰宅困難者への対応について、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本覚書は、大規模災害発生時等における帰宅困難者への対応に関する市とJR東日本横浜支社、JR東日本八王子支社、小田急電鉄及び京王電鉄(以下「鉄道4社」という。)の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 本覚書が適用される鉄道4社の駅の範囲は、別紙1に記載のとおりとする。

(定義)

第2条 本覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害発生時等 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合及び何らかの原因により鉄道4社が運行する交通が運行停止又は途絶状態が継続し、相模原市内の交通に大きな混乱が生じた場合をいう。
- (2) 帰宅困難者 大規模災害発生時等において、自宅が遠距離にあること等により帰宅が困難となった者をいう。
- (3) 避難場所 市があらかじめ指定する駅周辺の一時避難場所及び広域避難場所をいう。
- (4) 一時滞在施設 市が開設する駅周辺における帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- (5) 一時滞在場所 帰宅困難者が避難場所や一時滞在施設に移動するまでの鉄道4社が各々所管する駅構内に設ける一時的な待機場所をいう。

(安全の優先)

第3条 市及び鉄道4社は、人命を守るため、安全を最優先に行動するものとする。

(情報共有)

第4条 市及び鉄道4社は、大規模災害発生時等において帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 市は、鉄道4社から帰宅困難者が発生した旨の連絡を受けた場合は、警察等へ情報を提供するものとする。

3 鉄道4社は、運転再開の状況その他必要な情報を市に提供するものとする。

4 市は、避難場所及び一時滞在施設の開設状況その他必要な情報を鉄道4社に提供するものとする。

5 市及び鉄道4社は、鉄道4社が運行する交通の停止又は途絶が解消されるまで、随時相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

(避難誘導)

第5条 市及び鉄道4社は、大規模災害発生時等においては、次のとおり対応するものとする。

- (1) 市及び鉄道4社は、各々が所管する駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行うこととする。
- (2) 駅を一時滞在場所としての用に供することができるのと鉄道4社が判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。

(3) 市及び鉄道4社は、避難場所又は一時滞在施設の開設準備が整い次第、帰宅困難者を案内することができる。

(4) 市及び鉄道4社は、避難場所又は一時滞在施設へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布、駅頭での掲示等、必要な情報の提供を行うものとする。

(5) 別紙2に記載の駅については、鉄道4社は第3号の定めによらず、滞留者の安全確保のためやむを得ない場合は施設管理者と協議の上、避難場所へ案内することができる。

2 避難場所又は一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、市及び鉄道4社が相互に協力して人員を提供するものとする。

(水道、トイレ及び公衆電話の提供)

第6条 鉄道4社は、安全を確保した上で、可能な限り帰宅困難者が駅の水道、トイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

第7条 市及び鉄道4社は、大規模災害発生時等に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、連絡手段の確保に努めるものとする。

2 市及び鉄道4社は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

3 市は、避難場所又は一時滞在施設に変更があった場合は、その旨を速やかに鉄道4社に連絡するものとする。

4 市及び鉄道4社は、大規模災害発生時等における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努め、帰宅困難者への支援の手順を定めたマニュアルを協議の上作成するとともに、相互に実施する防災訓練等に協力するものとする。

(覚書の解除)

第8条 本覚書を一方の都合により解除する場合は、解除しようとする日の3月前までに本覚書の全ての締結先にあらかじめ文書をもって通知をした上で、市及び鉄道4社で協議の上、解除するものとする。

(有効期限)

第9条 本覚書は、締結の日からその効力を生ずるものとし、前条の規定により解除される場合を除き、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じたときは、その都度市及び鉄道4社が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書5通を作成し、市及び鉄道4社がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年9月1日

市	相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長
J R 東日本横浜支社	横浜市西区平沼1丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社長
J R 東日本八王子支社	東京都八王子市旭町1番8号 東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社長
小田急電鉄	相模原市南区相模大野3丁目8番1号 小田急電鉄株式会社 相模大野管区長
京王電鉄	東京都多摩市落合1丁目10番2号 京王電鉄株式会社 相模原管区長

別紙1

第1条関係

1 東日本旅客鉄道株式会社

(1) 横浜支社管内

路線名	駅名	所在地
横浜線	橋本駅	相模原市緑区橋本六丁目1番25号
	相模原駅	相模原市中央区相模原一丁目1番3号
	矢部駅	相模原市中央区矢部三丁目1番18号
	淵野辺駅	相模原市中央区淵野辺三丁目5番16号
	古淵駅	相模原市南区古淵二丁目19番1号
相模線	南橋本駅	相模原市中央区南橋本二丁目4番17号
	上溝駅	相模原市中央区上溝七丁目19番13号
	番田駅	相模原市中央区上溝378番地
	原当麻駅	相模原市南区当麻1288番1号
	下溝駅	相模原市南区下溝1364番地
	相武台下駅	相模原市南区新戸1940番地

(2) 八王子支社管内

路線名	駅名	所在地
中央本線	相模湖駅	相模原市緑区与瀬1395番地
	藤野駅	相模原市緑区小淵1698番地

2 小田急電鉄株式会社

路線名	駅名	所在地
小田急線	相模大野駅	相模原市南区相模大野三丁目8番1号
	小田急相模原駅	相模原市南区南台三丁目20番1号
	東林間駅	相模原市南区上鶴間七丁目7番1号

3 京王電鉄株式会社

路線名	駅名	所在地
京王相模原線	橋本駅	相模原市緑区橋本二丁目3番2号

別紙2

第5条第1項第5号関係

1 東日本旅客鉄道株式会社 (横浜支社)

路線名	駅名	所在地
横浜線	橋本駅	相模原市緑区橋本六丁目1番25号

2 小田急電鉄株式会社

路線名	駅名	所在地
小田急線	相模大野駅	相模原市南区相模大野三丁目8番1号

3 京王電鉄株式会社

路線名	駅名	所在地
京王相模原線	橋本駅	相模原市緑区橋本二丁目3番2号

## 24-7 損害保険ジャパン株式会社、株式会社 DeNA SOMPO Mobility、 株式会社ディー・エヌ・エー及び相模原市による災害連携等の検討に関する協定書【財政局】

損害保険ジャパン株式会社(以下「損保ジャパン」という。)と株式会社 DeNA SOMPO Mobility(以下「DeNA SOMPO Mobility」という。)と株式会社ディー・エヌ・エー(以下「ディー・エヌ・エー」という。)と相模原市(以下「市」という。)とは、相互の連携を強化し、地域の一層の防災力強化等に資するため、以下のとおり災害連携等の検討に関する協定書(以下「本協定」という。)を締結する。

### (連携・協力事項)

第1条 損保ジャパン、DeNA SOMPO Mobility、ディー・エヌ・エー及び市は、前文の目的を達成するため、次の各号に定める事項(以下「協力事項」という。)を協力して実施するものとする。実施時期、実施方法その他具体的な事項については、当事者間における協議の上、全当事者の合意により、別途書面をもって定めることとする。

- (1) 災害対策におけるカーシェアリングサービスの活用方法の検討に関すること
- (2) 災害対策における損保ジャパンの保有する車両の活用方法の検討に関すること
- (3) 持続可能なまちづくりに向けたEVの活用方法の検討に関すること

2 本協定の締結により、各当事者はいずれも協力事項に係る取引を行う法的義務を負うものではなく、また、各当事者がそれぞれ第三者との同様又は類似の協議等を行うことを制約するものではない。

### (本協定の変更及び解除)

第2条 損保ジャパン、DeNA SOMPO Mobility、ディー・エヌ・エー又は市が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、当事者間における協議の上、全当事者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

### (期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### (守秘義務)

第4条 損保ジャパン、DeNA SOMPO Mobility、ディー・エヌ・エー及び市は、協力事項の検討、実施により知り得た他の当事者(以下「開示者」という。)の秘密情報(開示者が秘密である旨を明示して開示した情報をいう。)を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、各当事者は、次の各号のいずれかに該当することを証明できる秘密情報については、前項に定める秘密保持義務を負わないものとする。

- (1) 開示時に既に公知となっている情報

(2) 開示時に既に受領当事者(協力事項の検討及び実施により開示者の秘密情報を知った他の当事者をいう。以下この条において同じ。)が知っていた情報

(3) 開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

(4) 開示後に受領当事者が第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報

(5) 開示された情報と無関係に受領当事者が開発、創作した情報

3 本協定の下での秘密情報の開示は、秘密情報の受領当事者に対する開示者の産業財産権、著作権、ノウハウその他の無体財産権の譲渡又は実施等の許諾を伴うものではない。

4 各当事者は、本協定に関する合意その他の本合意書に関する事項を公表又は報道発表をしようとするときは、その内容及び時期等につき、事前に他の当事者の承諾を得るものとする。

5 本条の定めは、本協定の有効期間中及び本協定の終了後もなお有効に存続する。

(疑義などの決定)

第5条 本協定に定めのない事項は、当事者間における協議の上、別途定める。また、当事者間で本協定の解釈などにつき疑義又は紛争が生じた場合は、各当事者誠意を持って協議し、解決に努める。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、損保ジャパン、DeNA SOMPO Mobility、ディー・エヌ・エー及び市それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年5月19日

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  
損害保険ジャパン株式会社  
取締役社長

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号  
株式会社DeNA SOMPO Mobility  
代表取締役社長

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号  
株式会社ディー・エヌ・エー  
代表取締役社長

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市  
相模原市長



## 25 その他



25-1 防災関連条例・規則・規程・指針・計画・要綱・要領・マニュアル等一覧

【各局・区】

○条例

名 称	現所管課	状 況
相模原市防災条例	危機管理局危機管理課	平成26年度施行 (令和2年度改正)
相模原市防災会議条例	危機管理局危機管理課	昭和38年度施行 (平成24年度改正)
水防法第15条第1項第4号ハに規定する大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例	危機管理局危機管理課	平成29年度施行
相模原市災害対策本部条例	危機管理局緊急対策課	昭和39年度施行 (平成24年度改正)
相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例	健康福祉局生活福祉課	昭和49年度施行 (令和元年度改正)

○規則

名 称	現所管課	状 況
災害救助法の施行に関する規則	危機管理局危機管理課	令和元年度施行
相模原市災害救助基金規則	危機管理局危機管理課	令和元年度施行
相模原市災害対策本部職員の任命に関する規則	危機管理局緊急対策課	昭和39年度施行 (令和2年度改正)
相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	健康福祉局生活福祉課	昭和49年度施行 (令和元年度改正)
相模原市火災警報規則	消防局警防課	昭和39年度施行 (令和2年度改正)

○規程

名 称	現所管課	状 況
災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程	危機管理局危機管理課	令和元年度施行 (令和5年度改正)
相模原市防災行政用無線局管理運用規程	危機管理局緊急対策課	平成25年度施行 (平成30年度改正)

○指針

名 称	現所管課	状 況
危機管理指針	危機管理局危機管理課	平成23年度策定 (令和4年度改定)
災害弱者支援対策指針	健康福祉局生活福祉課	平成11年度策定

## ○計画等

名 称	現所管課	状 況
自主防災組織活動基本計画	危機管理局危機管理課	平成10年度策定 (平成23年度改定)
相模原市業務継続計画（自然災害編）	危機管理局危機管理課	平成26年度策定 (令和4年度改定)
相模原市災害受援計画	危機管理局危機管理課	平成26年度策定 (令和4年度改定)
相模原市情報システム業務継続計画	市長公室DX推進課	平成27年度策定 (令和4年度改定)
災害廃棄物等処理計画	環境経済局廃棄物政策課	平成15年度策定 (平成26年度改定)
相模原市都市防災基本計画	都市建設局都市計画課	平成21年度策定 (平成25年度改定)
第3次相模原市耐震改修促進計画	都市建設局建築・住まい政策課	令和4年度策定
相模原市下水道事業業務継続計画	都市建設局下水道経営課	平成28年度策定 (令和2年度改定)
地震発生時における消防初動計画	消防局警防課	平成15年度策定 (平成30年度改定)
災害救助に係る神奈川県資源配分計画	神奈川県	平成30年度策定
応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画	神奈川県	平成30年度策定
改正災害救助法に基づく救助に関する覚書	神奈川県	平成30年度策定

## ○要綱

名 称	現所管課	状 況
相模原市自主防災組織育成指導要綱	危機管理局危機管理課	平成3年度策定 (令和5年度改定)
相模原市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱	危機管理局危機管理課	平成12年度策定 (令和5年度改定)
相模原市避難所運営協議会活動事業費補助金交付要綱	危機管理局危機管理課	平成20年度策定 (令和5年度改定)
災害救助法の施行に関する規則に規定する様式を定める要綱	危機管理局危機管理課	令和元年度策定 (令和2年度改定)
相模原市災害時協力井戸登録制度実施要綱	危機管理局危機管理課	平成23年度策定 (平成27年度改定)
相模原市地区防災計画の提案に関する要綱	危機管理局危機管理課	平成27年度策定 (平成28年度改定)
災害時における広域応援活動拠点等指定要綱	危機管理局危機管理課	令和元年度策定
相模原市初期消火活動用資機材の譲与に関する要綱	危機管理局危機管理課	平成25年度策定 (令和2年度改定)
相模原市防災協力事業所登録制度実施要綱	危機管理局危機管理課	平成22年度策定 (令和2年度改定)

さがみはら防災マイスター認証及び登録派遣制度実施要綱	危機管理局危機管理課	平成 25 年度策定 (令和 4 年度改定)
さがみはら防災マイスター認証講座実施要綱	危機管理局危機管理課	令和 4 年度策定
防災等に関する事業共催等名義使用承認取扱要綱	危機管理局危機管理課	平成 19 年度策定 (平成 25 年度改定)
さがみはら防災スクール制度実施要綱	危機管理局危機管理課	平成 25 年度策定
相模原市災害対策本部要綱	危機管理局緊急対策課	平成9年度策定 (令和5年度改定)
相模原市防災行政用固定系無線局運用要綱	危機管理局緊急対策課	平成元年度策定 (令和3年度改定)
税務部住家等被害調査実施本部要綱	財政局税制課	平成23年度策定 (平成25年度改定) ※実施要領及び担当者名簿を随時更新
ふれあい広場における倉庫等の設置に関する要綱	市民局市民協働推進課	平成 8 年度策定 (令和 2 年度改定)
相模原市小災害見舞金等支給要綱	健康福祉局生活福祉課	昭和40年度策定 (平成21年度改定)
相模原市風水害り災者住宅改良資金利子補給要綱	健康福祉局生活福祉課	昭和52年度策定 (平成20年度改定)
相模原市大規模災害見舞金要綱	健康福祉局生活福祉課	平成 3 年度策定 (平成 22 年度改定)
相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定に基づき様式を定める要綱	健康福祉局生活福祉課	令和元年策定 (令和 2 年度改定)
相模原市災害医療コーディネーター設置要綱	健康福祉局医療政策課	平成 29 年度策定 (令和元年度改定)
既存住宅・建築物耐震化促進事業に係る各制度要綱	都市建設局建築・住まい政策課	—
災害り災者を対象とした市営住宅の一時使用に関する要綱	都市建設局住宅課	平成 29 年度策定 (令和 2 年度改定)
教育委員会災害活動本部設置要綱	教育委員会教育総務室	平成 10 年度策定 (令和 4 年度改定)
相模原市防災専門員設置要綱	危機管理局危機管理課	平成 11 年度策定 (令和 3 年度改定)
災害時の外国人支援に係る本部事務局員に関する要綱	市民局国際課	令和元年度策定 (令和 5 年度改定)

○要綱（令和元年東日本台風に関するもの）

名 称	現所管課	状 況
台風第 1 9 号に係る相模原市災害復旧・復興推進本部設置要綱	市長公室政策課	令和元年度策定 (令和2年度改定・ 令和4年度廃止)
相模原市令和元年東日本台風災害義援金配分委員会設置要綱	健康福祉局生活福祉課	令和元年度策定 (令和2年度改定)
令和元年東日本台風による被災者に係る介護保険料の減額又は免除に係る取扱要綱	健康福祉局介護保険課	令和元年度策定 (令和2年度改定)

令和元年台風第19号被災者に係る国保税減免取扱要綱	健康福祉局国保年金課	令和元年度策定
相模原市被災中小企業者復旧支援事業費補助金要綱	環境経済局地域経済対策課	令和元年度策定 (令和2年度改定)
令和元年台風19号により被災した市民へのリユース家具提供事業実施要綱	環境経済局資源循環推進課	令和元年度策定
相模原市令和元年台風19号に係る宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業実施要綱	都市建設局建築・住まい政策課	令和元年度策定
令和元年台風19号における相模原市賃貸型応急住宅実施要綱	都市建設局住宅課	令和元年度策定

○要領・マニュアル等

名 称	現所管部課	状 況
自主防災組織活動・支援マニュアル	危機管理局危機管理課	平成10年度策定 (平成23年度改定)
飲料水兼用貯水槽取扱要領	危機管理局危機管理課	—
大規模災害発生時等における帰宅困難者への支援手順マニュアル	危機管理局危機管理課 都市建設局交通政策課	平成26年度策定 (平成30年度改定)
災害発生時等における職員の初動要領	危機管理局緊急対策課	平成14年度策定 (平成29年度改定)
災害対策本部事務局運営要領	危機管理局緊急対策課	平成2年度策定 (令和3年度改定)
災害対策本部事務局運営マニュアル	危機管理局緊急対策課	平成26年度策定 (令和3年度改定)
降積雪対策マニュアル	危機管理局緊急対策課	平成26年度策定 (令和3年度改定)
風水害時避難場所運営マニュアル	危機管理局緊急対策課	令和2年度策定
相模原市避難情報判断・伝達マニュアル	危機管理局緊急対策課	平成28年度策定 (令和4年度改定)
一時滞在施設運営マニュアル	危機管理局危機管理課 各区役所地域振興課	平成26年度策定 緑 平成28年度改定 中央 令和3年度改定 南 令和3年度改定
避難所運営マニュアル	発行 危機管理局危機管理課 編集 各区役所地域振興課	平成11年度策定 (令和3年度改定)
相模原市自主防災組織防災機材助成要領	危機管理局危機管理課	平成3年度策定 (平成21年度改定)
関東地方非常通信協議会会則	危機管理局緊急対策課	昭和45年度策定 (平成23年度改定)
市長・副市長登庁支援班行動マニュアル	市長公室秘書課	平成18年度策定 (令和3年度改定)
災害復興計画策定マニュアル	市長公室政策課	平成28年度策定 (平成29年度改訂)
初期の問い合わせ窓口の設置要領	市長公室広聴広報課	平成15年度策定 (平成28年度改定)
災害発生時における地方自治体等の職員の受援マニュアル	総務局人事・給与課	平成28年度策定

名 称	現所管部課	状 況
災害発生時等における動員職員支援マニュアル	総務局職員厚生課	平成14年度策定 (平成23年度改定)
住家及び市有建物の被害調査実施要領	財政局資産税課	—
災害相談室開設要領	市民局区政推進課	平成15年度策定 (令和2年度改定)
風水害時の地域包括ケア推進課・高齢・障害者相談課の高齢者支援初動対応マニュアル	健康福祉局地域包括ケア推進課	令和元年度策定 (令和3年度改定)
遺体収容施設運営マニュアル	健康福祉局生活福祉課	平成15年度策定 (平成27年度改定)
災害時要援護避難支援ガイドライン	健康福祉局生活福祉課	平成24年度策定 (令和2年度改定)
災害時要援護者支援の取り組みの手引き・事例集	健康福祉局生活福祉課	平成26年度策定 (令和3年度改定)
福祉避難所運営に関するガイドライン(民間福祉施設用)	健康福祉局生活福祉課	平成26年度策定 (令和2年度改定)
相模原市災害時医療救護マニュアル	健康福祉局医療政策課	平成7年度策定 (令和5年度改定)
相模原市救護所運営マニュアル	健康福祉局医療政策課	令和3年度策定 (令和5年度改定)
災害時に係る初動マニュアル精神保健福祉対策本部	健康福祉局精神保健福祉課 精神保健福祉センター	平成24年度策定 (令和3年度改定)
災害ボランティアマニュアル	社会福祉協議会	平成11年度策定 (平成23年3月改定)
相模原市災害時保健医療調整本部ガイドライン	健康福祉局地域保健課 医療政策課	令和5年度策定
災害時における保健師派遣対応マニュアル	健康福祉局地域保健課	平成17年度策定 (平成26年度改定)
救護所における保健師活動マニュアル	健康福祉局地域保健課	平成18年度策定
災害被災地職員派遣に伴う後方支援マニュアル	健康福祉局地域保健課	平成19年度策定 (平成26年度改定)
災害時栄養・食生活支援活動マニュアル	健康福祉局健康増進課	平成23年度策定 (令和4年度改定)
避難所等巡回・地域ローラー作戦班運営マニュアル	健康福祉局地域保健課	平成24年度策定 (令和2年度改定)
災害時保健師等初動対応マニュアル	健康福祉局地域保健課	平成24年度策定 (平成26年度改定)
保健師等応援隊受入窓口対応マニュアル	健康福祉局地域保健課	平成24年度策定 (平成26年度改定)
難病患者のための災害時の心得	健康福祉局疾病対策課	平成16年度策定 (平成30年度改定)
難病療養者支援マニュアル(6災害時要援護者支援)	健康福祉局疾病対策課	平成27年度策定 (令和2年度改定)
難病患者災害時対応フロー	健康福祉局疾病対策課	平成27年度策定 (令和2年度改定)

名 称	現所管部課	状 況
災害時応急給水マニュアル	健康福祉局生活衛生課	平成16年度策定 (令和2年度改定)
市立保育園・認定こども園防災マニュアル	こども・若者未来局保育課	令和2年度策定
陽光園災害対策マニュアル	こども・若者未来局陽光園	平成24年度策定 (令和2年度改定)
児童相談所災害時対応マニュアル	こども・若者未来局児童相談所総務課	平成26年度策定 (令和3年度改定)
児童厚生施設等安全管理マニュアル	こども・若者未来局こども・若者支援課	平成25年度策定 (令和3年度改定)
災害時業務マニュアル	環境経済局ゼロカーボン推進課	平成16年度策定 (令和4年度改定)
食料・物資等供給マニュアル	環境経済局地域経済対策課	平成12年度策定 (令和2年度改定)
災害時対応マニュアル	環境経済局農政課	平成24年度策定 (令和4年度改定)
地域防災計画に基づく有害物質に関する災害対策マニュアル	環境経済局環境保全課	平成16年度策定 (令和5年度改定)
災害時業務マニュアル	環境経済局水みどり環境課	平成16年度策定 (毎年度更新)
災害時業務マニュアル	環境経済局公園課	平成15年度策定 (毎年度更新)
災害時業務マニュアル	環境経済局津久井地域環境課	令和3年度策定
相模原市市街地復興マニュアル	都市建設局都市計画課	平成26年度策定
駅前混乱防止対策マニュアル	都市建設局交通政策課	平成17年度策定 (平成25年度改定)
被災宅地危険度判定業務マニュアル	都市建設局開発調整課	平成22年度策定 (平成27年度改定)
神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル	神奈川県	—
神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル	神奈川県	—
神奈川県被災住宅再建支援マニュアル	神奈川県	—
応急危険度判定活動マニュアル	都市建設局建築審査課	平成12年度策定 (平成24年度改定)
土木部災害時活動マニュアル	都市建設局道路計画課	平成16年度策定 (令和4年度改定)
凍雪害防止活動マニュアル	都市建設局道路計画課	平成16年度策定 (令和3年度改定)
車両移動等に関するマニュアル	都市建設局路政課	平成27年度策定 (平成28年度改定)
下水道事業災害時活動マニュアル	都市建設局下水道経営課	平成28年度策定 (令和4年度改定)



名 称	現所管部課	状 況
現地対策班活動マニュアル	各区役所地域振興課（緑区：関係まちづくりセンター）	平成16年度策定 緑 平成28年度改定 中央 令和3年度改定 南 平成28年度改定
区本部運営マニュアル	各区役所地域振興課	平成23年度策定 緑 令和4年度改定 中央 令和3年度改定 南 令和4年度改定
り災証明発行業務マニュアル	中央区役所区民課	平成15年度策定 （平成26年度改定）
埋火葬許可証等発行業務マニュアル（災害時）	中央区役所区民課	令和元年度策定
議会・行政委員会部災害対策マニュアル	議会局議会総務課	平成20年度策定 （平成30年度改定）
教育局地震災害時対応マニュアル集	教育局教育総務室	平成19年度策定 （令和5年度改定）
学校安全の手引（地震編）	教育局学校教育課	平成10年度策定 （令和4年度改定）
学校安全の手引（風水害・大雪災害編）	教育局学校教育課	平成29年度策定 （令和3年度改定）
災害時等における会計事務処理マニュアル	会計課	平成29年度策定 （令和3年度改定）
相模原市震災消防マニュアル	消防局警防課	平成25年度制定 （令和3年度改定）
神奈川県文化財防災対策マニュアル	神奈川県	平成30年度策定

## 25-2 相模原市の災害記録【危機管理局】

※昭和54年以前は、旧相模原市のみの記録

- 天明4年(1784)・天明のききんにより餓死者多数
- 万延元年(1860)・田名烏山用水が洪水で流された
- 明治8年(1875)・新戸に大火があった
- 明治39年(1906)・豪雨のため相模川が氾濫した
- 大正12年(1923)・関東大震災
- 昭和19年(1944)・下溝と古山に大火があった
- 昭和24年(1949)・淵野辺に大火があった(138棟全焼)
- 昭和27年(1952)・淵野辺に大火があった
- 昭和34年(1959)・台風7号、15号来襲
- 昭和36年(1961)・台風6号、18号来襲
- 昭和40年(1965)・台風6号、17号、24号来襲
- 昭和41年(1966)・台風4号来襲(6月28日)  
全壊3、床上浸水233、床下浸水306
- ・台風26号来襲(9月24日~25日)  
全壊13、半壊519、床上浸水58、床下浸水41
- 昭和46年(1971)・台風23号来襲(8月31日)  
床上浸水42、床下浸水293
- ・台風29号来襲(9月26日)  
床上浸水42、床下浸水263
- 昭和47年(1972)・7月豪雨(7月22日)  
全壊1、床上浸水439、床下浸水1,094
- ・台風6号来襲(7月15日)  
半壊1、床上浸水85、床下浸水336
- ・秋雨前線による大雨(9月15日)  
床上浸水34、床下浸水151
- ・台風20号来襲(9月17日)  
半壊5、一部破損3
- 昭和48年(1973)・寒冷前線の通過にともなう大雨(10月14日)  
床上浸水6、床下浸水36
- ・低気圧の通過にともなう大雨(11月10日)  
床上浸水2、床下浸水36
- 昭和49年(1974)・梅雨前線による大雨(6月18日)  
床上浸水1、床下浸水18
- ・梅雨前線による集中豪雨(7月7日~8日)  
床上浸水7、床下浸水67
- ・梅雨前線による大雨(7月10日~11日)  
床下浸水10
- ・台風14号来襲(8月25日~26日)  
半壊1、床上浸水8、床下浸水108
- ・台風16号来襲(9月1日)  
床下浸水106
- 昭和50年(1975)・低気圧の通過に伴う大雨(3月21日)  
床上浸水5、床下浸水54
- ・集中豪雨(6月10日)  
床上浸水3、床下浸水128
- ・梅雨前線による大雨(7月4日)  
床下浸水28
- ・集中豪雨(7月21日)  
床上浸水5、床下浸水113
- ・台風13号来襲(10月5日)  
床上浸水25、床下浸水267
- ・低気圧の通過に伴う大雨(11月7日)  
床下浸水6

- 昭和51年（1976）・台風17号に伴う集中豪雨（9月9日）  
床上浸水172、床下浸水832
- 昭和52年（1977）・低気圧の通過に伴う大雨（5月15日）  
床上浸水2、床下浸水156
- ・集中豪雨（7月3日）  
床上浸水15、床下浸水167
- ・集中豪雨（7月6日～7日）  
床上浸水1、床下浸水29
- ・集中豪雨（7月7日）  
床上浸水10、床下浸水35
- ・大雨（8月18日～19日）  
床下浸水93
- ・台風9号の影響による大雨（9月9日～10日）  
床下浸水154
- ・台風11号の影響による大雨（9月19日）  
床下浸水5
- 昭和53年（1978）・低気圧の通過に伴う大雨（4月6日）  
床上浸水205、床下浸水620
- ・低気圧の通過に伴う大雨（4月18日）  
床下浸水3
- ・熱帯低気圧の通過に伴う大雨（7月11日）  
床上浸水173、床下浸水1,345
- 昭和54年（1979）・低気圧の通過に伴う大雨（3月24日）  
床上浸水4、床下浸水44
- ・低気圧の通過に伴う大雨（4月8日）  
床下浸水18
- ・低気圧の通過に伴う大雨（5月8日）  
床下浸水11
- ・集中豪雨（8月20日）  
床下浸水19
- ・台風12号に伴う大雨（9月4日）  
床上浸水1、床下浸水9
- ・台風16号に伴う大雨（10月1日）  
床下浸水8
- ・台風20号来襲（10月19日）  
負傷者6、半壊2、一部破損175、床上浸水7、床下浸水15
- 昭和55年（1980）・低気圧の通過に伴う大雨（5月15日）  
床下浸水2
- ・台風13号に伴う大雨（9月11日）  
床下浸水12
- ・台風19号に伴う大雨（10月14日）  
床下浸水4
- 昭和56年（1981）・低気圧の通過に伴う大雨（4月20日）  
床上浸水5、床下浸水39
- ・台風24号に伴う大雨（10月22日）  
床上浸水1、床下浸水50
- 昭和57年（1982）・台風10号来襲（8月1日）  
死者5、負傷者7、全壊9、半壊8、一部破損31、床上浸水8、床下浸水61
- ・低気圧の通過に伴う大雨（8月30日）  
床上浸水3、床下浸水10
- ・台風18号来襲（9月10日）  
負傷者1、床上浸水32、床下浸水199、停電約17,000戸
- ・低気圧の通過に伴う大雨（11月30日）  
床上浸水4、床下浸水52
- 昭和58年（1983）・雷雨による大雨（6月10日）  
床上浸水4、床下浸水3
- ・台風5号来襲（8月16日）  
床上浸水2、床下浸水8

- 昭和59年 (1984)
  - ・台風6号来襲 (8月17日)  
床上浸水2、床下浸水29
  - ・雷雨による集中豪雨 (7月27日)  
負傷者1、床上浸水93、床下浸水57
  - ・低気圧の通過に伴う大雨 (8月13日)  
床下浸水19
- 昭和60年 (1985)
  - ・台風6号に伴う風水害 (6月30日)  
死者1、全壊1、床下浸水45
  - ・台風14号来襲 (8月30日)  
負傷者1
- 昭和61年 (1986)
  - ・大雪 (3月23日)  
負傷者3、一部破損8、断水約80,000戸、停電約65,000戸
  - ・台風10号に伴う大雨 (8月4日～5日)  
床下浸水2、一部破損2
  - ・台風15号に伴う大雨 (9月2日)  
床下浸水4
  - ・低気圧の通過に伴う大雨 (12月18日～19日)  
床上浸水2、床下浸水10
- 昭和62年 (1987)
  - ・低気圧の通過に伴う大雨 (9月25日)  
床下浸水46
- 昭和63年 (1988)
  - ・低気圧の通過に伴う大雨 (8月10日～12日)  
負傷者1、床上浸水3、床下浸水21
  - ・低気圧の通過に伴う大雨 (8月25日)  
床下浸水10
- 平成元年 (1989)
  - ・台風12号及び低気圧の通過に伴う大雨 (7月31日～8月1日)  
床下浸水2
  - ・集中豪雨 (8月19日)  
床上浸水2、床下浸水1
  - ・台風17号に伴う大雨 (8月27日)  
負傷者1、床下浸水4
- 平成2年 (1990)
  - ・雷雲の通過に伴う大雨による被害 (8月8日)  
床上浸水26、床下浸水50、停電約1,500戸
  - ・台風11号の通過に伴う被害 (8月10日)  
負傷者1、床下浸水1、一部破損2
  - ・台風19号の通過に伴う被害 (9月19日～20日)  
床下浸水1、一部破損1、停電約1,000戸
  - ・台風20号の通過に伴う被害 (9月30日)  
床下浸水14
  - ・台風28号の通過に伴う被害 (11月30日)  
床上浸水2、停電約1,800戸
- 平成3年 (1991)
  - ・台風18号の接近に伴う大雨 (9月19日)  
負傷者3、全壊3、半壊2、一部破損2、床上浸水98、床下浸水167
  - ・台風21号の接近に伴う大雨 (10月12日)  
床下浸水2
- 平成4年 (1992)
  - ・雷雲による降雨 (5月20日)  
床下浸水1
- 平成6年 (1994)
  - ・雷雲による降雨 (7月12日)  
停電約1,140戸
  - ・台風26号の接近に伴う強風 (9月29日～30日)  
負傷者1
  - ・酒匂川への薬剤流入のため取水停止による断水 (12月14日)  
断水約66,000戸
- 平成7年 (1995)
  - ・大雨 (8月22日)  
停電約1,000戸
  - ・台風12号の接近に伴う大雨 (9月16日～17日)  
停電約2,950戸
- 平成8年 (1996)
  - ・平成8年山梨県東部地震 (3月6日)  
負傷者2、停電約1,500戸

- ・台風17号の接近に伴う大雨（9月22日）  
負傷者2、一部破損39、床下浸水13
- 平成9年（1997）
  - ・台風7号（6月20日）  
床下浸水3、一部破損11、停電約2000戸
  - ・集中豪雨（8月23日）  
床上浸水1
  - ・集中豪雨（8月25日）  
床上浸水1
- 平成10年（1998）
  - ・大雪【積雪26cm】（1月8日）  
負傷者19、一部破損1、停電約700戸
  - ・大雪【積雪38cm】（1月15日）  
負傷者6、一部破損3
  - ・大雨（7月30日）  
床上浸水1、床下浸水10
  - ・大雨（8月7日）  
床下浸水2
  - ・台風4号（8月27～28日）  
床上浸水2、床下浸水14
  - ・台風5号（9月15日）  
一部破損1、床上浸水4、床下浸水8
  - ・台風7号（9月21日）  
負傷者2
  - ・台風10号（10月18日）  
停電約1,770戸
- 平成11年（1999）
  - ・雷雲による大雨（7月21日）  
死者1（落雷）
  - ・熱帯低気圧による大雨（8月14日）  
床上浸水5、床下浸水13
- 平成12年（2000）
  - ・雷雲による大雨（9月12日）  
床上浸水8、床下浸水37
  - ・大雨（9月16日）  
負傷者1、一部破損1、床下浸水11、停電約4,700戸
  - ・雷雲による大雨（9月24日）  
床下浸水2、停電約1,200戸
- 平成13年（2001）
  - ・大雪【積雪16cm】（1月7～8日）  
負傷者13
  - ・大雪【積雪21cm】（1月20日）  
負傷者20
  - ・大雪【積雪22cm】（1月27日）  
負傷者34
  - ・大雨（8月11日）  
床下被害1
  - ・台風11号（8月21～22日）  
床下被害1
  - ・台風15号（9月10～11日）  
負傷者1、一部破損1、床下被害3
- 平成14年（2002）
  - ・大雨（8月16日）  
床上浸水4、床下浸水13
  - ・台風13号（8月19日）  
床下浸水1
  - ・雷雲による大雨（9月9日）  
床上浸水3、床下浸水12
  - ・台風21号（10月1日）  
床下浸水4
  - ・大雨（10月6～7日）  
床下浸水1
- 平成15年（2003）
  - ・台風10号（8月8日～9日）  
一部破損3

- ・大雨 (10月13日)  
床下浸水8
- 平成16年 (2004)
  - ・台風6号 (6月21日)  
一部破損5
  - ・台風22号 (10月8~10日)  
床下浸水3、一部破損3
  - ・強風 (12月5日)  
一部破損5
- 平成17年 (2005)
  - ・突風・降ひょう (5月15日)  
負傷者2、一部破損129
  - ・大規模停電 (7月23日)  
停電約32,000戸
  - ・大雨 (8月8日)  
床上浸水3、床下浸水7
  - ・台風11号 (8月25日)  
一部破損1
  - ・台風14号 (9月7日)  
床下浸水1
- 平成18年 (2006)
  - ・大雨 (3月16日)  
一部破損2
  - ・大雨 (5月24日)  
床下浸水2
  - ・大雨 (6月16日)  
床下浸水3
- 平成19年 (2007)
  - ・大雨 (7月29日)  
床下浸水6、
  - ・大雨 (7月30日)  
床上浸水3、床下浸水3
  - ・大雨 (8月5日)  
床下浸水1
  - ・大雨 (9月6日~7日)  
負傷者1、床下浸水6、停電約1,000戸
- 平成20年 (2008)
  - ・強風 (3月1日)  
一部破損1、
  - ・大雨・強風 (4月8日)  
半壊1
  - ・大雨・強風 (5月20日)  
負傷者1、一部破損2
  - ・大雨 (8月5日)  
床下浸水5
  - ・平成20年8月末豪雨 (8月28日~29日)  
負傷者1、半壊1、一部破損2、床上浸水26、床下浸水118
  - ・大雨 (9月7日)  
床下浸水1
  - ・強風 (12月21日)  
一部破損1
- 平成21年 (2009)
  - ・駿河湾を震源とする地震【市内最大震度4】 (8月11日)  
負傷者1、一部破損1
  - ・台風18号 (10月7日)  
一部破損3
- 平成22年 (2010)
  - ・強風 (1月13日)  
負傷者1
  - ・大雪 (2月2日)  
負傷者3
  - ・大雪 (3月9日)  
負傷者1
  - ・大雨 (3月21日)  
負傷者1

- ・大雨 (9月28日)  
停電約500戸
- ・大雨 (12月3日)  
床上浸水3、床下浸水5
- 平成23年 (2011) ・東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 【市内最大震度5弱】 (3月11日)  
負傷者5、住家等被害30、停電最大約132,800世帯  
帰宅困難者市内7駅で2,536人  
福島第一原子力発電所の事故の影響 (計画停電、鉄道運休等)
- ・大雨 (6月30日)  
床上浸水1
- ・台風6号 (7月19~20日)  
土砂崩れ4、避難勧告5箇所48世帯
- ・大雨 (8月26~27日)  
床上浸水1、床下浸水3
- ・大雨 (9月1~5日)  
崖崩れ等1、土砂崩落1
- ・台風15号 (9月21~22日)  
死者1、負傷者11(重症2)、住家被害69、土砂崩れ3、避難勧告1世帯1名
- 平成24年 (2012) ・大雪 (1月23~24日)  
負傷者37
- ・大雪 (2月29日)  
負傷者14
- ・大雨、強風 (4月3~4日)  
負傷者61(重症1)
- ・台風4号 (6月19~20日)  
負傷者3、土砂流出等11、家屋等損壊11、崖崩れ2、住家被害7、停電約5,000戸
- 平成25年 (2013) ・大雪 (1月14日)  
負傷者45、公共施設被害10、停電約30世帯
- ・大雨 (4月7日)  
道路冠水2、床下浸水1
- ・台風18号 (9月15~17日)  
負傷者5、停電最大5,000軒
- 平成26年 (2014) ・大雪 (2月8日)  
負傷者67、公共施設被害12
- ・大雪 (2月14日~17日)  
負傷者104、停電計5,000軒以上、公共施設被害89、住家全壊4、一部損壊62
- ・大雨 (7月20日)  
床下浸水1
- ・大雨 (8月10日)  
河川被害1
- ・大雨 (10月5~6日)  
負傷者等なし、避難準備情報228,351世帯522,896名
- ・大雨 (10月13~14日)  
負傷者等なし、避難準備情報31,802世帯71,643名
- 平成27年 (2015) ・台風11号 (7月16~17日)  
負傷者等なし、がけ崩れ1
- ・台風18号 (9月8~10日)  
負傷者等なし、がけ崩れ2、避難勧告122,408世帯276,691名

- ・東京湾を震源とする地震（9月12日）  
負傷者1（軽症）
- 平成28年（2016）
  - ・大雨（8月10日）  
負傷者等なし、非住家被害1
  - ・台風9号（8月22日）  
死者1、住家半壊1、床上浸水2、床下浸水6、非住家被害2、がけ崩れ4、停電400世帯  
避難勧告110, 781世帯258, 541名
- 平成29年（2017）
  - ・台風21号（10月22日～10月23日）  
軽傷1、一部破損2、床下浸水2、がけ崩れ5、停電2, 800世帯  
避難準備・高齢者等避難開始126, 942世帯290, 434名  
避難勧告119, 985世帯274, 622名
- 平成30年（2018）
  - ・台風12号（7月28日～7月29日）  
負傷者等なし  
避難準備・高齢者等避難開始130, 144世帯294, 953名【市内全域】
  - ・台風20号（8月24日）  
負傷者等なし、床下浸水1
  - ・台風21号（9月5日）  
軽傷1
  - ・台風24号（10月1日）  
軽傷1、住家半壊3、一部破損48、がけ崩れ4  
避難勧告1, 783世帯3, 851名
- 令和元年（2019）
  - ・台風15号（9月8日～9月9日）  
軽傷1、一部破損3、停電3, 500世帯  
避難準備・高齢者等避難開始131, 632世帯294, 565名【市内全域】
  - ・台風19号（10月11日～10月13日）  
死者8、重傷1、軽傷2、住家全壊23、住家半壊48、一部破損128、  
床上浸水20、床下浸水51、非住家被害157、がけ崩れ216、停電3, 959世帯  
避難準備・高齢者等避難開始131, 632世帯294, 565名【市内全域】  
避難勧告131, 632世帯294, 565名【市内全域】（土砂災害、河川氾濫）、  
避難指示（緊急）83, 308世帯185, 195名（土砂災害、河川氾濫）
- 令和2年（2020）
  - ・大雨（4月18日）  
がけ崩れ1
  - ・大雨（6月6日）  
床上浸水1
  - ・大雨（7月26日）  
がけ崩れ1
  - ・大雨（8月31日）  
軽傷1、公共施設被害2、床上浸水1、停電4, 260世帯
  - ・大雨（9月5日～9月7日）  
停電130世帯
  - ・台風14号（10月10日）  
がけ崩れ、停電210世帯
- 令和3年（2021）
  - ・福島県沖を震源とする地震【市内最大震度4】（2月13日）  
停電約21, 470世帯
  - ・大雨（8月14日～8月17日）  
がけ崩れ1  
避難指示143, 468世帯284, 149名【市内全域】（土砂災害、河川氾濫）
  - ・台風14号（9月18日～9月19日）  
床上浸水1



- ・大雨（12月1日）  
停電約380世帯
- 令和4年（2022）
  - ・福島県沖を震源とする地震【市内最大震度4】（3月16日）  
停電約37,600世帯
  - ・大雨（7月16～17日）  
避難指示20,229世帯42,819名【市内全域（土砂災害警戒区域内のみ）】
  - ・台風14号（9月19～20日）  
停電2,880世帯
  - ・台風15号（9月23～24日）  
がけ崩れ1、停電10世帯未満

## 25-3 東海地震事前対策計画【各局・区】

気象庁が、平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始し、「東海地震に関連する情報」の発表を行わなくなった。

一方で、今後東海地震に係る予知が可能となった場合を考慮し、大規模地震対策特別措置法に「警戒宣言」等の記載が残っていることから、これまで地震対策計画編第 3 款に位置付けていた「東海地震事前対策計画」について、資料編に参考掲載するもの。

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目 的

この計画は、気象庁から東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表並びに内閣総理大臣から東海地震に係る警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合に、大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項の規定に準じ、市がとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、その他地震防災上重要な対策に関する事項が発表されたとき、市がとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項を定め、市における地震防災体制の整備推進を図ることを目的とする。

## 第 2 節 基本方針

東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震予知情報等」という。）の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、その内容等を正確かつ迅速に防災関係機関及び市民に周知することにより、市民生活の安定を図り、混乱の発生を防止する。

地震防災応急対策は、関係各機関相互が密接な連携をとり、全力を挙げて実態に即応した効果的な措置を講ずることに努めるとともに、その実施に当たっては、人命の安全の確保を第一とし、次いで社会、経済的影響が大きく地震防災上重要度が高い事項から順次実施するものとする。

地震防災応急対策等の適切な実施のために、市災害対策本部の設置及び運営に関する事項を具体的に定め、迅速かつ的確な対応を図るとともに、日頃から市民の協力を得て、自主防災組織の育成強化を図り、訓練、教育、広報を通じて、地震災害に対して一体的に対処する体制を整備するものとする。

## 第 3 節 事務・業務の大綱

### 1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

東海地震に関連する情報及び警戒宣言によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるために、市はその事前にとるべき措置に関し、関係機関と相互協力して、おおむね次の業務を処理する。

- (1) 東海地震注意情報の発表に伴う市地震災害警戒本部の設置・運営等
- (2) 東海地震予知情報の発表に伴う市災害対策本部の設置・運営等

- (3) 警戒宣言発令に伴う市災害対策本部の設置・運営等
- (4) 東海地震に関連する情報の収集・伝達
- (5) 事前に避難すべき地区の指定及び避難対策
- (6) 東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の広報対策
- (7) 児童・生徒等保護対策
- (8) 地震発生後に備えた資機材・人員等の配備及び飲料水、食料、その他生活必需品の確保
- (9) 医療救護対策
- (10) 緊急輸送に関する事項
- (11) 市が管理又は運営する施設等に関する対策
- (12) 消防対策
- (13) 地震防災上必要な広報に関する計画
- (14) 地域防災体制の整備・推進
- (15) 関係機関における事前対策等の実施状況の把握
- (16) 地震防災応急対策の基本となるべき事項

## 2 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者は、この計画に定める事前対策に係る防災業務を勘案して、地震防災応急計画の作成に努め、全市一体となった地震防災応急対策の実施のために、協力するものとする。

## 第2章 市災害対策本部の設置等

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市、県及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、市、県及び防災関係機関は準備行動を終了する。

### 第1節 東海地震に関連する情報発表時の体制

#### 1 基本方針

東海地震に関連する調査情報もしくは東海地震注意情報が発表された場合は、情報の内容を迅速に把握し、カラーレベルに応じて地震災害初動体制（レベル1）、地震災害警戒本部体制（レベル2）を整える。東海地震予知情報が発表され、市の総力を挙げて応急対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制（レベル3）を整える。

#### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	東海地震に関連する情報の把握と体制の整備に関すること。
	関 係 各 局		

#### 3 東海地震に関連する情報発表時の体制

市は、気象庁から東海地震に関連する情報が発表された場合は、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ次の体制をとる。

情報の種類	情 報 の 内 容	配 備 体 制
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例 毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し必要な対策を行える体制（地震災害初動体制配備）
	臨時 東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	

情報の種類	情報の内容	配備体制
<p style="text-align: center;">東海地震 注意情報 (カラーレベル黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表する情報で、おおむね東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップ（前兆的な滑り現象）である可能性が高まったと判定会が判断した場合などに発表するもの</p>	<p>情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制（地震災害警戒本部体制配備）</p>
<p style="text-align: center;">東海地震 予知情報 (カラーレベル赤)</p>	<p>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する情報で、警戒宣言が発せられた場合に発表される。おおむね東海地域におけるひずみ計3箇所以上の有意な変化が、プレスリップによるものと判定会が判断した場合などに発表するもの</p>	<p>事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制（災害対策本部体制配備）</p>

注) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に係る自治体が設置するものであるが、本市は強化地域外であり、ここでいう地震災害警戒本部は、同法に基づくものではない。

## 第2節 市災害対策本部の設置

市は、東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、市災害対策本部を設置するが、その組織・動員及び運営については、次により実施する。

### 1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等に関すること。

### 2 市災害対策本部の設置及び廃止

市長は、東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられたときは、直ちに市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制配備を指令する。また、東海地震予知情報が解除された場合、警戒宣言の解除の場合、あるいは災害の発生のおそれが解消されたと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

### 3 市災害対策本部の業務

市災害対策本部は、次の業務を実施する。

- (1) 東海地震予知情報及び警戒宣言の受伝達
- (2) 市民への情報提供と呼びかけ
- (3) 応急対策の事前準備
- (4) 地震防災応急対策の実施及び状況の把握
- (5) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (6) その他必要な事項

### 4 市災害対策本部の組織及び運営

市災害対策本部の組織及び運営は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱に定めるところによる。

### 5 職員の参集体制

東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の事前の応急対策に要する職員の動員については、次のとおりとする。

(1) 動員の発令

市長は、東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部体制配備を指令し、職員を参集させる。

(2) 動員の実施者

動員は、前項の動員の発令により、危機管理局が行う。

(3) 動員指令の伝達

ア 勤務時間内

本庁：庁内放送、電話等による。

出先機関：電話、地域防災無線等による。

イ 勤務時間外

勤務時間外の連絡については、職員参集システム、災害対策本部からの電話とする。通信不能の場合には、職員はテレビ、ラジオ、地震防災信号、広報車等により情報の収集に積極的に努め、参集する。

# 第3章 応急対策に係る措置に関する事項

## 第1節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達

東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達は、次により実施する。

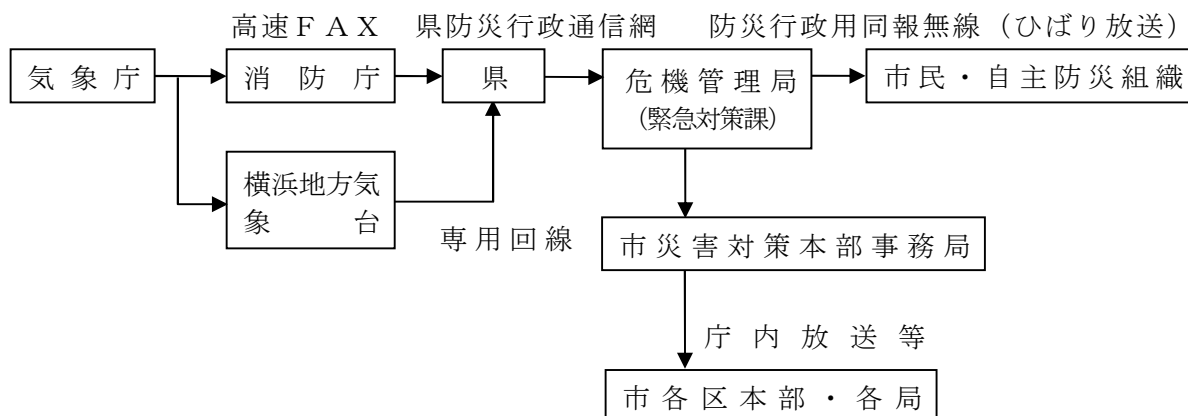
### 1 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	本部事務局	★	地震情報の収集、伝達に関すること。
	消防局	★	
関係機関	気象庁	—	地震情報の発表に関すること。
	その他の防災関係機関	—	地震情報の伝達に関すること。

### 2 東海地震に関連する情報

#### (1) 勤務時間内の伝達経路

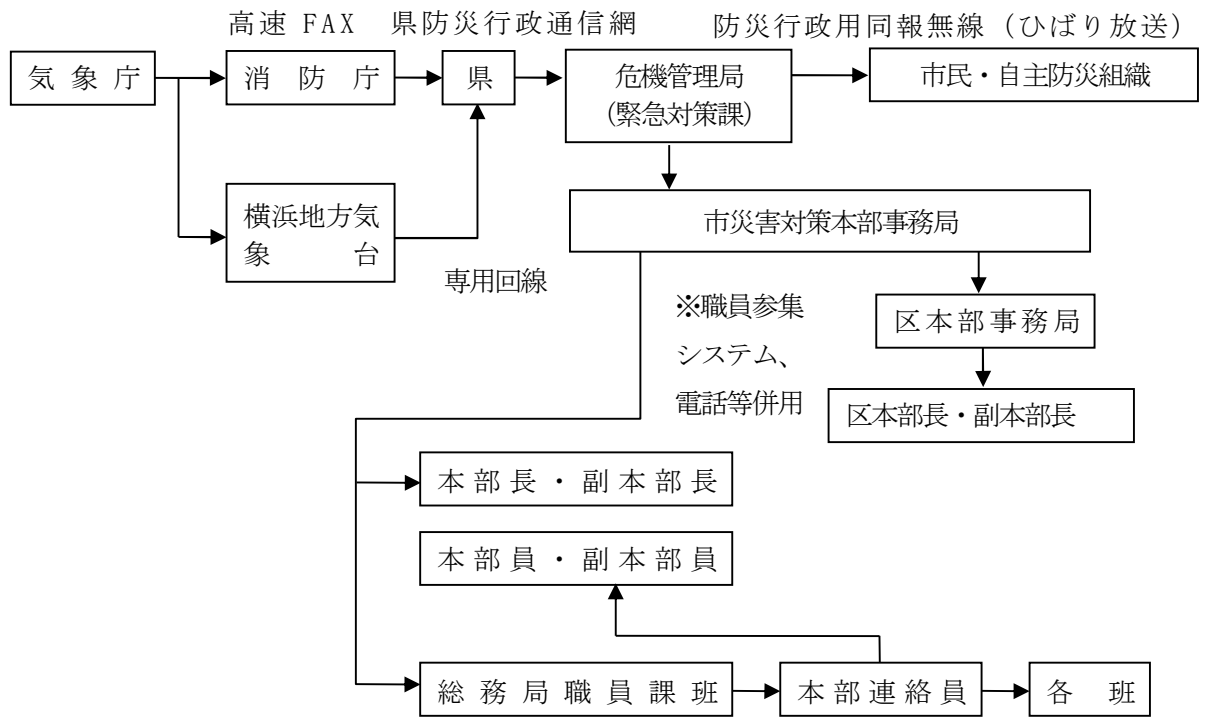
東海地震に関連する情報の伝達は、次の系統図により行う。



#### (2) 勤務時間外、休日の伝達経路

勤務時間外、休日における東海地震に関連する情報の伝達は、次の系統図により行う。

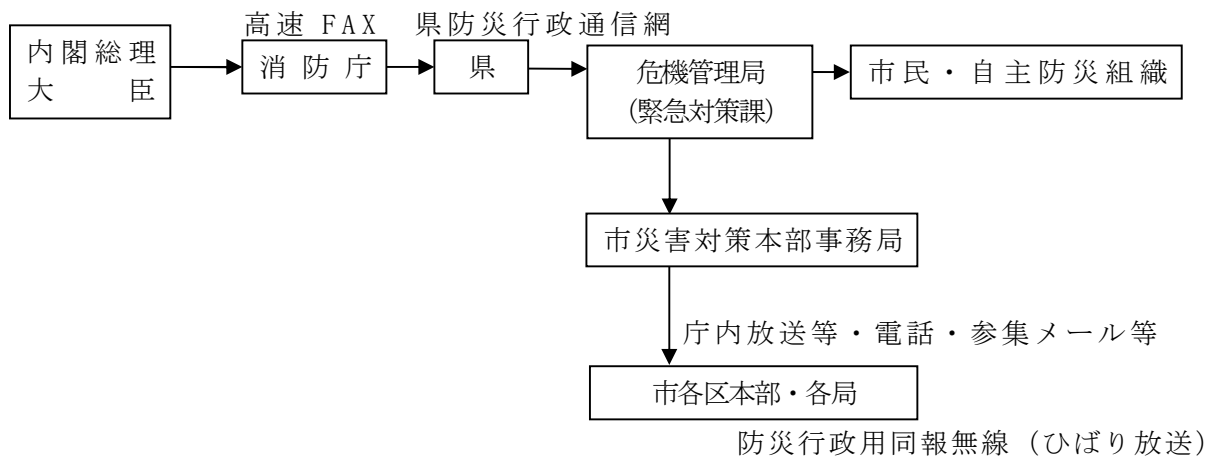




市災害対策本部の本部員は、勤務時間外等においても遅滞なく職員の参集が行われるよう、あらかじめ、災害時における職員連絡体制を整備する。

### 3 警戒宣言

警戒宣言の伝達は、次の系統図により行う。





勤務時間外、休日の場合には、職員はテレビ、ラジオ、地震防災信号、広報車等により情報の収集に積極的に努め、参集する。

#### 4 市民への周知

東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言の発令については、防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、消防車等により市民に周知する。

警戒宣言については、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第4条に定める次の地震防災信号を使用し、周知する。

警 鐘	サイレン
<p>(5 点)                      (5 点)</p> 	<p>(45秒間吹鳴)                      (45秒間吹鳴)</p>  <p>(約15秒間休止)</p>
<p>備考    1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続する。</p> <p>        2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。</p>	

## 第2節 発災に備えた資機材・人員等の配備

地震災害の発生と同時に迅速な対応措置が図られるよう、資機材の整備と人員の配備は、次のとおり行う。

### 1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	総 務 局	★	職員の動員調整、活動要員の支援等に関すること。
	関 係 各 局	★	局内の職員、資機材の配備に関すること。

### 2 配備体制の確立

市及び防災関係機関は、発災後における災害応急復旧対策を円滑に実施するため、必要な資機材の点検・整備、また、これに係る人員の配備を速やかに講ずるものとする。

### 3 配備の内容

災害応急復旧対策に係る資機材及び人員の配備を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、それぞれに必要な資機材の種類、数量、所在場所、運搬方法及び必要人員等についての具体的な措置の内容は、関係機関ごとに別途定めるものとする。

- (1) 緊急輸送路の確保
- (2) 飲料水の確保
- (3) 廃棄物処理及び清掃活動の確保
- (4) 防疫活動の確保
- (5) し尿の処理機能の確保
- (6) 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の配備確保
- (7) 応急仮設住宅の確保及び被災住宅の応急修理

### 第3節 東海地震予知情報及び警戒宣言等の広報

#### 1 基本方針

東海地震予知情報等が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努める。

#### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。
	総 務 局		
	市 長 公 室 (シビックプライド推進部)	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室 (シビックプライド推進部)	★	初期間い合わせ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。
	区 本 部		
	市 民 局		
	消 防 局	★	災害広報に関すること。
	消 防 団		
関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。	
関 係 機 関	(株)エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
	(株)ジェイコムイースト		
	相模原市印刷広告協同組合		
	防 災 関 係 機 関		

#### 3 広報活動体制

関係各局は、市民及び市内滞在者等に対する広報を確実、迅速かつ広範に伝達するため、次の手段を活用し、広報活動を行う。

- (1) 防災行政用同報無線（ひばり放送）
- (2) 広報車・消防車両
- (3) 地震防災信号
- (4) 掲 示
- (5) エフエムさがみ、ケーブルテレビ（（株）ジェイコムイースト相模原・大和局）等
- (6) 防災メール、市災害情報ツイッター

#### 4 広報内容

- (1) 東海地震予知情報及び警戒宣言等の内容、市内における災害危険箇所及び避難対象地区の周知
- (2) 事業所に対する応急対策の実施の呼びかけ
- (3) 市民がとるべき措置
- (4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) その他状況に応じて、事業所又は市民に周知すべき事項

#### 5 報道機関への連絡

市長公室は、市民に正確かつ迅速な情報の周知を行うため、報道機関へ情報の提供を行う。

#### 6 広報の重点事項

市民への広報を実施するに当たっては、視覚・聴覚障害者や外国人への配慮を行い、次の事項に留意して、的確かつ迅速に行う。

- (1) 冷静な行動をとること。
- (2) 火気の使用を自粛すること。
- (3) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。
- (4) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- (5) 飲料水等のくみ置き、食料品等の持出しの準備をすること。
- (6) 自動車、電話の使用を自粛すること。
- (7) 事前避難対象地区以外は避難行動をせずに、耐震性が確保された自宅での待機等、不要な外出は自粛し、安全な場所で行動すること。
- (8) 東海地震に関連する情報の内容を広報すること。
- (9) その他生活関連情報等、住民が必要とする情報を広報すること。

#### 7 情報混乱防止対策

市長公室は、地域の実情に応じ、防災行政用同報無線（ひばり放送）を活用し、情報の正確な周知徹底に万全の策を講じ、情報混乱の発生を防止する。

また、都市建設局及び区本部は、市内各駅の周辺等において情報の不足による不安や混乱を防止するため、鉄道事業者等と連携して広報を行う。

#### 8 広報車両及び広報区域

広報車両及び広報区域は、別に定める。

## 第4節 事前避難対策

### 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合の避難は原則として行わない。

ただし、被害が予想される地区及び避難対象地区については避難するものとする。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	事前避難対策に関すること。 避難勧告又は避難指示（緊急）に関する こと。
	市 長 公 室 (シビックプライド推進部)	★	広報活動に関すること。
	区 本 部	★	避難誘導、避難所の開設に関すること。
	消 防 局	★	避難誘導、広報活動に関すること。
	消 防 団		
	関 係 各 局	★	事前避難対策に関すること。
区 本 部			
関 係 機 関	警 察 署	—	避難路の通行確保、避難誘導、広報活 動、避難者の保護等に関すること。

### 3 事前避難対象地区の指定

警戒宣言時において避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となる地区は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区及び浸水想定区域（総則の第4章「第3節 風水害の危険性」予—26参照）地区とする。

### 4 事前避難の勧告及び避難所の開設等

本部長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区に対し防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、消防車両等により避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。この際、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、災害時要援護者名簿の活用や、障害の状況等に応じた伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。

また、区本部は、指定避難所に職員を派遣して避難所の開設を行い、避難者を受け入れるとともに、避難状況について本部事務局を通じて県に報告する。なお、これらの対応に関しては、警察署長と相互に密接な連絡を図る。

## 5 事前避難の方法

避難の際に市民が混乱なく自主的に行動できるよう、あらかじめ本部事務局は、関係各局・区及び自主防災組織と連携し、次の避難計画を定めるものとする。

### (1) 避難経路の設定

避難地区から指定避難所へ至る経路は、地区ごとに安全性、距離等を考慮し、複数のルートを設定しておく。なお、この避難経路は、幅員4.5m以上の道路とする。

### (2) 自主防災組織等との連携

本部事務局、区本部、健康福祉局及びこども・若者未来局は、自主防災組織等と協力し、各組織単位に在宅の高齢者、障害者、乳幼児、病人、妊産婦等、避難に当たり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

### (3) 避難行動

避難勧告又は避難指示（緊急）が行われたときは、自主防災組織等の協力のもと避難するものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者、出張者及び旅行者についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施する。

## 6 避難所における措置

(1) 区本部は、避難所において事前避難者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 東海地震予知情報等の伝達
- イ 地震防災応急対策実施状況の周知
- ウ 避難所の秩序維持
- エ その他本部長が避難生活に必要と認める措置

(2) 生活必需物資については、避難者の自給とする。

(3) 避難所は耐震性の確保された施設に開設するものとし、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者については、できるだけ環境条件の良い場所に避難させる。

## 7 避難状況等の把握

避難状況の把握のため、各避難所に派遣された職員等は、現地対策班を通じて区本部に避難状況等を報告する。

## 第5節 児童・生徒等保護対策

### 1 基本方針

東海地震に関連する情報の発表に際し教育委員会は、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育などの災害対策の確立を図る。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	教 育 局（学校教育部）	★	児童・生徒の安全確保に関すること。
	こども・若者未来局	★	園児の安全確保、応急保育に関すること。
関 係 機 関	小・中学校及び教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。

### 3 学校（市立小・中学校）の対応

東海地震注意情報が発表された場合には、強化地域内外を問わず、交通機関を利用する児童・生徒等については、状況に応じて保護者へ引き渡す、あるいは帰宅させるなど、児童・生徒等の安全に十分配慮した措置を講ずる。

警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。

- (1) 学校長等は、学校に校内災害対策本部を設置し、東海地震予知情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童・生徒については、東海地震予知情報等が発表された時点及び警戒宣言の発令時は原則として、児童・生徒は保護者へ引き渡すまで学校で保護する。児童・生徒の引渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。
- (3) 学校長等は、教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告する。
- (4) 学校の各施設の安全措置をとる。
- (5) 初期消火及び救護活動等の防災活動体制を整えておく。
- (6) 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区及び浸水想定区域等に近接する学校では、避難準備体制を整える。

### 4 市立小・中学校教職員の対処、指導基準

- (1) 東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられたら、児童・生徒を教室等を集める。
- (2) 児童・生徒の退避・誘導に当たっては、氏名、人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、校内災害対策本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。
- (4) 障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮する。
- (5) 児童・生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法（複数の情報連絡手段の確保、引渡しカードの利用等）で確実にを行う。



- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、保護者へ引き渡すまで学校で保護する。
- (7) 児童・生徒の安全を確保した後、校内災害対策本部の指示により防災活動に当たる。

## 5 登・下校時、在宅時に東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発令された場合の対策

- (1) 登・下校時に東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、より安全な場所を自ら判断し避難行動を取らせる。また、学校に避難してきた児童・生徒を安全に保護し避難誘導する。
- (2) 交通機関の利用者については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。
- (3) 在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。

## 6 幼稚園、私立学校等の防災対策

こども・若者未来局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制などの防災対策を適切に行う。

## 第6節 消防対策

### 1 基本方針

消防局及び消防団は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合、地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした消防警備を行い、被害の軽減に努める。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

### 3 消防警備体制

東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、次の事項について速やかに実施し、総力を挙げて警備体制の強化を図る。

#### (1) 消防局

- ア 警防本部の強化
- イ 消防職員及び消防団員の動員
- ウ 通信施設の点検確認
- エ 東海地震予知情報等の収集及び各消防署・消防団への伝達
- オ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- カ 市災害対策本部及び各防災関係機関との連絡調整
- キ その他必要と認められる事項

#### (2) 消防署

- ア 大隊本部の設置
- イ 消防職員及び消防団員の動員伝達
- ウ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- エ 出火防止等の広報活動の実施
- オ 動員職員の部隊編成
- カ 事前避難対象地区における避難の指示等の伝達、避難誘導等
- キ 高所見張り及び警戒巡視の実施
- ク その他必要と認められる事項

#### (3) 消防団

- ア 消防団本部・方面隊本部の設置
- イ 消防団員の動員伝達
- ウ 部隊編成及び任務分担の確認
- エ 出火防止等の広報活動の実施
- オ その他必要と認める事項

#### 4 出火防止及び初期消火の広報

同時多発火災に備え、火気使用の自粛、初期消火体制の徹底を図るため、消防職員、消防団員が消防車両等を活用して広報を実施する。

なお、広報時には、必ず東海地震予知情報等を付加する。

#### 5 避難の指示

事前避難対象地区における避難のための立ち退きを勧告又は指示する場合は、当該地区を管轄する消防職員及び消防団員が消防車両等を活用し、市職員等と協力して実施する。

#### 6 事業所等に対する指示

警戒宣言が発せられたときは、事業所等において、地震防災応急対策等に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。

#### 7 情報の収集

東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた後の管内情勢を的確に把握するため、次により情報の収集を行う。

##### (1) 収集手段

- ア 消防職員及び消防団員からの報告
- イ 防災関係機関等からの情報収集
- ウ その他

##### (2) 収集情報

- ア 東海地震予知情報等
- イ 交通の状況（道路、鉄道、バス等）
- ウ 市民の動向
- エ その他必要と認める事項

#### 8 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察署及び防災関係機関と事前協議を図る。

## 第7節 警備対策

### 1 基本方針

警察署は、東海地震予知情報等の発表に伴い、東海地震に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察署の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 民 局	★	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。
	区 役 所		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。

### 3 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報の通知を受理したときは、直ちに警察署に警察署長を長とする警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、必要により相互の要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 警察署は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

### 4 警戒宣言発令時対策

警察署が実施すべき東海地震に関連する情報が発表されたときの措置及び警戒宣言発令時対策に係る措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

#### (1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

ア 市が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

イ 各種情報の収集・伝達

ウ 市及び関係機関との相互連絡

#### (2) 広 報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

- ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- オ 不法事案を防止するための正確な情報
- カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導

## 第8節 飲料水・電気・通信等の対策

### 1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	健康福祉局（保健衛生部）	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水の確保（上水道区域等）に関する事。
	都市建設局（道路部）	★	飲料水の確保（簡易水道区域）に関する事。
	環境経済局（経済部）	★	食料・生活必需品確保の事前対策に関する事。
	市 民 局	★	物価の高騰防止対策に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	応急給水支援に関する事。
	東 京 電 力 パワーグリッド（株）	—	電気施設の事前対策に関する事。
	東 日 本 電 信 電 話（株）	—	電話施設の事前対策に関する事。
	東 京 ガ ス（株）	—	都市ガス施設の事前対策に関する事。

### 2 飲料水に係る措置

#### (1) 飲料水の事前確保

市は、地震発生に備え、各家庭及び事業所に対して緊急貯水を呼びかける。

#### (2) 災害用指定配水池等における活動

神奈川県企業庁は、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合は、応急給水器具の点検を行うとともに、発災時には、災害用指定配水池等へ対策要員を配備する。

#### (3) 応急給水体制

市は、応急給水に備え、給水資機材、鋼板プール等の点検、配備及び人員を確保する。

### 3 食料・生活必需品の確保

地震発生に備え、災害応急対策に必要な食料・生活必需品の円滑な供給を実施するための措置を講ずる。

#### (1) 調達体制の点検・確認

市は、あらかじめ定められた計画に基づき、市が備蓄している食料等の点検、確認をするとともに、供給協定を締結している関係団体等に連絡し、食料・生活必需品の調達先及び調達手段等の確認と、関係団体等の供給可能な数量の把握に努め、災害の発生に即時に対応できる体制を確立する。

#### (2) 市民による食料・生活必需品の備蓄

各家庭等は、日頃から災害発生に備え、食料・生活必需品の備蓄に心掛けるものとする。

#### 4 物価高騰の防止等

市民局は、県と協力し、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言の発令に際して、食料・生活必需品等の売惜しみ又は買占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者、流通業者及び販売業者等に対して、必要な要請等を行う。

#### 5 電気（東京電力パワーグリッド（株））

東京電力パワーグリッド（株）は、警戒宣言の発令等に際して、おおむね次の対策を実施することとしている。

##### (1) 地震防災強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づき、社会、公衆の安全の確保に資するため電気事業者としての地震防災に関する諸施策を定め、もって地震防災体制の確立に万全を期することを目的とする。

##### (2) 基本方針

地震防災及び災害復旧対策上必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給することが電気事業に課せられた主たる責務である。

このため、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立、要員、資機材の確保等の地震防災対策を講ずるとともに、地震防災教育、訓練の充実を図ることとする。

##### (3) 地震防災応急対策

警戒宣言が発せられた場合は、相模原市、社外関係機関等との緊密な連携の下に速やかに次の応急対策を講ずる。

###### ア 地震防災組織

警戒宣言が発せられた場合、相模原支社は、第3非常態勢を発令し、災害対策支部を設置する。

###### イ 電力施設の予防措置

大規模地震関連情報に基づき、仕掛け工事及び作業中の電力設備は、状況に応じた設備保全及び人身安全上の措置を実施する。

###### ウ 要員・資機材

要員、資機材については、社内の非常災害対策規程に基づき、要員並びに資機材の確保に努める。

##### (4) 地震防災教育・訓練

###### ア 地震防災教育

(ア) 地震関係法令、地震関係パンフレット等の配布、関係記事の社内報への掲載等により社員教育に努める。

(イ) 神奈川県及び相模原市が計画する地震に関する講演会等に積極的に参加し、地震防災に対する知識の向上に努める。

###### イ 地震防災訓練

- (ア) 本店本部が計画する防災訓練の実施に当たっては、警戒宣言が発令された場合を想定した情報連絡訓練及び災害対策用資機材の整備、点検を主たる内容としたものとする。
- (イ) 相模原市が実施する地震防災訓練には、積極的に参加する。

## 6 電気通信（東日本電信電話（株））

東日本電信電話（株）は、警戒宣言の発令等に際して、おおむね次の対策を実施することとしている。

### (1) 警戒宣言発令時、災害時における電気通信サービスの確保対策

#### ア ダイアル通話

警戒宣言が発せられると、強化地域を中心に通話が集中的に発生し、電話がかかりにくくなることが想定されるので、次により対処する。

- (ア) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通信を確保できるようにし、その他の加入電話からの通信は、電話の疎通の状況に応じて臨機に利用制限等の措置を行う。

なお、利用制限等の措置を行った場合においても、デジタル公衆及び緑色の公衆電話からの通話は行えるようにする。

- (イ) 避難所等には特設臨時公衆電話を設置し、有効に利用できる措置をする。

#### イ 電報

- (ア) 防災関係機関からの非常、緊急電報を優先的に取り扱う。

- (イ) 一般の電報については、可能な限り取り扱う。

なお、強化地域内に向けて発信される電報は、遅延承知のものに限り受け付けることとする。

#### ウ 部外関係機関との連絡体制

市の行政機関や防災関係機関との情報連絡を密にし、協力、援助を得るため必要な体制を確立する。

#### エ 警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに各支店内に地震災害警戒本部を設置する。

### (2) 警戒宣言時の広報

通信の疎通及び利用制限の措置状況等、利用者の利便に関する事項については、局前掲示、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じて広報を行う。

## 7 ガス（東京ガス（株））

東京ガス（株）は、警戒宣言の発令等に際して、おおむね次の対策を実施することとしている。

### (1) 計画策定の方針

この計画は警戒宣言が発令されてから災害発生まで又は警戒宣言が解除されるまでの間に事前対策及び応急対策を定めるものとする。

### (2) 地震時情報収集システムの確立

通信手段として無線を使用する際、情報の混乱を避けるため本社がスキャンニング方式で統制し、総合的な措置判断のための情報収集を行う。



### (3) 応急対策

警戒宣言が発せられた場合の対策、措置は次のとおりとする。

#### ア 基本的な考え方

ガスの製造、供給を継続するが、発災時のガスによる二次災害の防止のための応急措置を迅速に講じ得る体制を確保する。

#### イ 非常体制の確立

速やかに「非常事態対策本部」を設置し、24時間体制をとり警戒に当たる。動員要領により保安要員を確保する。

#### ウ 工事の中断等

工事中のガス工作物及び工事用資機材の落下及び転倒を防止する等の応急的な保安措置を実施し、工事を中断し又は速やかに工事を終了させる。

#### エ 要員の重点配備

ガスの緊急措置を講ずる地域を限定し、必要な要員を緊急配備する。

#### オ 保安設備等の点検

非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、消火設備等の点検及び整備を行い、必要に応じて起動確認を実施する。

#### カ 資機材の点検等

被害拡大防止資機材、応急復旧工事用資機材、主要食料、医薬品等の確認、点検及び整備、並びに飲料水を確保する。

#### キ 広 報

(ア) 需要家に対し、使用していないガス栓が閉止されていることの確認並びに地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等と呼びかける。

(イ) 防災関係機関に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて前項の広報内容を報道するよう要請する。

## 第9節 医療救護対策及び社会福祉施設対策

### 1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
関 係 機 関	医 療 機 関	—	医療救護機能の維持等に関すること。
	社 会 福 祉 施 設	—	福祉施設利用者の安全確保措置等に関すること。

### 2 医療救護対策

各医療機関は、地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施し、医療救護機能の維持に努めるものとする。

#### (1) 警戒宣言発令時の措置

##### ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図る。

##### イ 医療機関の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

##### ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講ずる。

##### エ 手術中の安全措置

手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期する。

##### オ 診 療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとする。

##### カ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も合わせて行う。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引渡しを実施する。

#### (2) 医療救護班の編成待機

救護所スタッフに指定されている医師、看護師等は、救護所への参集に備える。

#### (3) 医療器材、医薬品の緊急調達の準備

医療救護活動に必要な医療器材及び医薬品の緊急調達を迅速に行うため、薬剤師会及び医薬品取扱業者等と連携し、在庫量の確認、その他必要な連携を図る。

(4) 医療機関に対する要請

災害の発生に備え、健康福祉局は医師会を通じて、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるように要請する。

- ア 地震災害による救急患者の受入体制の準備
- イ 空床の確保
- ウ 応急救護体制の編成

### 3 社会福祉施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。

- ア 施設設備の点検
- イ 落下物等の防止措置
- ウ 飲料水、食料等の確保
- エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保
- オ 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区及び浸水想定区域等に近接する施設での避難準備体制の確保

(2) 事前避難及び発災後の二次避難への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性、周囲の土砂災害危険箇所、山地災害危険地区及び浸水想定区域等の分布を考慮し、他の安全性の高い福祉施設等への移送あるいは保護者への引渡しを実施する。

## 第10節 交通対策

### 1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 （ 道 路 部 ）	★	交通規制に係る警察署との連絡調整に関すること。
	都 市 建 設 局 （ ま ち づ くり 計 画 部 ）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	交通規制による緊急交通路の確保等に関すること。
	鉄 道 機 関	—	運行規制及び乗客の安全確保等に関すること。
	バ ス 機 関		

### 2 警戒宣言が発令された場合の交通対策

都市建設局は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

警察署は、警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

#### (1) 交通規制措置

##### ア 基本方針

(ア) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制する。

(イ) 強化地域への一般車両の流入は、極力制限する。

(ウ) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

(エ) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。

(オ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

イ 都県境における一般車両の流出入は、次のとおり措置する。

(ア) 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限する。

(イ) 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から流入する車両は、状況により制限する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

(ア) 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

(イ) 緊急交通路の確保

警戒宣言発令時における緊急交通路は、警察本部長が指定する18路線を、公安委員会が行う車両通行止め等の交通規制により確保する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

(ア) 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(ウ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに行うこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

別表 警戒宣言発令時における緊急交通路指定想定路線一覧表

(市内の路線を抜粋)

路線名	市内区間
中央自動車道(中央道)	全線
首都圏中央連絡自動車道(圏央道)	全線
国道16号	全線
国道20号	全線
国道129号	全線
国道412号	全線
国道413号	全線(旧道除く)
県道46号 相模原茅ヶ崎	全線
県道51号 町田厚木	全線
県道52号 相模原町田	東京都境から圏央道交点
県道54号 相模原愛川	全線

### 3 鉄道

(1) 運行方針

警戒宣言発令時に、鉄道機関は、原則として次の方針により対処する。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続する。

- ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定による東海地震に係る地震防災対策強化地域内への進入を禁止する。
- イ 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとる。ただし、震度6弱未満の場合、安全性の確保を前提に運行可能とする。
- ウ 強化地域外においては、安全を確保の上、極力運行の継続を確保する。
- エ 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運転を行う。

(2) 列車運行措置

ア 東日本旅客鉄道（株）

(ア) 強化地域外で震度5弱以上が予想される地域

- a 強化地域内への列車の進入は、原則として規制する。
- b あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行する。
- c 近接する区間（相模線：厚木～橋本駅区間、中央線：上野原駅～高尾駅区間）において運転を中止する。

(イ) 強化地域外で（ア）を除く地域

原則として運転規制を行わない。

イ 私鉄

機 関	強化地域内	強 化 地 域 外	
		警戒宣言当日	翌日以降
小 田 急 電鉄（株）	原則として、最寄り駅まで安全な速度で運転し、以降の運転を中止	相武台前駅～小田原駅間及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車は、最寄り駅で運転を中止	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
		新宿駅～相武台前駅間（小田原線）、新百合丘駅～唐木田駅間（多摩線）、相模大野駅～藤沢駅間（江ノ島線）は、45km/h以下により運行	
		特別急行列車及び急行列車は運転中止	
京 王 電鉄（株）		現行ダイヤを使用して減速走行	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める
		輸送力は平常ダイヤより減少	

(3) 旅客に係る措置

ア 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市との連携体制等の措置等について定め、警戒宣言

発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、必要な対応をとる。

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請する。

イ 東日本旅客鉄道（株）

（ア）駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、う回の要請及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。

（イ）駅内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅内又は列車内を待機場所とする。

（ウ）待機等が長時間となった場合及び危険が見込まれる場合は、市に、一時滞在施設等の開設を要請し、案内する。（地震災害応急対策「第3章 5 一時滞在施設の開設・運営」地—4 2 参照）

（エ）旅客に対して食事のあっせんを行うこととし、給食事業者等の供給能力、協力体制を確立しておき、臨機応変に対処する。

（オ）旅客等に急病人等が発生したときは、周辺の救急病院をあらかじめ把握し、救急車の要請と安全な場所での応急手当と安静な保護を行う。

（カ）駅内及び列車等の旅客の安全確保、秩序の維持及び盗難等、各種犯罪の防止に努め、状況により社員を適宜配備し、混乱等が予想されるときは警察署の応援を要請する。

ウ 小田急電鉄（株）・京王電鉄（株）

東日本旅客鉄道（株）に準じて、旅客等の安全確保や待機支援等の措置を講ずる。

#### 4 路線バス

強化地域外においては、次の事項を基本方針とし、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより可能な限り運行を継続する。

（1）警戒宣言が発せられたときは、減速走行の措置をとる。

（2）減速走行及び交通渋滞等により運行車両が遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。

（3）危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、う回等事故防止のための適切な措置をとる。

（4）警戒宣言が発令された翌日以降についても、前項（1）～（3）を踏まえ、原則的には運行を継続するが、交通状況の変化等に応じて運行中止等の適切な措置をとる。

## 第11節 緊急輸送対策

災害の発生に備え、緊急輸送に必要な車両及び輸送ルート等は次のとおりとする。

### 1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	財 政 局 （ 財 務 部 ）	★	車両・燃料の確保及び配車、緊急通行車両の確認手続に関する事。
	都市建設局（まちづくり計画部）	★	交通関係機関との連絡調整に関する事。
関 係 機 関	県公安委員会（警察署等）	—	緊急通行車両の標章等の交付に関する事。
	日 本 通 運（株）	—	車両輸送の協力に関する事。
	（一社）神奈川県トラック協会		
	神 奈 川 中 央 交 通（株）		
	京 王 バ ス 南（株）		
	富 士 急 山 梨 バ ス（株）		
神奈川県石油商業組合北相支部	—	燃料の供給の協力に関する事。	

### 2 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策実施要員
- (2) 応急対策の実施に必要な食料、医薬品、資機材等
- (3) その他市災害対策本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

なお、緊急輸送は、必要な範囲で実施するものとし、輸送手段の競合を生じさせないよう関係機関と十分な調整を行い、効率的な配分計画の下に実施するものとする。また、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり、具体的に調整すべき問題が生じたときは、市災害対策本部において必要な調整を行う。

### 3 緊急輸送ルート

市内の緊急輸送のルートは、別に定める。

### 4 緊急輸送車両等の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後の緊急輸送に備えて、輸送用車両などの確保を図るとともに、運用体制を一元化するものとする。確保すべき車両の数量等は、「地震災害応急対策 第5章 第2節 輸送車両等の確保対策」（地—5 4参照）を準用する。



## 第12節 公共施設等に関する対策

道路・橋りょう・河川・下水道等及びその他の重要な施設等における災害の発生に備えた事前措置については次により実施する。

### 1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（道 路 部）	★	所管する道路・橋りょう・河川・簡易水道等の事前措置に関する事。
	都 市 建 設 局（下 水 道 部）	★	下水道施設の事前措置に関する事。
	関 係 各 局	★	管理施設等の事前措置に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県営水道施設、県管理河川等の事前対策に関する事。
	東 京 都	—	東京都管理河川に関する事。
	関東地方整備局相武国道事務所	—	所管する道路・橋りょうの事前措置に関する事。
	中日本高速道路（株）八王子支社	—	

### 2 道路及び橋りょう

道路管理者は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

### 3 河川等

河川等の管理者は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、工事中的場合は工事を中断するなど、所要の被災防止措置を講ずる。

### 4 上水道施設

上水道管理者は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、工事中的場合は工事を中断するなど、所要の被災防止措置を講ずる。

### 5 下水道施設

下水道管理者は、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合は、工事中的場合は工事を中断するなど、所要の被災防止措置を講ずる。

### 6 市が管理する庁舎、施設等

市が管理する庁舎、小・中学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の情報の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び応急処置、設備・備品等の転倒及び落下防止
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽等の水量確認又は貯水確認
- カ 消防用設備等の点検、整備と事前配備

(2) 個別事項

- ア 小・中学校等にあつては、当該施設等に保護を必要とする乳幼児、児童・生徒等がいる場合はこれらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者、乳幼児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は、それぞれが別に定めるものとする。

## 7 不特定多数が出入りする施設

施設管理者は、情報収集、利用者等への情報伝達、避難誘導、施設点検等を行う。また、施設に応じて、次の措置をとる。

(1) デパート

各デパートがあらかじめ定める方針により、耐震性が確保されている場合には、営業を継続できるものとする。

(2) スーパーマーケット

施設の耐震性、従業員の確保状況等により、各店舗が継続、閉店を判断する。耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は営業を継続する。

(3) 小規模小売店

原則として営業を継続する。

(4) 野球場、映画館等

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合は、興行を中止する。また、警戒宣言発令が、興行前の場合は中止し、興行中の場合は主催者の判断で中止する。

## 8 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として安全措置を講じた上で工事を中断するものとする。

## 第4章 駅前混乱の防止対策

### 1 基本方針

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定地域外であるが、警戒宣言の発令時においては、各鉄道会社において運行の規制が図られることとなり、地震発生前に帰宅困難者の発生や市内のターミナル駅である小田急電鉄（株）相模大野駅、東日本旅客鉄道（株）橋本駅、京王電鉄（株）橋本駅及びその周辺において多くの滞留者が発生するなどの混乱が予想される。

また、一斉帰宅による交通渋滞が発生し、緊急車両の通行障害等も懸念される。

このため、市、小田急電鉄（株）、東日本旅客鉄道（株）、京王電鉄（株）及び防災関係機関は、駅周辺における滞留者の混乱を未然に防止するため、次の対策を実施するものとする。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	区本部との調整及び災害時帰宅支援ステーションの情報に関する事。
	市 長 公 室 (シビックプライド推進部)	★	情報の提供に関する事。
	都 市 建 設 局 (まちづくり計画部)	★	交通関係機関との連絡調整に関する事。 駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。
	区 本 部	★	駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。 一時滞在施設の総括に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	★	一時滞在施設（県有施設）の開設に関する事。
	警 察 署	★	駅及び徒歩帰宅道路等の交通整理等に関する事。
	東日本旅客鉄道（株）	—	乗客及び駅利用者等の誘導に関する事。
	小田急電鉄（株）	—	
	京王電鉄（株）	—	
	神奈川中央交通（株）	—	臨時バスの運行に関する事。
	京王バス南（株）	—	
富士急山梨バス（株）	—		

### 3 交通機関の誘導等

市、小田急電鉄（株）、東日本旅客鉄道（株）、京王電鉄（株）及び関係機関は、相模大野駅、橋本駅、その他多数の旅客滞留が予想される駅及びその周辺の混乱防止のため、緊密な連絡調整に基づき、次の対策を行う。

#### (1) 鉄道利用者の誘導

駅の改札口、ホーム、コンコース等における混乱を防止するため、鉄道利用者の改札規制、駅構内への入場規制を行うとともに、利用者の効果的誘導を実施する。

#### (2) 交通機関等の誘導

バス、タクシーの乗降場所は、混雑の状況に応じて、運行方法、乗降場所を検討するとともに、必要とする誘導措置を講ずる。

#### (3) 滞留者の誘導

集中する鉄道利用者等の混乱を未然に防止するため、駅構内への入場を規制する。

#### (4) 情報提供

市長公室は、関係各局及び関係機関と連携し、事業所等に、公共交通機関の運行情報、長期間の運行停止時における施設内での従業員等の待機要請及び一時滞在施設の開設状況並びに災害時帰宅支援ステーションの状況等を、各駅に地域防災無線で連絡するほか、防災行政用同報無線（ひばり放送）及び防災メール等を利用して広報する。

### 4 駅前混乱の防止

都市建設局及び区本部は、市内の各鉄道駅及びその周辺の混乱防止のため、誘導員、駅連絡員、一時滞在施設担当職員を派遣し、情報の収集・提供を行い、駅前滞留者を駅周辺一時避難場所等に誘導する。

また、駅周辺一時避難場所等に情報所を設置し、簡易無線機等を利用して本部から情報を収集し、滞留者に必要な情報を提供する。

その他、交通関係機関や警察署等と連携して、迅速かつ的確に混乱防止活動を実施する。

### 5 一時滞在施設の開設

区本部は、滞留者の一時滞在が必要な場合、関係各局と連携し、一時滞在施設を開設するとともに、都市建設局、各鉄道会社及び警察署等と連携して、帰宅困難者への広報、誘導を行う。

一時滞在施設では、受け入れた滞在者の名簿を作成し、人数や必要な物資等を区本部に報告するとともに、交通機関の運行開始情報など帰宅支援に関する情報を提供する。

### 6 小田急電鉄（株）、東日本旅客鉄道（株）、京王電鉄（株）の措置

#### (1) 旅客に対する広報

警戒宣言の内容を伝達するとともに、鉄道の運行状況及び折り返し駅の状況等を広報する。

#### (2) 乗降客の誘導

乗車客、降車客の混乱を防止するため、あらかじめ定めた乗降口を専用にし、一方通行により乗降客の整理、誘導を行う。

## 7 関係機関の措置

### (1) 県（県央地域県政総合センター）

警戒宣言の内容を広報するとともに、運行状況など必要に応じて市と連携し、県有施設の一時滞在施設への誘導等混乱防止のための情報を提供する。

### (2) 警察署

駅周辺の滞留者の混乱を防止するため、運行状況など必要に応じて広域避難場所又は一時滞在施設等に誘導する。

### (3) 報道機関

ターミナル駅である相模大野駅及び橋本駅の状況、滞留者の状況等を報道するとともに、混乱防止のための呼びかけを行う。

### (4) 神奈川中央交通（株）、京王バス南（株）、富士急山梨バス（株）

混雑の状況に応じて、バスの運行方法、乗降場所を検討するとともに、必要とする誘導措置を講ずる。

## 8 事業所等における対応措置

(1) 東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合、市内各事業所等は、一斉帰宅による混乱等を回避するため、従業員等を一定期間、施設内に待機させるよう努める。

(2) 店舗等の不特定多数の者を収容する施設では、利用者、滞留者等に対して、東海地震予知情報等の発表、警戒宣言の発令に関する情報及び交通機関の情報並びに一斉帰宅の抑制のための一時滞在施設の情報及び災害時帰宅支援ステーションの情報を知らせるなど、混乱の未然防止に努めるものとする。

## 第5章 地震防災上必要な広報

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な啓発及び広報を推進する。

特に市民に対しては、東海地震に関連する情報に関する知識の普及に努めるとともに、東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて冷静に行動することが、混乱を防止し、災害発生後の被害を最小限にすることとなるため、状況に応じた対処に努めるよう、次の行動指針について事前に広報等を行う。

### 1 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	東海地震関連情報及び防災上必要な知識の普及等に関すること。
	関 係 各 局	
関 係 機 関	( 公 社 ) 相 模 原 市 防 災 協 会	
	各 防 災 関 係 機 関	

### 2 家庭にいるとき

#### (1) 正しい情報をつかむ

ラジオやテレビのスイッチは常に入れておく。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、絶えず注意する。

#### (2) 家庭の防災会議

家族で防災会議を開き役割分担を決める。

#### (3) 家具類の転倒、落下物の防止

家具類は転倒しないように固定し、高い所から重いものやガラス類を降ろして整理しておき、いざというときのための逃げ道を作っておく。

#### (4) 火気の使用は自粛する

地震による火災を防止するため、できるだけ火を使用しないようにする。

#### (5) 水や消火器を用意する

万一火が出てもすぐ消せるよう、水を張ったバケツや消火器を用意しておく。消火器は使い方を確かめ、風呂桶にも水を張る。

#### (6) 家庭内の危険物の整理

灯油、ベンジン、食用油等燃えやすいものは、安全な容器に移し、火元から離す。

LP ガスのボンベは元栓をしめ、鎖などで固定してあるか確かめる。

#### (7) 身軽で安全な服装に着替える

作業にも便利で、最悪の場合そのまま逃げられる服装にすぐ着がえる。頭巾やヘルメットも用意しておく。

(8) 非常持出品を確かめる

食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品など非常持出品がそろっているかを確かめる。食料、飲料水等は、普段から少なくとも3日以上を用意しておく。

(9) 避難場所などを確かめておく

避難場所や避難経路などを確かめておく。

(10) 隣近所で助け合う

いざという時、みんなで助け合って初期消火や避難ができるようお互いに連絡を取っておく。

(11) 自動車、電話の使用は自粛する

不要不急の車両の使用は避け、避難のための車両は使用しない。また、あわてて電話しないですむよう、普段から話し合っておく。

**3 学校・幼稚園・保育所にいるとき**

児童・生徒、園児は、教職員等の指示に従って、落ち着いて行動する。

**4 百貨店・スーパーにいるとき**

不特定多数の人が集まる場所では、慌てずに店員の誘導に従って、落ち着いて行動する。

**5 職場にいるとき**

多くの職場では、東海地震予知情報等の発表時、警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生したときの対策があらかじめ決められているので、その計画により行動する。

**6 電車やバスに乗っているとき**

乗客は、乗務員の指示に従って落ち着いて行動する。

**7 自動車を運転しているとき**

運転中は、カーラジオ等で継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。





---

## 相模原市地域防災計画【資料編】

---

発 行 令和5年5月

事務局 相模原市危機管理局危機管理課

---

